第二部

労働運動

I 労働組合の組織現状と組織運動

概要□労働組合の組織状況――わが国の組織水準／産業別組織状況／企業規模別組織状況／組／組合員数増減の諸要因／主要連合体の組織状況／都道府県別組織状況／組織運動――全国中央組織の組織方針：総評の組織方針／同盟の組織方針／産業別組織の動向：全日本金属産業労働組合協議会の発足／鉄鋼／紙・パルプ／繊維／ハイヤー・タクシー／国公労連の結成／海員／労働戦線の再編・統一問題：四団体共闘／民間単産共同行動会議の動き

概要

一、一九七五年六月末現在のわが国労働組合員数は、不況による雇用労働者の減少にもかかわらず、一年前にくらべて約一二万九〇〇〇人増え、約一二五九万人となり、労働組合推定組織率は前年よりも〇・五ポイント上昇して三四・七％となった。

一、産業別にみると、平均を上回る組合員数の増加率を示したのは卸売・小売業、サービス業、金融・保険・不動産業、公務などであり、一方、農林・漁業・水産養殖業、鉱業に加えて、製造業でも組合員数が減少した。

一、民間企業の労働組合における組合員数の変動をみると、増加は七五年には常用労働者三〇〇人規模の小・零細企業に集中した。

一、主要連合体の組織状況で七五年に目立ったのは、七四年の約一一万六〇〇〇人増にひきつづいて総評がそれとほぼ同数を七五年にも増加したのにたいして、七二年まで一貫して総評を上回る組織増を示してきた同盟が、七三年いらい毎年の増加組合員数で総評を下回るようになったばかりか、七五年には約四万六〇〇〇人の減少をみたことである。

一、各産業部門における主要連合体の組織状況をみると、製造業

では組合員数の二九・九%を同盟が傘下におさめ、総評一八・一%、中立労連一六・〇%で、四団体のいずれにも属さないものが三九・七%となっている。また公務では、総評が八九・三%、同盟一一・五%であり、四団体のいずれにも属さないものが九・三%であった。

一、都道府県別に組合員の増減をみると、前年にくらべて七五年には、秋田、群馬、神奈川、石川、福井、山梨、長野、岐阜、滋賀、京都、奈良、和歌山、鳥取、岡山、高知の一五府県で組合員数が減少し、その他の都道府県で増加をみた。

一、総評は七五年八月の第五〇回定期大会で七五年春闘の敗北に反省を加え、①産別組織・統一闘争体制の強化、②中小、臨時、下請労働対策の強化、③地評・地区労の強化、④活動家集団の編成を中心とする大衆的運動体制の拡充などを柱とする組織方針を決めた。同盟は七六年一月の第一二回定期全国大会で、三〇〇万同盟の早期実現を目標に、①未組織の組織化、②全国組織を脱退した組合の同盟加入促進、③「今日なお階級闘争に傾斜する官公労働運動の民主化を促進し、同盟の官公労組織を拡大する」などを主要な柱とする七六～七七年の組織活動方針を決めた。

一、産業別組織の動向として注目されるのは、国際金属労連日本協議会IMF・JCが国内運動体として組織を強化するため、七五年一二月の第一八回協議委員会で組織の名称を全日本金属産業労働組合協議会IMF・JCと変更し、新たな規約を採択したことであり、またIMF・JCの中心組合の一つである鉄鋼労連が、神鋼加古川、住友小倉を七五年一二月に加盟させることにより、鉄鋼の大手企業の労働組合をほぼ全面的に傘下におさめるにいたったことである。国家公務員の組合で国公共闘を形成していた一六組織は、七五年一〇月に国公労連を結成した。また七三年いらい路線転換をとげた海員組合内では、七六年七月一日に大手船会社職場委員を中心に、執行部の方針に反対するグループが「海員民主化懇談会」を結成した。

一、労働戦線再編統一の動きとしては、七六年にはいって社会党江田派、公明党、民社党の勢力で「新しい日本を考える会」が結成されたのに呼応して、民間組織共同行動会議を中心に労働組合運動の再編統一をすすめようとする動きがでてきたが、七六年六月末段階ではまだ運動として明確な形をとっていない。

1　労働組合の組織状況

1　わが国の組織水準

組合員数　一九七五年六月末現在のわが国労働組合員数（単一労働組合員数）は、雇用労働者の減少（前年にくらべて約二一万人減）にもかかわらず、七四年同期にくらべて約一二万九

第97表　労働組合数，組合員数および推定組織率の推移　　（単位・単一）

年	組合数	組合員数	対前年度増減数		対前年度増減率		推定組織率	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数	雇用者数	推定組織率
		人		人	%	%	万人	%
1965年	27,525 (52,879)	10,146,872 (10,069,761)	384 (1,142)	347,219 (417,411)	1.4 (2.8)	3.5 (4.3)	2,914	34.8 (34.6)
1966	27,919 (53,985)	10,403,742 (10,308,120)	394 (1,106)	256,870 (238,359)	1.4 (2.1)	2.5 (2.4)	3,042	84.2 (33.9)
1967	28,335 (55,321)	10,566,436 (10,475,869)	416 (1,336)	162,694 (167,749)	1.5 (2.5)	1.6 (1.6)	3,100	34.1 (33.8)
1968	28,840 (56,535)	10,862,864 (10,774,814)	505 (1,214)	296,428 (298,945)	1.8 (2.2)	2.8 (2.9)	3,159	34.4 (34.1)
1969	29,611 (58,812)	11,248,601 (11,143,482)	771 (2,277)	385,737 (368,668)	2.7 (4.0)	3.6 (3.4)	3,196	35.2 (34.9)
1970	30,058 (60,954)	11,604,770 (11,481,206)	447 (2,142)	356,169 (337,724)	1.5 (3.6)	3.2 (3.0)	3,277	35.4 (35.0)
1971	30,500 (62,428)	11,797,570 (11,684,263)	442 (1,474)	192,800 (203,057)	1.5 (2.4)	1.7 (1.8)	3,383	34.9 (34.5)
1972	30,818 (63,718)	11,888,592 (11,772,008)	318 (1,290)	91,022 (87,745)	1.0 (2.1)	0.8 (0.8)	3,457	34.4 (34.1)
1973	31,674 (65,448)	12,097,848 (11,967,333)	856 (1,730)	209,256 (195,325)	2.8 (2.7)	1,8 (1.7)	3,639	33.2 (32.9)
1974	32,734 (67,829)	12,461,799 (12,325,147)	1,060 (2,381)	363,951 (357,814)	3.4 (3.6)	3.0 (3.0)	3,649	34.2 (33.8)
1975	33,424 (69,333)	12,590,400 (12,472,974)	690 (1,504)	128,601 (147,827)	2.1 (2.2)	1.0 (1.2)	3,628	34.7 (34.4)

〔備考〕　1）（　）外は単一労働組合，（　）内は単位労働組合である。
2）雇用者数は総理府統計局「労働力調査」各年6月分による。
3）推定組織とは，組合員数を雇用者数で除して算出したもの。
4）労働省「昭和50年労働組合基本調査報告」による。

〇〇〇人増加（増加率一・〇%）して、約一二五九万人となった（第97表）。

戦前は最高四二万余人（一九三六年）を数えたにすぎないわが国の労働組合員数は、第二次大戦後はわずか一年足らずのうちに約三六八万人（一九四六年六月末）に達し、今日におよんでいるが、その間、組合員数の変動はほぼ六つの時期を経過している。第一期は、敗戦後占領軍の民主化政策のもとで組合の組織化が破竹の勢いですすんだ時期で、組合員数は四五年八月のゼロから出発して四八年六月末には約六六八万人に達した。第二期は、ドッジ・プランの強行、朝鮮戦争などを背景に、占領軍、政府ならびに資本による組合攻撃が強められ、運動が後退を余儀なくされた四九～五〇年以降五六年にいたる時期で、組合員数は減少と停滞を示し、五一年には四八年よりも約一〇〇万人を減じて約五六九万人になった。第三期は、ふたたび運動の前進がはじまった五七年以降六四年にいたる時期で、ようやくたちなおった組合運動は、経済の高成長にもとづく雇用増を背景に比較的容易に組織を拡大することができた。すでに五二年いらい回復にむかいはじめていた組合員数は、五七年にはそれ以前のピークをこ

えて約六七六万人となり、六四年には約九八〇万人を記録した。第四期は六五～六七年の時期で、組合員数は一〇〇〇万人の大台にのったものの、景気の一時的後退とそれにつづく産業「合理化」の進展が大企業における雇用増にブレーキをかけたため、組合員数の伸びは鈍化した。第五期は、この停滞が打ち破られた六八～七〇年の時期で、六七年に一・六%にとどまった組合員数の対前年増加率は、六八年二・八%、六九年三・六%、七〇年三・二%と上昇を示した。しかし七〇年秋にはじまる景気後退とその後における国際通貨危機のわが国経済への影響のもとで情勢は一変し、組合員数の増加は七四年を例外として停滞しつつある。

（注）　ここに示す各年の数字は六月末日現在のそれである。組合員数を示す場合に、単一労働組合員数と単位労働組合員数という用語を区別して使っているが、単位労働組合とは、その構成員が個人加入の形式をとり、独自の規約をもち、独自の活動をおこなう組合で、その下部にこうした組織をもたないものをいう。これにたいして単一労働組合とは、その内部に単位労働組合に準じた機能をもつ組織（支部、分会など）があり、かつ構成組合員が規約上すべて当該組織に個人加入する形式をとっている組合をいう。単位労働組合に関する統計は、単位組織組合と単一組織組合の最下部の組織である単位扱い組合とをそれぞれ一組合として集計した結果であり、単一組合に関する統計は、単位組織組合と単一組織組合の本部をそれぞれ一組合として集計したものである。なお単位労働組合と単一労働組合の集計では組合員数に相違が現われるが、これは単一組合内で独自の活動を認められていない下部組合の組合員数が、前者の場合には集計されず、後者の場合には本部の組合員数として集計されるからで、後者すなわち単一労働組合員数の統計が組合員の実数をより正確に示している。

組織率

七五年には、前年にくらべての組合員数の増加幅は大きくなかったが、それにもかかわらず雇用労働者数が減少したため、労働者の労働組合組織率（雇用労働者のうちに占める労働組合員の比率）は〇・五ポイント上昇して、三四・七%となった(第97表)。

わが国における労働組合組織率は、つぎのような経過をたどり、今日にいたっている。雇用労働者数の集計方法が戦前と戦後で相違しているので、そのまま比較するのでは正確を欠くが、戦前の組織率は最高七・九%（一九三一年）であった（雇用労働者数の集計方法を戦後と同じにすれば七・九%を下回る）。戦後は、一九四五年の〇%から始まり、四八～四九年には五〇%をこえたが、その後組合数の減少にともなって低下し、さらに五二年以降組合員数が回復にむかったのちも雇用労働者数の増加がそれを上回ったために組織率はなおも低下をつづけ、五九年には最低の三一・一%を記録した。その後六〇～六四年の時期に三二・二%から三五・〇%へと上昇、六五～六七年にふたたび低下の傾向をみせたが、六八～七〇年に三たび上昇して、七〇年には三五・四%と近年におけるピークを示した。その後七一年と七二年に〇・五ポイントずつ、さらに七三年に一・二ポイント低下し、七三年には三三・二%となったが、七四年いらいまたまた上昇する傾向を示しているものの、七五年には七〇年の三五・四%をなお〇・七ポイント下回っている(第97表)。

国際比較

社会主義国の労働組合組織率は一般的にいって高く、ソ連の労働組合員数は七二年に九〇〇〇万をこえているが、資本主義国で組合員数がわが国を上回っているのはアメリカ合衆国（七二年二〇八九万四〇〇〇人）だけであり、イギリスは一三一万五〇〇〇人（七二年）、西ドイツは八二二万八〇〇〇人（七二年）である。また組合組織率では、イギリスが五一・一%（七二

第98表　産業別労働組合員数および推定組織率（1975年）　（単一）

産業	組合員数		対前年増減数	対前年増減率	推定組織率
		%		%	%
全産業	12,590,400	(100)	128,601	1.0	34.7
農林，漁業，水産養殖業	114,431	(0.9)	△ 7,410	△ 6.1	23.8
鉱業	65,517	(0.5)	△ 2,650	△ 3.9	50.4
建設業	676,366	(5.4)	14,699	2.2	18.3
製造業	4,602,954	(36.6)	△ 44,201	△ 1.0	41.1
卸売業，小売業	702,896	(5.6)	26,072	3.9	10.1
金融，保険，不動産業	961,382	(7.6)	28,023	3.0	59.7
運輸通信業	2,083,379	(16.5)	11,877	0.6	65.3
電気，ガス，水道，熱供給業	228,356	(1,8)	3,182	1.4	73.7
サービス業	1,545,389	(12.3)	55,194	3.7	23.4
公務	1,420,047	(11.3)	40,107	2.9	68.6
分類不能の産業	189,683	(1.5)	3,708	2.0	—

〔備考〕 1） △印は減少を示す。
2） 労働省「昭和50年労働組合基本調査報告」による。

年）で群を抜いているが、西ドイツは三六・八％（七二年）でわが国を若干上回る程度、アメリカ合衆国は非農業雇用者数を基礎にして算出された組織率でさえ二六・七％（七二年）にすぎない。

2　産業別組織状況

産業別組合員数　七五年の単一労働組合員数の伸びは全産業でみると一・〇％であったが、これを産業別にみると、卸売・小売業（三・九％、約二万六〇〇〇人）、サービス業（三・七％、約五万五〇〇〇人）、金融・保険・不動産業（三・〇％、約二万八〇〇〇人）、公務（二・九％、約四万人）などでこれを上回る増加率がみられた。これにたいして農林・漁業・水産養殖業（六・一％、約七〇〇〇人減）、鉱業（三・九％、約三〇〇〇人減）などでは組合員数がかなり大幅に減少し、また七二年をのぞいてこれまで一貫して増加してきた製造業で一・〇％、約四万四〇〇〇人の減少がみられた（第98表）。

これらの増減の結果、七五年における労働組合員数の産業別構成比はつぎのようになった。製造業は七四年の三七・三％から七五年の三六・六％へ、運輸通信業は一六・六％から一六・五％へ、鉱業は〇・六％から〇・五％へと比率を低め、卸売・小売業は五・四％から五・六％へ、金融・保険・不動産業は七・五％から七・六％へ、サービス業は一二・〇％から一二・三％へ、公務は一一・一％から一一・三％へとそれぞれ比率を高めた（第98表）。

第99表　企業規模別労働組合数および組合員数　　（単位）

企業規模	1974年	1975年		対前年増減数	
	組合員数	組　合　数	組合員数	1974年	1975年
	人		人	%	人　%
合　　計	8,852,833 (100.0)	50,534	8,933,293 (100.0)	3.4	80,460　0.9
1,000 人以上	5,221,502 (59.0)	13,960	5,226,963 (58.5)	3.3	5,191　0.1
300～999 人	1,361,254 (15.4)	6,750	1,365,469 (15.3)	4.3	4,215　0.3
100～299 人	1,006,159 (11.4)	10,110	1,023,031 (11.5)	4.3	16,872　1.7
30～ 99 人	444,553 (5.0)	11,645	454,009 (5.1)	4.2	9,456　2.1
29人以下	66,427 (0.8)	5,455	69,225 (0.8)	5.4	2,798　4.2
そ　の　他	752,938 (8.5)	2,614	794,866 (8.9)	3.4	41,928　5.6

〔備考〕 1)　その他とは，２企業以上の従業員で組織されるもの（１人１企業のものを含む）および規模不明のものである。
2)　労働省「昭和50年労働組合基本調査報告」による。

産業別組織率　組織率を産業別にみると、最高は電気・ガス・水道・熱供給業の七三・七%で、公務（六八・六%）、運輸通信業（六五・三%）、金融・保険・不動産業（五九・七%）、鉱業（五〇・四%）がこれにつづき、製造業は四一・一%である（第98表）。

3　企業規模別組織状況

企業規模別組合員数　民間企業の単位労働組合員数は、七四年には約二八万七〇〇〇人増加したが、七五年には約八万（〇・九%）増にとどまり、その総数は約八九三万三〇〇〇人となった。

これを企業規模別にみると、七四年にはすべての規模にわたって三・三%以上の増加がみられたが、七五年には増加は三〇〇人未満の小・零細規模に集中する傾向がみられた（第99表）。

組合員数の企業規模別構成　民営企業労働組合員数の企業規模別構成をみると、一〇〇〇人以上規模が約五二二万七〇〇〇人で全体の五八・五%を占め、三〇〇～九九九人規模が約一三六万五〇〇〇人（一五・三%）、一〇〇～二九九人規模は約一〇二万三〇〇〇人（一一・五%）、三〇～九九人規模は約四五万四〇〇〇人（五・一%）で、雇用労働者の三分の一以上を占める二九人以下規模の企業の組合員数は、民間企業労働組合員数のわずか〇・八%を占めるにすぎない（第99表）。

4　組合員数増減の諸要因

組合員数の増減

七五年における労働組合員の対前年増加数は、第97表にみるとおり単一労働組合で約一二万九〇〇〇人、単位労働組合で約一四万八〇〇〇人であったが、この増加数を既設組合（七四年六月末までに設立された組合）における組合員数の増減と、七四年七月一日以降における組合の新設・解散にともなう組合員数の増減にわけてみると、つぎのようにいうことができる。七五年の新設組合の組合員数約三一万五〇〇〇人にたいして解散組合員数は約二四万三〇〇〇人で、その差し引きは約七万二〇〇〇人増であり、さらに組織の変更や分裂などの理由による形式上の新設解散をのぞいた実質的新設ならびに解散組合の組合員数についてみると、七五年実質的新設組合員数は約一六万五〇〇〇人、実質的解散組合員数は約七万九〇〇〇人で、その差し引きは約九万三〇〇〇人の増となる。こうして、形式的にみても実質的にみても新設・解散組合員数の差し引きは数年来とあまり変わらない数字を示している（第100表）。したがって、七四年七月～七五年六月の時期における組合員数の伸びの停滞傾向は、主として既設組合における組合員数の増加の停滞によってもたらされたものである。

要因別にみた産業別労働組合員数の増減

七五年に組合員数が減少した産業は、第98表にみるとおり、農林・漁業・水産養殖業、鉱業、製造業の三つであったが、この

第100表　新設解散労働組合数および組合員数　（単位）

年	新設 合計 組合数	新設 合計 組合員数	新設 実質的新設 組合数	新設 実質的新設 組合員数	解散 合計 組合数	解散 合計 組合員数	解散 実質的解散 組合数	解散 実質的解散 組合員数	新設－解散 組合員数	実質的新設－実質的解散 組合員数
		人		人		人		人	人	人
1969年	3,531	480,140	2,334	207,202	2,878	401,581	1,722	128,375	78,559	78,827
1970	3,735	511,356	2,372	225,249	3,003	431,780	1,777	115,279	79,576	109,970
1971	3,709	512,612	2,323	230,875	3,335	435,735	1,966	121,466	76,877	109,409
1972	3,624	406,759	2,182	163,472	3,349	349,816	2,068	122,629	56,943	40,843
1973	3,715	428,906	2,473	182,234	3,055	340,178	1,600	77,134	88,728	93,506
1974	3,742	377,766	2,590	189,354	3,141	287,722	1,752	98,774	90,044	99,310
1975	3,189	315,118	2,151	165,076	2,856	242,836	1,651	78,503	72,282	92,794

〔備考〕　労働省「昭和50年労働組合基本調査報告」による。

第101表　産業別にみた実質的新設，解散単位労働組合員数（1975年）

	実質的新設組合員数(A)	実質的解散組合員数	(A) － (B)
	人	人	人
全産業	165,076	78,503	86,573
農林漁業・水産養殖業	434	420	214
鉱業	1,091	2,014	△ 923
建設業	15,354	6,202	9,152
製造業	67,361	36,460	30,901
卸売業，小売業	21,477	7,057	14,420
金融，保険業	3,571	1,752	1,819
不動産業	605	22	583
運輸通信業	16,736	9,523	7,213
電気，ガス，水道，熱供給業	2,001	254	1,747
サービス業	25,989	10,890	15,099
公務	3,997	2,881	6,116
分類不能の産業	1,450	1,228	222

〔備考〕 1) △印はマイナスを示す。
2) 労働省「昭和50年労働組合基本調査報告」

第102表　民営企業における企業規模別，設立理由別，新設労働組合員数（1975年）

企業規模	合計	実質的新設			形式的新設
		計	企業規模拡張に伴うもの	その他	
	人	人	人	人	人
合計	265,297	148,101	15,352	132,749	117,196
1000人以上	98,710	33,470	10,131	23,339	65,240
500～999人	28,656	17,144	2,351	14,793	11,512
300～499人	24,284	14,168	655	13,513	10,116
100～299人	54,255	36,435	1,422	35,013	17,820
30～ 99人	28,389	22,130	420	21,710	6,259
29人以下	6,644	5,531	45	5,486	1,109
その他	24,363	19,223	328	18,895	5,140

〔備考〕 労働省「昭和50年労働組合基本調査報告」による。

うち鉱業で実質的新設組合員数が実質的解散組合員数を下回っただけで、農林・漁業・水産養殖業ではわずかながら、また製造業では大幅に、前者が後者を上回っている。このことは、製造業における組合員の減少（約四万四〇〇〇人）が、主として既設組合における組合員数の減少の結果であることを示している（第101表）。

企業規模別新設組合員数　七五年における民営企業の新設労働組合員数は約二六万五〇〇〇人で、そのうち実質的新設組合員数は約一四万八〇〇〇人であった。後者のうち、企業規模拡張にともなうものは、約一万五〇〇〇人にすぎず、常用労働者一〇〇〇人以上の企業規模に集中している。

また企業規模別にみると、七五年における実質的新設組合員数に大きな比率を占めたのは一〇〇〇人未満の中・小・零細企業、とりわけ一〇〇～二九九人規模のそれであった（第102表）。

5　主要連合体の組織状況

労働組合の連合体　労働組合の連合体を、①全国的（加盟組合が全国的に分布するもの）、②地方的（数都道府県に分布するもの）、③府県的（一都道府県に分布するもの）、④地区的（一市町村または隣接市町村に分布するもの）連合体の四種類に分けてみると、七五年には全国的連合体は二六八（前年より三一増）、地方的連合体は四三三（前年より二八減）、府県的連合体は一四四九（前年より一九増）、地区的連合体は三一七五（前年より九四増）で、これらの合計は五三二五（前年より一一六増）であった。

これらの連合体のうち全国的連合体の連合組織の形をとっているものに日本労働組合総評議会（総評）、全日本労働総同盟（同盟）、全国産業別労働組合連合（新産別）、および中立労働組合連絡会議（中立労連）の四つがあり、これらは通常「労働四団体」と呼ばれている。これら四団体のうち、真に労働組合のナショナル・センターとしての機能を果たしているのは、総評と同盟の二つである。中立労連は、七四年一〇月いらいはじめて大会を開いて活動方針を決め、また連絡協議機関としての活動を強化するために組織を整備し、主体性の確立をはかることを決定したが、しかしなお中立の全国単産の連絡機関の性格を脱していないし、新産別は、その組織があまりに小さいので、これら二つは労働組合中央組織の機能を演じているとはいえない。

以上四団体に所属する組合員は、七五年には前年にくらべて約三万二〇〇〇人ふえて、約八二七万八〇〇〇人になったが、組合員総数に占める割合は〇・三ポイント低下して六五・八%となり、それらのいずれにも所属していない組合員の比率が〇・三ポイントふえて三七・三%になった（第103表）。

四団体別に組合員数の変動をみると、つぎのとおりである。

総評　総評の加盟組合員数はこのところ労働組合員総数に占める割合を年々低下してきたばかりでなく、同盟にしだいに追いつかれる傾向にあったが、七四年に約一一万六〇〇〇人増をみたのにつづいて七五年にさらに約一一万六〇〇〇人（二・六%）をふやし、組合員総数に占める割合も〇・五ポイント上昇して

第103表　主要団体別労働組合員数の推移　　（単一）

年	合　計	総　評	同　盟	新産別	中立労連	4団体以外の上部組合	無加盟
	人	人	人	人	人	人	人
1970年	11,604,770 (100)	4,282,196 (36.9)	2,059,736 (17.7)	74,602 (0.6)	1,400,023 (12.1)	2,878,085 (24.8)	1,065,591 (9.2)
1971	11,797,570 (100)	4,244,820 (36,0)	2,172,058 (18.4)	76,302 (0.6)	1,349,951 (11.4)	3,002,460 (25.4)	1,107,090 (9.4)
1972	11,888,592 (100)	4,256,835 (35.9)	2,225,928 (18.7)	72,891 (0.6)	1,392,703 (11.4)	2,985,589 (25.1)	1,095,510 (9.2)
1973	12,097,848 (100)	4,341,265 (35.9)	2,277,833 (18.8)	70,041 (0.6)	1,374,344 (11.4)	3,316,517 (27.4)	1,103,040 (9.1)
1974	12,461,799 (100)	4,457,387 (35.8)	2,312,513 (18.6)	71,375 (0.6)	1,401,148 (11.2)	3,503,943 (28.1)	1,110,286 (8.9)
1975	12,590,400 (100)	4,573,313 (36.3)	2,266,087 (18.0)	69,678 (0.6)	1,369,294 (10.9)	3,604,040 (28.6)	1,100,873 (8.7)
対前年増減数(人)	128,601	115,926	△ 46,426	△ 1,697	△ 31,854	100,097	△ 9,413
対前年増減率(%)	(1.0)	(2.6)	(△2.0)	(△ 2.0)	(△2.3)	(2.9)	(△0.8)

〔備考〕 1)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので，主団体別の組合員数の合計とは一致しない。
2)　(　)内の数字は構成比を示す。
3)　労働省「昭和50年労働組合基本調査報告」による。

三六・三%となった（第103表）。

加盟組合のうち組合員数のふえたおもな組合は、日本鉄鋼産業労働組合連合会（鉄鋼労連）約四万七〇〇〇人増、全日本自治団体労働組合（自治労）約四万五〇〇〇人増、日本教職員組合（日教組）約一万五〇〇〇人増、国鉄労働組合（国労）約九〇〇〇人増、全国電気通信労働組合（全電通）約五〇〇〇人増であった。

また新規加盟組合としては、七四年一〇月に中立労連を脱退して総評に加盟した全日本ホテル労働組合連合会（ホテル労連）約一万一〇〇〇人があった。

他方、総評加盟組合のうちで組合員数が減少したのは、全国金属労働組合（全国金属）約八〇〇〇人減、日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）約六〇〇〇人減、化学産業労働組合（化学同盟）約四〇〇〇人減、全国紙パルプ産業労働組合連合会（紙パ労連）約三〇〇〇人減であった。

同　盟　同盟は七二年まで一貫して総評を上回る組織拡大をすすめ、組合員総数に占める比率を毎年高めてきたが、七三年にいたって増加組合員数で総評を下回るようになり、七五年にはついに組合員数を約四万六〇〇〇人（二・〇%）減少させ、組合員総数に占める割合も、前年よりも〇・六ポイント低下して一八・〇%になった（第103表）。

既加盟組合のうち組合員数が減少したのはゼンセン同盟約五万七〇〇〇人減、全国一般労働組合同盟（一般同盟）約一万五〇〇〇人減、鉄道労働組合（鉄労）約七〇〇〇人減であった。

他方、加盟組合のなかで全日本海員組合（海員）、日本自動車産業労働組合連合会（自動車労連）はそれぞれ約八〇〇〇人、全国造

船重機労働組合連合会（造船重機労連）では約七〇〇〇人の組合員増をみた。

また新規加盟組合としては既加盟の全日本航空労働組合（全日航労組、約一万人）を中心にして新たに結成された全日本航空産業労働組総合同盟（航空同盟）約一万二〇〇〇人があった。

新産別　新産別は傘下組織の全体にわたって組合員数の減少がみられ、全体として約一七〇〇人（二・四%）減であったが、この組織の組合員総数に占める割合は前年と同じ〇・六%にとどまった（第103表）。

中立労連　中立労連の傘下組合員数は七五年には約三万二〇〇〇人（二・三%）減少して、約一三六万九〇〇〇人となり、その組合員総数に占める割合は、前年より〇・三ポイント低下して一〇・九%になった（第103表）。

傘下組合のうち組合員数が減少したのは全生命保険労働組合連合会（生保労連）約一万五〇〇〇人減、日本電機機器労働組合連合会（電機労連）約六〇〇〇人減であり、また、前記ホテル労連が脱退して総評に加盟した。

他方、組合員数が増加したのは全国建設労働組合総連合（全建総連）で、約六〇〇〇人増であった。

主要連合体の産業別組織状況　労働組合員数を産業別に分けてみると、製造業（三六・六%）、運輸通信業（一六・五%）、サービス業（一一・三%）、公務（一一・三%）の四部門で全体の七六・七%を占めることになる（第98表）。これらの各部門における各主要団体の組織状況をみると、製造業で最大の組織をもっているのは同盟で、この部門の組合員数の二九・九%を傘

第104表　産業別単位労働組合員数の主要団体別構成比

産業	合計	総評		同盟		新産別		中立労連		その他	
		1974年	1975年	1974年	1975年	1974年	1975年	1974年	1975年	1974年	1975年
全産業	100	35.9	36.5	18.7	18.1	0.6	0.6	11.2	10.9	37.1	37.4
農業	100	22.5	21.0	19.0	19.5	—	—	6.7	7.4	51.9	52.2
林業，狩猟業	100	78.5	78.6	13.9	13.6	—	—	—	—	7.6	7.8
漁業，水産養殖業	100	0.4	0.3	11.7	12.9	—	—	20.6	17.4	67.3	69.4
鉱業	100	53.5	55.4	15.7	16.9	0.1	0.1	3.2	2.6	27.5	25.0
建設業	100	19.5	19.1	5.2	4.6	—	—	34.3	35.1	41.8	42.0
製造業	100	17.1	18.1	30.5	29.9	1.3	1.3	16.1	16.0	39.9	39.7
卸売業，小売業	100	7.8	7.8	23.2	22.5	0.1	0.1	4.2	4.1	73.1	74.0
金融，保険業	100	2.5	2.3	1.1	1.1	—	—	33.9	32.0	63.0	65.2
不動産業	100	25.7	26.5	4.3	6.7	0.0	0.0	0.1	0.2	92.5	87.4
運輸通信業	100	59.2	59.1	21.2	20.9	0.4	0.4	0.6	0.6	23.7	24.1
電気，ガス，水道，熱供給業	100	25.7	26.1	61.9	61.4	—	—	10.2	10.1	2.6	2.7
サービス業	100	57.1	57.0	4.4	4.2	0.1	0.0	1.4	0.9	38.2	39.0
公務	100	88.8	89.3	1.4	1.5	—	—	—	—	9.9	9.3
分類不能の産業	100	29.8	27.4	3.8	8.0	0.1	0.1	—	1.5	66.4	63.1

〔備考〕　労働省「昭和50年労働組合基本調査報告」による。

下におさめており、総評（一八・一%）、中立労連（一六・〇%）がこれにつづいている。運輸通信業とサービス業では総評がいずれも六割近くを占め、公務では総評がじつに八九・三%を占めている。

また、農業、漁業・水産養殖業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業では、四団体のいずれにも所属しないものが過半数を占めている（第104表）。

主要連合体の適用法規別組織状況

労働組合員数を適用法規別に分けてみると、労働組合法適用組合員数は九一八万三一九七人（七二・九%）でもっとも多く、ついで地方公務員法適用組合員の一八七万一三三四人（一四・九%）、公共企業体等労働関係法適用一〇二万〇二五五人（八・一%）、国家公務員法二八万六九四五人（二・三%）、地方公営企業労働関係法二二万八六六九人（一・八%）の順になっている（労働省「昭和五〇年労働組合基本調査報告」による）。

これら適用法規別組合員数に占める四団体加盟別組合員数をみると、労働組合法適用組合員数については、同盟が二二・九%でもっとも多く、総評一七・八%、中立労連一四・九%となっているが、四七・九%までは四団体のいずれにも属さないものが占めている（第105表）。

国家公務員法、地方公務員法、公共企業体等労働関係法、地方公営企業労働関係法の各適用組合員数の大部分は、総評が占めている。同盟は、近年一貫してこれらの組合員を傘下におさめることを組織方針の重点の一つにかかげ、七二年に公企体等労働関係法適用組合員数の一六・九%を占めるにいたったが、その後後退を余儀な

第105表　適用法規および主要団体別労働組合員数の構成比　（単一）（%）

主要団体	合計		労組法		公労法		地公労法		国公法		地公法	
	1974	1975	1974	1975	1974	1975	1974	1975	1974	1975	1974	1975
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
総評	35.8	36.3	17.5	17.8	84.9	85.7	72.2	71.0	74.9	74.9	89.6	90.1
同盟	18.6	18.0	23.5	22.9	14.2	13.3	1.5	1.6	3.7	3.7	0.5	0.5
新産別	0.6	0.6	0.8	0.8	—	—	—	—	—	—	—	—
中立労連	11.2	10.9	15.4	14.9	—	—	0.4	0.4	—	—	—	—
その他	37.0	37.4	47.2	47.9	1.0	0.9	26.7	27.9	21.5	21.4	9.9	9.4

〔備考〕　労働省「昭和50年労働組合基本調査報告」による。

第106表　都道府県別労働組合員数とその主要団体別構成比（1975年）　　（単位）

都道府県	組合員数	対前年増減数	対前年増減率	構成比				
				総評	同盟	新産別	中立労連	その他
			%					
合計	12,472,974	147,827	1.2	36.5	18.1	0.6	10.9	34.7
北海道	520,786	4,362	1.8	54.3	8.5	0.0	7.2	33.0
青森	91,042	2,537	2.9	55.4	12:4	0.1	5.8	29.7
岩手	123,605	1,424	1.2	56.1	11.7	0.0	6.6	28.8
宮城	186,303	3,849	2.1	42.7	11.8	0.1	12.1	36.7
秋田	121,043	△ 4,280	△ 3.4	48.8	9.0	0.0	5.0	39.4
山形	114,875	85	0.1	44.3	11.8	1.9	16.5	27.8
福島	181,947	1,182	0.7	43.5	19.9	1.6	8.9	28.3
茨城	200,347	5,302	2.7	38.5	7.6	0.0	24.7	30.6
栃木	160,759	685	0.4	30.2	18.3	0.0	15.1	44.4
群馬	158,141	△ 155	△ 0.1	38.4	10.6	1.3	13.8	38.8
埼玉	322,121	5,822	1.8	28.5	21.0	0.3	14.8	41.4
千葉	279,590	15,949	6.0	41.4	15.9	0.2	11.1	33.4
東京	2,155,989	65,532	3.1	29.1	17.2	0.6	11.5	44.7
神奈川	783,190	△ 1,763	△ 0.2	27.5	21.7	1.4	18.9	40.6
新潟	243,634	8,073	3.4	41.2	22.4	1.0	4.2	34.4
富山	140,225	418	3.0	36.6	17.7	4.5	3.2	40.0
石川	108,890	△ 1,778	△ 1.6	47.9	25.3	0.0	5.0	23.9
福井	80,680	△ 2,176	△ 2.6	37.3	30.8	—	9.6	23.4
山梨	55,240	△ 365	△ 0.3	54.0	6.9	—	7.0	33.1
長野	232,994	△ 1,830	△ 0.8	38.8	12.2	0.1	13.9	36.9
岐阜	169,893	△ 2,919	△ 1.7	31.4	27.4	0.0	8.5	36.3
静岡	367,351	3,819	1.1	31.0	20.6	0.5	11.3	42.0
愛知	788,482	1,046	0.1	27.2	18.9	0.9	8.1	48.8
三重	190,410	1,981	1.1	33.2	15.2	0.1	16.2	36.8
滋賀	105,636	△ 2,108	△ 2.0	26.6	24.2	1.8	14.2	35.5
京都	254,123	△ 156	△ 0.1	43.0	16.3	4.1	7.6	32.8
大阪	1,132,503	14,337	1.3	35.0	22.9	0.2	11.2	33.9
兵庫	596,666	124	0.0	38.0	21.3	0.0	12.4	30.6
奈良	70,491	△ 2,628	△ 3.6	47.4	11.6	—	17.1	25.1
和歌山	95,709	△ 389	△ 0.4	51.1	16.4	—	7.0	27.4
鳥取	58,503	△ 498	△ 0.8	48.2	14.0	—	4.0	37.3
島根	73,064	193	0.3	40.8	22.7	—	4.6	33.5
岡山	206,045	△ 307	△ 0.1	35.7	28.7	—	9.2	30.7
広島	361,489	9,496	2.7	32.2	21.9	0.0	7.6	39.5
山口	170,600	3,362	2.0	42.7	16.8	1.6	12.0	32.0
徳島	72,267	200	3.0	38.1	17.8	—	11.5	35.1
香川	93,247	1,237	1.3	33.4	24.0	0.0	11.2	37.1
愛媛	127,447	155	0.1	39.4	24.6	—	7.5	30.4
高知	72,714	△ 362	△ 0.5	42.2	13.4	—	9.8	36.2
福岡	491,267	4,446	0.9	42.7	9.3	0.0	9.3	41.4
佐賀	81,245	34	0.0	33.9	14.0	—	13.9	40.0
長崎	134,059	2,260	1.7	34.8	32.9	0.3	7.9	25.6
熊本	118,490	7,679	6.9	53.2	17.8	—	4.7	26.3
大分	104,056	883	0.9	53.2	12.9	—	7.9	27.5
宮崎	94,442	1,758	1.9	37.9	32.0	0.2	5.4	27.6
鹿児島	113,133	602	0.5	49.9	10.8	—	5.1	35.1
沖縄	68,211	709	1.1	66.6	11.5	—	6.6	15.9

〔備考〕 1)　△印は減少を示す。
2)　労働省「昭和50年労働組合基本調査報告」による。

くされ、七五年にはそれは一三・三%に低下している（第105表）。

6　都道府県別組織状況

都道府県別組合員数

都道府県別に単位労働組合員数をみると、東京の約二一五万六〇〇〇人を筆頭に、大阪約一一三万三〇〇〇人、兵庫約五九万七〇〇〇人、北海道約五二万一〇〇〇人、神奈川約七八万八〇〇〇人、福岡約四九万一〇〇〇人がつづいており、北海道をのぞくこれら六都府県に組合員総数の四七・七%（約五九四万八〇〇〇人）が集中している（第106表）。

七五年には組合員数（単位労働組合員数）は、秋田、群馬、神奈川、石川、福井、山梨、長野、岐阜、滋賀、京都、奈良、和歌山、鳥取、岡山、高知の一五府県で減少し、他の都道府県では増大した。減少がとくに大きかったのは秋田（約四〇〇〇人減）であり、増加数が大きかったのは東京（約六万六〇〇〇人増）、千葉（約一万六〇〇〇人増）、大阪（約一万四〇〇〇人増）、広島（約九〇〇〇人増）、新潟（約八〇〇〇人増）であり、増加率が大きかったのは熊本（六・九%）、千葉（六・〇%）、新潟（三・四）%、東京（三・一%）であった（第106表）。

主要連合体の都道府県別組織状況

都道府県別単位労働組合員数に占める労働四団体の各加盟組合員数ならびにそのいずれにも加盟しないものの比率をみると、総評は北海道、青森、岩手、山梨、和歌山、熊本、大分、沖縄の八道府県で五〇%以上を占めるほか、宮城、秋田、山形、福島、茨城、千葉、新潟、石川、福井、長野、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、長崎、宮崎、鹿児島の二五府県で最大の比率を占めている。

同盟は、福井、長崎、宮崎の三県で三〇%以上を占めているが、どの都道府県においても最多数を占めてはおらず、また総評を上回る比率を占めていない。

四団体のいずれにも加盟していない組合員数が最大の比率を占めているのは栃木（四四・四%）、群馬（三八・八%）、埼玉（四一・四%）、東京（四四・七%）、神奈川（四〇・六%）、富山（四〇・〇%）、岐阜（三六・三%）、静岡（四二・〇%）、愛知（四八・八%）、三重（三六・八%）、滋賀（三五・五%）、広島（三九・五%）、香川（三七・一%）、佐賀（四〇・〇%）の一四都県である（第106表）。

2 組織運動

1 全国中央組織の組織方針

総評の組織方針

総評は七五年八月二一～二五日に東京の文京公会堂で開催された第五〇回定期大会で七五年春闘の敗北に反省を加え、経済の低成長下で政府と独占の攻撃に対応するためには国民春闘の再構築と通年化がぜひとも必要であるとし、①反インフレ、所得政策反対、大幅賃上げ、②最低賃金制闘争の強化、③雇用保障、合理化反対、時間短縮闘争、④スト権奪還、権利闘争の強化、⑤生活、制度闘争の強化、の五つを闘争の柱に、職場・生産点からの闘争力の強化を基礎に、産業別組織と地域共闘の強化、反独占民主主義統一戦線の形成をめざす、「一九七五年度運動方針」を採択したが、そのなかでこれをたたかう組織方針をつぎのように決めた(大会については**II—II**「主要な労働組合の大会」参照)。

【総評一九七五年度運動方針・各論(八)「組織の強化・拡大と共闘・統一行動の発展のために」(要旨)】

一、問題の所在

七五春闘をめぐる情勢は過去二〇年にわたる高成長期のそれとは質的に変化した。七四春闘終了後、政府・財界は総需要抑制・雇用不安を背景に、結束して賃金抑制につとめ、不況産業や中小企業の圧力がその効果を高める上で大きな役割を果した。

政治、経済情勢の変化と政府、資本側と攻撃方向、それに対応するわれわれの路線と闘争体制、戦術問題などについて、十分な討論と意志統一ができないままに闘いがすすめられた結果、組合側の対応はきわめて不十分なものとなった。高成長期の春闘では表面化しなかったわれわれの弱点、すなわち、高成長、労働市場の逼迫など客観的条件の有利さに助けられてきた労働組合の交渉力・相場形成力の弱さ、共闘依存と相互もたれ合い、情勢認識の甘さと惰性的な対応などが露呈し、スタグフレーションのもとで実質賃金の確保すらできず、臨時工、パート、下請労働者をはじめ数多くの労働者の首切り、一時帰休などを許すこととなり、全労働者、国民的課題である反インフレ、社会保障の拡充、政治、経済体制の枠組み転換などの闘いにおいても前進を示すことができなかった。今日、政府、資本側が結束して体制的に攻撃を加えてきているなかでは、改めてわれわれの主体的条件、労働組合の交渉力、闘争力、共闘、統一行動の強化、発展について抜本的にメスを入れなければならない状況に直面しているのである。

二、産別組織・統一闘争体制の強化

1 日本における賃金決定事情は、産業再編成、労働市場の逼迫などを背景に、春闘の定着、全国的規模での相場形成という形で確定されてきた。企業別組合の連合体である産業別組織は、大産業別共闘、春闘共闘への参加を通じて賃金決定を行ない、水準の引き上げとその平準化に一定の役割を果してきた。

賃金に深い関連のある時間短縮、労災補償、定年延長、退職金の改善についても賃金決定と同様な傾向を強めてきているし、港湾、私鉄、ハイタク、トラック、石炭などの産別では、産業の性格とそこでの組合側の組織力、交渉力が相対的に強いこともあって、雇用制度、産業政策の確立などの運動を強めてきている。

しかし、一部の単産、単組を除いては、民間単産とくに大手企業組合の

場合には、技術革新にともなう合理化問題や職場における権利などについて、産業別基準の設定とその獲得のための運動が十分に組織されず、労働者の日常生活にかかわる諸問題については地域共闘、ナショナル・レベルの運動の前進に期待し、積極的に対応できずにいるのが実態であると云えよう。

2　また産業構造の変化が進展するなかで、昭和四〇年以降、企業連および資本別組織の結成が促進され、製造業のみならず、あらゆる産業、業種において拡大、強化されてきている。そしてその過程では、合理化攻撃や労働条件決定事情の変化、組合民主主義のあり方などをめぐって、数多くの問題点が提起されている。

さらに日本の産業別組織は、欧米先進資本主義諸国のそれとは異なり、その多くは、中産業別組織、全国的規模の単一組織などであり、相対的に規模の小さなものとなっている。今日の運動状況は小規模産別は産業別組織としての機能を果すことを困難にし、より大きな団結を目ざす運動を求めてきている。産業別組織内部の業種別活動や業種別共闘も産業別組織・統一闘争の前進の一環として強化することが大切となっている。

3　産別強化、統一闘争体制強化のためには、職場における労働運動の構築、とくに①組合民主主義の徹底、全員投票制の確立、②合理化問題への取り組みとあらゆる労働条件の協定化と厳守、職場交渉権の確立、③活動家の育成と組合員教育の強化、④地域的・全国的課題への積極的な取り組みなど、を出発点に、産業別交渉、統一闘争課題を賃金、時短、労災、定年延長はむろんのこと、とくに要員、職業技能教育への積極的な介入など協約闘争の強化へと拡大することが重要となる。

また産別交渉、統一闘争体制の整備のためには、集団交渉、対角線交渉の体制の確立、スト権の集約、長期ストに耐え得るスト資金の積み立ての大胆な呼びかけなどが重視されなければならない。さらに産別機能強化に関連しては、調査、教宣、組合員教育共済活動などの充実が求められていると云えよう。

このような産別強化・統一体制の確立のための具体的な追及との関連で、ナショナル・センター、大産業別共闘、企業連・単組などの任務と役割が明らかにされなければならない。

また、今日の日本における賃金決定事情を考慮するならば、民間基幹産業の果す役割はますます高まっているし、官公労働者のスト権問題は賃金闘争、労働運動の飛躍的な強化・発展という側面からも重要視されなければならない。

総評は以上のような問題意識を基礎に、各単産の協力のもとに、産別組織の実態調査を行ない、総評大会終了後出来る限り早い機会に、産別強化、統一闘争体制確立のための対策会議を開催する。

三、中小、臨時、下請労働者対策の強化

1　異常なインフレと引きしめ不況は勤労諸階層の内部における組織労働者とその他の階層との格差問題を表面化させた。このような状況に対し、総評、春闘共闘は国民春闘を提起し、七四春闘ではいわゆる弱者救済、七五春闘においては全国一律最賃制と雇用保障政策の確立を重視した。しかしこれらの闘いも当面する事態の即効薬とならず、この二年間の春闘を通じてわれわれは改めて未組織労働者問題に直面した

2　未組織労働者は大別すると、①中小零細企業労働者、②臨時・パート・下請労働者などに分けられる。前者については七五春闘での経験は、政府・資本側の結束した賃金抑制、雇用合理化に対し、全国金属大阪地本の活動などに代表されるように、産別組織の地方組織を中心とする地域共闘の強化がその重要性を一段と増しており、活動家集団を中心とする大衆的な運動体制の確立、労働相談所の全国的な設置など、中立・未組織労働者との連帯活動を今後も持続的に追究することが重要となる。

3　しかし後者の臨時・下請労働者については、四〇年代以降新しい低賃金層として問題にされながらも系統的な取り組みはなされていなかった。われわれはこの二年間の春闘の反省をこめて、総評、春闘共闘傘下各単産、単組の協力を求め、臨時・下請労働者対策に系統的に取り組みたいと考える。

四、地評・地区労の強化

七五春闘における政府、資本家側の結束しての賃金抑制、賃金か雇用か

の二者択一的な攻撃が強められるなかで、ガイドラインを突破し、生活を守ること、合理化攻撃を排除して雇用を確保する上で、全金大阪地本の闘いに代表されるように、地域共闘の果す役割はますます高まっている。

また地方財政の危機が深まるなかで、自治体関係労働者の賃金、労働諸条件の改悪の攻撃は日一日と強められてきているし、われわれが革新自治体を中心に永年にわたって獲得してきた住民福祉改善や地方自治の独立は政府、独占の攻撃のなかで危機に直面している。

3　このような情勢は地評、地区労を中心とする地域共闘を一段と強化することを要請していると云えよう。

地評、地区労の強化、拡大は課せられている主要な活動領域の運動を具体的に遂行することと並行して行なわれるものであるが、とくに①賃金格差が拡大し、雇用合理化が強められている中小企業労働者の闘いに対する支援と共闘の拡大を通じての未加盟組合の加盟促進、単産地方組織の強化、②賃金、労働諸条件の改善をはじめ、生活要求、制度改善の闘い、政治的、経済的枠組みの転換を追求する闘いを強化し、各種のカンパニヤ共闘との統一テイケイをはかり経営者団体、地方自治体などに対する社会的な交渉力の形成と確立、その影響力の拡大につとめること、が緊急な課題となっている。

4　各地評、地区労は地域組織という独自の条件におかれている立場をふまえつつ、自発的、創造的に運動にとり組み、組織的、財政的、人的体制の強化につとめ、その機能の充実につとめなければならない。総評各単産はこのような地評、地区労の努力に対して出来る限りの協力体制を確立することが必要である。

五、活動家集団の編成を中心とする大衆的運動体制の拡充、強化

中小・未組織労働者の連帯とその組織化、国民春闘への参加と戦線拡大を重要な任務として、春闘共闘は傘下各単産・大産別共闘の協力のもとに、昨年秋以降各県春闘共闘委員会の段階で活動家集団の編成に取り組んできた。

四七都道府県のうち、数県を除いて全国的に編成され、一月以降、学習会の開催、署名活動の実施、対地方自治体、労基局、経営者団体との交渉と行動、中小未組織労働者との連帯とその組織化などが展開され、三月段階では、その人員は約九、〇〇〇名に達した。三・二七ストライキの中止と地方選の実施などがあって、四月以降の活動は必ずしも活発なものとはならなかったが、活動家集団編成の初年度めの活動としては、その第一歩をふみ出したものと云えよう。

われわれは活動家集団の編成を中心とする大衆的な運動体制の確立は七〇年代後半の運動路線である国民春闘の定着と発展をはかる上で、組織活動として重要な一翼を担うものとして位置づけている。したがって今後も持続的にその体制強化につとめる。

六、沖縄対策と県労協の強化（省略）

七、青年労働者対策の強化（省略）

八、婦人労働者対策の強化（省略）

九、労農共闘の強化（省略）

一〇、主婦会対策の強化（省略）

一一、低生活層の主体的体制の確立と退職者の会の組織拡大（省略）

同盟の組織方針

同盟は一九七六年一月二一～二三日に東京の九段会館で開催された第一二回定期全国大会で、七六・七七年度運動方針を採択し、そのなかで組織活動方針をつぎのように示した（大会については Ⅱ－Ⅱ「主要な労働組合の大会」参照）。

【同盟七六・七七年度運動方針第三部の一、「組織の拡大と強化」（全文）】

同盟の活動分野は、逐年拡大しつつあるが、その成果を期するためには、その活動体である組織の拡大は急務である。

われわれは、三〇〇万同盟組織の早期実現を目標に継続的に組織活動を活発に進める。

㈠　未組織の組織化

1　二、三〇〇万におよぶ未組織労働者を対象に、精力的に組織活動を展開する。

①下請企業や系列企業、あるいは臨時に雇用される労働者の組織化を優先課題とする。②未組織労働者の大部分が零細企業に働く労働者であることにかんがみ、組織化にあたっては、一企業一単組の考えにとらわれず、労働組合としての機能が発揮できる規模を考慮し、効果的活動を推進する。

2　既存組織の組織化を積極的に進める。

①画一的、破壊的指導にたいする批判から、全国組織を脱退した組合の上位団体アレルギーの解消につとめ、同盟加盟の必要性についての合意を推進する。②全国的労働運動への参加なくして、今日の変化に対応し、労働者生活の安定、向上を求めることはできなくなっていることを強調し、構成組織を通じ、あるいは新たな産業別組織の形成を通じて、同盟の運動基調にたつ無所属労組の同盟加盟を促し、民間労組の結集に努力する。③急速にたかまりつつある民主化運動の動向に力強く対応し、体験と批判力をもつ訓練された勢力を仲間とするための、間断なき活動を展開する。

3　中央オルグの登録制度を活用し、同盟および構成組織・地方同盟間の活動を一層有機的に推進し、攻守同盟体としての実をあげる。

4　組織拡大の活動を展開するにあたっては、重点地域・業種の指定、組織拡大月間の設定などについて、組織委員会で協議し、各構成組織・地方同盟・同盟間の血の通った連携をはかりつつ、協同して活動を進める。

㈡　官公労組織の民主化と拡大

民主主義労働運動の発展をはかるために、今日なお階級闘争に傾斜する官公労働運動の民主化を促進し、同盟の官公労組織を拡大することは、われわれの当面する重大な責務である。

この任務を遂行するために、関係組織の努力と呼応して、中央地方一体となった活動を強化する。

1　同盟と全官公との活動の一元化を促進し、実効を期する体制づくりに努める。

2　地方における官公労組織対策を強化するため、地方同盟は官公労対策の窓口を設け、同盟や地方官公労組織との有機的な連携のもとに、組織対策を進める。

3　全官公傘下の同盟未加盟組織の加盟を促進する。

4　民社党および各級議員との協力を推進し、組織活動の成果を期する。

5　労働基本権の新たな動向に即して、公共企業体の経営近代化と合理的労使関係の確立に努める。

6　組織暴力を根絶するための諸活動、および法廷対策の万全を期する。

㈢　構成組織・地方同盟の役割

1　同盟は、各構成組織を基本として成立している。したがって同盟組織の拡大と強化は、すべての構成組織がそれぞれの分野において、組織を拡大し強化することである。

①このためには各構成組織が産業別組織としての機能を、一層充実助成を進める。②地方同盟の活動を強化するため、地区同盟の活動の強化を一層推進する。

㈣　部門別の活動

部門別協議会は、関係組織間の日常活動を通じる連携の強化、産業政策活動などで成果をおさめてきたが、情勢の推移に対応できる活動の積極化中立組合の部門別活動、諸行事への参加のよびかけなど部門別協議会の活動を一層充実する。

2　産業別組織の動向

全日本金属産業労働組合協議会の発足

国際金属労連日本協議会ＩＭＦ・ＪＣは一九七二年いらい組織機構特別委員会を設置して組織改革にとりくんできたが、七五年九月九日開催の同協議会第一四回総会で、委員会の答申にもとづく

機構改革と規約改正をおこなうことを確認し（第一四回総会について
は、本書Ⅱ―Ⅱ「主要な労働組合の大会」、3「中立労連・新産別・ＩＭＦ
日本協議会の大会」を参照）、一二月一〇日の第一八回協議委員会で名
称変更、機構改革を実施に移した。新組織は、「日本における国際
金属労連ＩＭＦ加盟単位」であることに変わりはなく、略称として
はＩＭＦ・ＪＣをそのまま残しているが、その活動を国際連帯に限
ることなく、国内における金属労働組合の運動体としての性格を明
らかにしている。新機構の発足にあたり、第一八回協議委員会が採
択した宣言はつぎのとおり。

【ＩＭＦ・ＪＣ第一八回協議委員会宣言（全文）】

われわれはここに第一八回協議委員会を開催し、「全日本金属産業労働
組合協議会新規約」と「七六年闘争方針」を決定した。／今日われわれを
取巻く情勢は不況の深刻化、雇用不安、生活水準の切り下げなど問題が山
積している。／現在の経済危機は資源、エネルギー、環境問題などに加
え、自民党政府の失政によって招来されたもので、高度成長時代とは基本
的に異るものである　／このような歴史的転換期にあたって、われわれは
協議委員会を開催し、「全日本金属産業労働組合協議会」という新しい名
称を決めるとともに、わが国金属産業に働く者のよりいっそうの団結と国
際連帯の輪をひろげることを盛り込んだ新規約を決定した。／さらに新た
な意欲をこめて、実質賃上げの獲得、雇用の安定、物価抑制を図りつつ景
気の回復を求める七六年闘争方針を確認し、要求の完全実現をめざして闘
うものである。／一方、さきの第一四回総会ではＭＷＳ活動（高福祉社会
の実現）の政策要求として「生涯生活ビジョン」を決定している。われわれ
は、長期的にはここに闘争目標をおいて運動を展開するものである。金属
産業を取巻く環境は、国内需要の停滞、輸出の鈍化などにより一段と厳し
さを増している。このような困難な時代こそ、労働組合の真価が問われる
ものである。／われわれは、これまでわが国の労働運動の前進と賃金決定
に主導的役割を果たしてきた。七六年闘争の展開にあたっても、このこと
を自覚し、真に人間性豊かな高福祉社会を実現していくため、ＩＭＦ一二
〇〇万の仲間とともに、ＪＣ二〇〇万金属労働者の総力を結集し闘おう。

なお七五年一〇月一日現在におけるＩＭＦ・ＪＣの加盟組織は、
ＪＣの発表によると、電機労連、自動車総連、鉄鋼労連、造船重機
労連、全金同盟、全機金の六産業別組織とキャタピラ三菱労組、キ
ャノン労組、三協労組、全岡村労連、小松インター労組、日本ＮＣ
Ｒ労組、日本ギア工業労組、日本オーチス労組の八企業別組織、合
計一八二万八七〇〇人である。

鉄　鋼　鉄鋼労連は大手未加盟組合のうち川鉄労連、鋼管福
山、住友鹿島が七五年二月に加盟したのにひきつづい
て、残る神鋼加古川、住友小倉も同年一二月に加盟したので、二九
万人を傘下におさめる産業別組織となった。

紙・パルプ　紙パ総連合は七四年の大会で同盟加盟をめざすとの
方針を決定したのにつづき、七五年七月二一～二三
日開催の第四回定期大会では一歩をすすめて、「第五回大会で正式
加盟についての具体的方針が出来るよう活動を進める」との方針を
決定した。

繊　維　ゼンセン同盟は、不況が深刻化しても解雇をおこなわ
ないことを条件に「労働諸条件の改定を一年間延期す
る」という会社側の提案を受けいれた鐘紡労組を、七五年四月の緊
急中央委員会で除名するとともに、「鐘紡民主化闘争委員会」を設
置して、鐘紡労組の「民主化闘争」を展開することを決定した。そ
の後五月二一日開催の鐘紡労組臨時大会は、ゼンセンの統一闘争を
みだしたことの非を認め、ゼンセン同盟への早期復活をめざすとす

る方針を採択したため、ゼンセン同盟との正面衝突は回避され、六月以降両者の話合いがすすめられた。しかし一〇月二八～二九日開催の鐘紡労組定期大会は、ゼンセン同盟復帰の方針を示しながらもその「鐘紡民主化闘争」に強い反発を示し、民主化闘争の目的・方針にそったなかでの復帰はできないとの態度をとったため、復帰のための話合いは難航している。

ハイヤー・タクシー

総評傘下のハイ・タク関係労組は、全自交運で構成する中央ハイ・タク共闘会議のなかに、七三年いらい「組織問題検討特別委員会」を設置して、組織問題についての検討をつづけてきたが、七四年一二月にいたって、七五年春闘を通じてハイ・タク関係労組の協議会の結成を呼びかけるとの方針を決め、七五年二月には中央ハイ・タク労働組合協議会準備会を結成した。

しかしこの間全自交では七四年一一月の定期大会いらい、主流派が社会党支持の方針を主張したのにたいして反主流派が政党支持自由を主張して対立を深め、七五年三月には本部は反主流派地連を組織排除し、さらに同年一一月には大会を開いて神奈川、大阪反主流派、山梨、和歌山、宮崎、鹿児島の六地連を除名した。他方、反主流派は六地連を中心に一一月に「全自交労連の統一回復をめざす全国連絡会議」を結成し、こうして全自交の組織が二つに分裂したため、中央ハイ・タク労組協議会準備会の活動は停滞した。

国公労連の結成

全労働、全司法、全商工、全法務、全運輸、全建労、全気象、全港建、全厚生、全電波、全国税、文部職組、総理府労連、全行管、全税関、人職など一六組織とオブザーバー加盟四組織（日教組大学部、全医労、国共病院、虎門病院）で構成された国公共闘（一二万六〇〇〇人）は、七三年度運動方針のなかで「国公労働組合の全的統一」を目標に掲げていたが、七四年一〇月の第六回定期大会において、この方向にそって一歩をすすめるため、従来の共闘組織をまず産業別の連合体に移行させるとの方向を決定、その後幹事会を中心に検討をすすめたうえで、七五年一〇月一日の大会で国公労連規約を採択し、日本国家公務員労働組合連合会（国公労連）を結成した。

海員

海員組合では七一年に南波佐間委員長にひきいられる執行部の労資協調路線にたいする下部の不満が爆発し、執行部は総辞職に追いこまれ、同年村上委員長にひきいられる新執行部が成立した。しかし、新執行部のもとでおこなわれた路線転換にたいしては、同盟と海員組合内の大手職場に反対の声が強く、とりわけ七三年大会で海員組合がこれまでの民社党一党支持の方針を一擲して政党支持自由の原則をうちだし、さらに七六年一月に民社党、社会党の候補とならんで共産党の衆院議員候補一名の推せんを決めていらい、同盟は路線の再転換を求めて海員組合に圧力をかけるとともに、海員組合内からもこれに呼応する動きが表面化するにいたった。すなわち、同盟は七六年二月一〇日に推せん撤回を申し入れ、海員組合は五月二〇日に文書で回答をよせ、撤回はできないものの同盟の方針との調和に努力するとの態度を示した。しかし同盟は納得せず、七三年大会で決定した政党支持自由化の方針を一二月に予定される大会で取り消させるよう働きかける考えであるといわれていた（『週刊労働ニュース』七六年六月一二日付）。折も折、七六年七月一日、大手船会社の職場委員クラスを中心とした約八〇人をえて、東京・全共連ビルで「海員民主化懇話会」（海民懇）が

発足した。海民懇は宮館竜太（大阪商船三井船舶職場委員）を会長とし、設立趣意書のなかでは、海員組合現執行部の方針を「特定の教条的なイデオロギーにとらわれ」たものと攻撃、政党支持自由の方針は「共産党が労働組合を支配するために考えだした戦略」と断じている。

これにたいして海員組合は七月一二日に中央執行委員会を開き、つぎの見解を示した。①本組合は自由にして民主的な労働運動の基調を堅持しており、政党支持自由はこの労働組合主義をより前進させるものである。②四野党の衆院議員候補の推薦は路線上の選択によるものではない。③このような会合はややもすると派閥活動に転化する危険があり、そうなれば組合民主化の意図に反することになろう。

3　労働戦線の再編・統一問題

四団体共闘

総評、同盟、中立労連、新産別の労働四団体は、七五年春闘における最低賃金制要求について合意をとげ、二月に全国一律最低賃金制確立のための統一要求書を政府に提出し、国会内でも四野党共同提案による法案が提出されるなどの動きがあったが、二月二七日におこなわれたストの収拾をめぐる動きのなかで春闘共闘委員会だけが対政府折衝の中心になったことについて同盟が強く反発し、その後四団体の共闘は凍結されていた。しかしその後秋季年末闘争で雇用問題が重大化するなかで、中立労連と新産別がストなど実力行使は四団体共闘がゆきづまった場合にのみ相互の了解のもとに実施することなどを条件に、雇用と年金にしぼって四団体共闘を再開するよう提唱し、四団体で話合いがおこなわれた結果、雇用問題に限定して共闘を再開することについて合意が成立、七五年一一月に政府にたいして雇用対策に関する四団体の統一要求書が提出された。さらに一月三〇日には、この件につき二月中旬に対政府交渉をおこなうこと、三月に総評側がおこなう統一ストについては同盟側も了承するなどの点について合意が成立したが、しかし三月に二波にわたるストがおこなわれると、その結果として要求のうち雇用調整給付金の支給拡大など一部が認められたものの、総評のスト路線にたいする同盟の反発が再び表面化し、四団体共闘は四月いっぱいで終止符が打たれた。だが、中立労連と新産別はなおも共闘再開の努力をつづけ、六月四日には両組織の委員長・書記長が会談し、七月の総評大会以後に四団体共闘の再開をあらためて呼びかけることを申しあわせた。

民間労組共同行動会議の動き

七三年七月に労働戦線統一民間単産連絡会議が総評と同盟の意見の対立によって解散し、こうして、六〇年代末から右派勢力が推進してきた労働戦線再編の運動が挫折したのち、同盟傘下の六単産、総評傘下の二単産（鉄鋼労連、合化労連）、自動車総連ならびに全国民労協は七三年一一月一日に民間労組共同行動会議を結成し、七四年春闘の成果のうえに立って労働戦線再編にふみきるとの意向を示した。しかし民間単産連絡会議の運動の挫折に加えて、七四年七月の参院選挙では公明党・共産党の躍進、社会党の三議席増にたいして民社党は後退し、情勢は労働戦線再編派にとって不利となり、共

同行動会議の活動は停滞し、結成後一年たっても事務局体制すら確立できなかった。そして「同会議を労働戦線統一の母体とすることにこだわらない」との了解のもとに、七四年一〇月にようやく電機労連と全機金のオブザーバー加盟を実現することができ、七五年春闘でもインフレ対策について一月一〇日と三月一〇日に政府に申し入れをおこない、三月二八日に賃闘決起集会をおこなった。

他方、七五年二月に民間単産共同行動会議の構成団体の書記長で主要民間単産書記長有志懇談会がつくられ、その後私鉄、全日通、商業労連もこれに参加した。そして共同行動会議の活動が停滞したため、七五春闘後に展開された七六春闘体制論議のなかで、ゼンセン同盟、電機労連、鉄鋼労連などから、同懇談会を共闘の場とし、労働戦線の再編・統一運動に発展させるとの見解が表明されるなどのことがあった。だが、この論議のなかで鉄鋼労連宮田委員長と合化労連太田委員長の対立が強まり、とりわけ春闘後に太田委員長が鉄鋼労連や造船重機労連を除外した戦闘的組合だけの共闘組織をつくるべきだと提唱したことから、両者の対立は決定的なものとなり、民間労組共同行動会議の機能は事実上全くの麻痺状態におちいり、懇談会をつうじて再編・統一をすすめるという一部の構想も具体化をみないまま、七六年を迎えた。

七六年にはいって、書記長有志懇談会では春闘のヤマ場をおく時期の詰めがおこなわれたが、こうした活動のなかで共同行動会議の活動を再開すべきだとの機運がようやくつよまり、七六年一月二四日に共同行動会議を開いて、①四月上旬をヤマ場に民間労組が提携して賃上げ相場の盛り上げをはかる、②七五年春いらい中断していた共同行動を再開し、反復しながら最終的には労働戦線統一問題の前進をはかる、との方針を確認した。

なお、ロッキード事件によって自民党政権が足もとをゆさぶられ、政権の受けざら問題が表面化するなかで、社会党江田副委員長、公明党矢野書記長、民社党佐々木副委員長の三人を中心に新政治集団の結集をめざす「新しい日本を考える会」の旗あげが七六年二月一八日におこなわれ、同会は七月一〇日に正式に発足をみることになるが、三月一一日に春闘総決起集会を開いた民間共同行動会議はこれら三氏を招き、代表世話人の橋本電労連会長が「健全な野党の成立を期待しており、強力な支援を惜しまない」と激励、その旗揚げの場を提供するなどして、民間労組共同行動会議の指導勢力のめざす労働戦線再編の方向が政治戦線分野でのいわゆる江公民路線、もしくは社公民路線に沿うものであることを示唆した。

【参考資料】　(1)労働省『昭和五〇年労働組合基本調査報告』、(2)総評第五〇回ならびに第五二回定期大会資料、(3)同盟第一二回全国大会資料　(4)IMF・JC第一八回協議委員会資料、(5)『総評新聞』、(5)『同盟新聞』、(7)日本労働協会『週刊労働ニュース』

II 主要な労働組合の大会

概要／総評の大会――総評第五〇回定期大会／総評第五一回臨時大会／総評第五二回臨時大会／同盟第一二回定期全国大会――中立労連・新産別・IMF日本協議会の大会――主要単産の大会――私鉄総連第三九回定期大会／鉄鋼労連第五三回定期大会／合化労連第五回定期大会／全国金属第三六回全国大会／ゼンセン同盟第三一回定期大会／海員組合第三五回定期全国大会／電機労連第二三回定期大会／国労第三六回定期大会／動力車第三〇回定期大会／全逓第二八回定期大会／全電通第二八回定期大会／自治労第二八回定期大会／日教組第四七回定期大会

概要

一、一九七五年七月～七六年六月の一カ年間に開かれた労働組合中央組織の大会は、①七五年七月二一～二四日の総評第五〇回定期大会、②七五年一一月一七日の同第五一回臨時大会、③七六年一月二一～二三日の同第五二回臨時大会、④七六年二月一二～一三日の同盟第一二回定期全国大会、⑤七五年一〇月一六日の中立労連第二回定期大会、⑥七五年一〇月二八～三〇日の新産別第二七回定期大会の六つであった。

一、七五年七月二一日から四日間にわたって開かれた総評第五〇回定期大会では、一九七五年度運動方針と、秋季年末闘争方針を決定した。それによると、むこう一年間の闘争の重点目標としては、①反インフレと所得政策反対のたたかい、②未組織、下積み労働者との提携重視、雇用保障の確立、③国民春闘路線のいっそうの強化、④労働四団体、野党との共闘の強化、反独占・反自民の国民的統一戦線の形成、などがとりあげられており、その方針提案にたいしては、とりわけ国民戦線構想と政党支持問題に論議が集中した。

一、秋闘、とりわけ官公労働者のスト権回復闘争にのぞむ態勢固めのための総評第五一回臨時大会が、七五年一一月一七日に開催されたが、それは同時に、雇用保障闘争の強化によって、七六春闘に

向けた「長期対決の体制」を築くための決起集会としての性格をもつものであった。こえて、七六年二月一二・一三日の両日、総評は、七六国民春闘の本格化を前に、第五二回臨時大会を開催して、三月段階に、①公共料金値上げ反対、二兆円減税、②首切り反対、雇用保障の確立、③「二〇%・三万円前後」の賃上げ交渉促進、最賃制の確立、④スト権スト処分反対、の四目標を重点に、二波にわたる統一ストを計画するなどをおもな内容とした「一九七六年国民春闘方針」を決定するとともに、ロッキード疑獄事件の真相究明にむけての大衆行動の展開、長期路線委の答申もあわせて確認した。

一、七六年一月二一～二三日の三日間の日程で開かれた同盟第一二回定期全国大会は、〝新時代への挑戦〟をキャッチフレーズに、安定成長移行下の労働運動の課題として「完全雇用、物価安定、福社向上」の三つの柱をかかげ、これらの課題を追求するため、新しい経済秩序の建設に参与する方針を打ち出した。そのため基本姿勢を労組の社会的責任強化と民主的改革路線の拡大におき、企業—産業—国政レベルへの「参加体制」の確立をめざす立場から、七六年度賃金闘争では社会契約的理念にもとづき要求を一三%（定昇別）に自粛、組織労働者と国民生活全体の調和ある実質生活水準の向上をはかるということになっている。大会では、海員組合が衆院選の組織推せん候補者二三人のうちに共産党の紺野与次郎氏（東京一区）を含めていることから、政党支持問題で激論がたたかわされた。

一、七五年一〇月一六日開かれた中立労連第二回定期大会は、「労働四団体共闘確立のため、新産別とともに努力する」と強調する一方、中立労連自体の行動力を強めるため、地方組織の整備、事務局体制の強化などの方針を決定した。同月二八日から三日間にわたって開催された新産別第二七回定期大会では、前年大会で決定した運動基調をひきつづき追求することとし、運動課題としては「労働市場掌握のための世帯賃金水準の実質確保を基準とした社会的賃率の確立」をめざす賃金闘争、雇用確保、資本家的合理化とのたたかい、さらに労働四団体共闘の推進に力点をおいてとりくむとの方針が決定された。また、ＩＭＦ・ＪＣは、七五年九月九日に第一四回定期総会を開き、七六年度運動方針を決定するとともに、組織機構改革に関する特別委員会報告、生涯生活ビジョン報告を了承した。この結果、ＪＣは「減速安定成長下の労働者国民生活の維持・向上」を活動目標に、生涯生活ビジョンへのとりくみを開始する一方、民間労組との連携を深めながら実質賃金の確保をめざすことになった。

一、一九七五年の主要単産の定期大会では、春闘総括、七六年春闘方針、雇用問題、政党支持問題、労働戦線統一問題、スト権問題等が論議の中心になった。とくに、総評系労組を中心に、七五年春闘敗北の反省のうえにたって、七六年春闘に向けての再構築問題、国民戦線のあり方をめぐる論議が活発に展開された。また、政党支持問題については、日教組、自治労、国労、全専売および都市交通などの大会で、政党支持の自由に関する提案がおこなわれ、結局否決されたものの、賛成票が前年より増加したことが注目された。一方、同盟系の各労組は、民間労組の提携を深めてたたかうことを強調するとともに実質賃金を重視する方針を打ち出した。

1　総評の大会

1　総評第五〇回定期大会

開会と各代表のあいさつ

日本労働組合総評議会（総評）第五〇回定期大会は、一九七五年七月二一～二四日に東京・文京公会堂で開催された。大会は四六単産、五〇一名の代議員が出席して午前一〇時四六分開会、高橋副議長の開会の辞をもってはじまり、つづいて資格審査委員会より、本定期大会の代議員有資格要件としての、大会前二カ月前すなわち七五年五月までの会費および闘争賦課金の完納により、ただし鉄鋼労連の闘争賦課金については、その納入を期待することとして、代議員総数六五単産、六七二名のうち、前記出席代議員の数をもって大会成立要件の三分の二をみたしていることが報告され、その成立が確認された。

議長団に、力徳私鉄総連委員長、松橋炭労委員長、富田動力車労組委員長、宮崎自治労副委員長、重田小夜子全専売婦人部長の五名が選出され、議長団を代表して、力徳私鉄総連委員長が大会宣言をおこない、大会役職員の任命をへて、総評市川議長があいさつにたった。

市川議長は、まず「幹事会がこの一年間のたたかい、とくに七五国民春闘の展開にあたり、有効な対応をはかれず、国民春闘が不十分な結果におわったことにたいし、きびしく反省する」と、七五国民春闘の敗北を自己批判し、つづいて「七〇年代後半の日本の路線は政府・独占と労働者・国民の熾烈な政治的決戦をとおして決まっていくという今日の階級闘争の性格をふまえれば、日本の労働者階級を中心に、国民がいかに大きく結集してたたかうかが、このたたかいに勝利するか否かの決め手になる」と国民春闘の重要性を強調すると同時に、「当面、年金、雇用、最賃という全労働者的な要求で革新政党間の共闘の推進を要請し、広範な国民的なたたかいとして統一闘争を組織することを期待する。そしてこのような革新政党間の共闘推進に、野党第一党の日本社会党がイニシヤチブを発揮されることを心から期待する」と訴えた。

大会初日は、このあと来賓の祝辞にはいり、労働界からは中立労連の竪山議長が、また、野党側からは、成田社会党委員長、瀬長共産党幹部会副委員長、竹入公明党委員長が順次あいさつした。成田社会党委員長はそのなかで、社会党がさきの国会で自民、民社などと協調して公選法改正に賛成するなど、いわゆる〝自社共闘〟ないしは〝現実路線〟をすすめた同党の態度について、「われわれは三木内閣成立の当初から、新しい政治をおこなうと期待するのは幻想であるとの態度をとってきたし、保革連合を口にしたことは一度もない。……今国会では独禁法や公選法の改正で政府の足らざるところを補う積極的な行動も必要だったので、非常に複雑となった。今後も、抵抗と攻撃を結合させた大胆な国会運営をめざす」と述べ

た。これにたいして瀬長共産党副委員長は「三木内閣の姿勢は、保革提携を基本路線にしていることを見抜かなければならない」と指摘し、また、総評をはじめわが国の労働組合運動が革新勢力の中心部隊として国民的統一の事業を推進してゆくためにも、決定的な桎梏となっている〝特定政党支持〟義務づけの誤りを克服することがいまこそ切実にもとめられていることを強調した。

活動報告と運動方針案の提案

大会第一日の午後には、大木事務局長が七四年度活動報告と七五年度運動方針案、それに付属議案としての秋季年末闘争方針案を提案説明、ついで、後藤財政局長による七四年度決算報告および七五年度予算案提案がおこなわれた。

大木事務局長は、その活動報告のなかで、七五国民春闘が敗北におわった原因について、①たたかいの情勢つくりの点で、政府・独占側の先行を許し、労働側の対応がおくれた、②政策的な長期引き締め策の結果もたらされた雇用不安にたいし有効な手だてがなかった、③労働団体と革新政党の合意にもとづくインフレ対策を打ちだせなかった、などの点をあげ、今後の運動の課題として、「まず個々の労働組合の強化をはかり、そのうえに産別間や労働四団体の共闘をすすめて日本型所得政策をはねかえすとともに、政策的要求については、国民春闘の通年化をめざし、この秋から行動を開始する」と述べた。

七五年度の運動方針案としては、①公共料金値上げ阻止など反インフレと所得政策反対のたたかいをすすめる、②未組織、下積み労働者との提携を重視して、雇用保障の確立を要求する、③住宅、年金、医療問題など政策的課題実現のため国民春闘路線をいっそう強化する、④労働四団体、野党との共闘を強化して反独占・反自民の国民的統一戦線を形成する、などが重点目標となっており、大木事務局長はそうした闘争をすすめるため、総評の組織強化や地域、市民団体との連帯をはかっていく考えを明らかにした。また、秋季年末闘争方針案には、秋闘を来春闘の前段階として位置づけ、酒、たばこ、郵便料金の値上げ反対や、雇用、失業対策の確立を中心として、九月から政府、地方自治体にたいする要求行動を開始することなどがもりこまれている。

運動方針は総論と各論との二つの部分からなっており、その構成は、総論①総括、②内外情勢の特徴、③運動の基調、各論①賃金闘争の強化、②最低賃金制闘争、③合理化反対闘争、④労働時間短縮のたたかい、⑤権利闘争の強化、⑥反独占生活・制度闘争、⑦政治闘争の強化、⑧組織の強化・拡大と共闘・統一行動の発展のために⑨教育・文化闘争、⑩国際連帯の強化、⑪財政の強化となっているが、そのうち、総論の「Ⅲ 運動の基調」の内容要旨はつぎのごとくである（大会採択の運動方針による。なお、各論の「Ⅷ 組織の強化・拡大と共闘・統一行動の発展のために」ついては本年鑑第二部Ⅰ「労働組合の組織現状と組織運動」を、また、「X 国際労働組合運動と日本」を参照されたい）。

【総評・一九七五年度運動方針（要旨）】

Ⅲ 運動の基調

1、本年度運動方針の基本的考え方

すでに述べてきたように、われわれをめぐる情勢はかつてなくきびしい。しかし、今後一年間のわれわれの闘いの前途が憂色に閉ざされたものであるかといえば決してそうではない。日本の労働運動の歴史のなかでも前進、停滞の繰り返しは幾つか見られたが、停滞の底から起ち上り、反撃

の激流を巻返してきた経験をもっている。だからこそ今日の労働運動の大きな流れをつくり得たのである。

七五春闘ではわれわれはたしかに厚い壁を破ることはできなかった。しかし五年前一〇年前の闘いと較べてみるとき、苦闘に耐える腰の強さは格段のものがある。七五春闘でも、たしかに一発ではあったが、最低賃金制確立ではじめて広汎なストライキ体制で迫り得たこと、賃金闘争では、全交運などの粘り強い闘いのなかから勝ちとった成果、電機労連、海員組合の仲間が見せてくれた底力、そして公労協が強靱な闘争力を背景に迫っていったスト権奪還への展開など、その力量は正しく評価されなければならない。勿論今日までの経験や闘い方が、今後の闘いにそのまま対応できるとは考えない。しかしアメリカでもヨーロッパでも物価、年金、失業などを指標にして、鋭い長期のスト体制で闘い、多くの成果をあげている。われわれはこれらの先輩から学びつつ、以下の視点で総評労働運動の再構築をはかり守勢から反撃に転じてゆく。

2　体制強化のための主要な視点（略）

3　闘争の重点課題

(1)　反インフレ・所得政策反対・大幅賃上げの闘い

①　反インフレの闘い　総需要抑制政策を主柱とする政府のインフレ収束策は、労働者・中小企業者・国民大衆の犠牲によってみせかけの一時的物価「安定」を実現したということである。こうした反労働者的・反国民的物価政策の強行に対して、反独占勢力の総結集による反インフレ闘争の強化が今日ほど必要とされているときはない。革新の側の真の反インフレ政策の体系は、第一に、労働者から社会的低生活層まで総ての国民大衆のインフレに耐え得るためのスライドと社会的ミニマムの確保、大幅賃上げ、全国一律最低賃金制の確立、社会保障の拡充などであり、第二には、労働者・国民大衆の犠牲によるのでないインフレそのものの抑制政策という両面からのものである。われわれのインフレ抑制は、さらに、(1)公共料金をはじめ緊急生活必需品価格の抑制、(2)独占価格の規制強化、土地の所有と利用の規制強化などの独占資本の支配する経済構造自体にメスを加える、(3)住宅、交通など国民の生活の基礎的部分へ公共的計画化体制を確立する企業体制では安定的な供給を望めない分野へ公共的計画化体制を確立するという点にまで及ばなければならない。こうした政策への国民の支持を形成し、政策実施のための革新政党を含めた反独占勢力の結集形成を構築していくことが目下の緊急な課題である。

②　所得政策反対、大幅賃上げの闘い　賃金の抑制によってインフレを収束するために国家が実質的に春闘に介入するという政策は、長期的な低落傾向にある保守体制と低成長下の資本蓄積を守るという、政府、総資本の存立基盤にかかわる中期的戦略に基くものである。したがって政策の形はさまざまであろうが、決して後退することはあり得ない。この実質的所得政策のさまざまな展開の方式に対して、賃金決定の政治化という認識を統一し、総労働的対決の態勢を築かなければならない。すでに日経連は早々と七六年春闘での一桁賃上げのガイドラインを設定しているが、これと政府の七五年度消費者物価上昇率の一桁予測が符合していることに注目しておかねばならない。一五%の賃上げガイドライン・ラインが貫徹させられた結果、われわれの生活はかなり急速に実質的なダウンに追いこまれ、七六年春闘は結果的にこれまでの実質生活水準の向上から赤字を埋める賃金闘争に様相を変えることになりかねない。したがって、労働者生活の実態から大幅賃上げ要求を掲げて闘っていく。

このことは低成長のもとでは、これまでわが国の資本の高蓄積＝低労働分配率という構造を変えることになるのはいうまでもない。したがって、資本の抵抗は政府と一体化して強力なものとなろう。これまでの高成長下での賃金闘争が、労働組合に有利な労働市場条件に支えられ、賃上げと低労働分配率の維持が同時的に成立するという条件のもとで、いわば経済均衡的な賃金闘争であったものから、政府と資本の結束に対し労働者生活に依拠して資本の蓄積自体に食い込むという闘いに変更せざるをえないのである。困難だからとして企業別の賃金交渉に後退すれば、かえって企業の支払能力分すらも得られないことになるのは、今年の春闘の経験からも明らかになった。同時に中小零細企業のための抜本的改善政策が必要なこと

も明らかである。産業別、大産業別、さらに地域別結束の強化、それらを有機的に統合した総労働的態勢を形成し、このなかでそれぞれの組合が独自の力を発揮して競い合い、それが相互に力量を高め合う体制を作り上げていくこと、なかでも今年の春闘で大企業ほど賃上げガイドが厳しく貫徹した現実からすれば、重化学工業での闘いの力量を高めていくため創意に富んだ全面的闘争を追求していくのが緊急の課題となっているのである。

(2)　最低賃金制闘争の強化

春闘で組織労働者の賃上げは一五%前後になったものの、これが未組織労働者の低賃金を同じ程度に引上げるように作用していかないことが十分に予想される。こうして七五年春闘では組織労働者と未組織労働者の間にインフレに対する賃金防衛力の差が明らかになった。また昨年来の雇用「合理化」の過程ではパート・日雇い・臨時工・社外工などがまず工場から放り出された。日本の賃金・雇用の二重構造の反社会性はこの二〇年来最大の政策的不況の中で明らかになった。わが国社会ではインフレや不況という経済状態の悪化に対し、最低限の社会的規制のないことが、未組織労働者の賃金と仕事の面に現われたわけである。これは明らかにわれわれ労働者階級の最大の内部矛盾であり、企業別組合の最大の弱点が露呈されたのである。全国一律最低賃金制の確立を七四年国民春闘の最重点課題としたのは、最低限の社会的歯ドメのないというわが国社会の反福祉にメスを入れていくに当たって、まずわれわれ労働者階級内部の未組織労働者の賃金に最低限の社会的規制を加え、またそのことによって、国民春闘態勢のカナメとしてまず、労働者階級内部の連帯を固めようということである。この路線の追求は七六年の闘いでも中心的課題である。

われわれの最賃闘争へのとりくみの基本的立場は次のとおりである。

①　全国一律最賃制の確立を、全般的賃金水準引上げの土台として、四野党法案による制度確立を、政府と資本家団体に大衆行動をもって要求し、また、国会での審議を促進させる。このために、全国一律最賃制を求める広範な世論の形成、行動の組織化にあらゆる段階からつとめる。

②　産別最賃協定の獲得、地方最賃審議会に向けての最賃改定闘争の推進、職場、地域を基盤とする大衆的、政治的な運動を強化し、現行最賃法の弱点、欠陥をバクロする。

③　スト権奪還、社会保障の抜本的改善、雇用合理化反対などの闘争と結合して秋からストライキを含む多様な大衆行動を組織して国民的規模での多数派を形成し政府・資本と対決する。

(3)　雇用保障・「合理化」反対・時間短縮闘争

残業規制からはじまって、配転、出向、パート・日雇い・臨時工・社外工などの下請け労働者の解雇、中途採用の停止、一時帰休、本工の解雇に至る「合理化」の嵐は、高成長下の労働運動における売手市場的な有利な条件が失われたことを明らかにした。最低賃金の確立はこれらの下積み労働者の賃金に社会的な歯ドメをかけようということであったが、しかし、雇用情勢の急速な悪化は、これらの下積み労働者の関心を賃金から雇用の不安へと移していった。

こうした未組織の下積み労働者の雇用保障を確立していくことは、企業別組合にとって極めて困難な課題である。しかし、今後の低成長下での労働運動が組織労働者エゴを強めるか全労働者的・全国民的レベルでの社会的規制をめざしていけるかは、まさにこの試練に打ち勝っていくかどうかにかかっている。

現代社会における解雇に対する責任が、国家と資本にあるという原則を要求でも政策でも確立し、多様な形態をとる雇用「合理化」に、単組、産別、ナショナル・センター、地域での有機的な取組みを強化する。また、雇用問題とも関連する労働時間短縮は、労働者の実質賃金引きあげと雇用を守るためには不可分の要求と闘いであり、とくに不況と雇用不安の情況のもとでは、ますますその重要性が問われる基本的課題である。

われわれは今春闘で、対当局、経営に対する時短要求と抜本的な法改正を結合して闘った結果一定の前進をかちとることができた。しかし全般的には、週休二日制移行という客観情勢が作用した側面を見逃すことはできない。とくに資本が週休二日制導入を「合理化」のテコとして利用する意図を露骨に示してきたのであるから、時短内容の形骸化に対決して、要員

確保と雇用増大をはかり、時短の闘いを雇用反合のたたかいと結合させて、すべての産業、すべての職場、地域で組織しなければならない。

(4) スト権奪還・権利闘争の強化

官公労働者のスト権奪還の闘いは、七五春闘のなかで、政府、当局の処分政策を後退させ、実質的な前進をかちとることができた。しかし今秋に予定されている政府の三公社五現業等のスト権問題の結論が、われわれの要求どおり直ちにスト権を保障するものとは即断できない。むしろ分断や新たなスト規制を狙ってくることが充分予想されるので、さらに闘争体制を強化しつつ要求実現を迫っていく。またこの闘いに対する勤労国民との連帯強化の立場から、官公労働者のスト権がたんに労働者の生存権を守るためだけでなく、広く国民的要求実現の重要な武器であることの理解を深めるための努力を行う。

一方、政府の公務員のストライキに対する刑事弾圧と実害処分政策は、日教組を中心にいぜんとして存続している。このため公務員についても民間と同様の労働基本権の保障をめざす国際的な官公労働運動との連帯を強めつつ、主体的な闘いを通じて、スト禁止法制の撤廃をめざす闘いをさらに強化する。なお公務員のストライキの高揚にたいして、公務員の特殊性を強調する立場から、ストライキ権を否認する攻撃が行われているが、われわれはそれを排除する。

われわれは国鉄マル生など官公労における組織破壊攻撃にたいしては、組織の全面対決を通じてこれに一定の歯ドメをかけることに成功したが、民間労組にたいする長期にわたる組織攻撃は総評組織の拡大の停滞をもたらしている。さらに新たな不況「合理化」政策にともない、民間労組にたいする丸抱え、大量脱退攻撃などの団結権破壊がいぜんとしてつづいている。このためスト権がありながら、これを行使できない組合も少くない。このような攻撃にたいしては、これまでの反省にたって、日常的な反組合的、マル生教育、差別支配、企業不安をからめた企業意識強化のための宣伝を粉砕し、権利意識を強める指導を強化する。さらに今日の労働基本権における官民差別撤廃の闘いと関連して、権利闘争の統一的な体制強化をはかる。また、分裂下の第一組合、企業内の少数派組合、中小企業、下請労組にたいする攻撃はますますきびしさを加える情勢であるが、第二組合員を含め、全体の労働者への収奪が強まることから、反撃と統一の闘いを強める好機である。これまでの指導と支援の不充分さを克服し、オルグ配置、産業別統一闘争、地域共闘の強化をはかる。(以下略)

活動報告・運動方針についての質疑討論の経過と修正案

大会第二日目以降は、事務局長の報告、方針提案にたいし活発な質疑、討論がおこなわれた。発言した代議員は運動方針にたいする修正案の提案者も含めると、五六名の多数にのぼり、前回の大会より九名も上回った。論議は、とりわけ国民戦線構想と政党支持問題に集中した。

〔国民戦線構想をめぐって〕 国民戦線構想については、すでに太田合化労連委員長や村上国労委員長が提唱し、それをめぐって大会討議も「政党抜き」か、「政党も含む」かで展開され、また、政党支持問題では、全日自労など一九単産や合化労連の修正案と原案支持の立場との間で、共産党の主張する〝教師聖職論〟、自治体職員のあり方を含めて論議がおこなわれた。

すなわち、七六春闘構築の基本的とりくみ方については、市川議長があいさつのなかでふれたが、さらに、春闘共闘委のなかで総評とともに七六春闘をたたかう中立労連の竪山議長は、事前に市川議長、大木事務局長らと協議したうえで、来賓あいさつとして「国民戦線の結成や主要民間単産の共闘などの提唱は政治戦線や労働戦線統一の思惑が錯綜し、また事前の根回しの不徹底さもあって、個人プレーや内部矛盾の責任のすりかえというような同盟側の反発をまねいているのが現状だろう」と前置きし、共闘のあり方について、

①情勢のうけとめ方、賃金闘争の位置づけや要求のあり方について労働四団体の専門担当者レベルの企画、交流を強化してほしい、②既存の共闘組織を維持しつつも、ナショナルセンターの枠組みをこえて、それぞれの共闘組織に波及力をもち、民間相場形成に影響力のある主要民間単産の横断的な共闘の中核組織づくりをすすめたい。もし合意できるならば、これと中核的官公労組の有機的な提携も図れる、③国民的、社会的要求については労働四団体の合意について強化のため革新野党との提携も真剣に考えるが、政治的な国民戦線の構築ということよりも労働四団体共闘を優先させ、これを国民的規模に拡大する視点が必要だ、と三点にわたる構想を提起した。

大木事務局長も方針案説明のなかで「反独占民主主義統一戦線の形成をあくまで追求しつつも、政党間の違和感によって、ただちにそれが困難な場合には、時限的暫定的に労働団体を中心とし、民主団体、市民団体、消費者団体等を加えて反インフレ民主主義擁護の国民的共闘の場をつくり、統一戦線の基盤形成を具体的に追求したい」と述べ、この共闘をつくるため、大会後ただちに行動をおこし、秋季年末闘争のなかで徹底的に追求していくこととし、「七六春闘の勝敗のヤマはこの秋季闘争の成否いかんにかかっている」との方針を示した。

大会論議のなかでは、これに加えて合化労連、国労からの二つの構想提起がおこなわれた。合化労連構想は太田委員長が、七五春闘敗北の教訓に学ぶいわゆる「春闘終えん論」にもとづいてつぎのように述べた。「低成長下で大幅賃上げをとるためには、無期限ストを打たなければならない。その土壌をつくることが総評のいう国民春闘だ。政党が入らない国民春闘はないというのは理論的にはそうだ。だが、現実的にはできない。そこで来年の五月、六月までに土壌をつくるため、政党抜きで四ナショナルセンターの統一による全国民運動を考える必要がある。ベストではないがベターなものをつくるわけだ。こうして土壌をつくり、一カ月でも二カ月でもストが打てる組合が半分できれば、低成長下の賃上げ闘争は勝てると思う。今日、同盟なり全民懇、造船を中心に失業問題がおきてくるから、四つの労働団体が一緒になるためには失業と反インフレを中心に組んでいくという闘いがメリットのある考え方だ」と。

もう一つの国労構想は、運動方針の補強意見というかたちで武藤企画部長が、合化労連など「主要民間単産が来春闘にむけて闘う意欲を表明していることに賛意を表す」と述べ、具体的には労働四団体と、その枠をこえた民間主要単産の横断的重層的な組織づくりによる共闘体制を提唱した「堅山中立労連議長の七六春闘再構築にむけての方針に原則的に賛成する」ことを表明、「名実ともに国民春闘を成功させるためには、インフレ、物価値上げ、失業反対と雇用安定という二つの課題で統一することを基本的に一致させながら年金、減税、独禁法、最賃などの要求もつけ加えて、労働四団体が中心となり、この組織化に合意ができた時点で消団連、主婦連など既成の民主団体に加入を求め、幅広い生活擁護国民戦線をつくることが最も現実的な取り組みだ。こうして、まず労働四団体の共闘の成熟の動向をみながら、政党によびかけ、政治的統一戦線へむけて指向してはどうか」と提言した。

こうした七六年春闘再構築に向けての一連の提起のうち、〃政党抜きの国民戦線〃にかかわる他の官公労系組合の反応は、たとえ

ば、「国民春闘路線の継承・発展とは反独占を目指す労働運動の強化であり、民主主義統一戦線の形成を目指すものであるかぎり、政党との提携抜きは考えられない」（全逓・保坂書記長）、「国民春闘という国民生活制度要求をかかげた闘いということを意識した場合、高度な政治的対策や、国内における法制化の闘いを抜きにしては前進は考えられない。やはり政党と結合した広範な統一戦線を形成すべきだ」（電通共闘・山岸代議員）、「中小企業なり、農民をふくむ民主主義擁護の勢力を結集して反ファッショの闘いを先制的に推進する観点と同時に、民主主義拡大の闘いを一層おしすすめるという点を明確にした統一戦線の構築はぜひすすめる必要がある。その点からすればいわゆる政党抜きの提起には賛成できない」（日教組・中小路書記長）とするものであった。

〔政党支持問題〕　方針案は、政治闘争の強化の項で、現状においては総評内にいくつかの異なる意見が存在することを認めつつも、「今日もなお野党の中心勢力であり、総評の多数の労働者が支持し、総評の路線と最も共通点の多い社会党を支持する」とし、社会党以外の革新政党との関係については、「政策が一致する場合は協力して闘う」と従来の方針を堅持することを示しながらも、今年度はさらに「総評と革新政党との間に定期協議の場を求めるため各党に要請する。テーブルにつくことができたならば、双方の理解をさらにすすめるために努力を惜しまない」との姿勢を示した。しかし、この方針案にたいしては、ただちに政党支持の自由を求める二つの修正案が提案された。一つは合化労連からで、塚田合化労連書記長はその提案理由を、①現在、労働者の意識が多様化してきたことが各種の選挙、アンケートなどで明らかになってきている、②イタリアをはじめとするヨーロッパ諸国の政党と労組の関係をみても、日本の労働運動の中心になろうとする総評は、真にナショナルセンターにふさわしく特定政党支持を改める段階にきている、と説明した。太田合化労連委員長も「四つの団体が軸になった国民運動は政党支持の自由が条件である」とつけ加えた。

一方、もう一つの修正案は全日自労、全自運など一九単産の共同提案によるもので、全商工の川島委員長が代表して提案理由を「組合員の思想・信条、政党支持、政治活動の自由の保障は労組の基本的性格からみて組合民主主義の根本原則であり、断固として擁護しなければならない。機関決定による特定政党支持の義務づけは個々の組合員の憲法によって保障された基本的人権をふみにじるばかりでなく、労組の団結強化の点でも労働戦線統一の上でも重大な障害をつくりだしており、労組としては本来決定してはならない性質の原則的な誤りだ」との基本的考え方を強調し、ついで先の国会での公選法問題にたいする社会党の態度や、社会文化会館建設にさいし社会党が財界から献金をうけたことなどを指摘して、「こうした社会党の重大な変化は、総評路線との共通点が多いという論拠を完全に否定した」と述べた。これにたいして、自治労、日教組、全逓、動労はいっせいに反論して、社会党支持を貫くべきだと主張し、また、国労の富塚書記長は「国労は基本的に社会党を支持、協力関係を結んでいるが、他の革新政党との間にも共通する課題について共闘関係を結ぶことを決めている。そして今日的運動の課題は政治的統一戦線の組織化が急務であると考え、その組織化の展望のなかで政党支持問題を検討することも決めた。しかし、このことは政党支持の自由化を意味するのではなく、支持政党の枠を広げることを意

味する」と発言して、将来、社共両党支持に方針転換することを示唆したものとうけとられている。

事務局長の総括答弁と採択された諸決議

右のような論議をうけて大会最終日に総括答弁にたった大木事務局長は、合化労連や国労の国民戦線構想提起については、インフレ共闘の再開を対置し、それについて、①インフレ共闘の再開は社会党、共産党は賛成、公明党の場合にはインフレ共闘の当面の行動課題を独禁法の成立に絞ろうとの積極的意見がある、しかし②政党は総選挙が目前にあることから本格的にこの行動に力をいれるとは太鼓判はおせない、③このようにインフレ共闘で、政党は消極的になったり積極的になったりするが、国労や合化労連のように政党抜きの国民戦線という考えはやめてほしい、④マスコミを国民のものにする連絡会議、民主教育をすすめる国民連合など各種のカンパニア組織を参加させていく、⑤民社党がはいってくる可能性はうすいが、積極的に呼びかけはつづける、⑥インフレ共闘は、政治反動、ファシズムの危険な状態に対応できる「生活と民主主義を守る国民共闘会議」（仮称）に発展改組する可能性ももつ、との基本構想を明らかにした。

また、政党支持問題については、「社会党は野党の中心勢力であり、政策の方向なども総合すれば、総評労働者の利益は社会党支持によって守られると確信するとして、結論的に採決に付されることになった。採決の結果は、全商工など一九単産（全日自労、全自運、新聞労連、医労協、紙パ労連、全港建、全労働、全司法、全運輸、全建労、全厚生、全国税、恩給職組、全税関、会検労、文部職組、全法務）の「特定政党支持」克服の修正案は出席代議員六〇一人中七七票（前年は七一票）、三票（前年九四票）でそれぞれ少数で否決された。

また、採決に加えられた全日自労などの一五単産（全運輸、全運、全建労、新聞労連、全電波、医労協、全厚生、全労働、恩給職組、全司法、全税関、全商工）の「原水爆禁止運動の組織統一と被爆者援護」の修正案も賛成六五票で否決された。

大会はこのあと一二件の諸決議（うち本部提出六件）、すなわち、①反合理化長期闘争組合を支持する決議、②総評指導体制の強化に関する決議、③婦人労働者の平等実現めざし差別反対闘争の強化に関する決議、④地方財政危機突破、国民生活防衛闘争強化の決議、④朝鮮分断固定化に反対し、南朝鮮からの米軍撤退と政府の朝鮮政策の根本的転換を要求する決議、⑥大須事件など冤罪犠牲者に対する支援強化の決議などを可決し、つづいて「われわれは、総評内部の統一と団結を一層強めるとともに、幅広い共闘態勢と戦線の結集に努力し、本大会を新しい飛躍の契機として、当面の秋季年末闘争から七六国民春闘に向け闘いつづける」という大会宣言を採択して、四日間にわたる大会の幕を閉じた。

2　総評第五一回臨時大会

大会の課題——スト権闘争と雇用失業闘争態勢の確立

秋闘、とりわけスト権奪還闘争にのぞむ態勢を固めるための総評第五一回臨時大会が、一九七五年一一月一

七日午前一〇時三〇分から、横浜市の市民ホールで、三七単産、四三七名の代議員の出席によって開かれた。総評がこの時期に臨時大会を開催するのは異例のことで、秋闘最大の課題である官公労働者のスト権回復闘争の態勢確立をはかるとともに、深刻化している雇用・失業問題を重視し、雇用保障闘争を強化することによって、この大会を〝七六春闘勝利〟に向けた「長期対決の体制」を築くための決起集会とする意味あいのものであった。

大会はまず、議長団に伊藤全林野委員長、須藤都市交副委員長、滝沢政労協議長、市川全印総連委員長、川島温子国公労連青婦協常任委員の五名を選出、ついで市川議長があいさつにたった。同議長は、そのなかで、総評がこの時期に臨時大会をもった理由として、①スト権闘争が決戦期を迎えたこと、②政府、独占の政策のヒズミが露呈し地方財政の危機が深刻化していること、③戦後最大の不況下で雇用不安がかつてなく深刻になっていることなどにより、総評が組織をあげてこれらの課題に対応する必要に迫られているからだと強調し、ついで世界および日本の資本主義の体制的矛盾の深まりによる危機の深化を指摘したあと、本臨時大会の課題にふれ「今日の資本主義体制の危機と階級矛盾の深まりを、われわれが有効に活用できるか否かは、あくまでわれわれの主体的力量、すなわち統一した認識と統一した行動いかんにかかっているといえる。そのような全体の合意がかちとれるか否か、すなわち、総評の団結が強まるか否かが今次臨時大会の最大の課題である」と述べ、官民一体の統一闘争の強化を訴えた。大会ではこのあと、石橋社会党書記長、春日共産党幹部会委員、矢野公明党書記長ら来賓のあいさつがおこなわれた。

つづいて、大木事務局長が「七五秋闘から七六国民春闘にむけ総力をあげて反撃に転ずるための闘争方針」を、これまでの闘争経過とあわせて提案した。そのなかで同事務局長は、本大会で意志統一すべき戦術の基本として、①今次秋季闘争から来春闘の終結まで官民一体総がかりでたたかう体制は崩さない、②今次秋闘におけるスト権奪還のたたかいは、七六春闘の成否はもちろん、今後の総評労働運動の動向を左右する重大なたたかいなので、公労協、地公企労が決行する決戦ストを成功させるために、各共闘、各単産はそれぞれの要求でたたかうとともに、スト権奪還を軸とする共闘体制を中央、地方で確立する、③これらのたたかいを通じて解散、総選挙に追いこむための万全の体制をつくりあげる、④来春闘は国民春闘路線を継承し、政府、独占の路線を打破するため、従来のたたかいのパターンを改革するとともに、官民一体の総がかりで長期対決の体制を堅持する、の四点を強調して、大会代議員の討論をよびかけた。闘争方針は、①今次臨時大会は何故開かれたか、②本大会での意志統一の視点、③当面の重点的な闘争目標、④全体で意志統一すべき戦術の基本、⑤決戦体制を中心とする戦術の展開、⑥資金体制の確立、⑦総選挙闘争体制の確立、からなっているが、そのうち、④と⑤はつぎのごとくである。

【総評・七五秋闘から七六国民春闘にむけ総力をあげて反撃に転ずるための闘争方針（抜粋）】

四　全体で意志統一すべき戦術の基本

(1)　今次秋年闘争から来春闘の終結まで官民一体総がかりで闘う体制は崩さない。

(2)　今次秋闘におけるスト権奪還の闘いは、七六春闘の成否は勿論今後の総評労働運動の動向をも左右する重大な闘いである。公労協・地公企労が

方針の提案

決行する正に組織の興廃を賭けたこの決戦を必ず成功させ、来春闘勝利の展望をきり開く。そのため各共闘、各単産は反インフレ、雇用、反合、年末一時金、地財危機突破、教員の主任制度化反対などの諸要求をもって起ち上り、スト権奪還を軸とする共闘体制を固めるとともに、中央・地方で支援体制を確立する。

(3)　これらの闘いを通じて解散・総選挙に追い込む。そのため万全の体制をつくり上げる。

(4)　来春闘は国民春闘路線を継承し、政府・独占の路線を打破する闘いを展開する。そのため従来の闘いのパターンを改革し、官民一体総がかりで勤労国民の生活を防衛するため長期的対決の体制を堅持する。

五　決戦体制を中心とする戦術の展開

われわれと政府の正に雌雄を決するような決戦は、前段闘争の取組みが決定的に左右する。一一月中旬以降の大衆行動はすべてこの決戦に焦点を定めて徹底的な盛り上げをはかるとともに、決戦に備えて、地域共闘の徹底的強化、地域の隅々にまで一般大衆への理解と協力を求めるための全組合の協力による広汎な宣伝活動の展開、決戦時におけるターミナルを中心とする支援動員体制の確立など緻密な準備体制をつくりあげる。

またこのような重要な闘いの展開は、相手の出方に機敏に対応することが大切であることはいうまでもない。従って決戦時の戦術行使に当っては二〇単産委員長、各共闘責任者を含め総合的な調整指導を行うこととするが、いかなる場合でも総評全体の完全な理解と意思統一のもとで闘い抜く体制をとる。

(1)　秋闘第三次統一行動を一一月一九日～二三日に設定し、民間単産を中心に年末一時金、雇用、反合などを指標として、実力行使を集中する。

(2)　秋闘第四次統一行動を一一月二六日以降に設定し、スト権、反インフレ、雇用、反合、最賃、年末一時金、公務員賃金、地財危機突破など、すべての要求を結合し、国会情勢をにらみながら院内外呼応の体制で総評の総力をあげた決戦体制をとる。すべての単産は闘争中の組合を包んで最後まで共闘体制を崩さず、一致団結して闘い抜く、情勢の推移に従い、一二月に入っても引続き闘う体制を堅持する。

(3)　要求解決の状況と国会を中心とする動向をみながら判断するが、未解決問題の追い込み、年末一時金闘争の長期化、下積み労働者の要求解決などを指標に、秋闘第五次統一行動を設定する。

(4)　会期延長など国会が長期化し、秋年闘争の課題が未解決である限り、年末ギリギリまで統一行動を設定して闘い続ける。

質疑・討論

右の方針提案にたいする質疑は、民間、公労協、公務員共闘の代表各五名計一五名の代議員によっておこなわれたが、そのうちでは、スト権問題を中心に、指導体制の確立を求める声が目立った。公労協を代表して、中江動労書記長は、闘争方針案で「スト権闘争のための総決起」が明確にうたわれていないと指摘し、「総評の指導性の欠如を示すものだ」と批判した。これに関連して太田合化労連委員長も「スト権闘争で、七五春闘以来停滞している労働運動の力関係を転換させ、雇用など他の課題を前進させていかねばならない」とし、「二六日からの公労協のストでは国民に理解を求め、それを背景に政府と対決すべきだ」と強調した。

一方、中小路日教組書記長は、非現業公務員のスト権問題が切りはなされて公務員問題連絡会議で検討させることになっている点を指摘し、「スト権闘争では政府に分離、分断策をとらせないよう指導すべきだ」と注文をつけた。こうした論議をうけて、大木事務局長は締めくくりの答弁にたち、スト権闘争について「この闘いを玉虫色でなく、大衆に理解できる解決をするよう指導していく」と強調、さらに「スト権闘争を政府・資本にたいする闘いの中心課題にすえる。闘いに民間労働者や大衆をどれだけ参加させられるかが成否のカギで、衆院解散を恐れてはこの闘いはできない」との決意表

明がおこなわれ、方針案を原案どおり可決した。あわせて、「どのような厳しい情勢に直面しようとも、強い連帯で最後まで闘い抜く」との大会宣言を採択して閉幕した。

【総評大会宣言（要旨）】

一、総評に結集する四百五十万労働者はスト権奪還、雇用制度確立、インフレ反対、年末一時金大幅獲得など労働者・国民の生活と権利を守る要求を掲げ、'75秋闘から'76国民春闘に向けて官民が一体となり、総がかりの体制で一大反撃に立ち上がる決意をした。

一、特に今月末決戦を迎えるスト権奪還闘争は単に公労協、公務員共闘にとって重大であるだけではない。スト権を奪い返し、これを転機として労働運動の力量を拡大し、勤労国民の要求を政治に力強く反映させなければ大資本の利益のみを優先し働く者の生活と権利を無視し続ける自民党政府の政策を変更させることはできない。

一、スト権奪還などの諸要求は私たちが生きるためのぎりぎりの要求であるばかりでなく、国民全体の課題であり平和と民主主義の課題でもある。国民の皆さんの支援を心から期待すると同時にどのような厳しい情勢にあっても強い連帯のなかで最後まで闘いぬくことを確信し宣言する。

3　総評第五二回臨時大会

開会と市川議長あいさつ

長びく不況下で、労使のきびしい対決が予想されるなかで、三年目を迎える国民春闘の態勢固めをめざして、総評第五二回臨時大会が、七六年二月一二・一三日に三七単産四四五名の代議員の出席によって東京・九段会館で開催された。大会はまず議長団に橋本電通共闘事務局長、吉岡全港湾委員長、島垣麗子全逓婦人部長の五氏を選出し、つづいて市川議長があいさつにたった。

同議長がそのあいさつのなかで とくに強調したのは、「政府、独占の攻撃で労働者、国民が犠牲をおしつけられている」という点で「かれらは反国民的な予算編成、スト権ストへの処分攻撃、ゼロから一ケタという賃金抑制、自治体財政の締めつけなど、あらゆる合理化攻撃をかけている」とし、半面「労働側はこの攻撃に十分対応できていない」との反省のうえにたって、「要求を自粛したり、企業内にとじこまらず積極的に打ってでなければならない」と訴えた。さらに具体的なたたかい方として、「企業内の労使関係のみをとおして情勢をみるのは危険であり、賃金闘争に偏重した労働運動とあわせて反インフレ、福祉向上などの国民諸要求と結合した国民春闘路線の闘い以外に、闘いの展望は切り開けない。……あれか、これかの闘いではなく、個別的、全体的目標を同時に追求し、なりふりかまわぬ反撃を開始しよう」と力説した。また、ロッキード献金事件では「徹底的に悪をたたき出す大衆行動をおこなう」と決意を述べた。

つづいて中立労連の竪山議長、石橋社会党書記長、金子共産党書記局次長、矢野公明党書記長がそれぞれ来賓としてあいさつした。

春闘方針提案

大木事務局長が秋季闘争の総括と「インフレ・失業反対・国民生活を防衛する国民春闘の強力な展開」などをおもな内容とする一九七六年国民春闘方針を提案した。同方針のうち「七六国民春闘に対する基本的な考え方」の要旨はつ

ぎのごとくである。これによると、今春闘も賃金闘争と制度闘争を一体とする〝国民春闘〟を継承することにし、具体的には「二〇%・三万円前後」の賃上げ要求をはじめ、失業・雇用保障制度の確立、全国一律最低賃金制の法制化、公共料金の値上げ反対、労働基本権確立など六項目を重点要求としてかかげ、その実現を政府、経営者に迫ることになっている。その基本方針にそって、①二、三月には、賃上げの獲得、雇用保障、減税、スト処分反対などの要求をかかげ、可能な単産のストライキを中心とする統一行動を組織する、③四月上旬以降、産業別統一闘争、地域共闘の結集をはかり、賃金、制度的要求の実現をめざす実力行使集中態勢を配置する、との闘争戦術が提起された。

【総評・一九七六年国民春闘方針（要旨）】

七六国民春闘に対する基本的な考え方―インフレ・失業反対・国民生活を防衛する国民春闘の強力な展開をめざして―

一、七六国民春闘の性格と運動課題（略）

二、七六国民春闘をどう闘うか

㈠獲得目標と運動の展開

七六国民春闘で獲得すべき目標は、賃上げや制度の面での要求を前進させて労働者・勤労国民の生活を防衛し改善をはかることであるがその重点要求をつぎのように設定する。

〈大幅賃上げ〉「二〇%・三万円前後」の大幅賃上げを統一要求基準とする。

〈雇用保障〉　①失業給付を六カ月延長し、失業者の生活を保障させる。②未払い労働債権を資本家の負担により立替払いすることを制度化させる。③雇用拡大のため週四〇時間、週休二日制。④福祉型公共事業の拡大による登録失業者・不安定雇用労働者の就労確保。

〈社会保障〉　①健康保険法の大改悪阻止・医療保障制度の拡充強化。②すべての年金水準をまともに生活できる年金額に大幅に引き上げる。③社会保険料・掛金の大幅引き下げ反対。④年金積立金の管理運用の民主化、労働者への大幅還元。

〈最低賃金〉　①すべての地域包括最賃を七万円以上に引き上げさせる。②すべての産業別最賃を七万円以上に引き上げさせる。③政府に労働四団体統一要求、野党共同法案にもとづき全国一律最賃制の法制化をおこなわせる。

〈反インフレ〉　①国鉄運賃大幅引き上げをはじめとする公共料金値上げ反対、料金法定主義の廃止反対。②独禁法を改正させる。③二兆円の所得税減税を実施させる。

〈労働基本権〉　①スト処分反対、スト権・団交権など労働基本権を確立させる。

㈡低成長下の賃金闘争（略）

㈢反合闘争の強化（略）

㈣地域統一ストの展開――県民春闘から国民春闘へ

地域でのたたかいの重要性はこれまでになく高まっている。先行したたかいを全国的に波及させることを追求し、地域統一ストライキや銀行攻めなどの創意的な大衆行動を積極的に展開する。このため県評段階で地域の実態をふまえて具体的な闘争態勢を確立する。地域統一ストを中心とする地域のたたかいと産業別の闘争、中央の闘争とを連動させることは運動の発展にとって大切である。このため中央や産別との連携を密接に行ない相互理解を深めていく。とくに組織形態や単組分布、ストライキ補償などについて単産毎の違いがあることは十分にふまえて地域春闘を組織していく。

㈤大量宣伝活動の展開（略）

㈥国民的な戦線の形成（略）

㈦具体的な戦術の展開（略）

㈧総選挙闘争（以下略）

春闘方針をめぐる質疑討論とその結論

右の事務局長提案にたいする討論には、三〇名の代議員が参加した。論議の焦点となった問題点は、①制度改善をめざす三月段階のストライキと国民春闘の通年化との関連、②中小企業労組への闘争指導の強化、③地域統一ストの性格と位置づけの明確化、④ロッキード疑獄事件の真相究明のための大衆行動の強化などであった。

初日の論議のなかで、大木事務局長は、「三月中旬の統一行動はデモだけでは不十分だ」と述べ、各単産がストを含む可能な限りの方法で参加し、春闘をもりあげるよう重ねてよびかけた。また、地域統一ストのすすめ方にたいし、同事務局長は「地域闘争はあくまで企業別組合の弱さを克服する意味で組織するものだ」と位置づけ、春闘共闘委のなかに、公労協、民間、公務員共闘などおもな組織で検討機関をもうけ、具体的なすすめ方を話しあう考えを明らかにした。

大会二日目、七六年春闘のすすめ方にしぼられた論議に先立って同日朝、加盟有力単産の打ちあわせがあり、最初のヤマ場である三月一七日には国労、動労をはじめとした地域的な二四時間ストを含む大衆行動をし、ひきつづき三〇日の統一ストで賃金闘争を盛りあげることが確認された。すなわち、方針案のなかで提起された戦術のうち、三月中旬のストを含む大衆行動については、国労、動労が処分撤回を中心とする二四時間ストを提起していた。しかし総評民間の合化労連や炭労などから批判があり、春闘共闘委の構成団体である中立労連からも慎重論がだされたため、一二日夜には公労協と民間有力単産の会議が開かれ、調整したもので、結局、公労協の地域的な二四時間ストを中心に民間の地域統一ストなどもからめて、春闘前段の盛りあげが図られることになった。したがって、同日の論議は、さらに具体的な戦術が中心となり、春闘前段のヤマとなる三月一七日と三〇日の制度要求をかかげた統一行動と、地域統一ストをいかにたたかうかが焦点となった。

動労代議員の「三月に一日ずつストをうつだけで大きな制度要求が獲得できるのか」という疑問をはじめ、各県評代議員などからも「このストを産別が本気でやる気があるのか」「三月闘争の展望と意義づけをすべきだ」など、執行部の明確な指導を望む声が相次いだ。そうしたなかで、山岸全電通書記長が、公労協代表幹事の立場から、三月一七日の第一波統一行動にはストで参加、三月三〇日は地域限定の一日ストを打つ方針を表明して、民間単産にも参加をよびかけた。地域闘争では、大阪地評が三月五日にストを含む独自の闘争をおこなう方針を述べたのをはじめ、各県評や自治労代議員から「積極的にとりくむ」との表明がおこなわれ、同時に、ストを統括する県評と産別の組織上の問題など具体的なとりくみ方のうえで総評執行部の方針提示を要求する意見が目立った。

一方、深刻な経済危機のもとで首切り・人べらし「合理化」攻撃によって大量の失業や雇用の不安が増大している事態を反映して、国労、動労が雇用保障、最低賃金制確立などの要求にもとづく産業別地域的、全国的な統一闘争を発展させようとの積極的な意見がだされ、また、国公労連の樋口、全自運の引間両代議員らからは、後退を余儀なくされた前年の春闘やスト権ストの経験から、春闘でかかげている生活擁護の要求を実現するうえで、統一戦線的視野にたって闘争をす

すめることと、国民本位の道にそって危機打開の活路を切りひらく展望をさし示すことの重要性が強調された。国労の武藤代議員も、国鉄運賃値上げ反対などの闘争をすすめるにあたって、国民との連帯と政治的統一戦線の必要が述べられた。

これらの意見にたいして、大木事務局長はその総括答弁で、「三月の統一行動を打ちぬいたあと、四月の賃金闘争は官民一体の総がらみ態勢でのぞみ、これ以下では妥結しない、という歯止め相場を設け、要求獲得まで闘う」との方針を確認し、方針案を一部修正のうえほぼ原案どおり満場一致で採択し、大会宣言および「ロッキード汚職腐敗を糾弾する決議」ほか二決議を発表して、二日間にわたる日程をおえた。

2　同盟第一二回定期全国大会

開会と天池会長あいさつ

向こう二年間の運動方針を討議する全日本労働総同盟（同盟）の第一二回定期全国大会は、一九七六年一月二一～二三日の日程で、東京・九段会館で開かれた。第一日は午前一〇時、柳沢副会長の開会の辞にはじまり、代議員四二三名、役員三八名の出席をもって大会の成立が宣言され、議長に藤井久米雄（造船重機労連）、副議長に古川直和（電労連）、川口孝行（全化同盟）、牧村誠司（全郵政）、広川弘寿（一般同盟）、竹田正彦（紙パ協議会）を選出、天池会長があいさつをおこなった。

天池会長は、そのなかで今春闘にのぞむ基本的な考え方としては、「雇用不安を克服すると同時に、インフレを抑制し、実質生活の向上を目指す」もので、同盟が要求基準とする一三%の賃上げを実現するために、政府にたいし実質経済成長率七%と七六年度の消費者物価上昇率を対前年同月比で八%以内に抑えることを要求していく意向を明らかにした。同時に労働組合のあり方について、「基本的使命は、労働者の生活諸条件の向上にあり、国民の利害を考えて社会的責任を果たさなければならない」と社会契約的方法による民主的改革路線の推進を改めて強調し、公労協のスト権ストについて民主的改革をすすめる手段でないと批判した。また、本大会では革新政党再編成の必要性をよびかけながらも、社会党における社会主義協会派と反協会派の対立問題、公明党は安保にたいする態度などで政策が流動的なことをあげて、総選挙では民社党候補を応援する決意を表明した。

このあと、長谷川労相、春日民社党委員長、関民社研議長、竪山中立労連議長、石垣新産別委員長、瀬戸ＩＭＦ・ＪＣ事務局長、またP・P・ナラヤナン国際自由労連会長ほかの外国代表から来賓としてのあいさつがおこなわれた。

活動報告と一九七六・七七年度運動方針提案

つづいて、大会第一日目には、前川書記長から、一九七五年度活動報告がおこなわれ、これにたいする質疑討論では、のちに述べるごとく、海員組合が共産党の衆議員候補者を推せんしたことにかかわっての政党支持問題に論議が集中したが、同盟の基本

路線にそって今後とも強力な政治活動をおこなっていくことが確認され、了承された。また、七五年度会計報告を浜財政局長が、会計監査報告を橘監査委員がそれぞれ報告して、これも満場一致承認された。

大会第二日目、前川書記長が一九七六・七七年度の運動方針を提案した。その運動方針のなかで書記長は、国際的なインフレ、また日本における高度成長から低成長に移行した段階において、労働組合はみずからの意欲的な態度をもって、任務と役割を自覚し、完全雇用をめざして、物価の安定を求めていかなければならない。また国民生活の向上、福祉の向上、そしてまた基本的人権には人間尊重と社会正義の確立を追求していかなければならない。さらに、そのめざす福祉社会というのは、人間としての自由・平等・平和による幸福な社会を実現していこうということであり、そのための社会的な保障というものをおたがいに制度的に確立していこうと強調し、①同盟運動の前進と強化、②民間労組結集と同盟の役割強化、③ベア一三%（定昇別）の獲得、実質生活水準の向上、雇用安定、インフレの抑制、④雇用保障制度の確立、⑤社会保障政策の拡充、⑥住宅・土地政策の要求、⑦多国籍企業対策、⑧労働基本権の確立、⑨未組織の組織化、⑩教育活動の充実、⑪統一的教宣活動の強化、文化活動の推進、⑫政治活動の強化、など運動の基調と重点活動を中心に提案説明をおこなった。運動方針案は、第一部 新時代に挑戦する基本姿勢、第二部 安定的経済成長をめざす政策課題と活動、第三部 同盟活動の充実と行動の強化とからなるが、そのうち、「第二部のⅠ 実質生活水準の向上・雇用安定・インフレ抑制をめざす七六年度賃金闘争」部分は、つぎのとおり。

【同盟・一九七六年度賃金闘争方針（要旨）】

Ⅰ 実質生活水準の向上・雇用安定・インフレ抑制をめざす七六年度賃金闘争

(1) 七六年度賃闘をめぐる情勢とわれわれの見解

一、わが国経済は、七五年第一・四半期以降、マクロの実質面でみるかぎり次第に回復の基調をたどりつつあるとはいえ、依然として長期かつ深刻な不況に見舞われている。今回の不況は主として次の点でこれまでと異った性格を帯びている。

第一は、石油危機をきっかけとする異常インフレを抑制するため主要先進国で一斉に採用された総需要抑制策と、中期的な景気循環の底が重なったためにもたらされた国際的、同時的な不況を背景としていることであり、第二は、主として資源、工業立地等の制約条件によって、わが国経済が減速経済への移行の過渡期にあると同時に、現代インフレの脅威にさらされているということであり、第三は、インフレを抑制すべく採用された総需要抑制策が、同時に賃上げ抑制の環境づくりを意図する政府によって必要以上に強力に実施されたために、不況が一層長期化し、かつ、七五年春の賃上げ率が一三%強にとどまったことによる実質個人消費支出のいちじるしい停滞によって特徴づけられていることである。（以下二～四略）

五、消費者物価はきびしい不況を反映して七四年一〇月頃から沈静傾向にむかい、情勢に大きな変化がないかぎり、七六年三月の対前年同月上昇率は政府公約通り一ケタにおさまる公算が大きいとみられるが、七五年度の対前年度消費者物価指数上昇率が一一%前後に達することは避けられない。

今後の経済運営においてもっとも重要なことの一つは、消費者物価上昇率を恒常的に一ケタ以下に抑制することである。なぜなら、今日の物価に対する国民感情・国際経済情勢等のもとにおいては、消費者物価上昇が一ケタを越えるようなことがあれば、好むと否とにかかわらず、総需要抑制政策を発動せざるをえず、結果的には、ストップ・アンド・ゴー政策に転

落して、恒常的な大量失業時代を現出せざるをえなくなるおそれがあるからである。消費者物価の上昇率は、主としてコスト要因としての賃金上昇率・卸売物価上昇率・需要要因としての個人消費支出・国民総支出の伸び率、さらには公共料金政策、消費財・サービス部門の近代化等に依存する。消費者物価上昇率を一ケタ台に抑えるためには、特に賃金政策の面について、労働組合みずからが社会的責任の立場にたった整合性のある政策を追求しなければならない。それが同時に、労働者の利益を長期にわたって真に擁護する道でもある。

六、労働組合がみずから社会的責任の立場に立つ以上、もともと今日のような事態の発生にもっとも重大な責任を有する政府・経済界は、より以上にみずからなすべきことを果すべきである。すなわち、政府は賃金以外の面での物価抑制政策・雇用保障政策・公正分配実現のための各般の政策、ならびに参加体制の実現に全力を傾注して取組むべきであり、経済界もまた、独禁法の改正等必要な公的ルールの設定や労働組合の経営参加を進んで受け入れるべきである。

以上の施策は、いまや社会的緊張を緩和しつつ社会契約の成立する環境を整備することによって、わが国経済の望ましい均衡を達成するための不可欠の条件である

(2)　七六年度賃闘における視点

賃金要求について、これまで同盟のとってきた基本的考え方を変える必要はない。しかし、わが国経済は深刻な不況から安定的成長への、また、狂乱インフレから恒常的物価安定への過渡期にあることを認識し、次の視点にたって、実質生活水準の向上、雇用安定、インフレ抑制の実現を期する。

①過去一年間の消費者物価上昇に対して実質賃金水準を確保するためには七五年度の消費者物価指数上昇率一一%に見合うベース・アップは最低限必要である。

②雇用不安を解消し、わが国経済を安定的な成長の軌道に乗せるに足る実質経済成長率に見合った、実質賃金の引上げが必要である。

③恒常的な物価安定の基礎を固めるためには、七六年度間の消費者物価上昇率を8%程度に抑えるよう求める。

(3)　七六年度要求基準

以上の目標を整合的に実現するため、七六年度の賃上げ要求基準を次の通りとする。

①七六年度賃闘における同盟としての要求基準をベース・アップ一三%（定昇は別）とする。

②要求を定昇込みとする場合、それぞれ賃金体系上の定昇率を加える。

③以上を基準として、各産別は産別のおかれた条件を考慮し、それぞれ要求を設定する。

④全産業・全労働者の平均定昇率二%を加えた場合、要求基準は金額で、労働省春季賃上げ集計組合についてほぼ二万円、毎勤統計による全労働者についてほぼ一万九千円となる。

⑤以上の要求基準にもとづいて、標準労働者の個別賃金の平均到達目標を一八歳八万円、二七歳一三万円とする。

(4)　政府に対する政策要求

実質生活水準の向上をはかるため、政府に対して政策要求の闘いを進める。

(5)　闘争体制の強化

1　賃金をはじめとする諸要求、ならびにインフレ抑制・公正分配の実現を求める政策諸要求の貫徹を期して、中央・地方において集会、デモ、ビラ撒き等の街頭活動、情報の蒐集・伝達・配布等の諸活動を一段と強化する。

2　中央闘争委員会の諸機能を充実しつつ、構成産別間の有機的・効果的な戦術調整を強化し、他の民間労組とも提携を深め、民間主導・同盟主導の賃闘を確立する。

3　四月上旬を山場とし、回答如何によってはねばり強い闘いを展開するが、具体的には中央闘争委員会で決定する。（以下略）

Ⅱ　最低賃金制の確立

1　全国最賃について、われわれはすべての労働者を適用対象とする地域別最低賃金をいくつかの地域グループに分けて広域化し、実質的に全国一律最賃を確立するという基本方針で対処してきたが、中央最賃審議会の場を通じて、引続きその実現を図るべく全力を傾注する。

2　地域別最賃については、賃金格差の縮小を主眼として、都道府県を三ないし四の地域グループに分類して目安額を設定し、その実現を期する。地域別最賃の決定にあたって、都道府県間の相互関連を重視する傾向が強まっている実状に鑑み、ブロックを中心として同盟地方最低賃金審議会委員間の情報交換をより一層緊密化するとともに、臨機にブロック最賃委員会議等を開催して、相互の調整を強化する。

3　産業別・職業別最低賃金についても地域グループごとに目安額を設定し、その実現を期する。同時に産業別・職業別最賃の真の機能を発揮させるため、その対象をいわゆる一人前労働者とし、かつ、都道府県を越えた同一工業地帯で広域化するよう努力する。

4　労働協約の拡張適用による最賃は、組織労働者の獲得した労働条件を未組織労働者に拡張するための直接的な方法であり、その設定に一層の重点が置かれなければならない。面当、傘下組合のすべてが賃金協定中に最低賃金を定めるよう努力するとともに、現行法に定める設定要件を緩和させるなど、最賃設定のための前提条件を整備しつつ、条件の整った産別・地域において積極的に適用申請活動を展開していく。

5　家内労働者に対し労働者としての保護政策の確立を促進するため、当面の対策として、政府および審議会に対する活動を強化し、最低工賃の設定推進・職業斡旋業務の拡充・ひま場救済対策の確立、および労災法の適用拡大等を重点的にとりあげ、あわせて家内労働者の組織化・グループ化を助成していく。

方針案の質疑討論

同盟大会は、一九七三年一一月の海員組合大会で「政党支持自由化」にふみきったことを契機に、七一、七二年の大会と、政党支持問題で論議を展開してきたが、今回の大会では、その海員組合が衆院選で共産党候補者一人を推せんする、という具体的決定をおこなったことから、論議がいっそう高まった。海員組合の決定は、衆院選候補者の第一次推せんとして民社党二〇人のほか、社会、公明、共産各一人が含まれている。推せんの基準は、①全国各地方支部からの推せん、②海運政策など国会対策、の二点で、とくに社、公、共の三人は衆院運輸委員会の委員で、各党の運輸部会の責任ある立場の人たちである。海員組合が政党支持自由化にふみきった理由の一つに、海運政策を推進するためには野党各党に協力を求める必要があることが指摘されており、今回の決定はそれにもとづいた措置であるとされている。結論的には、この問題のとりあつかいを本部に一任することで収拾したものの、本質的には「反共の立場にたつ同盟路線」と「単産自治の原則」という相ゆずれない性格をかかえた問題だけに、討議を通じ一致点を見出すことができず、今後の同盟運営に大きなシコリを残したことはまちがいない。

一方、「経営参加」や「社会契約論」をめぐっては、逆に海員組合が執行部にホコ先を向けた。土井代議員は「同盟は労使協調を唱えるなら、労組自体の力をたくわえ、政党や資本の支配から決別せねばならない」と述べ、「経営参加というが、自らの力の過信だ」と批判し、さらに一三%という賃上げ方針についても「これまでの要求基準の組みたて方からすれば、二〇%でなければ理屈がとおらない」と見解を求めた。天池会長は、「経営参加」について「自由主義体制を認めた上で、その弊害をとり除こうとすれば、経営参加の方向が必然的に出てくる」と述べ、同時に「社会契約論」についても、「民主的改革路線をすすめる以上、相手と合意せねばならない」と主張した。また、賃上げ要求については、「低成長時代では

3　中立労運・新産別・ＩＭＦ日本協議会の大会

1　中立労連第二回定期大会

中立労働組合連絡協議会（中立労連）は、七五年一〇月一六日、結成以来二度目の定期大会を、加盟各組合からの代議員、幹事九七人の参加によって横浜市・神奈川勤労会館で開催した。中立労連が、前回、結成以来はじめて大会開催にふみきったのは、「労働四団体の共闘を推進し、労働戦線の統一を促進するためにも、その独自性を強化して発言力を高めるべきだ」との声が強まってきたためであり、今度の運動方針で組織強化が打ちだされているのも、そうした発言力強化の一環とみられている。

大会はまず、桜井副議長の開会の辞をもってはじまり、議長団に貞友和夫（全国セメント）、竹石次吉（全石油）を選出、竪山議長があいさつにたった。同議長は、そのなかで四団体共闘問題にふれ「四団体共闘実現のため、中立労連・新産別の提携強化の合意ができ、総評、同盟に双方で申し入れた。従来のいきさつから四団体共闘に同盟は不信感をもっており、実現は容易でない情勢にあるが、共闘構築の前提として不信感を一掃する相互理解が必要である。そのため四団体としての主張が前進しないときは、行き詰まりを確認するまで独自行動をおこなわないことを約束できないかどうかを条件として付しており、これに反するときは中立労連・新産別が事実を公表し、責任を明確にすると申し入れてある。これにたいし総評は原則的に了解したが、同盟は一二三日の執評まで結論をもちこした。われわれの真意を理解され、共闘実現のため協力を要請する」と述べた。さらに、七六春闘のたたかい方についても、「七六春闘は七五春闘以上の厳しさが予想され、各組織のヘゲモニー争いが先行し、バラバラに機能すると成果はなくなる」と強調して、「各単産の意向は尊重するが、従来のわくをこえ、組織エゴをのりこえた本当の意味の民間中核の話しあいの場の実現に努力したい」と訴えた。

つづいて来賓としてあいさつにたった総評の大木事務局長は、それをうけて「中立労連の役割を評価するとともに、〝共闘の信義をまもり〟闘争を強化したい」と積極的に賛意を表明した。また、同盟の上西副書記長も「条件を整備して可能な統一行動をおこないたい」とし、新産別の石垣委員長は「中立労連と新産別が組織統一することが、日本の労働運動のためによいというなら、組織的にまとめの覚悟はできている」と述べた。このあと、飛鳥田社会党副委員長、金子共産党常任幹部会員、沖本公明党労働局長、春日民社党委員長が、それぞれ政党を代表してあいさつをおこなった。

午後からは、大会議案にもとづく討議にはいり、一九七四年度一般経過報告、七五年度運動方針が、岡村事務局長から提案された。九項目からなるむこう一年間の運動方針は、「労働四団体共闘確立のため、新産別とともに努力する」と強調する一方、中立労連自体の行動力を強めるため地方組織の整備、事務局体制の強化などの方針を打ちだしており、また、政党支持について「革新政党と協力関係を強化する」と自由化の立場がとられている。

【中立労連・一九七五年度運動方針（要旨）】

一、労働条件改善のたたかい　賃上げではガイドラインによる所得政策に反対し、労働者の生活を向上させる意欲が反映した要求の実現に努力する。雇用問題については、労働四団体の共同要求の確立と共同交渉の成立に努力する。

一、行動力の強化　①加盟組合相互の調整機能を強化し、必要ある場合には中立労連として支援活動を行う②地方組織については、他の労働団体との間に問題を生じない地域について結成に努力する③純中立の単産に対して共闘の呼びかけや加盟の働きかけを行う④事務局については、政策的要求の立案能力と独自の教宣能力を確立するよう努力する。

一、国内労働戦線の統一　労働四団体間の共同要求を拡大し、共闘が確立するよう新産別とともに努力する。労働四団体や春闘共闘をこえた民間労組の共闘の拡大を歓迎し、共闘を希望するすべての産別組織が参加できるものになるよう努力する。

一、政党との関係　革新政党と協力関係を強化していく。しかし、選挙時における政党支持については各単産の決定にゆだね、中立労連は要求と革新政党の政策との関係を宣伝することにより、革新勢力前進のために努力する。

右の運動方針にたいする質疑討論では、中立労連の地域組織づくりを中心に多くの意見がだされた。まず、電機労連からは、①地域・職場をふくめ具体的行動のともなうよびかけが必要で、たとえばメーデーについては地方でも統一してやれるよう働きかけをおこなうべきだ、②事務局体制の強化について専従体制をおくには人と金がかかるが、電機としては前向きに考えている、③統一に関する石垣発言は画期的であり、新産別との共闘提携は近い。新産別といっしょにさらに無所属組合を含めた行動の配慮がほしいとの提起がおこなわれ、全電線からは「地方中連づくりは加盟組合だけでいくのか、中連に加盟していない組合でも認めていいのではないか、春闘共闘の民間共闘の強化と、既存のわくをこえた民間結集を打ちだしているが、この点の事情を明確にせよ」といった質疑がだされた。また食品労連からは、「地方組織づくりに無理をすれば、全体の共闘の盛り上げに反することにもなりかねない。他の団体との共闘が発展する立場で、慎重に対処してほしい」との要望もだされた。

これにたいし岡村事務局長はつぎのようにその考えを示した。すなわち、①中立労連の地方組織は、中立労連の運動方針にそい、各

地の実情に即して入っていただくが、方針が生かされるなら、傘下組合でなくともよい、②地区労との関係は、地区労はゆるやかな組織であり、いままでの形を尊重していただければよい。中立労連系で県評に加盟しているところもあり、話しあいで円満解決に努力してほしい。その場合、地方春闘共闘を離脱する方向ではなく、中央と同様、地方でも春闘共闘に参加していただく、③わくをこえた民間共闘と春闘共闘の民間共闘は両方とも充実する必要がある。ただ春闘共闘の民間共闘は一定の範囲に限られており、総資本にたいして力を発揮する場合は、このわくをこえ日本全体で結集する必要がある。参加したい組合はどこでも参加できる民間共闘だ。これは四団体の指導でできるものでなく、有志組合に努力してもらい、中立労連はそれを歓迎する立場にある。

このあと、方針案を満場一致で決定し、竪山利文議長ほかの新役員の選出と大会スローガンを確認して、閉会となった。

2　新産別第二七回定期大会

全国産業別労働組合（新産別）第二七回定期大会は、七五年一〇月二八～三〇日の三日間、静岡県熱海市暖海荘で開催された。大会は、池田副委員長の司会で幕を開け、議長団に和田（全機金）、鈴木（新化学）、井上（京滋地連）、池脇（新運転）を選出、石垣中央執行委員長があいさつにたった。同委員長はそのあいさつのなかで、一〇月一六日の中立労連大会で「中連との組織統合を図る」と一般にうけとられた発言について、その真意は「労働四団体共闘を中連と連携して推進しようと強調したものだ」と説明した。つづいて、来賓として出席した大木総評事務局長、天池同盟会長、竪山中立労連議長、久村化学労協事務局長、江田社会党副委員長、春日民社党委員長、沖本公明党労働局長らがそれぞれあいさつしたが、その際、竪山中立労連議長は、新産別との統合問題についてふれ「われわれ自身の統合も第三ナショナルセンターがよいのか、総評、同盟に属さないゆるやかな結合がよいのか議論もあろう。さらに検討をつづける」と述べた。

このあと、富田書記長代行から一九七六年度運動方針についての提案説明がおこなわれた。それによると、前年大会で決定した運動基調、①労働市場の統一的掌握力の確立、②国民的諸課題との力強いとりくみ、③最大多数の社会勢力として社会的要請へのとりくみ、の三点をひきつづき追求することとし、運動課題としては「労働市場掌握のための世帯賃金水準の実質確保を基準とした社会的賃率の確立」をめざす賃金闘争、雇用確保・資本家的合理化とのたたかい、さらに労働四団体共闘の推進に力点をおいてとりくむものとされている。この提案の討議では、はじめて、「賃金・一時金」、「雇用・合理化」、「社会保障・福祉」、「組織・共闘・政治・スト権」からなる四分科会方式がとられ、意見の交換と方針案にたいする補強意見の表明がおこなわれたが、そのなかでは、「雇用問題」に限定されたものであるとはいえ、発足することが明らかになった四団体共闘の性格と、中立労連との組織統合問題を中心とした発言が目立ち、石垣発言が組織全体に及ぼした波紋の大きさを感じさせた。おもに組織・共闘関係を審議した第四分科会における多方面の疑問

にたいし、富田書記長代行（組織部長）は、「今回の四団体共闘は共闘の言葉に値しない、極めて限定されたものかもしれないが、共闘が実現したことに意味がある」ことを強調しながら、①地方では組織競合をめぐって単組間に共闘で摩擦がおきている。この問題は簡単に整理できないが、中央段階で共闘を継続してはじめて問題解決の糸口がつかめる。次回の四団体事務局長・書記長会議で協議する予定だ、②中立労連との統合問題の発端は、電機労連が七五年度運動方針で「新産別との提携」をうたったことだ。これについて七月二五日にはじめて意見交換し「当面は四団体共闘をすすめる」ことで合意、公式発表は慎重にしようととりきめた。けっしてそれ以上でも以下でもない。妙な感ぐりがないよう、そのつど中執で確認している、③一般論としては共闘と組織間の統合は次元がちがう。しかし、現情勢では共闘推進のため、中連との提携が必要だと判断している、などの諸点を明らかにした。同分科会は最後に石垣委員長が、「現状では総評と同盟が一つになることはない。将来においては、何かのきっかけで一つになる可能性はある。一番近い将来は総選挙後だ。ないかもしれぬが、あることを望む。中連との統合は七万と一三〇万の組織が一つになるのではない。活動を主体的にやる方が主導権をにぎる。新産別が吸収合併されるのではない。いまただちに中執で合併を議論する気はないが、共闘をすすめる上で議論がでてくるかもしれない。戦線統一はできればこれにこしたことはない。近い将来、この議論があるかもしれないことを、ふくんでおいてほしい」と見解を表明した。

各分科会終了後、全体会議がもたれ、方針案にたいする総括的な質疑討論のあと、満場一致同案を可決決定し、最後に、①雇用の安定確保に関する決議、②年金を中心とする福祉制度充実の闘いに関する決議、③総選挙に関する決議、④公企体労働者にたいするスト権回復に関する決議、の四決議の採択、役員選出につづき大会宣言によって閉幕した。なお、役員改選では大谷徹太郎前書記長の急逝による富田新書記長選出のほかは、三役が再選された。

3　IMF・JC第一四回総会

国際金属労連日本協議会（IMF・JC）第一四回総会は、七五年九月九日、代議員二九六名の参加によって東京・日本都市センターで開催された。

大会冒頭、宮田議長があいさつにたち、「今後、わが国の労働運動に占める金属産業労働者の役割はますます大きくなっていく。JCはナショナルセンターと十分な連携をとりながら、運動をすすめていく」と述べた。このあと来賓あいさつ等につづいて議事にはいり、瀬戸事務局長から一般経過報告が、また、柳沢組織機構特別委員長からJCの組織機構に関する答申がおこなわれた。同答申では、JCのあり方の基本として、①JCはナショナルセンターとしての性格をもちえない。あくまでも金属産業労働組合の結集の場であること、②運動の基調を、自由にして民主的労働組合としての運動を基本とする、③JCは国際連帯の強化と金属産業労組の共闘の場である、ことが答申された。また、名称については「全日本金属産業労働組合協議会（略称はIMF・JC）」とするとしている。

【ＩＭＦ・ＪＣ組織機構に関する答申書】

ＩＭＦ日本協議会組織機構特別委員会
委員長　柳沢　錬造

ＩＭＦ・ＪＣは一九六四年五月組織人員五十四万名をもって結成し、活動を進めてきた。その後、一九七一年九月の第十回総会において「組織機構の抜本的検討」を決め、組織機構特別委員会を設置して検討を進めてきたが、昨年秋の第十三回総会までには結論を得るには至らなかった。

ＩＭＦ・ＪＣも一九七四年十月には組織人員も百八十五万名に拡大し、名実共に、日本における金属産業労働組合の最大のまとまりとしての地位を占めるに至ったので、これを機に組織機構を検討し、次のように改正する。

（1）　組織機構のあり方の基本点

①ＪＣは、ナショナルセンターとしての性格をもちえない。

②運動の基調を、自由にして民主的労働組合としての運動を基本とする。

③ＪＣは国際連帯の強化と金属産業労組の共闘の場である。

（2）　名称について

名称は「全日本金属産業労働組合協議会」と改める、略称は「ＩＭＦ・ＪＣ」とする。

（3）　機構について

①構成は産別加盟を原則とする。ただし現在ある単組加盟はそのままとする。

②機関は大会、協議委員会、常任幹事会とする。なお三役会議も明文化しておく。

③本部事務局に総務局、組織局、教育宣伝局、調査局、国際局をおく。

④日常活動を推進するについて、各種委員会を設ける。特別委員会は大会決定により設置し大会に答申する。専門委員会は常任幹事会の諮問機関として設置し運営する。

（4）　活動目標について

ＩＭＦに加盟する日本の金属産業労働組合として次の共通課題について協議し、運動を進める。

①国際連帯活動の推進
②賃金をはじめとする労働諸条件の向上
③組織の拡大強化
④社会的福祉政策について
⑤国内外にわたる産業政策について
⑥教育活動について
⑦その他目的達成に必要な事項

（5）　役員について

①役員は議長、副議長、事務局長、常任幹事、会計監査とする。必要により事務局次長をおくことができる。

②役員の任期は二年とする。欠員が生じたときは、協議委員会で補充を可能とし、その任期は残任期間とする。

③議長を除く非専従役員の交代は、選出産別の判断が優先する。

午後には、「減速安定成長下の労働者国民生活の維持・向上」を活動目標に、生涯生活ビジョンへのとりくみを開始する一方、民間労組との連携を深めながら実質賃金の確保をめざす一九七六年度運動方針および生涯生活ビジョンが佐々木事務局次長から提案され、討議ののち、満場一致で承認された。組織機構改革答申にともなう新規約制定については、常任幹事会で条文を整理し、次回協議委員会（一二月開催予定）に提案して、審議決定し、実施していくことが承認された。

総会は、役員改選によって、つぎの新三役を選出し、総会宣言、スローガンを確認ののち終了した。新三役としては、議長宮田義二（鉄鋼）、副議長竪山利文（電機）、塩路一郎（自動車）、柳沢錬造（造船）、斉藤健次郎（全機金）以上再、宮野高治（全金同盟、新）、古賀専、清田晋亮（本部）、事務局長瀬戸一郎（本部）、事務局

次長佐々木正典（鉄鋼）、三木幸四郎（造船）、中村正男（電機）以上再、後藤公一（自動車、新）、小島正剛（本部、再）の各氏が選ばれた。

4　主要単産の大会

一九七五年の主要単産の定期大会では、春闘総括、七六年春闘方針、雇用問題、政党支持問題、労働戦線統一問題、スト権問題が論議の中心となった。そのなかで、春闘総括については、ほとんどの組合が敗北、不満足な結果におわったと総括するとともに、とくに総評系労組を中心に春闘指導の責任論をはじめ、七六年春闘に向けての再構築問題、国民戦線のあり方などが活発な論議をよんだ。

七六年春闘については、総評系労組の多くは、雇用保障、年金をはじめ老後の生活保障などの制度要求と賃上げを一体化したたかいを展開するとし、一方、同盟系の各労組は、民間労組の提携を深めてたたかうことを強調した方針を打ち出した。また、政党支持問題については、各労組とも従来どおりの方針を決定したが、そのなかで、日教組、自治労、国労、全専売および都市交通などの社会党支持の各労組の大会において、政党支持の自由に関する修正案がだされたもののいずれも否決されたが、修正案賛成が前年にくらべて増加していたことが注目される。一九七五年に開催された主要労組大会の概要はつぎのとおり。

私鉄総連第三九回定期大会

一九七五年七月一六～一八日、松山で開かれた。大会に先立つ中央委員会では、力徳構想を中心とした戦線再構築問題について、私鉄総連としての態度を協議した結果、①相場形成単産による民間総結集に協力、共闘体制をつくる、②ただし、その共闘は戦線統一または新組織結成の準備会を前提としないことなどを確認した。この中央委決定をうけて、大会では、これまでのような単発ストでなく硬軟両極の戦術を行使できる態勢強化をはかるとともに、ストを含む交通政策要求を強力に展開するとの運動方針を決定した。大会論議の焦点の一つとなった第二基本給問題については、中労委を舞台に労使の攻防がおこなわれていた際であったが、吉岡書記長は「第二基本給問題は執行部と大手組合の仕事だとの考えから脱却しているし、退職金を低賃金の後払いであるとの認識にもたっている。しかし現在は〝断固反対、反対〟の状況下ではなく、最大限の条件整備で最小限の導入はやむをえない」との考えを明らかにした。

鉄鋼労連第五三回定期大会

八月二八～三〇日、倉敷市で開催された。大会では、「生涯生活ビジョン」の実現を主軸に企業内労働条件向上のたたかいと、社会的生活条件改善の政策闘争を一体化した総合的生活闘争を展開していくとの運動方針が決定された。大会論議で強調されたのは、大会スローガンとして確認された「鉄鋼優位の七六年春闘」という考え方であり、その中心をなすものが、IMF・JCと同盟の共同作業による「生涯生活ビジョン」にもとづく総合的生活闘争の推進ということであった。千葉企画・調査部長の提案説明では、それは「力による

結集だけで国民合意の生活環境条件づくりには対応できない。要求の真の妥当性とニーズの方向性をもったプログラムをうちたてることが重要」との観点にたつものとされている。宮田委員長は、来春闘にふれ、賃上げ要求一五%前後としたいと述べ、また、川鉄など未加盟組合の加盟実現によりアウトサイダーが存在しない唯一の産別連合となった旨を強調した（組織問題についてはⅡ—Ⅰ「労働組合の組織現状と組織運動」の「2組織運動」を参照）。

合化労連第五四回定期大会　七月一四～一七日、花巻市で開催された。大会では、今春闘は完全に敗北した、総評指導の誤りが根本的敗因であった、などの春闘総括をおこなうとともに、長期ストをうてる産別の体制確立、労働四団体を中心とする国民戦線の結集、政党支持自由の原則堅持などを内容とする運動方針を決定した。それによると、七六春闘へ向けて労働側の態勢をたてなおすため、従来の〝春闘方式〟を根本的に改めるための二つの方策が提起されている。その一つは、「富の公正な分配」を求める政策転換闘争をすすめるための四団体を軸とする政党抜きの国民戦線の結成と運動の推進であり、もう一つは資本の言い値を破り、賃上げ闘争を成功させるため、ナショナルセンターのワクをこえて、「ストのできる民間数単産」による先行部隊をつくり、早期に「歯止め額を設け」て長期強じんなストをおこなうというものである。

しかし、この合化の方針である〝太田構想〟は、国民戦線での「政党抜き」と、賃上げ相場づくりでの「鉄抜き」という問題点を含んでいるだけに、労働界全体のコンセンサスを形成できるかどうか疑問が残されていた。このうち政党抜き国民戦線構想は、五年ぶりに対立解消のため再会したといわれる岩井元総評事務局長との話しあいで合意に達したもので、すでにさきの国労大会での村上委員長のあいさつを通じて確認されており、国労・合化が手を結んだことで注目された。これにたいし、鉄抜き賃上げ相場づくりの構想は、今春闘で鉄鋼回答以下にねじふせられた苦い記憶が生々しいなかで、願望として「鉄に先き駆けたい」との共通認識がないではないが、現実論としては困難が予想された。大会で来賓としてあいさつにたった竪山電機労連委員長は、七月一一日の宮田鉄鋼労連、力徳私鉄総連両委員長との三者会談の結論にふれ「太田提案には同盟系単産に対応する考えがない」と述べ、「合化も主要民間単産による共闘の核づくりに入ってもらい、効果的なたたかい方を検討していくことが必要であるとの合意をみた。鉄も参加した中で、鉄の位置づけを討議する必要がある」と太田構想に否定的な見解を明らかにした。

全国金属第三六回全国大会　九月二八日～一〇月一日、北上市で開催された。大会は、賃金引上げ、雇用安定、失業反対等を中心に運動をすすめるとの方針を決定、さらに秋季年末闘争では年末一時金三・五カ月以上の要求を提出、一月中旬以降要求獲得のための全国統一ストを実施するなどの方針を決定した。なお、大会は松尾委員長（前書記長）ら新役員を選出した。

ゼンセン同盟第三一回定期大会　九月一～三日、東京で開催された。大会は、福祉社会をめざし、完全雇用、産業安定、実質生活向上を統一と連帯で実現するとの運動方針を決定するとともに、「雇用と産業をまもるための緊急政策」を採択

し、政府にたいして大胆な景気浮揚策をとるよう要求することとした。なお、宇佐美会長は「社会契約的発想を堅持していく」と述べ、山田書記長は、鉄鋼労連大会での要求を一五%前後とする宮田発言にふれ、「必ずしも低いとは思わない」と述べ、注目された。

海員組合第三五回定期全国大会　一一月一一～一五日、東京で開催された。大会では、雇用確保を柱とする運動方針を決定するとともに、基本給一六%引上げを骨子とする賃上げ要求原案を、下部討議に付して、七六年一月の汽船部委員会で決定することも承認した。論議は、雇用問題と技術革新に集中したが、とくにとりくみ姿勢について、反雇用合理化の立場にたった意見と企業サイドにたった意見との対立がうきぼりにされ、わが国唯一の産業別単一組織の運営のむずかしさをきわだたせた。

海員組合は、戦後一貫して日本海運の復興、そして国際競争力強化をめざす合理化に協力する立場にたち、同盟路線の中核的存在としての役割を果たしてきたが、急速な船舶の合理化による雇用不安、そして陸上との比較を通じ、海上労働の特殊性にふさわしい賃金が確保されていない、といった不満が増大し、これらの反省から、七三年の大会を契機に、運動路線の左旋回にふみきった。今大会では、この左旋回にたいする日本郵船など大手中核体を中心としたグループからの巻きかえし発言が目立ち、本部側の対応も慎重であった。

答弁を通じ、村上組合長は「合理化そのものには反対しないが、船主の考え方とは違いがあり、われわれは今後も船員労働の合理的在り方を追求する。いつも建設的な政策を提起してきたが、これが入れられず、今日の事態をまねいたのだ。今後も何でも反対の態度でなく、技術革新にたいする①雇用安定、②労働条件の向上、③安全確保、④再教育制度の確立という四原則をふまえてすすんでいく」と述べ、中西中央執行委員も、「日本船員は戦後一貫して日本海運の発展に協力してきたが、船主は日本人船員とタモトをわかち、コストの安い外国人労働力とかえようとしている。日本人船員が乗船する一定隻数の歯止めをかけるのと同時に、雇用確保の立場で仕組船にも乗りくんでいく、といった現実策も取らざるをえない」と説明した。

電機労連第二三回定期大会　六月二四～二七日、天童市で開催された。大会は、「労働側の甘さが全体的にガイドライン内で集約せざるをえない結果を招いた」。とりわけ「電機は下限的になった」旨の春闘総括を承認するとともに、「高度成長からの甘えを払拭した労働側の体制立直しのため、新たな共闘の再構築が急務である」として、「共通する課題での既存の組織の枠をこえた共闘の場の創設、主要民間単産による春闘日程集中化のための中核組織の形成並びに実質賃金の維持・向上のための要求方式等をふくめた共同企画の設置」等を強調した運動方針を決定した。

国労第三六回定期大会　六月二四～二八日、水戸市で開催された。大会は、新組合綱領草案を採択するとともに、スト権について、「秋の決戦期にはストを基本戦術としてスト権奪還まで強力な闘争を展開する、安易な妥協は絶対しない」旨を強調し、また、秋年闘争では国民諸要求、反合理化、スト権の要求で大きなうねりのあるたたかいを展開、さらに七六年春闘では二～四月にかけて長期波状ストをもってたたかう旨を強調した

運動方針、秋季年末闘争方針を決定した。

大会論議は、①春闘総括、②スト権奪還、③合理化闘争の三点に集中し、今後のたたかいをどう組織するかに視点をおいた前向きの発言が目立った。これに答えて本部側は、インフレ、雇用問題で政党抜きの国民戦線の結成、スト権奪還後の脱公労協、産業別統一闘争への準備、国鉄経営の民主化問題はストで対処する、などの長期戦略を明らかにした。なお、新綱領は一部字句修正し、次回大会で再修正する可能性を残して採択、また、運動方針案では、「政党支持の自由」の修正案が出されたが少数で否決され、原案どおり決定した。役員の改選では、村上委員長、富塚書記長らが再選された。

動力車第三〇回定期大会

は、企業内諸要求、反合理化闘争を前段にたたかい、ヤマ場を一〇月下旬に求め、春闘共闘の統一闘争は、総評に指令権、統制権の一部を委譲してたたかい、ストライキ権奪還闘争は、一一月下旬をヤマ場に無期限波状ストでたたかう、などからなる運動方針を決定するとともに、富田委員長、中江書記長を再選した。

全逓第二八回定期大会

七月一四～一七日、山口市で開催された。大会は、今後一年間のたたかいの基本として、①スト権奪還の決着を最重点課題とする、②七六春闘は国民春闘路線の継承強化のうえに大幅賃上げをかかげ展開する、③オンライン化反対を中心とする反合闘争、④完全週休二日制による全体時短の実現等を中心にすることとし、秋年闘争は従来より早めに発足させ、長期に粘り強くたたかうとの方針を決定した。

全電通第二八回定期大会

八月二五～二九日、松本市で開催された。大会は、「人間尊重、福祉優先の政治革新をめざし、国民春闘路線を堅持して闘い抜く」との第三次長期運動方針および新年度運動方針を決定するとともに、この立場から、とくに秋の段階では、スト権中心にその決戦のヤマ場では原則として無期限ストをもってたたかう旨の秋年闘争方針をあわせて決定した。なお、席上、及川委員長は、賃金闘争についてふれ、その発想転換と実質賃金重視を強調した。

自治労第二八回定期大会

八月二七～三〇日、飯坂で開催された。大会は、地方財政危機打開、人件費攻撃粉砕を重要課題としてとりくむこと、七五賃金確定のため九月下旬に全組織が最高半日ストを構えて統一闘争をたたかうなどの運動方針を決定し、丸山委員長（前書記長）、真柄書記長らの新役員を選出した。なお、大会論議は、政党支持、自治体労働者奉仕者論、戦線統一等の問題に集中し、代議員間で論争がおこなわれたが、政党支持問題に関する修正案は賛成二三六、反対七七四で否決された。

日教組第四七回定期大会

七月一～四日、明石市で開催された。大会は、組織の統一と団結で中教審路線粉砕、処分、弾圧排除、諸要求実現のため全労働者とともにたたかう、社会党を支持するとの運動方針を決定した。大会では、出席代議員の三五％を占める反主流派から、政党支持の自由、父母・国民に理解と支持をえられる多様な闘争戦術の採用などを中心に運動方針全般にわたって四四七件に及ぶ修正案が提出され、はげしい論議を展開したが、一部をのぞいてはその大部分が否決された。

【参考資料】 (1)総評「総評は かく闘う、一九七五年」(一九七五年一一月刊)、(2)「特集、総評第五〇回定期大会」(『月刊総評』二一六、七五年九月号)、(3)村上寛治「総評 第五〇回定期大会の 光と影」(『月刊社会党』二二五、七五年九月号)、(4)高木郁朗「組合機能本格化への胎動―総評第五〇回大会の論議をふりかえって―」(『月刊労働問題』、七五年九月号)、(5)同盟「同盟はかく闘う、七六・七七年新時代への挑戦―完全雇用・物価安定・国民生活・福祉向上をめざして―」(七六年三月刊)、(6)前川一男「第一二回定期全国大会を終って」(『同盟』二一二、七六年三月号)、(7)「新しい段階を切り拓くわれわれの課題―第一二回定期全国大会の論議から―」(『同盟情報』一一八、七六年二月二六日号)、(8)「特集、転機に立つ労働組合運動―主要単産の定期大会にみる―」(『労働運動』一一六、一一七、一九一、七五年八・九・一一月号)、(9)「特集 転機に立つ労働組合運動の総括と展望―主要単産の定期大会にみる―」(『月刊労働組合』一〇二、一〇三、七五年九・一〇月号)、(10)城野武雄「主要単産の 定期大会論議 から―混迷する労働組合の戦略展望―」(『月刊労働問題』、七五年一一月号)、(11)「特集、一九七五年の主要単産大会」(『社会主義』一〇八、七五年九月号)

III 労働争議

概要□争議の概況と形態別・月別の動き──労働争議統計／争議の概況／争議の推移＝春闘および統一行動の動き／主要要求別にみた争議──産業別・規模別にみた争議──主要連合団体別にみた争議

概要

一、労働省の「昭和五〇年、労働争議統計調査年報告」（一九七六年七月刊）によると、一九七五年における わが国の労働争議は、年間の争議行為をともなう争議件数七五七四件、その行為参加人員四六一万四〇〇〇人と、労働運動史上最高を記録した前年にくらべてそれぞれ二〇〇七件（二〇・九%）、七一万一〇〇〇人（一三・四%）減となった。これには、この年の労働運動とりわけ春闘の規模が、不況の深刻化にともなって賃上げか、雇用確保かの選択に迫られた形となって前年を下回ったことが大きく影響している。行為形態別には、前年大幅な増加を示した半日以上の同盟罷業における減少が相対的に大きかったものの、その水準は、これまでの最高であった前年につぐ高いものとなっている。

一、半日以上の同盟罷業の行為参加人員一人当たりの労働損失日数をみると、全産業では二・九二日で前年の二・六五日より〇・二七日長くなっている。これをさらに春闘時と春闘時以外で分けると、春闘時では二・五九日と前年より〇・五二日短くなっているのにたいして、春闘時以外では逆に一・七一日長くなっていて、この傾向は多くの産業に共通している。このことは、春闘における争議の規模が比較的小さかった反面、春闘時以外では一一月二六日以来

八日間にわたる長期ストをたたかい抜いた公労協等のスト権奪還ストおよび電機労連をはじめ、全金、合化、化学同盟、医労協など民間単産の年末一時金要求や反合理化闘争の規模が大きかったほか、不況を反映して争議の解決が長びいたものがみられたことを反映している。

一、産業別の動向では、争議行為をともなう争議件数、行為参加人員とも、前年にくらべてほとんどの産業で減少しており、とくに鉱業、電気・ガス・水道業、金融・保険・不動産業での減少が大きい。そのなかで、公務における行為参加人員の二八・八%増が目立つが、これは九～一二月にかけて地方公務員による七五賃金確定闘争がおこなわれたことによっている。例年大きなウェイトを占める製造業、運輸・通信業では他産業の減少度にくらべるとその割合は小さくそれぞれ一五・六%、一〇・三%の減少にとどまったが、これは製造業においては電機労連ほかの争議、また運輸・通信業においてはスト権奪還ストの影響によるものである。

一、主要連合団体別にみると、争議行為をともなう争議の参加人員は、総評が三一二万八〇〇〇人と全体の六七・八%を占めてもっとも高く、ついで中立労連七五万七〇〇〇人（同一六・四%）、同盟二〇万八〇〇〇人（同四・五%）、新産別三万六〇〇〇人（〇・八%）となり、労働損失日数では、総評三八四万二〇〇〇日（全体の四八・二%）を占め、ついで中立労連二九〇万八〇〇〇日（同三六・五%）、同盟二九万一〇〇〇日（同三・六%）、新産別九万四〇〇〇日（同一・二%）となっている。これを対前年比でみると、中立労連、新産別で労働損失日数について一割強の増加となったほかはすべて減少を示し、とくに同盟が行為参加人員、労働損失日数とも五割を上回る大きな減少を示したのが目立っている。

1　争議の概況と形態別・月別の動き

労働争議統計

わが国の労働争議に関する統計としては、労働大臣官房統計情報部の労働争議統計が唯一のものである。それは、各都道府県労政主管課および労政事務所が、争議のおこなわれた事業所もしくは労働組合ごとに面接調査したものを、前記統計情報部で集計したもので、「労働争議統計調査報告」（月間統計、ただし本報告は一九七五年末をもって公表中止）および「労働争議統計調査年報告」（年間統計）として公表されている。この場合、調査対象として集計に含まれるのは、「労働者の地位の向上に関係ある事項に関して労働団体とその相手方との間に生じた紛争」のうち、半日以上の同盟罷業、工場閉鎖（以上二つを作業停止争議と名づけている）、半日未満の同盟罷業、怠業および争議行為をともなわないが解決のため第三者が関与した場合であって、その争議形態の区分は次図のごとくなっている。

なお、この統計では、争議の単位は労働組合（争議団を含む）であり、原則として単位労働組合がおこなう争議を一件としてあつかっているが、上部団体（連合団体）が下部組合（単位組合）の争議

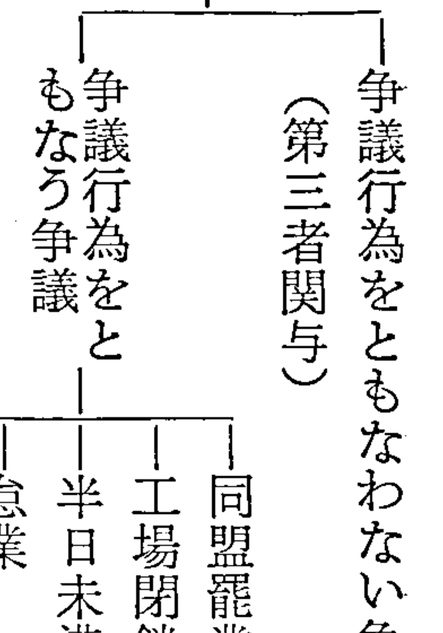

権を集約しておこなう争議（連合争議、合同労組等の争議）も一件としてあつかわれている。したがって一件の争議で数事業所や数企業におよぶものもあれば、逆に一事業所または一企業で二件以上になる場合（一事業所、一企業に数組合がある場合）もある。また、「労働損失日数」とは、半日以上の同盟罷業または作業所閉鎖がおこなわれた期間に、実際に半日以上の同盟罷業に参加した労働者もしくは作業所閉鎖の対象となった労働者の延人員数に対応する所定労働日数をいう。

争議の概況　一九七五年のわが国における総争議件数は八四三五件、総参加人員で一〇二六万一〇〇〇人と、前年にくらべて、総争議件数で二〇二七件（二二・二%）減、総参加人員でも四〇五万八〇〇〇人（二八・三%）減となった。これは二～五月における春闘が、前年にくらべ不況の深刻化にともない賃上げか、雇用の確保かの選択を迫られた形となり、争議の全体の規模が前年を下回ったほか、春闘以外では一一～一二月の公労協等のスト権奪還ストおよび年末一時金要求を中心とする電機労連ほかの争議以外には目立った動きがなかったことによっている（第107・108表および第8図）。

第107表　年別・争議形態別労働争議件数，参加人員および労働損失日数

年	総争議		争議行為をともなう争議								
			小計		半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖			半日未満の同盟罷業		怠業	
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
	件	千人	件	千人	件	千人	千日	件	千人	件	千人
1966	3,687	10,946	2,845	2,297	1,252	1,132	2,741	1,452	1,102	727	529
1967	3,024	10,913	2,284	1,271	1,214	732	1,829	1,403	671	246	141
1968	3,882	11,757	3,167	2,340	1,546	1,163	2,840	2,021	1,440	333	127
1969	5,283	14,483	4,482	3,070	1,783	1,411	3,633	3,282	2,158	310	134
1970	4,551	9,137	3,783	2,357	2,260	1,720	3,914	2,356	1,294	101	33
1971	6,861	10,828	6,082	3,622	2,527	1,896	6,028	4,653	2,616	64	33
1972	5,808	9,630	4,996	2,656	2,498	1,543	5,146	3,531	1,553	91	80
1973	9,459	14,549	8,720	4,928	3,326	2,236	4,603	6,667	3,226	117	252
1974	10,462	14,319	9,581	5,325	5,211	3,621	9,662	6,378	2,723	77	36
1975	8,435	10,261	7,574	4,613	3,391	2,732	8,015	5,475	2,449	55	11

〔備考〕 1)　1争議で2種以上の行為形態をともなうことがあるため，合計は小計の数字と一致しないことがある。
2)　労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第108表　月別・争議形態別・争議件数，参加人員および労働損失日数

年月	総争議		争議行為をともなう争議								
			小計		半日以上の同盟罷業および作業閉鎖			半日未満の同盟罷業		怠業	
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
1975年											
1月	161	734,169	19	19,085	17	17,338	29,715	3	1,757	—	—
2月	241	742,349	78	21,394	34	14,562	26,455	49	6,994	2	204
3月	628	1,301,150	492	217,995	191	88,329	111,663	366	152,317	1	180
4月	1,764	2,744,516	1,436	989,207	888	728,881	1,615,468	884	428,006	21	6,986
5月	3,328	3,523,104	2,541	1,211,243	1,068	680,467	2,291,074	1,766	625,432	16	1,615
6月	1,138	1,613,468	487	168,458	334	72,794	233,464	222	104,081	5	1,199
7月	762	1,280,918	352	124,603	240	44,900	129,405	165	92,948	4	389
8月	294	765,981	74	12,842	61	5,123	41,532	20	8,065	1	19
9月	526	1,076,863	349	210,457	69	84,272	132,348	292	127,246	1	82
10月	614	1,243,630	472	280,676	61	70,964	93,997	433	218,568	1	82
11月	1,623	2,581,048	1,460	1,259,439	632	818,774	2,578,882	1,054	573,357	7	2,528
12月	1,327	2,559,479	831	829,170	468	566,088	900,742	493	311,891	10	1,645

〔備考〕 1)　2カ月以上にわたる争議は各月でそれぞれ集計するが，年合計では同一争議である限り年間件として集計するため，年の数字と月別の累計とは一致しない。
2)　1争議で2種以上の行為形態をともなうことがあるため，合計は小計の数字と一致しないことがある。
3)　労働省「労働争議統計調査報告」による。

第7図　月間行為参加人員の推移

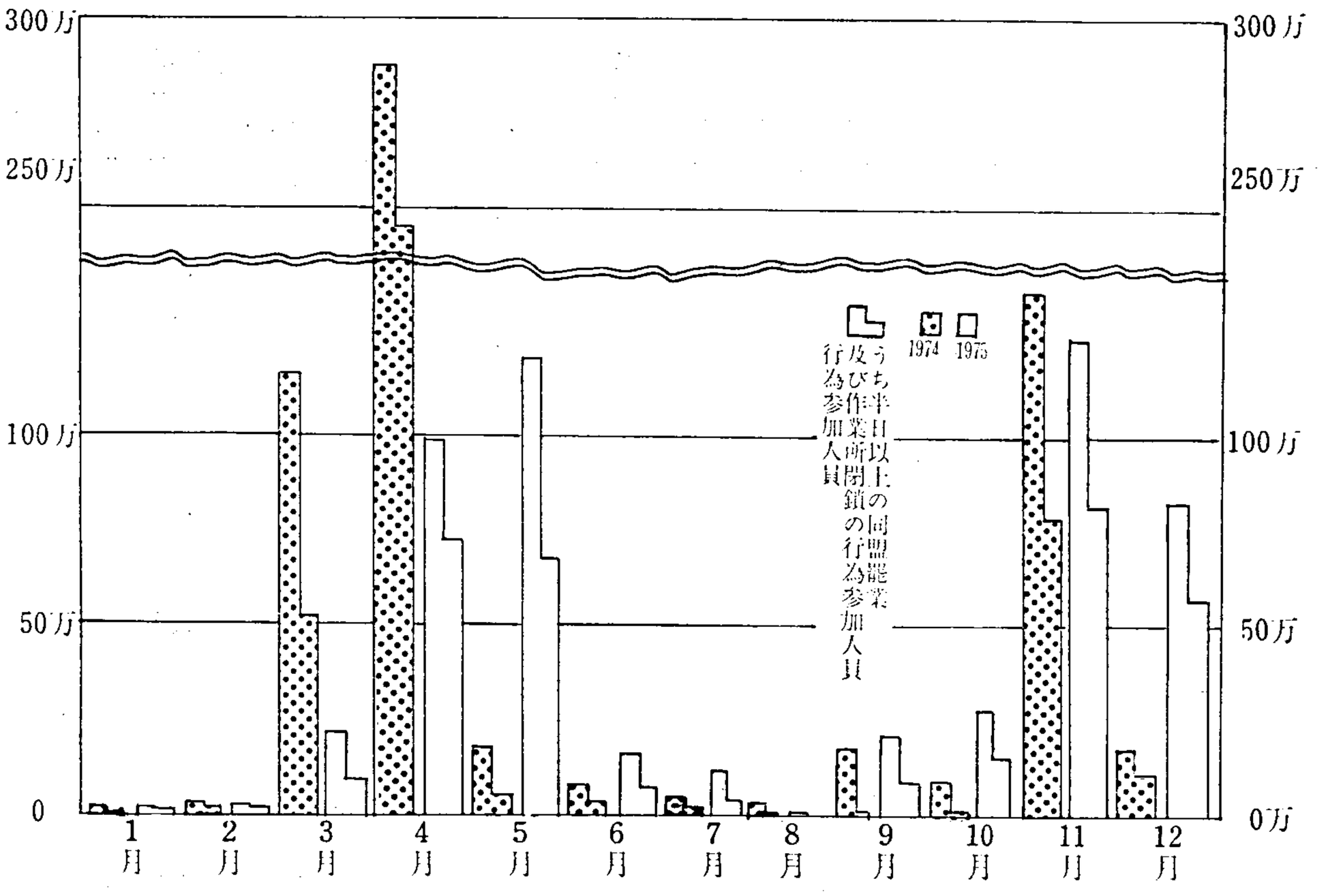

総争議のうち、争議行為をともなう争議は、件数七五七四件、行為参加人員四六一万三〇〇〇人と前年にくらべて、それぞれ二〇七件（二〇・九％）減、七一万一〇〇〇人（三・四％）減である（第107表）。これを形態別にみると、「半日以上の同盟罷業」が件数三三八五件、行為参加人員二七三万一〇〇〇人で、前年にくらべ件数九〇三件（一四・二％）、行為参加人員二七万五〇〇〇人（一〇・〇％）の減少となっていて、相対的に半日以上の同盟罷業の減少が大きかった。

半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖による労働損失日数についてみると、八〇一万五〇〇〇日で前年にくらべ一六四万七〇〇〇日（一七・〇％）の減少となったが、これはこれまでの最高であった前年につぐ高い水準であった。また、半日以上の同盟罷業の行為参加人員一人当たりの労働損失日数（第109表）は、全産業では二・九二日と前年の二・六五日より〇・二七日長くなっている。これを春闘時と春闘時以外でみると、春闘時は二・五九日と前年にくらべ〇・五二日短くなっているのにたいして、春闘時以外では三・二九日と逆に一・七一日長くなっており、こうした傾向は多くの産業についてみられる。これは春闘が前述のごとく比較的争議の規模が小さかった反面、春闘時以外では一一～一二月におこなわれた公労協等のスト権奪還ストおよび電機労連の年末一時金要求闘争が比較的規模が大きかったほか、不況を反映して争議の解決が長びいたものがみられたことによるものである。

第109表　産業別「半日以上の同盟罷業」の行為参加人員1人当たり労働損失日数の推移

産業	1974年			1975年		
	年計	うち春闘	春闘以外	年計	うち春闘	春闘以外
	日	日	日	日	日	日
全産業	2.65	3.11	1.58	2.92	2.59	3.29
鉱業	3.23	5.18	1.52	5.58	6.04	4.07
建設業	2.77	3.07	1.88	2.47	2.39	2.78
製造業	2.97	3.53	1.57	3.51	2.74	4.75
卸売・小売業	2.73	2.45	3.24	2.06	2.25	1.80
金融・保険・不動産業	5.23	3.93	12.01	2.21	2.10	2.22
運輸・通信業	2.58	3.30	1.40	2.61	2.23	2.97
電気・ガス・水道・熱供給業	1.89	1.92	1.62	1.60	1.28	2.02
サービス業	1.82	1.63	2.59	1.68	2.64	1.40
公務	1.61	1.61	1.08	1.10	1.00	1.12
その他	1.82	2.84	1.14	2.35	2.97	1.81

〔備考〕「その他」とは農業・林業・狩猟業・漁業・水産養殖業及び分類不能の産業をいう。

第110表　春季賃上げ争議とその年間争議に占める割合

年	総争議		争議行為をともなう争議					
				行為参加人員				労働損失日数
	件数	総参加人員	件数	計	半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖	半日未満の同盟罷業	怠業	
	件	千人	件	千人	千人	千人	千人	千日
1971	2,673	3,803	2,481	1,949	1,354	1,213	20	4,613
1972	3,251	4,541	3,065	1,986	1,189	1,199	71	3,137
1973	4,108	4,211	3,961	2,252	1,355	1,344	87	2,839
1974	5,528	4,870	5,375	3,088	2,541	1,183	21	7,917
1975	3,998	4,048	3,772	2,201	1,440	1,122	8	3,743
年間争議に占める割合								
1971	39.0	35.1	40.8	53.8	71.4	46.4	59.6	77.1
1972	56.0	47.2	61.3	74.7	77.1	77.2	88.0	61.0
1973	43.4	28.9	45.4	45.7	60.6	41.6	34.3	61.7
1974	52.8	34.0	56.1	58.0	70.2	43.4	55.8	81.9
1975	47.4	39.4	49.8	47.7	52.7	45.8	70.9	46.7

〔備考〕 1) 本特別集計は2～5月に発生し要求項目に「賃金増額」を含む争議を抜き出して特別に集計したもである。
2) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第111表　統　一　行　動　の　推　移

年	争議行為を伴う争議		うち半日以上の同盟罷業		うち半日未満の同盟罷業	
	件　数	行為参加人員	件　数	行為参加人員	件　数	行為参加人員
	件	千人	件	千人	件	千人
1970	680 (18.0)	198 (8.4)	64 (2.8)	20 (1.2)	625 (26.5)	178 (13.8)
1971	2,509 (41.3)	1,191 (32.9)	42 (1.6)	17 (0.9)	2,474 (53.2)	1,175 (44.9)
1972	1,263 (25.3)	558 (21.0)	6 (0.2)	1 (0.1)	1,244 (35.2)	550 (35.4)
1973	4,390 (50.3)	2,681 (54.4)	755 (22.7)	896 (40.1)	3,825 (57.4)	1,540 (47.7)
1974	5,989 (62.5)	3,584 (67.3)	1,378 (26.5)	1,891 (52.2)	5,124 (80.3)	1,952 (71.7)
1975	2,970 (39.2)	2,545 (55.2)	495 (14.6)	1,307 (47.9)	2,667 (48.7)	1,403 (57.3)

〔備考〕 1)「統一行動」とは，特別に設定した行動目標によっていくつかの労働組合が一定期日に統一して争議行為をおこなうことをいう。
2)　（　）内の数字は年間に占める割合。

争議の推移——春闘および統一行動の動き

労働争議の年間の推移では、春闘時と秋から年末にかけて多かったのは、例年のとおりであるが、前年との対比では、こ数値を示したことが目立っている（第110・111表）。

春闘の特別集計によってみると、七五年春闘は国民春闘の第二年目として位置づけられたが、結果的には四月は民間労組中心に、五月にはいって官公労中心に分かれて実施され、また全体的に不況の影響もあって長期化したものの争議の規模は前年春闘を下回った。すなわち、争議行為をともなう争議についてみると件数三七七二件、行為参加人員二二〇万一〇〇〇人で、前年にくらべそれぞれ一六〇三件（二九・八%）減、八八万七〇〇〇人（二八・七%）減であり、行為形態別には、半日以上の同盟罷業で件数、行為参加人員とも減少がいちじるしく一八七四件、一四四万人と前年比で約五割減となった。また、前年は春闘における半日以上の同盟罷業の件数、行為参加人員が年間の争議の七割を占めたのにたいし、本年は約五割を占めるにとどまった。

つぎに、統一行動を争議行為をともなう争議についてみると、秋から年末にかけて、地方公務員によるいわゆる七五賃金確定闘争および公労協を中心としたスト権奪還を要求する統一行動が大規模におこなわれ、件数で二九七〇件、行為参加人員で二五四万五〇〇〇人となったが、春闘時における統一行動の減もあって前年の五九八九件、三五八万四〇〇〇人に比較するとそれぞれ五〇・四%、二九・〇%減となっている。

2　主要要求別にみた争議

右の労働争議統計では、要求事項については、多くの要求をもつ争議についても、そのうち原則として「もっとも重要なもの一つをとりあげて」分類集計している。そこで、その主要要求事項別に争議行為をともなう争議の発生件数をみると（第112・113表）、賃金・手当関係の要求がもっとも多く、賃金増額が五〇〇七件（全体の五四・二%）、臨時給与が一七三六件（同一八・八%）で、ついで政治スト・支援ストの「その他」事項が一七一四件（同一八・五%）となっている。賃金および手当に関する要求がもっとも多いのは例年のとおりであるが、全体に争議の発生件数が減少したなかにあって、経営および人事に関する要求や給与以外の労働時間・休日休暇等労働条件に関する要求については、前年にたいしそれぞれ二倍増となっていることが目立っている。これはこの年の争議が年間をとおして雇用確保あるいは生活制度要求の

第112表　主要要求事項別労働争議発生件数の推移（争議行為をともなう争議）

年	要求事項総数	賃金増額	臨時給与金	解雇反対・被解雇者の復職	労働時間および休暇に関する要求変更	その他の経営および人事	その他
1971	6,320	4,234	1,078	48	23	114	527
1972	5,186	3,551	1,053	70	45	105	141
1973	9,160	4,391	2,113	38	57	68	2,206
1974	12,362	5,833	2,378	61	90	53	3,591
1975	9,242	5,007	1,736	62	186	128	1,714

〔備考〕 1）「その他」とは政治ストおよび支援ストをいう。
2）上記6項目以外の要求事項があるため要求事項と要求事項別の累計とは一致しない。
3）労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第113表　主要要求事項別争議行為参加人員の推移

年	要求事項総数	賃金増額	臨時給与金	解雇反対・被解雇者の復職	その他
	千人　%	千人　%	千人　%	千人　%	千人　%
1971	4,066 (100.0)	2,571 (63.2)	761 (18.8)	14 (0.3)	720 (17.7)
1972	2,720 (100.0)	2,150 (79.0)	339 (12.5)	12 (0.4)	219 (8.1)
1973	5,399 (100.0)	2,641 (48.9)	1,079 (20.0)	10 (0.2)	1,669 (30.9)
1974	7,267 (100.0)	3,322 (45.7)	1,385 (19.1)	33 (0.5)	2,527 (34.8)
1975	5,478 (100.0)	2,802 (51.1)	898 (16.4)	100 (1.8)	1,678 (30.6)

〔備考〕 1）「その他」とは上記3項目以外の要求事項をいう。
2）（　）内は構成比を示す。
3）労働省「労働争議統計調査年報告」による。

争議が比較的多かったことによるものとみられる。

3　産業別・規模別にみた争議

争議行為をともなう争議を産業別にみると（第114・115表）、前年にくらべ件数、行為参加人員ともほとんどの産業で減少しており、とくに鉱業、電気・ガス・水道業、金融・保険・不動産業での減少が大きい。このようななかで公務における行為参加人員の二八・八%増が目立っているが、それは八～一二月にかけて地方公務員による七五賃金確定闘争がおこなわれたことによるものである。

また、労働損失日数についてみると、行為参加人員と同様ほとんどの産業で減少しているが、例年大きいウェイトを占める製造業、運輸・通信業では他の産業にくらべると比較的その減少割合が小さく、それぞれ一五・六%、一〇・三%減にとどまった。これは製造業においては、春闘および年末における一時金要求闘争で電機労連の争議が大きかったこと、また運輸・通信業においては一一月、一二月におこなわれたスト権奪還ストの影響によるものである。

つぎに、構成比でもっとも高い製造業について半日以上の同盟罷業を細かくみると、例年のとおり機械関係がもっとも多く行為参加人員八六万一〇〇〇人、労働損失日数三四四万九〇〇〇日と製造業全体のそれぞれ六六・二%、七五・七%を占めている。

第114表　産業別労働争議件数の推移（争議行為をともなう争議）

産業	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年
全産業	6,082(100.0)	4,996(100.0)	8,720(100.0)	9,581(100.0)	7,574(100.0)
鉱業	89(1.5)	44(0.9)	75(0.9)	70(0.7)	53(0.7)
建設業	165(2.7)	76(1.5)	104(1.2)	174(1.8)	106(1.4)
製造業	2,129(35.0)	2,082(41.7)	2,402(27.6)	3,523(36.8)	2,634(34.8)
卸売・小売業	108(1.8)	112(2.2)	130(1.5)	186(1.9)	140(1.8)
金融・保険・不動産業	35(0.6)	50(1.0)	84(1.0)	107(1.1)	60(0.8)
運輸・通信業	931(15.3)	743(14.9)	932(10.7)	1,252(13.1)	896(11.8)
電気・ガス・水道業	189(3.1)	121(2.4)	307(3.5)	331(3.5)	275(3.6)
サービス業	732(12.0)	701(14.0)	1,299(14.9)	1,302(13.6)	746(9.8)
公務	1,696(27.9)	1,055(21.1)	3,370(38.7)	2,621(27.4)	2,645(34.9)
その他	8(0.1)	12(0.2)	17(0.2)	15(0.2)	19(0.3)

〔備考〕 1)「その他」とは，農業，林業，狩猟業，水産養殖業および分類不能の産業をいう。
2)（ ）内は構成比。
3) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第115表　産業別争議行為参加人員および労働損失日数の推移

	産業	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年
行為参加人員		千人	千人	千人	千人	千人
	計	3,623(100.0)	2,657(100.0)	4,929(100.0)	5,325(100.0)	4,614(100.0)
	鉱業	94(2.6)	70(2.6)	62(1.3)	52(1.0)	29(0.6)
	建設業	55(1.5)	26(1.0)	41(0.8)	57(1.1)	58(1.3)
	製造業	1,740(48.0)	1,190(44.8)	1,419(28.8)	2,194(41.2)	1,688(36.6)
	卸売・小売業	30(0.8)	30(1.1)	29(0.6)	45(0.8)	43(0.9)
	金融・保険・不動産業	13(0.4)	10(0.4)	15(0.3)	16(0.3)	11(0.2)
	運輸・通信業	654(18.1)	639(24.1)	1,072(21.8)	1,279(24.0)	1,038(22.5)
	電気・ガス・水道業	117(3.2)	35(1.3)	86(1.7)	70(1.3)	47(1.0)
	サービス業	372(10.3)	271(10.2)	700(14.2)	627(11.8)	475(10.3)
	公務	538(14.8)	364(13.7)	1,350(27.4)	885(16.6)	1,140(24.7)
	その他	10(0.3)	22(0.8)	154(3.1)	101(1.9)	85(1.9)
労働損失日数		千日	千日	千日	千日	千日
	計	6,029(100.0)	5,147(100.0)	4,604(100.0)	9,663(100.0)	8,016(100.0)
	鉱業	281(4.7)	130(2.5)	151(3.3)	158(1.6)	146(1.8)
	建設業	54(0.9)	61(1.2)	81(1.8)	98(1.0)	92(1.1)
	製造業	4,114(68.2)	2,737(53.2)	2,465(53.5)	5,431(56.2)	4,582(57.2)
	卸売・小売業	41(0.7)	29(0.6)	48(1.0)	96(1.0)	57(0.7)
	金融・保険・不動産業	3(0.0)	11(0.2)	40(0.9)	41(0.4)	10(0.1)
	運輸・通信業	1,250(20.8)	2,000(38.9)	1,252(27.2)	2,721(28.2)	2,441(30.4)
	電気・ガス・水道業	67(1.1)	10(0.2)	26(0.6)	47(0.5)	24(0.3)
	サービス業	207(3.4)	131(2.5)	395(8.6)	604(6.3)	375(4.7)
	公務	1(0.0)	5(0.1)	77(1.7)	325(3.4)	96(1.2)
	その他	11(0.2)	33(0.6)	75(1.5)	142(1.5)	192(2.4)

〔備考〕 1) 「その他」とは農業，林業，狩猟業，漁業，水産，養殖業および分類不能の産業をいう。
2) ( ) 内は構成比。
3) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第116表　企業規模別争議行為をともなう争議の発生企業数の推移（民営企業のみ）

企業規模	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年
計	6,328(100.0)	5,786(100.0)	6,473(100.0)	9,213(100.0)	6,374(100.0)
1,000人以上	1,145(18.1)	881(15.2)	1,041(16.1)	1,497(16.2)	1,010(15.8)
500～999人	643(10.2)	555(9.6)	647(10.0)	922(10.0)	637(10.0)
100～499人	2,424(38.3)	2,082(36.0)	2,436(37.6)	3,450(37.4)	2,530(39.7)
99人以下	1,751(27.7)	1,823(31.5)	2,099(32.4)	2,950(32.0)	1,885(29.6)

〔備考〕 1) 企業規模の「不明」があるため，計と規模別の累計とは一致しないことがある。
2) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

また、民営企業における争議行為をともなう争議の発生企業数は六三七四企業、その行為参加人員二四〇万六〇〇〇人であり、前年にたいしそれぞれ三〇・八%、二六・〇%の大幅減少を示し、ほぼ一九七三年の水準にとどまった。これを規模別にみると（第116表）、一〇〇〇人以上が一〇一〇企業（前年比三二・五%減）、五〇〇～九九九人が六三七企業（同三〇・九%減）、一〇〇～四九九人が二五三〇企業（同二六・七%減）、九九人以下が一八八五企業（同三六・一%減）となっている。

4　主要連合団体別にみた争議

一九七五年の労働争議のうち、争議行為をともなう争議を主要団体別（総評、同盟、新産別、中立労連、その他）にみると（第117～119表）、行為参加人員は、総評が三一二万八〇〇〇人と全体の六七・八%を占めて最も高く、ついで中立労連七五万七〇〇〇人（同一六・四%）、同盟二〇万八〇〇〇人（四・五%）となり、労働損失日数では、総評が三八四万二〇〇〇日（三六・五%）、同盟二九万一〇〇〇日（四八・二%）を占め、ついで中立労連二九〇万八〇〇〇日（三・六%）となっている。これを対前年比でみると、中立労連、新産別で労働損失日数について一割強の増加となったほかはすべて減少を示し、とくに同盟が行為参加人員、労働損失日数とも

第117表　主要団体別労働争議件数の推移

主要団体		1971年	1972年	1973年	1974年	1975年
総争議	合計	6,861(100.0)	5,808(100.0)	9,459(100.0)	10,462(100.0)	8,435(100.0)
	総評	4,312(62.9)	3,505(60.4)	6,837(72.3)	6,556(62.7)	5,511(65.3)
	同盟	416(6.1)	340(5.9)	415(4.4)	923(8.8)	679(8.0)
	新産別	45(0.7)	34(0.6)	56(0.6)	79(0.8)	76(0.9)
	中立労連	337(4.9)	277(4.8)	326(3,5)	450(4.3)	326(3.9)
	その他	1,751(25.5)	1,652(28.4)	1,825(19.3)	2,454(23.5)	1,843(21.8)
なう争議行為をとも	合計	6,082(100.0)	4,996(100.0)	8,720(100.0)	9,581(100.0)	7,574(100.0)
	総評	3,987(65.6)	3,138(62.8)	6,534(74.9)	6,219(64.9)	5,200(68.7)
	同盟	277(4.6)	224(4.5)	254(2.9)	710(7.4)	446(5.9)
	新産別	42(0.7)	31(0.6)	55(0.6)	76(0.8)	71(0.9)
	中立労連	303(5.0)	239(4.8)	298(3.4)	416(4.3)	292(3.9)
	その他	1,473(24.2)	1,364(27.3)	1,579(18.1)	2,160(22.5)	1,565(20.7)

〔備考〕 1)（ ）内の数字は構成比を示す。
2) 労働省「労働争議統計調査年報告」による。

第118表　主要団体別参加人員および労働損失日数の推移　(%)

主要団体	総参加人員					行為参加人員					労働損失日数				
	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年
合計	100 千人 (10,829)	100 千人 (9,630)	100 千人 (14,549)	100 千人 (14,319)	100 千人 (10,261)	100 千人 (3,623)	100 千人 (2,657)	100 千人 (4,929)	100 千人 (5,325)	100 千人 (4,614)	100 千日 (6,029)	100 千日 (5,147)	100 千日 (4,604)	100 千日 (9,663)	100 千日 (8,016)
総評	70.4	73.4	79.6	76.1	75.3	56.5	63.5	73.3	63.2	67.8	43.6	39.8	55.2	52.3	48.2
同盟	9.8	12.2	6.8	9.8	6.5	6.1	4.4	2.2	7.9	4.5	6.5	25.5	4.6	6.6	3.6
新産別	0.2	0.3	0.3	0.3	0.4	0.6	0.8	0.8	0.7	0.8	0.9	1.7	1.6	0.8	1.2
中立労連	13.2	7.4	8.8	8.1	10.7	24.4	17.4	15.0	17.2	16.4	33.5	20.3	20.9	27.0	36.3
その他	6.4	6.7	4.5	5.7	7.1	12.4	13.9	8.7	11.0	10.5	15.5	12.7	17.7	13.3	10.7

〔備考〕 労働省「労働争議統計調査年報告」より算出。

第119表　主要団体別，争議行為をともなう争議行為形態別行為参加人員および労働損失日数の推移

主要団体	行為参加人員計				半日以上の同盟罷業								半日未満の同盟罷業			
					行為参加人員				労働損失日数				行為参加人員			
	1974年	1975年	対前年増減数	対前年比	1974年	1975年	対前年増減数	対前年比	1974年	1975年	対前年増減数	対前年比	1974年	1975年	対前年増減数	対前年比
計	(千人) 5,325	(千人) 4,614	(千人) △ 711	(%) 86.6	(千人) 3,620	(千人) 2,731	(千人) △ 889	(%) 75.4	(千日) 9,606	(千日) 7,974	(千日) △1,632	(%) 83.0	(千人) 2,724	(千人) 2,449	(千人) △ 275	(%) 89.9
総評	3,363	3,128	△ 235	93.0	1,996	1,573	△ 423	78.8	5,051	3,842	△1,209	76.1	1,801	1,812	11	100.6
同盟	419	208	△ 211	49.6	373	169	△ 204	45.3	636	291	△ 345	45.8	79	57	△ 22	72.2
新産別	39	36	△ 3	92.3	26	26	0	100.0	80	94	14	117.5	27	25	△ 2	92.6
中立労連	917	757	△ 160	82.6	808	668	△ 140	82.7	2,570	2,908	338	113.2	477	255	△ 222	53.5
その他	586	485	△ 101	82.8	418	295	△ 123	70.6	1,269	839	△ 430	66.1	339	299	△ 40	88.2

〔備考〕 △印に減少を示す。

五割を上回る大きな減少を示したことが目立っている。

【参考資料】 (1)労働大臣官房統計情報部「昭和五〇年、労働争議統計調査年報告」一九七六年七月刊、(2)労働省「労働白書」、(3)「特集、ストライキ論—内山光雄・労働組合の政治ストライキ他—」(「国際労働運動」七四年四月号)。

IV 賃金闘争

概要□七五年年末一時金闘争――闘争をとりまく情勢／総評七五年秋季年末闘争方針／九月段階のとりくみ／一〇月段階のとりくみ／秋闘決戦の戦術提起／雇用を軸とした第一波総行動／雇用で四団体共闘／公労協スト権奪還ストライキ／年末一時金闘争／**七六年春季賃金闘争**――春闘共闘委員会の発足／春闘白書／同盟の賃金白書／ＩＭＦ・ＪＣの賃金白書／春闘前半のとりくみ／春闘の本格的展開／同盟の七六年賃金闘争／七六年春闘結果と総括

概要

一、七五年年末一時金闘争は、二年つづきの不況下で、秋季年末闘争の一環として展開されたが、とくに雇用失業情勢の悪化のもとで例年になくきびしい内容となった。

一、妥結結果は、労働省調べで、平均三三万四六九八円であり、対前年伸び率では逆に五％減となり、絶対額で前年を下回る結果となった。なお年間臨給実施率は前年の落ちこみにくらべ、やや回復したが、冬夏型はむしろ減少し、夏冬型が目立って増大した。

一、七六年春闘は、景気も未だ回復せず、雇用・失業情勢も見通しの暗いもとで展開された。日経連は、昨年の一五％以下ガイドラインよりもいっそうきびしい、ゼロを含む一ケタガイド・ゾーンを設定して春闘に臨んだ。

一、組合側の賃上げ要求は、春闘共闘委二〇％、三万円前後、同盟一三％（定昇別）、ＩＭＦ・ＪＣ一三％程度と、いずれも前年要求にくらべ一〇ポイント前後下回った。したがって、日経連一ケタガイド・ゾーンとの関係では、二ケタ、一〇％をめぐる攻防になることが大方の見るところであった。

一、春闘は、一～三月段階における大衆行動ののち、三・一七、三・三〇ストが不十分に終わり、国民要求実現の点で問題を残し

た。つぎに決戦時期の設定については、種々論議があったが、結局、電機を含むＪＣ金属四単産の集中決戦が四月中旬に設定され、私鉄、公労協などが四月下旬決戦に臨むなど、事実上二つの時期に分かれた。とはいえ、民間でも四月中旬から下旬にずれこんでいったところも多く、また民間中小をはじめ、五月連休明け後、とくに第三週へともちこされたところも多かった。

一、賃上げ妥結結果は、労働省調べで平均一万一五九六円、八・八％に終わった。結果的には、日経連一ケタガイド・ゾーン内におさまり、また鉄鋼一万二〇〇〇円などＪＣ相場の影響も大きかったといえよう。

一、また国民春闘の展開という点でも、内容の不十分さが目立ち、とくに春闘共闘委の指導性不足がしばしば指摘された。そのうえで、賃上げが、〝ＪＣ主導〟、一ケタガイド・ゾーンにおさまったことから、春闘終了後、多くの議論をよぶことになった。

一、いわゆる春闘再構築論がそれであり、さらに労働戦線再編統一問題にも、つながっている。そして目下のところ、現象的には、官民の亀裂の一定の深まり、総評の、とくに民間の〝地盤沈下〟が目立っている。だが労働戦線の動向は、政治動向ともからみ、安易な予断は許されない状況にあるが、少なくとも、産別結集の方向の強まりをはじめ、流動化自身は強まる気配にある。

1　七五年年末一時金闘争

闘争をとりまく情勢

七五年夏季一時金闘争はおおむね平穏のうちに終わった。だが、七五年春闘における賃上げ妥結率が一三・一％（労働省調べ）と、前年妥結率の三二・九％から大幅に落ちこんだ状況を反映し、妥結額は三二万五〇二九円と、これまでの最高になったが、伸び率は七・四％増で、四七・〇％増を記録した七四年にくらべ、きわめて大幅な落ちこみが目立った（労働省調べ）。

いうまでもなく、①日本経済は七四年初頭より不況局面に突入し、政府の総需要抑制策も相まって、七五年の景気回復はままならなかった。②このため、減産、企業倒産増、一時帰休、希望退職募集など雇用調整も実施され、強められた。③雇用・失業情勢では、有効求人倍率の低下傾向がつづき、七五年一〇月には〇・五三倍、完全失業者も同月一〇三万人の高水準を記録した。④七五年九月期の企業収益は、七四年三月から四期連続の減益決算となった。かくして、夏季一時金闘争のみならず、七五年年末一時金闘争もまた、きびしい経済情勢のもとでの展開を余儀なくされた。

とはいえ、まず、総評の七五年秋季年末闘争状況を概観しておこう。

総評七五年秋季年末闘争方針

総評は、七月二一日から四日間開かれた第五〇回定期大会において、当面する秋季年末闘争方針を決定した（大会については本年鑑Ⅱ―Ⅱ「主要な労働組合の大会」参照）。

それによれば、この秋年闘争で獲得すべき闘争課題として、以下の八項目を掲げた。①反インフレ闘争の強化（公共料金値上げ粉砕、独禁法の改正、公務員の大幅賃上げ、年末一時金の大幅獲得）、②予算要求闘争の幅広い展開（年金、医療、住宅、減税など国民諸要求の前進、地方財政危機突破、国民の足を守る民主的教育確立、国民の交通政策確立）、③制度闘争の精力的追求（雇用・最賃・年金・時短など制度抜本改善のための継続的追求）、④反合理化闘争の抜本的強化（拠点闘争を中心に全国へ拡大）、⑤スト権奪還闘争の体制確立、⑥沖縄県民生活確保、福祉向上への取り組み、⑦反戦、反安保、反基地闘争の強化、⑧総選挙勝利へむけての体制強化。

このように、課題は多岐にわたり、国民春闘の再構築、通年化も意図された。そして、九月を地域行動月間、一〇月を中央行動集中月間、一一月を高原闘争月間としだいに戦線を拡大し、一二月を総選挙闘争月間と位置づけた。

全体として、課題も多岐にわたり、行動も多彩かつ大規模化が目ざされたが、なかでも雇用問題について、九月五日の総評評議員会では、最大眼目をおき、〝一〇〇日デモ〟など果敢な大衆行動で突破口を開き、ヤマ場ではストライキで立ち上がる「総力戦」の構想が打ちだされた。さらに公労協は、懸案のスト権奪還で、今秋「勝負をかける」決意を表明した。

九月段階のとりくみ

九月段階のとりくみは、全国的な体制確立と地域交流を主眼にし、九月一四日の高齢者大集会（都体育館）を皮切りに展開された。集会には一万人が参加、社共公三党のほか、民社党も初めて集会で決意表明をおこなった。

また九月一八、一九日の両日には地方財政危機突破国民共闘会議の主催する「地方財政危機突破第一次中央行動」が、決起集会、国会請願、各省交渉などの形で展開された。これに関連して自治労は、九月二二日から一週間、人事院勧告の早期実施を求めて半日ストを頂点とする全国いっせいの高原闘争をくりひろげ、五六八単組がストに突入した。

また二七日には、五年に一度おこなわれる一〇月一日の国勢調査を前にして、「国民総背番号制に反対し、プライバシーを守る中央会議」による「国勢調査を考える中央集会」（東京・小松川区民会館）が開かれ、伊達秋雄氏（弁護士）、稲葉三千男東大教授、伊藤陽一法大助教授や区議、労働界、市民団体代表のパネラーなど一〇〇人が集まった。

こうした九月段階のとりくみを経て、秋年闘争は、いよいよ本番の一〇月段階に突入した。

一〇月段階のとりくみ

秋年闘争は一〇月二日の「反インフレ・反失業・秋闘 勝利 中央集会」（日比谷野外音楽堂）を皮切りに本格的に幕明けした。総評はこの日以降、連日のように対政府交渉を含む大衆行動をくりひろげた。二日の集会には八〇〇〇人の労働者が参加、「日通合理化反対」、「酒、タバコ、郵便料金値上げ反対」の両特別決議を採択、国会請願デモをくりひ

ろげた。

また五日には、反インフレ共闘が再開され、代々木公園で四万五〇〇〇人を集めて国民大集会を開いた。大衆行動は多彩に展開された。同じく五日、横須賀の臨海公園で、「米核空母母港化反対・米軍基地の全面返還要求 横須賀大集会」（主催「母港化反対市民の会」、協賛、社、共、公、総評、革新一八団体）が開かれ、折からの台風をついて三〇〇〇人が集まった。

大衆行動は、反インフレ、予算要求、雇用を中心とする制度要求などで、国会、政府、経営者団体、銀行などに向けられた。雇用をめぐる緊急要求に関する政府交渉は、一〇月三日、そして一七日と展開された。だが、「未払い労働債権立替払いについては次期通常国会で立法化をはかりたい」という回答のほかは、目立った前進はなかった。

こうした政府交渉、大衆行動の一環として、一〇月二一日、今年で一〇年目の一〇・二一国際反戦デーが開かれ、二七県で統一集会が開かれるなど全国五二三カ所に一三五万人が集まった。東京・明治公園で開かれた中央集会には五万人が参加、来日中の南ベトナム解放労連代表団も壇上にのぼり、拍手をあびた。このほか、七日には「教科書と教育内容を考える」第二回シンポジウム（主催・民主教育をすすめる国民連合）、一四～一六日、地方財政危機突破第二次行動、および一六日の自治労スト決行、健康で安心できる老後をつくる中央行動第一弾として、一五日、高齢者六千人の決起集会（日比谷野音）、一三日、交通問題国民集会（一〇〇〇人）、二二～二三日、民主教育をすすめる国民大集会（一〇〇〇人）、二六日、佐世保における原子力船むつ母港化反対大集会（一万三〇〇〇人）など、多彩な大衆行動が展開された。

秋年闘争は、こうして一一月の公労協スト権奪還闘争、年末一時金闘争を前にして、雇用・失業情勢の緊迫化のもとでの諸行動、その他、労働者、市民、国民の連帯の一定の広がりのもとでの諸行動など多彩に展開された。

秋闘決戦の戦術提起

スト権奪還や雇用、反インフレ、一時金などの秋闘決戦を大きく盛りあげるため、総評は一〇月二七日の拡大評議員会で、秋年闘争の決戦段階の戦術を具体化した。それによれば、一〇月三〇～三一日の全国動員による労働省座りこみ交渉を皮切りに、一一月一二～一六日を第二次、一九～二二日を第三次統一行動期間として実力行使を反復し、二六日以降は、「スト権、雇用、反インフレ、公務員賃金、地方財政、年末一時金、最賃などすべての要求を結合し、総評の総力をあげた決戦体制をとる」ことが提起された。とくに公労協は、スト権奪還で、一一月下旬から〝勝負をかける〟ことを明らかにした。

雇用を軸とした第一波総行動

雇用の緊急七項目要求など、さし迫る国民生活防衛や倒産、失業問題について、政府や経営者団体、独占の具体的な回答をひきだそうと、一〇月三〇～三一日、春闘共闘と関東拠点共闘は第一波の秋年闘争勝利・全国中央総行動を開き、労働省中庭などに争議団や日雇労働者など一万人が集まって、大きな盛り上がりを示した。決起集会のあと午前中から座りこんでいた全日自労などの日雇労働者をのぞいて、参加者は大手町・丸ノ内周辺の金融機関、大企業本社にたいして抗議デモをくりひろげるとともに、交渉団を編成して独占資本の雇用責任追及や物価値上げ阻止、反インフレ政策実現の抗議や交渉

を展開した。

とくに長谷川労働大臣との間における雇用・失業補償に関する緊急七項目要求交渉では、この日の交渉で、近く労働四団体の統一要求や四野党共同法案が国会に出されるとの情勢を前提にしつつ、以下のごとき回答がおこなわれた。

①失業給付の延長については、当面求人倍率が一になるまで延長をはかる方向で検討したい。

②日雇い、出稼ぎ労働者の就労機会の拡大については努力中であるが、年末年始の事態の重要性をふまえ一段と努力する。

③未払い労働債権の立替払い制度については（建設業から全産業へ広げたいとの基準局長の回答を再確認しつつ）前向きに検討する。

④雇用対策協議会の設置と解雇制限の要求については行政的措置や現行法の活用などをつうじて趣旨を汲むよう努力したい。

⑤時短・週休二日制は雇用拡大にもつながるので、行政指導とあわせて公務員・金融機関の週休二日制について積極的に努力する。

⑥中高年、障害者の雇用確保のため、法改正を含めて改善に努力する。

雇用で四団体共闘

長期化する不況のなかで、雇用問題についての労働四団体共闘も現実化し、対政府統一要求という形でまとまった。内容は、①雇用保険制度の改善（広域・全国延長発動基準の緩和、失業給付日数の一律一八〇日延長、給付率の八〇％への引上げ、日雇労働者の受給要件の緩和など）、②解雇規制と雇用安定策の強化（「雇用調整委員会」を中央、地方に設置し、解雇は三カ月前に届出を義務づけ、不適当なものは規制するなど）、③未払労働債権の全額立替払制度の実施、④日雇など不安定雇用労働者の就労保障など四項目であった。そして四団体ではこれを一一月半ば頃、政府に提出、以後交渉を重ねていくことにした。

他方、四団体の共闘に対応し、院内でも四野党で共同法案をめぐる話し合いがすすめられ、一〇月二八日、「雇用および失業対策緊急措置法案」が大綱的にまとまり、国会に提出されることになった。

かくして、秋年闘争決戦期を前に、雇用闘争も新しい段階を迎えた。成果は、十分とはいえないにしても、雇用闘争の前進と今後への継承の足がかりは着実につくられていった。大衆行動も、「雇用」や「一時金」など共通要求を掲げた春闘民間共闘委主催の総決起集会（一一月六日、日比谷公園、三〇〇〇人）、インフレ共闘による決起集会（一一月一五日、明治公園、一万五〇〇〇人）などが開かれ、地方、地域、単産、単組における行動の展開と合わせ、きびしさを増してきた雇用・失業情勢、インフレとの対決が例年になく目立った。

公労協スト権奪還ストライキ

「雇用」「一時金」とともに、七五年秋闘における八日間にわたる公労協スト権奪還ストは、まさに公労協の総力が傾注され、しかも問題の重み、政治性も手伝って、日本全体をゆるがしたといっても過言ではない。結果的には、スト権奪還はならず、公制審答申より内容上ではさらに後退した、いわゆる専門懇意見書が出され、スト権奪還闘争はさらに新たな段階にはいった。

公労協は一二月六日、共闘委員会を開き、「スト権回復要求を政府側に認めさせることはできなかったが、自らの闘う力が増大し、国民の理解と協力は大きく前進した」との考え方で一致。今回の闘争の収拾は、権利闘争の長い道のりのなかの〝水入り〟と位置づ

第120表　1975年民間主要企業年末一時金妥結状況

産業	調査企業数	要求額		妥結額		対前年伸び率	1974年 年末妥結額	1974年 対前年伸び率	1975年 夏季妥結額	1975年 対前年伸び率
	社	社	円	社	円	%	円	%	円	%
金属鉱業	6	6	450,000	6	257,250	△ 7.6	278,333	17.7	265,000	12.1
石炭鉱業	5	5	400,000 ⑨	5	315,000	0	315,000	62.8	315,000	18.9
水産・食料品	19	10	518,641	19	429,244	4.7	409,819	33.0	355,497	19.9
パルプ・紙	13	12	402,226	13	264,538	△27.2	363,538	35.8	248,308	△24.0
化学	50	50	477,938 ⑤	50	363,935	△13.1	418,973	39.8	391,850	8.1
石油製品	6	1	482,599	6	449,878	13.7	395,625	31.2	408,365	12.0
ゴム製品	4	4	431,310	4	324,125	△12.9	371,948	26.9	326,360	7.2
セメント	5	5	417,160	5	248,000	△21.5	316,000	16.0	307,500	11.3
鉄鋼	16	5	398,610 ⑪	16	339,939	△ 3.3	351,443	37.9	334,193	23.0
電線非鉄	7	6	360,722 ①	7	264,084	△ 9.4	291,599	19.4	291,599	18.0
機械金属	27	23	440,819 ④	27	328,736	△ 7.9	356,970	29.1	325,369	4.5
電気機械	29	27	359,728 ①	29	301,875	△ 7.0	324,596	19.1	296,642	10.5
造船	8	—年間臨給	⑧	8	331,711	5.6	314,000	35.5	321,670	8.4
車輌	2	2	400,000	2	330,000	3.1	320,000	27.0	320,000	10.3
自動車	8	—年間臨給	⑧	8	326,930	12.3	291,030	20.4	288,099	4.9
印刷	3	3	322,682 ④	3	323,718	1.5	319,037	32.2	280,197	6.0
商業	4	—年間臨給		4	362,791	6.6	340,487	24.1	274,476	△ 1.5
陸運	18	18	474,492	18	341,668	7.7	317,360	42.9	292,003	15.5
電力	9	9	458,000 ③	9	406,333	8.9	373,000	25.7	373,000	25.7
ガス	3	—年間臨給		3	375,500	13.5	330,833	33.9	353,833	12.0
新聞・放送	6	6	882,642	6	599,346	1.8	588,532	28.4	577,500	12.6
繊維	23	23	249,568	23	206,898	△ 6.8	222,027	△20.2	197,543	△20.6
平均	271	215	429,671 ⑭	271	334,698	△ 5.0	352,470	27.4	325,029	7.4

〔備考〕 1)　調査対象企業は，東証又は大証第1部上場企業のうち，資本金20億円以上，従業員1,000人以上の企業（新聞・放送5社を除く）であって，労働組合がある企業271社である。

2)　金額はすべて1社当りの単純平均額である。

3)　妥結企業数欄の○内は年間臨給「夏冬型」などにより，本年夏以前に決定している企業数である。

4)　労働省調べ。

け、来春闘以降も強力にたたかいつづけるとの「中間総括」を採択した。(なおくわしくは、本年鑑第二部Ⅵ「権利闘争」を参照)。

年末一時金闘争　公労協のスト権問題が、一二月三日に一応収拾した時点で、年末一時金闘争もほぼ最終段階にはいっていた。全金では五日現在、六〇%が解決し、残りも一二月中旬頃までに決着をみた。合化では九日現在、回答一一五組合のうち妥結八九組合であった。

ちなみに、七五年の年末一時金の要求額は、対前年比〇・五カ月～一カ月分下回ったところが多く、要求面における「前年＋α」方式の崩れが目立った。このように、きびしい経済動向は、夏季一時金と同様、要求面にも反映した。とはいえ、年末一時金闘争に際しストをおこなった単産は、合化、電機、ゴム労連、全日通、全電線などに見られたが、例年に比し件数は少なく、比較的平穏に終わった。

第120表は、民間主要企業の年末一時金妥結状況を示したものである。二七一社の妥結平均額は、三三万四六九八円であり、対前年伸び率では逆に五%減となり、絶対額で前年を下回る結果となった。産業別に落ちこみのいちじるしいのは、パルプ・紙二七・二%減、セメント二一・五%減、化学一三・一%減、ゴム製品一二・九%減などが、とくに目立っているが、逆に石油製品一三・七%増、ガス一三・五%増など、前者と好対称を示した。

妥結額で高かったのは、新聞・放送（五九万九三四六円）であり、ついで石油製品（四四万九八七八円）、水産・食料品（四二万九二四四円）、電力（四〇万六三三三円）であり、前年とくらべ化学の凋落が目立つ。妥結額で二〇万円台の低いほうにあるのは、繊

第121表　1975年年末一時金妥結時における年間臨給実施状況の推移

年	A 調査数	B 年間臨給実施数	C Bのうち夏冬型実施数	D Bのうち冬夏型実施数	E Bのうちその他の年間臨給	F 実施率 (B/A)	G Fのうち夏冬型 (C/B)	H Fのうち冬夏型 (D/B)	I Fのうちその他 (E/B)
	企業	企業	企業	企業	企業	%	%	%	%
1970	286	159	49	105	5	55.6	30.8	66.0	3.1
1971	280	152	52	95	5	54.3	34.2	62.5	3.3
1972	279	177	49	120	8	63.4	27.7	67.8	4.5
1973	279	151	53	95	3	54.1	35.1	62.9	2.0
1974	275	89	35	52	2	32.4	39.3	58.4	2.2
1975	271	101	49	47	5	37.3	48.5	46.5	5.0

〔備考〕　労働省調べ。

維を筆頭に、セメント、金属鉱業、電線非鉄、パルプ・紙などであり、前年低いほうの三位に位置した自動車は大きく上昇した。

なお第121表によって、年間臨給実施状況を見ると、実施率(B/A)では三七・三%とやや回復のきざしを見せている。ただし注目すべきは、その場合、夏冬型(C/B)が七五年四八・五%と大きく伸びたのにたいし、冬夏型(D/B)は七五年四六・五%となり、前年をも下回った。そして趨勢として、夏冬型の増大傾向、反対に冬夏型の減少傾向が顕著になっている。いわば春闘決着型ないし春闘後決着型の増大といえよう。とはいえ、年間臨給実施率が未だ三割台のため、今後の推移が注目される。

総じて、七五年秋季年末闘争（含む一時金）は、経済情勢の悪化のもとで、「雇用」、「インフレ」対策が一方の重点とされた。だが結果は、見るべき成果に乏しかった。加えて年末一時金では、前年妥結額を絶対額において下回る結果となった。他方、公労協の史上空前のスト権奪還ストは、獲得成果は別にしても、公労協の闘争力のいちじるしい強化を目のあたりに示した。

2　七六年春季賃金闘争

七六年春闘の背景

七六年春闘は、春闘共闘委員会を中心としてみれば、第二二回目の春闘となる。そして七四年春闘で打ちだされた国民春闘、その継承と発展が意図された第二年目の年であった。なお同盟、新産別は、春闘共闘委員会とは別に、しかしほぼ時期を同じくして賃金闘争をおこなった。この七六年春闘の背景としては、おおむねつぎのことが指摘されよう。

第一に、経済基調の点で、前年春闘と同様、不況下にあり、企業の減産体制強化や一時帰休、希望退職など雇用調整が、相変わらず進行していた。労働需給関係もいぜんとして緩和状況にあり、一般の有効求人倍率では七六年一月〇・五八倍、二月〇・六二倍、完全失業者数（労働省調べ）は三月に一三〇万人に達すると予想されていた。もちろん、七六年春に、景気の底入れから回復への兆しが見られたといわれたが、その兆しといえどもも、きわめて微弱なものであった。

第二に、そうした経済基調に関連して、政府、財界の景気対策、春闘対策も強化された。物価抑制を至上要請とした政府の総需要抑制策は、七四年における不況の深刻化、物価の一定の鎮静化傾向を見るにつけ、しだいに総需要抑制の緩和へと向かった。他方、日経連は、そうした労働経済情勢をにらみつつ、七六年一月にはいり、前年一五%以下ガイドラインを打ちだした基本認識を「今日も」「変更する要を認めない」とし、「具体的には産業別、地域別に格差の広がった実情に即して、賃上げを考慮すべきで、産業によっては賃上げ休止の場合もあろうし、賃上げするとしても、一ケタ台が精一杯というところ」だとする「賃金問題研究委員会報告」を対春闘方針として採択した（『賃金通信』昭和五一年二月中旬号参照）。いわゆるゼロを含む一ケタのガイド・ゾーンの提示であった。

第三に、そうした政府、財界の動向ともからみ、春闘における賃

上げ相場が、俗に一〇%ラインの攻防といわれるように、一つの重大焦点になった。つまり日経連ガイドライン（七五年）につづく、ガイドゾーンを労働側がどのように打ち破ろうとしているか、ここに改めて労働側の春闘戦術配置が例年にまして注目された。鉄鋼をはじめとする金属労協（ＩＭＦ・ＪＣ）、国労をはじめ交運、公労協の動向が二大焦点であり、電機の動向が台風の眼であった。これには、春闘再構築論ないし春闘後の労働戦線再編問題がからんでいた。

第四に、経済動向とからみ、雇用保障問題も深刻であった。加えて「高度成長」の破綻の結果、社会保障、反インフレなどの国民要求、最賃などの制度要求もその切実さをましていた。したがって、きびしい経済情勢のもとで、賃上げ、雇用保障はもちろん、真に国民春闘を展開することができるかどうか、労働側にとって、きわめてきびしい試練が待ちうけていた。

もちろん、政府、財界の側にとっても、いわゆるロッキード問題が発生するに及んで、その基盤はけっして磐石、安泰なものではないことが明白となり、場合によっては内閣総辞職、総選挙をも予想させた。

こうして、多くの波乱含みのまま、七六年春闘は本番を迎えることになった。政府、財界側、労働側いずれにとっても、難問山積みのままであり、そのことが二二回目を迎えた春闘方式に色濃く刻印されていた。

1　春闘共闘委員会の発足

七六年春闘共闘委員会の発足

七六年春闘共闘委員会は、総評、中立労連、一部純中立組合、一〇〇単産、八七三万人を結集し、七五年一〇月六日に発足した（単産数は七五年では一二〇単産であったが、全商工、全労働など国公労連の一本化により減少したもの）。この日、東京・芝の日本女子会館で開かれた第一回春闘共闘委員会の会合では、議長に市川総評議長、事務局長に大木総評事務局長など役員を選出し、あわせて「七六国民春闘の基本構想」を決定した。こうして、三年目を迎える「国民春闘路線」を堅持し、すでに展開されていた七五年秋年闘争を前哨戦としつつ、七六年春闘へむけてのとりくみが開始された。

春闘共闘委・七六国民春闘基本構想

七六国民春闘基本構想は、まず統一要求として、①生活を守り改善する賃上げと全国最賃制の確立、②合理化・失業反対、雇用保障制度の改善、③年金制度の改善など社会保障の充実、④スト権奪還、⑤インフレ反対・国民生活擁護、公共料金値上げ反対、を掲げ、これを実現するため、革新政党、民主諸団体に組織された国民諸階層とともに、春闘体制を確立することが目ざされた。

統一要求のうち、とくに注目されるのは、これまで掲げてきた「大幅賃上げ」のスローガンを、「生活水準の社会的な上昇に見合う賃金上昇を実現する」ことへ変更し、いわば実質賃金向上へと考え

方を転換したことであった。

つぎに、たたかいのすすめ方では、職場、単組、単産、地域それぞれのたたかいを強めることを基本にしつつ、とくに地域共闘の強化、雇用、年金など制度闘争における四団体共闘の重視が強調された。

たたかいのスケジュールでは、早目に開始し、長期にたたかうことを基本に、①年内に要求を大衆討議で決定、②一月に討論集会、大量宣伝、大衆行動を開始、③二月、大衆行動、各単産要求決定と闘争体制確立、④三月上旬、各単産要求の提出、スト体制確立、早期にストが打てる状況をつくる、⑤三月から四月へと産別独走のたたかいをすすめる。⑥共闘委は制度要求とからめて、ストの集中的ヤマ場を逐次形成していく、⑦三～四月にたたかっても満足な結果の得られないことが予想されるので、五月段階にもたたかいを継続し、文字通り長期強靱にたたかう、ことが確認された。

なお賃上げ要求基準については、一一月一一日の戦術委員会で、「二〇%、三万円前後」を試案として決めた。この要求基準は、㋑消費者物価上昇率、㋺実質生活目減り補償、㋩経済成長率などを総合的に勘案したものであるが、その要求の根拠は、あくまで労働者生活の実態から提起されたものであることが強調された。前年の要求とくらべると、一〇%減と大幅にダウンした。

2　春闘共闘委の春闘白書

七六年春闘白書の発表

恒例となっている春闘共闘委の白書は、七五年一二月一九日に発表された。前年より春闘白書（旧賃金白書）と改題されて二年目であるが、まず白書の目次を掲げておこう。

【春闘共闘委・七六年春闘白書目次】

序章　春闘の視点
第一節　七五春闘の反省と七六春闘の局面
第二節　現代資本主義の特徴とわれわれの生活
第三節　春闘の発展と矛盾
第四節　これからの運動の方向
第五節　賃金と政策の関係
第六節　むすびにかえて
第一章　不況下の労働者・国民生活
第一節　窮迫化する日々のくらし
第二節　不安と諦めの交錯する生活諸課題
第三節　生活擁護運動の新たな高まり
第二章　賃金と最低賃金制
第一節　賃金水準
第二節　賃金体系の諸問題
第三節　賃金相場の重視
第四節　賃金格差
第五節　全国全産業一律最低賃金制
第三章　職場の労働条件（雇用、労働時間、安全）

第一節　職場の実態
第二節　労働時間の短縮
第三節　労働安全の確立
第四章　雇用保障制度の確立をめざして
第一節　緊急要求と基本要求
第二節　対企業闘争による雇用保障
第三節　社会的法的規制による雇用保障
第四節　不安定雇用労働者の雇用保障
第五章　反福祉に走る財政と福祉
第一節　低成長下財政の始動
第二節　財政負担の水準と構造
第三節　地方財政危機と自治の破壊
第四節　社会保障改革の方向
第五節　公害の現状と運動
第六章　日本経済の現状と低成長時代の課題
第一節　景気回復過程とスタグフレーション
第二節　低成長時代の政府資本の政策の方向
第三節　社会経済の民主的改革と生活の向上
むすび

七六年春闘白書の要点

これまでの白書は、春闘時を中心とした短期的な労働経済情勢分析に重点が置かれてきたが、今回は、高成長時代から低成長時代へと構造的に移行するなかでの春闘のあり方を探った中期的分析に力点が置かれている。

このため、「序章　春闘の視点」では、これまでの春闘が賃金闘争に傾斜しすぎていた点を反省し、賃金闘争の重要性をふまえつつ、全労働者共通の利益に立つ社会的諸制度の確立と改善、すなわち制度変革闘争としての政策闘争との結合こそが重要だと強調している。それゆえ、「七六春闘では確実にその一歩を踏みださなければ、低成長時代の運動の展望は切り開かれない」し、「不況とか低成長時代の到来ということで、それぞれが従来通りの運動パターンのタコツボに身を潜ませて、個人的対処で当面をすごそうとするならば、そのような労働運動を前提とした未来社会が形成されるだけである」と述べている。

以下、同白書のうち、「これからの運動の方向」、「賃金と政策の関係」の要旨を掲げておく。

【七六年春闘白書（要旨）】

▽運動の方向

一、これからの日本の労組の課題は、全労働者共通の利益に立つ社会的諸制度の確立と改善を実現する能力を持ち得るか否かという点にある。今後もしそのような能力を持つことができ得なければ、労組は労働者の生活改善能力を大きく低下させることになる。したがって、問題の解決は労組の要求自体などではなく反対に全労働者の共通要求と結合した自らの要求実現でなければならない。

一、生活闘争の意義とその重要性はこの数年の運動で、どこの地域でも職場でも頭ではもう十分理解されている。だが果たして運動としてどこまで消化されてきたか。問題はここにある。従来の企業内労組の慣行からすれば、最賃制や年金のストを企業内要求とからめずに行うことには抵抗が多い。このことを企業別組合の宿命として片づけてはならない。なぜなら春闘共闘委加盟組織の大部分がこの関門を乗り越え、いまや独立した制度要求のスト権を確立し実行するようになりつつあるからだ。春闘の教訓は一企業や一産業一地域では賃金や労働条件の改善にも限度があることを教えている。それゆえ春闘に結集して相場を確立することによって労働条件を改善してきたのだ。同じことは制度変革闘争の場合にはもっと必要である。すべての労組が共通の要求に結集し、共通の運動に参加することによってのみ制度変革は可能となる。統一という労組における最も基本的な原

則が今問われている。

▽賃金と政策の関係

政策闘争の重視は、賃金闘争の重要性を減ずるものでもない。「賃金闘争か政策闘争か」という言い方は問題の出しかたそれ自体が誤りであり、賃金自粛論の一変形に過ぎない。われわれが自己批判しているのは、現在の労働者の生活構造と社会構造からみて、賃金闘争一辺倒に傾斜しがちであった運動の在り方を改めるという問題である。

一、賃金闘争をめぐる新しい問題点は「賃金闘争か政策闘争か」という形での選択の問題ではなく、反対に「賃金闘争と政策闘争の結合」である。すなわち、賃金闘争が政策要求実現の原動力であり、政策闘争の発展こそが賃金闘争の可能性のわくを広げると同時に賃金闘争の成果を維持させる、という関係である。

一、それは賃金と物価の関係をみれば明らかだ。スタグフレーションとはインフレ的体質が極度に強まった資本主義の状況を現象的に指摘した便宜的な言葉であるが、さしあたりその実質が問題である。インフレマネーを乱発する金融財政政策と相まって独占価格の支配力が強まった社会では、価格は上方にのみ動いて下方硬直性が強くなる。操短しながら価格引き上げが貫徹されている。このような社会では生産のあい路や一切の需給の不均衡をはじめ、交際費も政治献金など恣意(しい)的コスト増加分もすべて価格に転嫁される。賃上げもまた企業の手によって容易に価格に転嫁される。こうした独占利潤の増大は労働者の責任ではないが、現実には大企業中心の社会では賃金の価格への転嫁が進行する。こうした賃金と物価の関係から、賃上げは物価上昇を促進して自らの実質を低下させ賃上げそのものの効果を減らすようになる。

一、ここに賃金自粛論の根拠があるのだが、しかしそれは政府、資本の主張であって労組の主張ではない。なぜなら、これではインフレの収拾は賃金にのみかぶせられ、真の原因である田中内閣の金融財政政策も、三木内閣の赤字国債も、大企業の価格支配もその責任を問われることはないからだ。反対にこれらの原因にメスを入れ、併せてその他の物価政策の強化等が進められれば、それだけ成長と物価の谷間が広がり賃上げのわくが広がるのみならず賃金の目減りも低下する。

一、このように、物価安定政策、賃金、福祉諸政策の立体的な相互関係を正しく見きわめるならば、社会の改革が進めば進むほど、賃上げのわくは拡大し、また同じ賃金の内実が豊かになる。反対に独占の社会支配が貫徹し、スタグフレーションの傾向が強まるほど、賃上げのわくはせばまり賃金への転嫁や賃金抑制の圧力が市場メカニズムを通じて増大する。したがって賃上げは低成長という成長率によって絶対的に規制されるのではなく、闘争それ自身が新たな関係をつくり出し、新たな可能性を拡大していくことに注目すべきである。

3　同盟の賃金白書

同盟・賃金白書の発表　同盟の賃金白書は、「実質生活水準の向上、雇用安定、インフレ抑制をめざして」と題し、七五年一二月一九日に発表された。まず同白書の目次を掲げておこう。

【同盟・七六年度賃金白書目次】

第一部　七六年度賃金闘争方針
Ⅰ　七六年度賃闘をめぐる情勢とわれわれの見解
Ⅱ　七六年度賃闘における視点
Ⅲ　七六年度要求基準
Ⅳ　賃金に付帯する諸要求
Ⅴ　政府にたいする政策要求
Ⅵ　闘争体制の強化

第二部　七六年度賃闘の諸要求と考え方

Ⅰ 当面の経済情勢とわれわれの見解
A 戦後最大の不況からゆるやかな回復へ
1戦後最大の生産低下　2マクロ経済は回復に向かう
B 拡大した需給ギャップ
1七五年度は若干のプラス成長　2膨大なデフレ・ギャップ　3七六年度は流動的
C 深刻な雇用不安続く
D 減速経済への突入と個人消費の停滞――今回の不況の性格
1世界的な同時不況　2低率成長への過渡期　3行き過ぎた総需要抑制政策　4個人消費支出の停滞
Ⅱ 低率成長下の経済政策のあり方と同盟の姿勢
A 完全雇用の確保に必要な一定の成長
1質・量両面からの接近　2雇用保障制度の確立　3一定の成長の実現
B 望ましい成長を実現するための賃上げ
1成長要因の交替　2実質消費を伸ばすための実質賃金の引上げ
3インフレ抑制の必要――賃金とインフレとの関係　4経済政策要求の強化
Ⅲ 七六年度要求基準の意味
A 実質賃金の確保が最低限
B 雇用不安の解消、インフレ抑制をめざす要求基準
C 生涯生活ビジョンとの関連
D 個別賃金要求闘争の強化
Ⅳ 賃金に付帯する諸要求
A 本格最賃確立の闘い
1ほぼ確立した地域別最賃　2本格的最低賃金制の確立に向かって
3産業別最低賃金の確立に向かって
B 週四〇時間労働、完全週休二日制の実現
C 時間外労働割増率の引上げ
D 定年延長闘争の推進
Ⅴ 政策要求闘争の強化
A 社会保障の発展と充実をめざして
B 年金制度の改正とナショナル・ミニマムの実現
C 退職者継続健保適用制度の実現
D 不公正な税制の改正
E 住宅政策の確立と推進
Ⅵ 闘争体制の強化
A 政策闘争、民間共闘体制の強化
B 中央闘争委員会の指導の強化
C 重大争議にたいする支援体制の強化
D 賃闘情報活動のいっそうの強化・充実
E 地方・地区同盟の指導の強化
F 総合的な団体交渉力の強化
G 団体交渉の統一化の推進
付 録
1賃闘に関連する政策要求　2賃金と物価の関係について

七六年度賃金白書の要点

白書はすでに決定した七六年度賃金闘争方針（定昇別一三%の要求基準）について理論的裏づけを与えたものである。とくに注目されるのは、「深刻な不況から安定的成長への」、「狂乱インフレから恒常的物価安定への過渡期」にあることを認識し、七六年度賃闘をつうじ、実質生活水準の向上、雇用安定、インフレ抑制を整合的に実現しようとしていることである。すなわち、七五年度消費者物価上昇率一一%（推計）を最低基準に、実質六%の賃上げをテコに個人消費需要をよびおこし、実質六%台の経済成長とそれにともなう雇用安定の達成が

可能だというわけである。もっといえば、ベ・ア一三%実現の場合、賃金コストとなる現金給与総額は、定昇と時間外労働の増大を考慮に入れれば一四%を超えるものとなり、その六〇%が仮にそのまま消費者物価にはねかえるとすれば、七六年度の物価上昇率は八・五%前後となる。それを政策的に八%前後に抑えれば、一三%のベ・アは実質六%程度の引上げとなり、それにともない個人消費支出が六～七%伸び、結果として「われわれが望ましいと考える実質成長〔注、六%台〕を実現するための条件を形成できる」と述べている。

以下、白書のうち、第Ⅱ部Ⅲ、七六年度要求基準の意味の一部要旨を掲げておく。

【同盟・七六年度賃金白書（要旨）】

七六年度要求基準の意味

▽実質賃金の確保が最低限

わが国経済が低成長時代に入り、また、今なお深刻な不況下にあるとはいえ、今後とも一定の成長が展望され景気もまたゆるやかながら回復しつつある以上、七六年度賃闘において、過去一年間のインフレによる減価を取り戻し、実質賃金を確保することは、労働者にとってゆずることのできない最低限の線である。

われわれは、実質賃金確保に必要な賃上げの指標として、これまで一貫して過年度の消費者物価指数上昇率を採用してきたが、七六年度賃闘においてもこれを踏襲する。

七五年度の消費者物価指数上昇率は、七六年三月の上昇率が八～一〇%の範囲におさまるかぎり、いずれにしても、ほぼ一一%前後となる。したがって、七六年度賃闘においてベースアップ一一%を獲得することは、労働者の生活維持にとってまさに最低限の線なのである。

▽雇用不安の解消、インフレをめざす要求基準

実質賃金を確保するためには最低限一一%のベアが必要であるが七六年度の賃上げがその線にとどまってはならない。なぜなら雇用不安を解消するためには、その望ましい完全雇用を確保するために必要な成長を実現するためには、その望ましい実質成長率にほぼ見合った実質賃金の引き上げを、いわば先行的に実現しなければならないが、ベア一一%はこの要請を満たしえないからである。

一方、われわれは、恒常的な物価安定の基礎を固めるためには、七六年度の消費者物価指数上昇率を八%前後におさえる必要があると考える。それが実現できれば、七七年度の上昇率をさらに六%前後と、定期預金金利に近い水準に引き下げることが可能となろう。

ベースアップ一三%という七六年度賃闘の要求基準は、この二つの要請、すなわち七六年度において六%前後という望ましい成長を実現するための条件をつくるということと、少なくとも賃金コスト面からみて消費者物価の上昇率が八%以上になることがないようにするという要請を、同時に満たすものとして決定された。

ベースアップ一三%（定昇込みで一五%）の場合、通常の状態であれば、賃金コストとなる現金給与総額の伸び率は一三・五%程度となる。ただし、七六年度には、景気回復とともに、これまで極度に減少していた時間外労働も次第に増大するとみられるので（七五年六月以降、すでに増大傾向に転じる）、現金給与総額の伸び率はおそらく一四%をやや超えるものと想定される。その六〇%が、かりにそのまま消費者物価にはねかえるとすれば、七六年度の消費者物価指数の上昇率は八・五%前後となる。しかし、これはあくまでも賃金コストだけからみたものであり、公共料金の可能なかぎりの抑制、流通機構の改善、寡占価格の排除等の政策的努力によって、これを八%以下におさえることは十分に可能であるし、また、われわれは政府にそのような政策を実施させなければならない。七六年度の消費者物価指数の上昇率がかりに八%前後におさまるとすれば、一三%のベースアップによって七六年度の実質個人消費支出の伸び率を六～七%とすることが可能となり、われわれが望ましいと考える実質成長を実現するための条件を形成することができる。

4　IMF・JCの賃金白書

IMF・JC（七五年一二月一〇日、全日本金属産業労働組合協議会、略称、金属労協と改称）のいわゆる賃金 白書、「七六年 闘争（賃金・MWS活動）の推進」と題する賃闘方針は、七五年一二月一〇日に発表された。

それによると、七五年九月、同盟とともに作成した生涯生活ビジョンをふまえつつ、七六年闘争を七〇年代後半の新たな秩序を模索し確立していく初年度のたたかいと位置づけ、①豊かな社会生活の確立をめざすMWS（高福祉社会）の展開、②雇用の安定、物価抑制の要求、③実質賃金を確保し、生活を向上させる賃上げという三つの課題にとりくむ方針である。そしてJCの賃上げ要求基準を「一三%程度」（前年は、二五%三万円強）とし、これをもって金属労働者の実質賃金の確保と生活向上分とした。

以下、白書のうち、「IMF・JCの要求と主張」の要旨を掲げておく。

【IMF・JC白書（要旨）】

IMF・JCの要求と主張

七六年闘争を組織するにあたって、IMF・JCは前項の情勢に対する基本認識にたって、次の要求と主張を行う。

①豊かな社会生活の確立をめざすMWS活動の展開②雇用の安定、物価抑制の要求③実質賃金を確保し、生活を向上させる賃上げ

（一）豊かな社会生活の確立をめざすMWS活動の政策要求として、「生涯生活ビジョン」を七五年九月総会で確認した。生活ビジョンは一九八〇年におけるわれわれ労働者の実現すべき生活水準、目標とすべき福祉、社会保障の内容、さらに生活ビジョンの実現を前提とした日本経済および財政のあるべき姿を明らかにしたものである。

生活ビジョンでは、生涯にわたる安定感のある人間性豊かな生活を確保しようとするものであるが、前述のように今日の生活は多くの分野で社会化されており、住宅や生活環境、医療、教育、老後保障などの社会的生活条件の改善が強く要請されている分野を社会的消費領域として要求化し、全勤労・国民的視点で取り組んでいこうとするものである。社会的消費ビジョンの要求大綱は一九八〇年実現の下に、第十四回総会（七五年九月）で確認した通りである。これらの要求が達成されることによってナショナル・ミニマムが確立され、高度経済成長下でとり残された低所得層の要求も改善され福祉政策は大幅に前進する。老後保障、母子家庭、生活保護世帯などの低所得者の要求は全労働者の要求として闘争を組織するものである。

（二）雇用の安定確保と物価抑制の要求

わが国経済は七〇年代に入り、政府の経済政策の失敗、国際インフレの輸入により本格的なインフレに見舞われ、それは七三年九月のアラブ・ショックにより加速された。この狂乱物価の克服のために採用された総需要抑制策は不可欠の措置であった。しかし、七五年三月の物価上昇率一五%という目標に固執した過度の総需要抑制策は転換のタイミングを遅らせ、不況を予想以上に深刻化させ、長期化させる大きな原因となった。このため鉱工業生産の落ち込みは二〇%に達した。また個別企業の努力による雇用確保は限界点に達し、公式統計による完全失業者だけでも九十万人になり、有効求人倍率は〇・五三までに落ち込んでいる。

すでに指摘したように、わが国経済は回復基調にあるとはいえ、予想以上の内外環境の厳しさからその見直しが十分にたたない状況にあり、また本格的減速経済への突入という構造的変化をも考慮に入れると、過去のよ

うな爆発的な景気回復は望むこともできず、雇用不安は景気回復後も持続されると判断され、雇用問題はますます重要課題となってきた。

当面の雇用、景気インフレ対策に対するJCの要求は次の通りである。①住宅建設や都市生活環境の整備など生活関連の公共投資を積極的に推進すること②雇用不安の拡大している業種や中小零細企業に対し低金利の大幅融資を実施すること③雇用調整給付金について指定業種の見直しと期間の延長を行うこと、失業給付の給付日数を一律百八十日間延長すること、給付率は八〇%を最低とすること、就職促進を強化すること④企業側の安易な雇用調整を制限するとともに、未払賃金など労働債権はすべてに優先させるよう企業指導を強化すること⑤全国一律最低賃金制を早急に確立し、労働者の最低生活を保障する措置をとること⑥個人消費を拡大させるため所得税の減税、老令年金、生活保護手当、失対手当などの金額を引上げること。

わが国経済の低迷下で雇用不安は解消されない状況下で組織されようとしている。われわれは七五年賃金闘争において、七六年三月末の消費者物価一ケタ台の実現を政府に約束させた。また、七五年秋の対政府会談では、七六年度末（昭和五十二年三月）の消費者物価を七～八%に抑制することを前提に雇用安定のために調和のとれた景気対策をとることを政府に明らかにさせた。

われわれは賃金闘争をとりまく情勢の厳しさを直視しつつも、政府、経営者の主張する雇用か賃金かという二者択一的発想ではなくして、雇用を確保しつつ、インフレに脅かされない実質賃金獲得のため、金属労働者の共闘を強化しつつ、積極的に闘いを組織する。

賃金引き上げの要求は、「実質賃金の確保と生活向上分として一三%程度の引き上げを基準とし、各単産、単組はそれぞれの産別事情を勘案し要求を決定する」とする。

5　七六年春闘諸要求とその特徴

春闘諸要求の決定　春闘共闘委、同盟、JCなどの白書発表、賃上げ要求基準の設定ののち、各単産の春闘諸要求もまた具体的な討論および決定へといたった。つぎにこれを、賃上げ要求、その他付帯要求、制度的要求に分け、七六年春闘諸要求における特徴点を抜きだしておこう。

賃金引上げ要求　賃上げ要求については、春闘共闘委は二〇%、三万円前後、同盟は定昇をのぞき一三%、新産別は三〇歳代後半層一八%基準、約二万六〇〇〇円、IMF・JC一三%程度であり、各加盟単産も、春闘共闘委系では三万円以上、同盟系で定昇こみ一五～一六%に集中していた。ちなみに、七五年春闘では、春闘共闘委三〇%以上、四万円以上、同盟は定昇こみ二七%、新産別は三五歳三〇%、三万九〇〇〇円、IMF・JCは二五%、約三万円であったから、これにくらべて一〇～一二ポイント、額で一万円程度下回るというようなった。

つぎに「最低賃金」についてみると、ナショナル・センター・レベルで全国全産業一律最賃制法制化にとりくんでいるのはいうまでもないが、とくに民間では例年どおり産業別最賃要求を打ちだしている。金額をみると、電機労連の六万六〇〇〇円（一五歳）、ゼンセン五万八〇〇〇円から、全石油九万円、合化八万八〇〇〇円な

ど、かなりの開きがある。引上げ幅は前年にくらべ同じか、あるいは一〇〇〇円～五〇〇〇円の上積みもあるが、なかには電機労連のごとく、逆に引き下げた単産も出た。

つぎに、産業別最賃でなく、年齢別最低保障賃金（個別賃金）要求をみると、単産別にかなりの違いがあり、一概にいえないが、三〇歳で一〇～一三万円、三五歳で一一～一四万円、四〇歳で一一～一六万円と、かなりの幅があり、かつ例外もある。

なお年齢別最低賃金保障とならんで、標準者賃金方式も近年普及しており、半数以上の単産が取り上げている。ただその要求金額は、単産間で開きが大きく、平均を見出すのは困難である。ここでは低いほうの事例として、全機金（新産別）二五歳一二万円、三五歳一六万円、四五歳一八万五〇〇〇円、高いほうの事例として化同（総評）二二歳一一万五〇〇〇円、二五歳一四万円、三三歳一七万円、四二歳二〇万円をあげるにとどめたい。

その他諸要求　一方、賃上げ以外の諸要求では、退職金、定年制、労働時間、休日休暇、労災保障などがおもなものである。

(1)退職金　要求額は勤続三〇年で一〇〇〇～一二〇〇万円といったところであり、昨年要求とほぼ同水準である。

(2)定年制　ほとんどが六〇歳に延長要求。

(3)時間短縮、休日休暇　年間総労働時間の短縮（全機金、電機、全金同盟など）、時間外割増率引上げ、交替手当の引上げなど、要求は多様化しており、しかも時短、休日増と手当増という両面からなっている。

(4)労災保障　前年、二〇〇〇万円台の要求が出現したが、今年は合化が三〇〇〇万円（死亡）要求を打ちだしたのをはじめ、死亡、一～三級で一五〇〇万円から二〇〇〇万円が当然となっており、これと労災に関しては高額要求が目立っている。

制度的要求　ナショナル・センター・レベルで、いわゆる制度的要求をのぞいているのはいうまでもない。だがそれだけでなく、各単産レベルでも、制度的要求のウェイトが増している。一例は社会保険料の労使負担割合の変更要求であるが、それがさらに浸透、拡大してきている。ほとんどが労三対使七の要求となっているが、合化の如く健保は労二対使八、また民放労連では社会保険料は全額使用者負担などの要求も出現している。

その他、不況、雇用・「合理化」攻勢にともなって、反「合理化」、事前協議、雇用保障協定に関する要求も強まっている。とくに雇用保障協定をかちとることは、多くの単産にとって、きわめて切実な課題となっている。ちなみに、雇用保障協定の基準を紙パ労連の例で示しておこう。

【紙パ労連の「雇用保障協定」基準】

1　会社は、組合員の完全雇用を確認し、安定した職場の確立を図る。

2　会社は、組合員の雇用に関する経営計画の変更（職場定員の変更、希望退職の募集、解雇など）に当たっては、事前に組合と協議し、同意を得るまではこれを実施しない。

3　会社は、臨時工、日雇い工、嘱託、パートタイマーなど組合員の作業に影響を及ぼす労働者の雇用条件の変更に当たっては、事前に組合と協議し、同意を得るまではこれを実施しない。

4　会社は、関連企業、下請け企業の経営の安定に責任を持ち、これらの企業と共同してその従業員の完全雇用を保障し、希望退職募集、解雇などを行わない。

5　会社は、企業の解散、合併、分離、譲渡、縮小、整理、閉鎖（会社更

生・整理・破産などの申し立てを含む）など、経営上の重大な変更を行おうとするときは、事前に組合と協議し、同意を得るまではこれを実施しない。

関連企業、下請け企業の設定や閉鎖に当たっても同様とする。

また全国金属では、七六年春闘に臨むに当たって、企業にたいする要求と同時に、対政府要求、対自治体要求、対経営者団体要求など、多方面の政策的要求を打ちだし、とりくもうとしているが、そうした意味でも、制度闘争、政策闘争の必要性が、単産レベルでもいちじるしく増してきている。この点は注目に値する特徴でもある。

6　春闘前半のとりくみ

春闘前段の行動計画

春闘共闘委は、年が明けた一月一九日、第三回戦術委員会を開き、「インフレ・失業反対、国民生活を防衛する国民春闘」を基本路線として、三月下旬からストライキ体制にはいり、四月上旬からは官民一体の集中的闘争体制を組むという大綱的戦術を確認した。そして、それに向かって、四次の統一行動からなる春闘前段の行動計画を決定した。

①第一次全国統一行動　通常国会再開にあわせ一月二九日を総決起行動日とし、全国の主要都市で集会、デモを組織する（中央では「首都圏中央総決起大会」を開催）。

②第二次全国統一行動　二月一五日を中心に主要都市、拠点地域で一斉に集会行動を組織する（中央では一〇万人集会）。

③インフレ共闘の提唱により、「反インフレ・国民総負担増反対、予算組替え要求国民大集会」を二月二九日、全国一斉に組織する（中央では二〇万人集会）。

④第三次全国統一行動　二月二五～三月五日の期間に、各課題別共闘の全国動員行動を軸に、国会へ向けて連日デモを組織する。

⑤第四次全国統一行動　七六春闘の闘争体制確立にむけ、三月中旬に総決起行動を組織する（その一環として三月一八日に婦人労働者集会、三月一九日に青年労働者集会を組織）。

こうした行動計画を軸として、春闘前段の諸行動が展開された。

春闘第一波統一行動

一月二九日、春闘共闘委の第一次統一行動が、全国各地で展開された。東京の日比谷公園では、中央春闘共闘と関東ブロック拠点共闘の主催で、首都圏中央集会が開かれ、一万二〇〇〇人をこえる労働者が参加した。

こうした集会を皮切りに第一波統一行動が展開されたが、一月三一日、国鉄当局が、政府・自民党の圧力のもとに、昨年秋のスト権奪還ストにたいする処分と損害賠償請求を強行するにおよび、緊急抗議行動がその一環として付け加えられた。三一日当日には、国鉄本社前に四〇〇〇人が結集し、処分強行に抗議する集会を開いた。

他方、日教組関係では、主任制設置問題が四月に向けて、重大化していた。そして主任制反対を中心に、幅広い国民運動を展開するため、二～三月に署名活動の展開などがすすめられていった。

二～三月、大衆行動の活発化

二月にはいり、春闘大衆行動は、ようやく活発化しはじめた。これには、折からのロッキード汚職事件が突如明るみに出たため、これにたい

する労働者、国民の怒りが表面化したことも手伝った。国民春闘の戦線拡大のため、二〇〇〇万人署名も開始された。ロッキード汚職糾弾の一環として、丸紅への抗議デモや国会デモも連日の如く強められていた。

とくに、二月二六日からの春闘共闘第三波行動において、大衆行動は一段と活発化した。二月二九日には、「インフレ共闘」主催による〝インフレ・物価値上げ反対、不況突破、生活防衛国民大集会〟が全国二五八カ所で開かれ、八六万人が参加した（中央集会七万五〇〇〇人、代々木公園）。さかのぼって二月二六日には、「健保改悪反対・社会保障拡充要求中央集会」（主催、総評・社会保障協議会）が、東京・社会文化会館で開かれ、日雇労働者、医療労働者など三〇〇人が集まった。また二月二六～二七日の両日、総評主婦の会による第一二回内職大会（国労会館、七〇〇人）が、三月二日には全国退職者の会の中央集会（社会文化会館、六五〇人）がそれぞれ開かれた。これらは主として、景気刺激型で低福祉、高負担の性格の根強い五一年度予算案に向けられたものであった。

三月八日には、〝一日共闘〟方式によるロッキード汚職糾弾の五万人集会が東京・明治公園で開かれた。かくして、〝一日共闘〟とはいえ、久方ぶりの大衆的盛り上がりを示した。集会は最後に、真相究明のため、①児玉、小佐野、田中前首相らの証人喚問、②すべての関係資料の無条件公表、③「政府高官」は自ら名のり出よと要求した宣言を採択し、国会へ向けてデモ行進をおこなった。

さらに、雇用問題については、問題の深刻化に抗して、総評、中立労連、新産別は三月一〇日、東京・明治公園に一万人の労働者を集めて、「失業反対・雇用保障統一要求実現総決起集会」を開いた。同盟もこの日、日比谷公園で同趣旨の集会を開いており、雇用問題での労働四団体共闘は、統一要求・統一交渉から、変則的ではあるが統一行動へと一歩前進した。

かくして、種々の性格の大衆行動が積み重ねられつつ、春闘はしだいに本番に近づいていった。

7　春闘の本格的展開

春闘を前にした総評臨時大会

春闘本番を前にして恒例の総評臨時大会が、二月一二日から二日間、東京・九段会館で開かれた（くわしくは、Ⅱ―Ⅱ「主要な労働組合の大会」参照）。すでに、この時点で、不況、雇用・失業情勢は容易ならぬものであることが判明していた。また日経連はすでに、七六年春闘対策として、賃上げについては、〝ゼロを含む一ケタ〟という、いわゆるガイドゾーンを示し、経営側の結束を促していた。総評臨時大会で注目されたのは、こうした情勢のもと、国民春闘をいかに構築し、さらに日経連ガイドゾーンをどう突破していくか、そのためにも闘争体制をどのような形で強めていくかにあった。

この大会で画期的な方針であったのは、「地域共闘強化と地域統一スト」の提起であり、産業別統一闘争とともに、国民春闘の地方・地域からの着実な展開を意図したものとしてこれを歓迎する発言も多かった。

また大会では、日経連ガイドゾーンにたいし、逆に〝歯どめ〟を

どうかけるかも議論された。この点も含み、三月中、下旬に、制度要求に賃上げ要求をからめ、首切り反対などを掲げたストを中心に統一闘争を組織したうえ、賃金闘争のヤマ場となる四月上旬以降に、〝官民一体、総がらみ〟の集中態勢をとり、回答が不満であれば、なおも闘争を継続するなどの方針が決定された。そして市川議長は大会の最後で、「制度要求を賃金闘争の前段におとしめず、通年化して闘い続ける。ロッキード問題では、全野党と協力して追及、国民春闘を前進させる大きな力にする」との異例の決意表明をおこなった。

こうして大会は終わったが、国民春闘の具体的展望がなお明らかにされたとはいえず、また官民の間の意識も必ずしもしっくりとはいっていなかった。この点は、三月段階の統一行動、四月決戦時期と戦術などの点で、のちに表面化した。

関経協確認書問題

七六年春闘の渦中で発生した特異な事項として、関経協確認書問題があった。すなわち二はさる一月二六日、日経連賃金問題研究委員会報告書を承認した。しかし一方、労働者と労働組合の要求である生活防衛のための三万円以上の賃上げは必要と認め、その上に立った労使の自主交渉による賃金決定を拘束するものではない」との確認書をかわした。この確認書は、いうまでもなく大きな波紋をよんだ。関経協は七五年春闘で、日経連が賃上げ一五%以下のガイドラインを決めた際、各企業にたいし「順守してほしい」との指導書を配布したが全金労組が「不当労働行為」だと抗議、謝罪のうえ、文書を撤回したことがある。今回の確認書は、もしその内容どおり実行されれば、日経連ガイドゾーンを事実上形がい化する有力な根拠ともなるものであり、それだけにその行方が注目された。

とくに日経連は翌日、松崎専務理事が記者会見し、関経協の〝弱腰〟を批判、文書で関経協に注意を促すとともに、各地の経営者協議会に安易な回答をしないよう指導する方針を明らかにした。一方、関経協では二六日夜、事務局長が正副会長の了解を得ずに文書を出したとして、事務局長はその責任をとって辞表を提出、受理された。その後、労使交渉ももたれたが、関経協が〝正式見解でない〟と否定するなど、結局、うやむやに終わった。ともあれ、異例の事態であった。

春闘共闘委、三・一七第一波集中行動

春闘共闘委第一波集中行動のうち、とくに三・一七統一ストについては、民間労組が大幅に戦術ダウンするなかで実施された。この日の統一行動は、不況、インフレから労働者の生活を守ろうと、①五一年度予算の組み替え、②公共料金の値上げ反対、③雇用保障、④全国最賃制の確立、⑤労働基本権の確立などを要求し、ロッキード汚職徹底追及のたたかいをバネに、国民春闘をさらに盛り上げようというもの。これには、国労、動労の二四時間ストを先頭に公労協全単産、全国金属、化学同盟、全港湾、民放労連などの民間単産を含め、二六の単産がストライキに参加し、その他の組合もそれぞれ大衆行動参加、職場集会をおこなった。

中央における大衆行動の幕開けは、全国金属動員隊約七〇〇〇人による労働省、日経連、丸紅交渉によって開かれた。関西金属共闘、支援の全国一般労組がつめかけた丸紅では、シャッターで閉ざされた社屋を包囲、実力で開けさせるとともに集団交渉をおこな

い、ロッキード事件にたいする社会的責任を追及した。午後一時から日比谷野外音楽堂で開かれた「ロッキード汚職糾弾・反インフレ・失業反対・国民生活防衛七六国民春闘総決起中央集会」には、雨をついて一万二〇〇〇人の労働者が参加し中央行動を盛り上げた。市川議長は「ロッキード事件を追及するなかから、三木内閣打倒、国会解散を実現しよう」と述べ、ロッキード問題で政府を追いつめるたたかいを強化するよう訴えた。集会は最後に「本日のエネルギーを基礎に三・三〇、四月のたたかいに向け、強力な闘争展開をおこなう」との宣言を採択、会場から常盤公園へ向けてデモ行進した。また集会と同時におこなわれた代表交渉は日経連、東京都庁、東京郵政局、郵政省、日本テレビ、丸紅に各編成班が組織され、それぞれ要求書をつきつけ、交渉をおこなったが、大量処分の強行に抗議する郵政省交渉では全逓労働者を中心に怒りが爆発した。また日本テレビのスト権闘争にたいする不正報道に抗議する代表団は、午後三時からおこなわれた日本テレビ労組のストライキ集会に合流、構内デモをくりひろげた。午後三時すぎ、各交渉、デモ行進を終えた総行動参加者は、三々五々丸紅本社に集結、ロビーを完全に占拠し、市川議長を先頭に抗議の集団交渉をくりひろげた。

なお、この日の全国統一行動にあわせて福井、石川、長野の三県春闘共闘は、地域最賃引上げ、雇用保障はじめ地域住民の生活を守る諸課題を掲げて「地域ストライキ」に突入、全国統一行動に〝幅と厚みを〟を加えた。

春闘決戦日程固め難航

総評臨時大会では、ひとまず四月上旬に、官民一体、総がかりの決戦体制を確認したとはいえ、不況、雇用情勢の深刻化などから、とくに民間労組のとりくみは難航し、三・一七ストも大幅な戦術ダウンに終わった。

そうしたなかで、春闘共闘委は、三・三〇の第二波集中行動を決めたものの、四月段階の戦術日程についてはなお決めかねていた。これは一つには、IMF・JCの決戦のヤマ場決定が、三月三〇日にもちこされていたため、春闘共闘委もIMF・JCの出方をにらんで決める必要から、四月一日に戦術委員会を開いて決めることとなった。

このように、七六年春闘の決戦日程固めは、IMF・JCの出方待ちともいえるほど、電機を含むJC集中決戦とその時期、相場が台風の眼となろうとしていた。加えて、官民一体を嫌う同盟系単産の事情や、官民総がかりといっても、四月中旬と予想されるJC決戦の時期には、民間相場の動向も確定せず、中労委、公労委の作業も進展しそうにないなどの事情や思惑もからまり、官民総がかりもしだいに困難になる気配さえ見せはじめていた。少なくとも、JCおよび同盟系民間大手と私鉄、公労協、合化との間の決戦をめぐる考え方の違いがしだいに明らかになっていった。この点は、のちにいま一度ふれる。

春闘共闘委、三・三〇第二波集中行動

インフレ、不況から労働者・国民の生活防衛をめざして春闘共闘委員会は三月三〇日、大規模な第二波集中行動をくりひろげた。年金・医療の改善、二兆円減税や雇用保障、最賃制確立など国民生活・制度要求を前面に掲げ、民間先行組合の賃金闘争と結びつけてたたかわれた三・三〇闘争には、三・一七を上まわる官民四九単産、単組数にして約八〇〇〇組合の二二〇万人がストライキで参加した。戦術上の中心になった全交運では、国労、動労の二四時間

ストで国鉄はまる一日全国的にストップ、また私鉄総連も半日、都市交通も半日から二時間のストライキに入った。このほか全電通、全逓、全林野、全専売など公労協の全組合が拠点で二四時間スト。公務員共闘では自治労が全職場で二時間、全水道が半日以上、全開発が一時間、国公共闘が三〇分の時限ストを打ったほか、駐労共闘は翌三一日まで四八時間ストに突入。民間では、賃上げ先行組合である新聞、民放、出版、印刷などマスコミ共闘、全国金属、化学同盟を先頭に、炭労、全港湾、電通共闘などが独自の産別要求を掲げて半日から全一日のストをたたかうなど、純中立も含む三四単産がストライキで集中行動に参加した。

また三・三〇統一ストを前にして、春闘共闘委は、国民生活・制度要求の前進を期し精力的に政府交渉をすすめていたが、ついに満足な回答は得られず、すでに述べた三・三〇統一ストを経て、七六年春闘はいよいよ四月の決戦段階を迎えることになった。

いずれにしても、こうした三・三〇統一ストを経て、七六年春闘

制度要求の到達点——春闘前段の政府交渉から

ところで春闘前段で、制度要求に関する対政府交渉、大衆行動はむしろ例年を上回るほど展開された。春闘共闘委は三月一六日、「インフレと不況下の国民生活の危機を打開するための要求」として、①年金・医療改善や減税など反インフレ、社会福祉拡充、②失業給付の改善や時短など雇用保障、③全国一律最賃制の確立、④処分撤回とスト権回復、以上四項目の制度要求を政府に提出し、連日の如く政府交渉を展開してきた。ここには、そうした交渉経過をふまえ、春闘前段における制度要求の到達点を示しておきたい。

【春闘前段における制度要求の到達点——春闘共闘委】

一、反インフレ・社会保障の拡充

(1)年金、医療制度の改善要求については、数次にわたる厚生省との交渉で部分的な回答を引出してきたが、三月二九日のトップ交渉で政府は「(厚生省交渉で)すでに示した答えのほかには特段申しあげることはない」(官房長官)と回答するにとどまった。厚生省交渉での到達点は次のとおりである。

〈年金関係〉　①年金積立金の管理運営に保険料拠出者の意向が反映されるよう、制度の改善を工夫、検討する。五二年度からは国民年金審議会の委員選任に当って被保険者、受給者の意向が反映するよう考慮する。②福祉年金支給月繰りあげについては速やかに(五二年度)実現するよう関係省庁間で前向きに検討する。③遺族年金改善は、今回は寡婦年金加算の形で対処したが、支給率引上げへ今後も検討、努力する。④福祉年金二万円の実現は財政方式を検討する中で実施できるよう努力する。⑤厚生年金、国民年金のスライド実施時期は五二年度からさらに早めるよう前向きに検討する。

〈医療関係〉　①健保の負担割合は、企業毎の健保組合で規約改定すれば、厚生省としてはそのまま認める。②差額ベッドは廃止の方向でさらに努力し、重ねて指示を行なう。③基準看護の国立病院では付添看護の必要がないことを周知させる。④救急医療には公的責任があり、国公立・公的病院が救急指定病院になるよう指導を強化する。⑤休日夜間診療対策では、地方の協議会に被用者、農林漁業、商工業者、その他医療を受ける者の意見が反映できる方途を講ずるよう指導する。

(2)所得税減税要求については、大蔵大臣交渉(三月二五日)でも「財政的に当面は考慮の余地なし」との回答だが、春闘共闘側は補正予算期まで継続して追及する。

(3)新年度予算案にからむ高負担・公共料金値上げ阻止の課題については、政府は「国会で審議すべきものだ」として回答を拒否。共闘側は野党と協力して①健康保険法一部改悪法案を廃案とする②国鉄運賃、電電料金などの値上げ法案も廃案とする——との方針で今後国会闘争を強める。

(4)地方財政確立については、自治大臣交渉（三月二九日）で「地財危機を救うため、地方交付税法も含め改善の具体策を検討中」との回答があり、ひきつづき交渉を続ける。

二、失業反対・雇用保障制度の確立

(1)失業給付の大幅改善要求については労働四団体の統一交渉でも追及し、統一要求以外の細目については春闘共闘として交渉を詰めたが、トップ交渉でも政府は「職安審議会で審議中であり、その結論を待って対処したい」（労働大臣）との態度をとり続けて前進なし。なお四団体交渉では、中高年失業者対策について政府は「前向きに検討する」と約束しており、組合側はひき続き緊急な行政措置を迫っていく。

(2)出稼労働者の一般給付と特例一時金の選択権の延長、日雇労働者の受給資格要件緩和など失業給付改善要求に対して、政府はいずれも「実施できない」と拒否。共闘側は、出稼・日雇労働者の失業問題が深刻であるところから、行政的な措置を求めてひき続き交渉していく。

(3)公務員の週休二日制促進については「関係省庁で具体案作成中であり、まとまれば結論を出す」（官房長官）と人事院勧告よりも後退した回答。共闘側は政府の人勧無視に抗議して今後さらに追及を強化する。

三、最低賃金制の確立

(1)全国一律制の要求に対して、トップ交渉を頂点とする一連の交渉でも政府は「中央最賃審議会にかかっているが、その審議促進をはかり、その上で対処したい」（労働大臣）と回答しただけ。なお中賃審では①現行地域最賃方式は限界にきており②広域最賃、全国最賃も含め制度全般にわたり審議を行なう――ことを決めており、組合側はその結論時期の明示を迫っている。

(2)地域最賃の改訂に関しては二六日の労働省交渉で「昨年の改定が遅れたことを反省し、今年はできるだけ早めるよう指導する」（労働次官）との回答があった。

四、スト処分撤回、労働基本権確立

政府は七四春闘合意などこれまでの約束を反古にする形でこの間、公労協に次々と不当処分を強行する一方、トップ交渉でも「昨年の一二・一声明は政府の基本的態度であり、撤回しない」（官房長官）と頑強。スト権問題については「各経営の当事者能力、公労法改正問題も含めて閣僚協で検討中」であり、結論は「できるだけ速やかに」（官房長官）というだけで具体的回答なし。共闘側は今秋から来春闘にスト権奪還の第二のヤマ場を考え、それまでひき続き責任追及を強めていく。

中高年の失業給付延長、四団体へ政府回答

他方、時期はやや下がるが、雇用対策に関する緊急要求を掲げて統一交渉をすすめてきた労働四団体にたいして、政府は四月八日、中高年齢失業者にたいする失業給付の延長や雇用調整給付金制度の改善などで具体的な回答を示した。労働四団体はこの回答を「要求に比して不十分な内容である」としつつも、すでに示されている未払い労働債権立替払い制度の創設、身体障害者等の雇用改善措置とあわせて「現時点ではこの回答が限度」と判断、これをもって昨秋来継続してきた統一交渉に一応の区切りをつけ、今後のとりくみは国会における野党共同法案の審議状況を見守りながらあらためて協議することになった。

四団体に示された労働省側の回答は、まず中高年齢失業者にたいする応急措置として、①三月末までに離職した五五歳以上六五歳未満の者で一定の要件に該当する場合は、個別延長給付（現行三〇〇日に加えてさらに六〇日の延長）をおこなう、②北海道、東北、九州などの「雇用機会不足地域」（全国約五〇〇の職安中一二二職安の管轄区域）では四五歳以上の者にたいして前記の給付延長をおこなう。また雇用調整給付金制度については、一定の条件のもとに再指定の途をひらき、支給限度日数も増やすとともに、下請事業所への適用もはかる――というもの。

交渉の焦点となった失業給付延長問題については、労働側は全国延長を強く主張、これにたいする政府側の回答は個別延長の拡大を基調としたもので、その点、労働側に不満が残っているが、このように限定されたものとはいえ政府が「中高年齢層の雇用問題に配慮を示した」ことは「評価できる」としている。なお全国延長については、発動基準を改善する方向で中央職安審議会雇用保険部会で検討することになっている。

先行組合への回答状況（四月一日現在）

マスコミ共闘、全金など先行組合にたいする回答は、三月下旬頃より出はじめていた。とくに三・三〇統一ストに前後して、先行のマスコミ共闘傘下の各単組に回答が出そろってきた。四月一日現在のまとめでは、出版労連の第一次回答で二万円以上が二三単組、内外出版や福音館、筑摩の各組合では三万円の大台を突破した。また新聞労連では、中小を中心にストライキ闘争がはげしさを増していたが、読売新聞では一万六五三二円（約一〇・六五%）の回答によって妥結方向が確認された。

だが、マスコミ共闘をひとまず置くとすると、全体の回答状況では出足は渋かった。一日現在、春闘共闘委では二〇単産、三三〇組合、同盟では一六八組合に回答が出されているが、回答額は、春闘共闘委の場合、いずれも一万円を超えているものの、ほとんどが一万円以上一万五〇〇〇円未満に集中していた。同盟の場合はさらに低く、集計組合の単純平均額八六一五円、加重平均八三四九円(六・五%、集計可能な一三〇組合)となっていた。

一方、日経連の一日現在の調べによると、機械と電機機器業種の一部（二八社）に一次回答が提示されているが、二八社の回答額平均は七九六八円、六・〇%。同一企業の昨年妥結額平均一万八四五二円、一六・〇%にくらべ、額で一万四〇〇円余、率で一〇ポイント低目の回答となっていた。

このように、渋い出足の回答、日経連ガイドゾーン設定のもとで、前途はきわめてきびしいことが予想された。

春闘共闘委、四月闘争戦術固まる

七六春闘は四月中—下旬に最大のヤマ場を迎える見込みとなった。春闘共闘委員会は一日、東京・芝の日本女子会館で第五回戦術委員会を開き、四月闘争のすすめ方について協議した結果、既定の四月上旬・第三波（七九日）、中旬＝第四波（一三～一五日）のほかに、四月第四週に第五波集中行動を設定、ここを最大のヤマ場とし〝官民総がかり〟の集中決戦体制をしいて賃上げと制度要求の最終決着をはかる方針を決めた。

会議ではロッキード汚職追及の強化がとくに強調された。まず市川議長が「三月闘争の成果のうえに、四月闘争ではひきつづき制度要求を掲げ、賃上げと結びつけるだけでなく、ロッキード汚職追及のたたかいを前面に押し出して、政府、自民党、独占資本を揺がす大がかりな決戦体制をつくりあげよう」とあいさつ。つづいて大木事務局長が、四月闘争の戦術配置について、①第三波集中行動は四月七～九日を中心に民間単産を総結集し、あわせて地域共闘を軸とした共同闘争を強力にたたかう、②第四波は民間単産の追いこみとあわせて一三～一五日に官民集中の実力行使を配置する、③四月第四週に第五波集中行動を設定し、官民総がかりの闘争体制をしいて、賃上げと制度要求をからめ最終決着をはかる、④これでも解決がつかない場合は下旬以降も集中闘争体制を継続する——と提案。

さらに四月一〇日頃にひとつの転機を迎えるとみられている国会情勢を見守りながら、「自民党がロッキード汚職の真相解明を行なわず、予算の強行採決の挙に出た場合は、抗議ストを含む対応策を検討する」との考え方を示した。

JC・四月中旬決戦確認

一方、IMF・JC傘下の金属四単産（鉄鋼、電機、造船、自動車）は三月三〇日、戦術会議を開き、集中決戦の時期は四月中旬とすることを決めた。今年は電機がJC集中決戦体制内にはいったことも含め、金属四単産の決戦時期、相場は例年以上に注目を集めた。

かくして、春闘共闘委が、四月中旬に第四波（一三～一五日）を設定しつつも、四月第四週の第五波集中行動を最大のヤマ場とし、他方、JC四単産が四月中旬（一四日）同時決戦を打ちだし、同盟系民間大手も中旬をヤマ場とするに及んで、春闘決戦の時期は、事実上、四月第三週と第四週に分かれることになった。それと同時に、官民一体、総がかり体制も事実上の後退となった。

春闘共闘委、第三波集中行動

民間先行組合を中軸に、賃金闘争の底上げをはかる春闘共闘委の第三波集中行動が、四月七日から三日間にわたりたたかわれた。集中行動には、全金、全造船、全銅連、軽金属、合化、紙パ、化同、食品、新聞、出版、全印総連、民放、日放労、全鉱、医労協、全木労、政労協、ホテル、交通公社、全国一般、鉄弘労、地銀連などが二四時間から四八時間の全面スト、重点無期限スト、時限スト反復などの戦術を行使。このほか十数単産が時間外拒否、職場集会、団交集中で統一行動に参加し、強力なたたかいを展開した。このたたかいにひきつづき、一〇日からは、全港湾、炭労などが連続ストを設定、これに地域ストが加わり、四月第二週の大きなうねりを構えた。

なおこれに相前後して、七六年春闘の場合、地域共闘、地域ストの強化がきわめて目立った。たとえば、三月段階の七県春闘の地域ストにつづいて東北ブロックの青森、岩手、秋田、山形、宮城（第二波）の五県春闘共闘委は九日、①ガイドゾーン打破、②全国一律最賃制確立と地域包括最賃の早期改定諮問の統一要求のほか、各県で雇用保障制度などの確立を求めて地域ストライキを実施した。これは、国民春闘の裾を広げてたたかいに厚みを加えるいっぽう、地域独自の課題もあわせて解決していこうと東北六県共同で組織されたもの。福島県では六、七日の連日交渉で県経協に争議不介入を確認させたほか、県雇用対策専門委の設置と雇用保障の労使協約実現、地賃の早期諮問を確約、ストライキを中止した。東北各県春闘共闘委では、九日の地域ストライキの成果をもとに、ひきつづき県経営者団体、自治体にたいして県民総がらみでたたかいを継続、資本の不況のしわよせをはねかえすことにした。

このほか一〇日には島根が地域ストに突入するほか、二〇日には新潟、福岡（北九州地区）が、二三日には大分、佐賀の各県が、二五日には北海道が中小のたたかいをつつんだ地域統一ストを設定した。これらは春闘前段の二〇〇〇万人署名で活動家集団などを中心に地区労・評が地域独自要求を集約、中小企業未組織労働者や住民の要求をかかげて組織されたもの。各県春闘の要求は、最賃七万円の引上げ、解雇制限や雇用・失業保障のほか、とくに経営者団体との団交ルールの確立や争議不介入の確認を迫るものが目立っている。このほか愛知が二〇日以降に第二波の地域ストライキを設定、また新潟でも地域ストの要求にロッキード汚職追及などの国民課題

をかかげて長期闘争を展望しており、中小・未組織のたたかいとも結んだ地域ストの波はますます拡大する構えをみせた。

JC金属四単産回答（一四日）

注目の鉄鋼、電機など金属関係の大手組合にたいしてほぼガイドゾーンにおさまる賃上げ回答があった。金属労協（IMF・JC）四単産のいしてまず鉄鋼大手五組合にたいして三五歳勤続一回答指定日の一四日、三〇〇〇円（うち定昇三〇〇〇円）、率にして二年の労働者で一万二〇〇〇円（うち定昇三〇〇〇円）、率にして八・五%、造船重機の大手八組合にも同額の一万二〇〇〇円（八・六六%）、電機労連では松下、三洋、シャープの三組合に二ケタ回答の約束があり、日立、東芝など他の一〇組合に九・五%、一万一〇〇〇円前後の回答が示された。この回答にたいして二ケタ賃上げの実現をめざしてきた関係各組合はただちに強い不満と抗議の意思を示し、鉄鋼労連は戦術部会の見解として「この回答は、深刻な不況下にあるとはいえ極めて不満なものである。直ちに強い抗議を含めて連続して団体交渉を配置し、春闘全体の波の中で粘り強くたたかう」と表明、電機労連も三社をのぞいて二ケタをわったことに強い不満を表明し「さらに積みあげのため努力する」との見解を明らかにした。

一方、春闘共闘委員会も、鉄鋼、電機などが七六春闘の賃上げ相場にも大きな影響を及ぼすとみられるだけにこの回答を重視。一部をのぞきガイドゾーンの上限におちつかせた鉄鋼、電機資本の態度を「春開共闘全労働者に対する低水準抑えこみの攻撃」と受けとめ、これを足場に政府、総資本のガイドゾーン抑えこみがよりはげしくなるとみて、「官民総がかりの最大限実力行使で資本の壁を突破し、労働者と勤労国民の実生活を守る闘いにつきすすむ決意である」との声明を発表した。

春闘共闘委、第四波集中行動

春闘相場にも影響を及ぼす属四単産に回答が出かかった一四日を中心に、春争がヤマ場にさしかかりひろげ、官民五四単産がス闘共闘委員会は第四波の集中行動をくトライキに突入した。この統一行動の戦術的中核となった私鉄総連は、経営者側が示した八〇〇〇円（六・〇二%）という超低額回答をただちに拒否して、一四日始発から大手、中小を含む一七九組合が半日ストを決行。これにあわせて国労、動労もローカル線を中心に半日スト、また動労はロッキード汚職と予算案強行採決に抗議して独自に東京の国電区間でも午前八時までのストライキを実施した。

その他、民間では合化労連が一三日から一五日にかけ重点四八時間スト、化学同盟が一四～一五日四八時間スト、全港湾が一二日からコンテナー埠頭の閉鎖を継続、全鉱が一四日以降、重点無期限スト、炭労が二四時間スト、新聞、民放、出版、印刷などマスコミ共闘も一三日から一六日にかけ半日～全日ストを反復して追い込みにはいるなど、四〇単産がストに突入。公労協では国労、動労のほか全電通、全逓など九単産すべてが半日スト。公務員共闘も自治労、日教組、都市交、全水道、全開発の五単産が三〇分から一時間の時限ストで合流した。

春闘共闘委はこれ以降、四月下旬へむけて強力なストを含む第五波集中行動により、最大のヤマ場を迎えることになった。焦点は鉄鋼などJC金属四単産に提示された一ケタ・ガイドゾーンを突破できるか否かにあった。

春闘共闘委、第五波集中行動
私鉄、公労協の賃上げ決着

今春闘の最大のヤマ場となった第五波集中行動は、民間五〇、公労協九、公務員八単産、計六七単産が参加する〝官民総がらみ〟の一大ストとなり、このたたかいのなかで中労委、公労委を舞台にした私鉄と公労協の賃上げが一応の決着をみた。私鉄、公労協の賃上げは、春闘相場の中心になるだけに、政府・資本の〝ガイドゾーン〟攻撃の矢面に立たされて難航した。大手一三組合が統一交渉で臨んだ私鉄の賃金交渉では、一三日に第一次回答が示されたが、八〇〇〇円という問題にならない低額。公労協にも一七日になって〝有額〟回答がおこなわれたもの の、各組合とも八〇〇〇円台（平均で六・一%）の低額であるうえ、国鉄、電電の場合は「料金値上げが前提」という条件つき。これに反発して、組合側は一九日、予定どおり全電通、全逓など七組合が二四時間の拠点ストを決行。ひきつづき二〇日からは国労、動労や私鉄総連など全交運加盟の各単産も七二時間の予定でストに突入、合化労連、化学同盟、全国金属はじめ民間の五〇単産も合流し、自治労など公務員共闘の八単産も時限ストをくり返した。

一方、私鉄賃上げの解決へ中労委は一八日午後から職権あっせんに乗り出し、公労委も三公社五現業当局の申請をうけて一九日から調停作業を開始した。私鉄大手一三社の賃上げをめぐる中労委のあっせん作業は、経営者側が八〇〇〇円の第一次回答に固執したため難航したが、〝決戦ゼネスト〟が盛りあがりをみせるなかで二一日になって、①四月から一人当たり一万二二〇〇円（組合員ベースで九・二%）の賃上げ、②年間臨時給は昨年実績（平均四・八カ月）に〇・三カ月を加算――とのあっせん案が労使に示された。あくまで二ケタ賃上げをめざす組合側はこれを不満としたものの、同日深夜にいたって経営側が受諾を決めたため労使の自主交渉に移り、私鉄の賃上げは結局、中労委あっせんの線で解決をみた。これと併行して調停作業をすすめてきた公労委も、三公社五現業の加重平均で一万二一四四円（八・八%）の賃上げ案を示し、組合側に不満を残しながら公労協の賃金闘争も一応の決着をみた。

こうして公労協、私鉄のストライキは四八時間を打ち抜いたあと収拾。春闘共闘委員会も「回答には極めて不満であるが、関係組合の全力をふりしぼったたたかいで今後の運動の発展を期すことができた」として統一スト態勢解除を確認するとともに、今後も民間組合を中心にガイドゾーン突破へ向けてたたかいつづけるとの立場を明らかにした。

民間中小、大半が五月闘争へ――地域共闘で追いあげ

七六春闘は交運・公労協の集中決戦以後も民間組合を中心に四月決着をめざしたはげしい追い込みがくり広げられたが、大半の中小組合が五月とになった。このため春闘共闘委員会は連休明けの闘争になだれ込むこ争を継続し、一〇日～一五日の週を最大のヤマ場に追い込みの拍車をかけることにした。五月連休明けも民間組合を中心に四月決着をむかえても中小組合の回答は政府・独占の賃金抑制策の厚い壁に阻まれ、いぜんとしてガイドゾーン内におさえこまれていた。大手一三社の賃上げをめぐる中労委のあっせん作業は連休後にも集中的な共同闘を確保した合化労連も半数以上の組合を中心に二ケタ以上の回答盟、ゴム共闘とならび五月組の中心が五月に闘争を継続、化学同組合を抱える全国金属の未解決組合部隊となった。また多くの中小たたかいを強いられていた。このほか運輸労連、全港湾などの交通

部門でも事情は変わらず、例年以上に長期闘争化が目立った。この背景には賃金抑制策もさることながら、不況を理由に合理化攻撃がかけられており、単なる賃金闘争から一歩もひけぬ反合含みの春闘としてたたかいつづけられていた事情がある。

春闘共闘委はこの事態を突破するため、五月第三週を最大のヤマ場に設定、集中的な共同闘争を強めるよう指導した。とくに九州、中四国地方などの地域で回答が遅れていることから地域闘争の必要性を確認し、鳥取、新潟では地域最賃の改定闘争を含めた徹底した地域共闘の強化を図ることになった。また国会審議と連携し、減税、公共料金値上げ反対などの制度要求闘争とロッキード事件追及のたたかいをむすび、政治がらみの春闘として最後の追い込みを繰り広げた。

【各地方ごとにみた民間組合の五月闘争状況——総評組織局調べ】

〈北海道・東北〉　山形では八〇%が解決をみているが、秋田は一〇%と遅れている。他はほぼ五〇%前後の解決。各県とも連休明けから決着をめざし五月第二週に未解決組合への支援・激励集会（岩手、福島）、五月一〇日に地区労ごとの大衆集会（秋田）、県民要求で知事交渉（宮城）などで追い込みをはかる。

〈関東〉　茨城、埼玉で八割以上が解決しているほかはほぼ半数近くが五月に持ち越し、栃木では四分の三が五月へ。各県とも一〇%突破を目標に未解決組合への支援を強め、とくに遅れている栃木では解決組合代表も含めて経営者との団交を計画している。

〈中部〉　三重、福井は九割方解決、岐阜、長野、富山でも六～七割が解決しているが、静岡、新潟では三分の二近くが未解決のまま。愛知も木材、金属など合理化がらみで半数が未解決。静岡では単産、地区の活動家集団を合同編成して集団交渉を計画、愛知では木材、金属へ、岐阜でも西濃地区の金属関係へ県春闘オルグ団を集中投入するなど、未解決支援の体制を強めている。また北陸五県では電力料金値上げ反対が五月闘争の大きな目標のひとつ。

〈関西〉　大阪は四月中にほぼ一〇〇%解決、奈良が九割、滋賀が八割、和歌山が七割、遅れている京都、兵庫もほぼ六割が解決。五月八日にブロック事務局長会議を開き連休後の決戦方針を固める。

〈中・四国〉　岡山、島根で一割が解決しただけであるほか、各県とも半数前後が五月に持ち越し。各県とも第三週をヤマ場に未解決組合支援に全力をあげるとともに、地域包括最賃闘争でも運動を盛りあげ、このために鳥取では地域ストも計画している。

〈九州〉　全般に遅れが目立ち、とくに福岡、長崎、熊本、宮崎では一割強の組合が解決しただけ。このため、福岡では長期闘争組合対策共闘委を発足させ一〇日～一五日に行動を集中、佐賀では連休中にハイヤーやタクシーが統一スト、大分では六日～八日に未解決組合がストを集中し、全地区でこれを包む集会、デモを計画するなど、各県とも未解決組合の支援に全力をあげている。このほか長崎では佐世保の「むつ」母港化反対で三〇分の統一ストを予定している。

未解決組合、最後の追込み——五月第三週に決戦

七六年春闘では、民間の多くの組合が五月にもちこし、一〇日以降の第三週をヤマ場に最後の追い込みにはいった。未解決組合のおもなところは、まず炭労、全鉱、全国セメントがすべて未解決で、連休明けとともに炭労が五月七、八日の四八時間ストを決行、全鉱も七日から重点無期限ストに突入、また全国セメントも七日の二四時間ストにつづいて一二～一四日に四八時間ストを配置。このように、五月第三週を迎えた春闘情勢は、全鉱、炭労、全国セメントなどの大手組合が、いまだ未解決であるほか、合化労連、全国一般、ゴム共闘も半数の解決が遅れているなど、全体の約三割が五月中旬決着をめざして追いこみをはかった。そして五

月一五日現在、大勢として収拾方向へ向かったが、なお全体の一～二割の組合が残された。そのなかには全鉱、炭労、全国セメントなどのほか、業績不振にあえぐ中小労組が圧倒的に多数を占めた。とくに中小労組の場合、企業縮小、業界再編の動きとからみ、人員整理、労働条件の改悪が目立ちはじめており、反合闘争を軸とした雇用がらみのたたかいとなった。所属単産別には、化学同盟、繊維労連、全日塗、紙パ労連、全印総連、全鉱、ホテル労連、全国一般などに、そうしたケースが目立った。

8　同盟の七六年賃金闘争

同盟の七六年賃闘方針

同盟の七六年賃金闘争の基本は、前にふれた「賃金白書」に述べられている。すなわち七六年賃上げ要求基準を、ベ・ア一三％（定昇別）とし、それを基本に、実質生活水準の向上、雇用安定、インフレ抑制を整合的に実現することをめざした。

「闘争体制の強化」の点では、政策諸要求の貫徹を期した集会、街頭行動、宣伝活動をおこなうほか、とくに「中央闘争委員会の諸機能を充実し、構成産別間の有機的・効果的な戦術調整を強化し、他の民間労組とも提携を深め、民間主導・同盟主導の賃闘を確立する」ことが強調された。そして一月九日に、中央闘争委員会を発足させ、さらに二月一二日の第一回中闘委で、三月一日から一週間を「政策要求促進・賃金要求貫徹全国統一行動週間」とするなどの、当面の闘争日程を決め、七六賃闘のスタートをきった。

三・一〇、中央総決起集会

同盟は三月一日より、前記の統一行動週間に突入し、政策諸要求実現などを期し、中央、地方で街頭宣伝行動、対政府交渉の強化をおこなった。また各産別の七六年賃金要求も、三月上旬にはほぼ出そろい、いよいよ本格的な賃金交渉段階を迎えた。

こうして三月一〇日、〝生活と雇用を守る国民要求貫徹中央総決起集会〟（日比谷野音）が開かれ、一万五〇〇〇人が集まった。

冒頭、前川書記長は、「依然と続く失業不安、雇用保障政策は悪化の一途をたどっている。われわれは生活と雇用を守るため、早期に景気を回復し、雇用政策の確立をはかるなどいろいろな角度から活動を展開していかなければならない。またわれわれの要求実現は社会的な要請にもなっている。不況克服をめざすためにも、労働組合の社会的責任を自覚し強力な運動を展開していこう」とあいさつした。

また激励にかけつけた春日民社党委員長は、「民社党は同盟と車の両輪としてたたかう。この集会でかかげている要求は国民的課題であり、われわれは中央・地方の活動を通じ協力し、自由と民主々義を守るため、予算の成立、ロッキード事件、リンチ共産党事件の糾明など今後とも強力な活動を展開していくく」と述べた。集会はこのあと、いくつかの決議採択などをおこなったのち、デモ行進に出発した。賃闘本番の幕明けであった。

賃闘ヤマ場の設定

同盟各産別の賃金交渉は、三月中旬以降、強化されていった。そうした交渉をふまえつつ、同盟は三月三一日、主要産別連絡会議を開き、当面の方針を確

認した。

方針は、まず今日における情勢として、現在までの回答状況から判断すると経営者側が、われわれの提起した四月上旬の早期解決方針に対応している姿勢とはいえないとし、現在までの回答額からは妥結水準を推測させるものはないが、しばしば公式、非公式に報じられている鉄鋼会社側の「一ケタ一発回答」の見込み情報が、日経連の「一ケタゾーン」と結合して、個別労使の交渉を自然に停滞させているとも見られる状況にある。このことから、ヤマ場は四月中旬にズレ込む雰囲気が形成されつつあり、妥結水準も、一ケタ突破の攻防戦であるかの如き情勢が作り出されつつあると指摘している。

したがって、こうした情勢から、昨七五年賃闘における経営側の戦略結束の状態は必ずしも再現されておらず、それぞれの労使関係の自主性のもとで、解決を迫り得るものと判断できるとし、昨年賃闘で経営者側がとった主体性なき回答姿勢を、本来の自主的労使関係のなかに取り戻し、同盟の公正な要求にたいする回答をせまるため、当面つぎの方針で正念場にはいった賃闘を精力的に展開するものとした。

①賃闘のヤマ場を四月一二日から一五日頃までとし、各産別は一斉にケタゾーンを打破し、二ケタに向けての賃闘体制を強化する。②先行組合は、このヤマ場にこだわらず一ケタゾーンを打ち破る回答の引き出し、積み上げに全力を上げる。③政策要求については、行政権限内において回答を求め得るものについて、一歩前進した回答を得たものとして評価できるが、国会審議と不可分の関係にあるものは、今後の国会審議の動向をみきわめ、重点的に有効な対策活動を展開する。

同盟はさらに七日、七六年賃闘貫徹代表者集会を開き、前記方針のいっそうの具体化、強化を図った。そのうち同盟系の造船重機には、大手八組合定昇こみ一万二〇〇〇円（九・八%）、トヨタ一万一九五〇円（九・九%）など、結局ベ・ア率一ケタラインにおちついた。

同盟は一五日、主要産別連絡会議を開き、当面の闘争をゼンセン同盟、造船重機等を中心に、一九日までをつぎのヤマ場としてたたかうことを決めた。実際、同盟賃闘においても一ケタの壁は厚く、一発回答による決着は少なかった。化繊自主交渉も一四日決裂し、中労委提訴となった。全金同盟も四月二四日を最終解決目標に追い上げをはかった。海員外航では一五日、六項目（基本給に各種手当を加えたもの）定昇こみ一万二〇〇〇円（六・五%）回答があったが、交渉は決裂した。全食品同盟、紙パ総連合なども同様に決着がつかず、先へもちこされた。かくして同盟賃闘は、四月下旬の終盤段階へ一気に突入した。

なお電労連は、一七日、東電労組が一万二五〇〇円、八・二%で妥結。ついで中部、九州、沖縄各電労も同日同額で妥結した。翌一九日には、北陸電労をのぞく各電労と電源開発労組が一万二五〇〇円、電子力発電労組が九八〇〇円（七・九～八・六%）で妥結にいたり、電労連賃闘は大勢が決した。

四月下旬段階における交渉状況

四月入りストに入った。ゼンセンも、二〇日の第一波二四時間につづき、二三日より無期限ストにはいった。これら両組合をはじめとして、各組合とも大詰めの交渉にはいった。以下、主要例を掲げておこう。

〔ゼンセン同盟〕　四月二三日から徹夜の交渉、あっせんをつづけた綿紡、化繊、羊毛、麻、資材など各部会は、化繊など一部を除いて予定通り二三日午前一〇時から無期限ストに突入、このスト突入直前に解決を背景として継続された交渉・あっせんを通じて綿紡、羊毛、麻、資材等が大勢妥結にはいった。

化繊大手五組合は、二三日午前中に中労委が示したベア七・五%、平均一万一一一円のあっせん案を受諾し、スト突入直前に解決をみた。

綿紡集交七社七組合は二三日予定通りストにはいったが、賃上げ八・五%、平均七七三七円（うち三%、二七三一円は一一月実施）、格差是正分一時金五〇〇円で妥結し、午後一時三〇分ストを解除した。

羊毛部会では、スト前に一〇%で妥結した藤井労組をのぞく紡績九組合が四月から五・五%（一一月より三%積み上げて八・五%）期末一時金に七〇〇〇円を別途支給などの内容で妥結。また染色七組合も平均一万一〇五二円（九・五%）で妥結した。

生糸五組合は、スト前に一万一五〇〇円（一二・五%）で解決をみていたグンゼ以外の各組合も、二三日に八・五～八・七四%で解決にいたった。また麻・資材部会では、黄麻三組合が八・五%、平均八八三八円、亜芋麻三組合が同じく八・五%、平均七六五〇円でそれぞれ妥結をみたほか、資材関係でも妥結が出ている。

さらに賃上げとならんで統一要求していた時短問題についても、綿紡大手が七月一日から完全週休二日制、年休一〇四日、一日八時間制実施で正式合意をみたほか、各部会でも前進した内容で確認がされた。二三日のスト参加は、九九組合三五万五五〇〇名となっている。

〔造船重機〕　ベア九〇〇〇円、定昇込み一万二一〇〇〇円の回答を不満として闘争体制確立をすすめていた造船重機労連は、四月二六日の各単組交渉において実質三〇〇〇円の上積み回答を引き出し、七六春闘を終結する手続きにはいった。同日午後の交渉で大手八社が統一的に表明した回答は、「賃金増額については前回の回答通りとする。なお、この機会に賃金体系の是正と調整を行なうことにする。細部については労使で協議する」として、そのための源資として実質三〇〇円を増額する、というものであった。

三〇日を目途に闘争体制確立の手続きをすすめていた造船重機労連は、この回答をうけて二六日夜東京で代表者会議を開き、大手組合の闘争を終結するとともに、中小手組合の闘争をさらに推進することを決めた。

〔海員組合〕　ストを背景に高額回答引き出しに全力をあげてきた海員組合は、四月三〇日の漁船部門の妥結で大勢終結にむかった。まず四月二二日正午から全国二六港でストにはいっていた外航は、二四日の中執で二三日に船中労委が提示した定昇込み一万四四七二円、九・八五%のあっせん案を受諾することを決め、つづいて大型カーフェリーが二五日、定昇込み一万二六二八円、九・五三%、内航が二六日夜、定昇込み一万二八四四円、九・〇七%、全内航が二

九日、定昇込み一万二七〇四円、八・七六%の回答をそれぞれ引き出し、妥結へ向かった。また二八日正午からサケ・マス船団、二九日正午から遠洋トロール船関係のストに突入していた漁船関係は、三〇日早朝、一万五三八九円、九・四七%の回答を引き出して妥結に向かった。

〔その他〕　ここには省略するが、同盟賃闘においても、全金同盟、全化同盟、紙パ総連合、一般同盟、全炭鉱などで、四月に決着がつかず、五月にもちこされたところも例年になく多かった。

9　七六年春闘結果と総括

賃上げ状況

まず七六年春闘における賃上げ妥結状況を、各種調査機関別に掲げ、労働省調査（第122表）を中心にしつつ、若干の特徴点を指摘しておこう。

まず労働省調べによって、民間における賃上げの状況を見ておこう（第122表）。平均妥結額は一万一五九六円、アップ率は八・八%で、妥結額で前年を三六八三円、率で四・三ポイントも下回り、結果として日経連ガイドゾーン一ケタ以内におさまった。この点は、日経連調査（八・八%）、春闘共闘委調査（加重平均九・五%）、都労働局調査（九・九%）でも同様であった。もっとも、日経連流にいえば、「比較的高い一ケタ台」にはちがいない。

業種別にみると、労働省調べでは、商業（一三・一%）、水産食料品（一〇・二%）、新聞放送（一〇・一%）が二ケタをこえている。春闘共闘委の単産別調査によれば、二ケタをこえた単産はかなり多い。

また規模別の妥結状況を、春闘共闘委調べ（加重平均）によってみると、一〇〇〇人以上規模一万二一七四円、九・四%、三〇〇～九九九人規模一万二一四九円、九・八%、二九九人以下一万三一一九円、一〇・五%と、金額で有意な差がなく、むしろ小規模で高く、率も小規模企業ほど高くなっている。前年では、一〇〇〇人以上規模にくらべ、額・率とも二九九人以下の落ちこみが目立っただけに、今年の逆の現象が注目される。

同盟の七六年賃闘の最終妥結結果を、同盟調べによって見ておこう。第127表がそれである。

まず単産別にみた妥結結果によると、民間計の妥結額・率を単純平均、加重平均の両者で見ると、それぞれ一万一〇三七円、九・七%、一万一七七〇円、九・三%であり、金額で五ケタにのり、率で二ケタに達しない。加重平均で二ケタのベ・ア率を確保したところは、自動車労連、一般同盟、全食品同盟の三単産だけであり、いかに二ケタのカベが厚かったかがわかる。また妥結額では、明らかにJC相場一万二〇〇〇円の影響が大きかったといえる。このことが、同盟をして、JC、同盟主導といわしめる大きな要素となっている。

なお規模別では、妥結額でほとんど大きな開きがなく、したがって率では小規模なほど高く表示されている（加重平均）。この点、昨年妥結額（加重平均）で、一〇〇〇人以上規模とそれ以下で一六〇〇～七〇〇〇円の差が出たのとくらべ、いちじるしく異なっている。

第122表　労働省調査による民間主要企業の1976年春季賃上げ状況

（6月10日現在）

産業名	企業数	現行ベース	要求額	妥結額	賃上げ率	参考（75年賃上げ状況）		
						企業数	妥結額	賃上げ率
	社	円	円	円	%	社	円	%
民間平均	260	131,349	23,793	11,596	8.8	265	15,279	13.1
金属鉱業	6	132,661	25,000	11,546	8.7	6	13,745	11.4
石炭鉱業	5	146,362	40,944	13,445	9.2	5	17,748	14.4
水産食料品	19	137,412	26,617	14,040	10.2	19	18,096	15.0
パルプ・紙	13	130,103	21,569	10,434	8.0	13	13,597	11.4
化学	48	137,489	26,155	12,082	8.8	49	17,570	14.4
石油	8	144,772	16,400	12,374	8.5	8	16,013	12.4
ゴム	4	126,038	26,426	11,153	8.8	4	15,365	13.6
セメント	5	136,949	23,930	9,591	7.0	5	13,440	10.5
鉄鋼	8	132,764	22,776	9,188	6.9	8	14,129	12.2
電線	6	123,539	22,829	10,928	8.8	6	12,655	11.3
機械金属	27	128,615	23,422	11,330	8.8	28	15,854	13.8
電気機器	27	122,161	21,456	11,008	9.0	28	13,393	12.3
造船	8	136,581	21,000	12,300	9.0	8	18,200	15.2
車両	2	128,609	21,000	12,150	9.4	2	17,600	16.2
自動車	9	120,052	16,313	10,673	8.9	9	14,119	13.1
印刷	3	113,590	19,180	9,387	8.3	3	15,985	15.7
商業	5	128,723	19,097	16,824	13.1	5	17,804	15.9
陸運	18	134,591	30,089	12,211	9.1	18	17,067	14.4
電力	9	154,363	—	12,500	8.1	9	18,367	13.6
ガス	3	140,908	20,383	12,617	9.0	3	16,017	13.1
新聞放送	5	159,273	36,940	16,027	10.1	6	21,563	15.1
繊維	22	107,013	17,775	8,226	7.7	23	5,942	6.1

〔備考〕 1） 調査対象企業は，原則として東証又は大証第1部上場企業のうち，資本金20億円以上，従業員1,000人以上の企業であって，労働組合がある企業267社である。

2） 数値はすべて1社当りの単純平均で，要求額及び妥結額は定昇込みの数値である。

3） 鉄鋼7社は，前年に引続いて標準労働者（35歳，勤続12年）で妥結（12,000円，8.5%）したので，上記表から除外した。

電力の要求は調査対象企業の全て（9社）がポイント（33歳，勤続15年，24,500円）でおこなわれ，また，石油にあっては調査対象企業（8社）のうち，7社がポイント（28歳勤続10年，24,464円）で要求をおこなったので，上記表の要求額の欄から除外した。

第123表　労働省調査による春季賃上げ状況の推移

年	対象企業	単純平均			加重平均（試算）		
		現行ベース	妥結額	賃上げ率	現行ベース	妥結額	賃上げ率
	社	円	円	%	円	円	%
1965	257	29,635	3,150	10.6	30,192	2,966	9.8
1966	257	32,095	3,403	10.6	32,485	3,244	10.0
1967	257	35,037	4,371	12.5	35,481	4,310	12.1
1968	258	38,800	5,296	13.6	38,925	5,274	13.5
1969	258	43,339	6,865	15.8	43,658	6,724	15.4
1970	257	49,503	9,166	18.5	49,042	8,910	18.2
1971	257	57,459	9,727	16.9	57,105	9,464	16.6
1972	254	66,243	10,138	15.3	64,330	9,920	15.4
1973	244	75,446	15,159	20.1	73,873	14,917	20.2
	(261)	(73,920)	(14,982)	(20.3)	(72,907)	(14,829)	(20.3)
1974	261	88,209	28,981	32.9	87,135	27,794	31.9
1975	265	116,783	15,279	13.1	114,164	14,715	12.9
1976	260	131,349	11,596	8.8	129,655	11,547	8.9

〔備考〕 1) 加重平均は，原則として，対象企業の組合員数をウエイトとして算出した数値である。

2) 繊維は，74年から春季に賃上げ交渉をおこなうこととしたので，74年から調査対象に加えた。

なお，73年の（ ）内の数値は繊維を加えたものであり，74年に対応する数値である。

七六年春闘総括について

七六年春闘総括は、実は単なる総括ではなく、立場はいずれにしても、いわゆる春闘再構築問題とかかわっている。その意味で、各ナショナル・センター、単産の春闘総括は、例年になく重要な意味をもっている。そこで以下に、春闘共闘委（総評）の春闘総括だけでなく、他の総括をも掲げ参考に付したい。

まず**春闘共闘委（総評）の「総括」**は、相場形成をリードできず、一ケタにおさえこまれ、また国民春闘の内容も不十分であったことから、とうぜんにかなりきびしいものとなっている。しかし地域共闘の拡大強化など、新たな前進面をも総括でおさえている。そこで以下、「賃金闘争について――なぜガイドゾーンを破れなかったか」と「地域共闘の拡大強化について」の部分をあわせ掲げておく。

【春闘共闘委（総評）「七六年国民春闘中間総括（案）より」

② 賃金闘争について――なぜガイドゾーンを破れなかったのか

七五年に引き続いて七六年においても賃金闘争は極めて厳しいものとなることはすでに秋の段階から明らかであった。ただ、七五年と違い、七六年に向けては政府が露骨に前面に出てこなかったことはあった。独占の側は昨春闘のときから一ケタをとなえ、さらに一月早々ゼロから一ケタというガイドゾーンを明確に打ちあげて我々に対応してきた。

われわれは七五年春闘の教訓に学んで官民一体的闘いを組織すること、また大衆討議を徹底しておこない、事前相場をもって独占のガイドゾーンに対決することを確認した。同時に独走も辞さずという自力闘争の闘争を闘うことも確認した。

しかし、結果として独占のガイドゾーンに大勢が押えこまれることになったのはなぜかである。

ひとつは官民一体論が形式的合意に終っていたことである。すなわち早くから官民一体を確認しながら、いざ戦術をきめるとき、鉄が決るまで決

第124表　日経連調査による1976年賃金交渉妥結結果

（5月31日現在）

業種	1976年 社数	基準内賃金	要求額	妥結額	アップ率	1975年 社数	基準内賃金	要求額	妥結額	アップ率
	社	円	円	円	%	社	円	円	円	%
平均	309	133,138	23,978	11,775	8.8	303	117,644	37,479	15,430	13.1
鉱山	5	119,474	25,000	11,023	9.2	6	111,276	37,667	10,517	9.5
食品	20	134,825	25,661	14,022	10.4	20	118,713	39,737	17,537	14.8
生糸	5	91,891	13,180	8,594	9.3	5	84,351	24,500	6,076	7.2
紡績	9	94,025	11,950	6,430	6.8	10	87,890	26,162	5,980	6.8
化繊	7	128,857	17,314	8,379	6.5	7	109,168	32,043	9,463	8.7
紙パ	17	133,510	22,503	10,308	7.7	17	119,390	36,610	14,468	12.1
印刷	3	119,120	19,180	9,387	7.9	3	106,963	32,219	15,985	14.9
新聞	12	153,885	45,663	16,387	10.6	12	134,821	53,394	23,044	17.1
硫安	11	133,354	24,981	9,967	7.5	10	120,947	37,325	15,614	12.9
化学	39	138,013	26,969	12,809	9.3	36	122,347	40,382	16,742	13.7
ゴム	7	127,429	23,616	11,401	8.9	6	112,649	39,592	15,800	14.0
石油	9	149,094	（ポイント要求）	12,830	8.6	8	131,433	46,333	17,899	13.6
セメント	11	135,498	25,091	9,274	6.8	10	123,398	41,138	13,478	10.9
鉄鋼	16	140,032	21,192	10,375	7.4	16	121,273	37,648	17,888	14.8
			（うち大手5社 12,000円 8.5%）					（うち大手5社 18,300円 14.86%）		
電線	6	122,233	23,232	10,853	8.9	6	110,380	37,608	13,099	11.9
機械金属	21	136,034	23,635	11,294	8.3	24	121,260	40,137	15,942	13.1
重電機	12	118,729	19,933	9,712	8.2	13	106,963	34,264	9,721	9.1
通信家電	14	115,154	19,241	11,854	10.3	14	101,155	31,245	10,260	10.1
自動車	17	125,727	19,104	11,011	8.8	17	111,016	32,313	15,005	13.5
車輌	4	136,219	21,000	12,050	8.8	4	118,459	35,375	17,600	14.9
造船	19	131,337	24,384	11,663	8.9	18	120,457	34,389	18,189	15.1
			（うち大手8社 12,000円 8.68%）					（うち大手8社 18,200円 14.98%）		
商業	5	130,444	20,711	13,907	10.7	5	169,932	29,277	17,751	16.1
私鉄	13	136,868	30,154	12,269	9.0	13	120,906	45,154	17,069	14.1
通運	1	132,684	29,600	11,500	8.7	1	116,247	43,500	17,300	14.9
電力	9	154,682	24,611	12,500	8.1	9	135,451	37,222	18,200	13.4
ホテル	5	122,506	26,904	14,939	12.2	5	103,570	35,150	14,501	14.0
民放	12	163,787	（ポイント要求）	16,796	10.3	8	142,634	（ポイント要求）	21,042	14.8

〔備考〕 1） 大手の調査対象会社は27業種325社，最終集計309社以外の16社のうち13社は5月31日時点で未解決，他の3社はポイント方式で妥結などのため，集計より除外した。

2） 2段階，3段階の賃上げをおこなう企業の妥結額については，年間12カ月平均にならした額で集計した。

3） 民放の妥結額平均については一部最終回答段階のものを含む。

4） 鉄鋼の大手5社，造船の大手8社については，アップ率は加重平均である。

第125表　春闘共闘委調査による春季賃上げ妥結結果

単産別にみた妥結状況　　（5月20日現在）

単産名	計			1,000人以上			300～999人			299人以下		
	組合数	妥結額	上昇率	組合数	妥結額	上昇率	組合数	妥結額	上昇率	組合数	妥結額	上昇率
合計	1,321	13,081	10.5	276	12,414	9.7	309	12,218	9.8	736	13,693	11.2
		12,213	9.5		12,174	9.4		12,149	9.8		13,119	10.5
電機労連	109	10,367	9.8	46	11,129	9.8	36	9,911	9.7	27	9,679	9.8
		11,388	9.9		11,471	9.9		9,916	9.7		9,289	9.5
鉄鋼労連	41	10,923	8.0	22	11,300	8.1	11	10,444	7.6	8	10,544	8.0
		11,813	8.0		11,868	8.0		10,351	7.6		10,496	7.9
全国金属	115	12,281	8.9	21	11,787	8.8	57	12,156	8,9	37	12,754	8.8
		12,114	8.9		11,885	8.9		12,282	9.0		12,966	8.8
全電線	34	9,928	8.5	7	10,936	8.9	10	9,793	8.5	17	9,592	8.3
		10,724	8.8		10,945	8.8		9,768	8.6		9,530	8.1
全造船	29	11,792	9.6	7	12,410	9.3	6	12,150	9.7	16	11,387	9.7
		12,770	9.1		12,806	9.0		12,147	9.8		11,089	9.4
全軽労	10	10,697	8.6	4	9,993	8.3	3	12,045	9.1	3	10,367	8.3
		10,290	8.7		10,002	8.6		12,320	9.3		10,870	8.7
合化労連	55	12,719	9.6	22	13,135	9.6	19	13,470	10.1	14	11,047	8.8
		12,488	9.1		12,359	9.0		13,685	10.2		11,010	8.7
食品労連	110	11,588	10.1	22	14,233	10.7	7	11,912	10.5	81	10,841	9.8
		13,961	10.6		14,337	10.7		11,948	10.5		11,181	9.8
紙パ労連	48	9,947	8.0	7	10,386	7.9	5	10,354	8.3	36	9,804	8.0
		10,396	7.9		10,682	8.0		10,374	8.3		9,203	7.4
全国セメント	13	11,492	9.9	4	12,140	9.4	1	11,533	11.5	8	11,163	10.1
		11,928	9.4		11,932	9.3		11,533	11.5		12,124	10.7
全石油	14	11,096	8.9	7	11,884	9.4	5	10,310	8.4	2	10,300	8.9
		11,566	9.2		11,721	9.3		10,404	8.6		10,300	8.9
化学同盟	68	12,270	10.0	1	9,800	9.3	14	11,706	9.7	53	12,465	10.1
		11,630	9.7		9,800	9.3		11,696	9.6		12,109	9.9
ゴム労連	16	9,512	7.9	6	10,832	8.3	6	8,643	7.4	4	8,835	8.1
		10,761	8.3		11,158	8.5		8,391	7.2		8,208	7.8
全国ガス	64	12,299	10.6	3	12,617	9.0	7	12,252	9.9	54	12,287	10.8
		12,309	9.0		12,284	8.6		12,279	9.9		12,435	10.2
私鉄総連	37	12,138	9.4	28	12,157	9.4	9	12,078	9.4	—	—	—
		12,174	9.2		12,179	9.2		12,076	9.4	—	—	—
全日通	1	11,500	8.7	1	11,500	8.7	—	—	—	—	—	—
		11,500	8.7		11,500	8.7		—	—	—	—	—
運輸労連	10	12,090	10.4	10	12,090	10.4	—	—	—	—	—	—
		12,157	10.2		12,157	10.2		—	—	—	—	—
全港湾	＊51	12,266	9.3	＊ 8	14,111	9.3	＊16	12,943	9.8	＊27	11,319	8.9
		13,408	9.6		14,001	9.3		13,327	10.1		11,568	9.1
全倉運	26	12,095	9.4		12,855	9.5		12,460	9.7	17	11,856	9.2
		12,434	9.5	2	12,855	9.5	7	12,401	9.7		12,033	9.2

〔備考〕 1)　定昇込みの妥結額。上段は単純，下段は加重平均を示す。
2)　5月20日現在の回答段階を含む妥結額(定昇込み)1,689組合の平均は単純で12,698円10.2%，加重で12,118円9.8%である。

単産別にみた妥結状況（つづき）

単産名	計			1,000人以上			300～999人			199人以下		
	組合数	妥結額	上昇率	組合数	妥結額	上昇率	組合数	妥結額	上昇率	組合数	妥結額	上昇率
鉄弘労	1	9,358	8.1	1	9,358	8.1	—	—	—	—	—	—
		9,358	8.1		9,358	8.1		—	—		—	—
交通公社労組	1	21,500	15.5	1	21,500	15.5	—	—	—	—	—	—
		21,500	15.5		21,500	15.5		—	—		—	—
日放労	＊1	12,920	8.5	＊1	12,920	8.5	—	—	—	—	—	—
		12,920	8.5		12,920	8.5		—	—		—	—
民放労連	52	17,499	12.0	—	—	—	5	17,517	10.4	47	17,497	12.2
		17,594	11.1		—	—		16,759	10.0		18,095	11.9
全印総連	14	11,022	9.9	4	9,815	9.0	3	12,992	11.7	7	10,866	9.5
		9,844	9.2		9,690	9.1		10,969	10.2		11,022	9.7
出版労協	114	21,398	14.5	—	—	—	7	26,452	14.3	107	21,067	14.5
		24,352	14.6		—	—		27,054	14.6		21,978	14.6
映演総連	6	12,581	10.6	1	11,795	10.2	—	—	—	5	12,738	10.6
		11,877	10.3		11,795	10.2		—	—		12,199	10.9
広告労協	9	11,067	10.2	1	17,875	15.4	1	11,817	10.0	7	9,987	9.4
		14,722	12.8		17,875	15.4		11,817	10.0		10,496	9.5
炭労	8	12,000	9.16	8	12,000	9.16	—	—	—	—	—	—
		—	—		—	—		—	—		—	—
新聞労連	67	15,692	12.7	7	17,065	11.1	12	18,367	12.9	48	14,823	13.0
		16,944	11.4		17,008	10.7		18,467	12.9		13,366	12.6
全鉱	4	12,557	9.6	3	12,451	9.6	1	12,874	9.8	—	—	—
		12,562	9.6		12,522	9.6		12,874	9.8		—	—
農協労連	25	11,947	11.2	3	12,573	11.8	15	11,844	10.9	7	11,899	11.6
		12,124	11.4		12,563	11.8		11,946	11.1		10,918	11.3
生保労連	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—		—	—		—	—		—	—
全窯連	34	9,842	8.9	5	11,200	8.9	15	9,692	9.3	14	9,517	8.4
		10,618	9.1		11,303	9.1		9,666	9.2		9,511	8.5
電通共闘	56	10,715	9.6	8	11,514	9.3	18	11,170	9.5	30	10,230	9.7
		11,488	9.4		11,816	9.3		11,304	9.5		10,140	9.6
ホテル労連	15	13,231	11.9	1	15,332	12.9	15	13,556	12.0	9	12,817	11.7
		13,958	12.1		15,332	12.9		13,849	12.2		12,638	11.3
全損保	1	11,964	10.2	—	—	—	1	11,964	10.2	—	—	—
		11,964	10.2		—	—		11,964	10.2		—	—
日建協	31	14,702	12.0	17	16,232	12.7	9	12,635	11.0	5	13,219	11.3
		16,463	12.7		16,977	12.9		12,653	11.0		13,472	11.8
全電力	3	12,500	8.1	1	12,500	7.6	1	12,500	8.2	1	12,500	8.6
		12,500	7.8		12,500	7.6		12,500	8.2		12,500	8.6
全国一般	28	14,252	10.8	2	16,109	11.1	5	11,242	8.7	21	14,792	11.3
		14,663	10.6		16,669	11.4		11,136	8.7		14,176	10.8
政労協	14	18,044	15.2	1	18,950	15.3	2	12,145	10.5	11	19,034	16.0
		15,645	12.9		18,950	15.3		12,238	10.4		16,746	12.8
医労協	46	14,721	13.9	—	—	—	6	14,151	13.2	40	14,806	14.0
		15,136	13.7		—	—		15,041	13.4		15,193	14.0

3) ＊印の全港湾，日放労は回答額段階

第126表　東京都労働局調査による要求・妥結状況

（5月25日現在）

産業	平均賃金	平均年齢	平均要求額	昨年要求額	前年比	妥結額	平均賃上率	企業規模別妥結額 1,000人以上	300～999人	299人以下	前年妥結額	前年比
	円	歳	円	円	%	円	%	円	円	円	円	%
全産業平均	126,180	33.1	26,763	36,709	△27.1	12,466	9.9	12,063	12,462	12,768	16,014	△22.2
漁業・水産業	124,423	33.0	27,782	41,819	△33.6	12,873	10.3	12,873	—	—	12,782	0.7
建設業	122,641	29.5	25,303	35,436	△28.6	14,310	11.7	14,221	11,881	25,000	17,906	△20.1
製造業平均	126,913	33.4	26,363	36,604	△28.0	12,226	9.6	11,624	12,392	12,514	15,422	△20.7
食料品・たばこ	127,016	32.7	24,420	36,541	△33.2	13,007	10.2	13,313	11,683	15,516	16,796	△22.6
繊維工業	109,620	31.2	18,208	28,250	△35.5	10,107	9.2	9,057	10,397	10,714	8,837	14.4
衣服・その他の繊維	98,887	29.4	15,261	25,025	△39.0	11,463	11.6	—	11,571	11,382	9,595	19.5
木材・木製品	114,634	42.7	24,829	34,419	△27.9	9,260	8.1	—	—	9,260	11,291	△18.0
パルプ・紙・紙製品	121,778	33.3	20,828	32,869	△36.6	10,269	8.4	10,755	10,923	8,969	14,234	△27.9
出版印刷同関連	139,557	33.0	32,840	38,877	△15.5	16,117	11.5	12,028	18,450	16,464	21,067	△23.5
出版・新聞	162,892	32.7	37,860	43,105	△12.2	21,552	13.2	14,257	25,730	22,320	27,753	△22.3
印刷・その他	117,483	33.3	28,091	35,475	△20.8	11,004	9.4	9,354	11,169	11,283	15,686	△29.8
化学工業	130,182	32.7	26,451	38,300	△30.9	12,184	9.4	12,251	12,491	11,824	15,744	△22.6
石油石炭製品	135,809	32.9	23,700	34,820	△31.9	11,224	8.3	11,030	12,000	—	15,128	△25.8
ゴム製品	128,113	35.0	24,182	33,393	△27.6	10,969	8.6	10,927	11,480	10,500	12,677	△13.5
なめし皮・毛皮	129,233	37.4	26,358	35,000	△24.7	10,084	7.8	13,100	10,885	7,375	17,000	△40.7
窯業土石製品	126,624	39.1	27,478	37,639	△27.0	10,298	8.1	9,498	9,775	10,859	13,081	△21.3
鉄鋼業	137,595	36.2	24,868	38,606	△35.6	11,213	8.1	10,414	13,787	10,931	16,731	△33.0
非鉄金属	128,280	35.1	26,033	36,818	△29.3	10,818	8.4	10,073	10,849	11,205	14,639	△26.1
金属製品	131,941	35.5	28,306	37,660	△24.8	11,695	8.9	9,125	11,347	12,434	16,481	△29.0
一般機械器具	132,053	34.9	27,638	39,353	△29.8	12,471	9.4	12,241	13,147	12,357	15,853	△21.3
電気機械器具	114,115	30.9	26,314	35,894	△26.7	11,519	10.1	10,774	12,110	11,512	12,175	△ 5.4
輸送用機械器具	117,454	32.7	20,570	33,426	△38.5	10,321	8.8	10,912	9,626	10,127	13,648	△24.4
精密機械器具	122,173	31.0	26,535	35,773	△25.8	12,293	10.1	13,665	12,669	10,847	15,645	△21.4
その他	117,368	31.9	23,972	35,431	△32.3	12,253	10.4	12,631	11,208	13,275	13,962	△12.2
卸売・小売業	118,506	28.6	21,167	32,362	△34.6	12,565	10.6	22,296	12,919	12,719	16,637	△24.5
金融・保険業	128,733	27.4	25,194	36,939	△31.8	12,082	9.4	11,221	13,159	—	17,785	△32.1
不動産業	113,900	31.2	21,533	36,724	△41.4	10,353	9.1	—	12,100	9,480	18,036	△42.6
運輸通信業	130,327	34.7	28,345	41,168	△31.1	11,669	9.0	12,543	12,431	10,455	15,877	△26.5
私鉄・バス・タクシ	128,685	35.0	29,714	44,467	△33.2	12,329	9.6	12,333	12,033	12,750	17,013	△27.5
ハイヤー運転	173,820	31.0	30,000	40,714	△26.3	13,500	7.8	—	—	13,500	20,493	△34.1
陸運その他	127,084	35.4	27,636	38,499	△28.2	10,820	8.5	11,823	12,124	10,008	13,442	△19.4
電気・ガス・水道業	144,370	33.9	20,810	32,500	△36.0	12,300	8.5	12,300	—	—	16,300	△24.5
サービス業	120,940	33.2	33,169	44,631	△25.7	14,990	12.4	14,097	12,846	16,047	20,182	△25.7
病院	118,010	39.0	39,271	51,004	△23.0	18,144	15.4	17,600	—	18,898	24,208	△25.0
学校	135,176	34.0	38,500	47,025	△18.1	17,906	13.2	15,800	—	18,207	23,825	△24.8
修理業	129,201	34.2	23,963	33,892	△29.3	12,598	9.8	13,696	11,200	11,000	17,880	△29.5
その他	116,818	30.0	30,920	43,148	△28.3	13,251	11.3	13,696	13,212	12,970	17,684	△25.1

〔備考〕 1)　算出方法は単純算術平均。
2)　金額，年齢とも原則として組合員平均。
3)　前年額は最終まとめ（1975・6・11現在）
4)　規模別賃上率は，「1,000人以上」9.4%，「300～999人」10.0%，「299人以下」10.2%。

第127表　同盟調査による規模別，単産別最終妥結結果

規模別にみた妥結結果　　（5月18日現在）

規模別	組合数	組合員数	平均賃金		要求		妥結				昨年妥結	
			単純	加重	単純	加重	単純	率	加重	率	単純	加重
全体計	1,091	1,237,763	115,349	127,321	19,200	19,750	11,181	9.7	11,840	9.3	13,789	15,217
1,000人以上	193	1,049,794	120,615	129,570	18,746	19,929	11,658	9.7	11,982	9.2	14,385	15,485
300～999人	213	118,537	114,886	115,179	18,661	18,693	10,945	9.5	11,006	9.6	13,805	13,788
299人以下	685	69,032	114,009	114,702	19,495	18,953	11,120	9.8	11,177	9.7	13,616	13,692

単産別にみた妥結結果　　（5月25日現在）

単産名	全報告組合		組合数	組合員数	単純平均		加重平均	
	組合数	平均額			妥結額	率	妥結額	率
全体計	2,466	10,508	1,481	1,444,203	11,040	9.7	11,829	9.2
民間計	2,462	10,506	1,477	1,305,173	11,037	9.7	11,770	9.3
ゼンセン同盟	865	9,391	353	309,243	11,064	11.2	10,217	9.3
造船重機労連	43	11,289	43	244,279	11,289	9.0	12,624	9.3
全金同盟	811	10,687	700	268,764	10,691	9.0	11,975	9.6
自動車労連	25	10,480	25	79,929	10,480	10.1	11,511	10.1
電労連	12	12,275	12	128,236	12,275	8.2	12,486	8.1
海員組合	1	14,201	1	35,893	14,201	9.6	14,201	9.6
全化同盟	113	11,599	107	55,625	11,669	9.9	12,459	9.9
交通労連	275	11,961	57	42,586	13,007	10.7	11,858	9.6
一般同盟	231	11,315	111	42,463	11,283	10.8	11,909	10.5
三菱自工労組	1	12,300	1	21,300	12,300	8.7	12,300	8.7
全食品同盟	42	11,018	29	25,128	11,162	10.0	11,851	10.5
航空同盟	6	11,010	1	11,500	13,444	9.8	13,444	9.8
資源労連	6	6,969	6	1,358	6,969	5.2	7,310	5.1
全炭鉱	3	12,000	3	6,600	12,000	9.1	12,000	9.1
凸版労組	1	9,563	1	6,997	9,563	8.1	9,563	8.1
港湾同盟	10	13,031	10	1,466	13,031	10.1	12,344	9.8
紙パ総連合	17	11,133	17	23,806	11,133	9.0	11,120	8.4
公企体計	4	12,068	4	139,030	12,068	8.7	12,313	8.6
鉄労	1	12,832	1	68,000	12,832	8.5	12,832	8.5
全郵政	1	11,757	1	56,900	11,757	9.0	11,757	9.0
日林労	1	12,062	1	14,000	12,062	8.4	12,062	8.4
電電労組	1	11,620	1	130	11,620	9.2	11,620	9.2

〔備考〕 1）「単純平均」「加重平均」は，全報告組合のうち，平均賃金および組合員数が明らかな組合について集計したもの。
2） ゼンセン同盟の妥結額は，一部賃上げ実施時期11月以降等の組合を含む。
3） 海員組合は内・外航計。定昇含む。
4） 「規模別」5月18日，「単産別」は5月25日が最終の集計である。

められなかったという事実をどうみるかである。自力でいくという主体的力量がなかったのか、指導性が不足していたのか、あるいは客観的な経済的、社会的条件のもとでそうならざるをえなかったのかを産別の交渉力、闘争力問題とからめて率直、大胆に討議しなければならないと考える。

第二に、観光労連、合化、全金等の一部組合を除き、自力闘争が殆んど展開されなかったことである。自力で闘った組合では一三%から一五%台の賃金をかちとったところも数多くあるのである。われわれは鉄鋼回答以前に先行して賃金決定をめざしたが、操短の一般化など多くの組合では鉄鋼の相場、あるいは私鉄の相場をみるという気運があり、先行して産別の闘いを展開したところは少なかった。率直にいって大産別共闘や相場形成力のある組合に依拠したことは否めない。

第三に事前相場についての取り組みが足らず、最終局面では技術的な歯止め論になってしまったことである。しかも実際に大産別として単産間の合意が出来たのは化学だけだということであった。このことは独占のガイドゾーンに対し、われわれが論拠を明確にせず、また単産間の論議も不充分なまま二ケタといってしまったこととも関連してくる。

しかし一面では不況のもとで格差が拡大することは必然のようにいわれていた。未組織ではともかく組合のあるところでは非常に困難な闘いを展開した結果、各単産において中堅・中小組合ではむしろ格差は縮小したといえよう。このことは組合の機能として最低規制の闘いが前進したこともある。

賃金決定は総資本の戦略と密接にからんで、個別資本の思惑をこえたところで大枠が政治的に決められるという傾向をますます強めてくるであろう。

また雇用と賃金は資本の人件費コストとして一体である。雇用、首切りを中心として労働条件きり下げを見通しての賃金闘争は個別企業としても、総労働としても闘いの前進とはなり得ない。

従って、われわれは要求そのものの決定においても従来のアンケートを主とするやり方、ベースアップ要求等の抜本的な改革をまず職場次元でおこなう必要に迫られているし雇用に関する交渉力をあわせて考えなければならない。すなわち、どれだけ組合員の声を聞くのか、どれだけ大衆路線を貫徹するのかが重要となっている。今回の事前相場制をめぐるとりくみが殆んどなされなかったのは、要求が組合員の真の合意によって決っていないことを意味していないかと考える。生活にもとづく願望としての要求と、要求を実現するためにストをかけて闘い抜くということとの関連を十分検討する必要があろう。

また、七六春闘で明らかとなったように、日本の賃金相場形成に対する総評の果す役割りは率直にいってかなりの努力が要求されている。総評民間単産の戦闘力強化を基本としてどのような対応をはかっていくのか、春闘共闘の強化と関連させて率直な論議が必要となっている。

⑤　地域共闘の拡大強化について

この一年間、秋、年末、春闘を通じて、地域共闘は大きく前進した。秋、年末闘争においては、最賃、雇用、一時金、県民要求などを中心に、戦術的には、スト権闘争とも関連しながら、地域共闘が組織された。そしてその発展として宮城、山形、鳥取では地域スト、県民ストが組織された。

春闘では地評を中心とする各県春闘において、全国的な国民春闘の一環として、地域レベルで主体的に闘いを取り組む立場から、賃上げ、制度要求、県民要求などの統一要求をかかげ、中央春闘共闘が提起した二、〇〇〇万署名活動の取り組みをはじめ、対自治体、経営者団体、国の出先機関との交渉、宣伝活動や数多くの大衆行動、統一行動が組織された。そしてその発展として地域ストライキが一七県において、一九回にわたって組織された。

このことは全国的な統一行動に厚みを加えたにとどまらず、国民春闘路線が地域別に主体的に取り組まれはじめたと云う意味で高く評価されなければならない。

そしてこの闘いを通じて、賃金闘争においてはガイドゾーンを越える成果を多くの県春闘段階で民間中小組合が獲得してきているし、雇用、反合闘争、電力料金を含む県民要求の闘いが六月県議会から秋にむかって闘いが追究されている。

われわれは、この一年間の闘いで示された地域共闘の前進をより拡大、強化する立場から、各単産の協力のもとに、秋闘から七七春闘にむかって、より一層の発展につとめなければならない。

同盟は、五月二五日の執行評議会で、今年度賃闘についての総括討議をおこない、「**七六賃闘の総括――評価と課題**」を取りまとめた。それによれば、「七六賃闘において民間主導・同盟主導は大きく前進し、その形はほぼ定着するにいたった」と高い評価を与えている。そして「その対極にある総評を中心とする春闘共闘委、とくに公労協の闘争戦術は完全に崩壊し、いまや、春闘共闘委の賃闘に対する主導権はまったく失われるにいたった」ときめつけている。以下、総括のうち、「I、七六賃闘の結果と特徴」の部分を掲げておこう。

【同盟「七六賃闘の総括――評価と課題」より】

I　76賃闘の結果と特徴

七六賃闘のもっとも大きな特徴は、賃金問題を実質賃金の引上げとしてとらえ、これに政策要求を結合して労働者の実質生活水準、国民の福祉の向上を実現するという同盟の基本的考え方が労働組合をはじめ国民各階層のなかに広く浸透し定着するにいたったこと、そのなかでナショナル・センターとしての同盟の役割がかつてなく重要となった反面、それぞれ逆の立場からではあるが国民経済的整合性をまったく無視した総評、日経連の指導性や主張が事実上破算するにいたったことである。

七六賃闘はこうした大きなワク組みのなかで闘われたのであるが、七六賃闘において同盟がかかげた、①労働者の生活を防衛し、わが国経済を安定的成長の軌道に乗せて雇用不安解消への展望を開くに足る賃上げを獲得する、②民間主導・同盟主導の賃闘をさらに大きく推し進める、③雇用保障の確立、社会保障の充実、インフレ抑制をはじめとして国民全体が求めている諸政策要求の実現を図る、という主要な目標に照らして、七六賃闘の結果と特徴をみれば、次の通りである。

(1)　賃上げについて

七六賃闘における傘下組合の賃上げ額は、中闘事務局が集約した二、四六六組合について単純平均一一、〇四〇円、九・七%、加重平均一一、八二九円、九・二%であった。これは、実質賃金を確保するに必要な七五年度の消費者物価指数の上昇率をも下回るものであり、二年続けて物価上昇を下回る賃上げに終わる結果となった。さらに、日経連をはじめとする経営者団体が打ち出したゼロないし一ケタのガイド・ゾーンを全体として打ち破り、平均賃上げ率を少なくとも二ケタ台に乗せることは、賃闘における労働組合の力量を示すためにも、また、わが国経済を国内市場の安定的拡大を基盤とする構造に転換させるに必要な最小限の条件を整備するためにも、是非とも必要なことであったが、それもまた十分に実現することができなかった。

しかし、一面では、経営側が当初、賃上げ率を一ケタ台の低い線に抑え込もうとしていたことは事実であり、ともかく、その厚い壁を押し返して全体として一〇%に近い賃上げを獲得し、中闘事務局で集約した組合の三分の一近くが日経連のガイド・ゾーンを打ち破って二ケタの賃上げを獲得したことは、引続く夏、冬の一時金闘争を通じて所期の目標を補完しうる余地を残したものであり、また、七七賃闘にむけての足場を築くに足るものであって、その点は十分に評価されなければならない。

(2)　賃闘の展開について

七六賃闘において民間主導・同盟主導は大きく前進し、その形はほぼ定着するにいたったということができる。まず、当初のきびしい低額ムードを打ち破ったのは一〇%を越える前段相場を形成したゼンセン同盟A、Bグループをはじめとする全金同盟、一般同盟等、いくつかの産別の先行的組合であった。さらに、きびしいといわれた鉄鋼回答を一二、〇〇〇円に まで押し上げることができたのは、造船重機労連、自動車労連を中核とする自動車総連、および中立労連の電機労連が鉄鋼労連を包みながら強固な集中決戦体制を敷いたことによるものであった。次いで、後段の相場に強い影響力をもつ私鉄に対する中労委職権あっ旋が一二、〇〇〇円を二〇〇円ほど越えたのも造船重機労連が鉄鋼労連の事実上の妥結後も上積みを目

指して闘争体制の確立を打ち出し（自動車労連の中核組合は鉄鋼回答の四月一五日にすでに事実上一〇%を越える回答を引出し、造船重機労連は最終的に三〇〇円の上積みを獲得した）、電労連が一二、五〇〇円を獲得したことなど、同盟構成産別がつくり出した状況が大きく影響したものである。また、国鉄をはじめ三公社五現業において有額回答を引き出したのも、同盟、全官公、民社党の政府に対する強い圧力によるものであったし、公労委の委員長見解は同盟構成産別を中心とする民間相場にほとんどそのまま依拠したものであった。以上のように、七六賃闘は一貫して民間主導・同盟主導のもとに展開され、その対極にある総評を中心とする春闘共闘委、とくに公労協の闘争戦術は完全に崩壊し、いまや、春闘共闘委の賃闘に対する主導権はまったく失われるにいたったということができる。

しかし、一面、低成長下最初の七五賃闘において従来になく強化された日経連をはじめとする経営者側の結束は七六賃闘においてもきわめて固く、特に一部の大手鉄鋼経営者による他産業の賃上げに対する強引な介入もあって、賃上げ余力のある企業においても鉄鋼回答を（金額で）越えることはきわめて困難であったし、また業況の悪い企業の単組においては相場に接近することが従来以上に困難であった。そうしたなかで、全体としての格差が縮小したことは、産別・単組あるいは地方・地区同盟の闘争体制、指導体制が着実に強化されたことを示すものである。

(3)　政策要求について

同盟はすでに七五年八月に経済政策、雇用保障、社会保障、インフレ抑制をはじめとする包括的な政策要求を提出して政府との間に折衝を積み重ね、これに対する政府の集約的な回答は三月二七日に示された。これらの諸要求は、かりにそのすべてが実現すればわが国の経済・社会の仕組みがわれわれの目指す方向にかなり基本的に転換されるほどのものであり、われわれが引き出した集約的な回答も、このような高度で多面的な要求にくらべれば不満なものであったといわざるをえない。しかしすでに『同盟中闘情報』『同盟新聞』等において報道したように、七六年度の消費者物価指数上昇率を八%台に抑えるという確約をとり、雇用調整給付金、年金の改善、労務債権の確保等の当面する緊急課題についていくつかの前進を実現することができたほか、雇用保障制度、年金制度、健保制度等の今後における改善の基本的方向、さらには今後の経済の運営のあり方等についてわれわれの主張する方向性を確認させ、それを足場として今年度以降の政策要求闘争をより具体的に展開しうる基礎固めをすることができたといってよい。

また、政策闘争の分野においても特に目立ったのは、同盟の主導性であった。たとえば、雇用保障要求においても、四団体の最終的な共同折衝に先立って、われわれは雇用安定基金の創設、職業訓練制度の見直し等、基本的な雇用政策について検討の約束をとりつけたし、また、年金制度についてもナショナル・ミニマムの設定、ポイント制の導入等について検討の確約をとりつけた。それは、われわれの正当な賃金要求を背景とする建設的かつ弾力的な政策要求姿勢がもたらした一定の成果であるということができるし、これに対して、整合性をまったく無視した恣意的、硬直的な要求、実効性と展望を欠いたスト体制によりかかったいわゆる〝国民春闘〟路線が破産したことを証明するものである。

つぎに**中立労連の総括**も重要である。というのは春闘共闘委に参加しつつも、制度闘争でストに参加しないことを決定し、「特定の日にストを設定して、その直前に交渉し解決する方法になじまなかった」と主張し、総評の見解とのちがいが、そこで明瞭になっている。また賃金闘争でも、産業別共闘の強化をうたい、春闘共闘委の現状に率直な批判を提起している。したがって以下、「賃金闘争の性格」と「制度闘争とストライキ」の部分を掲げておく。

賃金闘争の性格

七五春闘以来賃金闘争の性格は変化した。ガイド・ラインは経営者側が決定した賃金相場であり、ガイド・ゾーンはその相場の下限をゼロに置いたものである。経営者団体は、春闘共闘による春闘方式を否定しながら、彼らのリーダーシップ下における春闘方式を定着せしめようとしている。

現在の鉄鋼に対する回答の水準は、鉄鋼の労使間における交渉のみで決定されているのではない。総資本の意志として、日本の労働者全体に対する回答としておこなわれるものである。七五春闘において、鉄鋼労連をして外圧の強さを嘆かせたのは理由なきことではない。七六春闘では、さらに総ての資本が鉄の回答水準を尊重する意志を強めてきたし、それを相互に守らせる体制も強固になりつつある。

このようなことを見れば現在の賃金決定の要因は、個々の企業の利益ではなく、それは全体として決定される賃金水準に対するプラス・マイナスの要素にすぎない。七五、七六春闘における賃金決定は、所得政策的要素を強めており、階級的性格を帯びてきている。

経営者団体が、総資本の意志としてガイド・ゾーンを押しつけてくるならば、労働者側も力を総結集してこれに立ち向わなくてはならない。労働団体や大産別共闘間のリーダーシップ上の争いや、民間組合で、もっぱら到達闘争のみの闘争方法や、相場決定に対して官公労働者はお手伝のみとする応援型賃金闘争では、日本の全労働者の総力結集は困難である。戦術的にはいろいろな方法があるにしても、総ての労働者が相場形成の闘いに参加することが賃金闘争であり、他人のふんどしで相撲はとらないという意志が重要である。同時に、このためには強力な産業別闘争が基礎になければならない。

このことは、同時に民間労働者による官公労働者のスト権奪還闘争の理解を積極的に深め支援していくためにも必要性も提起するものである。

賃金闘争を有効に闘っていくためには、多くの団体の戦術を有効に結びつけ調整する必要がある。労働団体間にまたがる大産別共闘間の調整、労働四団体間の調整、春闘共闘内部の調整、いずれも必要不可欠の問題であり、なおかつそれぞれの間においても内部においても万全を期せられる情勢にはない。私たちは、七七春闘に向かって、多くの団体間において、事実上の多角的な調整機能をつくらなければならない。

春闘共闘として七六春闘で地域ストの提唱がおこなわれ、地域によっては実施され、地域運動の前進に役立ってきた。しかしながら地域ストの性格限界に対する意思統一が不十分であったため、各種の混乱をまきおこしたことも事実である。

制度闘争の前進のためには、地域住民と結合した地域闘争の重要性は言をまたない。しかしながら賃金闘争においては、日本の大手企業では全国的統一的交渉がおこなわれており、産業別共闘も全国的統一的におこなわれている。ヨーロッパのように産業別単一組織が地域別にそれぞれ闘ってきたという歴史と組織形態とは異なっており、直ちに同調できるものではない。日本の地域ストの可能性は地場中小労組、一事業所一組合の中小労組で産別共闘の影響力より、地場の影響の大きいところ等が地場賃金引上げのため統一闘争をおこなうことは、一定の成果を上げうるものであるが産業別共闘をはずして、地域共闘を優先させる条件はないものと考える。次年度以降これらの点について事前の整理が重要である。

中小労働組合の共闘強化、制度闘争の前進、地域住民と労働者との連帯の強化を考えれば、今後地域共闘の重要性は、ますます強まると思われる。地域ストのみに目を向けるのではなく、七六春闘の一定の成果と経験の上に立って、今後努力を続ける必要がある。

七六春闘では春闘共闘の指導性の低下があらゆる方面で問題になった。政府経営者団体の春闘共闘に対する攻撃が集中されるなかで、そのリーダーシップを維持することは困難な問題であるが、春闘共闘の幹部や構成組合にそれぞれ問題がなかったわけではない。

構成組合が春闘共闘を利用するということのみに主眼を置くのではなく、参加団体間で十分な、率直な話し合いがおこなわれ、そこで話し合われたことをそれぞれ尊重しあうことなしには春闘共闘のリーダーシップは維持されないし、その責任を果すこともできない。また春闘共闘の指導部も総評、中立労連、純中立間の十分な話し合い、参加各単産の合意による運営を忠実に守ることこそ、春闘共闘の指導性を維持し拡大する唯一の方法であると考える。

賃金闘争を前進せしめるためには、なによりも産業別共闘が強化されなければならない。七六春闘の中でみられた産業別労働組合と経営者団体の交渉等は、今後積極的に発展せしめるべきである。

制度闘争とストライキ

制度闘争に対し労働組合がストライキをおこなうことは労働者の当然の権利であり、多くの国の労働運動が実績として示しているものである。しかしながら、当然の権利もそれを保障する自らの力があってはじめて権利の行使ができるものであって、法律論の論争だけで決着のつくものではない。

七六春闘では、国民春闘として、三・一七闘争、三・三〇闘争がおこなわれたが、みるべき成果にとぼしかった。中立労連は、この二つの闘争にストライキをもって参加しないことをあらかじめ決定し、大衆行動の拡大を訴えてきた。これは同じように国会内部で法律事項として決定される官公労働者の企業内の労働条件交渉とは本質を異にし、もっと社会的影響や、政策全般に与える影響が大きいだけに、特定の日にストライキを設定しておいて、その直前に交渉し解決する方法になじまないと感じているからである。

数年間に亘る交渉と教宣活動の結果、労働者や国民がストによる解決以外に方法がないと決断した時に、はじめて巾広い統一戦線にまもられた労働者がいっせいにストに立ち上がるというものでなければならない。

企業内の要求と結合した制度のストライキを否定するものでないが、企業内の要求実現の手段として利用しているという要素をまったく払拭しなければならない。中立労連は、このような観点にたった主張を春闘共闘のなかで行なってきたところである。中立労連自体の問題点としては、真にストライキを必要とする時には、進んで参加できる体制を作ることであり今後の課題である。

春闘再構築論は、とうぜんに今次春闘におけるJC集中決戦を軸としたJC民間主導型賃金決定問題を避けてとおることはできない。この点で多くの発言がある。そこで、とりあえず、七六春闘の「敗北を率直に認め」、その上に「春闘方式の再検討」を具体的に打ちだしている**公労協「春闘方式の再検討について」**を掲げておこう。

【公労協「春闘方式の再検討について」（公労協共闘委員会）】

われわれ公労協は、春闘共闘委員会に結集する全労働者の先頭に立って、七六年春闘を果敢にたたかってきたが、十分な成果を挙げることができなかった。

七五年春闘に次いで二年連続、政府・独占資本のガイドライン、またはガイド・ゾーンの範囲内に押え込まれたことは、まさにその敗北を率直に認めざるを得ない。

このままの春闘方式が推移するならば、明年以降は完全に日本型所得政策に押え込まれてしまうであろう。

労働者の賃金引上げを軸とする春闘方式を構築して二〇年余、国民諸要求の解決をめざして国民春闘を採用して三年目、いまこそ春闘方式の再検討を真剣に考えてみなければならない時期にきている。

われわれ公労協は、春闘構築以来、つねに全労働者の先頭に立って積極的にたたかってきた。またスト権ストをたたかい抜いてきた経験にもとづき、われわれは低成長下のきびしい七六年春闘態勢を作り上げ、要求の前進をかちとるため、全労働者の中核部隊となってストライキを中心にたたかいを進めてきた。

なかでも従来進められてきたIMF・JCを柱とする民間準拠賃金決定方式では十分な成果を期待することができないと判断し、われわれは「官民総ぐるみ」を提起し、そのなかで果敢にたたかってきた。しかしIMF・JCが粘り強いストライキにかけて今春闘をたたかいえなかったために春闘全体は低額に押え込まれる結果となった。

さらに、国民諸要求の積極的解決を目標とする「国民春闘」の継承発展についても多くの問題を残したとみることができよう。

われわれは、こんにちまでの春闘方式が賃金相場決定方式をとり、ストライキ権保障のもので、それを効果的に行使し、労働者一人ひとりの団結力を基礎に、たたかいを十分発展させうることができなかったところに基本的な問題がある、と考える。

しかし、春闘方式の発展のなかから生みだされた、国民春闘路線は今後も継承発展させなければならない。

以上の観点に立って、公労協共闘委員会は、今次七六年春闘を総括するにあたり、春闘方式の再検討を大胆に提起し、春闘共闘委員会に結集する

各労働組合の討議をわずらわしたいと考え、次の問題点を提起する。

1　ストライキでたたかわないＩＭＦ・ＪＣ主導型春闘を克服することなしに壮大な統一行動を展開することはできない。たたかいのないところに統一行動は発展しない。基幹産業労働者がストライキで立ち上ることを呼びかける。

2　たたかいの主体を産業別におく。したがって真の産業別統一闘争の組織化に力をそそぎ、いかにしたら効果的なたたかいを展開することができるか。

3　秋闘から春闘にかけて産業別統一闘争を軸にたたかいを積み上げ、集中決戦方式を採用する。

4　国民諸要求の取り上げ方と具体的な解決パターンについて再検討する（国家予算編成時期・秋からのたたかいが重要である）。

5　国会審議に呼応し、社会党を中心とする革新政党との有効な結合をはかる。

6　春闘共闘委員会等の指導は、産業別統一闘争の充実とその集中化に中心をおく。

7　各労働組合は、労働者一人ひとりの権利意識を高め、必ずストライキで立ち上がれるよう職場を強める指導を強化する。

8　地域での共闘を拡大し、産業別統一闘争の地域での結合を強めていく。

9　当面する切実な政治的課題を基礎に、労働組合及び全民主勢力の統一行動を発展させ、ストライキ権奪還をめざしてたたかう。

最後に、ＪＣの中核をなす**鉄鋼労連の総括**（七六年春闘総括討論テーマ）のうち、「金属四単産の集中決戦」の項を掲げておこう。

【鉄鋼労連「七六年春闘総括討論テーマ」より】

3　金属四単産の集中決戦

今次春闘での評価として、ＩＭＦ・ＪＣにおける〝集中決戦〟〝同日回答〟の実現をあげることができます。

中央討論集会にむけての組織内部での論議と並行して、ＪＣでもこの運動面での前進をさらに発展させる検討をおこなっているところですが、将来への大きな展望とともに、今次七六年春闘にあってのわれわれの戦術上の視点からしても、適切なものであったといえます。

金属四単産の〝集中決戦〟は、わが国の産業構造からみてもむしろ当然の動きであり、今後もこの方式は定着していくとの見方がなされていますが、まだ克服されなくてはならない幾多の問題をかかえていることもまた事実であります。

それぞれの単産の歴史につちかわれた組織運営上の違い、ＩＭＦ・ＪＣの組織的強化などが当面する課題であり、ナショナル・センターの統一と、その機能と役割りの明確化、そのもとでの大産別の結集へむけて、今次春闘のもつ意義ははかりしれないものがあります。

そして、高度成長から安定成長へと大きな転換を余儀なくされたわが国の経済環境のなかで、賃金決定に果す民間基幹産業の立場はより重要になってきます。

今年の実績をふまえて民間先行の労働戦線統一、再結集へ一定の役割りを果すとともに、賃金闘争のあり方について今後さまざまな議論の展開されるなかで、われわれは場合によっては五月路線――もちろん四月への遡及実施――もあり得るとの柔軟な姿勢でのぞんでいきます。

①〝集中決戦〟についての評価と反省点をそれぞれの立場でだしあいます。

②　この実績を発展させていくうえでの問題点、将来方向の展望を議論します。

③　場合によっての〝五月路線〟いわゆる〝官民一体〟についての理解を統一しておきます。

【参考資料】　(1)春闘共闘委「春闘白書」、同盟「賃金白書」、ＩＭＦ・ＪＣ「白書」、(2)総評新聞、同盟新聞、総評教宣局「労働ニュース」、(3)『賃金と社会保障』、『労政時報』、『賃金通信』、『賃金事情』、『賃金実務』、『週刊労働ニュース』、『労務事情』

V 合理化反対闘争

概要□総評・同盟の「合理化」対処方針――主要組合の「合理化」反対闘争――電機労連／全国金属／合化労連、化学同盟／全国セメント／ゼンセン同盟／紙パ労連／私鉄総連／全日通／国労、動労／全逓／全林野／**労働時間短縮闘争**――七五年秋闘における時短闘争／四〇時間労働制確立などのとりくみ／公務員の時短・週休二日制問題／健康自覚症状と職場改善アンケートの実施／七六年春闘における時短状況

概要

一、「合理化」反対闘争は、七四年後半から今日まで、とくに雇用保障問題を中心に展開されている。そのなかで、総評、同盟といったナショナル・センターはとくに、これを制度要求、制度闘争としても重視、対政府交渉等を展開している。

一、雇用不安は今日、産業・業種を問わず一般化しつつある。それゆえ、単産、単組いずれのレベルにおいても、雇用・「合理化」問題への実際的、具体的とりくみが迫られている。そうしたなかで、たとえば電機労連、ゼンセン同盟などのごとく、それぞれ統一的な「合理化」対策指針をつくり上げ、単組指導にあたるところがふえはじめている。

一、とはいえ、「合理化」とくに雇用保障をめぐる単産、単組のとりくみの実情をみると、その不十分さが目立つのが現状である。したがって、各産業・業種で希望退職という名の離職が多く発生している。しかも、離職後の追跡調査がおこなわれている実例はきわめて少ない。そうした点の克服も含め、雇用保障闘争の前進が望まれるところである。事実また、すすんだところでは、事前協議制のなかに組合の同意制をもりこませ、人員整理に歯どめをかける事例が出はじめてもいる。

一、労働時間短縮闘争では、その闘争の重要性自体としては、反合、雇用保障闘争の一環として増してきており、かつ重要性の自覚が強まりつつある。とはいえ、具体的成果、前進という点になると、不況下、ないし〝水面下の回復〟のもとで、きわめて不十分といわざるをえないのが実情である。とはいえ、時短闘争を長期的に見れば、かなりの前進を示していることは疑いない。

1 総評、同盟の「合理化」対処方針

総評

総評は、七五年七月二一日から五日間開かれた第五〇回定期大会で、七五年度運動方針を決め、そのなかで「合理化」反対闘争方針を確認している。その際、基本的には、つぎのような認識に立っていた。

「政府・資本は一致して、今後とも雇用合理化をおしすすめ、生産性向上という名の労働強化、臨時、パート、下請などの不安定雇用を選択的にくみいれ、雇用失業情勢の悪化をかえりみることなく、低成長への移行をのりきり、いわゆる安定成長をかれらのペースで推進しようとしてくる。このような減速経済、産業転換といわれるような情勢のなかでは、雇用、失業保障に関する制度改善、社会的保障を担う法制化の闘いは、労働者と勤労国民のための国民春闘の一かんとして、いっそう重要となってくることは明らかだし、この取組みを強めなければならない。しかし、産業・企業にかけられた合理化攻撃を現実にはねかえす闘いを組織し前進させることなくしては、この制度化の闘いに成功することにはならない。」

このように、雇用・「合理化」攻勢の激化を予想しつつ、とくに「雇用・失業保障の制度改善・法制化の闘い」や、「産業構造改変を要求する闘い」が重要だとしている。そのためにも、産業・企業レベルでの闘争強化が、そして地域共闘の拡大強化が鍵をにぎる。以下、各単産、地域共闘のとりくみの重点課題を掲げておく。

1 各単産（大産別共闘）の取り組み

① 「雇用・合理化対策委員会」を設置して、統一的な指導を強めるとともに、地域での共闘に全面的に参加して闘う。

② 反合理化の雇用確保の産業別基準を確立し、単組の要求と協定化かくとくをこちらから積極的に推進する。

㈠ 工場縮小、閉鎖、移転、合併など経営上の変革についての事前協議制の確立。配転、出向、解雇等一切の労働条件の変更は、組合と本人の同意約款のかくとく。

㈡ 休業をみとめた場合の賃金保障は一〇〇%とし、職場、職種の変更については、賃金収入、福利厚生等の条件は以前の水準を保障させる。

㈢ 技術教育、職業訓練を、労使委員会により運営し、有給教育休暇により、いっさい企業負担と公的費用をもって実施する。

㈣ 週三五時間、完全週休二日制と年次有給休暇の大幅増、交替制班の増加。これによる要員確保拡大と作業量（スピードアップ）の規制。安全衛生委員会の活動強化と職場の安全闘争の強化。

㈤ 中高年、身障者の解雇制限と雇用率の拡大。

㈥ 定年制の延長（当面六〇歳）ないし廃止。退職金の大幅引上げと制度の改善。

㈦ 臨時、パートなどの組織化と差別雇用の廃止。常用化。下請（社外工）の組織化および親企業との共同雇用の確立。これら労働者を含む産業

別、企業別最賃協定のかくとく。

各単産は、これらの内容をふくむ単組の雇用保障（完全雇用）協定の要求とかくとくの取りくみを統一的に強め、条件のある単産は、経営者団体に産業別雇用保障協定として要求し協定化かくとくの産業別闘争を組織していく。

その場合、先進的な単産の闘いならびに欧米の先進的な事例と闘いに学びながら、総評と各単産（大産別共闘）とが協力して、とりくみを強めていく。

そして、その闘いは、雇用、失業保障の制度改善、法制化の全体的な闘いと結合して闘わなければならない。

2　拠点共闘、県共闘の地域共闘のとりくみ。

①　四月以降結成されそれぞれ成果をあげつつある関東、関西、東海ブロックにおける拠点共闘会議は、その県共闘相互の連けいを強化して共闘を前進させるとともに、さらに全国的規模にまで拡大発展させていく。

②　各県共闘は、「雇用合理化対策委員会」を各単産（地方単産）の協力のもとに設置して指導を強めるとともに、単産、地域にとって戦略的に重要な闘争組合を含む「拠点地域」を設定し、その支援共同を組織し、地域共闘を強化発展させる。

③　とくに中小下請における反合理化の闘い、閉鎖、倒産での首切り反対、未払労働債権確保の闘いは、地域における共闘が不可欠である。この場合、個別企業に対する闘いだけでは限界があり、銀行や商社など背景資本に対する追及と攻撃はいっそう重要となってきている。しかし、この闘いの基礎は現場、生産点における頑強な闘いであり、一産別をこえた関連諸単産の共闘と地域共闘の支えである。中小下請の労働者が自ら共闘を強化する闘いのなかでこそ、大・親企業労組との連けい協力を強めることができるし、その全体の力を結集してはねかえしていかなければならない。

④　こうした各単産の協力をえて地域共闘に結集した闘いの発展のなかで、県共闘、地域共闘は地方自治体、地方経営者団体等に対して、交渉、行動を強める。

㈠　地方の「雇用対策本部」に労組の代表参加を要求し、雇用、失業保障の対策を強化実施させる。

㈡　未払労働債権の確保や給付の補完などのための地方的雇用基金（それに準ずる制度）を設けさせる。

㈢　労働委員会の決定の実効を確保し、審理のスピード化の措置をとらせる。

以上について、革新自治体では、中央政府の制度の水準に上のせするような施策を実現できるよう協力を求めるなおとくに雇用保障については、大用闘争本部」を発足させ、春闘共闘委との連けいのもとに行動をおこなった。一〇月三日には、政府にたいし「雇用・失業保障に関する緊急要求書」を中立労連と連名で提出。また日雇・出稼・季節労働者の雇用保障についても追加要求を提出した。その他、雇用保障についての労働四団体共闘など一定のとりくみをおこなった。

同　盟

同盟は、総評と異なり、いわゆる「合理化」反対の態度を打ちだしてはいない。同盟の産業政策の実現、そのための労使協議制をつうじた参加による改革、産業民主主義の確立と実践をつうじて問題を解決していくことを基本とする。

とくに、産業民主主義は、「労使の立場はそれぞれ異なるが、その関係は絶対的対立ではなく、生産活動のなかで互いに責任を分ちあい、分配の分野で対立している。しかし、この闘いの基礎は現場、生産点における頑強な闘いであり、一産別をこえた関連諸単産の共闘と地域共闘の支えである。中小下請の労働者が自ら共闘を強化する闘いのなかでこそ、大・親企業労組との連けい協力を強めることができるし、その全体の力を結集してはねかえしていかなければならない。

④　こうした各単産の協力をえて地域共闘に結集した闘いの発展のなかで、県共闘、地域共闘は地方自治体、地方経営者団体等に対して、交渉、行動を強める。

㈠　地方の「雇用対策本部」に労組の代表参加を要求し、雇用、失業保障の対策を強化実施させる。

㈡　未払労働債権の確保や給付の補完などのための地方的雇用基金（それに準ずる制度）を設けさせる。

㈢　労働委員会の決定の実効を確保し、審理のスピード化の措置をとらせる。

以上について、革新自治体では、中央政府の制度の水準に上のせするような施策を実現できるよう協力を求めるなおとくに雇用保障については、大用闘争本部」を発足させ、春闘共闘委との連けいのもとに行動をおこなった。一〇月三日には、政府にたいし「雇用・失業保障に関する緊急要求書」を中立労連と連名で提出。また日雇・出稼・季節労働者の雇用保障についても追加要求を提出した。その他、雇用保障についての労働四団体共闘など一定のとりくみをおこなった。

同　盟

同盟は、総評と異なり、いわゆる「合理化」反対の態度を打ちだしてはいない。同盟の産業政策の実現、そのための労使協議制をつうじた参加による改革、産業民主主義の確立と実践をつうじて問題を解決していくことを基本とする。

とくに、産業民主主義は、「労使の立場はそれぞれ異なるが、その関係は絶対的対立ではなく、生産活動のなかで互いに責任を分ちあい、分配の分野で対立している。しかし、この闘いの基礎は現場、生産点における頑強な闘いであり、一産別をこえた関連諸単産の共闘と地域共闘の支えである。中小下請の労働者が自ら共闘を強化する闘いのなかでこそ、大・親企業労組との連けい協力を強めることができるし、その全体の力を結集してはねかえしていかなければならない。従って、労使が対等の地位を認め相互に尊重し、民主々義にもとづいて対応するならば、多くの問題は解決され、また改善されると確信する」。こうして「労使対等の地位の確認と労使協議を通じての参加、労使のパートナーシップの確立」としての産業民主主義に高い比重が与えられている。

同時に、あらゆるレベルにおける参加体制の確立が、「公害・災害、職場における疎外、海外進出企業対策、産業構造の転換、経済

体制の改革、福祉経済の定着化などをめぐって、ますます重要性を増している」とし、これにも高いウェイトを与えている。

そのうえで、週四〇時間・週休二日制・定年延長の実現、および雇用保障制度の確立が、政策要求、制度要求として位置づけられている。とくに雇用保障については、対政府共同要求による労働四団体共闘に加わった（Ⅱ―Ⅳ「賃金闘争」参照）。

2 主要組合の「合理化」反対闘争

1 民間部門

電機労連　電機労連は、七三年の第二一回定期大会で決めた「合理化対策指針」およびその後、さらに具体的な対処方針をすでにもっている（本年鑑一九七五年版及び七六年版参照）。したがって、一時帰休、希望退職なども、その指針、方針にもとづき対処した。

とくに一時帰休については、二日まで九〇%、三日以降九五%の賃金保障協定がほとんどのところで締結された。また希望退職については、個別ケースによって事情が異なるため、原則を貫きつつ、個別指導がおこなわれている。その結果は、条件闘争下で希望退職を認めていくケースがほとんどであるが、一部には、絶対反対の線を強く打ちだし、とりくんでいるところもある。

全国金属　不況下の雇用・「合理化」、組織攻撃は、全金の場合とくにきびしい。業種では、繊維機械、工作機械、アルミ・サッシュ、シャッター、鉄骨橋梁に多い。全金として、いまとくに重視している闘争組合を掲げると、つぎのとおりである（七六年五月、春闘共闘委、反合・雇用・失反対策委員会提出資料による）。

山形　今間製作　山形小松
宮城　本山製作
福島　松田製線
秋田　東京スピンドル
山梨　宮入バルブ
新潟　理研製鋼
富山　トヤマキカイ　日本抵抗器　中外電工
石川　津田駒工業　オリエンタル・チェン
静岡　電業社　富士機械
愛知　中部鋼板　星崎電機
福井　山崎機械
千葉、茨城　オリエンタルモーター
香川　光洋精工
京滋　寺内製作　樫藤鉄工　三豊工業
大阪　高田機工　旭精工　大阪亜鉛　光洋精工
兵庫　日本スピンドル　神鋼機器（明石）
徳島　光洋精工　ゴール工業
広島　中国工業
鳥取　神鋼機器　米子鉄工
福岡　城水鉄工
山形　日野車体　北陸機械

東京　浜田精機　渡辺製鋼　データーマシン

以上のうち、ここでは渡辺製鋼支部、浜田精機支部の闘争状況を掲げておくことにする（全金第三六回大会資料、七五年九月二八～一〇月一日による）。いずれも独占を相手に、〝生産管理〟的色彩の強い闘争をおこなっている点で、今後が注目される。

【渡辺製鋼支部（東京地本）】

四年前に商船三井、三井造船、三菱重工、住友重機が支配権をにぎり、社長をはじめ主な重役を派遣して以来、会社が中心にすえたのは合理化の徹底とこれに抵抗する組合の弱体化と破壊であった。

四八年十月末の十三項目に及ぶ合理化提案を組合は一年近いたたかいのなかで阻止したが、会社は昨年十月二二日、改めて次の提案をおこなってきた。①約三分の一の人員整理、②賃金、一時金の二年間ストップ、③三年間の争議行為の禁止―支部は労働組合の存在そのものを否定するこの提案を拒否し、圧倒的多数で、スト権を確立して新たなたたかいに入った。これに対して会社は組合が合理化を認めないから企業はやってゆけないとして十二月六日、会社更生法を申請した。本部をふくめ四社との交渉のなかで局面打開をはかろうとする組合の努力はすべて無視され、会社は十二月二十五日になるや一方的に自己破産申立をおこない。破産管財人として岸星一弁護士（総評弁護団所属）が任命された。会社はまた二十日付けで全員解雇の通告をおこなった。

このような急テンポな攻撃に対し、地本、地域を中心に九五団体から成る支援共闘会議が結成され、商船三井を中心とする四大独占への波状的な抗議行動などがくり返されるなかでたたかいは新しい局面に入りつつある。

それは東京都港湾局から受注した土運搬船など三隻の仕掛品（約五億五千万円、八月完成予定）の生産を三月から開始することを別項のように管財人に認めさせ、破産会社の営業継続を地裁で確認させた点である。現在約七〇人の組合員が破産管財人と雇用契約を結んで生産に従事し、残りの組合員は失保仮給付、アルバイトなどで生活を支えながら、商船三井をはじめとする四大独占に不当解雇の撤回、労働債権の完全支払い、生産の全面再開を要求して闘争を強化し、更に全金特別中執の渡辺三郎代議士（社会党）は参議院商工委員会で政府を追求して国会への問題に発展させている。

〈破産管財人との確認事項〉

去る二月八日貴組合から協定を求められた事項は、特に協定書を作成するよりも小職の見解を文書により明らかにすることによって処理する方が相当と思料されるので、以下の通り見解を述べます。

昭和五〇年二月一四日

株式会社渡辺製鋼所破産管財人
弁護士　岸　星　一

全国金属労働組合東京地方本部
渡辺製鋼支部執行委員長殿

記

一、本社・工場等に存置する破産会社所有の一切の物件は、既に破産財団に属し、破産管財人の管理のもとにおかれています。従って管財人が裁判所の許可を得て使用を認めた場合のほか、恣意使用は許されません。但し遊休の機械設備等は総債権等のために最良の状態で保管しておかなければなりませんから、近く管財人が委嘱する予定の保安要員の方々には、機器等の錆止め、朽廃防止等の措置をとって頂く必要のあること、従って機器保存上必要な対策を協議する予定です。

二、本社・工場の施設、機器、その他一切の財団資産は、総債権者に対する債務の引当てとなるものであり、退職金債権はその最も大口のものでありますから、処分行為については事前に協議することを当然と心得ています。

三、組合活動は仕掛業務に支障なき限り本来自由なものです。もとより就業時間と開催場所等で問題が分れますが、現下の特殊事情を考慮して頂けると信じますので、その都度事前に連絡して下さい。

四、支配介入行為の如きは許されるべきものではありません。そのような事実が起れば管財人が適切に処置します。

五、「工場占有型態」は破産法上も労働法上も現段階では認める余地はありません。管財人は、この項で組合が希望していることは従業員各位が労働債権の履行確保と雇用の機会の実現という点はあると理解しますので、その点はもともと管財人が留意しているところは含まれますから、事態の進展に応じて組合の意見を充分に徴し、実現に努力して参ります。

【浜田精機支部連合（東京・埼玉地本）】

三菱独占の印刷機械業界進出以来、中堅中小メーカーの倒産はあい次いだが、浜田精機の倒産もそのひとつにほかならない。四六年一〇月、主力銀行は会社に圧力をかけ会社更生法を申請させ、三菱の推せんによって金子管財人が選任された。しかしこの管財人は浜田精機の更生には全く熱意を示さず、資産売却によって三菱銀行の債権を確保する方針を打ち出し、これに反対する組合には敵視政策を取りつづけたが七四春闘ではこれが本格化した。賃上げをはじめとする諸要求はすべてゼロ、加えて五月からの賃金遅払い、生産の事実上放棄―こうした攻撃のなかで七月二二日には一方的に会社更生法適用廃止を申請、同日付で従業員の全員解雇通告を強行してきた。

これに対し支部（東京、浦和）は中央、各地本、弁護団で対策会議を設置し、特別抗告をおこなうなど予想される破産にそなえる体制を確立したが、十二月十六日、東京地裁は破産宣告をおこない、管財人として渡辺修弁護士を任命した。この弁護士は日経連弁護団に所属し、最初から組合を敵視し、当初は団交にすら応じようとしなかった。

支部は東京、浦和ともに地域共闘会議を結成、管財人による会社財産の法的支配手続きを一切拒否し、工場全面占拠の体制をとるとともに、三菱銀行本店に対して数十回の抗議行動をおこなったが、このなかで今年四月、別項のような協定を管財人、裁判所に認めさせることによって工場占拠を認めさせた。

この点では渡辺製鋼と類似した条件となったが、旧経営者が完全に解散し、和議能力を失っているため、三菱銀行を中心とする金融資本に責任を取らせなければならない点で困難性はあるが、これらをねばり強く積みあげる、と同時に生産再開の条件をつくりあげる活動を強めている。

〈破産管財人との覚書及び同運営規程〉

覚　　書

株式会社浜田精機鉄工所破産管財人を甲、全国金属労働組合、同東京・埼玉・千葉各地方本部および浜田精機支部連合会を乙とし、甲は、乙が破産会社の事業再開を目指して努力していることを理解し、これを十分配慮して破産業務を遂行するものとして、甲・乙間に以下の通り協定する。

一、今後実施する作業

㈠　浦和工場において仕掛中のＩＢＳ－二型印刷機二台を、管財人の業務として完成させる。

㈡　東京第一工場所在のＵＢＳ－一型印刷機につき、管財人の業務として試運転作業を完了する。

㈢　東京第一工場において仕掛中のＡＯＲ－二五型印刷機一台（寿印刷仕向）は、寿印刷株式会社が完成引渡を希望する場合これに必要な作業を管財人の業務として行う。

㈣　東京第一工場において仕掛中のＡＯＲ－三二型印刷機一台は、完成可能見込を調査確認の上、将来現実の引合いを生じた際、買受希望者の意向によって処置を決定する。

前号記載のＡＯＲ－二五型機については、寿印刷株式会社が完成引渡しを希望しない場合は、右に準じて処置するものとする。

㈤　本項によって実施する作業に必要な作業者は、原則として、乙と協議の上浜田精機支部連合会の組合員の中から選定する。

二、完成品の処分および処分代金の充当

前項㈠・㈡により完成した機械は可及的速かに売却し、所要経費一切を控除した残額は、浜田精機支部連合会の組合員の八月分賃金の一部に充当する。

前項㈢・㈣の機械についても、これを管財人の業務として完成売却した場合は同様とする。

三、工場の施設・機械・工具等の使用

㈠　浜田精機支部連合会が組合の事業として、浜田精機製造の印刷機械の修理業を営むため必要を生じた場合は、甲の承認を得て、破産会社の施

設・機械・工具を使用することができる。この場合乙は使用に伴って発生した経費を甲に弁済しなければならない。

(二)　浜田精機製造の機械修理以外の目的で施設・機械・工具を使用する必要が生じた場合も、右に準じて扱う。

(三)　浜田精機支部連合会が組合の集会を行うため必要を生じた場合には、甲の承認をえて、食堂等工場の施設を使用することができる。使用に伴って生ずる経費は乙の負担とする。

四、社宅使用関係

浜田精機支部連合会の組合員が現に居住中の社宅は、第五項により処分が決定するまでは、現状のまま使用を認める。

五、甲は、破産財団に属する重要な資産を処分する場合は、あらかじめ乙と協議する。

昭和五〇年四月五日

覚書に関する運用事項

一、覚書三の(一)及び(二)については、次の施設、機械、工具を認める。

東京工場

機械組立場、サービス修理場、事務所、食堂内にある設備、機械工具一式。

浦和工場

機械組立場、部品置場、事務所、食堂内にある設備、機械工具一式。

柏工場

機械組立場、食堂、仮眠場内にある設備、機械工具等一式。

右の施設・機械・工具については、毎月一〇日までに前月中の使用状況を使用月報として提出する。

二、三項の経費については、協議の上処理するものとする。

三、覚書三の(三)については、従来の慣行にもとづき届出するものとする。

四、覚書五は資産処分については、甲は乙と事前に協議し、一方的に実施しないものとする。

昭和五〇年四月五日

更に浜田製作所支部は、未払賃金の支払いについて管財人と交渉していたが、大阪支店の売却によって、次の協定を結んで残額約五千万円の未払賃金をかくとくすることに成功している。

覚　書

株式会社浜田精機鉄工所破産管財人（以下甲という）と全国金属労働組合、及び浜田精機支部連合会（以下乙と総称する）は、浜田精機支部連合会所属組合員の昭和四九年八・九月分未払給与の支払等に関し次のとおり合意した。

一、甲及び乙は、昭和五〇年七月二二日現在に於ける浜田精機支部連合会所属組合員の未払給与が計二九、八二一、三三八円であることを確認する。

二、甲は前項の未払給与を左記財源より支払うこととし、乙はこれを了解した。

(1)　GEMY型四六半才二色刷高速度自動オフセット印刷機（九号機）売却代金の残金五、五〇〇、〇〇〇円より、仕掛完成費計四六九、二四五円を控除した残金五、〇三〇、七五五円

(2)　前記印刷機（一〇号機）売却代金一一、五〇〇、〇〇〇円

(3)　後藤鉄工所振出にかかる満期日八月一五日の手形落込分金二、二四五、〇〇〇円

(4)　大阪営業所土地売却代金中一〇、〇〇〇、〇〇〇円

以上計二七、九七五、七五五円

三、前項(1)ないし(4)の財源を以てしても第一項の未払分に満たない部分一、八五六、五八三円は、他の財団財産より支払う。

四、甲は、第二項(2)に定める金額を浜田精機連合会に支払う迄の間乙が東京労働金庫亀戸支店より金一〇、七〇〇、〇〇〇円を返済期間昭和五〇年九月一〇日、利息日歩三銭三厘の割合で借り入れることを了解し、同年八月二六日から前記第二項(2)の全員支払済みに至る迄の借り入れ利息を負担する。

五、乙は、甲の前各項の措置を前提とし、甲が大阪営業所所在土地を売却

することにつき同意。

六、甲は、乙要求にかかる一時金につき今後とも乙と交渉を継続する。

昭和五〇八月二〇日

甲　株式会社浜田精機鉄工所
　　破産管財人　渡　辺　　修

乙　全国金属労働組合
　　中央執行委員長
　　松　尾　　喬
　　同浜田精機支部連合会
　　中央委員長　菊　地　耕　作

合化労連、化学同盟　〔**合化労連**〕合化労連では、七五年九月の第八四回中委会および七六年一月の第五五回臨時大会において、「合理化」対策を決定し、たたかってきた。とくに、「最初に首切りを提案した企業に対しては合化一三万に加えられた攻撃としてうけとめ、産業別全体の総力をあげて闘おう。そのため、合化全組合員が一人一万円の反合カンパを行い徹底的に反撃する」ということが強調された（実際にはカンパの具体的徴収はおこなわなかった）。だが、「合理化」攻勢もまたきびしく、七五年八月から七六年六月末までに、離職者一八八七名、休業延べ人員四万九五五九人に達している。その他、闘争継続中の単組も多い。

〔**化学同盟**〕化学同盟も、雇用・「合理化」問題を重視し、とくに雇用保障を重点にとりくんだ。そして実際に、関西の新田ゼラチン支部では、合理化協定のなかで雇用保障（解雇禁止）をかちとっている。

なお化学同盟は、七六年二月の臨時大会で、雇用保障に関する統一要求書を取りまとめた。参考までに掲げておく。

【雇用保障に関する統一要求書（化学同盟）】

化学同盟は、深刻化しつつある雇用情勢の中で、労働者の雇用の権利を確立することは労資双方にとって緊急の課題であるとの確認に立ち、傘下組合員及び同一職場・構内で働く全ての労働者の雇用を確保し、生活の安定を図るため、雇用及び労働諸条件に関する左記の事項については、事前に組合と協議の上、その同意をえた上で実施することを協定するよう要求します。

記

1　企業の解散、合併、分離（別会社化など）、譲渡縮小、移転、整理、休業、閉鎖（会社更生、清算、破産などの申立てを含む）などに関する事項。

2　従業員の解雇、希望退職、出向、転勤、配転、要員配置など労働諸条件の変更に関する事項。

3　臨時工、パートタイマー、季節工など、一時的・臨時的労働者、又は同一構内で働らく下請け、社外工などの採用ならびに解雇、及び労働条件に関する事項

全国セメント　セメント業界における過当な設備投資競争による過剰生産状況のもとへ、総需要抑制策による需要の大幅減退から、セメント不況はいっきょに顕在化し、雇用・「合理化」攻勢が軒なみおそう事態となった。製造部門では、七五年二月頃より各社（大阪セ、日本セ、小野田セ、日立セ、敦賀セ、麻生セ）で一時帰休制が実施された。

そうしたなかで、まっ先に人べらし「合理化」が出されたのは住友セメントで、七五年六月に提案された「合理化」内容は、①二工場の閉鎖（七尾、多賀）、②スレート部門の分離などを含め、③一二〇〇人の希望退職募集であった。これにたいし、組合は雇用保障を要求し、全面・重点・指名ストを反復し、果敢にたたかったが、

結果的には工場閉鎖、スレート部門分離とあわせ、一〇九九人の退職者を出した。

その他、小野田セメントをはじめ、雇用問題が深刻化してきている。全国セメントは、そうした情勢のもとで、七五年二月、「全セ〝合理化〟反対闘争の基本及具体的取り組み方針の集録」という、一種の「合理化」対策指針を出している。それによれば、「合理化反対闘争を全セ（産別闘争）の闘争とし、これを強化する」ことを基本に、「首切り〝合理化〟（希望退職募集を含む）及び配転・出向・転籍に対する闘い」など、こと細かく指針が作成されている。なかでも、産別統一闘争とともに、「防衛の闘いから先制攻撃の闘いとして〝事前協議制〟の徹底と活用」が重視され、「合理化に関する事前協議制度協定書（案）」が示されている。以下、それを掲げておこう。

【合理化に関する事前協議制度協定書（案）（全国セメント）】

○○株式会社（以下会社と称す）と、○○労働組合（以下組合と称す）は企業「合理化」に関して組合と事前に協議するため下記の通り協定する。

第一条　会社は今後対労組問題を含む会社経営に於て、人員整理及びこれを骨子とした経営合理化は行なわず、雇用の増大を基調とした経営をはかる。

第二条　会社は業務上必要と認められる正当なる配置転換は本人の意思を充分尊重し、賃金及び基本的条件の低下を来たさないよう事前に組合と協議決定する。

第三条　会社は事業場の新設、機械設備の新設、取替、移設の必要ある場合は人員及び労働条件等に関し事前に組合と協議したる後で行なう。

第四条　会社は関係会社に組合員を派遣する場合は、従業員としての身分及賃金等の労働条件保障について、組合と協議決定し、組合員であることを確認する。

第五条　この協定の効力は署名調印と同時に発生し、有効期間は本協定と同一とする。

以上協定する。

年　月　日

ゼンセン同盟　ゼンセン同盟の「合理化」にたいする基本方針は、いわゆる合理化三原則、①事前協議制の確立、大衆討議の強化、②労働条件の低下防止、労働強化反対、③完全雇用の確保、これに修学権の確保を加えたものである。この原則を基本に、「合理化対策指針」、「雇用維持対策」にもとづいて対処するとともに、具体的には、①経営責任の明確化、②週休二日制の即時実施、時短、交替制の改善、③労働者の生活をおびやかす人員措置はおこなわないこと、④休業の場合の賃金保障一〇〇%を原則とし、長期でも九五%以上保障、などを掲げて対処した。

なお雇用調整給付金制度が七五年一月から実施され、九月末までの該当事業数は、全産業で四万八七一三事業場、繊維産業（繊維工業、衣料）で二二九四事業場、支給金額は全産業で四三八億八八〇〇万円、繊維産業は二七億五九〇〇万円であった。こうした雇用調整給付金の活用をも含め、ゼンセンの雇用対策がおこなわれた。また大衆行動として、七五年一〇月九日、「雇用と産業を守る中央総決起集会」（東京・日比谷野音、一万人）を開いた。

だが雇用調整自体を阻止すべき術はなく、今日、まさに抜本的で総合的な雇用対策、さらに当面の緊急対策がますます必要かつ重要となっている。

紙パ労連　最初に、紙パ労連傘下におけるおもな「合理化」攻撃の実情を、組合資料によって明らかにしておこう。

◉前年度からの継続闘争

千住製紙　大阪工場閉鎖に伴う希望退職、配転、出向
駿河製紙　企業閉鎖、全員解雇
北越解反　地震便乗不当解雇
王子製紙　不当解雇処分、不当差別
興　人　不当解雇処分、不当差別
丸住製紙　不当解雇処分
米子作業　不当解雇処分
中央板紙　希望退職二〇〇名

◉今年度の主な「合理化」攻撃

広島製紙　（一九七五年八月一九日）二〇〇名の要員削減。（一九七六年二月二八日）人員削減九七名。賃金カット一〇～二〇%。労働時間延長
佐賀製紙　（一九七五年九月五日）企業閉鎖、全員解雇
信濃製紙　（一九七五年九月一八日）三交替の二交替制（夜勤なし）、一七名の希望退職
全中越　（一九七五年九月一六日）二〇〇名の要員削減。（一九七六年二月二八日）人員削減九七名。賃金カット一〇～二〇%。労働時間延長
日清製紙　（一九七五年一〇月四日）四組三交替制の三組三交替制化
中央板紙　（一九七六年一月一五日）希望退職募集再提案
三善製紙　（一九七六年二月二日）製品職場の下請化・電気・ボイラー職場の人員削減
福井化学　（一九七六年二月二日）平和協定、要員見通し
出水製紙　（一九七六年二月二日）人員削減、下請部門への吸収（当面三二名、将来的に六〇名）
佐賀板紙　（一九七六年二月五日）希望退職一一六名、四組三交替制の三制化、営業所、福利更生の縮少
ホクシー　（一九七六年二月一三日）倒産、会社更生法適用
大　淀　（一九七六年二月）希望退職五〇名
高崎東北　（一九七六年三月八日）東北製紙の人員削減五二名
福岡製紙　（一九七六年三月九日）下請・パート部門の自社吸収、操業形態変更、間接部門人員削減一〇〇名
三善加工　（一九七六年三月一〇日）希望退職一八名、労働時間延長三〇分
興陽製紙　（一九七六年三月一二日）下請工の解雇、本工一七名の下請職場配転
小域製紙　（一九七六年三月一二日）希望退職一二名、労働時間延長常昼一時間
東海パルプ　（一九七六年三月一六日）一部機械の休・廃止、希望退職一〇〇名、配転、出向五〇名
十条製紙　（一九七六年三月一八日）五三年三月までに一三一四名の人員削減、都島工場の一部機械停止、間接部門の別会社化
千住製紙　（一九七六年三月二三日）定年制切下げ六〇才を五五才に、四組三交替制の三・三制化、要員削減
中越パルプ（一九七六年三月）職場定員削減約三〇名
藤田紙料　（一九七六年四月）企業閉鎖
高山洋紙店　（一九七六年四月）会社更生法申請
東信製紙　（一九七六年五月二七日）希望退職六六名。賃金カット約一〇%、三年間賃金、一時金の凍結

このうち、もっとも話題をよんだ興人（興国人絹パルプ）の倒産と、それにたいする労組の闘争の経過をまとめておこう。なお以下の整理および文章は、紙パ労連「一九七五年度一般経過報告書」による。

【興国人絹パルプ労組の闘争】

興人は、七五年八月二六日の新聞紙上で事実上の倒産、銀行団の融資打

切りが報ぜられ、二八日には会社更生法の適用を申請、二九日にこれが受理されました。

労連は、日本経済の動向ともからんだこの重大事態に際し、緊急中執委員会を開き、総評を含めた全国規模で対策をたて全面的なたたかいを展開しました。

一、興人倒産に至る経過

興人では昭和三三年、旧社名の興国人絹パルプのころ、レイヨンの市況暴落で経営不振に陥入り、八代紡績部門の閉鎖、社会的な一四〇〇名におよぶ首切りなどの大合理化がおこなわれました。興人労組は、昭和二七年ごろまでは紙パルプ部門である富山、富士が紙パ労連に、化繊、紡績部門の八代が全繊同盟に加入していました。その後、新設された佐伯を含めて、興人単一労組として紙パ労連、全繊同盟という二つの産業別労組に加入するという変則的な組織形態をとりました。三三年の首切り反対闘争は、無期限ストによって短期決戦をはかろうとする全繊同盟の指導と、たたかいの積み重ねにより組合の団結を固めながら産業別、地域共闘へ発展させようとする紙パ労連の指導が対立しました。結果的には無期限ストに突入するなかで内部体制が乱れ、首切りをのむという敗北を喫しました。興人労組はその後全繊同盟の体質と指導を不満として全繊を脱退、紙パ労連に一本加盟しました。

大合理化を遂行した会社は、第一生命から西山専務を迎えて経営再建にのりだし、三六年には社長に就任しました。本格的な経営多角化にのり出しました。頭初は、パルプ廃液利用による調味料、医薬品、ビスコース利用によるセロファン、プラスチックフイルム、さらに紙部門も化学紙、記録紙に転換するなど主として紙パルプ関連二次加工部門へ進出しました。

昭和三七年には、組合の完操条件改善の要求を会社が拒否、組合の完操拒否闘争をめぐって組合は分裂させられ、その後争議責任を追求して角田委員長と二支部長が徴戒解雇の不当処分を受けました。この時の分裂も、本社支部による無期限ストの主張が引き金となり、結果的には本社、富山、富士が丸ごと脱退、八代、佐伯が分裂し少数組合になるという結果になりました。昭和三九年には、原料輸入の増大により杯材部門縮小の「合理化」が行われ、この人員吸収策としてプレハブ住宅にとりくむようになり、ハウス事業部が発足、次第に宅地分譲に手をひろげ、不動産部門を急速に拡大しました。こうして専業大手不動産企業と太刀打ちするためにぼう大な土地の買いあさりをはじめました。その多くが土地ブームが去りかけた四八年頃に購入したものです。土地買いの資金を融資した金融機関（三井信託、三菱信託など）が土地投機にボロ儲けを見越して金をつぎこんだことは眼に見えています。一方、コーデラン（難燃性合成繊維）も、アメリカの需要を先取りした形で、四八年暮に設備を四倍以上に増設し、これが四九年夏に完成しました。

四九年秋から急速に襲った不況、金融引締め、総需要抑制の嵐にあい、土地取得のために借りた五四〇億円もの借金をかかえ、金利支払いと資金繰りに追われるようになり、さらにコーデランもアメリカの需要減退により、新設備の一〇％以下という稼動率まで落ちこみました。

そのため、興人は五〇年春頃から事実上の銀行管理となり、一社三行（三菱信託、三井信託、第一勧銀、第一生命）の協調融資体制により、再建策がはかられました。そして、七五年春闘では賃上げ四月から三、〇一九円、一一月から九、〇〇〇円、夏季一時金一二万円という低水準に抑えつけられました。六月頃には、一、〇〇〇名の人員整理を前提に、①ハウス、コーデラン部門の分離による六〇〇名の削減、②管理職の希望退職、組合員の希望退職、自然退職による四〇〇名の削減という「合理化」が組合にも示されました。しかし、この計画も税制や国土利用法等の関係で思わしくなく、遂に八月二六日「銀行の融資停止、会社更生法の適用」という事実上の倒産に追いこまれたのです。

二、労連および興人労組のとり組み

(1)　長谷川労相への申入れ

総評、紙パ労連、興人労組として八月二九日長谷川労相に面会し、次のことを申し入れました。

①　興人および関連企業労働者の雇用を保障させるために、最善の措置をとること。

②　興人および関連企業労働者の労働債権や社内預金を完全に保障さ

せ、労働条件と労働者の基本的権利を守らせるよう最善の措置を講ずること。

③　雇用と労働債権の保障をもりこんだ更生計画がつくられるよう、最大限の努力を払うこと。

④　いま労働者と家族のもっとも深刻な不安は、操業、営業が停止になり、文字通りの倒産に陥ることである。操業、営業が継続され、雇用が保障されるなかで再建がはかられるよう、関係当局に働きかけ、最善の努力を払うこと。

⑤　このような倒産、連鎖倒産が生じないよう、また、失業者の生活と権利を守るために、解雇制限をふくむ雇用保障の立法化を急ぐこと。同時に未払賃金救済制度の確立を急ぐこと。さらに失業についての保障を充実させる雇用保険法の改正を早期に実施すること。

⑥　関係二者の会社更生法適用申請が波及し、連鎖倒産をおこさないように、中小企業に対する融資枠を拡大するよう大蔵省、日銀や関係当局に強く働きかけること。

この申し入れに対し、政府は「原則的に労働者の生活を保護する立場をとる」ことを約束しました。

(2)　関係金融機関への申入れ

九月三日、総評、紙パ、興人労組代表は第一勧銀本店において、第一勧銀頭取、三菱信託専務、三井信託常務、第一生命副社長と面会し、次の申し入れをおこないました。

①　いま労働者と家族、関連企業経営者にとって、もっとも深刻な不安は、操業、営業の停止であり、就労の機会を失なうことである。操業、営業が継続されるよう責任ある措置をとること。

②　興人および関連企業に働く労働者の雇用と労働条件を保障すること。このことはたんに社員（本工）のみならず、下請、臨時工、パートタイマー等あらゆる雇用形態の労働者と一、五〇〇社といわれる下請、孫下請等取引企業の営業を存続させ、労働者の雇用と生活を保障させること。

③　興人および関連企業に働く労働者の、労働債権及び社内預金については、とくに社内預金については金融機関の責任において防止するとともに、とくに土地、住宅等の契約者に対しては、責任をもって契約の完全な履行をすること。小口債権者の債権を保障すること。

これに対し銀行側は①企業はつぶさない②賃金や社内預金の支払いは責任をもつ③生産の継続に最善の努力をする。④今後も総評、紙パ労連、興人労組との話し合いに応じる、ことを約束しました。しかし雇用保障の問題では「更生計画の中で考える」とのべ、再建段階での首切り「合理化」の意図をほのめかしました。

(3)　野党四党への要請

九月五日、労連本部として、社会党、共産党、公明党、民社党の野党四党を訪問し、次の協力要請をおこないました。

①　興人および関連企業労働者の雇用と労働条件を確保する闘争を支持し、必要な援助をすること。

②　国会において関係金融機関を喚問し、実態調査と経営責任追及を行い、労働者の雇用と生活保障を約束させること。

③　解雇制限を含む雇用保障、雇用保険法や労働基準法の改訂等、雇用確保の立法化を推進すること。

④　中小企業の連鎖倒産を防止するために、中小企業を助成するための立法や、行政措置を促進すること。

これに対し各党とも申し入れの内容を支持し、国会内外による協力を約束されました。

(4)　地域共闘会議の結成

佐伯　八月二九日「興人操業継続、雇用保障要求共闘会議」を県評、地区労、紙パ労連、全国一般、民労協、興人労組、興人新労組、関連企業労組等で結成。九月一二日、興人労組、興人新労組、関連企業労組五組合で「構内共闘会議」を結成

八代　九月三日、「興人、関連労組支援熊本県共闘会議」が、県評、地区労、紙パ労連、県化労協、興人労組、興人新労組、関連企業労組で結成。新労は参加していませんが、独自で開催する決起集会に、紙パ、興人労組

の参加を申入れてきました。
富　山　九月三日「興人労組、下請関連労組雇用確保支援共闘会議」を、県労協、地区労、県化労協（紙パ労連）興人新労組、関連企業労組で結成。
富　士　九月三日、「興人再建闘争 静岡県支援共闘会議」が県評、地区労、県化労協(紙パ労連)、興人新労組で結成。なお、これらの地域共闘を全国的規模の共闘に発展させるために、総評、紙パ、関係単産、化労協、各県共闘会議によって「全国共闘会議」の結成に努力しました。

三　会社更生法適用下のたたかい

八月二九日に更生法適用申請が受理され、小川前最高裁判事等六名らが保全管理人に任命されました。この保全管理人はその後の事業運営を管理する責任をもっており、企業が再建に値するか否かを調査し、担保債権者、大口債権者、労働組合の意見を聞いたうえ更生開始決定となり管財人が任命され、債権者会議の日程が決定された段階で更生会社になります。管財人は更生計画案の作成に入り、債権者集会で決議されれば更生計画が認可されることになります。この再建過程、すなわち保全管理人による調査過程、更生開始決定後の更生計画案作成段階で、大量首切りを中心にした「合理化」案が出される事は必至でした。

一〇月一八日にはいよいよ更生手続開始が決定され、管財人に第一勧銀、三菱商事が推す早川種三氏が選任されました。早川氏がこれまで手がけてきた会社再建は、大口債権は一〇〇%保障、小口債権は八〇%カット、労働者には苛酷な条件をおしつけるという金融大資本中心の手腕をかわれているところから、今後のきびしい「合理化」攻撃が予想されました。その後の組合、共闘の闘争状況は次の通りです。

①　中央共闘会議の動向

熊本、大分、静岡、富山の各現地に総評、紙パを中心に現地共闘会議が結成され、熊本を除いてはこれに新労も加わる全県的な共闘になりました。熊本の場合は、紙パ、県評、第一組合を中心にした共闘会議と、同盟、新労を中心にした共闘会議に分断されました。総評としては、中央共闘会議の結成に努力しましたが、新労本部が新労大会の決定に基いて総評・同盟に支援を申入れている事情もあり、できばれ同盟を含めた全国的な共闘に発展させる為、独自の中央共闘発足を見合わせ、今日に至っております。

②　県共闘会議の動き

各県共闘会議は、それぞれ現地における署名運動（富山、八代、佐伯）総決起集会（富士、八代、佐伯）などの運動をもりあげる一方、第一勧銀の地元支店に対する要求と団交をおこなうなど運動をすすめました。

③　管財人との交渉

管財人と興人労組との交渉は、一〇月二二日、本社で行われ、組合は次の「要請書」「要求書」を提出して交渉しました。席上組合は新労と差別しないことを要求し、管財人の了解をとりつけました。

要　請　書

興人および関連二社の会社更生法適用申請は、戦後最大の倒産であり、その及ぼす社会的影響はきわめて大きい。労働者とその家族、国民大衆、中小零細経営者に深刻な打撃を与えている。こうした社会不安をひきおこした張本人は、もちろん経営者である。その責任はきびしく追求されなければならない。同時に、インフレ政策で大企業にぼう大な利潤を保証し、高度成長政策が破綻するや一転して総需要抑制政策を強行、労働者国民大衆、中小零細企業経営者にきびしい犠牲をしわよせしている政府の責任はきわめて大きい。

また、インフレ政策に悪乗りして、多角経営を推進、土地買占めで儲けをたくらんだ経営者に多額の資金を供給し、そのうわまえをハネてきた金融機関の社会的責任は明白である。杜撰な経営をいましめる立場にある金融機関が放漫経営を許し、あるときは興人を多角経営の典型の如くもてはやした。そしていま、その責任のすべてが、興人社長のワンマン体制に転嫁させている。はたしてこうしたことが許されるだろうか。

労働者はひたすら生産にはげんできた。しかし、その成果はもっぱら金利として吸いあげられ、きびしい労働条件を強いられてきた。そのうえさ

らに倒産というもっともきびしい試練を受けている。怒りに燃え、不安におののいている。政府・財界は、興人の大型倒産をもっけの幸に、第四次不況対策と大規模な補正予算でもって景気浮揚に政策を転換しようとしている。まさに労働者とその家族は、大企業本位の政策のいけにえにさらされたようなものである。

興人および関連企業再建のカギは金融機関が握っており、再建の責任はあげて金融機関にある。総評および紙パ労連に結集する労働者は、金融機関の責任をきびしく糾弾するとともに、つぎの諸点を申入れ、誠意ある回答を求めるものである。

要　求　書

一、労働者と労働組合の権利を一切侵害しないこと。
二、労働協約、諸協定及び労使慣行を継続し、遵守すること。
三、人員整理、強制配転を行なわないこと。
四、賃金及び労働条件の切り下げを行なわず、向上させること。
五、不当解雇を撤回し、賃金等の差別をやめ、適正な解決によって労使関係を正常化すること。
六、角田・寺島解雇事件最高裁判決に伴い、本人及び家族並に労働組合に対し、陳謝するとともに、慰謝料、損害賠償を支払うこと。
七、下請企業、小口債権者の仕事と債権の保障をすること。
八、公害防止の完備と補償を完全に行うこと。
九、当労組と交渉を継続し、その意見を更生計画に、充分取り入れること。

④　年末一時金闘争

年末闘争では、昨年の春闘で三、〇一九円という低額に抑えられたこともあり、生活確保のためにも、三・五カ月分を要求し、強い態度で交渉に臨みました。

しかし、会社が出してきた回答は一時金五万円、貸付金一〇万円というきびしいものでした。組合は新労に共に闘う方向を訴えましたが、新労が回答を受諾し、再び超低額に抑えられました。

⑤　全国弁護団の編成

差別撤廃、解雇撤回と復職、慰謝料の請求など労委・裁判事件をかかえ、さらに今後予想される大合理化に備えて、全国規模の弁護団編成の必要に迫られ、昨年一二月一六日、次の事務所による全国弁護団が編成されました。

中　央＝小島事務所、佐伯事務所、藤本事務所、協立事務所
現　地＝熊本共同事務所、吉田共同事務所、北九州第一事務所

⑥　第一回関係人集会

債権者の債権届出期限が終って、第一回関係人集会が一二月一七日、日比谷公会堂で一、五〇〇人の債権者が集って開かれました。管財人の説明に一名の発言もありませんでしたが、組合を代表した角田委員長は、労働者のしわよせによる再建に反対する立場から全体に訴えました。

四、会社更生下の「合理化」攻撃との闘い

一二月二五日、会社更生下の本格的な「合理化」の第一弾として組織改正合理化が発表されました。内容は、事業部制の縮小、管理職六七名の削減（整理対象者に強要され、七六年一月二六日付で退職金の加算もなく整理する）というものでした。

一般組合員に対する「合理化」は当然予想されており、商業新聞は一月一四日に「一五〇名の整理」を報道していました。二月一八日には「二五才未満の者、七六年五月定年退職該当者を除き、一五〇名の希望退職を募集する」という「合理化」が発表されました。管財人はそれまで「人員整理はしない」と言明していましたが、やはりその本性をむき出しにして労働者への犠牲強要を迫ってきたわけです。

組合は「雇用確保を原則に、首切りには断呼反対する」との基本方針をたて、当面の希望退職については「強制行為を禁止し組合を窓口にしてこれを認める」という態度で臨みました。また、新労員を含めたたたかいにするために、安全点検を職場で実施して要求をまとめる一方、健保組合の議員選挙に角田委員長が立候補して新労員に訴え、最高点で当選するなどの成果をあげました。その反面、幹部は「会社再建のために合理化に積極的に協力する」姿勢をとり、会社の「Z旗作戦」（金利、償却費を除いて

も一人当り二二万円の赤字であり、これを一人一人が浮かす努力をする）に対し、新労は「イキイキ作戦」と称して次のような方針を打出し、組合員に実行を迫っています。

。赤字出血を止めることが組合の第一義
。そのため人員削減もやむをえない。ほんとうにやめたくない人を残すのが労組の任務だから希望退職は賛成
。出向、転勤、配転も認める
。社員としての自覚をもちわがままは許さない。怠け者を職場から一掃する。
。その他の条件も切りつめる。
。これらを遂行するための労組の指導体制をつよめ、労使で収益対策委をつくる。

その結果、前途に希望を失った新労員のなかから希望退職に応じる者が続出、予定の二倍をこえる労働者が希望退職に応じて退職しました。

興人労組は引きつづき新労員への働きかけをつよめながら、春闘における賃上げ、一時金闘争を進める一方、労働者を犠牲にする再建のおしつけに反対したたかいをつづけています。

五、角田、寺島不当解雇処分反対闘争の勝利

一九六二年の連操反対闘争の争議責任を追及して角田委員長、寺島支部長（当時）が懲戒解雇され、裁判闘争をおこなってきましたが、一、二審で勝訴し、最高裁で審理が行われていました。九月九日、最高裁は「争議行為は正当、解雇無効、職場復帰」という一、二審の判決を支持して上告を棄却し、完全勝利しました。

組合は、両氏の復帰と解決金を求めて交渉をおこない角田委員長の復職をかちとりました。

解決金などについて難色を示し、交渉をつづけています。

また、興人労組員に対する賃金差別についても、熊本、大分両地労委で不当労働行為の争いがつづいていますが、管財人は「更生会社としてはこの係争を受継しない」との態度をとっていることから差別反対闘争が大きな困難にぶつかっています。

私鉄総連

私鉄中小、バスは過疎地帯を中心に、「合理化」問題が引きつづいている。たとえば長野県では、千曲自動車、上田交通、川中島、松本電鉄、諏訪、伊那、信南、おんたけなどで、ワンマン化、人員削減、路線廃止などの動きが相ついでいる。ここでは総連長野県連のとりくみを七六年春闘を中心に追跡しておく。

運輸省では七五年九月、「地方バス路線運行維持対策要綱」を出したが、それはワンマン化、人べらしなどを含む五カ年計画を義務づけ、実施しなければ「補助の打切り」明示など「合理化」促進要素の強いものであった。

長野県連では、地方バス路線運行維持対策要綱改正にともなって各社で作成された県知事、運輸大臣あてに提出される「経営改善五カ年計画書」を、七六春闘にからめた政府・運輸省の直接指導と受けとめ、①各社からの経営改善五カ年計画書の提出を求め（各社は極秘のうちに作成しており、組合提出に抵抗をした）②この計画書の集約をするとともに、分析と対策を県連合理化対策委員会でとりくむことにした。計画書をみると、人員整理四三三人、廃止路線一八、代替運行四路線などとなっており、当面の対策としてつぎのようにとりくんできた。

(1)県議会を通じて、県知事の態度を明らかにさせた。昨年一二月一六日、県会商工委員会で、社会党議員の質問にたいして、県側は、つぎのように態度を明らかにした。

要綱改正にともなう計画書は、人員整理、ワンマン拡大、路線廃止等も含まれ重要事項であるので、県の態度を明確にして一一月一〇日、運輸省自動車局長に文書で照合しているが今日まで回答がな

い。県は、計画については、机上のプランではなく、労組、関係市町村の同意なり意見を呈し、これらの資料の添付されたものについて承認する方針で、各社に指示したと答弁。

(2)これにたいして県連は一括して、これにそって労働組合の立場で県知事、運輸大臣に「意見書」の提出を決め、二月一一日にそれぞれつぎの内容で提出した。(イ)国の補助金政策は、企業維持をねらいとするものでなく、地方公共交通を確保する立場で行うべきである。(ロ)経営改善五カ年計画書は、関係労働者に雇用、労働条件、地域住民利用者に密接な関係があるにもかかわらず、まったく無関係に作成されたものである。㈠ワンマンカー運行計画はそこで働く労働者の職場確保と道路状況、安全運行確保が第一義であり、この原則をつらぬくべきである、㈡ワンマンカー運行にあたっては、県連重したうえで県連運行基準にそった以外は認めない、㈢間引き運行、路線の休止廃止、市町村等代替バス運行については、利用者の利便、安全確保のうえから認めない、㈣人員配置計画については、一車両当たりの人員配置ではなく、労働者の不稼働日数、仕事数による算出基準にすべきで、認めることはできない。

以上一連の合理化計画は労働組合と対経営者の問題であって従来の事前協議制のルールを守るべきである。企業にたいしては、交渉を申し入れ、七六春闘の合理化としてうけとめて、県連との対角線交渉をもって対処していくことにしている。

全日通　日通における一大「合理化」案のあらましについては、別な個所でふれた（一一三頁参照）。すなわち、七五年八月一三日、経営危機のりきりと、〝低成長〟〝減速経済〟に見合う企業体質強化ということから、「地域日通の設立」および「希望退職募集」を組合側に提案してきた。

これにたいし組合は、組合員に犠牲を強いる「合理化」だとし、九月一二日の中央委員会で反対の態度を明らかにし、白紙撤回を求めるとともに、九月一八日、北海道、東北、新潟、中部の四地区の二四時間スト、一九日全国一斉二四時間スト、そして一〇月七日に全国一斉の第三波ストに突入するなかで、中央交渉を一時中断し、現地協議を優先させることで、ひとまず収拾した。

この確認にもとづき、一二月一〇日まで現地で協議をすすめ、その集約のうえで中央、本社間で交渉の結果、一二月一八日、①今次自立策について現地会社、組合間の合意ならびに協議の経過を尊重し、今後、現地会社、組合間で対処する、②労働条件の弾力的な運用を含む諸方策について、現地会社、組合間で協議し、実施する、③一時帰休について実施する、④経営施策について継続協議する、など中央段階での交渉は一応の決着をみた。

その後、この確認をうけて現地協議の結果、所定就業時間の変更、休日の年間調整、夏季休暇付与の変更などの労働協約の一部弾力運用、一時帰休の実施が確認された。これにより、今次八・一三合理化は、弾力的運用の復元の問題はあるものの、一応の決着をみることとなった。問題は、この闘争の総括であるが、以下、全日通第三一回定期大会（七六年七月）議案集より、該当部分を掲げておく。

八・一三合理化反対闘争の収拾の判断を、つぎのようにしました。

第一は、この合理化の中心であった地域日通設立について、全国統一ス

トライキで白紙撤回に最大の努力をかたむけましたが、それを果すことができませんでした。それは、会社態度が減速経済下の企業体質の改善、すなわち不採算店所を、このまま放置しておけば、全社的に共倒れの危険があるとする、経営者としての危機感をもってのぞんできたことで、闘争は非常に困難でした。中央執行委員会は、組合として譲れない解雇を撤回させたあとは可能な限り有利な条件により解決に努力すべきであると判断し、交渉をすすめた結果、十月七日の協定となりました。

第二に、一定期間の現地協議としたことは、今次合理化が深刻な不況と、日本経済の低成長経済への移行、過疎問題などと構造的な要因が深くかかわっており、これが解決しない限り、将来にわたって会社から合理化が提起されるとの判断から、一時中央・本社間の交渉を中断し、「職場をどう守っていくか」の自立策について、現地の労使がそれぞれに協議をつくし、そのうえに立って再度中央、本社間で交渉し、全体的な判断のうえに立って解決することが賢明ではないかと考えました。

第三は、十二月十八日に協定した内容についてです。地域日通に関しては、その設立を制度として確認したいとする会社の再度の主張をしりぞけ、この問題は、あくまでも今後の現地労使間で協議が成立しなければ、設立できないことを確認した。また労働条件の弾力的運用については、この事態の解決のために真に止むを得ない緊急避難の措置として、中央執行委員会の責任において、勤務体制など六項目の弾力運用を取決めました。

第四は、希望退職の募集についてです。指名解雇や、なしくずし的な肩たたきによる首切りという、最悪の雇用合理化を提起させないためにも、自己の意思によらない退職は絶対に認めない、という組合の基本が守られるならば、認めざるをえないと判断し、協定しました。

④この闘いの反省と評価の視点からの総括は、つぎのとおりです。

㋑特定地域にかけられた合理化でしたが、全国統一闘争でこれをうけとめ、闘いを発展させたことは、全日通の団結を示したもので、当該地区の組合員を勇気づけ励ましました。そして、会社が強硬に固執しつづけた地域日通への移行という、指名解雇に等しい首切りを阻止しえたことは、全国統一闘争の成果として評価できます。

㋺しかし、反合理化闘争のむずかしさから、白紙撤回ができなかったことにより、組織内に不満が残ったこともいなめない事実です。そして、合理化をうけた地域と、うけなかった地域のうけ止め方や認識は、かならずしも同一ではなかった面、闘いの組織化にあたって、全体的な討議やオルグの不足、闘いの経過、すすめ方の徹底の不十分さ、教宣活動の不足など、反省すべき幾多の点があります。中央執行委員会は、これらの反省のうえに立って、反合理化闘争の組織的な諸対策に万全を期さなければなりません。

㋩労働協約の弾力的運用問題は、会社の地域日通設立を強く主張する現地協議との関係を考慮し、自立のための対象としたものであり、その結果、関係四地区に限り、解決のためにやむをえない措置として、弾力的運用を認めました。また、復元の時期については、自立施策の推移をみて、現地組合、会社が協議して復元することができることにしました。したがって、いつ復元するかが、今後の課題となり、可能な限り早期に復元できるよう対処しなければなりません。

⑤合理化がいかなる理由であるにせよ、組合員の生活権を奪うものにたいしては、いつ、いかなる場所であれ、基本的には全国的な闘争に組織し、発展させて、これの阻止のために闘うことが、全日通の闘いの基本ですが、この基本をこの機会に再確認しあいたいと思います。また、今次合理化闘争のように、闘いの結果として一時的に緊急避難としての措置をとらざるをえなかったにせよ、闘うことによって組合員の生活権、労働権を守り抜き、組織への信頼を守らなければならないことです。

⑥今日だされている合理化の多くは、運輸産業の無秩序や、過当競争のしわよせを、労働者に求めるものが多く、その面から考えれば、運輸労働者全体の問題に発展させることが重要となっています。同時に会社にたいし、政策要求事項や営業積極化のための諸施策を求めなければならないことから、中央執行委員会は、十月七日の確認にもとづき、経営上の諸問題にたいする組合意見を述べ、会社の見解を求めてきました。その結果、日通経済関係、自動車施策など、具体的な提起のあったものもありますが、今後とも組合意見を積極的に表明していかなければなりません。

⑦私たちが諸闘争をすすめる過程で、その時々の情勢を十分認識し、闘いを組織することは必要ですが、情勢が厳しいからといって、賃上げや一時金闘争に消極的になったとしても、合理化や首切りがでない保障はありません。私たちは、自らの生活を守るためには、賃金闘争も、一時金闘争も、反合理化闘争も、力いっぱい闘い抜く方針であることを確認しなければなりません。今次合理化は、一応結着をみたものの、このネライが構造的不採算を背景に出されているだけに、今後もあらゆる機会に出てくるものとみなければなりません。私たちは、会社の考えがいかなる理由のものであれ、組合員の生活、権利を奪うものにたいしては、基本的には全国的な闘いに組織し発展させ、阻止のため闘うことを再確認しあうことが大切です。

2 「公共部門」

国労、動労

国鉄に関しては、七五年秋のスト権奪還の一大ストはともかく、七五～七六年をつうじて、「合理化」問題で大きな紛争にはいたらなかった。もっとも、三・一〇ダイヤ改正、新幹線博多開業にともなう問題などはあった。

ここで、さしあたり注目しておきたいのは、国労が、反「合理化」闘争指針樹立のため、討議要綱を作成し、第三八回大会（七六年七月）を契機に討議を開始したことである。以下、同討議要綱のうち、3「合理化」の本質と反合闘争の展開から、4 反「合理化」闘争の基本、までを掲げておく。

3 「合理化」の本質と反合闘争の展開

国鉄「合理化」のかんたんな歴史をたどれば、「合理化」が何をもたらしたかは明確である。それはつぎのように整理することができる。

i 国鉄労働者の権利のはく奪――「合理化」は政令二〇一号や「マル生」にみられるように一貫して国鉄労働者の権利のはく奪と結びついてきた。

ii 首切りと労働強化――「コスト」引下げの中心は人件費におかれ、一貫して要員削減とその裏側での労働強化がめざされた。

iii 労働内容の非人間化――「合理化」のなかで不安全は増大し、新技術の採用、激しい配置転換や職務内容の変化、管理強化のなかで、さまざまなかたちでの労働の非人間化が進んだ。

iv 一般労働条件の低下――「合理化」は賃金抑圧、勤務形態の変更にともなう労働時間の実質的な延長などが進められた。

v 労働者にたいする差別支配の強化――「合理化」は下請化などによって、労働者の差別的な編成を強化し、また賃金体系、昇職・昇格などを利用して国鉄労働者間の競争を激化させ、労働組合への団結を弱めようとした。

vi 一般国民にたいする負担の強化――「公害」などの増大、サービスの低下。

注目しなければならないことが三つある。

第一にこうした影響をもたらす「合理化」は日本の独占資本の蓄積構造の展開と明確にかかわってきたことであり、それを背景とした「国家的要請」として展開されてきたことである。第二に、「合理化」の展開過程ではそれを推進するさまざまなイデオロギーをともなっていることである。第三に、「合理化」は、より新しい矛盾を発現させ、より大規模な「合理化」をよびこんでいく、ということである。

これらの「合理化」の影響は、その本質がもたらしたものである。「合理化」の本質は、もともと、多くの場合は新技術導入をてこに、生産単位「コスト」を最小限にすることによって、利潤を最大限にしようとする資本の運動法則のあらわれであり、資本主義のもとでは、①それは資本主義体制を維持するため

の労働者支配やイデオロギー支配の強化と密接に結びつき、②個別企業内部だけではなく、国家の全面的な支援のもとに、産業間と国民生活の多面的な側面と関連しつつ展開される、という点で体制的なものとなっている。しかも国鉄など公共企業における「合理化」は、民間独占の利益を保証し、蓄積を誘導するという特殊な役割を負わされていることも見落せない。こうした「合理化」の本質がさきにみたような労働者および国民の側での犠牲の強化を必然化していくのである。

だが「合理化」はかんたんにはその目的を達成することはできない。「合理化」が体制的であればあるほど、直接に関連する労働者をはじめ、多くの労働者、国民のなかにそれに抵抗するたたかいを必然的に生みだすからである。この必然性をとらえて、労働組合が正しい指導方針をうちたて、だんことしてたたかうならば、かならず大きな反「合理化」闘争が発展する。

国鉄の歴史が「合理化」の歴史であったとすれば、国鉄労働組合の歴史は反「合理化」闘争の歴史であった。一九四九年の定員法による労働者側の敗北にはじまり、各「合理化」計画のあらゆる期間をつうじて「合理化」との対決が進められてきたのである。そのなかで、国鉄労働組合がかちとってきた「成果」はつぎのように整理することができる。

i　個別「合理化」との対決による労働条件の確保——すさまじい「合理化」の全期間をつうじて国労は「合理化」によって「ナマ首」をとばさせることは阻止してきた。また、配置転換、新機械等の導入などによる労働条件の低下には歯どめをかけてきた。

ii　職場闘争の発展——「合理化」は職場のなかに具体的な姿をとってあらわれる。「合理化」との具体的な対決の基礎は職場の抵抗にある。労働密度の強化を防ぎ、分断支配を許さない職場闘争の発展は反「合理化」闘争のもっとも重要な発展であり、それを保障する職場団交権の確立も大きな成果であった。

iii　権利闘争との結合——「マル生」粉砕闘争をへて、スト権奪還を中心とする権利闘争と反「合理化」闘争の結合が発展した。

iv　関連労働者・地域住民のたたかいとの結合——体制的「合理化」は企業内の労働者に影響するだけでなく、国家の全面的な支援のもとに、産業間と国民生活の多面的な側面と関連しつつ展開される、という点で体制的なものとなっている。しかも国鉄など公共企業における「合理化」は、民間独占の利益を保証し、蓄積を誘導するという特殊な役割を負わされていることも見落せない。こうした「合理化」の本質がさきにみたような労働者および国民の側での犠牲の強化を必然化していくのである。

だが「合理化」はかんたんにはその目的を達成することはできない。「合理化」が体制的であればあるほど、直接に関連する労働者をはじめ、多くの労働者、国民のなかにそれに抵抗するたたかいを必然的に生みだすからである。この必然性をとらえて、労働組合が正しい指導方針をうちたて、だんことしてたたかうならば、かならず大きな反「合理化」闘争が発展する。

国鉄の歴史が「合理化」の歴史であったとすれば、国鉄労働組合の歴史は反「合理化」闘争の歴史であった。一九四九年の定員法による労働者側の敗北にはじまり、各「合理化」計画のあらゆる期間をつうじて「合理化」との対決が進められてきたのである。そのなかで、国鉄労働組合がかちとってきた「成果」はつぎのように整理することができる。

i　個別「合理化」との対決による労働条件の確保——すさまじい「合理化」の全期間をつうじて国労は「合理化」によって「ナマ首」をとばさせることは阻止してきた。また、配置転換、新機械等の導入などによる労働条件の低下には歯どめをかけてきた。

ii　職場闘争の発展——「合理化」は職場のなかに具体的な姿をとってあらわれる。「合理化」との具体的な対決の基礎は職場の抵抗にある。労働密度の強化を防ぎ、分断支配を許さない職場闘争の発展は反「合理化」闘争のもっとも重要な発展であり、それを保障する職場団交権の確立も大きな成果であった。

iii　権利闘争との結合——「マル生」粉砕闘争をへて、スト権奪還を中心とする権利闘争と反「合理化」闘争の結合が発展した。

iv　関連労働者・地域住民のたたかいとの結合——体制的「合理化」は企業内の労働者に影響するだけでなく、さまざまなかたちで関連労働者や国民に影響を与えるという認識が進み、共同のたたかいの基盤がつくられた。

v　たたかいの思想の発展——「合理化」は必然的に労働者・国民に犠牲をもたらすものであり、これには「絶対反対」としてたたかうほかはない、という反「合理化」闘争の思想が確立された。

これらの「成果」を要約すれば、①改良の成果と、②たたかう主体形成の成果という二つにわけることができる。現段階では、この二つがあいまって「合理化」の具体的措置を国鉄当局が一方的に強行することができないところまで、労働組合の規制力を強めているといえる。

だが国労の反「合理化」闘争に弱点がなかったわけではない。たとえば

i　職場闘争の展開にも力量の不均衡があらわれ、職場と組合機関の判断にしばしば食いちがいがあらわれる原因の一つとなった。

ii　コンピューター「合理化」に示されるように、「合理化」がシステム的な展開をみせているのに、系統別の「セクト」が十分克服されず、たたかいの連携が不十分である。

iii　関連労働者の組織化の発展やたたかいの展開への支援がまだ不十分である。

iv　住民との共同のたたかいのなかで、統一戦線の視点が十分に貫かれなかった。

v　思想的には「絶対反対」の具体的展開が十分にはかられなかった。

などである。

「指針」の任務は、このような「成果」をいっそう発展させ、「弱点」を克服する方向が十分に検討されなければならない。

4　反「合理化」闘争の基本

「合理化」は、利潤増大・搾取と支配の強化をめざす資本主義の運動であり、危機に立つ現代資本主義のもとでは、国家の諸政策と全面的に結びつき、深さと拡がりにおいて空前のものとなっている。国家独占資本主義のもとで、公企業は独特の地位を与えられ、「合理化」も特別の広がりを

もっている。こうしたなかで国鉄「合理化」は必然的に国鉄労働者に犠牲を強いようとする。のみならず、関連労働者や国民一般の雇用・労働条件や生活に深いかかわりをもっている。

このような「合理化」に国鉄労働者は基本的にどのような態度をとるべきか。

i 「絶対反対」の基本的立場――資本主義のもとで「合理化」が必然的に搾取と支配を強めるという本質をもつ以上、これにたいしては「絶対反対」の立場を貫くほかはない。「合理化」に「絶対反対」のなかには二つの要素が含まれている。一つは「合理化」が労働者や国民にもたらす犠牲の強化を認めない、という改良の側面である。もう一つは、そうした具体的なたたかいをつうじて「合理化」がもたらす資本主義からの解放をめざすというたたかいである。後者は、むろん国鉄労働組合だけで達成されるわけではないし、また狭義の「合理化」反対闘争のなかだけで達成されるわけでもない。経済・政治・文化の側面を含めた労働者階級全体のたたかいのなかで、現段階では独占資本の支配を打破するための統一戦線の前進のなかで達成される、ということである。「絶対反対」は、搾取強化の具体的なあらわれを阻止しつつ、現段階では統一戦線の展望のもとに「合理化」反対闘争を前進させていくことを意味する。「絶対反対」とは、そのような戦略的立場を意味する。

ii 職場闘争――「合理化」はもっとも具体的なかたちで職場にあらわれる。職場にあらわれるひとつひとつの「合理化」の内容と本質を明らかにし、それとたたかうことが「合理化」反対闘争の土台であり、また、たたかう主体を形成する場でもある。

しかし、職場闘争は、部分的な抵抗に終ってはならない。今日の「合理化」は他職場と密接な連携をもったシステム型の「合理化」であり、しかも、関連労働者や多数の国民ともかかわっている。これらの連携が重視されなければならない。

職場闘争は独占・政府・当局の専制的な意志を文字どおり生産の現場で阻止するということである。独占・政府・当局の専制的意志は経営のすべてのレベルにあらわれる。職場闘争はあらゆるレベルでの専制的意志を規制し、逆に労働者や国民の意志を経営に反映させていく（国鉄経営の民主化）の土台として位置づけられなければならない。

iii 新技術にたいする態度――新技術は「合理化」の基軸である。技術そのもののなかにも、労働の非人間化を促進するものがある。生産力を発展させる方向での新技術も、それが資本主義的に使用されるかぎり、搾取と支配の強化のテコとなる。それは、機械によって労働がおきかえられ（＝失業）、機械をつうじて資本の専制的支配が強まる（＝疎外）などをもたらす。このような新技術の展開形態を最終的に阻止するためには、技術の背後にある資本主義そのものと対決するほかはない。いいかえれば、生産力の発展を労働者や国民が利用できる社会を築くほかはない。その意味で新技術や機械そのものではなく、その資本主義的使用に反対するのが基本となる。それまでのたたかいのなかでは、新技術の反労働者的・反国民的性格を弱めるためのたたかい（ときには新技術そのものに反対する、雇用保障をさせる、新しい技術に適応するための教育や訓練を労働組合の監視のもとに充実させる、新技術の使用にかんする労働者側の発言を高める、公害対策や安全対策を充実させる、時間短縮をおこなう、など）をいっそう強めなければならない。

iv 反「合理化」闘争の拡がり――今日の国労の「合理化」反対闘争に要求されているのは、その視点を企業内に限定しないということである。それは国鉄「合理化」の性格に規定されている。その拡がりは、①関連労働者とのかかわり、②住民のたたかいとの共闘、③トラック労働者の低労働条件が貨物の「合理化」を促進する。といった側面をふくめての交運労働者、他産業労働者との反「合理化」共闘の促進、といった側面がある。

これら全体を含めて、「合理化」に反対する諸勢力を大きく結集しつつ、統一戦線を展望して、当面、職場からトップにいたるまでのすべてのレベルでの、労働者と国民による民主的な規制をうちたてていくことが「合理化」反対闘争の集約点となる。

全　逓

郵政では、郵便、貯金、保険の個々の機械化問題が年年つづいている。そのうえで、とくに貯金、保険分野におけるオンライン「合理化」が、そうした頂点に立つものとして、七六年度以降の焦点になろうとしている。

全逓は、すでに七四年八月の第二七回大会で、オンライン化反対を決定、その後、具体的とりくみをすすめている。以下に、貯金、簡保オンライン反合闘争略史を掲げておく。

【全逓パンフ「反合闘争の前進へ」より】

貯金オンライン反合闘争略史

49・3・29　貯金49年度ＥＤＰＳ計画提示
4・19　組合意見表明
5・13　省側回答　中央協議開始
8・25～24　第27回全国大会（盛岡）
8・30　中央協議再開
9・11　9月反合闘争開始
9・20　「為替貯金業務のオンライン構想の概要について」提示
9・30　第1回オンラインプロジェクト会議
10・29～30　第59回中央委員会
12・21　第2回オンラインプロジェクト会議
50・2・13～14　第60回中央委員会（山口、湯田）
3月反合闘争開始
7・14～17　第28回全国大会（山口、湯田）
8・21　「為替貯金業務のオンライン化について」提示
10・14　第61回中央委員会
10・18　「全逓企36号」発出
11・4　「全逓合第14号」発出事前協議協約の組合案を提出
12・7　第62回臨時中央委員会
12・24　現金自動支払機配備計画提示（東京中央、板橋西、大森）
12・26　オンライン・ＥＤＰＳ関係計画提示
51・1・16　組合意見表明
①　51・4・1　ＥＤＰＳ減員一〇局四一五人
②　51・4・1　過員解消計画
③　51・4・1　東京、仙台貯金局時短実施
④　51・4・1　所掌事務変更計画
⑤　オンライン東京センター工事計画
⑥　オンラインセンター全国九ケ所決定
1・29　意見表明への回答
地方要員協議提示
2・　東京センター工事延期
3・22　地方要員協議再開
4・1　50・12・26提示の①～③実施、④延期、継続交渉中
東京センター工事着工
現金自動支払機サービス・イン（オフ）
9・末　オンライン52年度計画方針提示
12・末　52・4・1過員解消計画、減員計画等提示
52・3・末　オンライン52年度実施計画提示
4・1　52年末提示の実施
9・末　オンライン53年度計画方針提示
53・3・　オンライン・サービスイン（58年度末完成目途）
「53年7月サービスインに変更の可能性あり」
簡保オンライン反合闘争略史
49・3・28　簡保49年度ＥＤＰＳ計画提示
4・19　組合意見表明
5・14　省側回答、中央協議開始
5・21　「簡易保険業務総合機械化の基本構想」提示
8・25～28　第27回全国大会（盛岡）
9・4　「全逓企三号」発出
9・11　簡保オンライン反対申し入れ、九月反合闘争開始

9・28　「東日本における簡易保険業務総合機械化の方針」提示
9・30　第1回オンラインプロジェクト会議
10・7　「全逓合第4号」発出
10・19　大会要求書提出
10・29～30　第59回中央委員会
12・21　第2回オンラインプロジェクト会議
50・1・8　「全逓企第51号」発出
2・13・14　第60回中央委員会
3月反合闘争開始
3・28　「昭和50年度簡易保険業務総合機械化（東日本関係）実施計画」提示
4・18　組合意見表明
5・13　省側回答
5・28　西日本センター工事に反対申し入れ
7・14～17　第28回全国大会（山口、湯田）
9・6　大会要求書提出
9・29　「東日本における簡易保険業務総合機械化について」提示
10・14　第61回中央委員会
10・18　「全逓企36号」発出しオンライン合理化反対闘争を強化
11・4　「全逓合第14号」発出事前協議協約の組合案を提出
12・7　第62回臨時中央委員会
12・26　オンライン機器一部修正、EDPS関係機器撤去。東簡保減員等提示
51・1・7　オンライン交渉再開
1・16　オンライン、三六無協定（一月反合）　オンライン反対事前協議協約改正配転協約改正
1・31　東日本センター機械搬入
2・2　意見表明の回答
2・18・19　第63回中央委員会
2・下　西日本センター工事着工延期
3・1　三六無協定（無期限）（三月反合）
3・16～20　処分抗議、反合闘争強化
オン、新宿北以外大綱妥結
3・26～27　第42回全国戦術委員会
4・　地方局、郵便局移行準備事務開始
試行郵便局の回線工事（東京・関東一〇局）
西日本センター工事着工
東簡保へサブセンター用機器購入
東日本センター準備室発足
7・5～9　第29回全国大会（大阪）
8・　試行郵便局へ端末機搬入
センター要員訓練開始（五カ月間）
東京、札幌、仙台各地方局へサブセンター端末機搬入
9・　サブセンター要員訓練開始（一〇日間）
10・　オンライン試行開始（三ケ月）
東日本サービス・イン（55年度末完成目途）
52・1・3　52年度実施局の端末機搬入

全林野

林野関係の「合理化」問題は多様であり、しかもそれぞれが重大な内容をもっている。たとえば、全林野が七六年一月二一～二二日と開いた「全国合理化対策部長会議」資料の項目を見ても、①要員要求と要員闘争の強化、②常用化、常勤制確立のたたかいの強化、③振動病および腰痛症闘争の強化、④現場環境改善に関する要求内容、⑤マツクイムシおよび野鼠防除対策、⑥軽四輪車対策、⑦事業所統廃合反対闘争の強化、⑧事務機械化に対するたたかいの強化、以上である。

このうち、国有林労働者の雇用安定、処遇改善の問題としての常用化、常勤制確立のたたかいは長い歴史をもっている（本年鑑でも一九七五年版およびそれ以前を参照）。今日、常勤制問題は、七七年四月を目途に実現を図りたいという当局側回答の具体化が一つの焦点となっている。だが同時に、林野庁は、七六年三月四日、五一年度から三カ年間に三八〇〇名の要員削減計画を提案し、高齢者の首切り、実質定年制の一つの布石にしようとしている。

なお振動病（いわゆる白ろう病）認定者は年々増大し、七五年九月末には二七四〇名に達している。しかも振動病の訴え者数は、七二年一二月末現在、チェンソーおよび刈払機使用者の三九・八%、約六二〇〇名におよんでいる。こうした一例からしても、全林野における「合理化」反対闘争のゆくえが、いっそう注目される。

3　労働時間短縮闘争

七五年秋闘における時短闘争

雇用・「合理化」攻勢が一段ときびしくなっている最中、「雇用と定員確保」を基本とする時短闘争のウェイトは、ますます高まっている。

このため、組合の時短闘争のとりくみが一段と強化されたが、具体的前進ではほとんど見るべきものがなかった。すなわち、鉄鋼労連では、七五年秋に産業別で統一の時短闘争を組織し、時短、要員増、年休増を要求したが、ゼロ回答に終わった。全造船機械、化学同盟、全国ガスなど、産業別闘争の重点課題として時短要求を置いたところでも、ほとんど見るべき前進がなかった。

むしろ七五年秋闘から七六年春闘へかけて、職場のたたかいを基礎に産別統一闘争を粘り強く推進した組合、人べらし「合理化」にたいし、積極的に時短、休日増、要員増を対置させてたたかった組合などに、今後の展望が開けたといえよう。

四〇時間労働制確立などのとりくみ

週四〇時間労働の法制化については、雇用対策の面からも、これまで以上に重視し、春闘共闘委の雇用・失業保障要求に関する緊急七項目要求に、「週四〇時間制、週休二日制の確立」を設定し、対政府交渉、国会対策、基準審議会対策などを展開した。同時に、制度実現に向けて、労働時間の社会的水準の引上げを促進させるため、公務員、金融機関の時短・週休二日制の早期実施をはかる諸行動を展開した。

以上のうち、七五年一〇月三〇日におこなわれた労働基準局長交渉における労働省側答弁をここに掲げておこう。

【労働省の答弁】

① 時短、休日・休暇の拡大は結構なことだ。労働省も旗をふってきた。不況だからという労働組合の主張は判るが、ただちに基準法改正するのは無理。基準法は労働憲章的なもので、永続性があり、処罰をともなうものであるから、慎重にならざるをえない。労使間で更に努力して、時短を促進することが必要。緊急立法でというなら話は別だ。

② 時短・週休2日制がかなり進んでいるのは認める。人事院調べの六七・四%は三〇人以上の企業についてであり、一、〇〇〇万人の零細企業労働者がとり残されないようにするのが労働行政だ。普及度が一〇〇%と

はいわない、ある時点で法改正に踏み切る。

③ 格差の拡大はまずい。個々の企業ではなく、産業別やナショナルセンターで努力してもらいたい。とり残されている分野の短縮の方法について、名案がないかお互いにちえを出し合おう。

④ 時限立法、特別立法なら考慮の余地がある。基準法改正は時期尚早

⑤ 労働省が提唱して、閣僚懇談会に第五部会を新設するなど努力している。

⑥ 一三日の中央基準審議会には問題点について説明をする。問題点としては、一般的時短傾向の中で、長時間のまま残っている部分をどうするか。四〇条で適用除外になっている部分、三六協定による無制限残業をしているトラック通運部分をどうするかなどだ。

⑦ 週四〇時間制と週休二日制は分離すべきだ。資本主義国で法律で二日制を決めている例はない。

なお労働基準審議会では、労働側委員全員によって、七六年一月二九日、「労働時間、休日、休暇に関する基準法改正意見」（五月二五日、さらに一部追加）が出された。

公務員の時短・週休二日制問題

春闘共闘委は、公務員の時短・週休二日制の早期実現を、週四〇時間労働法制化闘争の一環として重視し、七五年秋闘から七六年春闘におけるとりくんだ。

この課題は、過去数年来のとりくみをつうじ、一定の前進を示してきたが、その後の経済情勢の変動、世論の動向を口実に政府の姿勢は後退した。だが七六年春闘における粘り強い交渉をつうじ、六月一三日、「本年九月以降、人事院試行基準（一月二〇日発表）によって試行を実施する」との政府意向が明らかとなった。ちなみに、人事院の試行基準とは、つぎのとおりである。

【公務員週休2日制の人事院の試行基準】

対象　原則として、行政サービスに関係の深い窓口部門及び交替制部門を中心として、試行の各期間内において職員数の一〇分の三以内の者が参加することとなるよう各省庁において試行官署（部局を含む。以下同じ）又は試行職種を選定する。

期間　一年間とし、当該期間内における官署又は職種ごとの試行期間については各省庁の定めるところによる。

方法　土曜日ごとに当該官署又は職種の職員の四分の一の者について、職務専念義務を免除する。交替制部門に勤務する職員については、これに準じた時間数について職務専念義務を免除する。

協議　各省庁は試行の実施計画について人事院と協議するものとする。

形式　職務専念義務の免除に関しては人事院規則で定める。

なお、これにしたがい、一月二八日、週休二日制試行のための人事院規則が制定され、事態はようやく具体的な一歩をふみだそうとしている。また公務員ならび、金融機関の完全週休二日制のとりくみも重視されてきたが、これまでの労使間の合意である「五一年上期実施」にたいして、政府、大蔵省は、これが全産業への波及を恐れ、事実上ストップをかけた。このため、七六年春闘ではその状況打開にはいたらなかった。

健康自覚症状と職場改善アンケートの実施

時短共闘委員会によって、この種の調査がおこなわれたのは注目に値する。調査結果は、七六年六月一日の時短共闘委員会で報告された（調査結果は、時短共闘委員会資料 No.24 および『総評新聞』号外に掲載）。

ここには、時短共闘委員会でとりまとめた「調査の目的」、「調査結果の特徴点」などを掲げておくにとどめる。

（調査の目的）第一に「合理化」労働強化によって労働者の健康がどういう状態になっているか。労働時間短縮、週休二日制が健康状態の改善を

もたらし得ているかどうか。労働時間短縮、職場環境をめぐる諸条件の改善について、労働者はどのような要求をもっているか。また、休日、休暇、年休の消化状況はどうなっているかを調査することによって、労働時間短縮要求の裏づけ（科学的根拠）を導き出す。第二に、労働者一人一人の健康状態を点検することを通して、労働時間や労働環境との関連についての自覚を呼び起し、今後の労働時間短縮闘争を労働者自らの要求に基いた、自らの闘いとして組織していく。

二月～五月集計、六月一日発表

（アンケート実施組合と回答枚数）　全造船機械、合化労連、食品労連、紙パ労連、全窯連、全日塗、新聞労連、全印総連、日放労、私鉄総連、全港湾、運輸労連、全相銀連、全鉱、政労協、全農林、計一六単産二六、二七二名。

（特徴点）　①調査に参加した一六単産のすべてに四〇%～七〇%の高率で、健康破壊の状況が現われた。このことは、いま、すべての産業、職場に多発している、頸肩腕障害、腰痛症、自律神経失調症などの職業病が、産業や職種の特殊性によるものではなく、いわんや本人の体質によるものではなく、資本の人べらし「合理化」による労働強化によっておきている慢性疲労の蓄積（過労）によるものであること、すなわち労働そのものによっておきているということが実証された。

②職場改善要求と年次有給休暇の消化状況にも現われたが、労働時間短縮の闘いを、要員増、作業条件、作業内容の改善などと統合させた闘いとして組織し、労働の質・量を軽減させる闘いが急務であること。職場には闘う基盤（問題と要求）が充満しているということである。

③春闘共闘委員会として今後、更に内容を充実させて、定期的に調査を実施していく。

七六年春闘における時短状況

七六年春闘において、ごく一部組合にではあるが、週休二日制の一定期間返上（土曜日の無給出勤）や、一日の所定労働時間の延長、時間外割増率の引下げ、四組三交替へ逆編成などの提案すら出されてきた。

全国金属では不況による人べらし首切り合理化攻撃のなかでほとんどの組合が時短、休日増を要求した。五月末現在の東京、宮城など六地本のみの集計でも八四組合が週休二日制や一日当たり短縮などを獲得している。なかでも全金兵庫地本では数年来、秋の段階から反合、時短、労災補償要求などを統一闘争で追求し、毎年成果をあげているが、七五年秋から七六年春闘において、時短、要員増などの積極的なたたかいを対置してたたかった結果、いくつかの組合で資本の人べらし「合理化」をはね返した。

新聞労連では、反合、労災・職業病絶滅のたたかいを職場において日常的にとりんでいくなかで、時短、休日増、権利問題、定年延長などを結合させたたたかいを組織し、七五年秋から七六年春闘のきびしい情勢の下でも五〇組合以上が時短関係の成果を引き出した。新潟新聞では、交替制職場の四勤一休制（日勤の隔週週休二日に相当する）と日勤職場の隔週週休二日とその実施のための要員増を、京都新聞では、七六年度新採用四一名を含めた人員増による四勤一休体制を獲得。

朝日大阪印刷用紙では勤務体系の改悪提案にたいして「健康に悪影響」など職場の実態に即したねばり強い反撃と追及した結果、提案を阻止した。

医労協は七五年秋には三年来のたたかいによる年末年始七日連休を定着させ、七六春闘では国公病組の三十数名増員をはじめとする看護婦の要員増、夜勤制限闘争を前進させた。

合化労連では、宇部曹達が三交替職場の週休二日制を要求し、七四年秋に、週四〇時間短縮（休日六日増）獲得、ひきつづき七六年

休暇等獲得数　　（一部75年秋・年闘争含む）

合計	その他	行日給の月給制移	年末年始休日	続審議専門委設置・継時短実施の約束	育児）つわり、通院、（生休、産休、母性保護関係	交替手当	要員増	制深夜労働禁止・限	時間外労働規制	割増率引上げ	リ分休日化祝日と日曜ダブ	増国民祝日休日化
49	11			1								
134	1		4		5					2	1	2
6												2
10				2		1		1		2		
14					1					2		
10				1		3				3		
55	1			12	17		1			7	1	
16			1				2			1		
49		1	3		1	1	3			4		1
15					1							
8												
25	1			1	1							
56			30									25
26			10	多数						6		
58					15							
3										1		
39			2		9		2					
6												
19												
31		1										
19				3	6		2			2		
2												
26				1	7							
38												
32												
9												
1												
1				1								
757	14	2	50	22	63	5	10		1	62	2	30

第128表　労働時間短縮・

単産名＼区分	一日当り短縮	週当り短縮	月間労働短縮	年間総労働時間短縮	完全週休二日制	内容改善又は変則的週休二日獲得	勤務改善など交替制の四組三交替制	土曜のみ短縮又は土曜半ドン	諸休暇年間休日増	年次有給休暇増	夏休増・新設	メーデー休日化
電機労連	2			2					33			
全国金属	2		1	12	1	21		1	29	25	15	6
全造船機械	1	1		1					1			
全電線				2					2			
合化労連				4					3	1	3	
全石油	1					1				1		
食品労連	2			3		3			6	1	1	
全国ガス	1	2							6		2	1
紙パ						2	6		16	7	3	1
全日塗				14								
ゴム共闘	1			4					3			
私鉄総連	11					6			3	2		
全港湾												1
全倉運						5			1	3	1	
出版労連					8	8				21		6
映演共闘	1										1	
新聞労連		3			1	1	6	1	4	8	2	
炭労									6			
ホテル労連	2			8		1			4		4	
電通共闘		15				14			1			
政労協	1					2			1			2
全鉱	1		1									
生協労連				10					5	2	1	
繊維労連	4		2	15		2			15			
全国一般												
全農協労連	1					8						
動力車	1											
全造幣												
合計	38	21	4	75	10	74	12	2	139	71	33	17

1)　春闘共闘委調べ

春闘に再び週四二時間短縮（休日六日増）を獲得。

電機労連は七六春闘において産業別の統一したとりくみによって、二二組合が年間休日二日増をはじめ四八組合が前進。

このほか、紙パ労連、出版労連、民放労連、繊維労連、電通共闘、私鉄総連、食品労連など、七五年秋あるいは七六春闘において、時短・休日増のたたかいを産業別統一闘争で追求したところは一定の成果をあげた。

また、秋に反合闘争と結合して時短協定をかちとり、春闘ではその実現の裏づけとなる要員獲得のたたかいを展開している国鉄労組のたたかいも今後のたたかい方の一つの方向を示すものといえよう。

以上の各組合のたたかいが示しているのは、労働時間、休日、要員増のたたかいは、労働時間をめぐる職場の実態を反映した地道な要求づくりと人べらし「合理化」と対決した産業別全体のねばり強いたたかいによって、情勢のきびしさをはね返せるということである。したがって今後、これらを一部先進組合の経験にとどめることなく、全産業、全職場のたたかいに拡大することがなによりも重要となった。

七五秋闘から七六春闘における労働時間短縮闘争が一部分の前進のみにとどまったのは、経済情勢の変動による面も大きいが、組合の側にも反省すべき点があった。すなわち、労働時間短縮・休日増のたたかいを職場労働者の健康状況、労働密度、要員配置などの点検から出発する、すなわち、いのちと健康を守る視点から、大衆的要求づくりからたたかいを出発させること、このたたかいを一企業内にとどめることなく、産業別全体のたたかいとして組織していくことの努力が不足していた。

この意味から七五年秋から七六年春闘において春闘共闘委員会としてはじめてとりくんだ「健康調査アンケート」は、これからの労働時間短縮闘争の新しい出発をうながす起点ともなるものである。

これまでのたたかいによって、組織労働者を中心に週四〇時間前後、なんらかの形による週休二日制は多くの組合において達成した。今後はさらに、週三五時間、完全週休二日制の実現とそれを裏づける要員の確保にむけて、たたかいが具体的に組織される段階にいたった。しかし一方では、本工組合の労働時間短縮が、臨時工、下請労働者にしわよせをもたらしていること、そしてそれを放置していることが本工組合の時短闘争の前進をはばんでいるとの反省がでてきた（国労、電通共闘など）のも今春闘における特徴点の一つである。

最後に、時短獲得等の一覧表を掲げておこう（第128表）。

【参考資料】 (1)労働省『昭和五〇年労働運動の回顧』、(2)総評第53回大会関係書、同盟第12回大会関係書、(3)各関連単産大会（七六年）関係資料

VI 権利闘争

概要□スト権奪還闘争――「スト権スト」にいたる一般的背景／専門懇労働側委員岩井章氏辞任／野党の見解表明／公労協などの「スト権スト」戦術／専門懇、政府・自民党の動き／公労協などの「スト権スト」に突入／政府、自民党見解の表明／「スト権スト」の続行と自主的中止／スト権奪還闘争の総括／処分と損害賠償訴訟／政府の「スト権スト白書」／スト権問題と立法構想：スト権問題の処理について／国鉄再建とのかかわりでのスト権問題／**民放労連における下請社外工の社員化闘争**――七五春闘以降の経過とたたかいの教訓／雇用保障協定の要求基準／行政機関を活用したたかいの指針

概要

一、今年度の権利闘争として特筆すべき第一は、なんといっても公労協・地公三単産が実施した八日間にわたる「スト権スト」であろう。スト権を剝奪されて以来、官公労働者がすすめてきたスト権奪還闘争は、七三年一一月公務員制度審議会答申、七四春闘の「合意五項目」にもとづく閣僚協設置、同専門懇の発足、七五年一一月二六日の同専門懇の「意見書」発表と、いくつかの大きなヤマ場を迎え、大詰めの段階にいたったかのごときであったが、労働者側の予想どおり右「意見書」は、法改正に向かって評価すべき積極的な内容はなに一つ示さないばかりか、逆に歴史の歯車を一〇年以上も前に逆戻りさせるという反動的な内容のものであった。したがって、労働者側のストライキの積み重ねによる実質的なスト権回復要求の盛りあがりは強く、ついに七五年一一月二六日を期して、公労協・地公三単産は三つの具体的要求をかかげ「スト権スト」に突入した。このストライキは一九二時間、八日間にわたって整然と打ち抜かれ、まさに未曽有のストライキとなった。だが国民生活に与える影響の深刻化を考慮して、三要求の解決をみないまま長期的たたかいに向けてたたかいの再構築を確認し収拾された。八日間にわたって整然と打ち抜かれたこの「スト権スト」は、労働者側の主体的

力量が四半世紀にわたる闘争の過程で明白に強化されたことを端的に物語るものといえる（スト権ストにたいする国際自由労連の支援については本年鑑Ⅱ—X「国際労働組合運動と日本」を、労働者政党の対応は同Ⅱ—Ⅳ—X「政党」を、経営者団体の対応について同Ⅲ—V「経営者団体の労働政策」を参照）。

一、実質的なスト権回復闘争にあわせてすすめられてきた立法闘争は今年度にはいっていっそう活発に展開され、労働者側・当局側はもとより野党各党、諮問機関、あるいは第三者個人などによる「立法私案」、見解などが発表された。しかし、これらは内容的にあまりにも大きな隔たりがあり、その調整の見通しはまったく立たない実情にある。

一、いわゆる社外工的な下請労働者をめぐり、この種雇用形態から派生する不安定・差別雇用などの問題は、今日わが国の全産業的な問題となってきている。とりわけ、民間放送関係・航空会社関係では、この種雇用形態から派生する問題が、不況・「合理化」進行下の労使関係において大きくクローズアップされ、労働組合として避けてとおれない権利闘争の主要な課題の一つとなっているといえる。そこで、いくつかの民間労働組合で今日とりくまれている不安定・差別雇用などの撤廃闘争のなかから、今年度は民放労連における闘争をとりあげることにする。

1　スト権奪還闘争

1　「スト権スト」

「スト権スト」にいたる一般的背景

政府は、七四年春闘における春闘共闘委との「合意五項目」にもとづき、政府側のいう二年を目途とし、「昭和五〇年秋頃までに結論を出すよう努力する」一環として、①公共企業体等関係閣僚協議会を設置し、あわせて②各界二〇人の専門委員に委嘱し、公共企業体等関係閣僚協議会専門委員懇談会（座長・小野吉郎ＮＨＫ会長）を設置した。そして後者つまり専門懇は、七四年八月二日の初会合を皮切りに、七五年一一月まで、「三公社五現業のあるべき性格と公企体等の労働基本権問題」の検討を重ねてきた。

もっとも同専門懇について、公労協を中心とする労働者側の批判はきびしく、たとえば「政府・専門懇はスト権問題を正面から検討することを避け、経営上の諸問題を先行検討し、スト権を認めることの困難性の根拠を探求している」と指摘し、したがって「政府には真剣に労働基本権の結論を求める意思はない」（公労協のＩＬＯ

に対する『スト権問題に関する近況報告』）とまで批判し、七五年一〇月一四日にいたり岩井章専門懇委員を辞任させ、専門懇の解散を要求したほどであった。

だが、いずれにしても、専門懇が出す予定の「意見書」の内容と時期等が、七五年秋のスト権奪還闘争に大きなかかわりをもつことはいうまでもなかった。

他方、スト権問題の背景は、さらに高度な政治的性格をもち、それだけにきわめて複雑かつ経過も流動的であった。たとえば、七四年春闘における三・二七スト（中止）を前にした国鉄における年度内処分発表延期措置とその際における当局の「スト権条件つき付与」ともいうべき考え方の出現をはしりとし、七五年春闘後には、政府見解として、ストと処分の悪循環を断ち切るため、公労協にたいする処分を今回限りとすることが国会の場でも明言されるなど、国鉄、専売、電電当局などの「条件つきスト権付与」論が、政府筋の見解でもあるかのごとき様相を示した。だが、また同時に、のちに明らかになったが、そうした「スト権付与」の考え方が、政府、自民党、財界筋の主要な流れでもないことが、やはり「スト権スト」の背景としても見のがせなかった。

したがって、公労協を中心とした組合側の七五年秋におけるスト権奪還闘争の展開に際しても、さしあたり、専門懇の予想される「意見書」の提出時期と内容、国鉄当局などの「条件つきスト権付与」意見をめぐる国鉄など内部の動向と、さらに政府・自民党の意見分布と対応など、そしてスト権奪還ストについての国民世論の動向など、きわめて複雑かつ多面的な情勢についての判断が必要とされた。

そうした一般的背景のもと、政府、自民党、当局、組合等の動きは、七五年九月にもなると、すでに具体的かつ活発化していった。公労協は、スト権奪還へ向けて長期ストを含む方針を決め、さらにＩＬＯをはじめ、欧米、アジア諸国に代表団を送り、スト権問題の国際的支援を求め、ＩＬＯに「近況報告」をおこなった。他方、政府・自民党の側でも動きは活発化しはじめ、それと同時に、条件つきスト権付与論とならんで、スト権についての強い慎重論も台頭しはじめた。一〇月にはいり、事態はさらにすすんだ。

専門懇労働側委員、岩井章氏辞任

一〇月一四日にいたり、かねて辞意を表明していた専門懇委員の岩井氏が正式に辞表を提出した。岩井氏は、公労協推せんのうちでただ一人認められた委員であり、専門懇の場では九月二五日、「公企体等職員の労働基本権についての意見」を提出し、スト権保障を強く主張していた。だが専門懇のなかでは、まったくの少数意見であった。加えて一〇月九日、専門懇の席上で、出席した三公社当局が、スト権問題について、いずれも「高度の政治判断に属する事項」（国鉄）、「高度な政治的・立法政策的問題」（電電）、「高度の立法政策の問題」（専売）との理由のもと、いずれもスト権付与に関し明言を避けた。これにたいし、すでに岩井氏は、政府・自民党から三公社当局にたいし、〝不当な圧力〟が加えられているとして辞意を表明していた。そして「専門懇の運営が公正を欠き、設置の趣旨に背反する」として、公労協をつうじ辞表を一四日提出した。

岩井氏が辞表を提出した当日、自民党においては椎名副総裁が見解を表明し、「三公社五現業の職員にスト権を与えることは、春闘などで闘争を激化させるだけだ」と、スト権付与に強い反対意見を

述べたと伝えられている。こうした自民党のタカ派的意見の表明をはじめとして、その後、スト権に関する各方面の見解がつぎつぎに表明されていった。たとえば自民党内では椎名副総裁につづき、その後、田中前首相もスト権付与に反対を表明し、もし付与が必要なら民営に移すべきだと述べたと伝えられている（『朝日新聞』一〇月一九日付）。

野党の見解表明

一方、野党の見解も、共産党が一〇月一七日に表明したのをはじめとして、一〇月中に出そろった。共産党見解は、スト権を全官公労働者に保障すべきこと、処分撤回、犠牲者の損害回復、スト規制法廃止を骨子としていたが、同時に官公労働者がさらに〝国民奉仕〟の自覚を高める必要を強調していた点で注目された。民社党は一〇月二九日、当面、国鉄、郵政、電電に限って、〝首相の差し止め命令権〟などの条件つきでスト権を付与すべき旨、見解を表明した。いわば条件つき付与論であるが、その条件の具体性において注目をひいた。

公明党は一〇月三一日、竹入委員長の遊説演説のなかで、①スト権付与、②その権利行使には必要最小限の規制条件をつけるとの見解を打ちだした。他方、社会党は、労働基本権確立特別委員会をかねて設け、「無条件付与」の考えを明らかにしていた。

このように、野党見解も出そろい、かつ自民党内でも、タカ派的意見とハト派的意見（条件つき付与）が交錯していた。また一〇月九日には、見解表明を避けた国鉄など当局も、一〇月二一日、衆議院予算委員会において、藤井国鉄総裁、泉専売公社総裁、米沢電電公社総裁とも、条件つきスト権付与の考えを表明し、改めて波紋を生じる結果ともなった。

公労協などの「スト権スト」戦術

ところで、公労協および地公三単産の「スト権スト」戦術は、すでに九月段階から模索されはじめていた。たとえば九月五日の公労協拡大共闘会議、九月一七日の公労協臨時全国代表者会議などでは、政府に①スト権保障の明確化、②関係法改廃の検討、③法改正までの間、処分はおこなわないという三つの要求を明らかにし、閣僚協の動向を見きわめながら一二月段階に長期強じんなストを構えることを決定していた。

その後、一〇月段階にはいり、内部調整のための戦術の検討が深められていった。その際、当局側が「条件つきスト権付与」の見解を表明していることから、スト権闘争ではもはや政府が直接の相手だという判断に立ったことはいうまでもなかった。とくにスト権問題が国会審議にのぼり、また専門懇の動きなどから、政府が判断を迫られるのは一一月下旬だという分析に立ち、これまでの一二月段階の長期ストの考えから、一一月下旬をヤマ場とする戦術設定へと傾いていった。事態は、しだいに緊迫の度合いを深めた。

専門懇、政府・自民党の動き

専門懇の答申とりまとめの作業は、容易にすすまなかった。そして一一月五日までに起草委員会の大筋の見解がまとまったといわれ、翌日起草小委員会がやっと設置され、いずれにしても答申はのびのびになっていた。そのうえで、政府側が、〝専門懇の答申待ち〟という建て前のもとで結論を事実上引きのばしていたのは明らかであった。しかも政府・自民党内では派閥抗争も作用し、条件つきスト権付与論はしだいに後退していった。さらに専門懇の意見書の内容も、三公社五現業のスト権付与について分離・分割の方向で結論を出し、

しかも経営形態論を先行させ、スト権の結論を先送りさせようという動きにあることが新聞紙上で報道された。

公労協などの「スト権スト」戦術決定

そうした状況のもと、公労協は一一月一〇日、共闘委員会を開き、当面の方針を協議した。その結果、結論を引きのばしている政府にたいし、二五日までにスト権問題にたいする態度を回答するよう申し入れ、前記三要求に沿った満足する回答が得られない場合、二六日から最大限の長期、強力なストを決行することを決めた。

ついで二〇日に緊急拡大全国代表者会議を開き、要求は、①政府がスト権を承認する旨の態度を明確にすること、②立法までの期間を明確にすること、③法改正まで一切の処分凍結の三つであることを再確認し、二五日までに「最終結論で全面スト権付与の言質」か、「全面付与を前提とする極めて確度の高い感触」を政府から得ないかぎり、二六日からのストの延期も中止もありえないとの重大決意であることを明らかにした。ちなみに、公労協、地公三単産の戦術内容はつぎのとおりであり、とくに公労協の一〇日間の連日ストはまさに史上空前のものであった。

【各組合の戦術大綱】

◇国鉄＝国労が26日から三日間、全列車、電車、船舶、東名・名神高速バスをストップさせたあと、29日から四日間、国電、新幹線を除く波状拠点スト、さらに12月3日から三日間、第二波の国鉄全面ストップ戦術をとる。

動労は26日から国電、新幹線の96時間（四日間）ストのほか、残る線区を三組に分け26日から交互に48時間ストに参加させ、12月2日からは再び国電、新幹線の48時間以上のスト。

◇都市交通＝地方公営交通三十九組合のうち大阪を除く七大都市（東京、横浜、川崎、名古屋、京都、神戸、札幌）は26、27の両日始発から正午まで半日スト、28日はまる一日スト。残る中小三十一組合は26日に午前8時まで、27日は同10時までの時限ストに続き28日は正午までの半日スト。

◇郵便＝全逓は府県単位の48時間波状ストを連日、拠点を動かしながら行い、26日は四万人、27日から約八万人が連日スト入りするため、スト拠点で大幅な遅配。

◇電話＝全電通は府県単位の48時間ストを隔日に拠点を動かしながら波状的に行い、連日七万人が参加するため、一〇四、一〇五番などが混乱。

◇林野・専売・印刷・造幣・アルコール専売＝全林野は26日から五万五千人の全組合員の三分の一ずつが、まる一日ストを三日間続け、29日以降は連日約九千人のまる一日スト。全専売は26日一万一千人がまる一日ストをするのをはじめ、五日間で全組合員がまる一日ストに加わり、あと反復。全印刷も26日以降、五日間で全組合員がまる一日スト、アル専も拠点スト、あと反復。全造船は連日拠点スト。

◇地方自治体＝全水道が百三十一の全組合で26日正午まで半日スト、27日は東日本、28日は西日本、29日に再び全組合がそれぞれ半日スト、12月3日からブロックごとに時限スト。また、自治労は26日に一時間の時限スト。

公労協、地公三単産全面ストに突入

「スト権スト」は、収拾への手がかりをまったくつかめぬまま、ここに全面突入となった。たとえば二五日、春闘共闘委と井出官房長官、長谷川労相との話し合いがもたれた。そして組合側の「三木首相がスト権を与える、という決断をする以外、二六日からのストは回避できない」という申し入れにたいし、官房長官は「専門懇の結論が出ないうちは首相は決断するわけにはいかない」と述べ、話し合いはまったくの物別れに終わった。また社会党も二五日の代議

士会で、「政府側と安易な妥協や非公式折衝は一切しない」と確認していた。他方、政府・自民党側は、「違法ストに妥協せず、きびしく糾弾すべきだ」との態度を確認しつつ、二六日の専門懇意見書提出を受けて関係閣僚協を開き、一二月上旬を目途に基本方針を出そうとしていた。

かくして二六日以降、史上空前の全面ストが続行された。二六日の専門懇意見書は、すでに予想されていたとおり、経営形態変更がきびしい条件つき争議権付与の前提であること、その場合にも国鉄、郵便等は国営として争議権を認めず、他と分離処理をするといった内容を基本骨格とし、およそ組合側が納得する内容であるどころではなく、先の第三次公制審答申とくらべても、さらに後退した内容となっていた。労働側は、同盟系をもふくめ、いっせいに反発した。公労協、地公三単産は、戦術を強化し、さらにストを続行した。

政府、自民党見解の表明

「スト権スト」への事実上の回答は、前記の専門懇意見書であり、さらに自民党、政府の見解表明であった。そのいずれもが、組合要求と程遠くかけ離れており、むしろ組合にたいしきわめて挑戦的であり、その性格において反動的ともいえるものであった。ちなみに自民党見解、および一二月一日の政府声明（三公社五現業等の労働基本権等に関する政府の基本方針）を掲げておこう。

【自民党見解】

1　専門懇の意見書を尊重しその具体化について検討する。

2　三公社五現業はその公共性にかんがみ法秩序を維持し円滑な労使慣行の確立に努める。

3　当事者能力を強化する。

4　公労法など労使関係の諸法案を審議会を設置し出来るだけ早期に結論を出す。

5　これらの問題を検討するため政府に審議会を設置し出来るだけ早期に結論を出す。

【政府声明】

政府は、かねてより三公社五現業等の労働基本権問題等について検討してきたが、その基本方針を次の通り決定し、健全な労使関係の確立を期する。

一　法を守ることは、民主主義の根幹をなすものであり、本問題の解決には、このことを確認することが必須（ひっす）の前提となる。

二　公共企業体等関係閣僚協議会は、専門委員懇談会の意見書の趣旨を尊重し、その内容の具現化につき検討を行う。

三　三公社五現業について、経営形態のあり方及び料金法定制度等の改正を含む当事者能力の強化の方途を検討する。

四　現行の公共企業体等労働関係法はじめ関係法規を全般的に検討し、必要な改正を行う。

五　以上につき、できるだけ早急に結論をまとめ、行政上の改革及び法案の国会提出を行う。

「スト権スト」の続行と自主的中止

前記の専門懇意見書、政府声明をもってしては、ストの収拾の手がかりはまったくなく、公労協はむしろ態度を硬化させたのはいうまでもない。ストは続行されていたハト派的意見がだが同時に、政府、自民党内部にこれまであったハト派的意見がほぼ封じこめられ、これ以上、新しい前進的な動きが出てくることはもはや期待すべくもなかった。それとともに、スト長期化による国民生活への影響も、一週間近くになるにつれ、ようやく深刻化しはじめていた。加えて、国民にたいするストライキ権奪還のアピールとしては、もはや目的を達したといってよい。

そうした状況のなかで、「スト権スト」の自主的中止という冷静かつ適切な方向が出はじめた。公労協は、二日深夜から三日午前まで断続的に、単産委員長会議、拡大共闘委員会を開き、諸情勢を分析、討議した結果、三日二四時をもってストを自主的に中止し、この貴重な闘争の経験をもとに、来春闘およびそれ以降に向けてたたかいを再構築していくことを確認した。そして、この歴史的な未曽有の「スト権スト」を収拾するにあたって、統一闘争をともにたたかい抜いた組合員と国民にたいしつぎのごとき声明文を発表した。以下のごとくである。

【全組合員に訴える（七六年一二月三日）】

（略）政府の見解とは別に、われわれはここでいったん自らの判断で闘いを中断することを決意した。スト権奪還の闘いはまだまだ続く。長い道のりの中の「水入り」にすぎない。決して敗北でもなければ、政府の圧力に屈したことでもない。われわれには闘う余力は十分すぎるほど残っている。

われわれは、はじめから泥沼闘争をさけなければならないと考えていた。そのことのイニシアチブをとるのは政府である。だが、三木内閣にはその能力がない。勤労国民・中小企業労働者の高まる切なる声を、われわれは大切にしたいのである。また、このことは戦線が膠着しているときの戦術の鉄則である。

全組合員諸君！　われわれは確信をもとう。われわれの闘いで、スト権とはなにかについて国民の理解をひろげ、勤労国民の多くの支持と協力を得ることができた。また、政府・自民党を混乱させ、追いこむこともできたではないか。

正義の闘いは世論をつくり、世論は政府を包囲する。闘う戦術の幅と厚みをもっと大きくするなら、必ず勝利できる展望をわれわれはもつことができる。

スト権奪還は、われわれの悲願である。二十七年前スト権が奪われたとき、われわれは反対の声を大きく組織することができなかった。いまは違う。われわれはここまで前進してきた。そしてさらに前進しつつある。この足音こそ不滅であり、不敗である労働者の叫びである。

今次闘争に寄せられた日本社会党の不眠不休の努力、さらに革新政党、支持する会および民主団体等から寄せられた支援について深く感謝する。

われわれはくりかえし、スト権保障三項目について政府に要求する。再検討のため一定期間をおくことにする。だが彼らが理解を示さないなら国民とともに立上り、当面は明春闘にむけて闘いを持続的に展開する。

われわれの闘いに理解と協力を与えてくださった国民のみなさんに深く感謝するとともに、闘いに立上がった全組合員とその家族の各位に対し深甚なる敬意を表して、闘いを中断することを指令する。

公労協、地公三単産

【国民のみなさんに感謝する（七五年一二月三日）】

国民のみなさん、私たちはいま、みずからの判断で闘いを中断することをきめました。

私たち三公社五現業の労働者は、昭和二十三年アメリカ占領軍の命令で労働者の基本的権利であるストライキ権を奪われてから二十七年間、その回復をめざして闘ってきました。その間、歴代自民党政府は私たちの願いをふみにじってきました。今度の闘いは私たちのやむにやまれぬ闘いでした。

私たちの闘いは多くの国民のみなさんの生活に大きな影響を与えました。私たちはみなさんの生活と権利の大切なことも十分知っています。そのためにも一日も早く事態を解決するよう努めてきました。しかし、三木内閣は私たちの要求をまたもふみにじりました。労働者ばかりでなく多くの国民のみなさんも三木内閣の不誠実さに怒りをぶつけてくれました。私たちは国民のみなさんのご支援があってこそ、私たちの願いが実現すると思っています。

国民のみなさん、スト権回復の要求は充たされたわけではありませんが、私たちは国民のみなさんの切実な声が限界に達していることを考え、みずからの判断で闘いをいったん中断しました。みなさんのご協力を得ていっしょになってこれからも闘っていくことがもっとも大切なことだと考え

ています。

この八日間、みなさんの生活に多大の支障を与えたことをおわびするとともに、多くの国民のみなさんが私たちの闘いに対していままでにないご理解とご支援をいただいたことを深く感謝します。

公労協

かくして、八日間、一九二時間におよぶスト権奪還闘争の総括

「スト権スト」を決行してさえもなおスト権奪還の具体的足がかりとして得たものは、ほとんどなかった。とはいえ、組合側に、いわゆる敗北感はなかった。むしろ自分たちの組織的力量に自信をもち、今後への闘争経験を蓄積したといえる。公労協は、スト中止後間もない一二月六日、「中間総括」を発表した。以下に、要旨を掲げておく。

(1) このストを通じ、政府は組合の三要求を認めず、三公社総裁の見解や、過去における国会答弁の内容をもくつがえし、一〇年前の公務員制度審議会設置以前の状態にあと戻りさせる見解を出した。これは二七年間にわたる闘いを、今次闘争の具体的要求に限ってみれば、少なくとも後退させたことになる。

(2) 今次闘争の収拾は、権利闘争の長い道のりの中の「水入り」にすぎない。われわれは、政府の一方的見解とは別に、自主的な判断によって闘いを中断したのであり、決して敗北でもなければ、政府の圧力に屈したのでもない。

(3) 今後の闘いは、政府と労組のどちらが、相手にまさる力量を味方につけるかにかかっている。今度のストを通じ、勤労団体の間に「スト権とは何か」の理解を広げ、多くの支持と協力を得たことは画期的だが、ストの影響増大で、労組側が批判されたことも事実だ。この切なる声を大切にする見地から、ストを中断したが、正義の闘いは世論をつくり、世論が政府を包囲する戦略は大事で、勝利の展望につながる。

(4) われわれは地方公務員三単産とともに強力な闘いをしたが、敵の力をしのぐにいたらなかったことは率直に認める。また、総評や春闘共闘委が、民間組合の停滞傾向により、われわれの闘いを十分に包めなかったことも反省しなければならない。指導部が自己批判するとともに、今後は真の産業別統一闘争と、これを基礎にしたゼネストが、次の課題として提起されねばならない。

(5) 以上の中間総括に立ち、今後の闘争を次のように取り組む。まず処分は認めない立場で当局と交渉、刑事弾圧があれば、徹底的に闘う。また国会の場で、政府見解のなかの「専門委懇談会の意見書尊重」の条項を可能な限り排除し、スト権回復を追及する。

(6) 来春闘でどのような闘争を組むかは、春闘共闘委全体の構想ともからめて今後決めるが、三木内閣を相手にスト権問題の解決はむつかしいので、内閣打倒の闘いにも発展させる。政府、自民党による損害賠償の要求は真っ向から受けて立つ。

今後もスト権闘争の正当性と政府・自民党の反動性を明らかにし、公労協の闘いに対する勤労国民の理解を広める宣伝行動を強化する。

ところで政府は、国民に向かってこのスト権スト」を違法ストとし、強圧的態度で処分と損害賠償訴訟

これに対応してきた。とくにストの終了後、自民党の圧力に従って当局にたいし、「スト権スト」にたいする大量処分を強行させるべく強力な圧力を加えた。三木首相は国会では再三処分問題について政府は介入しないことを言明しておきながら、一二月二八日「姿勢を正すための緊急措置」と題する念書の提出を国鉄当局に求め、三項目の約束をとりつけたが、そのうちの一項目は「一九七六年一月中にスト権ストの処分を厳正に行う」というものであった。また自民党も七六年一月二九日「政府および公企体等当局はすみやかに厳正な処置を講ずべきである」との中曽根幹事長の談話を発表し(『朝日新聞』一月二九日)、三公社五現業当局に圧力を加えた。そし

第129表　スト権ストたいする処分（76.7.31現在，公労協）

組合別＼種別	解雇・免職	停　職	減　給	戒　告	訓　告	厳重注意	合　計
国　労	9	157	903	2,509	48,857	16,494	68,929
動　労	6	109	513	1,069	19,810	21,056	42,563
全　逓	9	164	1,722	24,591	142,920		169,406
全電通		355			8,300	257,169	265,824
林　野	1	107	183	2,870	37,226	215	40,602
専　売	3	34	168	48	604	31,883	32,740
印　刷		2	8	11	53	5,588	5,662
造　幣		2	12	6	9	1,366	1,395
アル専			3	2	17	279	301
合　計	28	930	3,512	31,106	257,796	334,050	627,422

て、第129表のごとく六二万七四二二人にのぼる大量な処分が強行されたのである。その内容は解雇・免職が従来にくらべ少なく、いわゆる段落としがなされていることは事実であるが、その量においては最大規模の処分であったということができるものである。

つぎに、政府・自民党は国鉄当局をして「スト権スト」を理由に国労と動労にたいし二〇二億円を越える損害賠償請求訴訟を提起させた。「スト権スト」の最中の一二月一日、運輸大臣は国鉄総裁を呼んで損害賠償の検討を指示し、一二月六日自民党の交通部会において「ストによる損害賠償も一月末までには労組に請求する」と報告した。そして一二月二八日には前記念書をとりつけ、その第一項目において「一九七六年一月中にスト権ストに伴う損害賠償を関係労働組合に請求する。これに応じないときは、すみやかに訴訟を提起する」ことを約束させた。国鉄当局は翌年二月一四日、不法行為を理由に損害賠償を提起した。

その動きは、民間企業にも活発かつ迅速に波及しつぎのごとき損害賠償請求訴訟が提起されている。

【損害賠償請求訴訟が提起されたもの（七六年七月三一日現在）】

① 岡田一郎事件（物品製造業）　提訴月日・七五・一一・二七、原告・岡田一郎、被告・国労、請求の趣旨・タクシー代二千百六十円、弁護士料五十万円、計五十万二千百六十円を支払え

② フットライフ事件——提訴月日・七五・一一・二八、原告・株式会社フットライフ新聞社、被告・国労、日本国有鉄道、請求の趣旨・七〇万円を支払え

③ 非破壊検査事件——提訴月日・七五・一二・二〇、原告・非破壊検査株式会社、被告・国労、動労、請求の趣旨・四万七千百九十円を支払え

④ 愛媛青果連事件——提訴月日・七六・一・一四、原告・愛媛青果農協

連合会、被告・国労、動労、日本国有鉄道、請求の趣旨・五千四百八十六万九千円を支払え。

⑤国鉄損害賠償事件――提訴月日・七六・二・一四、原告・日本国有鉄道、被告・国労・動労、請求の趣旨・二百二億四千八百二十七万八千円を支払え。

政府の「スト権スト白書」

政府は「スト権スト」後、内閣審議室が関係各省庁の協力を得て作成した「スト権奪還違法ストライキの経過とこれに対し講じた政府の措置等について」と題する「スト権スト白書」を政府部内資料としてまとめた。このなかでとくに注目されるのは、生活物資確保対策は、①国民の自衛措置、②政府・当局側の努力、③経済活動の落ち着きなどの点から順調におこなわれたと評価すると同時に、「経済活動がさかんなときに、長期にわたってストがおこなわれたならば、影響はもっと違ったものであったかも知れない」と警告している点である。その要旨は以下のごとくである（『読売新聞』七六年七月一一日付）。

政府は十一月二十六日のスト突入と歩調を合わせ、「生活物資等緊急連絡本部」（本部長・福田副総理）を設置、生鮮食料品、灯油・LPガスなど冬季燃料確保を重点に対策を立てたが、民間で事前にスト突入時の自衛手段が講じられていたこと、トラックによる代替輸送がスムーズにいったため、「今回のストに伴う生活物資等の確保対策は、極めて順調にいった」と評価。その反面、中央と地方との間でスト対策面でズレがあったことを認め、「今後、関係省庁の窓口を明確にして地方公共団体との連絡協調を密にすることが必要」と指摘。

また、ストによる被害については、①国鉄関係で旅客約一億五千百二十万人、貨物約三百九十五万トン②都市交通関係では旅客約千七百万人が影響を受けたほか、通運業者、観光地のホテル、旅館業者も大きな損害を受けたとしている。さらに交通マヒのショックは、具体的に駅ビル名店街や駅周辺商店街で九〇―五〇%の売り上げ減として現れたほか、ミカンの積み残しや値崩れ、盛漁期のアジ、サバ、サンマの価格低迷につながったと分析している。こうした間接的影響として、中小企業の一部で売掛金回収に支障が生じた結果、資金繰りが苦しくなった例があったことや、従業員の確保難から生産減に追い込まれたケースなども指摘している。

以上の分析を踏まえて、この〝スト権スト白書〟は①国民の自衛措置②政府、当局側の努力③経済活動の落ち着き――から、今回のストの影響はある程度減殺されたと結論づけた後、「経済活動が盛んな時に、長期にわたってストが行われたならば、影響はもっと違ったものであったかも知れない」と警告している。

国鉄関係影響内訳（単位は本数）

	区分	計
旅客	新幹線運休本数	1,810
	特急・急行運休本数	11,974
	国電運休本数	59,535
	その他運休本数	69,792
	計運休本数	143,111
	影響人員	15,120万人
貨物	プレートライナー運休本数	972
	その他運休本数	42,921
	計運休本数	43,893
	減送トン数	395万t
	合計運休本数	187,004

2　スト権問題と立法構想

官公労働者のスト権問題処理をめぐって、法改正へのとりくみは今後の問題であるが、今年度も各方面から公労法を中心とした立法構想の構築に向かっての予備的作業が具体的にすすめられた。また、公共企業体のあり方、わけても国鉄再建の方途をめぐっての諸見解が、スト権問題と併行して相次いで出されたことに今年度の特徴をみることができる。以下に㈠スト権問題の処理について、①労働者側、②当局側、③諮問機関、第三者個人、④野党の見解、㈡国鉄再建問題について、①労働者側、②諮問機関の見解等の概要を紹介しておく。

スト権問題の処理について

労働者側の見解

【公企体等職員の労働基本権についての意見（閣僚協専門委員、岩井章、七五、九・二五）】

1　ストライキ権が超憲法的に剝奪され、そのために人間としての尊厳性が著しく損なわれ、物質的にも精神的にも多大の被害を受けている。…という公労協各労働組合の主張にもみられるように、スト権問題については、いろんな経過を辿っているが、政労、又は労使関係にぬぐいさることの出来ない不信感が生じている。

昨年の政府と春闘共闘委員会との間に合意した五項目は、スト権の認められていないことから起きている労使関係の異常な状態を解消するためになされたものであり、あいまいな態度を政府がとったり、本専門委員懇談会が、仮にスト権を否定することとなれば、再び取りかえすことの出来ない不信感の極限を生み出し、収拾のつかない紛争状態を招来するおそれもなしとしない。

そうさせないためにも、本委員会は、大胆に答申を出し、国民の負託に応えるべきである。

2　現状では、スト権の否定によって労使関係は歪められており、必要以上に紛争の多発となっている。

スト権を認めることによって、労使間交渉に権威をもたせることとなり、自主解決への当事者間の責務についての自覚と責任体制を確立しうる。

3　当事者能力問題は、公制審答申でも明らかなように、その強化をはかる政府の責任において進めるべきであり。現状の経営実態から判断して、スト権の是非を論ずることは重大な誤りを犯すことになり、さらに国際的批判を招くことになる。そのことは従来のＩＬＯ等における勧告や、批判をうけた経緯からも、容易に想定できる。

したがって政府は勇断をもってこのことにも対処すべきである。

4　労働者の権利は、政府自からがそれを保障し、保護すべきものであり、そのことの実践によってこそ民主国家としての政府の権威をゆるぎないものとすると確信する。

その権利の保障と保護は、特定の労働者を除外することは、如何なる理由を付そうと正当化出来るものではないと考える。

5　スト権が否定されている現行法のもとでのスト多発が問題とされているが、法によって保障されていたスト権を剝奪されたという歴史的経緯から権利の奪還という意識が、二七年間蓄積されたこととあいまって、異常な労使関係の対立に発展していったことを、十分見極める必要がある。

さらに、ストによる国民の迷惑論が存在するが、大、小の相異はあっても、ストが国民に迷惑を与えることは、いかなる産業においても必然性をもっており、それを一定の範囲内で受忍することが、近代社会としての一つの要件でもあり、容認されるべきだと思う。

6　スト権の乱用による政治、経済の混乱を危惧するむきもあるが、民

主主義の定着によって、国民世論が一定の抑止力となることも留意し、民主主義を着実に高揚させるためにも、基本的権利としてのスト権回復は明確にすべきである。

7　公労協の意見にもあったように「スト権を絶対無条件のものとは考えていない」という表現は、労働組合自からが、現在の社会的認識のうえに、自からを律する態度として率直に受け止めてよいのではないか。

8　先進資本主義国家では、官公労働者を含めて、労働基本権を尊重することは、国際的常識となっているが、国際的に評価される民主主義国家として、社会、経済の発展をめざそうとする日本としては、経済基盤の大きな柱である労使関係の正常な安定――労働基本権の尊重――を前近代的な状況のままに放置しておくことは、自由主義国家としての重大な瑕疵を、国際的に負うことになる。

9　以上のことから、スト権の立法的措置については、政府においてさらに検討を加える必要があると考えるが、現段階においては、憲法二八条を遵守する政府の態度として、「スト権回復」を明白にすることをもって、国民に示すべきであり、そのことが閣僚協専門委員に課せられた任務であると考える。

三公社当局の見解

【国鉄・電信電話・専売公社の閣僚協への見解（日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本専売公社、七五・一〇・九）】

i　労働基本権問題について（国鉄）

1　労使関係

国民に迷惑をかける争議行為に至らしめず、平和的な解決を促進することが、労使双方の責務である。

このため、(1)国鉄――労働条件については、国鉄自身で自主的かつ弾力的に解決すること、(2)労働組合――社会的責任の自覚

2　争議権

公制審答申で指摘している通り、幅広い見地から検討すべき問題であって、高度の政治判断に属する事項である。

(1)争議権を付与しない場合――有効かつ適切な抑制措置が必要

(2)争議権を付与する場合――争議権行使にあたっての規制措置、違反に対する実効性を担保する強力な措置が必要

3　当事者能力の強化

労使関係の正常化を促進するための施策が、あわせ講ぜられることが必要である。

(1)団体交渉において、労働条件に関する問題を自主的かつ弾力的に解決しうる能力をもつこと

(2)　当事者能力を真に発揮するためには、財政基盤の確立、すなわち財政再建対策の早急な樹立が不可欠の要件

ii　労働基本権をめぐる諸問題について（電電公社）

1　まえがき（略）

2　争議権について現状どおりとされる場合の問題点と対応策

近年、違法なストライキが多発化、長時間化する傾向の背景には、労働組合側にストライキに対する安易感があることも事実であるが、他面、自主能力に対する制約により、団体交渉が行きづまることに起因する場合も多く、このことは特に賃金問題についてあてはまる。公社としては、それが職員の労働条件の最重要事項の一つであると認識のもとに、関係機関にも精力的に働きかけ、自主交渉段階で有額回答をできるようにするなど努力をしてきているが、なお、現行の予算制度、給与総額制度等の制約から当事者間のみでは解決できないという実態がある。

そもそも、安定した労使関係を維持するためには、職場秩序の確立と、労使双方がそれぞれ労使間の問題を解決するに必要な当事者能力と責任をもつことが不可欠である。特に経営当局に紛争解決のための当事者能力が不十分である場合には、労働組合は当局に対し不信感を高め、紛争はさらにこじれ、果ては政府に向って行動する口実を与えかねない。

そこで、労使紛争を未然に防止し、労使の相互信頼に基づく健全な労使関係を確立するためにも、さきに第一一回の当懇談会において公社が要望したとおり、まず現行制度上の諸制約を緩和して、①損益勘定予算を国会議決から外すこと、②給与総額制度を廃止すること、③料金は専門の委員会又は政府が決すること、という自主能力の強化拡大を図ることが先決で

あり、このことは、諸外国の公共企業体制度からみても十分可能であると信じている。この自主能力の強化によって労使の自主的な団体交渉が大いに促進され、争議行為に至らずして労使紛争が解決される体制が相当程度整うことになるであろう。

しかしながら、これによっても労使関係は段階的改善にとどまるにすぎず、違法なストライキの絶無は期しがたいので、何らかの強力で有効な措置を、高度な政治判断により講ぜざるを得ないであろう。

3　争議権が与えられる場合の問題点と対応策

公社の職員及び労働組合に争議権が与えられる場合、当然公社側にも対等な当事者として、前述の自主能力の付与が必要であることは論をまたないところであるが、さらに労働組合等の争議行為への対抗手段が付与される必要がある。

現在、電話の自動化、全国ダイヤル即時化の急速な進展に伴い、ストライキにより通話が大きく混乱するような事態は幸いこれまでは生じていないが、不幸にしてストライキに入った場合であっても、公共企業体としての公社の使命を全うするため、争議行為の実施にあたっては少なくとも次のような規制措置等及びこれを確保する手段が必要であると考える。

①労使間の紛争点及び双方の主張点の国民への公表義務
②調停前置
③争議行為の予告
④争議行為の停止命令、強制仲裁
⑤政治スト等公社限りでは、解決不可能な争議行為の禁止
⑥手続違反、停止命令違反等の争議行為に対する責任の明確化
⑦非常・緊急サービス、非常災害時の通信及び設備保安要員の確保
⑧労働組合の行う怠業、部分スト等の争議行為に対する対抗手段として、公共企業体として許される範囲のロックアウトの容認

iii　労働基本権問題に関する日本専売公社の意見

1　当公社の労働組合に争議権を認めるかどうかの問題については、その事業（たばこ及び塩の専売事業）の実態からみて、他の公社とは事情を異にする面があり、従来から当公社としては適切な環境条件の整備と相まって、争議権を認める方向が望ましいという見解をとってきているが、他方、財政専売を負託されているという公社の性格からみて　相当の制約があることも十分承知している。いずれにしても、この問題は高度な立法政策の問題であり、立法当局において広範な立場から慎重に判断されるべきものと認識している。

2　立法政策として争議権を認めることとする場合には、争議権行使について適切な法的規制措置を講ずる必要のあることはいうまでもないが、他方当局として責任ある対応をなしうるよう当事者能力を充実する等、必要な環境条件の整備をあわせ講ずることが必要であると思う。

3　また立法政策として争議権を認めないこととする場合には、その趣旨を担保するための何らかの法的規制措置が講ぜられることになると思われるが、公社当局としては、所与の条件の下において、労使関係の安定について最善の努力を尽くす所存である。

iv　国鉄「全国総務部長会議の決定」（七五・一一）

争議権問題の検討においては、これまで門口論議に終始してきたきらいがあり、各種意見の具体的方策については、国鉄の輸送業務の特殊性、国民生活及び国民経済への影響、労使関係改善への効果等に関し、研究が必ずしも十分ではなく、その実効性についても未知の分野が多い。

この際、各種意見の具体的内容に立ち入って、実効面を含めて比較検討を行う必要がある。

既に、第三次公務員制度審議会の答申は、「わが国の公共部門における労使関係の相互不信感を排除し、労使関係の正常化を図り、節度ある労使慣行を確立することが急務であること。

また、第一次公務員制度審議会において意見の一致をみた、憲法上、公務員等の争議権の取扱いは、労働者団体所属員の勤務状態その他に関連する立法政策の問題として解決すべきであることを基本認識とした。」としている。

この趣旨にのっとり、争議権問題を立法政策上の問題として根本的検討を行う場合、国民への迷惑を最小限にとどめ、かつ、相互信頼による労使関係の改善と、国民に理解され支持される労使慣行の定着に資する新しい

労使関係秩序の確立を図ることが、基本とされるべきものと考える。

争議権の取扱いに関する立法政策上の意見としては、種々論ぜられているところであるが、第三次公務員制度審議会の答申に述べられているとおり、おおむね三論であるが、国鉄についていえば「争議権を認めるべきではない」とする意見と「不当な争議行為の防止並びに国民生活及び国民経済の擁護を図るため、諸種の条件を付したうえで争議権を認めるべきである」とする意見である。

従来どおり、「争議権を認めるべきでない」とする意見によれば、放置されるべきでない労使関係の現状について、その改善が期待できず、したがって、この意見と比べて「不当な争議行為の防止並びに国民生活及び国民経済の擁護を図るため、諸種の条件を付したうえで、争議行為を認めるべきである」とする意見がより現実的であると思われる。

その場合においても制度上、運用上、下記の諸点について配慮し、今後十分な検討が尽くされなければならない。

(1) 争議行為の目的

団体交渉によって解決できるもの以外を対象とした争議行為は、認められるべきではない。

(2) 当局側の対抗手段

争議権を認める場合には、当然当局にロックアウト権を認めることとなろう。しかし、国鉄の輸送業務は、各職場、各職種相互に連鎖、連携し合っているという特殊性から、組合側の闘争戦術次第で、たとえば、一部特定の線区、職場、職種における部分ストライキ、サボタージュ等の行為により、地域全体さらには国鉄の輸送がまひ状態となることもありうる。

したがって、ロックアウトの正当性の範囲の認定については、労使衡平の原則が現実的に維持できるよう慎重な配慮を要する。

(3) 規制措置

ア、調停前置

調停事項、調停機関と期間、調停手続、調停経過の公表、調停中の争議行為の禁止等

国鉄においては、保安問題をはじめ、極めて専門的な問題がしばしば争点となっているが、これらに関する調停の在り方についての慎重な配慮を要する。

イ、争議行為の意思決定

投票の時期、批准率、投票の公正維持等

ウ、争議行為の予告

予告の時期及び争議行為の始期、終期、規模、態様等国民が具体的に判断しうる予告内容

エ、安全保持の義務

国鉄においては、旅客、公衆の人命財産との関係の深い保安施設が多く、しかも高度の技術集約がなされているので、争議中の安全確保及び争議収拾後の速やかな正常運営回復のために必要とされる保安機器、保安要員等の範囲について、慎重な配慮を要する。

オ、緊急調整

決定者、決定要件。決定に係わる情勢把握の具体的方法、その他決定手続、調整機関と期間、調整手続、調整経過の公表、調整期間中の争議行為の禁止等

国鉄の場合、全国的に通年終日の輸送ネットワークが形成されており、決定の適時、適切性が強く要請されるが、決定要件との関連で慎重な配慮を要する。

カ、強制中裁

請求者、請求要件、仲裁機関と期間、仲裁手続、仲裁の効力、強制仲裁期間中の争議行為の禁止等

(4) 目的上認められない争議行為及び規制違反の争議行為の防止措置

刑事罰（個人罰、団体罰）等

諮問機関および個人の見解

【新しい国鉄をめざす国民会議・国鉄スト権問題について(七五・一〇)】

国鉄職員にスト権を付与する場合において制限付スト権付与が論ぜられている。

すでに、第三次公務員制度審議会の答申では、「不当な争議行為の防止ならびに国民生活及び国民経済の擁護を図るため、調停前置、争議行為の

意思決定についての規制、争議行為の予告、内閣総理大臣の要請による争議行為の停止命令および強制仲裁、違反の場合の罰則等の条件を付」することが一案として提案されていたことは、周知のところである。しかし、組合は、このような条件にすら反対を表明しているのであるから、どのような条件を付したところで、組合がそれを順守しようとしなければ、今までと同じように、違法な闘争をひきおこしかねない。

このような厳しい労使対立関係改善の抜本的対策としては、国鉄の分割民営によって、労使双方に自主性と責任を与えることが適当だとも考えられるが、現在の状況においては、未だその機運は熟しておらず、実行は困難と思われる。

われわれは、すでに述べたように国鉄職員にスト権を付与するかどうかを検討するに当って、団体交渉制の成熟、労使関係の改善を図ることを最大限に配慮すべきだと考える。違法ストがくり返され、それによって国民が多大の迷惑を被っている現実を直視し、国民生活に迷惑がかかることが今日以上少なくなることを期待して、つぎのような条件の下に、スト権を付与していくことが妥当であると考える。なお、スト権の付与に先立って、当局側は労使関係の改善に努力すること、組合側は、国民に迷惑を与える違法ストを行わないことを、労使双方が共同して国民に対して誓約することを要求する。

提　言

(1)　三年の時限立法とする。この間における国鉄の労使関係改善の推移をみて恒久的にスト権を付与するかどうかを決定する。

(2)　特定のストライキを禁止する。政治ストやILO結社の自由委員会が、その保障する「労働組合権」の行使に入らないとするスケジェール闘争を禁止する。

(3)　国鉄の公共性にかんがみ、ストライキの行使には次の規制措置を講ずる。

(イ)　いったん始発駅を発車した列車は、途中でストライキに入っても、目的駅まで運転する。

(ロ)　ストライキ中においても、国民生活上の緊急必需品の輸送は、確保する。

(ハ)　地方本部、支部、分会が順ぐりで行う波状ストは、禁止する。

(ニ)　給与引き上げ交渉その他労使間の交渉がゆきづまったときには、公労委の調停に付託させる調停委員会の調停案が提示され、労使双方又は一方の当事者がこれを受諾しないときには、同委員会は、労使の対立点及び同委員会の見解を国民に公けにする。調停中は、スト権の行使を禁止する。

(ホ)　調停委員会の見解の公表後一〇日を経過しても、労使間において合意が成立しない場合に、組合がストライキを予告し、予告後一五日を経過した後においてストライキを行うことを認める。

(ヘ)　ストライキが長期化し、国民経済及び国民生活にいちじるしい影響があると総理大臣が判断したときには、総理大臣が公労委に仲裁を申請する。仲裁中のスト権の行使を禁止する。

(ト)　ストライキは、全組合員の無記名投票により七〇パーセント以上の組合員が賛成した場合に開始できる。スト投票に関する規定を整備するとともに、スト投票を審査するため、公平な第三者によって構成される投票管理機関を設ける。

(4)　法令により禁止されたストライキを行った組合及び組合員に対して罰金を科するほか、懲戒措置をとることを明らかにする。

(5)　違法なストライキにより生じた損害については、組合及び組合員が民事上の責任をも負うことを明らかにする。このような責任は、国鉄当局に対してのみならず、国鉄利用者に対しても負うことを明らかにする。

(6)　国鉄職員としての身分をもっていない組合役員の違法ストの責任追及の方法を定める。

【「公共企業体等労働関係時限措置法」（閣僚協専門委員、林信雄氏の「私論」七五・一〇）】

法秩序無視の階級闘争的労働運動の遵法精神に立脚する民主主義的労働運動への自主的転換の可能性を認めえないかぎり、いわゆるスト権回復にはなお慎重でなければならないが、その可能性の高まりに期待をかけて、

公企体等労働組合の争議権回復のための限時立法措置を講ずべきものとする私論の骨子を明らかにする。

〔骨子〕

1 「公共企業体等労働関係限時措置法」（仮称）は公共企業体等労働関係法（以下公労法という）の臨時改正法として、おおむね二年間あるいは三年間の限時立法とする。

2 公労法第一七条（争議行為の禁止）は、この措置法の施行期間中は適用しない。

3 公共企業体等の事業は労働関係調整法（以下労調法という）第八条における公益事業とみなす。

4 公共企業体等の労働組合の争議行為の開始は、その一〇日以上前の予告を必要とし、その予告は公共企業体等労働委員会に対するあっ旋申請とみなす。

5 公労法、労調法および労働組合法（以下労組法という）の適用の実質的一体化による労働争議の調整を行う（文章表現を省略し、別表図式〔略―編者〕による）。

6 労働争議の仲裁の開始に関しては労調法第三〇条（任意仲裁）を適用せず、公労法第三三条（任意仲裁・強制仲裁）によるものとする。

7 労調法第三五条の二第二項〔緊急調整に先き立つ公共企業体等労働委員会（以下公労委という）の意見聴取〕は適用せず、公労委への通知を要するものとする。

8 労調法第三五条の三第二項第三号『（第三〇条各号に該当する場合に限る）』（任意仲裁）の規定（緊急調整の決定に伴う公労委の任務）は適用せず、公労法第三三条（任意仲裁・強制仲裁）によるものとする。

9 公労委による労働争議の調整期間中は争議行為を禁止する。

10 いわゆる政治スト、スケジュールストその他法律違反のまたは正当性を欠く争議行為を禁止する。

11 この措置法が禁止する争議行為および法律違反のまたは正当性を欠く争議行為について必要最小限度の規制条件を付する。

（文章表現を省略する）。

野党（公明党・民社党）の見解

【三公社五現業労働者のスト権問題に対する見解―】

わが党は、この問題について、その経緯と現状をふまえ、次の見解をもつものである。

一 いわゆるＩＬＯ条約の批准以来懸案のスト権問題について第三次公制審は、四八年九月に八年がかりの審議結果として全会一致で答申を出した。この答申では、スト権に関して三論併記をしているが、スト権付与の方向で政府自ら明確な結論を出すよう示唆していると解すべきである。

一 憲法二八条（勤労者の団結権）の労働基本権と憲法一三条の公共の福祉の競合をどう整理、調整すべきかは論議されて久しくなるが、もともと憲法二八条によって付与され保障されていたスト権を法律によって禁止していることに紛争の原点があると解すべきである。

憲法の立場からは労働基本権は国の安全保障、国民生活の致命的影響を必至とする状況がない限り、その行使は禁止されるべきではない。つまり、すべての労働者に対する労働基本権は尊重すべきであり、国家公務員、地方公務員、公企体職員および地方公営企業体職員といえども、高度の国家の安全保障、治安維持に直接関係ある職員を除いては、当然、スト権等を認めるべきであると解する。

一 したがって、スト権を認めることと争議行為に一定のルールを設けることを混同して考えるべきではない。この見地から、当面、少なくとも公企体等現業職員に対しては、スト権を認めることとし、その場合、公共福祉優先の立場から、必要かつ最小限度の範囲内で権利行使の規制を付し、現行法制の改正を検討すべきである（また、スト発生を抑止する最終的、最強の力は世論であると認識すべきである）。

こうした見方から、

① 公企体等現業労働者にスト権をあたえる。

② その権利行使について必要最小限度の規制条件を付する。

一 以上の見解に立って次のことを提言する。

1 政府は公企体等職員に対するスト権の付与について、労使間の公約

どおり、本年一一月に結論を出すこと。
2　スト権付与のために必要な法改正は、遅くとも次の通常国会前半にその成立を期すための努力をすること。この内容目標としては先進諸国の現行事例を参考として成案を得るようにすべきである。
3　政府はその間、いわゆる違法ストに対する処分は、労働基本権の歴史的経過にかんがみ、現行法規の運用について緩和の方向を示すべきであると考える。
組合側は現行法規のもとでのストの違法性を認識し、その自重を期待するものである。
【スト権問題について（民社党七五・一〇・二九）】

記

一、国鉄、郵政、電々公社（以下単に三公企体という）については、ストライキその他争議権を「条件つきで認める」こととする。
現行法では全面的争議禁止の建前をとっているため、却って違法ストを助長する傾向がある。その結果、違法ストが行われた場合、むしろ無法状態となり事態を不必要に悪化させている。
したがって、スト開始の手続きや争議調整方法などを整備し、一定の歯止め措置を講じた上でストライキその他の争議行為を正当に認め、それによって組合員の合理的判断が行えるようにし、法的、社会的に組織の責任を明らかにするとともに、労使関係の正常化をはかることが望ましい。
二　ストライキその他争議行為（以下単に争議行為という）に関する条件としては立法的にできるだけ簡明なものとし、次の通りとすること。いわゆる順法闘争や減産闘争などと称するサボタージュも当然争議行為に含まれるものとする。
①十分な事前団交
②公労委による調整前置（おおむね一五日前後）
③争点の公表
④スト投票の義務づけ（労組法五条二項と同様のものとする）
⑤争議行為の予告制度（労調法三七条一項の規定に準ずる）
⑥保安業務（人命に対する危険および施設の保安を阻害する行為は禁止）
⑦使用者側の争議行為（スト権を認めることにともない当然削除）
三、国民の日常生活に密接な関係をもつ三公企体の争議行為放縦化の危険に対する歯止めと違法行為の規制としては次の通りとする。
①前置調整期間中および前記⑤までの手続きが終るまでは争議行為が行えないこと。
②争議の期間もしくは態様により公益が著しく阻害される恐れが認められるときは、総理大臣の命令により争議を差止め、公労委の強制仲裁に付することとする。
③仲裁裁定により労使双方は拘束され、争議行為は行えないこととする。
④労使間の団体交渉によって解決不能な政治的要求に関するストライキなどは当然違法ストとされるほか、法の定めに反した争議行為については次の制裁が適用される。
イ、刑事上、民事上の免責を失うこと。
ロ、各公企体の事業法にもとづき懲戒処分が行われること。
ハ、争議に伴う損害賠償義務を負うこと。
⑤ストライキを認めた後の実施経過により、以上の歯止めでは不十分とされる場合、違法争議それ自体を対象とした刑事罰の立法措置を考慮する必要がある。この措置については、争議差止め命令発動の時期・方法、そのことに対する裁判所の関与をいかにするかなど検討を要する問題がある。
四、公労委の位置づけと機能については、争議差止めの場合の強制仲裁の迅速な裁定等を中心にその整備強化について所要の改正を行うこととする。
五、スト権問題について、公企体等のうち専売、林野、印刷、造幣、アルコール専売の一公社四現業は、その業務の実情にかんがみ公共性の極めて高い国鉄、郵政、電々公社と一律に扱うことには疑問があるので、別途検討することとする。なお、この場合、公企体としての事業形態については現行通りを前提とする。

六、スト規制法について、そもそも時限立法として定められた現行法は、公企体のスト権との関連においても著しく権衡を失するので、これを直ちに撤廃することとする。

七、スト規制法撤廃後は、労組法、労調法によって対処すれば足りる。この場合、電力労働者（電労連の組織）の社会的責任に対する自覚は十分に信頼に値いするが、電力事業の高い公共性にかんがみ、労調法の中で、適当な法的歯止めについて検討を加えることとする。

石炭鉱業については、現行スト規制法の即時撤廃によってなんら問題はない。

国鉄再建（交通運輸政策）とのかかわりでのスト権問題

労働者側の見解

【国鉄再建に関する要求（国鉄労組七五・一一・一）】

（ストライキ権の回復と労使関係の改善）

労働者のスト権回復と当事者能力の拡大は、近代的労使関係をきずき、労使関係を改善するための車の両輪である。また労使関係の改善こそ「国鉄再建」の重要な基礎である。この見地から公労法を撤廃し、スト権を早急に回復させること。

諮問機関の見解

【国鉄再建のための提案（日本国有鉄道 諮問委員会委員長桜田武 七五・一〇・一七）】

（ストの処理方法について）

「スト権」の問題は、前章の「給与の決め方」の延長線上にある問題であるが、我々としては国鉄の従業員にスト権を与うべきや否やの論議には入らない。しかし国鉄当局が何をやろうにも、それが労組の「違法スト」によって遮られるようでは、どんな改革案も無意味に帰する。従ってこのスト問題については、国の適当な審議機関において公労法を始め労働関係法制の立場から、違法行為の責任追及の仕組を含めて、是非とも法制上明確な規律が決定されねばならないところであるが、仮にスト権を認めるとすれば、概ね次の「五項目の枠組」を設ければいいであろうと考える。

㈠国鉄当局と組合との交渉が、スト（サボタージュを含む。以下同じ）に発展する可能性を含むと認められるときは、両者の交渉の経過を（国鉄にある復数の組合の相互間並びにそれぞれの組合内部の論議を含めて）「適当に選ばれた第三者」を通じて国民に周知せしめ、もしくはいつでも周知せしめ得るような態勢を執る。即ち労使の交渉はガラス張りのなかでやる。

㈡現在の公労委とは別に、レールの業務に詳しい「交通関係専門の労使紛争裁定機関」を設ける。

㈢裁定に不満な場合、組合はストに訴えていいが、「スト権確立」から、「ストの実行」の間には、相当に長い（例えば一ケ月といった）予告期間を置く。

㈣いよいよストに入った場合、もしもそれが一週間、一〇日乃至はそれ以上にも及ぶとすればそれは単に国民生活に重大な影響を与えるばかりでなく、国家組織の破壊にもつながる問題であるから、その場合に処するため、総理の権限と責任とにおいてストの中止を命じ得る道を開いて置く。

㈤以上の枠組を逸脱し、違法行為を行った者に対しては、行政罰とは別に、適当な刑事罰を課するものとする。

概ね右の如きものが、「スト権」を認める場合に必要な枠組であることは、国民の大多数が首肯するところであろうと考える。

右はスト権を認める場合の話であるが、スト権を認めない場合にはどうしたらいいか。

下意上意という古い言葉であるが、下意ばかりではない上意も、誤りなく、かつ迅速に、国鉄全員によって、理解されるような仕組を発達させることが必要であろう。そして要するに国鉄は、幹部もろとも全員が打って一丸となって、単に収益を向上して給与水準を高めるということばかりでなく、真に生き甲斐のある職場、再び国民の信頼の的となるような職場たらしめるべく、あらゆる方面においてその業務を刷新する、ということになればいいのである。

この理想はなかなか達成はされないであろうが、それまでの間、不平はあってもストをやっていけないとなった以上、もしもそれにも拘らずストを行った場合には、適当な刑事罰を課すのが当然であろうが、別にその組

合自体に対して「組合たる法律上の資格を停止する」といった制裁方法を採用するのも一案であろう。何れにしても、それらのことを法律に明定し、その確実なる執行を計るべきだと考える。

2　民放労連における下請社外工の社員化闘争

七五春闘以降の経過とたたかいの教訓

一九七四年以来、全国的規模でとりくまれてきた、下請社外工をめぐる不安定・差別雇用の撤廃・社員化闘争は七五春闘のなかでも重点課題の一つとしてとりくまれてきた。とくに、下請労働者の社員化をめぐるたたかいの発展として、サンテレビの社員化闘争の前進の成果をあげることができる。すなわち、七五年の夏期一時金で「下請」にあたるサニーサイドの労働者（三七名）にたいしても、一時金の一部支給をさせるなどの成果を上げてきたが、年末交渉のなかで社員化要求の解決に向かって闘争をすすめ、サンテレビ社員化についての協定書をとりつけることに成功した。

その内容は、①業務補助職（他のところでいうアルバイトにあたる）二五名については七六年月四月一日で準社員とし、業務補助職として採用されたときから起算して五年で自動的に社員となる。②サニーサイドの労働者についても直雇化の方向で解決を図るなどというものである。

【サンテレビ社員化についての年末協定書】

株式会社サンテレビジョン（以下会社という）と民放労連サンテレビジョン労働組合（以下組合という）は、次の通り協定する。

記

Ⅰ　昭和五〇年度末一時金は次の通りとする。

1社員一般職／2業務補助職〔省略〕

Ⅱ　現に在職する業務補助職は、昭和五一年四月一日から準社員とし、採用年月日より勤続満五年をもって社員に登用する。

ただし、上記五年の期間の短縮など懸案事項については、会社は、ひきつづき組合と協議を行い、昭和五一年三月三一日までに双方合意が得られるよう努める。

Ⅲ　サンテレビジョン構内で働いている株式会社サニーサイド従業員の社員化要求について、会社は組合意向を十分考慮しながら、会社間交渉を五〇年末までに大筋でまとめ、組合との三役交渉を継続して、組合の合意が得られるよう努力する。

Ⅳ　会社は、労災補償および休職に関する新規定を昭和五一年一月三一日までに、また退職金に関する新規定を同年三月三一日までに組合へ提示し、協議のうえ、実施する。

Ⅴ　今回の争議における責任は双方とも追及しない。

Ⅵ　この協定書は二通作成し、会社および組合が各一通を保有する。

昭和五〇年一二月一七日

株式会社サンテレビジョン　取締役社長　光田　顕司

民放労連サンテレビジョン労働組合　執行委員長　小松　伸

（注）Ⅲにもとづく三役交渉の結論は、①昭和五一年三月末でサンテレビとサニーサイドの「業務契約」を大幅に縮小する。②契約解除される業務に従事する労働者については、雇用不安のおこらないよう直雇化の方向を含めてサンテレビとサニーサイドの間で調整する。ということになった。

〈確　認　書〉

昭和五〇年一二月一七日付協定にあたって次の通り確認する。

記

1　本協定Ⅱ項にいう準社員について、組合は、現に在職する業務補助職の社員登用への経過措置としての呼称と解釈する。

2　同項但し書きにいう懸案事項には、勤続年数の算定も含むものとする

3　会社は、現に在職する業務補助職の社員登用手続きとして、原則として、面接および健康診断を行う。

〈以　上〉

昭和五〇年一二月一七日

株式会社サンテレビジョン総務局長　用口　博之

民放労連サンテレビジョン労働組合書記長　高橋　宣光

さらに、下請契約が三月末で切れることを利用して、労働者の追出しを図ろうとした攻撃にたいし東京12チャンネル（照明＝松研）や、近畿放送（技術＝大阪東通）においては、職場からの大衆的な反撃による社員化要求の闘争を展開するとともに、職安交渉、労働省職安局交渉を通じて職安法違反の事実を明らかにするとともに、「本人の希望にそった直接雇用」「雇用の安定、労働者の保護の立場から直雇がのぞましい」という職安行政の姿勢を確認させ、契約期限切れの追出し攻撃にたいしては「現状を凍結して労使協議による解決」へとたたかいを発展させ、民放資本の一方的な契約解除を見送らせるなどの成果をあげてきた。

こうした闘争のなかから得た教訓を民放労連は、つぎのごとき六項目にわたる内容に整理している。すなわち、

①　資本の差別・分断政策による団結上の困難はあるが、とりくみんで十分に克服したたかいうること。

②　資本の悪質な労務政策を具体的に暴露し、また、その違法性を明らかにすることによつて、要求の正当性を鮮明にし、支持と団結をつよめ、資本を孤立させることが十分可能なこと。

③　職安・労基署・労働委員会などを活用することによって、闘争を前進させる上でこれをテコとすることが可能であること。

④　この闘争は、これまでにない労基法、職安法、労組法などの知識を含めたエキスパートを必要とするが、同時に、労基法による全般的な労働条件の点検をうながし、組合の貴重な闘争経験を蓄積する。

⑤　一部幹部の請負や、手練手管では要求解決は困難である。たえず当事者を含めた団結を広げ、深め、大衆的なたたかいの前進が要求を解決する点を重視する必要がある。

⑥　資本の対応が、産業全体として進められているとき、このとりくみが、一部組合のとりくみになっていたのでは効果的な対応となりえないことはいうまでもない。産別に、また、地域で、この課題に対するとりくみが前進することを資本の側は恐れている。

雇用保障協定の要求基準

こうしたたかいの過程で、民放労連は雇用保障協定の締結を民放資本および親会社に求めてきたが、その要求基準がこのほど明らかにされた。民放資本にたいする要求基準、親会社にたいする要求基準の主要な部分はつぎのごとくである。

【民放資本に対する要求基準】

一、会社は従業員の完全雇用を保障し、指名解雇、希望退職の募集、退職勧奨などといっさいの人員整理や一時帰休は行なわない。

二、会社は従業員の雇用その他の労働条件に直接、間接に影響を与えるすべての経営計画を事前に組合に提示し、その実施については組合と協議決定する。

三、会社は各職場の必要人員について、休日、休暇の完全消化、労働時間の短縮を前提として組合と協議決定する。

また、自然減人員（退職など）はかならず補充する。

四、会社は業務に必要な人員の採用を社員で行なう。

但し、短期間（原則として一カ月以内）に必要な特定の業務に限り臨時雇等を採用する場合がある。

五、会社は必要人員の採用（臨時雇等を含む）に当たっては、その人数、就業の場所、業務内容等の労働条件について事前に組合と協議決定する。

六、会社は業務の委託、請負等の契約を行なおうとするときは事前に組合と協議決定する。

七、会社は現在就業中の臨時雇「下請」労働者等に対して労働基準法を適用するとともにその継続した就業を保障し、希望するものについては社員として採用する。

八、会社は、関連・子会社および下請企業の経営の安定に責任をもち、発注単価の押さえ込み、発注ストップなどその経営の維持を困難にするような措置は行なわない。

また、会社は、親企業（元請企業）として、これら関連・子会社および下請企業の経営者と共同して、その従業員の完全雇用を保障し、生活の安定と労働条件の向上を図る。

九、会社は、解散、合併、企業分離、譲渡、縮小、休業、閉鎖、拡張、関連・子会社の設立閉鎖など経営上の重大な改変を行なおうとするときは、実施の二カ月前までにその計画を組合に通知し、組合と協議し、組合の了解を得て行なう。

一〇、会社は、新しい機械導入、社屋の増改築・移転、放送時間の延長・短縮、機構改革、作業内容の変更などを行なおうとするときは実施の一カ月前までに組合に通知し、実施については組合と協議決定する。

一一、会社は、九、および一〇項にともなう配置転換、出向計画を実施しようとするときは、一カ月前までに組合に対し、①実施時期、②人員、氏名、③配置先の職場・職種、④労働条件、業務内容、技術教育期間、⑤配転出向の期間および期間終了後の職場、を明示する。

一二、会社は前項の配転、出向人事については本人および組合の同意を得て行ない、労働条件が低下しないようにする。

一三、有効期間〔略〕

【親会社に対する要求基準】

一、会社は、〇〇会社（関連、子会社、下請け企業の会社名）の経営者と共同してその従業員の完全雇用を保障し、指名解雇、希望退職の募集など、いっさいの人員整理や一時帰休を行なわない。

二、会社は、資本の引きあげ、融資制限、停止などによる〇〇会社の解散、合併、企業分離、譲渡、縮小および事業所閉鎖を行なわない。万一、前記の事態が生じた場合は、会社は責任をもって社員として採用する。

三、会社は、〇〇会社の安定に責任をもち、いっさいの契約解除を行なわず、発注単価の切り下げや発注制限、停止などその経営を困難にする措置をとらない。

四、会社は、〇〇会社の従業員の身分安定と賃金、労働条件の向上をはかる。

五、（職安法違反のある場合）会社は、〇〇会社の従業員に対して、「職安法」違反の「是正」を理由に、契約解除を行なわず、社員として採用する。

六、有効期間〔略〕

行政機関を活用したたかいの指針

このようなたたかいを展開している民放労連は、行政機関を活用することによっても、この闘争を前進させるテコとなりうるとの考え方に立ち、概略つぎのごとき行政機関活用にあたっての基本的指針を明らかにしている。

①「請負」「委任」契約者の労働者認定と労基法・労災法等の適用について

まだ民放の職場には、労基法の適用もなく、不安な毎日をすごしている労働者が少なからず存在する。

これら労働者の雇用上の不安をなくし、労基法・労災法などの適用をか

ちとることは重要である。この場合、労基署への申告によって労基法九条にもとづく労働者性の認定をとることが、運動上大きな役割を占める。

② 親会社の使用者性と労働契約関係について

「下請」労働者の直雇・社員化をめぐって争いとなっているところは、親会社の使用者性と労働契約の関係である。

「下請」労働者が親会社の組織に組み込まれており、しかも、その指揮命令のもとで労働力を提供している実態がある場合には、労働契約関係が認められる。

このような場合には、労働契約の本質的要素をすべて満足しており、「下請」企業は親会社の労務管理の一部（とりわけ採用、募集について）を担当したものとみればよいのである。

③ 労基署と職安の活用について

従来、このとりくみの中では職安を活用して違法性を追及し、その是正を行なわせながらとりくみを進める戦術を活用してきた。

しかし、取締法規としての職安法のもつ不十分さと、行政官庁としての職安の権限の弱さから、その効果を十分に発揮することができなかったが、最近の一連の労基法違反の申告と是正の行政指導のなかで、強行法規としての労基法と、監督行政機関としての労基署（監督官は司法警察官としての権限を有している）、また、申告による不利益の防止（法一〇四条）を含めて、かなり有効に活用できることがわかった。

したがって、今後は、この両法規を活用しつつ要求解決をすすめることが重要となっている。

④ 職安法違反の是正は必ず直雇化の指導を含めて申告すること

最近明らかになった職安行政の指導上のテキスト「職業安定行政の手引き」によれば「直雇化以外」の指導がないことが判明している。

この点について今後、徹底した指導が行なわれるように行政のあり方についても追及する必要がある。

⑤ 労基法違反の是正による親会社の使用者責任の追及について

すでに明らかなとおり、この是正の申告は行政を活用したとりくみの中で重要な位置を占めている。

職安への申告と同時に、労基法一〇四条にもとづく法違反是正の申告を重視してとりくむ。

⑥ 労働委員会、裁判所の活用

「下請」労働者問題に関する団交拒否については、団交権を求める不当労働行為救済の申立てを行ない、親会社の使用者性を明らかにして団交権を確立することを重視する。

また、必ずといってよいほど、不利益取扱い、黄犬契約などが存在するものである。これらの事実もこのとりくみの中でよく調査し、有利に闘争が進められるよう心がける。

【参考資料】(1)「公労協情報」No.18、(2)公労協「歴史を切り開く――スト権奪還闘争の足跡と展望」、(3)内閣総理大臣官房広報室「三公社五現業職員の労働基本権に関する世論調査」、(4)公労協七六年春闘構想案討議資料、(5)国鉄労働組合の歩み（一九七五年度版）、(6)スト権奪還ストに対する損害賠償事件資料（国鉄労組法律センター）、(7)「スト権奪還闘争の展開と当面する課題」（国労法対時報別冊特集）、(8)全逓「スト権奪還闘争の経過と課題」

VII 公害反対闘争

概要□概況――環境汚染の部分的改善と複合化／被害者数と遅滞する行政／公害裁判と公害反対闘争／六価クロム問題／**総評の公害反対闘争**――七五年のとりくみ／日本化学クロム災害労組共闘会議／合化労連昭和電極支部／合化労連公害・職業病統一要求大綱／紙パ労連十条労組／川崎の労働者による住民運動／**同盟の環境対策活動指針**――**全国公害連のとりくみと諸要求**

概要

一、七五年の環境汚染については、部分的に改善がみられつつあるも、なお全般的には深刻であり、多様化、複合化が、よりいっそう警戒されなければならない状況にあるといえよう。大気汚染や水質汚濁については一部因子にかなりな改善がみられたが、しかし、硫黄酸化物による大気汚染や生活関連項目にかかわる水質汚濁についても、環境基準を下回る地域が少なくない。地方、窒素酸化物による大気汚染、道路、航空機、新幹線の交通騒音にかかわる環境基準が満たされている地域はきわめて例外的な一部にすぎない。さらには地盤沈下、農用地の蓄積性汚染は改善されておらず、赤潮、産業廃棄物、開発による環境破壊など、その性格上複合性をもつ汚染についての本格的な対応は今後の課題となっている。

一、右のような事情を背景として、反公害闘争にかかわる住民団体の数は七五年もひきつづき増加し、また、環境訴訟は全国各地で差止め、取消しを迫るものとして展開した。七五年の公害問題の重要な焦点の一つに六価クロム問題があった。これによって、従来からの争点であった騒音公害とともに、産業廃棄物公害が七五年の重要問題となった。

一、総評は全国公害連を舞台として対環境庁交渉を強化し、中公

審の民主化を迫るとともに、各種開発反対闘争にかかわる裁判闘争を支援した。また、化学工業系労組は、職業病闘争とからめて、産業廃棄物の公害にたいするとりくみを強化した。同盟もまた、従来の経過のうえにたって、将来のとりくみ強化の指針をあらたに作成した。全国公害連の活動はしだいに、革新諸政党との連携のうえにたって、環境影響評価審査法の形成の民主化の方向を志向しはじめた。

1 概況

環境汚染の部分的改善と複合化

一九七五年度の「環境白書」は、最近時の日本の環境汚染について、「我が国における環境の現状は、硫黄酸化物による大気汚染や有害物質による水質汚濁等一部汚染因子において改善がみられるものの、一般的にはなお一層の改善を要し、かつ多様化しているため、その解決を図り人の生命及び健康の保護を図るとともに、生活環境を保全していくことは緊急の課題となっている」と総括している。

七五年には、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の典型七公害に関する諸指標の多くが改善をみたが、しかし、経済活動が停滞した年にしては、大気汚染や有害物質による水質汚濁の一部因子についてみられる改善を除けば、他の多くの因子については、ごくわずかの改善をみたにすぎず、いぜんとして環境基準を下回るという状況がつづいた。

大気汚染についてみると、硫黄酸化物による汚染は、六七年をピークに年々改善をみてきた。二酸化硫黄の年平均濃度は、六七年の〇・〇六ppmをピークとし七四年には〇・〇二ppm近くにまで減少したのであり、改善されたということができる。しかし、なお、七四年度においても、環境基準を下回る記録を示した測定局が全国八九三局の三〇%に達するのである。硫黄酸化物とともに代表的な大気汚染因子である窒素酸化物による汚染については、目立った改善はみられなかった。二酸化窒素の平均濃度は長期的に増大傾向にあり、七三年には深刻な水準にあったが、七四年は横ばいを記録した。しかし、七四年度も、これについて環境基準を達成した測定局の割合は、全測定局四四八局中の六%にすぎない。重化学工業の燃料規制や、モータリゼーションによる排出防止がひきつづき社会問題となった理由の一つはここにある。一酸化炭素による汚染は、七〇年以降漸減し、七四年度においては七一都市のすべてにおいて環境基準が達成されたが、他方、炭化水素による汚染は、六八年以降の横ばい傾向が七四年もつづき、光化学汚染の原因として注目されるオキシダント濃度も、七〇年以降の横ばい傾向が持続し、被害届け出の人数は、いぜんとして増加した。

水質汚濁についてみると、健康項目にかかわる諸物質（シアン、水銀などの八物質）について環境基準を超過している検体数の割合は、七〇年の一・四%から、七一年の〇・六%、七二年の〇・三%、七三年の〇・二%と減少し、七四年も〇・二%の水準となり、一応の改善傾向をみた。けれども、大都市内の中小河川の汚濁はなおい

ちじるしく、また、内海等の閉鎖性水域では、有機物のほかに窒素、リン等の流入による富栄化が進行している。また、比較的良好な水質を維持してきた地方の大河川においても、水銀、PCB等の蓄積性有害物質によって底質が汚染されている水域が少なくないのであり、また、一部の水域においては、大規模発電所の温排水による環境破壊が問題となってきた。

農用地のカドミウム等による土壌汚染については、七五年四月にあらたに砒素が特定有害物質に指定され、また、調査の進行もあって、いわゆる対策地域はさらに増大し、七六年一月現在、水田約三〇〇〇*ha*、畑約二五*ha*におよんでいる。

騒音、振動については、苦情件数は、七四年に前年とくらべやや減少（二万八六三二件から二万四一九五件へ）したが、改善を論断しうる確たる証拠をあげえない。自動車交通騒音については、それが問題となっているか、または問題となりそうな地域について測定した結果は、環境基準に適合する測定点数の全測定点数の割合で、七三年度に一三%、七四年度に一四%となっている。新幹線鉄道による騒音は、ようやくに七五年七月にこれにかかわる環境基準が設定されたのであり、測定結果は知りえないが、一般に騒音レベルが高く、沿線における騒音はひきつづき社会的な問題となっている。空港騒音にたいする対策は、本格的には、これからの課題という状況にある。地盤沈下については、大阪市、尼崎市等のように、地下水の採取規制の強化によって、ほぼ停止をみたといえるほどの改善事例もあるが、首都圏南部、濃尾平野等多数の地域で沈下が現在なお進行しているのであり、地方都市ではなお沈下の発生が増加してきている。

官民による開発をとおしての自然破壊は最近年急激に社会問題化しているが、これらにたいする本格的な対策はまだ今後の問題という状況にある。環境庁は七三年、はじめて本格的な「緑の国勢調査」（自然環境保全調査）をおこなったが、これによると、緑のほとんどない自然度①の空間は、東京で八七・二%、大阪で九〇・八%を占めること、全国の主要一七海域のうち、自然の状態が比較的保たれているのは、陸中海岸、鳥取海岸、鹿児島湾、石狩後志海岸、宇和海の五海域にしかすぎないこと、原始的自然およびこれに近い自然を残す地域は、いまや全国で二二・八%にしかすぎないことが判明し、かかる見地から、あらためて「国土利用のあり方」が問題とされるにいたった。

七五年には、ふたたび産業廃棄物問題が六価クロム化合物による公害の発生によってクローズアップした。産業廃棄物については、その発生量、物理的化学的組成の状況がほとんど把握されないので実情把握が困難であるが、これにたいする抜本的な対応はまだ今後の問題といわねばならない。たしかに、民間の産業廃棄物処理関連投資は、七一年度の一〇四億円から七六年度には五四〇億円近くとなり、この五年間に五倍も増加したが、七五年度における廃棄物処理法違反の業者数は二四一七件にも達しており、問題の根深さが示唆されるのである。

以上、七四～七五年の環境汚染問題をみると、大気汚染や水質汚濁については、一部因子に関してかなりな改善がみられたものの、硫黄酸化物による大気汚染や生活環境項目にかかわる水質汚濁についても、環境基準を下回る地域がまだ少なくないこと、しかもなお、水質汚濁等については環境基準それ自体の改善が望まれる状況にあ

ること、他方、窒素酸化物による大気汚染、道路、航空機、新幹線の交通騒音にかかわる環境基準が満たされている地域は一部にすぎないこと、さらには、地盤沈下、農用地の蓄積性汚染は、顕著に改善されつつあるとはいえず、赤潮、産業廃棄物、開発による環境破壊等の複合性をもつ汚染にたいする本格的な対応は、これからの状況にあるといわねばならない。

被害者数と遅滞する行政

右のような事情と、公害に関連する健揚を背景とし、健康被害者数の調査の普及や、住民の環境意識の高てみても、被認定者数は、七二年以前のいわゆる四七六年二月末には三万一九六四年九月一日の一万四三五五人から、一九七五年度の環境庁予算計では、前年度より約一〇%増の一人に達した。

〇〇億円、各省庁の環境保全は、前年度より約七〇億円増の約二二三七五四億円となった。しかし、上述のごとき環境問題に本格的に対応するためには、自然環境、都市環境の整備にたいする社会資本の充実がより切実なものとなろう。しかるに七六年一月に発表された「昭和五〇年代前期経済計画概案」によれば、七六～八〇年の五カ年間に、下水道、廃棄物処理施設、都市公園、自然公園の整備に要する環境保全関連の公共投資額は九兆八九〇〇億円であり、これは、昭和四〇年代後半の「経済社会発展計画」における七兆六九〇〇億円を名目では上回っているが、七五年価格換算では、一兆円を越える減額となるのであり、他の条件を一定とすれば、環境問題にたいする社会資本の充実のテンポは、かえって遅滞する可能性が大きい、といわねばならない。

公害裁判と公害反対闘争

環境訴訟は、七二年以前のいわゆる四大公害裁判の時期を経て年々増加の一途をたどっている。各年末の係属中の事件数の推移をみると、七二年には二五二件であったのが、七三年には二八〇件、七四年には三一二件と増加している。七五年一一月現在係属中の大規模な訴訟の例をあげるとつぎのごとくであり、全国各地で種々な建設、開発工事等についての差止め等環境権訴訟の性格をもつものが多い。

伊達市　伊達火力建設差止め
酒田市　酒田共同火力、アルミ工場建設差止め
富岡―楢葉町　福島第二原発許可取消し
新潟市　新潟空港騒音差止め
東海村　東海第二原発許可取消し
栃木市　準工業地域指定取消し
東京都江戸川区　成田新幹線認可取消し
千葉市　成田空港パイプライン建設差止め、国道バイパス建設差止め
横浜市　横浜新貨物線敷設差止め、川鉄高炉建設差止め
岡谷市　国鉄塩嶺トンネル建設差止め
小松市　小松基地航空騒音差止め
名古屋市　名古屋新幹線公害差止め
岐阜・三重両県　長良川河口ぜき建設差止め
大津・草津市　琵琶湖総合開発事業差止め
京都市　比叡山ゴミ投棄差止め
豊平・川西市　大阪空港公害差止め
尼崎市　阪神高速道路建設差止め、同道四三号通行制限

紀宝町　紀宝国道バイパス建設差止め
岬町　多奈川火力建設差止め
下津町　原油基地撤去
姫路市など　山陽自動車道建設認可取消し
鳴門市　鳴門赤潮、排水差止め
徳島市　ゴミ焼却場建設差止め
引田町など　香川赤潮、排水差止め
建部町　べんがら工場排出物差止め
黒瀬町　火葬場建設差止め
下蒲苅町　し尿処理場建設差止め
広島市　ゴミ埋立地建設差止め
長浜町　漁港建設差止め
伊方町　伊方原発許可取消し
豊前市　豊前火力建設差止め
与那城、勝連村　沖縄（ＣＴＳ）埋立て無効確認

環境問題の深刻化、多様化と、そして、それらの改善の停滞を背景とし、環境問題にかかわる住民運動の団体数は逐年増加しており、環境庁の調査によれば、七〇年に二九二団体であったのが七四年一〇月には一二四九団体となり、さらに七五年一〇月には一二八六団体を数えるにいたっている。

七五年の公害裁判のなかで住民運動にとって画期的な意義を有するものは、大阪空港騒音公害裁判であった。一一月二七日大阪高等裁判所は、大阪国際空港周辺住民の要求である「夜九時以降、翌朝七時までの飛行機の発着禁止。騒音被害に対する賠償として五〇万円を支払え。六五フォン以上の騒音を超える一切の航空機の発着を禁止するまで、各原告に毎月一万円を支払え」（七九年の地裁提出時の要求）をほぼそのまま認める判決を下した。判決の要点はつぎのごとくであった。

【大阪空港騒音公害裁判高裁判決（要点）】

(1)　被告は大阪国際空港を毎日午後九時から翌日午前七時までの間、緊急やむを得ない場合を除き、航空機の離着陸に使用させてはならない。

(2)　被告は、原告二七二人に対し弁護士費用を含めて一人当り九三万三千円から一三二万八千円と、支払いずみまで年五分の割合による金利をそれぞれ支払え。

(3)　被告は、原告らに対し、昭和五〇年六月一日から(1)の夜間離着陸禁止が実現されるまでは一カ月につき各一万一千円、それ以後、右原告らと被告との間において、大阪国際空港に離着陸する航空機の減便等の運航規制についての合意が成立するまでの間は、一カ月につき各六千円をそれぞれ当該月の末日ごとに支払え。

右の判決は、騒音公害についての重要な判決例として意義をもつことになろうから、名古屋の新幹線騒音訴訟、石川県小松市の自衛隊航空機騒音訴訟、さらには東京横田の米軍航空基地や全国に散在する高速道路周辺の騒音公害にたいする訴訟や裁判に重要な影響を与えることになろう。全国公害連は、この裁判闘争を支援してきたが、一一月二六日の住民集会や二七日の判決集会に福田勝代表委員を現地に送り、住民を激励し、公害反対闘争のための連帯強化を訴えた。七五年に全国公害連は各種の騒音公害裁判の支援闘争に力点をおいた。

なお、七三年以来係属中のカネミ油症食品公害裁判については、七六年秋に判決が予想されており、カネミ油症被害者の運動を支援してきた団体は、裁判闘争を強化すべく七四年一〇月一五日に、

「カネミ油症全国連絡会議」を結成した。この会は「カネミクロール入り食用油によって数多くの人々に悲惨な被害を与えたカネミ倉庫、鐘淵化学の企業責任並びにかかる有害食品の製造、販売を放任してきた国、北九州市の行政責任を追及し、そのことを通じて裁判闘争の勝利、被害の完全なる治療方法の確立、被害の完全な補償をはじめ今後の生活安定のため、被害者のすべての要求の実現をはかるとともに、これを支援し反公害闘争の発展をはかることを目的とする」性格のものである。この会の結成には全国公害連の役割が少なくなく、また、総評本部は今回の組織統一を機に、この連絡会にたいし、昨年から全加盟組織に呼びかけて集めた福祉カンパの一部を送ることを決めた。同会の役員の構成はつぎのごとくである。

代表幹事（三名）　鳥巣　守（被害者団体長崎県玉之浦被害者の会）、内田茂雄（弁護団、団長）、金田弘司（支援団体、福岡市民会議）
幹事（被害者団体若干名、弁護団一名、支援団体七名――福岡三、長崎二、関西一、その他県）
事務局長　森永達夫（福岡県事務局次長）、事務局次長　矢野トヨ子、中山美重子（被害者団体）、樋本忠人（訴訟支援の会）、平田（長崎県評）計四名
会計監査（三名、氏名略）

六価クロム問題

七四年から七五年にかけての公害問題の焦点の一つは日本化学の廃棄物に端を発した六価クロム問題であった。日本化学工業は資本金二五億円、全国に八工場をもつ大手の化学工業企業であり、主力製品はリン製品と重クロム酸ソーダであった。今回問題となった六価クロムは、光沢のある銀白色の堅い金属で、重クロム酸ソーダの原料であるとともに、二クロム、クロム鋼などの合金をつくるのに使用され、クロム等のなかでは毒性がもっとも強く、皮膚に触れると皮膚炎、カイヨウ、体内に入れば腹痛、貧血、肝臓障害、尿毒症などをおこし、〇・五グラム体内に蓄積すれば致死量といわれる。

今回問題となった小松川工場で重クロム酸ソーダの生産を始めたのは一九五八年一一月からであり、インド、ソ連などから輸入してきたクロム鉱石を粉砕、加熱してから火そうに入れ、同ソーダを浸出抽出しているが、この製造工程の作業者のなかから、犠牲者――肺がん死者や鼻中隔せんこう患者――が多く出ていた。その重クロム酸ソーダの生産にともなって排出されるクロム鉱さいを、同社は、当初、小松川の工場敷地内に捨てていたが、ここがいっぱいになると、周辺の私有地に捨てるようになり、やがて地主の了解をとりつけて民有地に次つぎと投棄場所をひろげた。

七三年に東京都は、地下鉄工事の請負業者から六価クロム鉱さいが投棄されていることの通報を受け、七四年夏、江戸川区堀江町付近の住民が六価クロム投棄を知り、被害を自覚するところとなり、住民健康調査がおこなわれて、日本化学の旧従業員および現役の従業員を中心に被害者が続出して、にわかに社会問題となった。この事件は、あらためて産業廃棄物による公害への関心を強めることになった。

2　総評の公害反対闘争

七五年のとりくみ

総評の全国レベルの公害反対闘争は、住労提連」をとおしておこなわれており、公害裁判の支援闘争、新全総等の開発反対闘争、ならびに環境庁の政策転換闘争を重要な柱として推移してきたが、公害裁判の支援闘争は、さきに若干例に触れたごとく、七五年度も活発におこなわれた。開発反対闘争は、七五年度の経済の停滞と三木内閣による総合開発計画策定作業の遅れなどにより、明確な闘争対策を提起しえなかったが、大規模開発反対闘争は、個々につづけるという方針で推移した。これは、開発反対訴訟が増加したことにより、公害裁判支援闘争と重なるところが少なくなかった。

環境庁へ政策転換闘争は、持続的におこなわれているが、七五年の焦点のひとつは自動車排ガス規制の促進、空港、新幹線などにかかわる騒音問題、ならびに自然環境保護の問題などについての諸要求の提起、そしてそれらとともに、中央公害審議会の民主化要求におかれた。それらは、やがて一九七六年二月、一括して、文書により環境庁長官に提出され、その後も要求行動が繰り返された。

【全国公害連の環境庁長官への申入書】（一九七六年二月一四日）

自民党政府の下で強行されてきた高度経済成長政策は、大資本にはばく大な利益をもたらしたものの、勤労国民には今日の不況、生活苦、そして生活環境の決定的な破かいとなってのしかかってきています。

水、空気、土壌の汚染と深刻化、拡まり行く自然環境の荒廃に、私たちは大きな憤りと憂慮の念を抱かずにはおられません。

政府はこれらの経過の中で、大気汚染の元凶とも言える自動車の排ガス規制について、いわゆる五一年度規制当初目標値の実施を五三年度に延期したことにより多くの国民の指弾に会ったことは記憶に新しいことです が、以後、とくに日産、トヨタの二大メーカーはその五三年実施に向けての努力よりも、こうした政府の政策に「悪乗り」し、一昨年から昨年にかけて公害発生車の意識的大量かけ込み生産をするなど、口では企業の社会的責任などと言いながら「実はすべて企業利益を優先」させる資本の本質そのものを露呈しています。

さらに私達は不況を理由にして公害対策を放置しようという企業の姿勢に対して強く指摘せねばなりません。

全国に散在する三〇〇の公害関係住民団体と多くの労働組合、革新三政党、民主団体が結集する全国公害連は、設置以来五年を迎えた環境庁に対し、いまこそ環境破かいにストップをかけ、環境行政に対する国民の「不信と期待」に答えるために、左記について具体的な対処の方向を示し、措置をされるよう申入れます。

記

1　国民に公約したいわゆる自動車の排ガス五一年度規制当初目標値の五三年度完全実施に向けて、自動車メーカーに対するキゼンとした監督、指導を強め、これを実現すること。

2　大阪国際空港騒音訴訟に対する大阪高裁判決を率直にうけ止め、「国民の権利、生活に優先する公共性などは本来的にあり得ない」ばかりか、許される情勢ではないことを認識し、羽田をはじめとする各空港、新幹線などにかかわる騒音問題の解決をはかること。

3　新幹線や高速道路の建設が各地の自然環境を破かいしていることは、すでに私たちの経験済みのことですが、本四架橋建設による瀬戸内海

の汚染と破かい、むつ小川原や志布志湾などの古来より住民によってはぐくまれてきた広大な自然が「開発」と言う名の下に荒廃されることは許されません。環境庁は、環境庁たる立場とそのゆえんにたちかえり、これらの地域の自然環境が規制より悪化しないと言う保障と、国民的合意が得られない以上、大規模開発は見合わせるようにすること。

4　中央公害対策審議会の民主化をめざしすべての会議の公開化、公害被害者代表の参画とその拡大、専門部会から関係企業代表を排すること。

右の申入れにつづいて、全国公害連は二月一四日に環境庁交渉をおこなった。交渉は、新村、福田の公害連代表委員、鈴木事務局長ほか社、共、公の革新政党と民主団体代表が、越智環境庁政務次官にたいしておこなったが、この交渉の過程で、中央公害対策審議会会長の任命過程で法令に定める手続きが厳守されていなかったことが明らかになり、三月四日、公害連は再度環境庁にたいしつぎのような申入れ書を提出し、中公審の運営改革を求める交渉をおこなった。

【申入書】（七六年三月四日、環境庁官小沢辰男殿宛、公害対策全国連絡会議代表委員新村猛、福田勝、事務局長鈴木恭順署名】

公害対策全国連絡会議は去る二月十四日貴職に対し、四項目に及ぶ申入れをしましたが、その際、中央公害対策審議会の運営とそのあり方について重大な問題のあることを指摘し、対処を求めたにもかかわらず、満足な解明なり、方策が示されていませんので、本日あらためて左記のことについて具体的な措置を求めるとともに御見解を承りたく申入れます。

記

一、二月十四日の交渉の席上明らかになった中央公害対策審議会会長のこれまでの選任のあり方はその手続きにおいて法令に反する重大なあやまりをおかしているのみでなく、公害被害者、全国民を「ぐろう」してきた環境庁の本質の一端が明らかになったものと理解せざるを得ません。環境庁長官はこの際思い切って、今回の事態について国民に謝罪し、かつ行政の改革を約し、国民の信頼に値する人材を登用すべくとりくむべきであると考えます。

一、一昨年から昨年にかけての排ガス規制に関する中公審の論議過程と、これを受けての世論経過から中公審は、専門委員会に利害関係を有する関係企業代表を排除しましたが、この精神からいえば、部会からも当然関係企業代表を排除すべきであります。ところが依然として今日、たとえば自動車の排ガス規制を審議する大気部会に加害企業代表の川又日産自動車会長が任命されていることなどは許されないことです。

三、全国民の生命と健康・生活にかかわる環境問題を審議する中公審の任務は重大であるだけに、その運営・手続・あり方はすぐれて民主的なものでなければなりません。その立場から今日の中公審の情況を見るとき、その委員構成においてまず被害住民代表の居ないことや、こうした被害者と一緒になって公害防止や医療のための研究を行っている学者、研究者、技術者が余りにも少いことを指摘せざるを得ません。これらの代表を委員とされたい。

四、また会議が非公開であるばかりでなく、議事録すらも公開されないとあっては、誰のためのなんのための中公審かとさえ言わざるを得ません。会議、議事録の公開をあらためて強く要求します。

環境庁と中公審が、ほんとうに国民に信頼され得るか、否かはまさにこれらの点をどうただしていくかにかかっていると思います。環境庁はいまこそ、これら自らの行政を生じせしめた「悪へい」は自ら絶ち切る気構えで、抜本的な改革に着手されるよう要求します。

右の文章のなかで、中公審の会長が法令に定める手続きによっていないというのは、中公審の総会で会長互選の手続きが、再任の際にとられなかったことを意味している。右の申入れ書による交渉に際し、同日、環境庁城戸事務次官は、つぎのような回答をおこなった。

【全国公害連の申入れにたいする環境庁の回答】

一、中公審会長のこれまでの改選手続に不手際があったので、今後は「中央公害対策審議会」により、委員の互選によって選ぶこととする。

二、中公審委員の都合から関係企業代表排除については、委員の選出・任命にもかかわることであるが、検討したい。

三、三月末、五月に三〇名前後の委員の任期が切れるので、その際被害者代表なり、これらととりくんでいる学識者で適当な人があれば、委員選出の際に考慮に入れたい。具体的な人名があれば出していただくことはやぶさかでない。

四、中公審の民主化、会議の公開、議事録の公開、閲覧要求については中公審会長にその旨を伝える。

右につづいて三月一九日、公害連は、再度、七五年三月の中公審会長改選経過に抗議するとともに、環境アセスメント法案の国会提出にあたっての、財界よりの提出反対の意志の表示があることについて申入れをおこなった。

【申入書】（七六年三月一九日。宛先・署名前掲と同じ）

人間環境の破かいが、日本国民の将来にとってはかり知れない危機をもたらすことが指摘され、現実化しているだけに、これに対応する環境行政の重要性とそのあり方について、私たちは極めて重大な関心を持たざるを得ません。

加えて、今日の環境行政が一かんして、加害者側の参加はあっても、被害住民の参加をかたくなまでに拒否している姿勢についても、問題にしないわけには参りません。

公害対策全国連絡会議は、環境行政の基本は「公開、住民の参加、自主的手続きとそれにもとづく決定」こそが不可欠であるとの立場から貴職に対し、左記の点について事実の経過とその決意を明らかにしていただきたくここに申入れます。

記

一、三月四日に行われた中公審会長の改選の経過を見るとき、その直前に私たちに貴職側から説明があった内容とは全く相反する事実のあったことについて、私たちは憤激に耐えません。直接の当事者はもちろんのこと、責任ある貴職の御見解と反省を求めます。

二、貴職はすでに今国会に環境アセスメント法案を提出することを明らかにしていますが、この立法化について、公害を発生させ、国民の生命と健康、自然を破かいせしめてきた企業側代表から、反対の意志表示が出ていると聞きますが、私たちは彼等のあやまった事実認識とその後進性についてあらためてその目を見張っております。環境庁はいまこそ全国民に呼びかけ、全国民的検討と参加、合意の下で、環境アセスメントの作成と、その基盤の上に立った立法化をめざし、加害者側の圧力に屈することなくその成立を図るべきだと思いますが、貴職の御見解を承りたく要請いたします。

右につづいて七六年三月二九日、公害連は中公審への委員の推せんをおこなった。

【要請書】（七六年三月二九日、宛先・署名は前掲と同じ）

公害対策全国連絡会議と貴職との交渉経過の中で相互に確認された中央公害審議会委員の選任にあたり、左記の人を推せんいたしますので採用されるよう要請いたします。

記

斎藤親仁（全水道水質汚染反対闘争委員会委員長）、加藤僖重（独協大学教授〔生物学〕）、田尻宗昭（東京都公害局公害部長）、仲井　富（公害問題研究会常任幹事）、柳沢文徳（東京医科歯科大学教授）、西村　肇（東京大学工学部助教授〔化学工学〕）、伊藤弥栄子（新日本婦人の会中央常任委員）、野村かつ子（日本消費者連盟創立委員）、宮本憲一（大阪市立大学教授）

その後、環境庁の環境アセスメント法案の国会提出を見合わせ、

また、五月の中公審委員の選任に際し、公害連推せん候補を選任しなかったことから、五月二一日に環境庁長官との交渉をおこなった。その際の申入れ書はつぎのごとくであった。

【申入書】（宛先・署名、前掲と同じ）

公害対策全国連絡会議は、かねてより環境アセスメント法の立法化及び中央公害対策審議会の民主的構成とその運営の実現に向けて貴職との交渉を行なってきたところです

ところが最近の情勢と環境行政の実情は、貴職がかねて私共との交渉経過の中で発言・約束されたこととは相反する結果になっていると云わざるを得ません。

公害対策全国連絡会議は、このような事態を招いた貴職の責任は極めて重大であり、公害被害者に対する背信行為であると考え、左記の点について責任ある解答を求めます。

記

一、環境アセスメント法案の成立を断念した原因と責任を明らかにしていただきたい。

二、中央公害対策審議会の委員構成については、貴職が「委員任期切れ交代の際に、公害連が推せんする委員候補があれば出していただきたい、考慮・参考にしたい」との発言があるにもかかわらず、五月十七日発表名をあげ、選任を要請したところであり、公害連は三月二十九日に九名の人された中央公害審議委員決定によれば、公害連推せんの人は一名も入っていないが、その理由は何か、明らかにしていただきたい。

右申入れ書の要求にたいし、小沢環境庁長官は環境アセスメント法案の国会提出を断念したのは、運輸、建設、通産の各省との間に意思統一ができなかったもので、次国会等に向けて再提出するよう検討を深めていること、また、中公審委員の選任については、今回の中公審委員の改選数が少ないこと、改選該当者のこれまでの任期が一回程度のことなどの事情から公害連推せん者を採用することができなかったことを述べ、次回の改選時には考慮を約するとの意思表示があった。

七五年の総評の対政府交渉には、以上のほか、注目すべきものに、科学技術庁にたいして原子力発電に関する申入れをおこなったことがあげられる。その内容はつぎのごとくであった。

【原発に関する申入れ】（一九七五年六月二一日、科学技術庁長官佐々木義武殿宛、日本労働組合総評議会議長市川誠署名）

六月十二日佐賀県玄海町の九州電力玄海原子力発電所において試運転中のPWR型原子炉の蒸気発生器細管よりの放射線漏れが発見された。また福島二号機の核燃料の束をつつむチャンネルボックスのひび割れなど、原子力発電所におけるこのような事故が相ついでおこったり、周辺住民の不安はもちろん、原子力の安全性に対する国民の不信と疑惑はますます高まっている。

わが国の原子力機関が極めて未発達であり、安全のための基礎的研究が不十分であることは、大多数の専門家が等しく認めるところである。われわれは、現在原子力発電は、実用段階ではなくて全分野における実験・研究を積み重ねる段階であると考える。

政府が以下つぎの各項について早急に実施せられ、国民の不信と疑惑に答えられるよう要求するものである。

1　安全のための基礎的実験。研究を十分な時間と十分な資金を投じて実施し、安全な装置と安全な運転管理方法と放射性廃棄物の安全な最終処理方法とが確立するまで、核分裂型の原子炉を、「むつ」もすべての原子力発電所も、そしてまた再処理工場も、運転、試運転、建設、計画を中止すること。

2　人口がこのように稠密で、しかも大地震の多い日本においては、一千年以上の安全な保管を要する死の灰を大量に生み出す核分裂型の原子力発電所や、核燃料再処理工場を建設するのは世界のどの国にもまして危険であり、まして最大限の利潤追求を目的とする独占資本の手で建設し管理

するのはきわめて危険であるから、核分裂型に電力供給に頼るような体制にはしないこと。

3　石炭や石油や天然ガスやオイル・シェルなどが地球上に本当に枯渇する時までには確実に実用化できるように、核融合型の原子力発電の研究開発に主力を傾注すること。そのためには核融合開発の進んでいるソ連をはじめとした社会主義諸国との、核融合に関する共同研究、国際協力を推進すること。

4　資本主義高度成長の延長上にたてられた「原子力開発利用長期計画」は廃棄すること。

日本化学クロム　災害労組共闘会議

七五年の公害問題の新たな焦点のひとつは、六価クロム問題であった。日本化学工業労組は、上部団体である合化労連と提携し、これに日本化学クロム退職者の会と連携して共闘会議を結成し、対企業交渉を重ねている。最近時点での申入れ書を示すとつぎのごとくである。

【日本化学クロム災害労組共闘会議等の日本化学への申入書】（一九七六年二月二〇日、日本化学工業株式会社取締役社長棚橋幹一殿宛、日本化学クロム退職者の会代表幹事西村銀次郎、日本化学クロム災害対策労組共闘会議事務局長福田勝、合化労連日本化学工業労働組合中央執行委員長横田喜光署名）

貴社に於いて、昨年八月突如として表面化した、クロム製造に従事した労働者が肺ガンによる死亡および、鼻中隔せん孔など多数の被害者のいることが明らかとなり、「六価クロム禍」として大きな社会問題にまで発展させました。

これは、古くからクロムによる障害のあることを知りながら、それにたいする十分な労働衛生（健康）管理と、適切な対策の立遅れによる会社の責任に基づくことは明らかです。

クロム退職者の会に参加する元日本化学の労働者（含下請労働者）及び総評を始めとするクロム共闘に結集する労働組合は、二度とこのような災害を、くりかえさないための万全な対策を講ずることを求めると共に、死亡並に障害者にたいし、労災法に基づく法定補償のほかに損害賠償金（含上積補償）並に健康管理体制の確立等について下記のとおり決定したので要求します。

記

一、遺族にたいして　死亡者一人に付損害賠償金として四、〇〇〇万円を支払うこと

二、障害者にたいして　障害の程度に応じ損害賠償金として次の金額を支払うこと

障害等第一級に認定された者		四〇〇〇万円
〃	二	四〇〇〇万円
〃	三	四〇〇〇万円
〃	四	三六八〇万円
〃	五	三一六〇万円
〃	六	二六八〇万円
〃	七	二二四〇万円
〃	八	一八〇〇万円
〃	九	一四〇〇万円
〃	一〇	一〇八〇万円
〃	一一	八〇〇万円
〃	一二	五六〇万円
〃	一三	三六〇万円
〃	一四、	二〇〇万円

三、新たに死亡及び障害が発生した場合は、上記一、二を適用すること。

四、退職者の生涯にわたって健康管理を徹底するため、貴本社内に健康管理課を設け、退職者が健康上の問題で何時でも相談に応じられるようにすること。

合化労連昭和電極支部　六価クロム問題は、化学、非鉄などのクロム関係労働者にたいし、あらためて労働環境改善や公害問題へのとりくみの重要性を自覚させた。合化労連昭和電極支部や、全鉱連三井金属竹原工場支部などがその例であるが、とりわけ前者は、内部告発を含む戦闘的な運動を展開した。その事情を、同労組が全国公害連に寄せた声明文からみると、つぎのごとくであった。

【合化労連昭和電極支部の声明】（七五年一二月九日）

全国でいのちと健康を守るために闘っている仲間のみなさん！　私たちは、人造黒鉛電極の製造をしている昭和電極会社に働く労働者です。

電極製造の工場は地上の石炭産業といわれるように、石油コークスおよびピッチ還元原料を粉砕する際に、作業に従事する労働者の顔面、手足はいうに及ばず、パンツのなかまで真黒になる毎日です。

また、原料を加熱して捏合する工程、焼成炉工程では加熱された石油コークス、ピッチからタール分が気化し、高濃度のベンツピレン（発ガン性物質）が工場内の空気を汚染します。こうした製造工程において発生するタール・ピッチの粉じんで、じん肺患者、死亡者が四十四名にものぼり、石油コークス・タールおよびピッチによる皮ふ障害にほとんどの労働者がかかっており、加えて、タール分に含まれるベンツピレンで肺ガン、食道ガン、胃ガンが発生しており、患者、死亡者は十一名もの多くにのぼっています。

安全衛生の恥ぶをつかれ組織分裂攻撃を加え、職業病闘争を積極的に闘っている井上執行委員を自転車事故で物いいつけ、不当にも首切りを行なってきました。

たまりかね内部告発へ（損害賠償請求と労災請求闘争）

私たちはあまりひどい会社のやり方に怒りを爆発させ、ついに企業告発にふみ切りました。労働基準監督署に、安全衛生法の違反で申出を行なうと共に、皮ふ障害、じん肺、肺ガン、食道ガンを中心とする労災申請とあわせて、損害賠償請求（九名）の裁判をもって闘っています。そして、この闘いは電極、カーボン、コークス炉の関係各労組が集まり「職業病対策会議」を作り、職場から職業病をなくすとともに安全衛生法第六七条の「健康管理手帖交付」の要求を労働省にだして闘っています。

人間をモルモット扱いにする労働省

労働省は、私たちの健康管理手帖の交付の要求に対して疫学調査が遅れている。前回の調査では肺ガン死亡者が一般に比べて多くないからという理由で交付しようとしません。また、肺ガン、食道ガンの遺族補償給付請求も二年経過しているにもかかわらず、まだ検討中であるうそぶき、労災保険法の精神すらふみにじっています。労働省はクロム問題をみてもわかる様に労働者の保護機関ではなく、資本の出先機関になりさがっています。私たちは、こうした資本の生産第一主義による人命無視、労働省の行政のサボそれに追随する産業界の責任を徹底的に追及し、本当に労働者の命と健康を守るために共に闘いましょう。

以上

合化労連公害・職業病統一要求大綱

合化労連は、すでに七三年に公害職業病防止統一要求大綱を定め、対企業、対政府の要求指針を作成し、推進しているが、今回の六価クロム問題を契機に、それらの諸活動を強化するとともに、単産主導の組合員健康調査、および工（鉱）害調査をおこなった。それにもとづき次年度にむけて、安全衛生法や環境基準の見直しをおこない、訴訟を含めて強力な運動を展開する予定である。七三年の統一要求大綱は、つぎのごとくであった。

丸出しに、組織分裂攻撃を加え、職業病闘争を積極的に闘っている井上執行委員を自転車事故で物いいつけ、不当にも首切りを行なってきました。

たまりかね内部告発へ（損害賠償請求と労災請求闘争）

私たちはあまりひどい会社のやり方に怒りを爆発させ、ついに企業告発にふみ切りました。労働基準監督署に、安全衛生法の違反で申出を行なうと共に、皮ふ障害、じん肺、肺ガン、食道ガンを中心とする労災申請とあわせて、損害賠償請求（九名）の裁判をもって闘っています。そして、この闘いは電極、カーボン、コークス炉の関係各労組が集まり「職業病対策会議」を作り、職場から職業病をなくすとともに安全衛生法第六七条の「健康管理手帖交付」の要求を労働省にだして闘っています。

人間をモルモット扱いにする労働省

労働省は、私たちの健康管理手帖の交付の要求に対して疫学調査が遅れている。前回の調査では肺ガン死亡者が一般に比べて多くないからという理由で交付しようとしません。また、肺ガン、食道ガンの遺族補償給付請求も二年経過しているにもかかわらず、まだ検討中であるうそぶき、労災保険法の精神すらふみにじっています。労働省はクロム問題をみてもわかる様に労働者の保護機関ではなく、資本の出先機関になりさがっています。私たちは、こうした資本の生産第一主義による人命無視、労働省の行政のサボそれに追随する産業界の責任を徹底的に追及し、本当に労働者の命と健康を守るために共に闘いましょう。

合化労連公害・職業病統一要求大綱

合化労連は、すでに七三年に公害職業病防止統一要求大綱を定め、対企業、対政府の要求指針を作成し、推進しているが、今回の六価クロム問題を契機に、それらの諸活動を強化するとともに、単産主導の組合員健康調査、および工（鉱）害調査をおこなった。それにもとづき次年度にむけて、安全衛生法や環境基準の見直しをおこない、訴訟を含めて強力な運動を展開する予定である。七三年の統一要求大綱は、つぎのごとくであった。

【合化労連公害・職業病防止統一要求大綱】（一九七三年、第五〇回大会提出）

①環境調査、ガス、蒸気、粉じん、電離放射線、騒音、悪臭、廃液、廃鉱、その他産業廃棄物などによる職場並びに地域に対する環境汚染の実態を全面的にあきらかにする。

環境調査に当っては、労働組合と協議して決めること、労働組合が自主調査を実施するときは、必要な資（試）料を提供すること、地域住民より立入調査の申出があったときは協力すること、環境調査の結果はすべて公開すること。

②職業病・公害防除措置の整備、上記有害物による職場環境並びに地域住民の生活環境に対する汚染を全面的に防止するため排水処理、排気処理、その他防除措置の完全実施に、すみやかに着手すること、具体的措置については、予め労働組合と協議して決めること。

水銀（無機、有機）、ＰＣＢ、カドミウム、六価クローム、ＳＯ2など法による規制対策となる有害物についてはただちに防除措置を講ずること、職場環境並びに地域住民の生活環境をいちじるしく汚染し又は、そのおそれのあるものについては操業を低下または停止し、その間従業員の仕事と賃金等については会社が全面的に責任をもって保証すること。

③健康診断、地域住民又は地方自治体より、住民の健康診断について費用、必要な資料の提出その他協力要請があったときは、会社の社会的責任において善処すること。有害職場の従業員の健康保持、疾病の早期発見のため必要な精密検診をできるだけ頻度に定期的に実施すること。

検診項目、検診機関の選定については、予め労働組合と協議して決めること。検診結果は必ず本人に知らせ、また総括を労働組合に知らせること。

④補償、地域の生活環境を汚染し、住民に被害を与えたときはすべて会社の負担において生活医療等の補償を行なうこと。

公害を理由として、従業員の労働条件に犠牲を転嫁してはならないこと。

⑤政府、自治体への要求

㋑政府、自治体は、ただちに公害地域における住民の検診治療研究体制を強化し、整備すること。㋺政府、自治体は、公害病認定の体制及び立法を大幅に改善し、すみやかに適正な認定を行なうこと、補償内容を抜本的に改善すること。㋩政府、自治体は、水銀、その他すべての有害物質の汚染工場とその周辺の環境調査を行なうこと。㋥政府自治体は、公害企業の設備改善補償に関して必要がある場合適当な指導援助をあたえること。㋭政府、自治体はヘドロ、汚染土壌に対する埋立て、しゅんせつ、表土改良の浄化措置を講ずること。

紙パ労連十条労組

公害発生源業種の単産、単組のなかで、とりくみが活発なもののひとつに、紙パ労連がある。同労連は、毎公害対論集会を開き、単組、支部間の交流を重ねて公害へのとりくみを展開しているが、七五年には第五回の集会を開き、職業病克服と公害防止の統合によるとりくみを緊急の課題とした。同労連傘下の労組におけるとりくみの方針を十条労組の場合についてみるとつぎのごとくである。

【紙パ労連十条労組】（紙パ労連第五回公害対策研究討論集会の記録より抜粋。『総評調査月報』一九七六年一月号、一八―二〇ページ）

十条は北海道から九州、或は日本海側、太平洋と全国に七工場がありますす。どの工場も公害の発生源をかかえており、工場によっては規制に追いつく対策が出来ず、操業の縮小という状況もあります。

十条労組はこの数年、本部と支部による公害専門委員会を設け、各工場の問題点、対策、支部の取り組み状況を出し合い、本部と支部の取り組みを実施しています。

（公害対策の考え方）

公害問題が大きな社会不安を引き起こした背景は、大企業本位の政策をとり続けてきた政治姿勢、国民生活犠牲の上に立った高度成長政策の矛盾とひずみによってもたらせられたものであります。健康で文化的な生活が保障されなければならないはずの国民生活が政府の経済、産業政策とそれ

に基づく無計画、無秩序な企業の利潤追求政策によって、資源乱獲などによる環境破壊、産業公害の多発を招いたものです。

昭和四八年七月に秋田工場が三日間、石巻工場が二四時間の操業停止となったことは、経過の如何はともかく、その根本に「企業」の公害に対する認識の甘さと施策の欠如があることは否定出来ませんし、そのことが結果的に「労働組合」としての取り組みにも不十分さがあったことを率直に反省しなければなりません。

公害投資の大きさや公害技術の立ち遅れが経営者をして公害対策の取り組みを消耗化させる要因にしていますが、こんにちの情勢に公害の完全防止なくして企業の存在はありえないし、それがひいては労働者の職場を奪う結果を招くという観点から自分を含めた住民のいのちとくらしを守るために公害対策に積極的に取り組みます。

（具体的な取り組み）

①労使による公害対策委員会の定例開催を促進し、組合の意見を積極的に反映させます。

②企業内からすべての発生源を点検し、規制値の完全遵守はもとより、問題となる可能性のある要因について、完全な対策を会社に要求します。

③発生源で押えるため各職場の作業基準書を組合の主導により見直し、公害防止に関する事項を挿入するようにします。

④公害を理由とする工場閉鎖、縮小に反対し公害の完全防止の確保に対する企業責任を要求していきます。

⑤組合主催による公害防止週間を設定し労働組合としての公害防除に対する姿勢を明らかにします。

⑥公害に対する知識と認識を深めるための学習、教宣活動を強化し、上部団体などの学習、研究集会などには積極的に参加します。

⑦地域住民との連携を通じて日常的な相互理解を深め、共存体制確立のため対策を強めていきます。

⑧公害対策の過程において、作業環境の悪化を招かないよう作業者自らの創意を盛った安全衛生環境改善の要求をくんでいきます。

以上のことを大きな柱として、十条労組として公害対策の取組みを今後も強化していきたいと考えているところです。

右の七項目の活動方針が具体化されている例として注目されるのは同労組石巻支部の場合であり、それは、同支部の千葉執行委員が紙パ労連の第五回公害対策研究討論集会でおこなった報告によれば、つぎのような内容をもって推進されている。

【十条労組石巻支部の取組み】（前掲書二〇～二二ページ）

（取組みの柱）

石巻支部のこれまでの取組みについてまとめますと、一つには、労使での公害防止対策委員会を定例的に開くということです。委員会の内容は、データのチェック、改善事項の要請、労使の意見交換をしています。このことによって工場幹部も真剣になって公害防止対策を考えるようになっています。石巻支部の場合、ここ三年近くになりますが、毎月開催しています。

第二番目には、私たち執行部、あるいは公害対策部員が自分自身が学習するということです。各職場から出ているものですから、どちらかというと素人の面があるので、こういう学習を通じたり、参考になる本を読んだり、時には工場の環境管理の人から話をきいたり、資料をもらったりという形で学習しています。また、公害対策部会を毎月やっていますが、その部会の中でも、各職場の環境状況なり発生源の対策等についても私たち自身学習しています。

第三番目には、組合員にもわかりやすい教育が必要です。さらに、組合員の意識の高場ということも必要なので、宣伝活動も必要です。紙パ労連の第二回公害対策討論集会の中で、作業員末端までの意識の徹底が重要だという事例報告がされていました。そのことは私は今でも頭にやきついていることです。意識の高揚については会社の幹部にも要請しなければならないし、組合独自の組合員に対する教育も大切だと考えています。

四番目には、調査活動です。職場のパトロール点検、工場周囲のパトロール、データの点検、地域住民の声をきくこと、などの調査がありアンケート調査もあります。

私たちは、以上の四つを柱にして公害対策をやってきました。

（今年度の活動計画）

石巻支部の公害対策部は、一九七四年度の第一回部会を昨年一一日四日に開催し、次のような活動計画をたてました。

①部会は毎月一回、定例として開く。部会のテーマは、㋑労使環境管理委員会の報告、工場環境管理実行委員会の報告、㋺その他の報告、㋩活動の取組み方、㋥学習会、㋭情報交換

②工場の環境管理実行委員会には公害対策部員四名を参加させ、労組側から支部長、公害対策部長を含めて六名が構成メンバーに入り、労組側からの意見を出していく。

③一一月の調査　㋑職場内発生源の問題点、㋺対策中の内容、㋩今後予定の内容、㋥検討中の内容。これら今後の活動の資料とする。

④環境対策作業基準者の点検（二～三月）

⑤公害学習資料の作成（四月）

⑥環境対策設備写真集の作成（五月）

⑦世界環境デー（六日五日）に意識昂揚の教宣

⑧発生源総点検（六月）

⑨家族の工場見学会（七月）

⑩各職場排水のデータをグラフに書き点検（毎月）

川崎の労働者による住民運動

川崎では重化学工業の労働者が種々な住民団体のなかで公害へのとりくみをおこなっているが、そのひとつ川崎より公害をなくす会は、「鋼管、東電」の問題について、同会ニュース四二号でつぎのように述べている。

【川崎公害の元凶＝「鋼管」・「東電」問題について】（七五年夏、ニュース四二号）

㈠はじめに　川崎の公害病認定患者は二八六〇名、その犠牲者は一六〇名（今年になって五五名）にもなってしまいました。革新市政のもとで着実に進められてきた公害対策をまるであざ笑うかのごときこの異常事態を私たちは放置することはできません。ところが、さらに二つの巨大な発生源――日本鋼管扇島工場と、東京電力二〇〇万kw新火力発電所（計画）がつくられようとしています。私たちは以前からこの問題を重視して取組んできましたが、今年になって、二回の文書提出と四回の交渉を川崎市ともってきました。この中で明らかになった問題点の一部を、ここに報告します。

㈡市交渉の中で明らかになった問題点は、基本的には次のようなことです。

(1)扇島建設現場をひと目見れば、また東電の新火力発電所の規模を考えれば、新増設の大工事であることは、まったく明らかであるのに「無公害工場」建設のためのリプレース（移動）であるという企業側のペースで公害対策が進められていること。

(2)私たちなりの試算で、この大工場が、現状のままで稼働すれば、大発生源となり、被害を益々拡大するという指摘に対して「協定」があり、川崎には「市条例による罰則」もあるのだから、それでしばるから大丈夫であるという姿勢をくずさないこと。

(3)では、「安全」だという具体的の根拠をデータにもとづいて明らかにせよときびしく迫ると「今すぐには公開できない」と逃げ、なかなか、市民の側に立ちきれないでいること等々です。

㈢日本鋼管に対する、窒素酸化物対策を一例に、公害局の「甘さ」を述べてみます。

窒素酸化物（NOX）はいおう酸化物（SOX）よりも毒性が強いといわれ、ぜんそくをはじめとする公害病の原因となっています。また、光化学スモッグの原因物質でもあります。東京などでは、自動車から出るNOXが多いのですが、川崎では八割位が大工場からNOXによる川崎の汚染は大変ひどいもので、環境目標値の五～六倍にもなっています。現在、生産量を落している日本鋼管が、全面的に稼働したら益々汚染がひろがり、被害の増えることは明らかです。にもかかわらず、鋼管は、NOX対策を現在なにも具体化していません。

千葉では、川崎製鉄の第六号高炉の建設を中止させる裁判を、患者と住民がおこしています。この中でまったく不十分であると批判されている千葉県・市の公害行政ですが、そこにおいてすらNOX対策は、もっと具体的になっているのです。例えば、川鉄（千葉）は、大型脱硝装置の設置と停止をする、脱硝装置の一部を年内にそれが十分に働かない時は一部操業稼働させる、そして〔つぎの一引用者注〕表にもある削減計画を含む協定を県と結んでいるのです。また新日鉄君津製鉄所も、つい最近、現状の四〇%弱の削減を発表しています。

窒素酸化物がどれだけ出るか

日本鋼管扇島工場	現在のままでは53年には川崎市による試算では10,900ｔも出てしまう
	市条例の「既設」規準では7,220ｔまで出せる
	〃　「新設」でも3,610ｔまで出せる
	例に「川鉄方式をあてはめると〈58.7%〉，56年には〈29.7%〉47年の鋼管の排量5,465 ｔを規準とすれば53年に3,208 ｔ，56年に1,623ｔ

鋼管の公害対策については、扇島問題連絡協議会（神奈川県、川崎市、横浜市—事務局は横浜市）が交渉にあたっていますが、保守県政の千葉にもおくれをとるような姿勢はきびしく批判されなくてはなりません。これはNOX対策について、あまりにも「認識が甘い」ところにあると思われます。四五年十二月の「協定」では、この夏に光化学スモッグが大問題になったにもかかわらず、NOX対策にはなにもふれていません。その後、私たちの強い要求等があって、四八年八月の「実施計画」にやっと「建設着工時までの間に技術開発に努める。」という一項が入りました。しかし、昨年十二月に建設は着工され、来年には生産の一部が開始されるというのに、十月七日の川崎市の文書回答では、「現在技術開発に努めている。随時事情聴取し、促進方について強く要請している。五三年から実施される市条例の規制値を尊重させる。」というまったく具体性のないものです。

鋼管は、扇島工場の労働条件等について、その計画を最近労働者に示しました。しかし、その中には、脱硝装置のことはなにもふれておらず、労働組合からそのことを指摘されても「努力目標だから」と平然と答えている状況です。私たちの取り組みを早急に強めなくてはなりません。〔以下略〕

その他、総評系単産、単組の七五年の活動例として注目を要するものとしては、全林野による自然保護の活動、全水道による合成洗剤の追放運動ならびに国労、動労の労働者による新幹線騒音についての住民との提携活動などがあげられる。これらは、次年度以降の発展がさらに期待されるものであり、機をあらためてとりあげることにしたい。

3　同盟の環境対策活動指針

同盟系の単産、単組の公害にたいするとりくみ例としては、七三年以降、全金同盟、造船重機、自動車労連、ゼンセン同盟等において、単組レベルで公害防止協定が相ついで締結された事情については、各年度の『日本労働年鑑』で述べてきた。そうしたとりくみの体制が一応の普及をみた段階で、同盟本部は七六年一月にあらためて、従来のとりくみを反省し、将来への活動指針を定めた。「環境対策活動指針」（七六年一月）がそれである。過去の総括としては「要す

るに、環境問題に対する運動については、一部の産別、地方同盟できわめて熱心に取り組んできたのを除けば、同盟総体としては積極的に取り組んできたといえない状況であった」とし、将来にむかってのとりくみ強化の必要性を訴えている。活動指針のうち、将来にたいする部分を引用するとつぎのごとくである。

【運動の目標と運動の取り組み】（一九七六年一月、第一二回定期全国大会提出「環境対策活動指針」一一～一三ページより抜粋）

環境問題はきわめて広範囲かつ多様の問題をかかえているが、ここでは労働組合としての立場から、取り組むべきもっとも基本的な事がらを中心として述べる。

ただ、ここでわれわれはいままでの考え方を転換する必要がある。すなわち、環境問題を特殊化せずわれわれの運動の中に一般化することである。確かに学問的、技術的に高度の内容を持つ分野はあるが、われわれがだれでも賃金問題を口にするように、環境問題が話題にのぼってくることが必要なのであり、それほど環境問題が身近かになってきていることを認識すべきである。

一、公害を発生源で絶滅せよ

公害を発生源で絶滅することは、同盟が当初から主張を続けてきたことである。公害問題について、労働者は加害者であるとともに、その地域で被害者の立場にもあり、従って労働組合は企業と住民との仲介者としての役割を果たせるということがよくいわれた。しかし、もはや労働組合にそのような微温的な態度が認められる段階ではない。われわれは、ある程度の公害発生をやむをえないとする発想をしりぞけ、さらに厳しい態度に徹しなければならない。

事業場内の労働安全衛生が不十分であったり欠陥がある場合には、今回の六価クロームの事件で明らかなように、組合員が先ず職場内で被害者となることを改めて強く心に刻みこむことである。われわれはまず、職場内で被害者となることを拒否して組合員の健康と安全を第一とした経営政策を企業に行なわしめなければならない。組合員の健康と生命を守るために、職場内で使用される原料や処理剤で有害なものについて厳重な点検を行ない、企業に防護の設備や処理を完全に行なわせることは労働組合の第一義的責務である。

このうえに、外部に排出される汚水、ばい煙、粉じんや廃棄物の処理について必要な公害防止の措置を企業に完全に行なわせることによって労働組合は公害防止という社会的責任を果すことができるし、これこそ運動の原点である。このようにして、同盟は無公害を目ざして不断の努力を傾注する。

名称の如何を問わず労組内に労働者安全衛生と環境の担当者を必らず置くことからはじめよう。

環境問題への労働組合の姿勢を大まかに分類すると、積極型、告発型、沈黙型の三つがある。

積極型とは、労働組合が環境問題に積極的に入っていって企業に公害防止の措置を行なわせるなど、主体的に活動を行なうタイプである。われわれはこの積極型を選ぶ。告発型はいかにも勇気のいる行動のようにいわれ、事実勇気のいることではあるが、真に力のある労働組合ならば、告発をする以前に企業に公害防止の措置を講じさせることができるであろう。告発はあくまで次善の策である。組合員に職業病を生じさせさらに住民に公害をばらまくのは沈黙型である。われわれは断じて沈黙型をとってはならない。

公害を隠蔽することは、公害を蓄積してやがてはその処理や被害の補償のために巨大な費用を払わなければならないことは日本窒素や日本化工の例をみるまでもなく明らかなことである。企業の存続とかその社会的責任を論ずるまえに、人道上の見地から公害の隠蔽を許してはならない。

二、協議、参加の強化による環境保全と各級機関の役割

経営参加の重要性については、同盟がつとに取り上げ、経営参加対策委員会でも強調されているところである。同委員会の中間報告には、各レベルについて参加領域が示されているが、環境問題についても社会的事項として下記のとおり参加の対象とされている〔次ページ表〕。

われわれは、各段階での環境問題に対する協議・参加を一層強め、協議

全国	審議会		環境・公害・資源エネルギー 多国籍企業対策
産業 産業種	協議制度		公害・環境・資源エネルギー対策　多国籍企業対策
企業内	協議制度	企業レベル	公害・環境対策 資源・海外協力・地域協力
		事業レベル	公害・環境対策・地域奉仕
		職場レベル	公害・環境対策

・参加を通じて労働組合の役割を十二分に果たすものとする。

1　同盟本部の取り組み

①本部は全国的な立場から、環境問題に対する制度の新設や改善など立法面の要求を行なうとともに、行政に対し総合的にあるいは産業別組合を支援するために要求や申入れの活動を行なう。また関連する各種審議会に対しより多く同盟代表を参加させるよう努める。

②労働組合としての環境政策の決定

③構成組織、地方同盟の行なう環境対策活動への支援・協力

④研修会・対策会議などの開催による中央の環境政策の徹底と情報交換、意見の吸収

⑤環境問題に関する教育宣伝活動

⑥欧米先進諸国、アジアの労組などとの接触の機会を通じ、環境保全に関する国際協力を進める。

2　産業別組合・業種別組織の取り組み、指導体制の確立

産業別組合は、第一に、1に述べたように公害を発生源で絶滅するために、それぞれの産業の持つ特性に応じて適切な指導を行なっていくことが重要である。このためには、労働安全衛生や産業公害防止についての的確な方針を決定し、加盟組合がそれに基いて活動できるように十分な指導体制を確立しなければならない。先にも述べたように、産業別組合の活動と同様に、産業公害防止に対する活動を、従来行なってきた他の活動と同じように、産業別組合の活動分野にしっかり組み入れることが必要である。

労使協議による環境保全

第二に労使協議を通じての環境保全の活動を重視する。

労使協議制は、日本の労働組合においてかなり古くから採り入れられまた広く行なわれてきた制度である。この際、この制度を一層強化することを前提として、この制度の活用の中で、産業公害の防止や地域の環境保全の問題を解決していくべきである。

その方法としては、環境保全協定の締結や労使協議制を通じて環境保全への各種取り決めを行ない、これを実践するのが有効な方法である。すでにゼンセン同盟、全金同盟、造船重機労連、自動車労連において環境保全あるいは公害防止協定を締結、あるいは労使協議制の中で消化するなどの拡大に努力中である。

この際、重要なことはこの協定が地域社会の環境保全を目的としたものであるから、企業内の閉鎖的なものであってはならないということである。それぞれ締結された協定書等においても、地域住民との意思疎通が重視されており、必要に応じ地域住民を加えて懇談したり住民に情報を公開したりすることが定められている。

環境問題が発生した場合は、労働組合の立場から冷静に事態を判断し、住民の意見を支持して地域の環境保全と住民の健康保持という目的に沿った最良の方策をみ出すよう努力することが肝心である。

なお、産業廃棄物の処理が最近大きな問題となっているのにかんがみ、環境保全委員会等でこの問題に真剣に取り組むことが必要である。

もとより廃棄物の処理責任は法律上事業者にあるんとは明確であるけれども、少くとも有害物質を廃棄するについては地域住民の健康に害を与えないようにするため、労働組合としてもその処理について十分に関心を持ち、また事業者の処理を監視することが必要である。

また、公害防止技術の開発や公害防止機器、施設等を産業ないし同一業種ごとに共同で開発、利用していくことが重要であり、産業別組合は使用者団体にこれを要求するとともに、中小企業労組の指導にあたってこれらを十分に配慮することが必要である。このような活動が日常生活のなかで十分に消化されるような体制が確立できるならば、産業別組合は産業公害の減少ないし絶滅に対してきわめて大きな役割を果たしえて、時代の要請

に大きくこたえることができるであろう。

産業政策の確立と環境対策への反映

第三に産業別組合が環境問題について果たす高次の役割りは、産業政策の策定とこれに基づく産業段階での参加である。

いまの日本の産業は、資源エネルギー問題とも関連してもきわめて重要な課題に当面にしている。省資源型産業への転換といい、減速成長下の産業活動といい、どちらも従来の日本の産業が当面したことのない問題である。これは環境問題以前の総体的な問題であるが、同時に環境問題にも重要なかかわり合いを持っている。

これらについては、国自体としてまだ明らかな方向を示してもいなければ具体的な政策も提示しているわけでもない。しかし、産業自体が生きのびていくために、全体的にその方向を探り政策を確立していかなければならない問題であろう。

同盟本部から指示するまでもなく、すでにこれらの問題に関連して、環境対策を明らかにしている産業別組合もいくつかある。

産業廃棄物に対する法律の成立が遅かったこともあり、また行政の対応もきわめて遅かったため、日本化学工業のような事件が発生したが、今後はこのような無責任な企業の存在は許されないであろう。企業の消極的な社会的責任も果たせないような企業に生きのびる道はないのである。

環境問題を解決するには、散発的にまた対症療法として対策を講ずるのではなく、公害の発生を未然に防止し積極的に環境保全を達成する産業政策の樹立が必要である。産業政策の実行を通じてこれを環境対策に反映していくことこそ、環境問題解決のもっとも基本的な方策であり緊要なことである。

3　地方自治体段階での参加と住民運動への参加（地方同盟を中心に）

審議会等における活動の重要性と労働組合の姿勢

都道府県、あるいは市などの地方自治体に公害対策審議会なども設けられ、地方同盟からもこれに参加しているものがかなりある。

この場合は、単に産業公害の防止だけではなく、都市公害など都市政策に関連するもの、地域の開発に関するもの、消費者のゴミなどを含む廃棄物処理問題などかなり広範囲にわたる問題を取扱っている。

これもまた環境保全にとってきわめて重要な役割を果たすものであり、労働組合のこの分野での参加と活動は実に重大であるといわなければならない。

これを単に公害対策審議会内部の協議にとどめておくことなく、必要に応じて地方同盟、地区同盟の活動へと組織的に結びつけていくことが大切である。

また、地域の問題については住民の意思がきわめて重要であるにもかかわらず、民主主義本来の仕組みであるべき住民の意向の吸収が十分に行なわれていなかったこれまでの欠陥を是正し、行政側の一方的な意志の押しつけに陥らないよう努力すべきである。行政側の決定を「晴天のへきれき」のように提示するのではなく、できるかぎり複数の案をもって当事者との間に時間をかけて協議を行ない、必要な修正を行なって方針を決定していくというゆとりのある態度が、結局は問題の解決を早めるのである。

地域の問題については、公害対策審議会の委員はもとより、労働組合はこのような考え方と態度に徹すべきである。

住民運動への参加

環境問題について住民運動が高まりを見せてきていることは周知のとおりであり、その内容の良し悪しは別にして、総体的には好ましい傾向であるといえる。ことに草の根の住民運動という純粋な姿での住民運動が育ちつつあることは望ましいことである。

いままでの住民運動が特定の人々の政治的目標の具とされたり、環境保全の目標を金取り主義にすりかえたり一つの権利のためには他の権利を一切無視するなど、歪曲や行きすぎがあったために、われわれにはどちらかといえばためらいがあった。企業外の一定の問題に対して労働組合が地域の住民と同じ考え方を持つ場合には躊躇なくその住民運動に参加していくべきである。この場合、当然、住民が主体となって運動が行なわれるが、労働組合が強力な支援団体としてこれとの連携行動を強めていくことはきわめて重要である。企業内の問題にしか取り組まないエゴ団体というような住民の不信感を払しょくして、時代の要請する労働組合の社会的責任を

果たす良い機会である

これらの住民運動に参加するについては、地方同盟や地区同盟の専従役員だけに任せることなく、非専従役員や単組役員、各組合員がこれを自らの運動として取り組むことが大切である。

これらの環境問題のなかには専門的知識を必要とするものがあるが、からないからといって引き退るのではなく、学者、専門家を呼んで進んで知識を身につけるぐらいの熱意を持ちたい。それがたとえ完全な知識ではないとしても大筋で判断を誤らせないだけのものはしっかり持っていなくてはならない。

その他、その地域の事情に応じて、緑化運動など進んで美しい環境づくりに参加したり、その地域の伝統文化として尊重すべき文化財、文化施設の保全などきわめて多様な問題があり、こういう面での活動へ参加することもきわめて意義のあることである。

4　本部、構成組織、地方同盟間の連携強化による一体的活動

いままでの運動を省みると、相互に実態を把握したうえでの統一した運動を展開することにおいて欠けるところがあった。今後は、本部、構成組織、地方同盟間の環境問題に関する日常の情報連絡を密にし、中央評議会、全国書記長会議、ブロック会議などあらゆる機会をとらえて情報を交換し、三者の連携を強化して一体的な活動を展開する。

三、自然環境保全にどう取り組むか

自然破壊には汚染要因のすべてが集中する

日本の自然環境は陸も海もはなはだしく破壊されいる。五〇年一月に行なわれた環境庁の自然環境保全調査いわゆる「緑の国勢調査」によっても、自然度が二〇%以上を維持しているのは北海道を筆頭に富山、青森など七県にすぎない。また、東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海の汚染のすざまじいことは周知のとおりである。さらに道路建設、宅地造成等による自然破壊も目をおおうものがあり、集中豪雨による被害度が大きくなっているのも乱開発の結果の自然破壊が大きく影響しているといわざるをえない。自然破壊が刻々と国民の生活環境の周辺にまで押しよせているといっても過言ではない。

自然破壊は環境を悪化するにとどまらず、たとえば汚染による沿岸漁業の廃絶は漁民の生活基盤を脅かすとともに、国民の重要な蛋白質摂取源である魚の減少という食糧問題にまで及んでくる。

自然を破壊する国や自治体や業者に責任のあるのはいうまでもないが、自然環境の保全は国民一人一人の持つ義務であるという意識を国民が持つことがきわめて重要である。

ここに運動の目標として自然環境の保全を取り上げたのは、労働組合としてもはや黙視することを許されない段階にきていると考えるからである。

自然破壊と一口でいっても、これを分解すれば、大気汚染、水質汚濁、海洋汚染、土壌汚染、地盤沈下等の汚染要因が個々にあるいは集中的に環境を破壊するのであり、これらの要因がまた住民の健康を害したり生命を奪ったりしているのである。

換言すれば、環境保全に関する法律のほとんどが対象となるのであって、このすべての法律の上から行政に肉薄していかなければならない。これにはまた、消費者や市民の側が日常の行動の中で自然を破壊することともかかわってくる。

自然と人間の調和ある生活をめざそう。

人間生活には自然と人間との調和がもっとも大切であることは人間の歴史が示している。ヨーロッパでは、その環境を人間が自然を利用して作りあげてきたといわれる。自然に手をふれないのではなく、人間が自然を調和の中で手を加えたむしろ人工の自然が多いという。

ところが一説によると、古来の日本人は自然を畏怖してきた。ふれば神罰があたるという畏怖感で自然に接してきた。その信仰を打ち破ったのが近代化の信仰であり、経済成長、経済的利益のためには、自然を破壊してかえりみないというまさに逆の方向に走りだしたというのである。いわば量のためには質を犠牲にしたのであって、いま国民はこれに目ざめて量よりも質の向上への転換を求めているということができる。

各方面で行なった国民の意識調査によっても、国民の三分の二が開発よりも自然保護の方が大切であるとしていることが上記のことを裏づけ

る。

西ドイツのハインツ・エレンベルグ教授の言葉を借りれば、「最終な環境保全の目的は、現在生きているすべての人たちの健全な環境の質が将来にわたって保障されることである。」同教授はまた、生態学的な見地から「われわれが生きていくためにはわれわれの隣人との接触が必要であり、われわれが生き物の一員として生きていくための隣人とは、単に人間同志ではなしに、われわれが生きていくところの動物も植物も微生物もみんなが最小限一つのバランスをとっているだけの接触が、どこでも保てる状態が必要である」といっている。

この二つのことを、われわれが自然環境の保全に取り組む原則として確認したい。

地域の開発に対する影響のチェックと住民意思の反映

この自然環境保全を具体的に実現するには、大きくは「国土利用計画法」の運用の問題、「自然環境保全法」の運用の問題等、国レベルの問題から、地方自治体レベルの取り組みをどうするか、さらに国民、市民のなかでのモラルの向上の問題、初等教育から自然保護の教育を行なう問題など、きわめて広範な問題に当面する。

現在、自然環境に最も大きな影響を与えているのは、何といっても国や地方自治体など公共の行なう開発、あるいは民間の業者、ディベロッパーなどの行なう開発である。そして多くの場合、住民の意向を十分たしかめることなく開発が進められ、しかもその地域の生態系を無視した乱開発が行なわれている。

新たな地域開発に際しては、環境資源評価（環境アセスメント）はきわめて重要であるが、大規模開発等の場合には通産省、環境庁等が行なった例はあるが、まだ制度として確立してはいない。その実施も不徹底であるほか、アメリカで行なわれているように、環境影響を調査し報告書を公表し、これに対して住民側がコメントを出すような機能は全くない。政府側や業者側にも公開が義務づけられていないから、住民側はその動きを察知して反対運動や訴訟を起す以外に対応の手段を持っていない。

環境庁はこのような環境影響評価制度の早急な確立の必要を認めているが、われわれは環境汚染や破壊を招かない開発を行なえるように、日本の国情に即した環境影響評価制度の早期確立を要求する。

自然環境の保全には種々の専門的知識を必要とするが、地域開発に際しては、生態系のうえからの環境保全に留意し、必要に応じ専門家の意見を聞く等によって対処してほしい。

原生自然環境保全地域や都道府県の指定する自然環境保全地域の保全が重要なことはいうまでもないが、地域、地域において住民の生活環境に大きな影響を与える公算の大きい開発については十分な関心をもって対処することが大切である。

現状では、このような開発について事前にわれわれがチェックすることは甚だ困難な状況にあるが、地方議会あるいは地方の公害対策審議会等に付議された場合などに、上述のような着眼をもって問題に取り組みたい。

また、環境週間の機会などをとらえて、自然公園の美化運動を行なったり自然環境保護憲章の普及運動を行なうことなども身近かな運動として取り組むことが望ましい。

4　全国公害連のとりくみと諸要求

全国公害連は、七六年一月三一日幹事会を開き、七六年度の活動方針についてつぎのような確認をおこなった。

1　公害連の任務については、結成された時期、その後の運動の経過、今日の公害情勢をふまえて、第一義的にとりくむ課題は「国家的規模で展開される公害問題」たとえば大規模開発、自動車の排ガス規制、空港、新幹線騒音など、国の基本政策にかかわるものに重点をおいてとりくむこ

と。

2　以上の確認にもとづき六月前後に志布志の開発問題をとりあげ、現地調査と住民との交流をはかること。

3　大規模開発、アセスメントについて各政党の見解について討議、検討する場をつくる。

4　一月中旬に環境庁長官交渉を行ない自動車の排ガス規制、中公審の民主化等について申入れ行動を起す。

七七年にむけての全国公害連の要求提起がおこなわれる総会は、七六年秋に予定されているカネミ油症裁判の判決時におこなわれる予定である。この要求提起は、従来の多面的な諸要求のほか、環境影響評価審査法に関するものが重大な課題となろう。

VIII 社会保障闘争

概要□医療保障をめぐるたたかい――医療の荒廃／春闘共闘医療保障対策委員会の活動／健康保険法改悪反対のたたかい／春闘共闘の社会福祉・医療闘争調査／准看廃止闘争とILO総会の看護職員問題の討議／救急医療へのとりくみ／老齢保障をめぐるたたかい――春闘共闘年金対策委員会の活動／春闘共闘委の年金闘争方針と統一要求／春闘共闘委の対政府交渉とその結果／全国高齢者集会／退職者の会の活動／全国港湾の年金統一闘争／その他の社会保障闘争――社会保険料負担割合変更闘争の成果／総評共済組合対策委員会の活動／中央社保協の総会と活動／障害者の生活保障を要求する連絡会議の活動／総評第五回社会保障学校／堀木訴訟ほか福祉訴訟／労働災害・職業病のたたかい

概要

一、経済不況、総需要抑制政策の緩和、赤字公債の発行による景気回復へのテコ入れなどの経済政策の反映しながら、社会保障分野においては、七五年八月になされた社会保険審議会、国民年金審議会の制度改正への答申、とくに三木総理の生涯設計計画の公表など社会保障の新しい合理化、再編成、後退改革のさまざまな提言がなされた。こうして社会保障闘争のとりくみは七五年秋より強められた。

一、医療保障の分野では、政府予算案編成のなかで大蔵当局が、健保の料率引上げ、一部負担の強化、家族高額療養費の後退、老人医療公費制度の有料化などの方向を要求したが、春闘共闘委員会、民主団体などの反対や総選挙への思惑、ロッキード疑獄事件のあおりをうけて後退した。ただ、中医協は七六年四月から社会保険診療報酬の約八%台の引上げを決定し、すべての医療保険の財政に大きな影響をあたえた。また新しいとりくみとして救急医療問題が社会問題化してきた。

一、労働組合による老齢保障のたたかいの重点要求の一つとして年金改革があったが、これも七六年二月以降のロッキード疑獄事件のあおりをうけ、国会内外のたたかいは低調だったといわざるを得

ない。政府は総選挙をまえにして最小限度の改訂にとどめ、抜本改革は七七年以降にのばした。年金にたいする学習活動は労働組合のあいだにかなり浸透しはじめてきたといえる。

一、その他の社会保障闘争で注目すべきは、社会保険の労使折半の保険料負担を打破する三・七闘争が着実にすすんでいることである。その他労災裁判、社会福祉訴訟などが重視される。

1 医療保障めぐるたたかい

医療の荒廃

「いつでも、どこでも、だれでも、良い医療を」という労働者や国民の要求や願いが、市民権を得て定着しはじめたのは七〇年代にはいってからである。医療保険、医療制度の抜本改革案が、大きな社会的政治問題化しているさなかの七三年の春、自民党医療基本問題調査会の求めに応じ、労資、その他の約一三の関係団体が改革意見を提出したが、そのなかで、総評は、保健省の設置とともに、この言葉をつくり、医療のあり方を要望したのがこの運動のはじまりであった。以来、毎年の春闘を中心に春闘共闘委員会がとりくんできたが、事態はいっこうに改善されていない。

六六年（昭四一）四月の厚生省調査によると、無医地区は全国で二九二〇カ所に達した。こうしたなかで政府は五六年いらい第一次から第三次までへき地対策を講じてきたがすべて失敗に終わり、この後は実態調査さえも怠ってきた。また大都市（その周辺を含めて）では日曜・祭日や夜間診療の拒否があたりまえになってきた。また、金持でなければ、長期入院加療は不可能だという問題もある。すなわち、一日二〇〇〇円から数万円という差額ベット料、一日五〇〇〇～六〇〇〇円という有料付添婦料など、すべて保険外とされ、自己負担を強制されているからである。

「良い医療」もまた、医原病（その典型はキノホルム剤使用によるスモン病）にみられるように、薬の多用、安全性の不確認や、〝待ち時間三時間、診療三分〟にみられるように、医師や看護婦のサービスのおどろくべき低下が指摘されている。こうして早くからわが国の医療は、保険あって治療なしとさえいわれてきた。

春闘共闘医療保障対策委員会の活動

春闘共闘委員会に医療保障対策委員会が結成されたのは七四年一〇月であったが、七五年秋から七六年七月までのとりくみの経過は、つぎのとおりである。

七五年一〇月七～八日に対策委員会を開き、当面の活動の重点を決定した。それは「予算要求行動として集会をふくむ対政府交渉を秋から一二月いっぱい継続する。健保改悪反対、共済組合短期の掛け金引上げ阻止、健保・共済などの保健料負担割合変更闘争（いわゆる三・七闘争）の強化、『住民の医療と健康を守る共闘会議』の組織化、健保改悪阻止の署名運動を二〇〇〇万署名をめざして併行して組織する」というものであった。

一〇月三〇日「医療改善・福祉拡充を要求する中央集会」、七六年二月二六日「健保改悪阻止、年金改善の中央集会」、健保・年金改

正法のヤマ場の国会請願行動などが組織され、この間数次にわたって医療保障対策委員会による対政府交渉、野党への要請行動がとられた。しかし、ロッキード疑獄事件の発生、国会審議の長期にわたる中断等があり、往年のような国会への動員体制の高まりがみられないまま、主として春闘共闘委医療保障対策委員会代表と政府との間の交渉がおこなわれた。ただ、民間労組や官公労の一部と全国民医連、医労協、保団連（全国の保険医団体の連合体）などは活発な動きをみせた。

春闘共闘委医療保障対策委員会と政府（主として厚生省）との交渉は、七六年三月八日厚生大臣、同一五日保険局長、医務局長、同二四日医務局長、同二五日厚生大臣との間でおこなわれ、つぎの諸点での回答がなされた。①健保法改悪については、審議会の答申を尊重する。②医療制度の改善について、㋑健康保険の保険料の労使負担割合については、昭和五〇年三月の北川前保険局長の答弁（行きすぎた指導のないよう行政指導する、このとき府県の保険課によるの行きすぎた例がだされた）を確認する。㋺入院料の差額徴収については、昭和四九年三月の通達により指導しさらに強化する（このとき八木保険局長は、カーテンの個室は認めない、本人の同意なしの差額は違法、一方的に実施したときは料金の返還を命ずる。病状に応じて移ったときの差額は徴収してはならず、もしも徴収したら返還させるようにすると約束）。㋩基準看護の承認をうけている国立病院については付添看護の必要のないことを入院患者に周知させる。これは国立もふくめた全部の公的医療機関でも公示する。㋥救急医療については国公立、公的病院が救急病院になるよう指導する。㋭地域の休日夜間診療対策協議会には被保険者（労組代表を含む）の代表の参加を認めた。

健康保険法改悪反対のたたかい

健康保険法の改訂案のべるが、政府は社会保険診療報酬の引上げをもりこんだ法案を準備した。①政管健保の保険料率現行一〇〇分の七六を一〇〇分の七八とし、標準報酬の最低、最高現行一〇二万円、二〇万円をそれぞれ三万円、三二万円に引き上げて増収を図る、②被保険者本人の一部負担金を初診時二〇〇円を六〇〇円に、入院時一部負担金一日六〇円を二〇〇円に、一カ月を六カ月にという受診率の低下を図る、③家族の高額療養費の一カ月一部負担金現行三万円を三万九〇〇〇円に引き上げることによって保険支出を減らす、④そのかわり、分べん費の最低六万円を一〇万円に、埋葬料の最低三万円を五万円に引き上げる、⑤任意継続被保険者期間を一年から二年に延長する。

ところが、社会保険審議会の段階で、このままの法案では成立困難とみて、保険料率の引上げと家族高額療養費改正を除いて、社会保険審議会の議をへて通達で実施することに切りかえた。これは、労働組合、医師の反対の高まり、なによりもロッキード事件の発生による国会審議の停滞の結果であったといえよう。

春闘共闘の社会福祉・医療闘争調査

春闘共闘委員会は、七六年国民春闘のなかで、不況・福祉切りすてが、国民、とくに障害者や高齢者などの人びとを苦しめている実態や七三年の総評医療実態調査後の実態を明らかにし、地域から社会福祉・医療の改革をすすめることを目的にして、実態調査をおこなった。調査課題は、①障害児・者の要求と実態、難病患者、施設

利用者の要求を、福祉・医療の面から明らかにする、②医療では、地域に信頼できる医療機関がないこと（医療供給体制の不備）――老人医療、難病医療、障害児者医療、救急医療体制などの実態を明らかにする。③福祉では、施設収容の不備と地域社会からの隔離などとともに利用者の生活困難の状態と同時に、労働条件が悪く、ともに権利闘争が弱かったことを明らかにする、④国民春闘の継承発展に関して、地域からの自治体闘争が弱かったこと、これをどう進めるかを明らかにし、いままでの組織上の弱点を補強する立場で調査をおこなったとしている。調査県と日程は、①福岡（二月二一～二五日）、②大阪（三月七～一一日）、③北海道（三月一一～一五日）、④長崎（五月二四～二六日）であった。大阪では五月二二日、この調査団をうけいれた「医療・年金制度 抜本改革 大阪実行委員会」主催の「患者たらい廻し訴訟支援、大阪救急医療体制の確立をめざすシンポジウム」がひらかれた。それらの調査は七六年秋に公表される予定である。

准看廃止闘争とILO総会の看護職員問題の討議

総評医療共闘会議は、かねてから准看制度廃止のたたかいを日本医労協、自治労その他とともにとりくんできた。

七六年一月二九日、東京・全電通労働会館ホールで全国の看護婦約三〇〇名を集めて討論集会を組織した。これまで准看護婦制度を廃止して看護婦の身分を一本化するということでは原則的に一致しているといっても、この一本化への過程については再教育するなどの点で意見の一致がみられないという事情もあった。しかしこの集会では大すじで合意し、全面的に一本化のたたかいをひろげることで統一し、一〇〇万人署名運動の展開をきめた。そのため「看護制度のすべて」と題するパンフレットを発行（部数は二万五〇〇〇部をこえた）し、運動にとりくんだ。准看護婦制度の廃止については看護婦の職能団体である日本看護協会も廃止の方向にむかっている。

この准看廃止のとりくみとして七六年六月二日から二三日にかけてひらかれた第六一回ILO総会に「看護職員の雇用および労働・生活条件」が議題として提起されており、この総会対策を、総評医療共闘会議として七五年いらいとりくんできた。このILO総会の討議は第一次討議であり、最終的には七七年の総会で決定されることになる。政府はこの総会にこの議題をとりあげることは、看護制度一本化の国内のたたかいを刺激することをおそれ、時期尚早として拒否しつづけてきたが、総評医療共闘会議は「勧告」または「条約」を採択させることを目標に総会に参加し、代表に新井（国労）、吉川（自治労）、拓植（医労協―日赤）の三氏を派遣した。

救急医療へのとりくみ

わが国の救急医療の不備は、目を蔽うほど劣悪である。たとえば救急医療告示病院は、七四年一〇月一日現在で国公立病院で一八〇六、民間私立病院で四六五九あるが、それは国公立病院のわずか一七%にすぎず、民間で八三%である。国立、公立、公的病院で告示を辞退している病院が八割をこえるという実態は、医療の公共性を自ら否定していることを意味する。消防庁の発表によると、七四年度中の救急車出動件数は一四二万件で平均二二秒に一回の出動にあたる。その内訳は、内科系の急病が五二・三%、交通事故二〇・四%、一般負傷一三・七%、労働災害二・九%、その他一〇・七%となっており、救急車で運ぶ患者の大半は急病である。このほかに休日夜間診療拒否

の実態さらがに救急医療の充実の緊急性を物語っている。

こうした状況のなかで、七五年六月千葉県木更津市で交通事故で大けがをした新日鉄君津の下請労働者田村敏秋さん（三一歳）が、二四カ所の病院をたらい回しされ死亡したという事件が発生した。被害者の父田村八郎氏（福岡県自治労の組合員）は総評・自治労とともに七六年二月一〇日千葉地裁に提訴、全国的な訴訟闘争の口火を切ったのである。すなわち、続発する救急「たらいまわし」事件は、日本の医療供給体制の不備が元凶であるとし国と地方自治体の責任を問うというものである。第一回公判は七月二日におこなわれた。

この裁判提訴いらい、政府・厚生省はあわてて厚生大臣の諮問機関「救急医療懇談会」（室長・沖中重雄氏）を四月二日設置した。総評は四月五日に救急医療懇談会に労働者代表を参加させよと申入れをおこなった。この救急医療懇談会は七六年七月一三日に「救急医療の基本的考え方、現状と問題点」からなる意見を厚相あてに提出した。

総評では、救急医療確立の運動を全国的に拡大していくために、六月二二日、東京・社会文化会館で労働組合、民主団体、地評代表約二〇〇名を集めて「救急医療体制確立をもとめるシンポジウム」を開催した。しかし、このシンポジウムには日本医労協などに事前連絡がなかったことや民医連、保団連などから、その手続きや運動内容などについて強い批判がでている。批判の一つは、荒廃した国民医療のなかで、国や地方自治体の責任を追及するのはよいが、地方自治体の条令闘争などを中心に法・条例によって条件の整っていない公私医療機関に救急医療を強制することでは、事態の根本的な改善は望めないというものである。

2　老齢保障をめぐるたたかい

春闘共闘年金対策委員会の活動

春闘共闘委員会年金対策委員会は七五年前半まで、民間単産の厚生年金部会と、官公労を中心の共済年金部会とわかれて、ともするとこの両者の関係が分かれていたことのまずさが反省され、七五年後半から共済年金担当者もかならず参加し、共同討議するように配慮することになった。これは、日経連、政府の新しい社会保障の合理化・再編成の動向が、厚生年金、共済年金、国民年金のすべての制度におよんでおり、労働者側が統一して対応しなければならないことが確認されたためである。

春闘共闘委員会年金対策委員会は、七五年七月にスタートし、七六年度予算案要求へのたたかいと、七六年度年金改善統一要求を確認した。その後、九月に二回、一一月に一回、一二月に一回、七六年一月以降もほぼ月一回対策委員会がひらかれ、相互の連けいと情報交換、対政府交渉などをおこなってきた。こうした活動をつうじて今後とくに総評の首脳部、各単産執行部の協力の要が強調されてきた。

春闘共闘委の年金闘争方針と統一要求

春闘共闘委員会は、七五年一〇月六日に第一回共闘委員会をひらき、「七六年国民春闘の基本構想」を提起した（本年鑑第二部Ⅳ「賃金闘争」参照）。そのうち、年金闘争としてつぎのように述べている。

五一年度抜本改定を不充分な手直しで糊塗しようとする政府の年金攻撃にたいしてわれわれは具体的な成果の獲得をめざすとともに、労働者階級、全国民の立場に立った「真の年金政策」の観点を対置して対決していく。このため最低年金制の本格的制度化を基礎とした福祉年金の全面的な拡充などを正面にうち出した行動の展開をはかる。

①九・一五高齢者大集会を中心にこれにひきつづき中央・地方において徹底的な大衆行動にとりくむ。とくに県段階では実行委員会の統一要求にもとづく県交渉を組織し、全国もれなく決議、意見書などを採択させ、地域で実現可能な諸要求の実現をせまる。

②職場段階では三・七要求、定年延長、退職金の大幅引上げなどの対経営要求を追求していく。

③年金生活者の実態調査とあわせて、全国的アピールをはかるため、組合員の祖父母、父母で公的年金受給者の総点検を「年金アピール親子対話調査」として全国一斉に行なう。時期は一一月中旬をメドに具体的に担当者会議で作業を整理する。

（年金制度改善等統一要求）

一、労働者年金の年金額は二〇年でやめるときの賃金の六〇％（共済年金）、または当該年金の製造業等男子労働者の平均賃金の六〇％（厚生年金）を基準として保障すること。

二、国民年金は、当面一人月四万円（夫婦で八万円）福祉年金は当面一人月三万円（夫婦で六万円）以上に引き上げること。

三、すべての年金の最低水準をきめる最低年金制を制定すること。最低年金制の金額は年度毎の全国全産業一律最低賃金制の金額との関連等で決定すること。

四、労働者の賃上率にあわせて、すべての年金水準を毎年四月一日に自動的に引上げ、年金賃金スライド制を確立すること。

五、年金財政の積立方式をやめて、賦課方式にすること。そのため労働組合代表の参加する民主機関を発足させ今年度中に実施すること。

六、年金財源の負担割合を国三〇％、労働者三（二一％）、資本家七（四九％）に法改正すること。あわせて当面、現行保険料掛金の負担割合を三対七とする法的改正および行政指導を行なうこと。

七、公的年金をすべて非課税とすること。

八、年金の併給制限をすべてなくし、支給開始年齢になったら無条件で年金を支給すること。

九、五人未満事業の労働者への厚生年金の適用拡大をはかること。

この闘争方針は下部におろされたが、①の高齢者の県段階でのとりくみがかなりの進展をみせたが、②の新しいとりくみとしての「年金アピール親子対話集会」は、あまり進展していないようである。

春闘共闘委の対政府交渉とその結果

七五年一二月二日、春闘共闘委員会は、厚生年金の改善と福祉年金および拠出制国民年金について統一要求を市川誠議長、堅山副議長の名で田中厚生大臣宛に正式に提出した。その全文はつぎのとおりである。

【春闘共闘委、年金に関する対政府要求】

1　厚生年金の改善について

(1)老齢年金の水準は、二〇年の保険料納付期間で六〇歳を基準とし、ILO一二八号条約の四五％水準の確保をめざしつつ、当面五一年度には、製造業男子労働者の平均賃金の六〇％を基準として年金額をきめる。妻の加給金は当面一万円とする。

(2)五一年改定時の「計算式」は、定額部分の加入期間一日あたりの金額

を現行一〇〇〇円から二〇〇〇円に引上げる。報酬比例部分の現行一〇〇〇分の一〇の指数を一〇〇〇分の一四に引上げる。

(3)支給条件を抜本的に改善させる。①在職老齢年金の支給停止条件を撤廃し、受給資格をみたした六〇歳以上の高齢者には無条件で支給させる。②遺族年金、障害年金にも通算制度を導入させる。③障害年金、遺族年金をはじめ、各種の公的給付と年金および年金相互の併給、支給制限を大幅に緩和させる。

(4)給付内容および制限の内容を抜本的に改善させる。①スライド制を賃金スライド制とし、実施時期を毎年四月一日とする。②遺族年金の給付率を基本年金額の八〇%に引上げる。③障害年金の等級見なおしを含めて年金額を大幅に引上げる。④障害年金の廃疾認定日を、健康保険の傷病手当金のうちきり時点にあわせる。⑤厚生年金保険料の労使の負担割合を現行五対五から労働者三、経営者七とする。⑥年金はすべて課税の対象としないことにする。⑦五人未満事業所の労働者を強制加入とする。

(5)財政方式を現行積立方式から賦課方式へ移行させる。①年金財源は、国家補助三〇%、労働者二一%、使用者四九%で負担する。②積立金の管理運用は、現行資金運用部資金から独立した基金として運用することとし、労働組合代表の参加する民主的な管理委員会で運営を掌る。③賦課方式への切りかえが完了する時点までは、積立金の使途を労働者への還元融資に最重点をおくこととする。

(6)われわれの要求するよみかえ指数(下表のとおり)。

2　福祉年金および拠出制国民年金について

(1)福祉年金について、①各福祉年金は最低月三万円とし支給月を年末、正月に間に合うよう変更すること(現行一月、五月、九月)。②年金額は物価、生計費、賃金水準などに応じて、毎年支給月ごとにスライドさせること。③各福祉年金の本人の所得制限を大幅にゆるめ、扶養義務者の所得制限を撤廃すること。④老齢福祉年金の支給開始年齢は六五歳とすること。⑤老齢特別給付金は、老齢福祉年金と同額とすること。⑥障害福祉年金は他の公的年金に準じて新たに三級をつくり(三級で同三万円)、廃疾設定基準を大幅に緩和すること。⑦障害福祉年金の廃疾認定日は初診後六ケ月とす

	現行よみかえ率	改正案	毎勤統計・製造業男子労働者・毎月きまって支給する賃金（歴年）
昭和32年10月～33年3月	3.87	6 22	20,394円
〃 33年4月～34年3月	3.79	6.27	20,172
〃 34年4月～35年4月	3.74	5.87	21,534
〃 35年5月～36年3月	3.09	5.50	22,983
〃 36年4月～37年3月	2.86	5.11	24,719
〃 37年4月～38年3月	2.58	4.69	26,930
〃 38年4月～39年3月	2.37	4.28	29,559
〃 39年4月～40年4月	2.18	3.89	32,533
〃 40年5月～41年3月	1.90	3.59	35,207
〃 41年4月～42年3月	1.75	3.23	39,152
〃 42年4月～43年3月	1.75	2.87	43,982
〃 43年4月～44年3月	43・4～44・10 1.51	2.54	49,757
〃 44年4月～45年3月		2.22	56,932
〃 45年4月～46年3月	44・11～46・10 1.15	1.92	65,894
〃 46年4月～47年3月	46年11月以降～現在 1.00	1.70	74,461
〃 47年4月～48年3月		1.48	85,243
〃 48年4月～49年3月		1.24	102,024
〃 49年4月		1.00	126,408

(注)　この改正案の基準は，49年4月を100としているが，51年改定あるいはそれ以降の改定にあたっては，常にその年度の賃金を100としてよみかえるということになる。

ること。

⑧七〇歳をすぎても障害福祉年金の受給資格をあたえること　⑨母子、準母子福祉年金は生別、死別の差なく支給すること。

(2)拠出年金について、①国が年金の支給条件となる保険料納付期間の最低二五年を一五年とし、老齢年金は六〇歳から支給すること。②保険料は納入の多いほど高い割合で払うようにし、国庫負担は保険料と同額とすること。③各年金は最低月四万円以上とすること。④年金額は物価、生計費、賃金水準などに応じて毎年四月一日からスライドすること。⑤一〇年および五年年金など経過的年金には、国庫負担を大幅にふやし、年金額は最低月四万円にひき上げ、加算措置を改善すること。⑥通算年金は老齢年金だけでなく、障害、遺族にも通算の道をひろげ、各通算年金資格期間は（現行二五年）一五年とすること。

春闘共闘委員会（年金対策委員会）による対政府交渉は、七六年度の予算の手直し、行政面での年金制度の改善、院内における年金闘争と平行して七六年三月三、一七、三〇日を目標にすすめられた。その要求にたいする政府回答はつぎのとおりである。

(1)「老齢福祉年金を二万円とせよ」という要求は、田中厚生大臣が国会答弁や選挙区での記者会見で公約したのにもとづき、重点的に追及されたが、財政方式の改定（基礎年金構想）を実施しないかぎり困難であると回答した。

(2)「福祉年金の支給日を一カ月繰り上げ一二月、四月、八月とすること」という要求は、暮、孫の入学、ぼんに合わせて支給させようというものであったが、これにたいしては、関係省（支給事務を扱っているのが郵便局であるところから郵政省）と連絡を密にして、すみやかに実現できるよう前向きに検討する、と回答した。

(3)「遺族年金を七〇%支給せよ」という要求については、今回は、寡婦加算制度で措置するが、支給率の引上げについては今後とも検討・努力する、と回答した。この要求は、厚生年金、共済組合（長期）に共通する切実なもので、厚生省は大蔵省へ予算要求として提出したが、恩給増額に大きくひびくとして反対したという経緯があった。

(4)「年金のスライドを含めた改正実施時期を当面七月とせよ」という要求にたいしては、拠出者の意向が十分反映されるよう工夫・検討する、と回答があった。

(5)「積立金の管理運用の民主化、国民年金審議会に労働者代表を参加させよ」という要求にたいしては被保険者と受給者の意向が十分反映されるよう配慮する、と回答された。

(6)「保険料の負担割合を変更させることについては文書確認をしてほしい」という要求は、七三年に年金局長が「保険料納付義務者は経営者である。当局としては、保険料が全額納付されればよいのであって、その内容についてせんさくするいとまはない」と回答したことをさらに明確にしようとするものであったが、曽根田年金局長は同主旨を確認しながら、「折半必ずしも正しいとは思っていない」と答え、文書確認はなされなかった。

一方、第七七国会が終盤にさしかかった三月一一日、春闘共闘は年金、医療両対策委員会の合同会議をひらき、保険料の引上げを阻止し、そのうえで年金改正法案を成立させることを確認したが、ロッキード事件のあおりをうけ、国会外闘争のもりあがりのないまま、厚生年金の保険料率の引上げ（政府案の一〇〇〇分の一八の引上げ）を一〇〇〇分の一五に引下げ修正にとどまり、改正法案は成立した。この改正によって標準報酬の最高が二〇万円から三二万円に引き上げられ、このことによってこれまで年間保険料収入は三兆

円台だったが、五兆円の大台にのぼることになる。厚生年金の積立金が七六年三月まで一二兆円をこえたといわれる状態でこのような大幅な収入増の措置がとられたわけだが、七六年度国家予算と財政投融資計画により不況打開策、景気回復を狙ったものということが指摘された。

全国高齢者集会

第五回目を迎えた七五年度の九・一五全国高齢者集会は、東京都体育館の都合で九月一四日にずれこんだ。大会事務局長加藤勘十氏が開会あいさつ、市川総評議長が情勢の基調報告をおこなった。市川議長は情勢のきびしさを、①受益者負担、自己責任原則の反動的な思想のおしつけ、②基礎年金、退職者医療などを口実にした安上がりの社会保障制度、すなわち合理化再編成の促進、③革新自治体をはじめとして民主勢力が獲得したさまざまな成果の切りすてなどにあるとし、総力をあげてたたかうことを訴えた。ついで社会党、共産党、公明党の各党からの挨拶、北海道、長野、埼玉、静岡、大分の各県代表の活動報告がおこなわれ、第二部はアトラクションであった。

なお、七五年度はこの全国集会の一カ月後の一〇月一五日に東京囮、日比谷野外音楽堂で一万人高齢者中央行動が組織され、対政府交渉、デモ行進をおこなわれた。また、その夜から東京都老後保障推進協議会（都老協）を中心に神奈川、埼玉などの民主的老人団体代表が厚生省玄関まえの坐りこみを敢行し、一一月の初旬までつづけられた。

都老協の結成とその後の運動の経過については、本年鑑においてもとめている。その講師には、都区の行政担当者などを招き、細かい要望事項を出してきた。また、川崎市の民主的な住民組織が、七六年に神奈川県規模にひろがり（二月二四日の県民集会）、浦和を中心に埼玉県組織、千葉とひろがり関東地区老人団体連絡会として活動している。

退職者の会の活動

主要単産や都道府県段階で組織されているものの一つに退職者の会がある。①全国退職者の会は七五年一〇月二九日第四回定期総会を開き、運動方針を決定、七六年度は厚生年金、共済年金の改善要求のためのたたかい、産業別の退職者の会の組織の拡大と教宣活動の強化などを重点方針に活動にとりくんだ。また、九・一五全国高齢者集会へ積極的に参加し、七六年二月二日、五月一四日の二回にわたる中央総決起行動などをおこない、数次にわたって大蔵省、総理府、厚生省などへの要求行動にとりくんできた。組織的には七六年六月末までに四四都道府県に高齢者協議会が結成された。②全国退職者の会は、北海道、東北、関東、北信越、関西、中四国、九州の八ブロックに退職者の会ブロック協議会がつくられ、それぞれ役員などを選出し、ブロック内の連絡交流をつよめつつある。また、全国退職者の会は、東京総評会館内に事務所をもち、機関誌を『全国高齢者新聞』（従来は『全国高齢者ニュース』）として七六年一月より毎月発行し、教宣活動をおこなっている。

全国港湾の年金統一闘争

全国港湾労組協議会（吉岡徳次議長）は七五年一二月一二日から七二時間ゼネスト、一五日から無期限コンテナ埠頭封鎖という強力なストライ

キ態勢を背景に、年金制度改善を要求して、一二月一〇日、一一日日本港運協会と連続団体交渉をおこない、労使協定にもとづく公益法人として港湾労働者に関する協定書をとりかわした。港湾労働者は、一部は厚生年金保険の適用をうけているが、多くは日雇労働者であり、劣悪な拠出制国民年金加入の対象者であるところから港湾産業独自の産業年金基金の創設を要求していたが、港湾業者は、産業年金など夢物語りであるとし、企業年金を主張していたのをこの強力な全国的スト体制でかちとったものである。

協定は、適用範囲を原則として現業労働者とするという日港協の考え方を撤回させ、事務職を含め適用すること、登録日雇港湾労働者は、労使適用を確認し、労働省を加えた三者協議で決定すること、資格条件には、自己の責任によらない他社歴を認めさせ、五五歳から六〇歳の間で勤続一八年に達した者を有資格者としたこと、支給年齢は六〇歳から七五歳の一五年間とし、六〇歳以降港湾で働いているときは支給されないが、退職後支給されること、七六年六月一日から実施すること、を明らかにしている。年金額は年額一一万六〇〇〇円である。

3　その他の社会保障闘争

社会保険料負担割合変更闘争の成果

七〇年代にはいって毎年の春闘で統一してとりくまれてきた社会保険料の労使負担割合の変更闘争は、第一に資本家と政府によって医療保険、公的年金の両部門に「高福祉」高負担政策がとられているもとでは、高負担ばかりが強いられ、その負担割合が労使折半と強制されるかぎり料率の引上げは、実質的な賃金切下げになること、第二に人口の老齢化が年金受給者の増大をもたらし、年金保険料率の引上げを必至としていること、第三に年金の財源調達方式を積立方式から、労働組合、国民大衆、全野党が強く要求する賦課方式にきりかえるには、被保険者の保険料負担の増大をこのことによって緩和させ、その条件をつくり出すことなどからとりくまれてきた。そしてそれはこんにち企業の労使間の協約によって決められているのが一般である。

春闘共闘委員会の調査によると、七六年春闘では六月現在で鉄鋼労連六、全国金属一八、全電線一、合化労連二、全石油七、食品労連二、紙パ労連一五、全日本塗料八、ゴム共闘一、全日通一、全倉運五、出版労連三〇、映演共闘一、新聞労連七、ホテル労連六、政

労協三、生協労連五、繊維労連一、全国一般一二、全農協労連一四と府県三〇組合が保険料率負担割合変更の成果をあげている。その多くは健保関係であるが、全社会保険にもおよんでいる。

総評共済組合対策委員会の活動

総評共済組合対策委員会は七六年一月二二～二三日、熱海で関係単産一八、三三名の参加のもとに開催され、七六年度の共済組合の抜本改善を要求する統一要求、活動方針を決定するとともに、新役員を選んだ。このなかで共済組合の短期部門対策として原則的に掛け金の引上げはおこなわせないこと、給付内容改善は統一要求ですすめることを明らかにしている。しかし、新しい年度に入り、地方公務員共済組合の短期部分について、医療費増加を理由にして政管健保の保険料率一〇〇〇分の七六（引上げ予定は一〇〇〇分の七八）と比較してもはるかに高い一〇〇〇分の一〇〇という高率保険料の地方公務員共済組合が増加した。国会での法の改正点は、短期部分については、前述の一部負担金（初診時、入院時とも）の撤回とともに現金手当ついても厚生年金改正部分を下回らないように現金手当の各事項について引上げ改善をみた。なお、七六年六月一一～一二日総評共済組合対策委員会は、伊豆で学習会をもち、また、共済年金情報の発行、パンフレットその他の発行など実行している。

中央社保協の総会と活動

総評および総評加盟労組や中立労連、全生連、日患同盟、母親連絡会、全国民医連、保団連、新医協、全生体や社会党、共産党などの革新政党が加盟して、さまざまな社会保障闘争の中心となってきた中央社保協は、主として、『月刊社会保障』やその他のパンフレットなどを通して、春闘共闘委員会と一体となって宣伝・啓蒙の活動をおこない、秋から一月にかけての予算闘争、春闘ヤマ場での大衆行動、五月段階での国会闘争にとりくんだ。しかしここ一、二年地方組織段階では、北海道、東京、神奈川、愛知、京都、大阪などの先進都府県は別にして全体的なとくみは低調になってきていることは否めない。

七六年一月一六、一七日の両日第一九回中央社保協総会が、熱海でひらかれた。二五単産、一二団体、一七地方・地域社保協、二政党代表一二〇名が参加した。議長団に全建総連、労済連をえらび、社会党（横山氏）、共産党（石田氏）のあいさつののち、廻神事務局長が、①社会保障をめぐるきびしい情勢、②今日までの運動の総括、③今後の運動の重点、④運動のすすめ方を提案した。主要な発言を列挙すれば、歯科の差額徴収の改善（愛知）、無医地域をなくす運動（北海道）、地域社保協への指導強化（民医連）、生活保護の加算しめつけの重視（日患）、年金制度内の格差の是正（富山）、地方自治体への共同行動強化（自治労）、社保協としての統一署名（民医連）、地域社保協の再開と強化（福岡、奈良）、健保改悪反対と国民的統一要求で統一行動として統一署名を（医労協）、堀木訴訟を社保闘争と結合して（堀木訴訟実行委）、地域の老人組織と退職者の会との共闘（埼玉）、地域社保協づくりの組織方針を（前橋）、いまこそ労働者の奮起を（静岡）、地方自治体予算の重視を（新婦人の会）などの多くの意見がだされた。とくに地域の社保協強化、中央と地方の統一行動の強化が強調された。

総会は「社会保障制度の全面的後退を画策する反動・反福祉予算を阻止し、国民生活防衛のために全国民の総決起を訴える声明」を

採択した。なお、中央社保協で確認された社会保障拡充に関する要求の主要項目は、①医療保障―医療保険制度の改善、健康保険・日雇健保・国保・公費医療・医療制度の改善、保健衛生・環境衛生改善、被爆者援護の項目に三ないし一〇数項目の要求事項、②老齢保障―老齢保障改善、厚生年金、共済組合の改善とその管理運営の民主化、国民年金・福祉年金改善など、③労働災害・職業病、④生活保護、⑤児童手当、家族手当、⑥社会福祉事業　⑦住宅、⑧公害、⑨雇用、失業保障改善、など広範にわたるものである。

障害者の生活保障を要求する連絡会議の活動

七四年国民春闘のたたかいの過程で、総評・労働団体の支援をうけた障害者団体は、中央の連絡会議を結成したが、七五年秋の公労協を中心とするストライキにたいし、障害者として支持表明と激励行動をおこなった。また、七六年国民春闘のはじまる七五年一二月二～三日に障害者として公労協、国労、電通共闘、全逓、動力車、全林野、全専売、全印刷、全造幣、アルコール専売、日教組、自治労、都市交通など官公労の各労組本部を訪ね激励をした。七五年一二月二三日には、首相官邸に内閣官房長官を訪ね、緊急要求六項目を要請した。また、七六年三月三〇日には、一〇回におよぶ会合によって決定した障害者の統一要求約二七項目を厚相宛に提出し、四月六日厚生省と交渉をおこなった。この統一要求は、年金、医療、難病、補装具、住宅、保護施設、家庭奉仕員、雇用、国鉄・私鉄の駅施設の改善、運賃の割引制、小中学校の教育、関係審議会への代表する委員問題などにわたっている。

総評の第五回社会保障学校

恒例の総評主催の第五回社会保障学校は、七六年六月三〇日から七月三日までの四日間、岡山県の美作文化センターに全国の労働組合、民主団体の代表約四〇〇名を集めてひらかれた。講義項目と講師陣は、つぎのとおりである（カッコ内は講師）。①日本の社会保障の歴史と現状（松尾均）、②国際的な社会保障の動向（角田豊）、③労働災害・職業病と労働者保護（山田信也）、④医療保障（佐藤進）、⑤老齢保障（吉田秀夫）、⑥医療と年金を中心とした質疑討論、⑦雇用・失業（高木郁郎）、⑧社会福祉と公的扶助（小川政亮）、⑨住宅問題（早川和男）、⑩国民春闘と社会保障（大木正吾）。

堀木訴訟ほか福祉訴訟

七五年から七六年にかけての社会福祉訴訟のたたかいは、堀木訴訟、藤木訴訟、宮訴訟の三事件であった。総評のきも入りで七五年一一月二二日、総評会館でこれら三事件の団体や弁護団、総評、労働組合などにより「福祉訴訟懇談会」が開かれた。

〔堀木訴訟〕　堀木文子さんは全盲の障害者で障害福祉年金をうけていたが、離婚後次男児をひきとり扶養することになったことから「父と生計を同じくしていない児童について児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を目的とする」（児童扶養手当法一条）という趣旨にそって、児童扶養手当を申請した。ところが公的年金との併給禁止で却下されたために「併給禁止の不合理」を訴え、裁判を起こしたものである。第一審の神戸地裁では原告の言い分がみとめられ勝訴（七二年九月二〇日）したが、三年後の七五年一一月一〇日に大阪高裁の控訴審判決が出され、敗訴となっている。堀木さんおよび堀木訴訟対策協議会では、最高裁での勝利をめざしてひきつづき運動を展開している。

〔藤木訴訟〕　これは生活保護と年金の併給（収入認定による生活

保護の適用除外）がもとになった藤木イキさんの訴訟事件である。藤木訴訟は一次と二次にわかれており、第一次訴訟は「離婚しなければ生活保護を支給しない」という厚生省の行政とのたたかいであったが、七二年一二月二五日に勝訴した。第二次訴訟は、この裁判の費用を生活保護で支給せよというものである。いまもこのたたかいがすすめられているが、これが勝訴になると民事事件の場合にも弁護人の費用を国がだすことになり、生活保護行政の前進にとって画期的なものになると評価されている。

〔宮訴訟〕　老齢福祉年金と公的年金の一種である恩給との併給禁止にたいする訴訟である。この訴訟は、労働者や労働組合が追及している年金制度の不合理、併給禁止にたいするたたかいであると同時に軍人恩給との不当な格差にたいするたたかいとして評価されている。

この懇談会のなかで、これからも連絡をとりあい、情報交換、労働組合への宣伝などをしていくことが申し合わされた。

労働災害・職業病のたたかい

七五年八月、日本化学工業東京小松川工場の廃棄物（鉱さい）に端を発した六価クロムによる職場労働者の職業ガン、鼻中隔せん孔などの職業病問題は、日本電工、三井金属、昭和電工などのクロム生産、取扱い職場に波及し、そこに働く労働者や退職者を中心に、全労働省労働組合にも、労働組合や行政のあり方に大きな反省と点検の要をせまった。クロム災害発生と同時に、総評、合化労連、日本化工労連、東部地区労、東京地評などで共闘会議がつくられ、学習討論、認定拡大、上積補償交渉、民事訴訟などの運動がつづけられている。七五年八月二九日、市川総評議長名で労働大臣あてにクロム関係の企業と労働行政の責任の追及と改善の要求書が提出されている（本年鑑第二部Ⅶ「公害反対闘争」参照）。

春闘共闘委員会と日本労働者安全センター共催の労災・職業病中央討論集会は、七五年一二月九、一〇日東京自治労会館その他で、四〇〇名から八〇〇名（部会）が参加してひらかれた。また、一月から二月にかけて、東海（伊豆長岡）、東北（作並）、中四国（広島）、関東、関西（六甲）などでブロック討論集会が開かれた。

被災労働者にたいする補償引上げのたたかいは、毎年つづけられ、七六年の七七国会でも若干の給付改善の法改正がなされた。また、労災裁判は全国各地で展開され、なかでも七〇年代にはいって統一してとりくまれてきたが、労働災害による死亡の遺族補償費や重障害の被災にたいする補償額は、一件について三〇〇〇万円から五〇〇〇万円に達する情勢になりつつある（七五年秋年闘争をふくんで二〇〇〇万円台の単産が二三組合）。こうした労災訴訟費にたいして、総評がその費用の一部を肩代りするという方針にたいし、政府や企業の側は警戒しているといわれる。なお設立後一〇年目を迎えた日本労働者安全センターは、月刊紙『いのち』を発行するとともに、七五年春より「労働者安全衛生学校」を春闘共闘委員会と連携して開設し、全課程修了六カ月、九時より一八時の授業、月二回、学習授業料一人三六〇〇円負担ですすめており、一〇一名の職場労働者や単産・単組の幹部・活動家が学習している。

【参考資料】(1)「第五三回総評定期大会各局報告書」、(2)中央社保協『月刊社会保障』、(3)『賃金と社会保障』（労働旬報社）、(4)『週刊社会保障』（社会保険法規研究会）

IX 労働者福祉運動

概要□労働金庫運動――反転、伸び悩みをみせた労金預金の増勢／きびしく響いた不況下の春闘「敗北」と倒産／地域推進機構で初の交流／難航する労働金庫の「全国統合」への道／**労働者共済運動**――保険資本の〝変身〟とその真意／危惧される共済事業分散化と労組等への保険資本侵入／事業の現状と住民運動の大詰めにきた全国統合／**生活協同組合の運動**――国民生活のなかにおける生協の比重の高まり／暮らしと健康を守る活動の前進／生協の改善をおこなわせつつあるが、なおその本質的あり方に追及をつづけている。懸案の全国統合はいよいよ七六年一〇月実現へ大詰めを迎えたが、その組織内部では、新たな分散化傾向や保険資本攻勢による基盤荒らしに直面しており、いかにして、運動・事業の統一を達成していくか注目されている。

一、生協運動は、ひきつづき消費者の「暮しと健康を守る」期待を集め、組合員の多面的で活発な活動に支えられて、組織的にも事

概　要

一、不況下、七五・七六春闘の二年連続の「敗北」と、企業の倒産、人員整理、配転など労働者生活の根底にかかわるきびしい状況変化のなかで、労働者福祉事業の運動もまた重大な転換期をそれぞれに経過しつつ、展望をきりひらくための苦闘をつづけている。

一、労働金庫は、前年度と一転して預金結集の伸び悩みをみせ、職場を軸にいかに組織的な主体力量を再構築していくか、その模索をつづけている。懸案の全国統合は、大蔵・労働両省の許認可の壁にぶつかり、七六年一〇月の統合目標の実現は、事実上不可能とみられる。

一、労済運動は、ひきつづく保険批判の運動の展開をつうじ、保険審議会の答申を引き出し、消費者（契約者）の権利保護への一定の改善をおこなわせつつあるが、なおその本質的あり方に追及をつづけている。懸案の全国統合はいよいよ七六年一〇月実現へ大詰めを迎えたが、その組織内部では、新たな分散化傾向や保険資本攻勢による基盤荒らしに直面しており、いかにして、運動・事業の統一を達成していくか注目されている。

一、生協運動は、ひきつづき消費者の「暮しと健康を守る」期待を集め、組合員の多面的で活発な活動に支えられて、組織的にも事

業的にも着実な発展をつづけている。とりわけ消費者運動の分野では具体的な成果も引き出し、質的前進がみられる。またはじめて独自の商品検査センターを埼玉県大宮市に設置した。

一、住宅の自主建設運動は、とりわけ情勢のきびしい変化の影響を受け、一〇〇〇戸を超す過剰在庫住宅をかかえて、その組織・事業の体質転換を迫られているが、まだその転換の方向を明確にしえないでいる。

1　労働金庫運動

反転、伸び悩みをみせた労金預金の増勢

一九七一年三月、政府は「不況脱出宣言」を打ち出した。しかし皮肉にも、同月の完全失業者は一二五万人を数えその後も失業率は高水準をつづけている。景気回復への各種の兆しが強調されるなかで、いぜんとして先行きにたいする不安は解消されていない。

一九七五年度は、不況脱出への金融面の措置として、年間四回、計二・五%（九・〇%→六・五%）の金利の引下げ、預金準備率も七五年一一月、七六年二月と二回の引下げがおこなわれ、都市銀行の窓口規制枠も順次緩和されるなかで、金融は急速に緩みをみせていった。七六年五月の日銀「五〇年度貯蓄実績速報」によると、七五年度中の預貯金（実質預金）の伸びの絶対額は、二六兆一八〇〇億円と前年度比四六・四%と大幅な増を示し、銀行預金についても、年度間一〇兆八二〇〇億円、前年度比九七・八%とほぼ倍増というかつてない好調ぶりを示した。この預貯金の著増は、七四年度の法人預金の不振が、金融緩和、景気回復機運とともに反転増勢に転じたことも要因としてあげられるが、個人預金の好調にも大きく支えられており、全国銀行の預金増の五〇%は個人預金の増と推定されている。

これにたいし、労働金庫の七五年度中の預金増加額は、二八八三億円と前年度の二八九二億円をわずかではあるが下回り、期末預金残高は一兆三四八八億円となった。年度間増加率は、前期（三七・七%）より一〇%以上の後退をみた二七・二%にとどまった。

不況下の大衆的貯蓄パターンが、生活の先行き不安を反映してかえって貯蓄率の上昇、貯蓄目標額の引上げ指向を示しているなかで、労金預金の伸びが前年度実績以下に落ちこんだ原因はなにか。前年度、銀行批判の社会的ムードに乗って好調ぶりを示したこと、さらには今年度銀行預金の好調が伝えられることと対照的なこの労金預金の伸張の失速現象が注目される。

きびしく響いた不況下の春闘「敗北」と倒産

七五年春闘は、高度経済成長パターンの崩壊と、その構造危機を背景とした資本のかつてない結束、不況下の攻勢のもとで、賃上げ率のかつてない後退——日経連ガイドライン以下への抑えこみ——に屈した。倒産・企業閉鎖、強制配転、人員整理など、不況下の資本の「合理化」が労働者の生活に及ぼした影響は、企業別労働組合を基盤とする労働金庫にも直接現われた。失業し、組合員の籍を外れた労働者の預金の解約による預金の落ちこみはもちろん、失業しなかった労働者にも不況を理由とした一時金の減額支

給、遅払い、分割払い、社内預金払い、企業の取引銀行への強制預金などが広範に採用され、労働金庫への結集を大きく制約した。

不況攻勢、春闘「敗北」により、前年度大きく盛り上がったかにみえた、反独占、銀行批判の預金預けかえの熱気も、七五年度には、徐々に下火に向かい、拡がりと発展をみせていない。労働金庫運動の職場における浸透度、理解度は徐々に前進しているとはいえ、七四年年末一時金の預金運動参加率が、全国的にみて二三・八%と、全組合員の四分の一以下の水準にとどまったことにも示されているように、まだまだきわめて不十分な状態にあることも指摘されよう。

一方、一九七二年一月の制度発足以来、前年度まで急速な発展をみてきた財形貯蓄は、七五年度、ようやく加入者数（契約件数）ではその伸びのテンポが鈍化しはじめた感があるが、貯蓄残高は累増しつづけ、七五年五月末現在、契約者数で五一七万人、貯蓄残高で七九四八億円に達した。労働金庫は、この分野で六二万人弱（一二%）、七一四億円（九%）を占めているが、前年度までの急速なシェア・アップの勢いはここでもまったく鈍化し、ほぼ前年並みのシェアの維持にとどまり、都市銀行の急伸に大きく水をあけられはじめている。これは、民間大手企業の財形導入において、労金が取扱金融機関から排除されるケースが多くなっていること、その背景に取引金融機関との資金関係を理由とした圧力があること、企業内福祉としての社内預金・貸付金制度（利子補給を含む）の財形制度への肩替り（合理化）移行のパターンによる制約が加わっていることと、関係労組がこうした圧力・制約を排除するほど労金を軸とした財形導入についての主体的意志を確立していないこと、つまり労金を各種金融機関の一種としてしかみていないこと等にあり、労働組合主導型の財形という原則の貫徹が困難になっていることがあげられる。

このようにみてくると、不況、「合理化」の影響は、労金運動にも強く投影しており、こうした困難をどう主導的に切り開いていくか、その組織活動と経営施策の改善努力が注目される。

地味に浸透する銀行批判
地域推進機構で初の交流

すでにみたように、かつての「狂乱物価」に触発された大商社・銀行批判の熱気は、七五春闘における総評の「預金預け替え運動」の提唱をヤマ場に、その後下火に転じているが、そのまかれた種は、各地で着実に根づき、新たな運動の萌芽を内包しつつある。七六春闘では、春闘共闘委と、全労金（全国労働金庫労働組合連合会）が共同で発行した金融民主化のパンフレットによる大量教宣と、一〇〇〇万人署名行動が提起され、短期（六月末現在）に三五万人の署名がすすむなど、いままでの運動を質的に一段と前進させたものとみられる。

この運動は、労働者階級以外、市民、婦人層のなかにも拡がりをみせている。七五年一二月から七六年二月にかけて神戸市が発行した一五億円の水道事業起債を、市の婦人団体協議会が、うち七億七〇〇〇万円分を購入し、「市民のカネは、市民のために使おう」という市民参加意識をお金の流れと結びつけて提起したのが注目される。こうした動きは、地方自治体の財政難を背景に「市民銀行」構想に発展する兆しをみせている。

労金運動の具体的推進主体として整備のすすめられている地域での会員推進機構の活動の分野でも、銀行と労働金庫の金融的役割の

第130表　労働金庫の組織現況

会員区分＼年度	1974	対前期増加	1975	対前期増加
団体会員計	45,972	1,482	46,802	830
民間労組	26,918	1,091	27,387	469
官公労組	14,147	361	14,482	335
生協	870	40	902	32
その他団体	4,037	△10	4,031	△6
個人会員(人)	239,289	13,221	252,212	12,923
間接構成員数(千人)	9,254	116	9,451	197

第131表　労働金庫の主要事業勘定　　(単位：億円)

科目＼年度	1974	対前期増加率	1975	対前期増加率
出資金	16,373	13.1	18,567	13.4
預金	1,060,549	37.7	1,348,815	27.2
貸出金	868,874	25.9	1,050,697	21.0
総資産	1,195,690	32.6	1,517,361	26.9

第132表　財形貯蓄制度加入状況　　(1975年5月末)

取扱金融機関	契約件数			貯蓄金残高		
	件数	構成比	前年同期	金額	構成比	前年同期
	千件	%	%	億円	%	%
都市銀行	940	18.2	11.5	1,035	13.0	10.3
信託銀行	1,473	28.5	29.4	3,089	38.8	36.9
長期信用銀行	193	3.7	3.4	388	4.9	3.8
地方銀行	244	4.7	4.8	267	3.4	4.0
証券会社	1,699	32.9	39.1	2,455	30.9	36.1
労働金庫	619	12.0	11.8	714	9.0	8.9
計	5,169	100.0	100.0 (4,264)	7,948	100.0	100.0 (4,588)

〔備考〕(　　)は，前年同期の件数および残高を示す。

第133表　労働金庫の年度間新規貸出の使途別内訳

(単位：億円)

使途区分＼年度	1974	1975	対前期増加率	1975期末残高
生活資金	2,016	2,551	26.6	2,658
賃金手当資金	587	703	19.7	190
住宅資金	2,974	3,371	13.4	7,231
福利共済資金	417	431	3.4	217
生協資金	934	877	△6.1	213
合計	6,928	7,933	14.5	10,509

本質的な差異やお金の流れ、金融民主化についての本質認識に迫る教宣・学習活動が、旺盛に実践され、蓄積され、深まりつつある。

不況、春闘「敗北」という困難な職場の条件のなかから、「不況宣伝」をはねかえし、連帯と団結を職場から確立していくための、思想的・理論的裏づけを求め、その実践経験の交流を求める気運は強まっている。

全国労働金庫協会は、七六年二月から三月にかけ、全国三カ所（福岡、兵庫、福島）で初の「地域推進機構代表者交流集会」を開催し、全国から四四六名の会員代表の参加とパネラーによる実践報告と討論が熱っぽく展開され、画期的な成功をおさめた。これら推進機構の名称や活動状況は、それぞれの地域や会員労働組合の運動の条件や特徴を反映して、一様ではないが、共通しているのは、労働金庫の単なる下請け要請機関化を排して自主的連帯運動推進へとすすむその指向性にあり、労金運動の民主的更生への活力が、十二分に反映されていた点でも画期的であった。

難航する労働金庫の「全国統合」への道

労働金庫は、七六年一〇月一日に全国統合を実現する目標をもって、すでに十数年来、その準備をすすめていたが、七五年七月、その時点でなお統合に反対・保留の若干の金庫を含めて、「日本労働金庫」設立準備委員会を発足させ、同年一二月には、許認可権を握る大蔵・労働両省との間にも定期協議を開始した。こうして七六年二月二九日、東京・虎ノ門共済会館において、その時点までに参加意志の確定（総会承認）をみた四〇金庫による合併契約書の仮調印をおこなった。ついで三月八日、大蔵・労働両大臣にたいして、「合併内認可申請」をおこなったが、両省は申請受理を拒否した。労金協会は、この拒否を不当として、ただちに行政不服審査法にもとづく「異議申立て」をおこない、労金統合問題はその対立を軸に大きく世間の注目のまととなった。結局この対立は、両省が、慣例の認可を前提とした内認可申請書としてでなく、認可についての態度を留保したまま一応は受理したため、「異議申立て」を労金側が取り下げる形で表面的にはおさまったものの、いぜんとして、大蔵・労働両省は、労働金庫の全国統合は好ましくないとしており、統合の道行きはきわめて困難な状態にある。

両省の労金統合にたいする考え方は、①全国統合は労働金庫法になじまない、②合併より現在の労金の体質改善が先、③協同組織としての労金は地域立脚の金融機関であるべきだ、④同盟の反対や反対・不参加金庫の存在など、運営の中立性が守られるかどうか危惧がある、⑤労金は補完的・付加的金融機関だから会員要求をこえて大型化の必要なし、といった内容であるが、共通しているのは、労金協会では、①全国統合を不可とする条文は労働金庫法上に存在しない、②統合は経営体質の強化を目指したものでもあり指摘は不可解、③全国にまたがる会員の組織実情にあわせた協同金融という事業の性格上、利用条件の統一、平準化、資金の偏在是正を可能にする組織形態をとることはとうぜんであり、地域限定主義が限界にきたからこそ統合するのである、④労金運営は政治的中立を原則に、あらゆる系統組織の会員を含む総会決議を民主的な討論をつうじて積みあげたもので、内政干渉される筋合いはない、⑤歴史的にみて労働者のための金融を労金以外に積極的にとりあげた金融機関はない。それを金融行政の立場から「補完的・付加的」と位置づけ制約するのは時代錯誤だ。統合は会員要求にもとづくもので、要求をこえた性

格のものではない、と反論している。

いずれにしろ、労金の統合問題は、単なる事務折衝により認可を得るというよりは、広く社会的・政治的判断とのからみでの検討が必要とされよう。それだけに、労金側でも、当面の官庁折衝だけでなく、未解決の労金労組との合意をはじめ、労働団体の一部や金庫の一部にある反対・保留の意見等を、統合の必要性、必然性についての社会的合意を形成するなかで克服することが要請される。また自らが統合を必要・必然と確信する以上、許認可を待つ姿勢でなく、実践的に実質統合の経営体制を固めていく努力が望まれる。

2　労働者共済運動

保険資本の〝変身〟とその真意

労済運動を軸とした消費者運動の保険批判の高まりのなかで、一九七五年六月、保険審議会生保部会の答申を受けた大蔵省は、その答申の線に沿って一連の行政指導にのりだし、生保各社もそれにこたえていくつかの制度改善を実施した。その内容は、①保険料の引下げ、②特別配当（インフレによる目減り補償）、③新商品、新制度の開発、④保険文化センターの発足、⑤地域別契約者懇談会の開催などである。

これらの改善内容は、コンシューマリズムがここ数年来提起してきた問題であり、その意味で消費者の要求にこたえようとしたものといえよう。しかし、これらの改善によって、保険会社が消費者の要求や利益を第一に考える経営方針にきりかえたわけではない。一見〝変身〟ともみえる改善施策は、ますます激化する消費者の批判と不信感を、さしあたり防ぎとめようとするだけのものである。そのことは、消費者の保険会社にたいする要求が、前記改善事項のほかに、「他社との比較情報の提供」、「外務員の無三権問題の解決」、「インフレに強い制度を積極的にひろめる」、「契約者本位の資産運用」、「相互会社の運営の民主化」などをあげていたのに、これにこたえる誠意を示そうとしないことに現われている。

とくに「相互会社の運営の民主化」問題に関して、審議会の答申は「わが国においては生命保険が既に高度の普及を遂げており、国民の大半がいずれかの会社の保険に加入している状況にある。今後更に生命保険事業が（中略）健全な発展を遂げていくためには（中略）生命保険会社は契約者の意向を極力その経営に反映させていくことが必要である。特に、本来契約者相互の互助組織として発展し、全契約者が社員として構成されている相互会社について、この点が強く指摘されよう」とし、これにつづく文章で「相互会社の組織及び経営の在り方の問題について」、一〇年前の昭和四〇年三月答申で指摘した改善効果があがっておらず、いまもって「社員総会の構成をみると、経済的・社会的位置を重視した選挙が行われて」いることを認めている。それにもかかわらず、その効果があがらない原因には言及をまったく避けている。相互会社の民主化を阻害する最大の要因は保険業法にある。保険業法は、相互会社を「全契約者が社員と」なり、社員は平等に総会で各一個の議決権をもつ互助組織で

あるとしながら、その社員の運営参加権を保障する具体的な措置――社員以外の者の社員総代への選出の禁止又は制限、取締役の社員からの選任、保険制度の設定・改廃の社員総代会での議決等――をぜんぜん規定していない。したがって社員ではない「経済的・社会的地位」のある財界人によって構成される〝社員総代〟会において、運営方針の決定や役員選考がおこなわれる。つまり「顔」は協同互助組織、「心」は営利企業という性格を相互会社に付与しているのが保険業法である。この法改正こそが望まれながら、業界の抵抗は強く、答申は社員総代の立候補制については「今後更に慎重に検討されることが望ましい」、また総代会の傍聴制度についても「具体的な運用方法が検討された」後に「実施されることが必要である」とお茶をにごした表現で逃げている。

危惧される共済事業分散化と労組等への保険資本侵入

労働組合運動が「国民春闘」の方向に、戦線を拡大しようとしているのとうらはらに、労働者共済事業の分散化傾向がつづいており、その動向が懸念されている。その一つの現れは、一九七四年からはじまった自治労の火災共済実施の影響と思われるが、民間単産のいくつかで独自共済制度の検討にはいっていることである。いずれもまだ具体化にまですすんでいないが、この一年間で最大の問題は、広島県同盟が労済生協から分離して、一九七六年三月から独自に火災共済事業を開始したことである。この広島県同盟共済の場合は、従来の単産共済のように、未開拓分野というのでなく、地域労済が十数年かけて組織した既加入者を、満期日に同盟共済に切りかえるというものだけに、地域労済事業に与える打撃は大きく、また、地域労済の地域横断的連帯運動を、労組のイデオロギーで分散化するという新たな問題をはらんだ点でも影響は小さくないものがある。

そしてこうした傾向は、労働者共済の分散化と軌を一にして保険資本との提携という方向を必然化するという意味でも深刻な問題となりつつある。共済事業は加入者が増加すればするほど、危険を分散し、経営の安定化とそれによる掛金の逓減化を期待できるものであるが、分散化はまさにその反対への歩みである。小規模・分散では共済保障額をそれほど大きくすることはできず、保障額を大きくするためには再共済による危険分散を図らざるをえないが、労済から分裂して独自制度を創った経過から労済連にその機能を求めえず、好むと好まざるとにかかわらず保険資本との提携を考慮せざるをえないことになると危惧される。

保険資本のほうでも、大衆的な保険批判にたいして先述のとおり制度改善で批判をかわすだけでなく、逆に積極的に労働組合や生協の組織を利用した大衆浸透作戦を展開してきているのが、最近の特徴となっている。県評（北海道、広島）からガン保険の推せんをとりつけて、それを看板に下部組織にはいりこむ。あるいは高額な手数料を餌に、生協（埼玉）や労組（兵庫）に代理業務を委嘱する。はなはだしいのは県民生協に一〇〇万円の生命共済の認可をとらせて、それに保険会社自身の生命保険一九〇〇万円を上乗せし、二〇〇〇万円の契約募集をやらせる（埼玉）。地方公務員組織（岩手）に健康保険事業団をつくって健康管理に協力する条件で保険募集を委ねるなど、方法は多様である。

こうした動きのなかには、労済が共済偽装の保険を糾弾し、白紙

還元させた例（鳥取）もあるが、保険資本とのたたかいを旗印とする労済運動の内部における分散化傾向と保険資本の組織内侵透は看過しえない重大問題となってきている。

事業の現状と住民運動の「核」となる活動

労済運動は、以上のような困難な情勢に新たに直面しながらも、事業的には第134表のごとく実績のうえに、団体生命、養老生命、総合、交通の各種目についてひきつづき、火災共済事業の安定して、それぞれ順調な成功をおさめ、このことは保険の営利主義に対抗する非営利の協同事業としての労済運動への大衆的理解が拡がり発展していることを示している。

「いのちと暮しを守る」運動への労済運動の立場からの参加の一つとして、中央労済山梨支部が直接支援した大腿四頭筋短縮症の子供を守る運動は、その後も粘り強くつづけられ、いよいよ裁判闘争という新たな局面を迎えたが、この過程において被告人側の一当事者としての小児病学会を相手として〝注射の害〟を公式に認めさせる成果をあげている。七五年度は新たに福島労済が難病患者救済にたいする自治体交渉をとりあげ、この運動に理解を示した諸団体の協力をえてその行動を起こした。この結果、いわき市において、難病患者をもつ家庭に年額一万円ずつの補助金が交付される制度が実現した。

こうした運動をつうじ、労働組合の共済部連合的な機能と性格から出発した労済生協は、労働組合内での組織共済的事業を拡大する一方で、ここ数年来、独自の大衆組織への脱皮をめざし、地域推進員制度などをつうじて地域の未組織・勤労市民にも根をおろした運動へと一定のひろがりをみせ、地域における住民運動の「核」としての役割を担いはじめてきたものとして注目される。

本年一〇月実現へ、大詰めにきた全国統合

全国労働者共済生活協同組合連合会（労済連）は、一九七六年六月三〇日の第二四回臨時総会で「全国組織統合に関する実施要綱案」を承認決定した。七月中には各都道府県労済が「実施要綱」を批准し、八月一日に設立発起人会発足、一〇月一五日創立総会、一一月一日事業開始の日程が予定された。

労済の組織統合は、労働金庫と同じく十数年前からの課題となっていたが、一九六九年三月、東京、山梨、埼玉、静岡、神奈川、千葉、栃木、茨城の一都七県の労済が、全国統合の前段行動としていわゆる地域統合を実現し、中央労済として発足（翌七〇年、長野も参加）、また七一年には、大阪、京都、奈良、滋賀の二府二県による近畿労済の設立（のち七四年に兵庫、和歌山が参加）という実績を重ねてきた。加えてかねてから単産別の共済が全国一律料率火災共済制度を実施してきたことに圧迫感をもつ中小地方労済は、その後、地方労済の契約の大手といえる自治労での共済の動きや、不況下のインフレという周囲の情勢の悪化のなかで、急速に統合への意志を固めるにいたった。

一九七〇年に統合計画策定委員会発足、翌七一年、同委員会が策定した「全国統合についての構想第一次案」の承認、さらに七二年の第一次案を練り直した「第二次案」の策定、ここで「全国を区域とした一法人格の労済生協とする」、「統合達成の時期は一九七五年一〇月を目標とする」などが決まり、さらにこれを土台に問題を煮つめ、翌七三年に「基本構想案」をまとめ、全国組織統合準備委員会が設置されてきた。以後三年間、全会員単協で構成したこの準備

第134表 労 済 連 共 済 加 入 状 況

（件数：千件，契約高：億円）

種類＼事業年度(末)			1974年度（5月末）	1975年度（5月末）	増加率（%）
火災共済		件数	4,912	5,303	8.0
		契約高	10,507	12,936	23.1
生命共済	積立金付	件数	141	111	△21.3
		契約高	150	125	64.2
	団体（定期）	件数	1,585	2,064	30.2
		契約高	20,985	35,235	67.9
	定期付養老	件数	59	87	47.5
		契約高	1,365	2,860	109.5
総合共済		件数	3,320	3,521	6.1
		契約高	3,912	5,263	34.5
交通災害共済		加入者数	2,399	2,666	11.1
		契約高	17,680	24,418	38.1

第135表 労 済 連 給 付 状 況

（単位：千円）

種類＼期間		1974.6～1975.5	1975.6～1976.5	増加率(%)
火災共済		3,169,408	4,462,075	40.8
生命共済	積立金付	1,050,882	1,203,472	14.5
	団体（定期）	2,571,562	3,864,128	50.3
	定期付養老	108,914	257,513	136.4
総合共済		866,328	1,009,836	16.6
交通災害共済		476,264	692,708	45.4
合計		8,743,358	11,489,732	31.4

委員会は一六回にわたる討議を積み重ね、その間統合時期を一年間延期したとはいえ、ようやく今回の大詰めの決定へと到達したものである。

このような経過をたどり、討議も積み重ね七六年一〇月一五日に統合が完成した。とはいえ、すべての会員単協が統合参加したわけではない。単産共済や、共済事業以外の事業を併営する若干の総合生協（群馬、新潟、鳥取、長崎）が、それぞれの設立の事情や経営事情を理由に第一次統合を見送ったほか、地域における総合福祉事業体論に立つ意見、機関運営の大規模化による官僚化への不安から、態度を留保する単位労済（福井、愛知、大分）も出た。

事業認可にたいする厚生省の出方も注目されるが、新たに発足する統合された全労済が、こうして内部の批判を克服し、協同のメリットを十分に発揮して、労働者の「安い料率で高い保障を」という根源的要求にいかにこたえていけるか、その成否が注目される。

3 生活協同組合の運動

国民生活のなかにおける生協の比重の高まり

激化するインフレと不況のなかで生協組合員の生活は、収入の伸び悩み・減少や余儀なくされた共働き、内職の増加をともないながら、ますますきびしさを加えてきた。一方、ビッグチェ

第136表 全国生協の概況

種別＼項目＼年度	生協数		組合員数		事業高	
	1974	1975	1974	1975	1974	1945
			万人	万人	億円	億円
購買生協	510	538	415	460	4,308	5,170
医療生協	84	86	26	28	210	250
労済生協	57	57	850	935	211	254
住宅生協	48	48	54	54	564	420

〔備考〕 労済の事業高は掛金収入である。購買・医療は日生協加入登録生協のみ。
住宅は，全国住宅生協連加入のみ。

ーン・ストアの進出は、全国各地ではげしい商業競争をひき起こし、中小商業資本を圧迫したが、その矛盾を生協規制に転嫁しようとする動きもまた強まった。

こうしたきびしい情勢にありながら、全国の生協は「組合員の力を結集し、暮らしと健康を守る砦を固め、きびしい情勢をきりひらこう」というスローガンに結集し、着実な成果をあげてきた。

第一に、生協の運動・事業の基礎となる組合員の結集、拡大である（第136表）。組合員数は七四年度に比し七五年度は一一%、四五万人の増を実現したが、これは「狂乱物価」、「品不足パニック」という特殊な情勢を背景とした過去二年間の成果に匹敵する。この結果、全国の県庁所在都市の住民世帯にたいする生協の組合員比率（地域生協に限定）は、平均六・五%、一〇年前のおよそ四倍の比率と推定されるにいたった。日本生協連傘下生協の組合員数も四八八万人に達した。組合員の出資金も一二%増、二四一億円、組合債は三〇%も伸びて一六六億円と、組合員による拠出金があわせて四〇〇億円をこえたことも、この結集を裏づけている。生協の供給高も、スーパーや百貨店の伸び率を上回る二〇%の増を示し、生協が食料品など生活必需品の取扱いで消費者のニーズにこたえ着実に地歩を固めていることを示した。

第二に、組合員自身の活動の前進である。

社会生活が窮迫と多忙に追われて余裕を失いつつあるなかで、生協の組合員は、自ら組合員の加入拡大の運動をすすめ、紹介カード、店頭加入呼びかけ、CO-OP商品を手にとっての生協説明会など、班組織を基礎に活動を展開してきた。

班や地区運営委員会などの組合員組織も着実に強化されつつある。班の組織数は約一〇万班、班に参加する組合員は一〇〇万人に達した。班を基礎に選出構成された地区運営委員会は、地区ニュースの発行などを軸に、地区ごとの組合員の協同行動と独自活動を発展させてきた。委員会は、①組合員組織拡大の推進力となり、②暮らしと健康を守る活動の中心となり、③多様な要求にもとづくグループ・サークル等の交流・活動の場となり、④多数の組合員活動家を育成する場となって、生協運動を組合員自身の活動として民主的・大衆的に運営・発展させる原動力となった点が注目される。

品質・使用法等の商品研究、家計実態、価格問題など、消費者の立場からのグループ活動として各種の調査・研究活動が多様に広がりをみせている。これらの活動のなかで、①組合員が自らの活動を見直していく運動、②生協活動の点検や改善を強める運動、③行政や業界にたいして消費者の立場からの生きた主張をつきつける運動などがとりくまれて成果をあげてきている。

暮らしと健康を守る活動の前進

暮らしと健康を守る運動は、組合員による灯油、牛乳、米などの商品ごとに組織された専門別対策委員会や、地区運営委員会などの体制強化と、各生協理事会の取組み姿勢の積極化に支えられて発展した。

灯油問題について、北海道では生協を軸に労働組合、消費者団体など広範な民主団体を結集して「北海道灯油プロパン連絡会議」を組織し、通産省、地方通産局、国会、自治体への交渉を展開し、知事・副知事まで中央の陳情交渉に参加させ、国会の参考人として、また石油審議会専門委員として生協の代表を送ったのをはじめ、地方自治体の灯油委員会、審議会にも参加を実現するなど、メーカーの一方的値上げ強行を延期させ、灯油の値上げ幅を他油種の半分に

おさえるなどの成果をあげた。

前年度、裁判史上はじめての消費者集団による訴訟として注目された山形県の鶴岡生協、かながわ生協の灯油裁判は、全国的にも支援集会が開かれ、五〇〇万円を超える支援カンパが第一次分として集約され、裁判傍聴も組織的にとりくまれた。この裁判には、弁護士、学者グループの支援もあり、東京都が消費者条令にもとづいてはじめて訴訟援助資金を支出するなど画期的な発展をみている。裁判経過で明らかにされてきた灯油の原価構成、ヤミ協定の実態と実害の立証は、灯油価格引下げ運動に力を与え、裁判闘争と現実の生活を守る運動との関連を鮮明にした。

このほか米価値上げ反対、標準米普及の運動をはじめ、牛乳については酪農行政の改善要求をもって農民と話し合い、国・地方自治体への働きかけをおこない、乳価決定にあたって値上げ時期の大幅延期をかちとる成果をあげた。

独禁法改正問題では、最終的には政府・自民党の違約で実現をみなかったとはいえ、消団連、主婦連、地婦連などとともに積極的な改正要求運動を展開し、七五年の通常国会では、課徴金などで一部前進面を含む五党一致の改正案をまとめさせ、衆議院を通過させるところまで追いつめた。

また有害商品追放運動では、学校給食用パンのリジン添加中止をほぼ全県で実現させ、プラスチックの安全性への疑問を提起し、塩ビモノマーでは厚生省に規制をおこなわせ、洗剤の安全性追及を系統的におこない、相対的にすぐれた高アルコール洗剤の普及などをすすめ、赤色二号については生協店舗での総点検をおこない、着色料の全面的削減の努力もつづけてきた。

食品添加物、飼料、化学肥料等への消費者・国民の不安は強く、この分野での生協への期待はとみに高まっているが、日本生協連では七六年四月、民間団体としては最高水準といわれる商品検査センターを埼玉県大宮市に建設し、商品検査作業を開始した。また日本生協連を中心に全国の生協が協同で開発したCO－OP商品も四〇〇種類にのぼり、消費者・組合員の信頼を集め、ますます拡大・普及してきている。

生協強化をかちとる運動と組織の強化

全国消費者大会、全国生協大会をはさんで毎年一〇、一一月の二カ月間おこなわる生協強化月間には、七五年度は「生活優先の政治・経済を要求し、生協強化をかちとる全国署名」運動がとりくまれ、八〇万人の署名が集められた。全国各地でおこなわれた消費者大会、生協大会、協同組合まつりは盛況を呈し、カンパも多額の結集をみた。七六年春の「国鉄運賃、電報電話料金、医療費の値上げ反対、付加価値税新設反対」の署名も五〇万以上を集約し、国会請願活動も従来以上に活発におこなわれ、電力料金値上げ反対運動では各地で民間公聴会を開き、値上げ幅の縮小に追いこんでいる。

このように、生協は消費者運動の前進に寄与し、とくに単なる反対・抗議に終わることなく一定の改善成果をかちとり、かつ国民本位の政治・経済のしくみを要求するという質的前進に大きな役割を果たしてきた。こうした運動の前進にたいし、政府や企業の側からの組織的対応も目立ってきた。消費者対策部局の強化・充実、対応策の系統化とともに、消費者運動にたいする分裂・懐柔の工作さえ現われている。

こうしたなかで、生協の体制は消費者・国民の期待を集めてさら

に強化がすすみ、七五年度中、新たに香川（七五年六月）、岐阜（七五年一〇月）、沖縄（七五年一〇月）、島根（七六年三月）、福井（七六年三月）の五つの県で、県生協連合会の結成がみられるなど顕著な前進があった。この結果、四七都道府県中、県生協連未結成は、徳島、和歌山、奈良、滋賀の四県を残すのみとなった。

また、単協間の連帯性強化の面では、神奈川県の五生協（横浜、川崎、川崎市民、湘南市民、浜見平）の大合同による「かながわ生協」の発足（七五年五月）、北海道夕張地区の五生協（夕張、清水沢福祉、真谷地、平和、登川）の合同（七四年一〇月）、埼玉県下の三医療生協（川口、浦和保健、さいわい）の合同（七五年七月）などがおこなわれるなど、特徴的な動きがあった反面、選挙目当ての人よせを目的とした無原則的な生協設立や政党間の対立・抗争を反映したかのような生協相互間の競合も各地で発生し、組合員の不安と不信を買う傾向もでている。千葉県市原市では、スーパー・ダイエイへの業務委託方式による生協設立の動きが地区労や一部労組幹部の推せんのもとに起こされるなどの事例も発生した。これは日生協、千葉県連などの指導と訴えにより原則的な生協設立の動きに切りかえたが、こうした対立・無原則性を、消費者の立場から正しく統一・克服していく運動の連帯性の確立が強く望まれている。

4　労働者住宅運動

住宅政策転換要求運動の概観

一九七五年八月、建設大臣の諮問機関である住宅地審議会は「今後の住宅政策の基本的体系について」の答申をおこなった。この答申は「在来の施策を抜本的に再検討し、新たな住宅政策の確立する必要がある」としながらも、現状認識においても、また今後の施策の方向性についても、従来の住宅政策の延長としかいえない側面を含み、多くの問題点をはらんでいると批判されている。この答申の作成過程で、住宅宅地審議会の労働側委員三名は連記して統一意見書を提出し、いぜんとして持ち家重点の基調にある答申案の考え方を指摘・批判して、その修正を要求したが、その主張を十分答申に反映しえなかった。

また、安くて住みよい公共賃貸住宅の大量建設をめざす総評や公営・公団住宅の居住者団体で構成する住宅要求連絡協議会は、全住宅の三〇％を公共賃貸住宅で確保する要求を軸に、高家賃政策を前提とする家賃補助制度に反対するとともに、公有地拡大のための積極的施策を要求して建設省や各政党への折衝活動をすすめた。

労働者福祉中央協議会でも、七五年一一月の労働者福祉強化月間の中央集会の決議にもとづき、関係省庁、各政党にたいして、住宅

問題の解決を要求する折衝行動をおこなった。

地域的にも、群馬県下の労働団体、福祉事業団体を結集した住宅要求県民集会委員会による県知事交渉などの行動がおこなわれた。

しかし、このような中央・地方の住宅要求運動も、相互間の有機的連携を欠き、大衆的運動としての組織実態をもつにいたっていない。

すぐれて政治的体制的問題である住宅問題、都市問題にかかわる政策転換要求運動として、この運動は、国民的規模の問題認識におけるコンセンサスの確立への努力も含め、重要ではあるがまだまだ困難な課題となっている。

過剰在庫を抱え転換局面に立つ自主建設事業活動

各県の労働者住宅生協と日本勤労者住宅協会の自主的住宅建設供給事業は、七四年以来の急激な環境悪化のなかで、深刻な壁にぶつかっている。長期かつ深刻な不況の持続、住宅価格の上昇と所得との乖離によって労働者の住宅取得能力は低下し、雇用不安、実収低下による買控えも含めて住宅需要は低迷しているうえに、国土利用計画法、新土地税制、公共負担の増大など、とりまく環境条件の悪化のなかで、勤労者住宅協会が住宅金融公庫融資を受けておこなう融資付分譲住宅で、七四年度の五四六一戸にくらべ七五年度は四〇%減の三二六三戸へと激減を余儀なくされた。しかも一方過年度建設の住宅は、在庫として売れ残りはじめ、七五年五月末には七〇〇戸、その後も新規建設分の在庫住宅化が在来の在庫住宅の消化を上回り、同年一二月末には、ついに一〇〇〇戸を超えるにいたった。しかも総じて在庫住宅の消化期間が長期化し、過剰在庫は恒常化してきた。この要因は、高成長下の需要超過現象に馴れ、住宅需要の予測にもとづかない土地取得と見込み建設を重ねてきた事業方法と分譲価格の高騰などにあると反省されている。

このような状況のもとで、全住連と勤住協は、七五年八月、共催で減速経済下の住宅自主建設事業のあり方について、全国生協役員研修会を開いた。この研修会の第一の特徴は、はじめて「マーケッティングの理論と実際」のテーマをとりあげ、従来のつくれば売れる時代の惰性からの脱皮、需要者のニーズにもとづく事業経営のとりくみが強調されたこと、第二に潜在需要者の組織化について労働組合、共済組合などと直結したPR方式の開拓、第三は土地および建設工事価格のコストダウンをめざした資材の共同購入、勤住協型住宅モデルタイプの設定、第四は公的資金利用の拡大とその導入の新分野開拓を含む資金の合理的効率的運用対策がとりあげられたことにあった。しかしなお労働者住宅事業の本来のあり方や真の協同組織化への体質改善の論議が根本的に深められたとはいえず、いわば当面の難局に対応する手段・方法に関する論議が先行したうらみを残している。

財形住宅へのとりくみを今後の重点課題に

財形制度の発足にともない、その一つの目玉とされ、財形貯蓄の三分の一を活用するとして期待をもたされてきた持ち家建設の促進は、経済環境の悪化を反映してはかばかしい進捗をみていない。七三年の制度発足から七五年度末までの四年間に雇用促進事業団が扱った貸付決定額累計はようやく一三一二戸、九四億七六三〇万円にすぎず、財形貯蓄残高の一%強という低い水準にとどまっている。

勤住協は、この財形住宅について、七四年以降、長野、群馬、宮城、埼玉、東京、福岡の各地で合計四一六戸の建設分譲を試行してきた。この経験を踏まえ、七六年二月～三月にかけ、勤住協は住宅生協・労働金庫と合同の研修会を開催し、財形貯蓄者中の持ち家希望者の先行組織化をつうじた計画的建設、財形住宅融資制度のメリット（実質融資割合が高い）の活用、財形住宅事業上の問題点・隘路の打開などについて討議をおこなった。とりわけ、現行財形住宅制度が、民間労働者と公務員労働者とを分断し、勤住協が民間労働者向け持ち家供給にだけ限定されていることの矛盾（同じ財形貯蓄者でありながら勤住協住宅の購入を希望しても買えないし、勤住協としても売れない）に公務員労働者からの強い批判と不満が集中していることが鮮明になった。この制度的矛盾は、すでに中央労福協が法制定当時から指摘し、改善を求め、法案成立時の国会での付帯決議ともなっていたのであるが、政府がその実効ある措置を怠ってきたものであった。

勤住協では、こうした隘路の打開、融資取扱い上の条件の改善を政府、関係省庁および雇用促進事業団に求めるとともに、七六年度の方針では、今後、先行予約→計画生産型への体質改善問題とからめて財形住宅の取扱いを重視し、全事業のなかでのメインの一つにしていくことを明らかにしている。

【参考資料】〈労金関係〉(1)「社団法人全国労働金庫協会第37回総会議案書」、(2)「労働金庫連合会第21回総会議案書」、(3)『月刊労働金庫』
〈労済関係〉(1)「全国労働者共済生活協同組合連合会第25回総会議案書」、(2)『季刊労済』、(3)『労働者の共済』（月刊）、(4)中央労済『労済だより』（月刊）
〈生協関係〉(1)「日本生活協同組合連合会第26回通常総会議案書」、(2)『生協運営資料』（季刊）、(3)『消費者運動資料』（季刊）、(4)『生協運動』（月刊）
〈住宅関係〉(1)「日本勤労者住宅協会第20回評議員会資料」、(2)「全国住宅生活協同組合連合会昭和51年度総会議案書」、(3)『月刊勤住協』

X　国際労働組合運動と日本

概要□国際労働組合組織の動向とわが国労働組合――国際労働組合組織／国際労働組合組織の動向／総評・中立労連の国際連帯・交流活動／同盟の国際連帯・交流活動／国際労働組合の諸会議――世界労連系の諸会議／国際自由労連系の諸会議

概要

一、七三年いらい国際労働組合諸組織のあいだにあらわれた相互の接触と統一行動の傾向は、七五～七六年の時期にも底流として存続したが、国際自由労連は七五年六月の第六三回執行委員会で、七三年採択の「共産主義支配下の労組との接触に関する決定」を再確認し、国際金属労連、国際自由労連アジア地域組織の指導機関もこれに同調したため、おもてむきには諸組織間の接触・交流は新たな新展をみなかった。

一、わが国からは七五年八月に電労連が国際化学労連ICFに新たに加盟し、これを機会にICF加盟諸組織のあいだで日本協議会ICF・JCを組織化しようとする動きがでてきた。また、七五年六月に組織を解散した国際化学石油労連IFPCW加盟の合化労連ほか二組合は、七五年八月に「石油・化学労組国際交流センター」を組織した。

一、総評は「組織的に中立の立場を堅持しつつ、共通する問題ごとに積極的な連帯行動をすすめる」「すべての国際労働組合組織やすべての国の労働組合との支援関係をすすめ連帯を強化する」という方針にもとづいて、国際交流・連帯活動をすすめたが、その活動の重点はアジア地域にしぼられた。また七五年一一～一二月の公労

協のスト権ストにさいしては、国際的支持を得るために総評は大がかりな国際的宣伝・接触の活動をおこすことによって、国際自由労連や関連ＩＴＳ四組織の支持をとりつけた。

一、同盟は、ベトナム後のアジア情勢に危機を感じ、「全体主義の進出による脅威から自由と平和・民主主義を守る」との立場にたって国際連帯活動をすすめた。アジアでは韓国や台湾との交流、南ベトナム亡命労組幹部救援に努力が払われた。七六年三月のＡＦＬ・ＣＩＯとの定期会談では、「アジアと世界の各地で……増大している共産主義の軍事的政治的圧力」に対抗して、双方がとりわけアジアの労働運動で協力することについて合意した。七五年一一～一二月の公労協スト権ストにさいしては同盟と国際自由労連の立場がくいちがい、国際自由労連本部がスト支持声明をだしたことにたいして同盟はきびしく抗議した。

一、世界労連系のおもな国際労働組合会議には、つぎのものがあった。①農林インタナショナル第七回国際会議（七五年五月）、②教育・職業・雇用をテーマとする世界教員会議（七五年五月）、③国際銀行保険従業員会議（七五年九月）、④世界労連第二六回総評議会（七五年一〇月）、⑤国際医療労働組合会議（七五年一〇月）、⑥国民のための住宅政策をめざす国際シンポジウム（七五年一〇月）、⑦第七回建築・木材・建築資材産業労働者国際会議（七五年一〇月）、⑧世界労連第一四回執行局会議（七六年四月）。

一、国際自由労連系の国際労働組合会議のおもなものはつぎのとおりである。①国際自由労連第六三回執行委員会（七五年六月）、②国際自由労連アジア地域組織第三七回執行委員会（七五年七月）、③国際金属労連中央委員会（七五年一〇月）、④国際金属労連日産・トヨタ世界自動車協議会（七五年一〇月）、⑤国際金属労連第一一回世界大会（七五年一〇月）、⑥国際自由労連第六六回執行委員会（七六年三月）、⑦国際自由労連アジア地域組織第二回世界大会（七六年三月）、⑧国際繊維被服皮革労連第一一回地域会議、⑨国際自由労連アジア地域組織第三九回・第四〇回執行委員会。

1　国際労働組合組織の動向とわが国の労働組合

1　国際労働組合組織

国際労働組合組織の諸形態

現在、国際労働組合組織にはつぎの三種類のものが含まれている。①原則として各国労働組合中央組織を国際的に結集したもの――世界労働組合連盟（略称、世界労連、ＷＦＴＵ）、国際自由労連（ＩＣＦＴＵ）、国際労働組合連合（国際労連、ＷＣＬ）、②産業別・職業別の国際労働組合――世界労連傘下の一一の産業別労働組合インタナショナル、国際自由労連の方針を認めてこれと協定を結んでいる一六の国際産業別・職業別組織（ＩＴＳ）、国際労連傘下

の国際産業別諸組織、および、七四年二月に新たに出現した国際映画放送労連のようにそのいずれにも属さず、それらの枠をこえた国際産業別組織、③労働組合中央組織を地域別もしくは民族別に結集した組織――アラブ国際労働組合連合（ＣＡＴＵ）、全アフリカ労連、ラテン・アメリカ労働組合統一常設会議（以上世界労連と友好関係）、アフリカ労働組合連合（国際自由労連系）、および七三年二月結成の欧州労働組合連盟（欧州労連、ＥＴＵＣ）。

（注）　欧州労連は欧州地域の国際自由労連傘下組合で結成されたが、国際自由労連の欧州地域組織ではなく、国際労連および世界労連傘下の組合組織を参加させつつある。

わが国労働組合の加盟

以上の国際労働組合組織のうち、わが国労働組合が組織的関係をもっているのは、世界労連、国際自由労連、これら二つの組織につながる国際産業別・職業別組織、および中立の国際産業別組織である。一九七五年六月末日現在におけるわが国労働組合の国際労働組合の国際労働組合組織にたいする加盟関係は、つぎのとおりである。

【世界労連】　全建労、全自交、全日自労
【国際自由労連】　同盟、全逓、全鉱、炭労、都市交通、日放労
【世界労連傘下の産業別労働組合インタナショナル】　①建築木材建築資材産業労働組合インタナショナル――全建労、全日自労　②運輸港湾漁業労働組合インタナショナル――全自交
【国際産業別組織ＩＴＳ】　①国際金属労連ＩＭＦ――国際金属労連日本協議会ＩＭＦ・ＪＣ、②国際運輸労連ＩＴＦ――国労、動力車、全日通、都市交通、海員、交通公社、全日航、日航乗務、③国際繊維被服皮革労連ＩＦＴＧＬＷ――ゼンセン同盟、④国際化学一般労連ＩＣＦ――全化同盟、紙パ総連合、全繊同盟、全日本ゴム労連、電労連、ゼンセン同盟、⑤国際郵便電信電話労連ＰＴＴＩ――全逓、全電通、国際電電、全郵政、⑥国際鉱山労連ＭＩＦ――炭労、全鉱、全炭鉱、⑦国際食品関連労連ＩＵＦ――全国ビール、明乳
【中立の国際産業別組織】　国際映画放送労連――民放労連、映演共闘

なおＩＴＳのうちには、化学関係の産業別組織として国際化学石油労連ＩＦＰＣＷと国際化学一般労連ＩＣＦとの二つの国際組織があったが、七三年一〇月と一一月に開催されたそれぞれの大会で、七四年二月を目途に両組織を合同することを決定した。しかし合同の具体的条件について折合いがつかないまま、七五年六月にＩＦＰＣＷは傘下組合にＩＣＦ加盟を勧告して解散した。わが国では、合化労連、全石油、新化学の三組織がＩＦＰＣＷに加盟していたが、同組織解散後は三組織で七五年八月に「石油・化学労組国際交流センター」をつくったにとどまり、ＩＣＦには加盟していない。

またＩＣＦには、新たに電労連が七五年八月二一～二二日の定期大会で加盟した。そしてこれを契機に、紙パ総連合、全日本ゴム労連、ゼンセン同盟などＩＣＦの加盟組織は、ＩＣＦ加盟組織の日本協議会（ＩＣＦ・ＪＣ）を結成しようとする動きを示している。

2　国際労働組合組織の動向

国際労働組合運動の新しい局面

一九六七～六八年いらい危機的様相を深めた世界資本主義経済、そのもとで高進するインフレーションとそれによる実質賃金の低下や雇用不安、それに加えて多国籍企業の進出による賃金、雇用、労働組合の諸権利への脅威、さらにはこうした状況のもとで各国の労働組合運

動にみられた労資協調主義的傾向の後退と反独占の行動統一ならびに組織統一の気運の高まりは、一九七三年いらい国際労働組合運動に新しい局面を開いた。①七三年二月に欧州の国際自由労連傘下組合が結成した欧州労連ETUCは国際自由労連の下部組織になることを拒否し、七四年には国際労連傘下の欧州諸国労組や世界労連傘下のイタリア労働総同盟の加盟を認めたこと、②七三年六月に世界労連、国際自由労連、アフリカ地域労組の各代表とILO理事会労働者側委員が協力して、アパルトヘイト反対の世界労働組合会議を開いたこと、③七四年一月のILO第二回欧州地域会議を機会に、その会期中に三つの国際労組組織の枠をこえた欧州各国ナショナル・センターの会長・書記長その他約二〇〇名で、欧州地域労組幹部会議が開かれ、さらに、そこでの決定にもとづいて七五年二月にも三国際組織にまたがる欧州労働組合会議が開催されたこと、④視聴覚メディア産業の分野では七四年二月に三つの国際労働組合組織や、そのそれぞれの産業別組織の枠をこえた国際映画放送労連が結成されるにいたったこと、⑤西ドイツ鉄道労組の招集による七四年一〇月の世界鉄道労組セミナー、イギリスの合同機械鋳造労組ほか二組合の招集による自動車製造・関連業種国際会議、日本の全交運の招集で七五年一月に開催されたアジア交通運輸労組セミナー準備会などのように、国際加盟のちがいをこえて産業別・業種別の国際会議や国際セミナーが、それも国際自由労連傘下の組合の主催で開催される例さえみられるようになったことなど、新しい局面の特徴は、既成の国際諸組織のあいだの接触、交流、統一行動の発展であり、部分的には組織統一にまですすむ傾向であった（本年鑑第四五集三七四～三七八ページ、および第四六集三五四～三五五ページ参照）。

七五～七六年の時期の特徴

七五～七六年時期にも、こうした傾向は基本的にひきつがれた。そして世界労連やその産業別インタナショナル諸組織は、こうした傾向を促進し組織化するために特別の措置をとった。たとえば世界教員連盟はほんらいこの組織の第六回大会（第六回世界教員会議）である べきはずのものを、日教組をはじめとする非加盟組織の代表を含めた準備委員会のもとで組織し、これを七五年五月に「教育・職業・雇用をテーマとする世界教員会議」の名のもとに開催したし、また建築・木材・建築資材産業労働組合インタナショナルは第七回大会の直前に「国民のための住宅政策をめざす国際シンポジウム」を、国際加盟関係にかかわりなく各国の関係産業労働組合に呼びかけて開催し、両インタナショナルともそれまでにこれらの組織が招集した会議のうち最大規模の国際会議を組織することができた。また金融や医療の分野でも、国際銀行保険従業員会議（七五年九月）や国際医療労働組合会議（七五年一〇月）の例にみられるように、産業別インタナショナルやソヴェト労組のインシアチヴのもとに、世界労連、国際自由労連、国際労連など国際組織の枠をこえて、同一産業分野の労働組合代表が一堂に集まり、共通の問題について討議した（これらの各国際会議の詳細は2・1「世界労連系の諸会議」を見よ）。

しかし、国際労働組合組織の指導部のあいだでの話し合いや統一行動は、七五～七六年には新たな発展を見なかったし、欧州労連も、国際労連傘下組合とイタリア労働総同盟の加盟を認めたものの、フランス労働総同盟の加盟交渉を進展させることがなかった。その重要な原因となったのは、国際自由労連や国際金属労連の主流

が、新たな傾向の進展を危険視し、労組間の東西交流を本部統制下においてこれにブレーキをかける政策をとったことである。すでに七四年一二月、国際自由労連と国際金属労連に加盟するイギリスの合同機械鋳造労組ほか二組合が、世界労連傘下組合にも呼びかけて、自動車製造・関連業種国際会議を開催したさいに、国際金属労連本部は会議への参加をとりやめるよう傘下組合に指示していたが、七五年六月の国際自由労連第六三回執行委員会、七五年七月の同労連アジア地域組織第三七回執行委員会、七五年一〇月の国際金属労連中央委員会は、あいついで、「共産主義支配下の労組との接触に関する第五九回執行委員会の決定」を再確認し、こうした交流を二国間交流に限り、国際労組間の接触はILOの場に限るとの方針をあらためて示すことによって、東西交流の進展に枠をかけたのである（これら委員会についての詳細は2・2「国際自由労連系の諸会議」を見よ）。

3　総評・中立労連の国際連帯・交流活動

総評の国際連帯活動の方針

総評は七五年八月二一～二五日開催の第五〇回定期大会で採択された「一九七五年度運動方針」のなかで、国際連帯活動強化の方針をつぎのように決めた。

【国際連帯の強化、総評七五年度運動方針、各論の一〇（要旨）】

一、国際連帯強化の原則　われわれは、次の四原則にもとづき、組織的に中立の立場を堅持しつつ、共通する問題ごとに積極的な連帯行動をすすめる。

国際的な労働組合との関係では、すべての国際労働組合組織やすべての国の労働組合との友好関係をすすめ、連帯を強化する。

①資本の搾取や収奪とたたかい　②戦争と侵略に反対し、③帝国主義、植民地主義に反対し、④組織の自主性と主体性を堅持し、相互尊重と内部不介入の立場をまもる。

二、産業別国際組織への加盟　産業別の交流連帯を推進するため、各単産の産業別国際組織への加盟を積極的にすすめる。

三、東南アジア労組との友好連帯　東南アジア地域へのひきつづく日本資本の進出がさまざまな問題をひきおこしていること、また、この地域での労働組合が十分に強力な勢力となっていないことに留意して、東南アジア諸国の労働組合との友好連帯の強化をとくに重視する。このため、①アジアの平和をまもり、日本をふくむ諸大国の政治、外交上の利害関係に支配されない、アジア労働者の真の団結と統一のために努力する。②労働基本権の確立やその他共通の問題で国際連帯活動を強化する。③昨年にひきつづき、フィリピン、スリランカなど二組織間および産業別の交流をすすめる。

四、アジア労働研究所の活動の強化　アジアの労働組合との連帯と協力を発展させるために、アジア労働研究所の活動を強化する。

五、国際連帯基金については、東南アジア連帯強化のためにアジア労働研究所の活動の強化をはかりながら、抜本的検討を加える。

六、資本主義諸国労組との交流　①ヨーロッパの経済動向をつねに把握するため、また、とくにスタグフレーション下でさまざまな闘争を展開しているヨーロッパ諸国の労働組合の闘争の経験にまなぶため、これら諸国との交流を強化する。②ラテン・アメリカ、アフリカなどいわゆる第三世界の労働者、労働組合との友好的連携を強化する。③南朝鮮や朴政権やチリ軍事政権などによる反民主主義的独裁的弾圧に反対し、また、南ア連邦のアパルトヘイト政策に反対して、国内外での連帯行動に積極的に参加

する。

七、社会主義諸国との交流　社会主義諸国間の国家的な矛盾対立にまきこまれることなく、総評としての独立性と主体性を堅持して、社会主義諸国労組との交流をすすめる。①すべての社会主義諸国の労働組合との交流を発展させる。②朝鮮民主主義人民共和国との国交回復を実現するよう努力し、南北朝鮮の自主的平和的統一を支持する。③ベトナムのホンゲイに建設を計画中の労働会館の建設実現のため、さらに努力する。④南ベトナム解放労組連盟との交流提携を強化する。

八、ＩＬＯ活動の重視　ＩＬＯの活動を重視し、これに積極的に協力する。また、そのためにも、国際産業別組織との提携の強化、これへの加盟の推進のため努力する。

九、多国籍企業対策の強化　多国籍企業の支配と搾取の強化に反対し、労働組合の権利、経済の自主性をまもるため、多国籍企業にたいするとりくみをつよめるとともに、国際的な統一行動を強化拡大する。

①現地の労働組合の活動の自由、労働者の権利をみとめるよう要求していく。②多国籍企業に対して、生産、輸出入、人員計画、利潤の明細など企業内容の公開を迫っていく。③反労働組合的、反社会的な企業にたいする投資を規制させる。④同一多国籍企業の賃金、労働条件を平準化させ、共同行動の強化をはかる。⑤多国籍企業の攻撃とたたかっている労働組合への支援、連帯の活動をつよめる。⑥多国籍企業の活動についての情報の収集、分析、闘争の経験交流をはじめ共同要求綱領の作成、共同行動の拡大のため努力する。

総評・中立労連がおこなった、一九七五年後半～七六年前半の時期における主要な国際連帯・交流活動の主要なものは、つぎのとおりである。

東南アジア労組との交流

総評は七五年八月二六日～九月一日にかけて土岐幹事、大平国際部長、大森全逓副委員長をシンガポールに派遣し、アジア労組との連帯について話し合いをおこない、九月三〇日からＩＬＯ第八回アジア地域会議には土岐幹事、これを機会にスリランカ労組との交流をすすめる。

七五年九月二三～二六日には世界労連ＩＴＵＣが第四回アジア労組セミナーを査部員以下二六名をこれに参加させた。労組ＡＩＲＦの代表カリシュナ・ラオが総評はその要請にこたえ、同労組への支援・連帯カンパとして三〇万円を同労組に贈ることを決め、七六年五月に送金した。

七五年一二月一四日にはマニラでフィリピン労働組合会議ＴＵＣＰ創立大会が開催されたが、大会には総評の国際自由労連加盟組合を代表して大森全逓副委員長が出席し、七六年五月には総評の招待にこたえてマリオ・サントスＴＵＣＰ副議長ほか二名のフィリピン労組代表が来日、代表団と総評ならびに中立労連幹部との話合いがおこなわれた。

七六年五月七～一六日は総評の招待でセイロン労働者会議のＭ・Ｓ・セラサミ書記長ほか二名のセイロン労働代表が来日し、総評や中立労連の幹部と懇談した。

朝鮮の労組との交流

七五年一一月三〇日の朝鮮職業総同盟の創立三〇周年にあたり、総評はこれに祝電を送ったが、一二月二日にはこの時期にたかわれていた公労協のスト権ストにたいする連帯の電報が総評にたいし寄せられた。また七六年四月七日には、同年秋に代表団を招きたいとの申入れが職業総同盟より総評にたいしておこなわれ、四月一二日にはさらに春闘への連帯の電報が寄せられた。

ベトナム、モンゴル労組との交流

七五年一〇月一八～二三日には総評の招待でフィン・バン・タム常任幹事とト・バン国際部長で構成される南ベトナム解放労連代表団が来日し、南ベトナム人民にたいする連帯と支援に感謝の意を表明するとともに、将来における協力関係のいっそうの強化を要請した。七五年一〇月二一日の国際反戦デーにはベトナム労働会館起工式をホンガイでおこなうことになり、総評は市川議長を団長とする代表団をベトナムに送った。

七六年六月には総評はモンゴル労働組合中央評議会の招待を受けて、酒井一三総評副議長ほか二名の代表をモンゴルに派遣した。

アジア労働研究所の活動

七五年二月に発足した総評のアジア労働研究所は、七六年一月八～一四日に研究所担当者二名でタイ、インド、スリランカ、シンガポール、インドネシア、フィリピンの六カ国を訪問させ、各国の労組関係者と面談して労働組合情勢を調査するとともに、タイ、インド、スリランカ、インドネシアでは研究所の通信員を委嘱した。

北アメリカ、ラテン・アメリカ労組との交流

七六年三月にはアメリカのAFL・CIOのミーニー議長から総評にあてて書簡がよせられた。その内容は、「労使双方の代表の完全な同意」をえてアメリカ政府がおこなった、「二年以内にILO内で条件が改善されなければILOを脱退する」というILOへの通告について理解を求め、ILO内での役員選挙でAFL・CIOの方針への協力を求めたものであったが、総評は七月になってもこれに回答を送らなかった。

七五年九月四～一三日には反革命軍事政権下で弾圧とたたかっているチリ労働組合CUTの三名の代表が総評の招待で来日した。総評市川議長はチリ労組への「最大限の支援」を約束し、九〇万円ずつ二度にわたってカンパを直接に代表に手渡した。総評はさらにそ後もカンパ活動をつづけ、七六年五月二〇日にはさらに六七万二〇〇〇円をCUT宛に送金した。

七五年一一月一三～一六日にはアテネでチリ連帯国際会議が開催されたが、折しも公労協のスト権ストの直前であり、総評はこの会議に代表を送ることができなかった。

アラブ諸国労働組合との交流

七六年三月二四～二八日にはエジプトのアレクサンドリア市でアラブ国際労連第六回大会と同労連創立二〇周年記念式典がおこなわれたが、総評は同労連の招待を受けて国際部担当土岐千之幹事ほか一名をこれに派遣した。大会ではアラブ諸国で労働組合権が制限もしくは弾圧されていることについて審議し、パレスチナ問題について七六年一〇月にパレスチナ人民との連帯世界集会を東ドイツで開催することを決定した。

七六年三月二九日～四月三日には総評はイラク労働総同盟GFTUの招待で土岐国際部担当幹事ほか一名をイラクに派遣した。代表団とGFTUとのあいだで共同声明が発表されたが、そのなかではつぎのように述べられている。「国際問題で双方はイスラエル・シオニストのアラブ領土の占領と、アラブ・パレスチナ人民の自決権の纂奪を非難した。総評は、アラブ・パレスチナ人民が行っているシオニストの占領と国際帝国主義の陰謀に反対し、彼らの国家を樹立する自決権を得るための英雄的な闘いとの連帯を表明し、またこれを支持した。イラク代表団は、アメリカ帝国主義の陰謀と再侵

略、ならびにパレスチナの大義をおしつぶしアラブ解放運動の挫折をはかる一切の計画を非難した。総評代表はアジア情勢の説明をし、アメリカのアジア、特に南朝鮮への介入を非難した。双方は、植民地主義および帝国主義に反対するアフリカ、インドシナ、ラテン・アメリカの人民との堅い連帯を表明した。

西欧諸国労組との交流

七五年三月にイタリア労働総同盟CGILの代表団が訪日したさいに、総評とのあいだで両組織間の交流を深めることについて意見の一致をみたが、七六年二月二〇日にはCGILから総評にあてて、七六年中の九月か一〇月頃に総評と中立労連の代表団をイタリアに招待したいとの書簡が寄せられた。

また総評は七五年六月に開催されたフランス労働総同盟CGTの第三九回大会に佐藤惟恭副議長ほか一名を出席させ、また七六年五月に開かれたフランス民主労働者連合CFDTの第三七回大会に田中国際部書記を出席させた。

自由ドイツ労働組合総同盟FDGBと総評の交流協定

七六年一月一二～一八日には総評の招待によりバイロイター副議長を団長とする自由ドイツ労働組合総同盟FDGBの本部代表団が来日し、総評とのあいだで共同声明を発表するとともに、「七六年交流協定」を締結した。協定は七六年中に総評が①本部代表団、②メーデー代表団、③合化労連代表団、④医療ならびに全日通関係代表、⑤日教組代表団の五代表をドイツ民主共和国に派遣し、FDGBの側が①本部・運輸通信関係の婦人労働者、②建設・木材労組、③鉱山・エネルギー・農林関係労組の三代表団を日本に派遣することなどについて取り決めている。

第一〇回日ソ労働組合交流委員会

七五年一二月二〇～二三日に全ソ労働組合中央評議会ピメノフ書記ほか五名の全ソ労評代表団が来日し、総評市川議長、堅山中立労連議長を含む総評・中立労連の代表とのあいだに日ソ労働組合交流委員会の第一〇回定例会議が開かれた。会議の結果、二三日に共同声明が発表されたが、声明は、日本の七五年春闘ならびに七五年秋の公労協のスト権ストにたいするソ連労組の連帯と、ソ連の労働者ならびに労働組合の共産主義建設の努力にたいする日本側の連帯、ならびにアジアと全世界における民主主義と平和をめざすたたかいでの双方の一致点を明らかにするとともに、日ソ労働組合の七六年における交流計画についてつぎのように述べている。

【日ソ労働組合交流委員会の共同声明（一部分）】

委員会は、日本とソ連の勤労者および労働組合の交流をいっそう発展させることについて具体的決定をおこなった。労働組合センター、単産および労評代表団の伝統的交換のほかに、講師、スポーツ・チーム、労働者視察団を広く交換することが予定されている。北西日本とソヴェト極東の労働組合および両国の姉妹都市の勤労者の交流を発展させることも決められた。双方はこんごも青年や婦人の労働組合代表団の交換、労働組合センターの単産レベルの、相互に関心のある問題についての定期的協議、図書、定期刊行物、映画、写真展等の交換をつづける。

なお、毎年つづけられてきた「日ソ友好と平和のための大衆的労働組合集会」は今後ひきつづき開催することについて双方は合意し、七七年夏の集会は日本で開催されることに決まった。

委員会では七六年の交流計画に関して具体的にとりきめた「議定書」が調印されたが、それによると、日ソ双方は七六年中にそれぞ

れ一三代表団を交換することになっている。

ソ連以外の東欧諸国労働組合との交流

総評はこれまで七五年冒頭にブルガリア労組とのあいだに結ばれた交流協定にもとづき、佐々木哲之総評全国オルグほか一名を七五年一〇月二八日～八月一七日にブルガリアに派遣した。また七五年七月三一日～一一月六日には、総評の招待で、ボグダーノフ副議長ほか一名のユーゴスラヴィア労働総同盟代表が来日した。

国際自由労連とITS四組織のスト権スト支援

公労協は七五年一一月のスト権ストをまえにして、九月二二～二六日に四班におよぶスト権問題要請団をヨーロッパ、アジア、北アメリカの各地域に派遣し、国際世論の形成につとめた。さらに七五年一一月一九～二五日にメキシコシティーで国際自由労連第一一回世界大会が開催されたさいには、総評と中立労連は招待を受けて後藤重夫総評財政局長と岡村恵中立労連事務局長をオブザーバーとして大会に派遣した。大会は官公労働者の労働基本権問題について「政府およびその他の公共諸団体の当局が、その雇用する労働者の団結権、団体交渉権、ストライキ権を承認する」よう求めた決議を採択した（2・2「国際自由労連系の諸会議」参照）がさらに同大会に出席した国際運輸労連ITF・国際公務員連盟PSI・国際郵便電信電話労連PTTI・国際教職員連盟IFFTU）の代表は、一一月二四日に国際自由労連のケルステン書記長と会合して、日本の官公労働者のストライキ権回復を求める共同声明を発表し、三木首相にそのための速かな措置を求めた。五団体の声明は、高度に発展した工業国である日本の官公労働者にスト権が保障されていないことの不合理を説き、「日本政府が組合とILOに約束したストライキ権を一定期間内に回復させるという決意を実行する姿勢を示していないことに失望を禁じ得ない」ときびしく批判、日本政府にたいして、①官公労働者のストライキ権を回復するという原則を明確にし、スト権を保障する法的措置を講ずるための手続きを速かに開始すること、②官公部門の労使関係を改善する措置として、ストライキを理由とした処分を今後いっさいおこなわないこと、を強く求めていた。さらに日本のスト権スト開始の前日にあたる一一月二五日には国際自由労連はつぎの声明を発表した。

【日本の官公部門の労働組合権に関する国際自由労連の宣言（全文）】

国際自由労連はこれまで再三にわたり、日本政府がすべての官公部門労働者に労働組合権を全面的に回復すべきことを強調してきた、この同じ要請が、メキシコで行われた国際自由労連第一一回世界大会によって満場一致採択された決議ならびに国際自由労連及び日本の公的部門諸労組を代表する国際産業別組織が日本政府にあてた共同声明のなかに表明されていることを想起する。

日本の公的部門諸組合は政府の引延しに当面し一一月二六日から始める長期スト決行を圧倒的多数で決定した。

国際自由労連は日本の公的部門労組がその労働組合権解決のために二〇年以上にわたり闘ってきたことを想起し、この問題が今後再びひきのばされることなく解決されるべきであると云う所信を表明し、日本政府がすべての公的部門労働者にスト権を保証する原則を承認し、スト権を法制化するための適切な手段をとり、それによって公的部門における労使関係改善をはかるよう要請する。

また国際郵便電信電話労連、国際運輸労連、国際公務員連盟、国際教職員連盟などはこのたたかいを支援するためにそれぞれ役員を来日させ、一一月二八日にはスト権ストを「全面的に支持する」旨の四団体共同声明を発表した。

総評は前述のように国際自由労連第一一回世界大会に代表を派遣したが、さらに七六年五月一二～一六日にマニラで開催された国際自由労連アジア地域組織ARO第一一回総会と二五周年式典に市川議長ほか二名を出席させるとともに、総評のARO加盟組合をつうじてAROのアジア連帯基金に三万ドル（約九〇〇万円）のカンパをおこなった。

国際自由労連諸会議への出席

世界労連との連携

総評は七五年一〇月七～九日にパリで開催された世界労連の総評議会と三〇周年式典に高橋武副議長を代表として派遣した。また一二月一七日に世界労連東京事務所の主催で開催された三〇周年記念祝賀会には、総評、中立労連、ならびにその傘下組合の代表約一五〇名が参加した。

七六年二月一八～二三日には総評の招待でピエール・ジャンスー ス書記長およびマヘンドラ・セン書記で構成される世界労連代表団が来日し、双方はそれぞれの活動について情報を交換した。

4 同盟の国際連帯・交流活動

同盟の国際連帯活動の方針

同盟は一九七六年一月二一～二三日の第一二回定期全国大会で採択された七六・七七年度運動方針のなかで、国際連帯方針をつぎのように決めた。

【国際連帯の強化、七六、七七年度運動方針第一部Ⅲ・(4)（全文）】

1 政治・経済ともに国際環境はいちじるしい変化を繰りひろげつつあるが、全体主義の進出による脅威から自由と平和・民主主義を守るために、またインフレと不況・失業問題をはじめ、多国籍企業問題、公害、環境問題、作業の人間化・労働者の働きがいの問題など、共通する課題について共同に対処するために、国際連帯の重要性は一層増大している。われわれは、パンと自由と平和のために闘うという国際自由労連結成当初の理念のもとに、自由にして民主的な労働組合の再結集をはかりつつ、民主主義諸国の労働組合の連携と協力を推進するために、一層の努力を傾けなければならない。

2 アジアの政治情勢は大きく変化したが、深刻化する中・ソの指導権争いは、アジアの労働運動の協力体制に微妙な影響を与えつつある。さらに、アジア各国は、世界的な不況のなかで、貧困と飢餓、深刻な人口・失業問題に苦しんでいる。これらを克服して、アジアの労働運動の前進をはかるためには、各国労働組合の自助努力が必要であるが、同盟に対する期待は多く、支援強化のために同盟の果すべき使命は大きい。重要な基本問題は、第一に、いずれの国においても労働組合の組織が脆弱であり、その組織化、その強化拡大のための組織・教育活動に物的人的援助が求められていること、第二に経済開発の基礎となる技能養成への協力が強く求められていること、第三にアジア各国への進出企業・進出資本をめぐる問題についてその対応を誤らざることなどである。われわれは、これらの課題に応えなければならない。

3 同盟の国際活動を強化し、その成果を大きくするうえで、ILOその他の国際機関の役割はいよいよ大きくなった。われわれは、これらの機関の活動に協力するとともに、その成果を一層活用しなければならない。

同盟が七五年後半～七六年前半の時期に展開した主な国際連帯、交流活動は、つぎのとおりである。

七五年三月一〇日にソウルで韓国労働組合総連盟の労働節が開催されたが、同盟から相原国際局長が出席したさい、第四次日韓労組交流協定について協議し、つぎの取り決めをおこなった。①第四次交流計画期間は七五年四月～七八年三月とする、②この期間中の交流の人員ならびに必要な経費は第三次交流計画に準ずる、③日韓労組の交流を円滑に推進するため、代表の出入国手続きに関し、より便宜を供与するよう、各自国政府に交渉する。なお協定にもとづき、同盟は韓国労総大会出席のため中条広報局長を七五年一〇月に訪韓させ、七六年三月には、労働節を中心に一週間、肥後官公局長を韓国に派遣した。

第四次日韓労働組合交流協定

南ベトナム労働総同盟への援助

七五年春、南ベトナム情勢が急展開するなかで、南ベトナム労働総同盟CVTおよび国際自由労連から同盟にたいし、急増する難民のなかに多数含まれているCVT組合員とその家族にたいする救援の要請があり、同盟はこれにこたえて、「パリ協定にもとづく平和的解決とアメリカ議会の南ベトナム援助」のためにアメリカ議会に働きかけるよう、AFL・CIOに要望した。さらに情勢が緊迫すると、CVTから「組合活動家の生命の安全をはかるための資金援助」の要請があり、同盟は七五年四月二四日の第六回執行評議会で五〇〇〇ドルの連帯基金支出を決定し、国際自由労連本部に送金した。なお、CVT役員および家族は「無事国外に脱出」した。

台湾との交流

台湾の労働組合CFLの要請にもとづき、同盟は七五年八月一七～二一日に同盟・民社党代表団の一員として上西副書記長と一木政治局次長を台湾に派遣し、一〇月八～一二日には台湾双十節出席のため小寺生活福祉局長を派遣した。七六年にはいってからは三月二六～二八日に開催されたCFL大会に天池会長が出席し、また日台交流計画にもとづいて五月一日の労働節を中心に田中副会長が一週間訪台した。

第一〇回ドイツ労働総同盟DGB定期大会への代表派遣

大会はDGB創立二五周年記念大会として七五年五月二五～三〇日にハンブルクで開催され、同盟は上西副書記長と相原国際局長を派遣した。大会は、①自由と民主主義の立場を守り強化する、②AFL・CIOとの関係強化に努力する、③雇用確保のためにたたかう、④そのため新共同決定法の制定に努力する、⑤多国籍企業の規制措置を強める、⑥新たな投資規制法の制定をもとめる、⑦開発途上国問題にとりくむ、⑧欧州労連ETUCに共産主義勢力がはいることに反対する、などの諸点を強調した。

アジア労組シンポジウム

同盟は結成一〇周年の記念行事の一環として、七五年九月三～六日に東京で国際自由労連アジア地域組織に加盟する一三カ国一五組織の二五人の代表を招いて、「アジアの政治・経済情勢の変化と労働組合」をテーマにアジア・シンポジウムを開催した。シンポジウムでは天池同盟会長、塩路同副会長を議長に討議したが、天池会長は開会のあいさつのなかで「自由な国際労働運動、とくにアジア地域における全ての国の自由にして民主的な労働組合の力を結集して困難な事態にたち向い、アジアの労働者の自由と平和と経済的・社会的地位の向上を達成するよう」訴えた。シンポジウムが採択したアピールは、アジアの労働組合が今後とりくむべき活動のガイド・ラインと

して、つぎの諸点をあげている。①未組織労働者、とくに農業労働者の組織化、②強固な労働組合組織の確立、③社会を支える政労使三者間の対策の立場に立脚した協議・協力体制の確立、④人類平和のための国際連帯強化、⑤国の政策の策定・実施への労働者参加の確保による完全雇用・福祉政策の促進、⑥多国籍企業に対する各国労働組合の国際協力体制の確立、労働条件の改善、生活水準の向上、国の社会経済発展の阻害要件の阻止、⑦農村改革の実現と協同組合運動の推進。

スト権スト支援声明に関し国際自由労連に抗議

とりわけ七五年一〇月の第一一回世界大会には六〇人におよぶ大代表団を派遣した。しかし七五年一一～一二月のわが国公労協のスト権ストにさいしては国際自由労連と同盟の立場に重大な齟齬が生じた。前述のように、国際自由労連とITSの四組織は、七五年一一月末～一二月初めの八日間にわたる公労協のスト権ストにたいしてこれを支援する態度をとったが、ストライキを不法のものと非難していた同盟はこれを不満とし、国際自由労連本部にたいし正式に抗議した。国際自由労連ケルステン書記長はこの抗議にたいして七五年一二月三日付でつぎの内容の回答を寄せた。「記者発表の声明文が新聞にとりあげられ混乱が生じたと考えます。声明は公共部門における労働組合の完全な権利を求めて闘っているいかなる労働者をも支持するというもので、特定の組織を名指し、または政治ストライキについての支援には触れておりません。記者発表の目的は、日本のみならず諸外国報道機関に対して、現在日本で問題になっている情勢について、ICFTUの基本原則と見解を情報提供することにありました。われわれが強調している点は、政治的決断と聡明さに欠ける日本政府こそが、今回の危機的事態を招いたことに責任がある点であります。本書簡が誤解をとくために役立つであろうことを切望します。」

第八回同盟・AFL＝CIO定期会談

七六年三月二～二四日に東京で、AFL・CIO側からはM・ワード副会長、J・トネリ副会長、アーネスト・リー国際局長、同盟側からは天池会長以下三役が出席して開催され、①世界政治・経済情勢、②日米両労組の課題、③アジアにおける協力などについて討議し、つぎの共同声明を採択して終わった。

【第八回定期会談声明（要旨）】

1　政治の面では、アジアおよび世界の各地域で、とくに発展途上諸国において増大している共産主義の軍事的政治的圧力の脅威の深刻さを認識した。／2　われわれは、国際機関、たとえばユネスコやILOにおいて、憲章上の性格と目的が政治的意図によって歪められている現実を遺憾とし、国際諸機関をこのような弊害から守り、その本来の役割を果たせるようにするため、より強力な政府および労働組合の国際協力を確立する必要性について同意した。／3　経済の面ではインフレと不況が各国共通の現象として現われ、それが世界の労働者に対して失業と生活水準の低下という異常な圧迫となっていることに、会議は注目した。同盟とAFL・CIOは適切な物価安定策・減税・雇用の創出・失業手当の改善・住宅建設などの強力な福祉政策を採用し、両国においてインフレを抑制し労働者の福祉を増進させるよう、それぞれの政府に対して強く要請することに同意した。／4　如何なる国家、あるいは国家機関からも規制や統制を受けていない多国籍企業は、本国において失業を引きおこし経済的危機をさらに強めている。また受入国においては、その国の経済に対し不健全な支配を強

めている。われわれは働く人々の基本的利益を擁護し、正義と公正を保障するために、多国籍企業を効果的に規制して、人類社会に貢献させ政治的民主主義を前進せしめるような国際基準の採択が緊急であることを強調する。／5　会議は、アジアの政治情勢の変化が、アジアの労働運動に対してより大きな共産主義の脅威を含む深刻な情況をつくりだしており、加えて世界的不況によってアジア諸国は、貧困、飢餓、人口爆発、失業等、多くの問題に苦しんでいることに注目した。われわれは、ほとんどのアジア諸国において程度の差こそあれ、労働組合が組織化、およびその育成強化に悩んでおり、それゆえに、アジアの仲間に対して労働組合の物的・人的援助がさしのべられなければならないことに注目した。われわれは、アジアの労働運動に対する協力を強めるため、日米両労組の果たすべき役割の重要性を認識するとともに、アジアの労働組合自らの自助努力が前提条件であるとの同意をえた。／6　同盟とAFL・CIOは、前回の会談において同意した通り、アジアの労働組合組織の協力をえた計画を通じて、自由にして民主的労働運動の強化に協力する。／7　AFL・CIOは、日本国民の領土であるにもかかわらず、すべての道徳的・法的原則に反してソ連政府が占拠している北方領土を日本に返還させるべく同盟がおこなっている運動を支持する。／8　変化する情勢に対応するとともに、より頻繁な情報交換と共通問題を討議するために、同盟とCIO・AFLは小委員会を随時開催する。また同盟とAFL・CIOは産別レベルの交流計画を促進する。／次の定期会談は一九七七年ワシントンにておこなう。

2　国際労働組合の諸会議

1　世界労連系の諸会議

農林インタナショナル第七回国際大会

七五年五月二〇～二四日にモスクワで開催され、八三カ国（うち四八カ国は農林インタナショナル非加盟）の一〇〇以上の組織から二一〇名の代議員とオブザーバーが参加したが、わが国からの出席はなかった。大会では農林インタナショナル書記長ロリス・アビアッチが主要議題「階級の団結と全労働者の利益のための農村における経済・社会進歩をめざす農民との連合」について報告・提案をおこない、大会の討論は、農村における構造的な社会・経済改革、民主的自由と労働組合権、階級統一、農業労働者の連合をめざすたたかいを中心におこなわれ、その他、多国籍企業の農業労働者におよぼす影響、人種主義、ファシズムと自由、民族の独立と自決権、協力と平和共存の原則にもとづく恒久平和をめざすたたかい、また婦人労働者にたいするいっさいの差別廃止、働く権利、職業訓練、昇進などの問題もとりあげられた。

大会は第八回世界労働組合大会の決定にそって農林インタナショナルの規約を改正し、アンドレアス・キリアイ（キプロス）をインタナショナル議長に、クロード・ビロー（フランス）を書記長に選出した（世界労連東京事務所「世界労働組合運動」七五・七・八月合併号）。

教育・職業・雇用をテーマとする世界教員会議

七五年五月二七～三一日にワルシャワで開催され、六八カ国の八九の全国組織と一一二の国際組織を代表する二二三名の代議員が参加し、さらにILOやユネスコの代表も出席した。わが国からは三原大乗副委員長を団長とする一〇名の日教組代表団が参加した。会議は第一～第五回の世界教員会議にくらべて最大規模のものであり、実質的には第六回世界教員会議にあたるが、世界教員連盟非加盟の組合を含めて準備委員会が構成され、その主催のもとに開催されたため、「第六回」とはうたっていない。

会議では「教育・職業・雇用」にかんする一般報告がおこなわれたのち、日教組が「資本主義国における教育政策と訓練及びそれが勤労国民や教師に与える影響」について、ポーランド教員組合が「社会主義国における社会経済的発展と教育」について、ベネズエラ教授会が「発展途上諸国の自主的経済・社会発達を推進する民主的公教育をうちたてるための教師・労働者の闘い」についてそれぞれ報告をおこない、本会議と基礎教育、中等教育、高等教育の三分科会で討論がおこなわれたのち「勧告」が満場一致で採択された。

【世界教員会議採択の勧告（一部省略）】

一、教育の民主化

教育が真に民主的であるためには、教育は民主的社会の中で行われなければならない。本会議は、近代的かつ民主的教育は個々の人々に平等な機会を保障すべきであり、エリート主義や分離主義に基づいた教育制度は拒否されるべきであると考える。教育はすべての青年や子どもに技能の習得や完成の手段は勿論のことその人格の完成と発展のための手段を提供すべきである。

個々人の教育の幼年期の決定的役割を考慮して、本会議は民主化のための一要素として無料の就学前教育を勧告する。

適切な財政的手段が教育のためにこうじられるべきである。これはかなりの負担になるであろうが、困難や文盲をかかえ専門家を必要としている多くの国は、教育の加速度的かつ安価な方法を使用することを余儀なくされている。これらの国は国際協調から恩典を受けるべきである。

社会は、すべての人に、しっかりした基礎教育とともに、就業前職業訓練と継続的職業訓練を保障すべきである。

個々人間の不平等の主要な原因は社会的不平等に見い出すべきである。本会議は、教育制度が不平等に起因する遅延や不調整を減らすように努めるべきであり、教育制度がそのハンディキャップを克服できると勧告するものである。本会議は、特に開発途上国における就業前教育の抑制、家族が教育費をもっと負担すること、そして学生自身が自分の学習の経費を出すことを要求するいくつかの財団によって作成された提案を受け入れがたいと考えるものである。

本会議は生産力の発展は、物質的投資の発展によることは勿論、人類の教育の発展により進み、個々人の達成や教育は全体として社会の役に立つと考える。したがって、本会議は、教育は無料の公共的事業であるべきであり、特別の援助が家族や学生に与えられるべきであり、開発計画は、物質的投資と同様に重要なものと考えるべきであることを勧告する。

さらに、文盲を追放し、婦人や移民労働者に対する差別を克服し、障害者を教育するために特に努力が払われるべきである。

――民主教育は国民言語と文化の促進を保障し、少数者の権利や個々人の信条を尊重すべきである。

――民主教育は実際の生活に根ざしたものであるべきである。

教員団体は教育政策の決定と、その実行と成果の管理に十分に参画を認

められるべきである。民主的運営は他の関連カテゴリー即ち、労働組合、父母団体、青年、学生団体、経済学の代表をも含むべきである。このことは、教員団体はすべての労働組合権、民主的権利と自由を享受すべきことを意味する。本会議は、弾圧又は占領がこれらの権利や自由の行使を制限又は妨げている諸国の教員との全面的連帯を表明するものである。

二、就業前及び継続教育（省略）

三、雇用（省略）

四、教えること（ティーチング）

教育の役割が増大するにつれて、教員の責任も重くなってきている。教えるという機能はますます複雑になってきており、その社会的価値は増大しつつある。

教えることは、コミュニケーションのテクニックあるいは教育上の関係の問題に縮小され得ない。

教育活動は社会の一部分であり、人類の訓練は開発の前提条件となっている。

その役割は十分に遂行するために、すべての教員は、社会生活全体とつながった基礎的職業訓練に加えて、真に民主的な就業前教育と継続教育を受けるべきである。

教員の訓練の主要な性格は

――実践や実験にうらづけされた、相当の心理学的教育学的要素をもった高水準の科学的、文化的教育

――その採用は明確な基準にもとづいて行われるべき教員のために、高等教育レベルに位置づけされた訓練。大学教育は、創造されつつある研究と科学に接触する保障となるものである。

教員の物質的条件や社会的地位は改善されるべきであり、同等の資格を必要とし、同等の社会的責任を必要とする職業に匹敵するべきものである。

本会議は就業前教育及び学校教育に携わる教員とともに、すべて同じ水準の訓練を受けるべきであり、教育に携わる教員とともに、すべて同じ水準の訓練を受けるべきであり、労働条件や賃金に関して同等の恩典を受けるべきである。

教育施設や訓練センターは、有資格の職員を配置し、必要な設備を備えるべきである。

教員は、その職責を果たすために必要な時間と手段を持つべきである。

五、教員団体の活動（省略）

国際銀行保険従業員会議

七五年九月二三～二六日にソフィアで開催された。会議は銀行の多国籍化が急激に進行するなかで、とくにEC諸国の金融関係労働組合の要望によって実現したもので、二三カ国、三五組織の五四名の代表とILOおよび世界労連公務員インタナショナルの代表が参加した。わが国からは平田貞治郎地銀連副委員長を団長とする五名の代表団が出席した。

会議は、①多国籍企業、とくに多国籍銀行、保険会社の政策に反対する国際統一行動の必要性について、②銀行労働者の労働条件の実態と今後のたたかいについて、の二つの議題をめぐって討論をおこなった。

世界労連第二六回総評議会

会議は七五年一〇月七～九日に、世界労連結成第一回大会の開催地であるパリで、その三〇周年記念行事とあわせて開催された。わが国からは世界労連加盟組合から近藤一雄評議員（全日自労委員長）が出席したほか、総評を代表して高橋総評副議長（全印総連副議長）、中立労連を代表して唐沢中立労連副議長（全建総連書記長）が参加した。

会議は、パストリーノ世界労連議長の開会演説につづいて、ジョルジュ・セギーCGT書記長の歓迎演説、メッセージ披露のあと議事にはいった。第一議題「労働者に奉仕した世界労連の三〇年（一九四五～七五）の活動」についてはパストリーノ議長が報告（その大

要は世界労東連京事務所「世界労働組合運動」七五・一〇に掲載）し、第二議題「第八回から第九回大会の中間にあたって世界労連の活動と影響力をつよめるための新しい展望」についてはジャンスース書記長が報告（大要は世界労連東京事務所「世界労働組合運動」七五・一一に掲較）した。会議では近藤、高橋、唐沢の三人を含めて五二組織の代表が発言した。第三議題「一九七六年予算の採択と一九七四年度決算」については世界労連ザカリア書記が報告したが、近藤は、日本の世界労連加盟組織を無視して世界労連東京事務所へ予算執行された決算および予算案には賛成できないとして、これに留保の態度をとった。

会議が採択した文書は、第一議題、第二議題と補足文書および第三議題についての各決議、「ポルトガルに関する決議」、「ルイ・コルバランとすべてのチリ政治囚の釈放のために」、「スペイン労働者、人民との連帯宣言」、「国際自由労連第一一回大会参加者へのメッセージ」、「ブラジル大統領、国民議会議長、最高裁長官への抗議電報」、「国際労連へのメッセージ」、「パナマ、コロンビア、ボルタ、エチオピアの組織の加盟承認」、「ナイジェリア労組の準加盟承認」、「活動報告承認決議」などであり、また会議は執行局員、正副評議員の一部変更を承認した（これらの文書の一部は世界労連東京事務所「世界労働組合運動」七五・一一が掲載）。

国際医療労働組合会議

会議は七五年一〇月二一～二三日にモスクワで開催され、国際看護協会、アメリカ、カナダ、北欧三国の看護協会など職業団体の代表も含めて、三六カ国から代表が参加し、わが国からは医労協宇田川次保副議長が出席した。

会議は、ソヴエトの医療労組が中心となり、社会主義国と資本主義国をあわせて一二カ国の医療労組が組織委員会をつくり、保健・医療従事者の勤務と労働の条件にかんする国際会議を開く目的で開催された。会議はつぎの五点を含むコミュニケを採択した。

【国際医療労働組合会議コミュニケ（抜萃）】

①国民の健康状態は社会の社会的、経済的発展に大きく左右される。健康の権利は基本的な人権である。保健事業はこれを守るもっとも重要な手段だし、したがって保健従業員は保護の治癒の仕事にあたって病気を予防し、国民の健康を回復することによって、それぞれの国の経済的、社会的発展に大きく貢献している。そのため医療従事者の健康問題を重視するとともに国民の健康と福祉の基準を引き上げるうえでその責任を果すことに留意する必要がある。

②これら社会的認識をふまえて、医療従事者はたえず自分たちの生活、労働条件を改善する取組みを強めると同時に、社会的、職業的分野の問題や彼らの社会的、経済的、法的地位にかかる決定の問題において保健労働組合の役割を一層高め、すべての労働組合の権利と民主的自由と発展を擁護する必要性を確認する。

③看護婦らの生活、労働条件問題を一九七六年のILO第六〇回総会の議題にかかげるという理事会の決定を歓迎して、それにたいしいくつかの要請をすること。

(イ)賃金をたえず改善し、他の職業と調和させて保健と労働安全を向上させる問題に考慮をしてもらいたい。

(ロ)ごく近い将来あらゆる部門の保健従業員を対象とする国際基準を作るため、その問題を研究する共同のイニシアチブをとる。

(ハ)これら問題にたいするILO条約の勧告と世界保健機構の決議と決定を実施するよう各国政府に要求してほしい。

④おくれた国における帝国主義の新植民地主義に反対し、それら国の労働者との連帯を強める。

⑤国民の健康と社会進歩と平和を一層発展させる人道的な事業を前進させるために、さまざまな方針をもつ保健労働者の組織が統一して、全体の統

一行動を発展させる。

国民のための住宅政策をめざす国際シンポジウムと第七回建築・木材・建築資材産業労働者国際会議　国際シンポジウムはプラハで七五年一〇月二三～二五日に、第七回建築労働者国際会議は同じくプラハで一〇月二七～三〇日に開催された。わが国からはこれら二つの会議に、全日自労小川組織部長を団長として全建労原仲好書記長、全国建設鈴木委員長を含む七名の代表団が出席した。

シンポジウムに参加したのは五〇ヵ国の代表であった。シンポジウムは「多くの住民のための公共住宅を建設する公的・私的金融・建築産業発展の要望」、「公共住宅の供給、公共建築施設の近代化や保護、生活環境構造の保護」についておこなわれ、それぞれ「結語」が採択されるとともに、「公共住宅と都市計画の要求憲章」がつくられた。憲章のなかではつぎのように述べられている。

【公共住宅と都市計画の要求憲章（一部）】

社会主義諸国では、家賃の賃金に占める比率は低く、それは国によって違うが、賃金の四%乃至八%である。

資本主義諸国では、社会主義国でのようなものはなく、多数の労働者は要求される家賃を払うことができない。新築のアパートや旧いアパートは空室になっているというのに、多数の人たちは住むに家なく、またひどいあばら家に住んでいる。

住宅危機の原因は、建築率が不適切な点にあるが、それはまた家賃の水準が高すぎることにもある。

そこでわれわれは、すべての個人が家をもつこと、また自分の労賃や退職後の所得などに相応した家賃を払うことを要求する。

国家の政策は、誰もが人並みの家に住めるような方針でなければならない。このことは、国家が低所得の大家族や老人たち、虚弱の人たちにも援助を与えねばならないことを意味している。

このような「家族」への援助は別として、国家はまた住宅建設を援助する必要がある。

このことは、国家が、家持ちになろうと希望する人たちや家持ちになるためにその所得の大きな割合をさくことを納得するような人たちを援助する必要があることを意味している。

このような援助制度は、すでに存在しているが、それでも資本主義諸国では家持ちになることはますます困難になっている。

今日、近代的住居の建築費は、ヨーロッパでは成人労働者の年間所得の約五年分にも当るが、工業化のより低い若干の国では往々にしてそれ以上のコストになる。さらに大半のヨーロッパ諸国では、賃金条件と対比される労働者の住宅建築費は、現在、今世紀初め頃より一層高くなっている。

それゆえ国家は、自費で家をつくったり、改修しようとしている人たちに対して、最低金利の住宅ローンを与える必要がある。国家の援助で満たされた個人の財源は、住宅建設にとって重要な投資源を引きだすことを可能にするのである。

シンポジウムにつづいて開催された第七回建築労働者国際会議では建築インターナショナルのポルカーラ書記長が基調報告をおこない、①経済社会要求憲章、②連帯決議、③建築労働者への連帯決議、④世界労連三〇周年のメッセージ、⑤婦人労働者にかんする決議、⑥ベトナム、スペイン、ポルトガル、チリなどの人民支援決議などを採択した。またインターナショナルの役員選挙ではリンドナー議長（ドイツ民主共和国）とポルカーラ書記長（フィンランド）が再選され、日本からは全日労の湯浅克孝書記長が執行委員に選ばれた。

世界労連第一四回執行局会議　会議は七六年四月二一～二二日にチェコスロバキアのタトランスカロムニチアで開催され、七五年一〇月の総評議会で決められた任務の適用

と労働組合幹部の訓練、宣伝関係の諸問題を討議した。会議は、①レバノンの内戦に関する決議、②アルゼンチン労働者・人民との連帯決議、③ブラジルの情勢に関する宣言、④東チモールの情勢に関する宣言とならんで、つぎの二つの文書を採択した。

【朝鮮に関する決議（全文）】

世界労連第十四回執行局会議は、朝鮮につくり出されている重大な情勢について、次のように重視した、

――アメリカの引き続く南朝鮮の占領、アメリカ侵略軍の増強を、朝鮮における平和を妨げ、朝鮮の平和的再統一に障害を設け、アジアや全世界の平和を脅かすなどの重大な挑戦として断固告発する、

――いわゆる「国連軍」なるものの解体、第三十回国連総会決議にもとづき南朝鮮からアメリカ侵略軍の即時撤退、停戦協定を遅滞なく平和協定に切り換えるという朝鮮民主主義人民共和国の提案の受諾などを断固要求する、

――パク・チョン・ヒかいらいによる南朝鮮の政治・宗教・学界の民主的人士に対する残酷なファシスト弾圧を断固告発するとともに、すべての逮捕者や投獄されている愛国者の即時釈放を断固として要求する、

――全世界の労働者・労働組合に対して、あらゆる機会と可能性を運用し、「国連軍」の解体、国連決議によるアメリカ軍の南朝鮮からの撤退を強制し、かつ祖国の独立と平和的再統一をめざして闘っている朝鮮の労働者・人民との国際連帯運動を強化するなどの積極的努力を行うよう訴える。

【ハノイのベトナム選挙管理委員長トルオン・チン宛の電報（全文）】

世界労連第十四回執行局会議は、一九七六年四月二十五日の総選挙を、ベトナム人民の祖国統一過程における歴史的重要性を持つ重要事件として心から歓迎する。世界労連は、いつものように、ベトナムの人民革命とこの新段階における貴国の建設事業に対して全面的な支援を保障するものである。世界労連執行局は、この決定的に重要な選挙が、大成功をおさめられるよう切望している。

ベトナム人民が、平和・独立・民主主義・社会進歩をめざす世界諸人民の共同闘争に積極的な貢献がなされうるように、平和・統一・独立・社会主義ベトナムの建設上で勝利を達成出来ますように！

2　国際自由労連系の諸会議

国際自由労連第六三回執行委員会

七五年六月二六～二七日にブリュッセルで開催された。会議はエチオピア、南アフリカ、アンゴラ、モザンビーク、キプロス、ポルトガルなどの情勢について討議し、またラテン・アメリカにおける国際自由労連の立場を強化するための提案を策定するための作業委員会の設置を決定した。会議はまた一「共産主義支配下の労働組合との接触にかんする第五九回執行委員会（七三年七月）の決定」(注)を再確認するとともに、一〇月開催の国際自由労連世界大会に提出される報告書の概要を討議し、採択した。最後に執行委員会はアルゼンチン労働総同盟、パプア・ニューギニア労働組合会議の新規加盟ならびにレバノン労働組合諸組織の個別新規加盟を承認した。

（注）共産主義支配下の労組との接触に関する第五九回執行委員会の決定は、国際自由労連が基本的には加盟組合にそうした接触・交流を禁止していることを再確認しつつも、共産党系労働組合組織との二国間交流については、各ナショナルセンターの独自の判断にゆだね、多国間交流についてはこれを禁止し、国際自由労連と世界労連のあいだの接触はこれをＩＬＯの場に限るとしている（決定全文は「週刊労働ニュース」、七五・一一・三を見よ）。

国際自由労連アジア地域組織ＡＲＯ第三七回執行委員会

七五年七月九～一〇日にバンコックで開催され、わが国からは塩路一郎、佐藤仲（以上同盟）、大森昭、新井則久（以上全逓）、落合英一（東京事務所長）が出席した。

会議は国際自由労連執行委員会におけるＡＲＯの代表権、農業労働者の組織化、青年労働者の雇用、婦人労働者などの問題を討議し、ＡＲＯ書記局の調査施設強化案を承認した。またＡＲＯ設立二五周年にあたる七六年に記念事業として、「経済開発における労働組合の役割にかんするセミナー」その他をおこなうとの計画を承認するとともに、七六年五月一〇～一五日にマニラで第一一回アジア地域会議を開催することを決定した。会議は、六月開催の国際自由労連執行委員会が共産主義支配下の労組との接触に関する第五九回執行委員会の決定を再確認したことを歓迎する「東西関係に関する声明」を採択したが、同声明は、「アジアの共産主義支配下の組織との関係を律する確乎たる政策とガイド・ラインがないため、ＩＣＦＴＵ＝ＡＲＯに加盟する全国労組センターはそれぞれバラバラの分裂状態にある」という事実を確認し、「国内あるいは国際レベルでの各ナショナルセンターと共産主義支配下の労働組合組織の非公式な二国間接触は、今日せばまっている世界ではさけられないもの」であるが、これらの接触を制度化してはならず、「モスクワ、北京、ハノイと等距離政策を厳格にとる」べきだとしている。

（全文は『自由労連通信』七五・八・二五、もしくは『週刊労働ニュース』七五・一一・三）。

国際金属労連ＩＭＦ中央委員会

七五年一〇月八～九日に東京のプリンス・ホテルで開催され、四一カ国二四〇人の代表（うち外国代表一四〇人）が参加した。この中央委員会に先立ち、六～七日には同じ場所で国際金属労連の執行委員会が開催され、中央委員会の議題が準備された。中央委員会の会議では「失業とインフレ」を中心とした活動計画の討論や「経済情勢――危機か変革か」と題するパネル・ディスカッションがおこなわれ、①現下の経済情勢における労働組合政策、②労働組合の権利と人類の自由のために、③ＩＭＦおよびＩＭＦ加盟組合と世界労連、その産業別組織、その他ＩＭＦ綱領にそぐわない組織との関係などの諸決議を「東京宣言」として採択した。このうち①は不況下での最優先的行動を失業とのたたかいにおき、景気後退克服のための労組の要求をあきらかにしたものであり、②はインド、スペイン、ポルトガル、チリ、バングラデシュなどの労組弾圧に抗議する政治要求をしめしている。また③は、ＩＭＦおよびその加盟組織は世界労連もしくはその産業別組織とのあいだに公式の関係をもつべきでないとしながらも、欧州共同体やＩＬＯの主催する会議については、その限りでないとし、またその加盟組織とのあいだの二国間交流については、ＩＭＦ加盟組合がＩＭＦ本部書記局に報告のうえ、一定の基準に従ってこれをおこなうべきことを規定している（くわしくはＩＭＦ・ＪＣ『第一八回協議委員会経過報告』を見よ）。

国際金属労連第三回アジア地域会議

一〇月一一～一二日に御殿場の自動車労連教育センターで開催され、一三カ国九三名（うち外国代表四八名）が出席した。会議では第二回アジア地域会議（七二年）以降のアジア地域における国際金属

労連ならびに加盟組合の活動が報告されたのち、①アジアにおける結社の自由と労働組合権、②アジア金属労働者にたいする世界的景気後退の影響などを主題とした活動計画の討論と、「アジアの多国籍企業、とくに電機・電子産業を中心として」と題するパネル・ディスカッションがおこなわれ、「御殿場宣言」が採択された。宣言は、アジアの多くの多国籍企業について、「同一の会社もしくはその持株会社の諸労働組合のあいだで情報を交流する一致した行動をとる必要性とともに、アジアにおける協議会を設置するようIMF加盟組織に勧告する」ことを強調している（くわしくはIMF・JC『第一八回協議委員会経過報告』を見よ）。

国際金属労連日産・トヨタ世界自動車協議会

一〇月一三～一四日に御殿場の自動車労連教育センターで開催され、国際金属労連のレブハン書記長、同ウッドコック自動車部会長など本部役員、日産とトヨタの製品の生産、販売、サービスに従事する一六カ国の労働者を代表する七一名が出席した。会議では、第一日目に国際金属労連世界自動車協議会事務局の基調報告がおこなわれたのち、最近の社会経済情勢、自動車産業情勢、操業状況、労使関係、賃金・労働条件などに関する各国報告がおこなわれた。第二日目には日産、トヨタ各協議会別に活動についての情報交換、発展途上国労組への教育面ならびに団体交渉にあたっての協力などについての討議がおこなわれたのち、両協議会の合同討議をへて「結語」が採択された。

「結語」は不況下で「賃金を減らそうとしたり、仕事や所得の保障を不必要に制限しようとする」企てや作業のスピード・アップとたたかうことの重要性を指摘し、日産・トヨタの海外事業で紛争が生じた場合に援助活動を調整できるよう、本部事務局と東京の日産・トヨタ両協議会にたいして情報をたえず提供することを参加組合に要請している（くわしくは、IMF・JC『第一八回協議委員会経過報告』を見よ）。

国際自由労連第一一回世界大会

七五年一〇月一九～二五日にメキシコシティーで開催され、加盟組織八八カ国一一九組合（五三八人）のうち、加盟費納入人員五〇四七万六九三九人を代表する六九カ国八五組織から二〇九名の代議員、六三名の顧問と書記、九二名のオブザーバーが参加した。またこのほかに一〇の国際産業別組織からの二二名の代表と九名の顧問をはじめとする多数の来賓が出席した。わが国からは、同盟から柳沢錬造（造船重機）をはじめとする六名の代議員、総評国際自由労連加盟組合から原口幸隆（全鉱）をはじめとする六名の代議員が出席したのをはじめ、総評、日教組、中立労連、全電通などもオブザーバーを送り、代議員、顧問、オブザーバーを含めて日本代表団は六〇名をこえた。

大会の討論は、世界的な経済危機にたいする国際労働運動の態度と、労働組合権と人権の侵害が一般化した世界における労働組合の地位と人権の問題に集中し、これが決議や声明に反映された。大会ではつぎの議題に関する決議と声明が採択された。①労働条件および労働環境、②人間の住居環境、③職業指導および職業訓練、④平和と軍縮、⑤南アフリカ、⑥ポルトガル、⑦官公労働者の労働組合権、⑧スペイン、⑨チリ、⑩エチオピア、⑪平等の権利および経済、社会、労働組合分野における婦人の統合に関するシンポジウムの声明。

このほか大会は規約改正によりこれまでの三年に一回の世界大会を四年に一回にあらため、加盟費については七六年一五%、七七年一〇%、七八年五%の増額を決定した。

新執行委員としては、アジア地域組織関係で塩路一郎（日本）、J・C・デキント（インド）、A・ヌドノ（インドネシア）、C・レデバンナヤ（シンガポール）、D・P・ナラヤナン（マレーシア）、J・メシェル（イスラエル）、W・J・ノックス（ニュージーランド）が選出され、大森昭が日本の予備員にえらばれた。

大会直後に第六五回執行委員会が開かれ、P・P・ナラヤナンが会長に選出された。開発途上国から会長が選ばれたのははじめてのことである。副会長には塩路一郎とデキントがアジアから選出された。

大会が採択した諸決議のうち、官公労働者の労働組合権と職業訓練に関するものはつぎのとおり（なおその他の決議、声明は『国際自由労連通信』七五・一二・五～七六・一・一五を見よ）。

【官公労働者の労働組合権に関する決議（全文）】

第一一回ICFTU世界大会は、

1　全ての労働者が、民間企業、政府、公社のいずれに雇用されていようとも完全な労働組合の自由を享受する権利をもっているという基本原則を再確認し、

2　官公労組及び関係国際産業別組織（ITS）が当局に官公労働者に対する完全な労働組合権を承認させるために行なってきた闘争を激励し、

3　政府およびその他の公共諸団体当局が、その雇用する労働者のもつ以下の基本的な労働組合としての諸権利を承認することが絶対に必要な義務であることを強調する。

・政府及び使用者から独立して労働組合および団体を結成し、かつ労働組合自身の意思に基づいて運営する権利　・完全な自由のもとで組合役員を選出する権利　・自由に採択した規約及び規定に応じて組織を運営する権利　・自ら選択した組織が雇用条件、労働、生活条件に関するすべての問題に関して代表する権利　・官公労働者の賃金、生活、労働条件およびその他の官公労働者の生活に影響するあらゆる問題について団体交渉を行う権利　・官公労働者の福祉に影響を及ぼすすべての決定を下すに当ってこれに参加する権利　・ストライキ権　・完全に自主的な基盤と、かつ労働組合としての諸権利の十分な保証のもとで、労使紛争についての交渉と解決するための適切な機関を設立する権利。

4　官公労働者は一切の差別なく、他の市民と同様の政治的な諸権利を持つべきであることを声明し、

5　かなりの数の国の政府が現在依然としてその雇用する官公労働者の完全な労働組合としての自由の行使を許さず、さらに団体交渉とストライキの権利を否認し、また、正常な労働組合の諸活動に介入している事実に遺憾の意を表し、

6　多国政府に対し、ILO条約第八七号及び第九八号を批准し、かつ実施し、更に一切の差別なく、これをすべての労働者に適用するよう要請し、

7　一九七五年四月に開かれたILO公務専門総会に当たり、官公労働者の民主的な国際労働組合諸組織が達成した成果に満足の意を表明し、

8　官公労働組合としての諸権利に関する進歩的な国際労働条約を採択するために、一九七七年のILO総会の議題の中に本件を上程するようILOに要請し、

9　自由にして民主的な官公労働者の各労働組合及び各ITSが、全世界の官公労働者のために完全な労働組合としての諸権利を獲得するための努力を支持し、

10　組合員のために完全な労働組合としての諸権利をかちとろうとする官公労働組合およびITSに対し、国際自由労連はここに連帯と支持を誓う。

【職業指導および職業訓練に関する決議（全文）】

第一一回世界大会は、

1　完全雇用と社会発展政策の枠組みの中で、統合された職業指導および職業訓練政策と計画（プログラム）を促進する必要性を再確認し、そのような政策および計画はいかなる個人をもその個人の希求に即してその個人の専門職業的能力を伸長し、生かすことを可能にするものである。

2　そのようなプログラム（計画）の改善および適応に対して自由な国際労働組合運動があらゆる努力を払う決意を強調し、そのような努力は一九七五年六月ジュネーブにおいて開かれた第六〇回ＩＬＯ総会で採択された、人的資源の開発における職業指導および職業訓練に関する条約および勧告の条項の枠組みの中で行われる性質のものである。

3　それぞれの政府が上記の条約を批准し、職業指導と職業訓練に関して立法措置において勧告のガイドラインに沿うようすべての加盟組織が、それぞれの政府にたいして可能な限りあらゆる圧力をかけるよう要請し、

4　当該公共機関（当局）において技術教育と職業教育、および職業指導と職業訓練のための適切な体制を確立する緊急の必要性を強く主張し、そのような体制はあらゆる経済の部門およびあらゆる専門職業的資格および責任のあらゆるレベルにおいて青少年および成人の必要性に応えるものである。

5　すべての加盟組織にたいして、そのような体制の整備および確立に積極的に参加し続け、この面において労働者に可能な限り広範な情報の伝播を確保することを緊急に要請し、

6　ＩＣＦＴＵ執行委員会がこの決議案に盛られた目的を促進することを目的とした最も適切な型態の国際的行動を審議するための必要な手段をとることを要請する。

国際自由労連第六六回執行委員会

七六年三月一二～一三日にルクセンブルクで開催され、わが国からは貝原尚武（自動車労連国際局次長）が出席した。おもな議題は、①国連およびその専門機関、②ＩＬＯ、③多国籍企業、④国際情勢⑤ロメ協定（注、ＥＥＣとアフリカ、カリブ海、太平洋諸国とのあいだに締結された協定）、⑥アフリカ情勢、⑦アジア情勢、⑧ラテン・アメリカ情勢、⑨ヨーロッパ情勢、⑨中近東情勢、⑪国際労連との関係、⑫婦人、青年労働者問題などであった。

国際繊維被服皮革労連ＩＴＧＬＷＦ第二回世界大会

七六年三月二二～二六日にダブリンで開催され、代議員二三〇名、オブザーバー四〇名が出席し、わが国からはゼンセン同盟から宇佐見忠信会長と、吉沢哲を団長とする四名の代表が参加した（注、国際繊維労連の歴史は古く、起源は一九世紀末にさかのぼるが、近年皮革部門を吸収してから数えて第二回目の大会である）。

大会はスペイン、北アイルランド、健康と安全、国際貿易と多国籍繊維会社にたいする世界的規模のボイコット活動などについて討議した。繊維被服皮革産業の多国籍企業の問題についてはＣ・フォードＩＴＧＬＷＦ書記長が報告書を提出し、高圧的かつ非合法な手段を使って従業員の組合加入を阻んできた繊維の多国籍企業スチーブンス社の労働者の闘争を、「必要とあればスチーブンス社製品のボイコットを世界的規模で展開するなど、可能な限りの手段をとる」ことによって支援する決議が採択された。このほか北アイルランドに関する決議、スペインに関する決議、健康と安全に関する決議、ガット条項に雇用、労働基準、健康と安全に関する条項を追加することをもとめる決議などが採択された。大会では規約改正がおこなわれ、常任幹部会にＨ・Ｌ・ギブソン（イギリス）、Ｖ・ハーレン（ドイツ）、Ｈ・メンデルサンド（アメリカ）、宇佐美忠信（ゼンセン同盟）の四副会長が加えられた。会長と書記長にはＫ・ブッシュマン（ドイツ）とＣ・フォードが再選された。なおフォード書

記長の報告によると、ＩＴＧＬＷＦの加盟組合員数は五〇〇万をこえた。

国際自由労連アジア地域組織ＡＲＯ第一一回地域会議

七六年五月一二～一五日にマニラで開催され、わが国からは同盟塩路一郎副会長、阪東正一副会長、前川一男書記長をはじめとする代議員、顧問、オブザーバー、計三〇名がまた総評内加盟組織から全逓大森昭副委員長をはじめとする代議員、顧問、オブザーバー、計八名が参加したほか、滝田実、宝樹文彦がＡＲＯの招待で、さらにこの会議がＡＲＯ結成二五周年を記念するものであったところから総評から市川誠議長をはじめとする五名、国際産業別組織からは瀬戸一郎ＩＭＦ・ＪＣ事務局長、初岡昌一郎ＰＴＴＩ東京事務所長などが出席した。

会議はマルコス・フィリピン大統領のあいさつにはじまり、マツール地域書記長の報告がおこなわれ、これが承認されたあと、①ＡＲＯの活動計画とそのための機構改革、②経済発展と変わりゆく労組の役割の二つを主要議題として討議がおこなわれた。

①の活動計画は、農村貧困者の組織化、団体交渉機能の強化と協同組合活動など経済的・社会的機能の開発、青年婦人活動の強化などを含み、機構改革としてはアジア労働大学をＡＲＯに統合して教育部とし、東京事務所、シンガポール事務所、ニューデリーＡＲＯ事務所にそれぞれの小地域についての教育、調査、宣伝・情報の責任をもたせようとするものであった。

②は、開発途上国の労働組合は、少ない工業人口、低い組織率のもとで工業国にみられるような強力な社会的影響力をもちえないので、農業労働者の組織化、協同組合活動などをつうじて労働組合の社会的機能を強め、国の経済建設にたいし漸次発言権をたかめようとするものである。

会議はニュージーランド労働総同盟書記長から、同国の労働組合権にたいする政府の攻撃について報告をうけ、ニュージーランド労働総同盟の反対闘争を支援することを決議した。

会議は最終日にＵ・Ｓ・マツールをＡＲＯ書記長に再選し、塩路一郎、大森昭を含む一六人の執行委員、その他の役員を選出して閉会した。

国際自由労連アジア地域組織ＡＲＯ第三九回ならびに第四〇回執行委員会

第三九回執行委員会は、地域会議に先立って五月一一日にマニラで開催された。会議はＡＲＯ結成いらいアジア労働運動に貢献した人びとを表彰することを決定し、日本からは初代東京事務所長原口幸隆、元ＡＲＯ会長滝田実、古くから国際労働運動につくした宝樹文彦の三人を推した。第四〇回執行委員会は、五月一五日の地域会議の終了後に開催された。会議はＣ・Ｖ・デバンナヤーをＡＲＯ会長に、塩路一郎を含む七人の副会長と各種委員会のメンバーを互選により選出した。

【参考資料】(1)世界労連東京事務所『世界労働組合運動』、(2)世界労連日本出版協会『世界労働組合運動』、(3)国際自由労連東京事務所『自由労連通信』、(4)ＩＭＦ・ＪＣ「ＩＭＦ日本協議会」、(5)ＩＭＦ・ＪＣ第一八回協議委員会資料、(6)総評第五二回定期大会資料、(7)同盟第一二回定期全国大会資料、(8)同盟第六回執行評議会資料、(9)日教組『第六回世界教員会議報告書』、(10)『週刊労働ニュース』、(11)『総評新聞』、(12)『同盟新聞』。

XI 農民運動

概要□農業情勢と農民運動の動向――農業情勢と農政の動向／農民運動の大勢／**主要な農民運動**――米価闘争／食管制度をめぐる運動／福島潟米生産調整反対闘争／八郎潟その他の減反反対闘争／米価訴訟闘争／乳価その他の価格運動：乳価運動／葉たばこその他の価格運動／果実輸入阻止運動／土地取上げ反対その他の運動：三里塚空港建設反対闘争／軍事基地・公害反対その他のたたかい／農地増税反対運動／出稼農民と農村労働者の運動／**農民団体その他**――全日本農民組合連合会／全国農民総連盟／全日本開拓者連盟／全国出稼組合連合会／農村労働組合連合会／中央労農会議

概要

一、米価闘争は全日農・全農総連など農民団体米価共闘会議を主体に展開された。また、米価審議会は農民・農業団体代表委員による米審統一ボイコット戦術により答申不能となった。中央組織からの地方に向け実力行使突入指令がだされたが、現地闘争は盛り上がりを欠いた。その結果、春闘賃上げ相場を下回る米価六・四%アップに終わった。

一、食管制度をめぐる運動は米審の民主的改組要求、米の全量買い上げ要求、消費者米価引き上げ反対など多様な運動を展開したが、成果をあげるにはいたらなかった。しかし、新潟や秋田の国営干拓地で従来の農政運動の枠をこえる生産調整反対闘争がみられた。五年目を迎えた米価訴訟闘争もひきつづきおこなわれた。また農民団体統一による農民春闘もようやく定着しはじめた。

一、一九七五年の乳価交渉は難航したが、政府の調停案をのんで妥結した。農産物政策価格はいずれも農民要求を大幅に下回った。

一、果実輸入反対運動はおもに青森・山形・山梨などリンゴ・サクランボの主産地で展開された。

一、土地・軍事基地・公害をめぐる運動は地域的散発的にみられたが特記すべきものは少なかった。なお、三里塚・芝山連合反対同

盟の一〇年をこえる長期闘争がつづけられている。

一、農地増税反対運動は宅地並み課税の新措置と固定資産税評価をめぐってたたかわれた。全日農など農民団体は宅地並み課税撤廃を基本に、農業団体は農地課税軽減措置を要求して要請行動を展開した。

一、出稼ぎ農民のたたかいは、不況の深化を反映し雇用保障要求が主要なテーマとなった。また出稼ぎ農民の労災事故多発に対応する完全補償要求と大手元請企業の責任追及がなされた。

1　農業情勢と農民運動の動向

1　農業情勢と農政の動向

不況の長期化と日本農業

一九七五年度の日本経済は七四年度のつあったものの、なお不況からマイナス成長から回復基調に向かいつ脱することはできなかった。以下、七五年後半から七六年前半にかけての経済不況の長期化にともなう日本農業の情勢を概観しよう。

第一に、七四年前半までつづいた物価狂乱がようやく沈静し、七六年三月の前年同期比消費者物価上昇率は一〇%を割った。農業関係諸資材の価格も落着きをとりもどした。七五年度の対前年度比農産物総合価格は一二・八%、農業生産資材総合価格は五・九%の上昇率で、農業経営の交易条件はやや改善された。この現象は農産物総合価格にたいし寄与率の高い米の一四・一%アップ（対前年比）、畜産物の一六・三%アップによるものであった。しかし、畜産用動物・賃借料・肥料などはいずれも米の上昇率を上回り、それぞれ一九・三%、一七・九%、一五・七%を示した。生産資材価格の上昇が低率であったのは、諸材料・飼料・建築資材などの価格が下落した結果でもあるが、このうち前の二品目は前年度いずれも三〇%以上の高騰をみせた資材であった。

ところで農業経営の交易条件が改善されたといっても、それはあくまでも前年にくらべてのことである。このことは七〇年度を基準とする指数でみると明らかで、農産物総合価格指数一八〇・七にたいし生産資材のそれは一八一・四で、いぜんとして農業経営にとって交易条件はマイナスであった。

第二に、農家経済の動向であるが、七五年度の全国一戸当たり農家所得は三三四万四六〇〇円で前年度にくらべ一六・四%の増、そのうち農業所得の伸び率が二五・六%にたいし、農外所得のそれは伸びなやみ一二・一%にとどまった。これは経済不況の影響によるもので、前年同期比二・四半期の一七・〇%から三・四半期の一一・一%に、さらに四・四半期には七・八%に落ちこんだ。不況の長期化は農外所得の低下を通じて農家経済を圧迫した。農外所得の上昇率が回復したのは七六年にはいってからである。

農業経営収支の農業依存度は七四年度の三一・三%から三三・九

%とやや回復した。しかし、農外依存の農家経済構造の基調は変わっていない。また、農業依存度の上昇ということ自体、農業にとってプラスであることには違いないが、それが経済不況による農外収入の減少と農畜産物政策価格の一時的引き上げによるものであり、農業経営自体の改善に起因するものとはいえず、問題はいぜん残されている。ことに農外収入への依存度の大きい中小農家にとって経済不況の影響は深刻であった。

総合食糧政策の展開

政府は一九七二年以降の世界食糧危機の激化に対応し、七五年八月、「総合食糧政策の展開」を決定、その具体的政策を「昭和五一年度において講じようとする農業施策」（第七七回国会提出）として公表した。それによると「総合食糧政策」は七五年五月に閣議決定された「昭和六〇年を目標とした農産物の需要と生産の長期見通し」を基礎に策定したもので、「政府としては国民食糧の安定的供給を確保するため、国内生産体制を整備し、国内で生産可能な農産物については極力これを国内で賄うよう食糧自給力を強化するとともに、国土資源の制約等から今後とも輸入に依存せざるを得ない農産物については輸入の安定化を図ることを基本とし、長期的視点に立って、水産物を含めた総合的な食糧政策――総合食糧政策――を展開していく必要がある」（六ページ）といわれている。以下、七六年度におけるその重点施策の特徴を列挙しておこう。

第一は自給力向上を目的とした農業基盤整備と農業生産の中核的担い手の育成の推進、第二は米の生産調整政策を受けついだ「水田総合利用政策」、第三は農産物価格安定対策の拡充強化、第四は農産物輸入の安定化と備蓄体制強化、第五は農村の計画的整備の推進（農村総合整備モデル事業の拡充、農村基盤総合整備事業、農村地域への工業導入等）、第六は流通加工の近代化、消費者保護対策等、である。以上の諸施策を含め農政推進の財政措置として総額二兆九二億円の農業関係予算を計上した。これは〝総合農政〟の基調にのったもので、これまで以上に行政権力が農業経営に介入できる政策の性格を強めている。

なお、総合食糧政策の決定以来、農林省はその実施対策を本格的に開始し、「農産物の海外からの供給安定及び備蓄に関する法案要綱」（七五年一〇月一二日公表）を準備したが、これは大蔵省や公取委との調整がつかず国会提出を断念した。「備蓄農産物取引税」の創設についても同じである。また、七六年度の米の政府買入れ量、予約限度数量、生産調整数量等は水田総合利用対策として早くから考慮され、七五年産米の最終収穫量が一三〇〇万トンをこえることが明白になった七五年一二月一九日「水田総合利用対策の見通し」として修正公表された。このような総合食糧政策にそった水田総合利用対策の早期着手が、七六年度米の生産調整を推進する過程で干拓農民の〝造反稲作〟を抑圧する措置となって現われたのである。

2　農民運動の大勢

農民団体共闘と要請運動の限界

一九七五年後半から七六年にいたる農民運動は、これまでと同じく価格要求運動が主流で、しかもその基調は農政運動の枠を出ないものであった。米価運動は、七五年産米の大豊作と超過米の発生、生産費の低下、過剰米の累積という不利な客観的条件のもとにおかれ、加えて政府は食管会計の段階的赤字解消路線をおしすすめており、米価運動は消極的な食管制度防衛運動に追いこまれた。このような不利な情勢を克服すべく、全日農・全農総連・全農同・開拓連・出稼連の五団体は「農民春闘」を定着させるとともにその延長線上に米麦価闘争を展開しようと、農民五団体米価共闘会議を結成した。この共闘会議は米麦価だけでなく、その他の農産物価格要求・農地増税反対闘争・出稼ぎ問題など広範な問題を取り扱った。また、共闘会議を媒介に農業団体との話合いがもたれ、米審の民主化をめぐり農業・農民団体の共闘が実現した。この共闘関係の進展が今期の第一の特徴である。

また、米闘の戦術上の転換も特記さるべきである。すなわち、米価審議会で生産者側委員（四名）は共同歩調をとり低米価諮問と非民主的米審構成に抗議し米審ボイコット戦術をとったため、米審は答申不能となった。また、農業・農民団体の中央要請団はこの生産者側委員の米審ボイコットに呼応し、中央における要請行動を取りやめいっせいに現地に引き揚げ抗議行動を展開した。しかも農業・農民団体中央組織は現地にたいし実力行使の指令をだした。

しかし、以上のような共闘関係の進展、実力行使指令にもかかわらず、実際の実力行使はほとんど見られず、米価アップ率は物価上昇率を下回っただけでなく、賃上げ春闘相場をも下回る六・四%におさえられ、米闘は政府のガイドライン政策の前に屈した。このことは何を意味するか。一つには客観的条件の不利はたしかに存在したが、運動主体の面でいえば、中央の実力行使の指令にたいし、現地での抗議行動は盛り上がらず、全国的なものにならなかったことがあげられる。今期米闘の実力行使は農民組合や農協青年部の強力な一部の地域で散発的に実施された程度で、しかも短期に終わっているため、政府に打撃を与えるものにはならなかった。要するに本年度の米価運動は陳情・要請運動の域をでるものではなかったのである。このことは政府によって他の農畜産物政策価格がパリティ方式により算定され、農民・農業団体の要求する生産費所得補償方式は否定せられ、農民要求価格を大幅に下回ったことにも現われている。

農政運動にとって有利な総選挙の年でありながら、総合食糧政策の意図する低農産物価格が政府によって押しつけられたことは、今後の農政運動にあらためて問題をつきつけたものといわねばならない。

新たな農民運動の高揚

つぎに今期農民運動の特徴の一つとして、生産調整に反対する干拓地農民の闘争をあげることができる。政府は高度成長期米不足対策として全国各地に稲作のための干拓事業を実施してきたが、七〇年から実施さ

れた米生産調整にともない畑作干拓事業に方針を変えた。いわゆる〝猫の目農政〟の典型的事例である。政府との間に稲作を前提に入植契約を交し営農に力を入れてきた干拓農民は、政府に反発し、工事完了とともに政府の方針に反し稲作付けにはいった。政府は農民にたいし青田刈りを要求したため、農民の青田刈り反対運動が展開された。青刈り問題は茨城・滋賀・熊本の各地で生じたが、その多くは農民の政府にたいする妥協に終わった。しかし、秋田県の八郎潟干拓地農民は、七五年の青田刈り反対闘争にひきつづき七六年も減反政策に反対したたかった。また、新潟県北蒲原の福島潟干拓地では七六年二月以降、政府の干拓地立入禁止処分に対抗し実力で田植えを実施した。これらの闘争はいずれも農民組合の強力な指導、社会党や労働組合の支援のもとで展開され、マスコミに大きく取り上げられてきた点が共通している。

以上のほか、土地取上げ反対闘争から反独占・反権力闘争として一〇年以上にわたり激烈なたたかいを継続している三里塚国際空港反対闘争はなおつづけられている。反対同盟は七六年初め幹部の土地売却・脱落事件があったものの、岩山大鉄塔を最後の砦としてたたかっている。また三里塚反対同盟と共闘関係をつづけてきた高浜入干拓闘争も、八年にわたるたたかいによって数年間工事をストップさせ、県当局は最近ついに工事中止を決定するにいたった。

その他、宅地並み課税反対運動・果実輸入阻止運動・出稼ぎ農民の運動などがおこなわれたが、いずれも要請運動の域を出ないものであった。

2 主要な農民運動

1 米価闘争

全日農の闘争方針と要求米価

一九七六年五月一一日、全日農（全日本農民組合連合会）は第六回中央常任委員会を開き、七六年生産者米価闘争方針を決定し全国の組織に指令した。これは全日農が食管連（食糧管理制度を守る全国連絡会議）と共催で開いた米価闘争推進東日本代表者会議（四月二七日）、同西日本代表者会議（五月八日）の討議をふまえて決定したもので、三つの基本要求を柱としている。すなわち、①パルクライン八〇%による「生産費・所得補償方式」の完全実施にもとづく要求米価の実現、②二重米価制の破壊と「超過米」などの買入れ制限に反対し食管制度を守る、生産者・消費者両米価同時決定反対、③輸入外麦の大幅削減と他作目の価格保障で、米「過剰」の解消と食糧自給確立への農政転換をはかる、というものであった。また、たたかいの進め方として、米闘まえに米価の枠組みが決められていることと、超過米買入れ制限などの情勢変化の把握と教宣活動、地域闘争

と統一闘争の強化、労農共闘と消費者提携強化、自治体闘争、米価訴訟との結合強化、地域闘争を基礎にした中央集結闘争、米審闘争の位置づけの明確化、さらに実力行使を含む地域大衆闘争への転化・発展をあげている。この方針のもとに全日農は五月一七日、全農総連（全国農民総連盟）とともに全国農協中央会と米価運動や要求米価について話合いをもったが、米価闘争における共闘の話合いは進展しなかった。ただ、米価審議会改組問題など一致できる点での統一は可能であることを確認した。

全日農は六月二日、七六年産要求米価と七五年産米追加払い要求を決定、ただちに安倍農相にこれを要求した。要求米価は現行比六二・四%アップ、六〇キロ当たり二万四八〇〇円、追加払い要求は同じく六〇キロ当たり一六三五円であった。米価算定方式は従来と同じく八〇%バルクラインによる「生産費・所得補償方式」で投下労働費は製造業一〇〇人規模以上の男子平均賃金（一時間当たり一二九一円）であった。

農民団体米価共闘会議の結成

全日農・全農総連・全農同（全国農民同盟）・開拓連（全日本開拓者連盟）・出稼連（全国出稼組合連合会）の農民五団体および食管連・中央労農会議の共闘による「米価は政府と農民の直接交渉によって決定する」ことを基本的な要求とするが、当面は農協が要求している三者構成（1/3構成）を支持しその実現を期す。

⑦五一年産麦価については、米価問題と併せて第一次中央行動を展開する。

⑧農協米対との話し合いは「共闘会議」の名において行なうが、常時の話し合いは幹事団体である全農総連・全日農と農協米対の間で行う。（『全農総連情報』一九七六年六月七日号による）

農民団体米価共闘会議（米価共闘会議）は麦価米審にむけての第一次中央集結闘争（後述）後の六月二六日、「米審第一日（七月七日）を期し、実力行使をふくむ地域大衆行動を全国いっせいにすすめよう」と全国に指示した。また、六月二八日には農協米対と米価の情勢分析や米審対策に関する話合いをおこなった。

低米価諮問粉砕全国農民総決起大会

一九七六年七月七日、農民団体および農協青・婦人部の農民と支持労働者約四〇〇〇人は東京・九段南の農林省分庁舎で開催された米審（米価審議会）にむけ要請行動を展開した。この後、米価共闘会議は食管連と中央労農会議参加協力による「米価要求貫徹全国農民総決起大会」を東京・神田の共立講堂で開催した。大会には約三〇

【農民団体米価共闘会議の確認事項】

①農民春闘の経過から全農総連・全日農・全農同・開拓連・出稼連の五団体による「農民五団体米価共闘会議」を設置し、これを恒常的なものとする。同会議の幹事団体は全農総連と全日農とする。

②要求米価貫徹の全国大会は上記「共闘会議」が主催し、食管連・中央労農会議は参加協力の形で米審初日に開く。

③要求米価は去る三月四日の農民春闘総決起大会の決議を基本として幹事団体で明文化する。

④米審共闘では「共闘会議」と食管連・中央労農会議の共闘により行動を展開する。

⑤米価闘争の展開に当り「共闘会議」として実力行使を含む地域抗議行動を一斉に展開する。この行動は政府諮問が出された時点で指令を発する。

⑥米価審議会の改組については「米価は政府と農民の直接交渉によって決定する」ことを基本的な要求とするが、当面は農協が要求している三者構成（1/3構成）を支持しその実現を期す。

⑦五一年産麦価については、米価問題と併せて第一次中央行動を展開する。

⑧農協米対との話し合いは「共闘会議」の名において行なうが、常時の話し合いは幹事団体である全農総連・全日農と農協米対の間で行う。（『全農総連情報』一九七六年六月七日号による）

〇〇人の農民代表が参加、政府の低米価諮問に抗議するとともに、①パルクライン八〇%による生産費および所得補償方式米価要求、七五年産米にたいする追加払い要求、生産者・消費者両米価の連動・同時諮問・同時決定を阻止すること、などを内容とする「昭和五十一年産生産者米価要求に関する決議」、②産米全量買上げ、二重米価制堅持、食管の拡大適用、米審の民主化などを要求する「二重米価を守り食管破壊政策反対に関する決議」、③主要な農畜産物の価格保障制度の確立、農民組織の団体交渉権の保障など五項目を含む「農畜産物価格保障を柱に食糧自給確立への農政転換を要求する決議」を採択し、「実力行使を基本とした大衆闘争を進める」との闘争宣言をおこなった。大会終了後、大会参加農民はふたたび米審会場に押しかけ、安倍農相にたいし再諮問を要求する大衆交渉を展開した。

米価共闘会議に結集する農民約三五〇〇人は米審第二日目の八日もひきつづき低諮問米価に抗議、再諮問要求行動をつづけた。しかし、再諮問の要求は拒否され、米価共闘会議は同日、「われわれは、本日以降、地域での出庫阻止・出庫不協力・倉庫前集会などの実力行使を含む抗議闘争をさらに盛り上げるとともに、要求米価の貫徹と米価決定の民主化をめざし、たたかいを引き続き発展させることを明らかにし、怒りをこめ、声明するものである」（前文略）との抗議声明をだし中央行動を打ちきった。

全農総連の要求米価運動

全農総連は六月三日、東京・大手町の農協ビルで第一四回代議員総会を開き、七六年産米麦価ならびに政策要求に関する要請事項を決議し、そこで農協米価である六〇キロ当たり二万一二〇円以上の要求米価を決定した。また同日、実力行使を背景とした米価闘争、農協・農民諸組織等との連繋強化などを骨子とする七六年度米価対策要綱を確認した。

全農総連は農民五団体共闘による中央闘争の展開と並行し、七月六日、東京・神田の共立講堂で単独主催の「要求米価貫徹全農総連総決起大会」を開催した。大会には約二五〇〇人の盟友が参集、①要求米価実現、②要求貫徹への実力行使を含む実行方法に関する決議、③重大な決意をもってこれに対応する、との緊急決議を採択、終了後、農林省および各政党にたいし要請行動をおこなった。

農業団体の米価運動

全中（全国農協中央会）は七六年六月二日、七六年産要求米価を六〇キロ当たり二万一二〇円（現行米価比三〇・九%アップ）と決定して農相に要請し、その後も数回にわたり米価の算定方式および米審構成の改正を要求し農林省当局と協議した。七月二日、全中は東京・九段の日本武道館に一万三〇〇〇人の代表を集め「要求米価実現全国農協代表者大会」を開催し要請行動を盛り上げた。また、翌三日、農協米対中央本部委員会を開き、政府諮問米価の引上げが低率である場合、「米審委員の米審ボイコット及び上京中の農協代表の総引き上げを行い、現地で全国統一の抗議行動を展開する」ことを決定した。

全国農業会議所は農協米価を支持し、全中と同一歩調をとって陳情してきたが、七月一日、東京・九段の九段会館で「全国農業委員会会長代表者大会」を開き、要求米価の実現、米の消費拡大、農業経営基盤の拡充などを決議した。大会には一二〇〇人が参加、大会終了後、関係各省、各政党に陳情した。

米審ボイコットと答申不能

場周辺に配置のうえ、生産者政府試算米価（現行比五・二%アップ、六〇キロ当たり一万六三八一円）の諮問案を提示した。生産者側委員（四名）は農相にたいし低額諮問に抗議し再諮問を要求したが拒否された。同日、農協米対中央本部は全国統一抗議行動として出庫不協力の実施を全国に指令した。農民団体も地域における実力行使にはいった。また、生産者側米審委員は米審ボイコットを申し合わせた。

翌八日、生産者側委員は再三にわたる再諮問要求の拒否に対抗し、同日午後、米審会場を退席し、米審ボイコットにはいった。これに対応し、米審要請行動に結集していた農民代表約三五〇〇人、農業団体代表約一五〇〇人は、それぞれ抗議集会を開いたのち、予定に従い米審会場から引き揚げ、現地での抗議行動に移った。

米審は八月八・九日、生産者側委員の空席のまま審議をつづけたが、結局、答申を断念した。これは七一年以来五年ぶりのことであった。なお、政府は自民党と折衝のうえ七月一〇日、基本米価を六・四%アップ、一万六五七二円とし、自主流通米にたいし良質米奨励金五〇〇円（六〇キロ当たり）をつけることを決定した。政府決定米価は農業・農民団体の要求米価を大幅に下回っただけでなく、春闘賃上げ率八・八%を下回った。昨年にひきつづき政府のガイドライン政策は成功した。同日、米価共闘会議は「社会的常識を逸脱した」低米価決定であるとの抗議声明を出した。

地方における米価運動

米価共闘会議の実力行使指令、農協米対の出庫不協力指令にもとづき、地域における低米価諮問、低米価決定抗議行動が展みせずに終わった。

実力行使は地域の実情に応じ、倉庫前集会や出庫不協力・出庫阻止という諸形態をとって展開された。七月七日、北海道・青森・山形・宮城・島根の一部地域で倉庫前集会や出庫阻止が実施された。翌八日になると抗議行動は拡大し、秋田・福島・新潟などの米作県で展開された。新潟の三市中蒲原では七月一一日、新津市で約二〇〇〇人による「低米価抗議集会」の開催、翌一二・一三日の両日倉庫前集会がおこなわれ、米の搬出は阻止された。新潟ではこのような倉庫前集会が日農組織の強い上越・北蒲原・中越・長岡の各地で展開された。

全国各地のこのような低米価抗議行動は全日農傘下農民組合、全農総連加盟組織、あるいは農協青年部などによって実施され地域によっては共闘体制が組まれた。しかし七六年米価闘争における実力行使は部分的で、かつ短期に終わり、政府に打撃を与えるものとはならなかった。

2　食管制度をめぐる運動

(1)　食管制度を守る運動

超過米全量買上げ要求

超過米買上げ問題は八月末の農林省の超過米予測の公表以来、にわかに表面化し

た。七五年一〇月一五日現在の米の予想収穫量は一三一〇万トン、超過米は五〇万トンにのぼった。安倍農相は再三「買い入れワクを拡大する考えはない」と言明、さらに政府米より安い価格で買い上げる「二段米価」方式の採用も取沙汰された。

全日農は一〇月二九日、食糧庁にたいし、①超過米全量買上げ、②二段米価制導入反対、③外麦輸入規制、米備蓄繰上げ実施などを要求し本格的要請行動にはいった。また、地方では日農新潟県連が一二月八日、県庁前広場に約一〇〇〇人の農民を動員し「全量買入れ要求・自主流通米制度廃止新潟県農民決起集会」を開催、①超過米全量買上げ要求その他を決議し県知事・食糧事務所・農協に要請した。

全中は一〇月二三日、①超過米は政府米と同一条件で全量買い上げる、②自主流通ルートの超過米は自主流通米と同一の助成措置をとる、③政府が超過米を買い上げるまでの金利、保管料は負担すること、などの要請事項を確認し、農林・大蔵両省と自民党・国会議員に陳情した。また、一一月一七日、東京・麹町の東条会館で「予約限度超過米対策全国農協代表者集会」（五〇〇人参加）を開いた。

米全量買上げ要求と出庫阻止

新潟県上越の吉川町の農民組合は同町農政対策協議会とともに七五年一〇月二〇日以降、追加払いをかかげ無期限出庫阻止、産米全量買上げ、米の検査問題等の要求援問題は一一月一八・一九日、新潟県・新津市で開かれた「全日農米価闘争を推進する実力行動にはいった。この吉川町の出庫阻止支支援体制を整えるまでに意義を確認したにとどまった。

農林省は一一月二八日、①超過米は自主流通方式で全農を通じ流通させ、その残りは政府が買い上げる、②流通促進奨励金は六〇キロ当たり一二五〇円以上（要求は一六五〇円）とする、ことを決めた。

農民春闘三・四総決起大会

一九七五年末から農民諸団体は農民春闘の方針について話合いをつづけていたが、七六年一月二二日、農民春闘の諸要求と闘争方針を決定した。三月四日、全日農・全農総連・全農同・開拓連・出稼連の農民五団体共催、中央労農会議・食管連・春闘共闘委員会参加協力の「農民春闘三・四総決起大会」が東京・霞ケ関の久保講堂に全国の農民・労働者約一〇〇〇人を結集し開催された。大会は、①「要求米価の実現、すべての農産物価格に米価なみ〝賃金〟を」（中心スローガン）要求する決議、②外麦輸入と食管制度のなし崩しに反対し、産米の全量買上げを要求する決議、③都市農業をつぶす宅地並み課税の全廃、一般農地の固定資産税の据え置きを要求する決議、④国内自給飼料を中心とした畜産政策への転換を要求する決議、⑤兼業農民の雇用保障と労働条件の改善ならびに農民の社会保障の確立を要求する決議を採択し「農民春闘の限りなき発展を期し、たたかいを宣言する」との宣言を発し終了した。大会後、農林・大蔵・労働・自治の各省、内閣官房、野党四党、全中、全農にむけ要請行動を展開した。

北海道農民連盟は数年前から農民春闘方式を取り上げてきたが、本年も一月下旬「全農畜産物に同じ賃金を」の要求を基本とする春闘方針を確認し行動にはいった。

麦価米審要請行動

麦価を審議する米審は一九七六年六月二三日、東京・農林省分庁舎で開催され、安倍農相はパリティ方式による七六年産生産者麦価と消費者麦価の同時諮問をおこなった。同日、農民団体米価共闘会議の代表三〇〇人は構内に坐りこみ、①バルクライン八〇%、生産費所得補償方式による米麦価の算定、②麦作振興策、③等外麦の買入れ、④外国産麦の輸入削減、⑤両麦価同時諮問・低麦価諮問粉砕、を訴えた。農民代表は米審開会前の要請行動をする一方、約一〇〇人はロッキード事件の渦中にある丸紅本社に押しかけ、モチ米買占めの責任追及をするとともに外麦輸入に抗議、その削減を申し入れた。また、代表団の一部は商社の協議機関である輸入食糧協議会にむけて抗議行動をおこない、外麦輸入の自主規制を要求した。

全中も六月一〇日、三一・二%アップの要求麦価を決定し、米審開催前後に、四麦平均手取り一万円（六〇キロ）、生産振興奨励金を現行二〇〇〇円に五〇〇円プラスする要求を要請した。

しかし、米審は二四日、「現行パリティ方式によって決定することはやむを得ない」と諮問案通り答申し、政府は二五日、試算価格通り生産者麦価を七・三%引き上げ小麦六五七四円（二類二等六〇キロ当たり）、大麦五〇四二円（三類二等五二・五キロ）、裸麦六八四三円（三類二等六〇キロ）と決定した。他方、消費者麦価は平均一六・四%引き上げた。これは同年一月の二〇%アップにつづく二度目の引上げであった。

米審改組要求運動

農民五団体は農民春闘のなかで「農民組織の団体交渉権」と「主要農産物の価格は生産者と政府で決めること」を決議し、それを基本的要求としてきたが、六月七日の米価共闘会議の合意として当面は全中の要求する米審委員構成の改正を要求していくことになった。米審委員構成問題についてはこれより先の五月一七日、全日農・全農総連・農協米対中央本部の三者協議で共闘することを確認している。米価米審における米審ボイコットも米審民主化共闘の一つの現われであった。

全中は五月一七日の安倍農相等との生産者米価第一回事前協議以来、米審における生産者側委員の比率は不当に低いとして生産者・消費者・中立委員を同数にするよう改正を強く要請してきた。

農林省は六月二三日、昨年同様（生産者四、消費者四、中立委員一七）の構成による米審委員を発令した。全農総連はこの決定に抗議し、農協米対本部も生産者委員の増員を求めていくことを声明した。

消費者米価値上げ反対運動

七六年七月一六日、政府・自民党は消費者米価について協議、①政府売渡し米価の引上げ幅を平均一〇・二%とする、②値上げ実施は九月一日とする、③売買逆ザヤを五年間をメドに解消することを内定した。中央労農会議・食管運・婦人団体と農民団体は阻止行動を盛り上げた。

食管連は七月一九日、翌二〇日からの消費者米価米審にむけて東京・三宅坂の社会文化会館で「消費者米価値上げ反対、二重米価堅持、米審の民主化を要求する国民集会」（約一〇〇〇人参加）を開催した。集会は食管制度を守る諸要求六項目を決議したうえ関係政府当局に要請行動をおこなった。農民団体代表もこれを積極的に支援協力した。翌二〇日、農相は米審に一万三四五一円の試算米価を諮問した。食管連を中心とする労働者・農民・消費者はこれに反対

し要請行動をおこした。米審は二一日、諮問案通り答申し、翌二二日、政府はこれを決定した。政府・自民党の両米価「逆ザヤ解消」の方針はここでも貫徹した。

(2) 福島潟米生産調整反対闘争

福島潟干拓地稲作付け問題

新潟県北蒲原郡の福島潟干拓事業は一九六六年一一月開始され、潟の約半分の一六九*ha*を堤防で囲って水田を造成し、周辺の豊栄市・新発田市・豊浦町・笹神村の農家二二七戸を対象に配分されることになっていた。干拓事業は当初、開田を目的に計画され、のちに開畑計画に変更され七六年三月にほぼ終了した。開畑計画への変更にあたって県当局は七二年、対象配分農家に個別に面接し「営農計画に基づいて利用することを確約します」という主旨の確約書をとったうえ、七三年三月配分した。

七六年二月、入植予定農民は当初の開発基本計画に従い米作を目的として「生産調整反対、福島潟干拓地に稲作を推進する会」（石井正孝会長）を結成した。稲作推進の主張の骨子は、①干拓計画は当初水田で、国の生産調整により一方的に畑作に転換されたものである、②干拓地は洪水調整池で豪雨があれば洪水となり畑作に適しない、③酸性土壌でしかも排水が悪く稲作に適している、④農家は畑作に経験不足であり不安であるというだけでなく、⑤本来水田造成だったからこそ開発計画に協力してきたものであるということにあった。また、畑作営農確約書については、①当初、開畑計画に変更しないと干拓事業が打ちきられるのではないかという危惧があった、生産調整は七五年で打ちきられ、事業が完了する七六年には米がつくれるという暗黙の了解があった、と主張した。しかし、政府および県当局は「確約書」をたてに畑作契約の実施をせまった。

稲作実現闘争の高揚

福島潟稲作を推進する会と日農県連は二月一九日、「福島潟干拓地における水稲作付についての請願書」を県議会に提出し県会闘争を開始した。また、関係四市町村の議会と農委も稲作の実現を決議、国および県に要望書を提出した。同様に県農業会議もこれを支持した。

四月四日、日農新潟県連は豊栄市の溝沖で「生産調整粉砕、福島潟干拓地稲作実現新潟県総決起大会」を開いた。集会には関係農民はじめ支援農民・労働者約五〇〇人が参加、「福島潟干拓地稲作実現」、「自主流通米に反対し食管制度と産米全量買上げ要求」に関する決議を採択した。なお、この集会は、干拓事業が完了したにもかかわらず事業継続を一方的に決め、干拓地の所有権移転を妨害、畑作を強要する政府および県にたいする抗議を含め福島潟稲作推進農民を支援するためのものであった。この日、農林省が干拓地に立てた「立入禁止」の立看板一三本が焼却された。また、この前日、新潟市・第一福祉センターで開かれた「食糧危機突破・七六春闘勝利・四・三労農総決起集会」（四〇〇名参加）は、「生産調整に反対し、魚野川東部、福島潟干拓地稲作実現に関する決議」をおこなった。

四月九日、稲作を推進する会の農民および日農新潟県連所属の農民組合員約三〇〇人はトラクター八〇台を動員し一斉耕起作業にはいり、予定の八〇%近くを耕やし、ひきつづき一二・一三の両日約二〇〇人の動員により耕起作業を続行した。このような農民組織の

動向にたいし、政府は北陸農政局長と県知事を通じ配分農家にむけ「干拓地の一時使用停止」と「干拓農地配分取消し」の警告書を一三・一五日の二度にわたり送付した。このころを境に福島潟の農民闘争はマスコミに大きく報道されるようになった。稲作を推進する会の農民は、四月一六日、県当局に一五一通の「警告書」を一括返上し、「何度警告書を出されても返上する、われわれは必ず稲を作付ける」と通告した。また、この日の県庁交渉で、当局が主張する「営農確約書」は偽造の疑いがあるということが問題になった。

稲作実力行使と訴訟闘争

稲作実現闘争は日農県連・県評や社会・共産両党などによる「生産調整反対、魚野川東部・福島潟干拓地 稲作実現 共闘会議」（代表・鈴木日農県連委員長）の結成、日農・県評弁護団を中心にした「福島潟対策弁護団」（二三人）の結成、さらに全日農国会議員団の支援体制のなかで高揚した。しかし、「配分取消し」警告と新潟地裁新発田支部による「配分農地への立入り禁止仮処分」の認可（四月二八日）を境に、稲作闘争から脱落する条件派農家もでてきた。

五月二二日夜半、稲作推進農民と支援農民二〇〇人、地区労の労働者五〇人は立禁仮処分にある干拓地に集合、水門をあけ水を逆流させるとともに約三〇台の発動機で干拓地に水を導入、翌二三日未明、いっせいに〝造反田植え〟を開始した。それはあたかも戦前の小作争議にみられた立禁反対実力闘争の再現であった。田植えは五月二七日までに約一四haの水田におこなわれた。この実力行使はそれまで稲作推進に共闘し支援してきた一部農民を闘争から脱落させる決定的契機ともなった。日本共産党機関紙『赤旗』は、稲作強行は関係農民の二割にすぎない少数農民の仕業であり、政府に配分農地取消しの口実を与えた行為である、との主旨の記事を二度にわたり掲載した（一九七六年五月二四・六日号）。また、北陸農政局は、配分農地取消し方針を固めるとともに、二四日付で「稲作を推進する会」に中止命令をだした。

「稲作を推進する会」に結集する六九人の農民は五月二九日、農林大臣を相手に「福島潟干拓事業工事完了不公告違法確認」の行政訴訟をおこした。これは「農林大臣は工事を完了した場合、遅滞なくその旨を公告しなければならない」（土地改良法一一三条）、「農林大臣が工事完了を告示した日に所有権は国から農家に移る」（同法九四条）にもかかわらず、事業完了の告示をしないのは農民に稲作をさせないための引延し策で行政訴訟法第三条の「不作為の違法」にあたる、と主張するもので、これによって実力田植えの正当性を示すとともに配分取消しにたいする対抗措置としたものである。国側はこの行政訴訟にたいし、なお畑作にするための土壌の改良事業が残っており工事は完了していないと主張している。

配分農地取消し反対闘争

稲作を推進する会の農民と県知事との話合いは、農民側のボイコットにより流会となった。以下、国・県当局の対応を摘記する。

六月一一日、北陸農政局は一部農民を器物損壊、不動産侵奪罪で豊栄警察署に告訴。

六月一二日、農林省、県当局は県警機動隊二五〇人を待機させ、干拓地の土のう撤去、排水機の点検、田植された配分地調査を行使した。

六月一四日、北陸農政局県当局は稲作を強行した三三人の農民に「二一日までに畑作する意志が明確でない場合、干拓地の配分を取消す」と最後通告した。

「稲作を推進する会」は回答期限の六月二一日、「返答の必要を認

めない」と拒否するとともに石井正孝会長名で長・北陸農政局長、君・県知事、善木・県農政部長の三人を職権乱用罪とぶ告罪で、また小林・福島潟土地改良区理事を私文書偽造・同行使で新潟県警に告訴した。同月二三日、福島潟訴訟原告団の農民と支援共闘会議の農民・労働者は農林省で岡安構造改善局長ら幹部と大衆交渉をおこない、当局のこれまでの反農民的姿勢を糾弾した。同日、当局側は畑作意思確認の期限を六月三〇日に延期（五人脱落のため、対象は二八人）、七月四日、これに応じなかった二六人にたいし、配分農地の取消しを通告した。

配分農地取消し反対闘争は青刈り反対闘争と結合して展開された。しかし、九月五日、最終的に早刈りを余儀なくされた（この詳細については来年度の年鑑で記述する予定）。

(3)　八郎潟その他の減反反対闘争

八郎潟干拓地青刈り反対闘争

秋田県南秋田郡大潟村の八郎潟干拓地は一九五七年、食糧確保と農家二・三男対策を名目に、のちに近代的農村社会建設を目的として開発された総農地八八六〇*ha*の干拓地である。農林省はそこに八郎潟新農村事業団を設置し、模範的新農村を建設する使命を与えた。当初、営農は稲作主体の基本計画で出発したが、政府の米生産調整政策のもとに一九七三年、おおむね半々の田畑複合経営とすることに改められた。七三年以前に稲作中心の営農方針にもとづいて入植し配分（当初一〇*ha*、七四年に五*ha*）を受けた農民にとって稲作か畑作かの問題は死活問題であった。

一九七五年四月末、農林省と事業団は村当局を通じ基本計画の遵守を通告、二八日、入植者にたいし八・九*ha*の稲作付け制限を指示した。大潟村の農民組合と農協は、「作付け作業に入っている現在、いまさら一〇*ha*以下の作付け縮小には応じられない」と反発し、大半の農家は予定通りの稲の作付けをおこなった。村当局は連日、作付け中止を勧告、違反者にたいする農地取上げ、入植取消しの宣伝をつづけた。この結果、脱落者が、そして村内は分裂状態におちいった。なお、この闘争の過程で大潟村に「大潟村作付対策本部」と「作付対策協議会」が生まれた。

八月にはいると農林省と事業団は「青田刈り」の指導を本格的に開始、大潟村農民組合に結集する三九八戸の農家に「余分な作付け分は青刈りすること、しなければ農地を取り上げる」と指示し、八月一八・一九の両日、現地確認調査を実施した。青刈りに反対する農民は、①農林省の要請があって無理にモチ米栽培をおこなった、②農協が二・五*ha*のモチ米作付け指導方針を打ち出した時点でクレームをつけていない、③したがって今さら青刈りを指導するごときは社会党代表とともに農林省構造改善局次長に会い、不当な青刈り一元的方針のないやり方には反対である、と主張し、二〇日以降の農林省現地確認調査班との話合いも不発に終わった。二二日、作付対策本部は確認調査阻止方針を決定、住区ごとに一〇班編成の行動隊をつくり、抜打ち調査に備えた。また八月二五日、農民組合代表は即時撤回せよと要請した。作付対策本部は八月二八日、「青刈り反対集会」（一五〇人参加）を開き、農林省の確認調査中断をかちとった運動の輪をさらに広げていくことを確認した。

大潟村の青刈り反対闘争は社会党や労働組合をはじめとする数団

体と共闘しつつ展開された。作付け変更申告期限の延期・再延期もかちとった。しかし申告期限最終日の九月五日、農林省の配分地取上げをさけるためいっせいに青刈りを実施した。脱落者の出るなかで最後まで畑作の申告を拒否した農民は一五五人であった。

九月九日、大潟村農協理事会は七五年産米の作付け一〇*ha*を指導したが、結果的に八*ha*台に修正せざるをえなかった道義的責任をとって役員は総辞職した。

稲作拡大闘争と行政訴訟

七六年一月二四日、農林省は大潟村の水稲作付け抑制方針として農家一戸当たり水稲作付面積八・六*ha*を上限とする旨の通達を関係機関に出した。これに対応し大潟村農協など関係組織は三月、「稲作付拡大推進本部」を設置、四月一日、農協・村政審議会・新村建設協議会・土地改良区・各住区代表からなる役員を決定した。推進本部は、①適地適産の実施、②開田抑制政策の中止、③買入れ限度の撤廃、④生活と営農を守る大潟村の将来展望の確立、を求め、当面、一〇*ha*作付け運動を最大の目的とした。推進本部は四月一三日の農林省の説明会にたいする欠席戦術、四月二二日付け農林省の「配分農地の取消し」警告書を無視するなど一〇*ha*作付け運動を展開した。その後、一〇*ha*稲作付けは農民組合に結集する約一〇〇名が実施、その他ほぼ四〇〇名の入植者は「ゼブラ方式」（間隔を広くとって植える）といわれる方式で一〇*ha*作付けをおこなった。

大潟村農民組合の鈴木健二組合長と佐々木勲一書記長は五月一〇日、安倍農相を相手に「入植時に農林大臣とかわした契約は一戸当り水稲一〇*ha*であり、これを下回る国の指導する水稲作付面積に従う義務はない」と「債務不存在確認請求訴訟」を秋田地裁に提起した（請求原因要旨は『農民新聞』一九七六年六月二五日号参照）。

魚野川東部地区青田刈り反対闘争

新潟県南魚沼郡の魚野川東部開拓事業地域（六日町・大和町・小出町）の国営総合パイロット事業は信濃川の支流である魚野川東部の三〇〇〇戸の農家、面積約三一〇〇*ha*を対象に一九六五年から開始され、工事途中の七〇年、米生産調整により開田予定の二九〇*ha*が開畑に変更された。

東部地区関係農民は七五年、この農地を稲作用に利用した。それは開拓事業地域がいわゆる「水平畑」といわれ、事実上の水田であり畑作には利用できない土地条件にあったからであった。稲の出穂期を迎えた八月、農林省は青田刈りを強行した。これに反対する国営大和工区や六日町の五城土地改良区の農民は「青田刈り反対同盟」を組織し青田刈り中止を要求したたかった。なお、この年、国営事業地区に隣接する塩沢町の県営農地開発地区も青田刈りの対象となった。両者の青刈り対象面積は二〇六*ha*にのぼった。

東部地区農民は日農県運・県労評などの支援のもとに七六年もひきつづき米の減反政策反対闘争をつづけた。

横島干拓地青刈り反対運動

一九七五年熊本県玉名郡横島町国営横島干拓農民は農林省・県知事の青刈り命令に抵抗してきたが、八月三一日の同干拓営農対策協議会の刈取り決定にしたがい一部青刈りを実施した。また、九月四日以降自家保有米だけは除外してほしいと陳情・要請をつづけたが、結局拒否され青刈りの期限切れとされていた九月一五日、約二十*ha*余の残りを刈り取った。

能代開拓事業返上運動

秋田県能代農民組合代表は七五年一二月一〇日、農林省にたいし能代国営パイロット事業の対象から除外してほしいと要請した。能代地区国営総合パイロット事業は能代市、山本郡山本町・峰浜村・八竜町にまたがる地権者二七五四人、三三〇〇*ha*を対象に六八年に着工され七四年に完了の予定であったが、政府の総需要抑制政策により完了期を八〇年に延期され、現在（七五年一二月）約二八%が完了した。ここも開田から開畑への計画変更がなされ約九〇%の対象農民が計画変更に同意した。しかし、開畑に反対する能代農民組合に結集する農民は生産調整反対運動をおこない、事業返上要求になったものである。

その他の稲作拡大運動

滋賀県近江八幡市の津田沼干拓地の農民は一四*ha*の荒廃畑を開田し田植えを実施したが、七五年九月、農林省から開田全面禁止令（七〇年一一月通達）に違反するとして青刈り勧告を受けた。茨城県稲敷郡江戸崎町の県営羽賀沼干拓地の一七七戸の農家は七四年一〇月、稲作以外の作物経営を条件に契約を結び、レンコン栽培にとりくんできたが、土壌の未成熟や強酸性のため収穫ははかばかしくなかった。そこで一部の農民は一九七六年、稲作付け準備を開始、約一五*ha*に田植えをおこなった。

(4) 米価訴訟闘争

米価訴訟勝利中央決起集会

一九七五年一二月一〇日、全日農は東京・霞ケ関の東京弁護士会館で「米価訴訟勝利中央決起集会」を開いた。これは全日農が一九七〇年八月一日、七〇年決定米価は食管法第三条第二項に明示されている「再生産の確保」の条項に違反するものとして倉石農相を被告に東京地裁に行政訴訟をおこして以来五年目を迎え、さらに闘争を強化するために開かれたものである。

集会には全国から原告農民・弁護団・組合代表が参加し、①大量宣伝活動と資金カンパ活動を結合し裁判所あての署名活動やハガキ要請活動をする、②傍聴活動や立証活動の強化、中央・地方の訴訟闘争の結合強化を主旨とする「米価訴訟闘争五周年・全組合員総行動」方針を決議した。また、この集会で米価損害賠償請求訴訟闘争を展開している新潟・福島・群馬・岡山の各県連代表によるたたかいの経過と決意表明がなされた。集会後、参加者は東京地裁で開かれた米価行政訴訟第二六回公判を傍聴した。なお、行政訴訟は七六年六月一七日までに二八回の公判がおこなわれた。

米の買入れ制限撤廃訴訟

青森県の農協四連で組織している農協農政対策委員会と同米作部会は七六年七月一六日、政府の「米買入れ制限は食管法違反の疑いがある」と法廷闘争に持ちこむことを内定したが、七月二四日の「農協代表者集会」で正式に買入れ制限撤廃の行政訴訟をおこすことを決定した。このような政府の食管法違反にたいする追及の動きは各地関係団体の米価問題協議のなかで提示されてきたものであるが、それが具体化したのはこれが初めてである。

3　乳価その他の価格運動

(1)　乳価運動

飲用乳価交渉の難航と妥協案

一九七五年の飲用乳価交渉は難航、生産者団体の要求はキロ当たり四〇円以上アップの要求から一五円にダウン、さらに一〇円要求にまで後退した。七五年八月一日、全乳対（全国指定生乳生産者団体乳価対策委員会）は森永・雪印・明治の大手乳業メーカー三社にたいし「一キロ当たり一〇円以上の乳価を遅くも八月一五日まで決定されたい」と要請したがゼロ回答に終わり、その後回答期限も八月二〇日まで、ついで九月一日までに延期された。

酪政連（日本酪農政治連盟）は八月二〇日、三大乳業メーカーにたいし「乳価値上げに協力出来ない乳業メーカーに重大決意をかためつつある、九月一日までに一〇円以上引き上げよ」と抗議した。この重大決意とは七月一八日に決定した特定メーカーにたいする生乳全量出荷ストを意味する。八月二六日、酪政連は東京・虎ノ門の日消ホールで「乳価引き上げ貫徹全国酪農民実行運動大会」（参加者一〇〇〇人）を開き、一〇円以上の値上げ要求と実力行使断行の決議を確認したあと、乳業大手五社にむけ集団交渉を展開し、同時に農林省に行政介入による乳価引上げを要請した。

九月一日、中央酪農会議は非協力メーカーにたいし五日から一五日までの間に最低三日以上の全面出荷停止を実施することを確認した。九月六日、全乳対は農林省の非公式の斡旋案（九月よりキロ五円、七六年一～三月の間にさらに五円引き上げる）を検討したが結論がでず、九月八日、再度の斡旋案（九月一日より五円、七六年一月よりさらに九円四〇銭以上引上げ）を協議のうえ受諾した。これで二月以来難航をつづけていた乳価交渉はいちおう決着した(注)。

(注)　この内容の一部は『本年鑑』第四六集三八五ページで記録した。なお、その記述中「九月六日」受諾とあるが「九月八日」に、また七六年一月以降の引上げ「九円四〇銭」とあるが「九円四〇銭以上」と訂正する。

加工原料乳保証価格要求運動

中央酪農会議は七五年一一月から九月に妥結した飲用乳価キロ九円四〇銭「以上」引上げの実現運動を開始し、一二月八日、その交渉を全乳対に委任した。全乳対は乳業メーカーと交渉にあたっていたが、七六年一月、乳業メーカーと小売業者との卸売価格値上げ改定が難航していることを理由に交渉を中断した。

全中は七六年三月三日、農協畜産・酪農対策中央本部委員会を開き、七六年度の畜産物要求価格を内定し、翌四日の理事会で決定した。その内容は生産費所得補償方式による加工原料乳保証価格キロ当たり一〇五円八六銭（現行比三一・九%アップ）、豚肉安定基準価格キロ六七三円（同二一・〇%）、去勢和牛安定基準価格キロ一三八九円（同二一・五%）の要求価格と「畜産経営安定の基本施策確立の要請」および「七六年度畜産物政策価格に関する要請」事項等であった。

中央酪農会議はこの農協要求価格を支持し要請行動にはいった。

乳価闘争全国連絡会議は三月二八日、東京・平河町の都道府県会

館で「三・二八要求乳価貫徹全国酪農民集会」（三〇〇人）を開き、①七六年度加工原料乳保証価格は生産費所得補償方式で算定し一キロ一〇五円八六銭とする、②飼料の国内自給体制を確立する、③酪農近代化基本方針を再検討し、酪農民が安心して生産できる条件の確立を第一義として決定する、④負債整理のための立法措置をとる、等を決議した。

全日農および全農総連代表は農民春闘の一環として「米価並み賃金保障」を柱に三月二九日、農林省分庁舎で開かれた畜産審酪農部会（畜産振興審議会）にむけ他の酪農団体代表と呼応し要請行動を展開、諮問案撤回、再諮問要求を中心に訴えた。なお、農相が提示した諮問案はキロ当たり八五円一七銭（六・一%アップ）の低価格であった。政府は三〇日、畜産物価格をいずれも一ケタ台におさえ四月一日実施した。保証乳価は七・六%値上げ（八六円四一銭）であった。

(2) 葉たばこその他の価格運動

七五年九月二日、七五年産の葉たばこ収納価格と七六年葉たばこ耕作面積を審議する「たばこ耕作審議会」が東京・赤坂の葵会館で開かれた。諮問価格は前年対比九・一六%のアップであった。

全国葉たばこ対策共闘会議は審議会開催前日、虎ノ門のニッショーホールで「葉たばこ価格大幅引き上げ 要求全国農民大会」（一〇〇〇人）を開き、①葉たばこ価格は生産費・所得補償方式によって一〇アール当たり五〇万円以上を補償せよ、②前渡し金は売渡し代金の三〇%相当とし、利子・保管料も支払うこと、③審議会に共闘会議代表を加えること、④外葉依存をやめ生産対策を充実強化せよ、等々を決議した。大会終了後、約二〇〇人の耕作農民代表は泉・専売公社総裁と団体交渉をおこなった。また、同じ九月一日、耕作者連盟（全国たばこ耕作者政治連盟）は、東京・平河町の日本都市センターで七五年度定期大会を開き、米価並み労賃評価実現を期し収納価格引上げ要求に組織の総力をあげることを確認した。これらの大会に参加し、残留した農民が審議会要請行動を展開した。

審議会は米価並み労賃評価をめぐり紛糾したため会期を一日延長したうえ九月五日、①収納価格全種類平均で前年比一四・九%引き上げ、キロ当たり一三二三円三六銭とする、②耕作面積は前年度の公示面積より五〇〇〇*ha*多い六万一四〇〇*ha*とする、との答申をだした。耕作農民の要求は実現しなかった。

いも・でんぷん価格運動

七五年九月一六日、全中は七五年産のいも・でんぷん・キビ・テンサイの要求価格を決定した。その後、再三にわたり集会を開き、「価格決定は農業パリティ価格を基準とせず所得補償による再生産確保を旨として決める」ことを自民党農林部会を中心に要請をつづけた。しかし、政府は一〇月一〇日、いずれの価格も九・三%のパリティ指数を基礎に決定した。

キビ価格運動

「サトウキビ作農業を守る鹿児島県生産者大集会」は七五年一〇月二二日、東京のニッショーホールで開かれた。集会は、①要求価格トン当たり二万一〇〇〇円以上の実現、②キビ作農業を守り、離島農業の安定化要求、③パリティ方式阻止、生産費所得補償方式の実現の決議をお

こない、代表は農林・大蔵両省等に陳情した。この前日、沖縄県サトウキビ振興対策協議会の代表は上京し要請行動にはいった。全中と鹿児島・沖縄両県の農協サトウキビ対策本部は一〇月三〇日から、二万一〇〇〇円以上引き上げ要求特別運動を展開した。

コンニャク価格安定運動　七六年一月八日、群馬県甘楽郡下仁田町の小学校で「コンニャク生産者危機突破大会」（五〇〇人）が開かれ、外国産コンニャク原料と製品の輸入阻止、価格安定策、生産調整など数項目の決議がなされた。また同県の富岡市・甘楽町・妙義町の三農協と農委・コンニャク生産者団体は二月四日、富岡市農協総合施設で「コンニャク生産者危機突破大会」（一五〇〇人）を開き、①特産地指定、コンニャクの特認作物認可、②地域食品認証制度の促進等、③価格証保制度の確立、など五項目の諸要求を確認した。このほか、関東農団連（農業と農民生活を守る関東地方農業農民団体連絡会議）は三月四日、コンニャクの経営安定、果実輸入反対など危機打開策を要求し農林省に交渉した。

4　果実輸入阻止運動

リンゴ輸入阻止運動　青森県リンゴジュース会社は一九七五年一〇月から一二月にかけ朝鮮民主主義人民共和国から加工用リンゴを輸入した。青森県農協中央会は一〇月一五日、コドリンガ病が蔓延するおそれのあるリンゴ輸入には絶対反対すると声明、これにひきつづき農協農政対策委員会（農対委）は一八日、県リンゴ協会と共闘し全国的な阻止運動を展開していくことを決めた。

一一月二二日、農対委は生産・出荷七団体と共催、黒石市相野の農協ライスセンター前広場に一三〇〇人の生産農民や団体代表を集め「リンゴ輸入阻止青森県生産者大会」を開いて絶対阻止を決議し反対運動の展開を誓った。このような反対運動の高まるなかでリンゴ輸入第二船が室蘭港に入港、その一部が黒石市の工場に搬入された。リンゴ生産・出荷七団体は一二月一日、「リンゴ輸入阻止青森県生産者大会」（二五〇名）を開き「コドリンガの防疫上の不安が解消されていない、今後絶対に輸入しないこと」を確認し、これを会社に申し入れた。

サクランボ輸入阻止運動　米国産のサクランボはコドリンガやチェリーフルーツフライの汚染の危険が大きく一時輸入中止となった。しかしアメリカ政府の圧力のもとでふたたび輸入解禁の動きが高まった。

【果実輸入阻止運動の推移】

七五年一一月一〇日、山形県で「山形のサクランボを守る会」結成、一万人署名運動はじまる。

一一月一七日、山形県農協青果対策本部は寒河江市の文化センターで「サクランボ輸入解禁阻止山形県農協代表者大会」（一一〇〇人）を開いた。

一一月二〇日、「山形のサクランボを守る会」の代表、農林省に米国産サクランボ輸入解禁絶対反対を要求した。

一一月二五日、山梨県落葉果実ワイン（果汁）輸入阻止対策協議会は中巨摩郡櫛形町の中央公民館で「サクランボ輸入阻止生産者集会」（約三〇〇人）。

一二月四日、山形の輸入解禁反対署名運動高まる。
一二月一二日、全国果樹研究連合会は安倍農相に「コドリンガの汚染地域として疑わしい朝鮮人民民主主義共和国からのリンゴとコドリンガ汚染地域である米国からのサクランボの輸入」を絶対すべきでないと申し入れた。
七六年一月二八日、山形の農協、農対本部の代表、二万一六〇〇人の解禁反対署名簿を安倍農相、宮沢外相、米国大使館バトン公使（フォード大統領あて署名簿）に渡し、要請した。
四月二一日、山梨県果実連は石和町の小松パブリックホールで「山梨県果実生産者大会」（一〇〇〇人）を開き、ワイン、果汁の輸入規制、サクランボなど落葉果実輸入阻止などを決議した。

5　土地取上げ反対その他の運動

(1)　三里塚（成田）空港建設反対闘争

三里塚空港粉砕全国総決起集会

千葉県成田市の三里塚新国際空港の建設は一九六六年七月の閣議決定以来一〇年を過ぎ、なお開港メドはたっていない。三里塚・芝山連合空港反対同盟の農民と支援学生は空港予定敷地内に構築した三五メートルの鉄塔（構築七一年五月）と六二メートルの岩山大鉄塔（同七二年三月）を最後の砦として反対運動をつづけてきた。反対同盟は一九七五年一〇月九日、岩山大鉄塔中段に空中団結小屋を構築した。また七二年以来展開されている「岩山大鉄塔一〇万人共用化運動」が鉄塔共有者の大運動を準備する会を中心にすすめられた。

七五年一〇月一二日、反対同盟は三里塚第二公園で「三里塚空港粉砕全国総決起集会」を開催した。これは鉄塔決戦準備集会として開かれたもので支援学生・労働者など六七五〇名が集まった。また共闘団体として高浜入干拓反対同盟・砂川基地拡張反対同盟・淡路空港反対同盟・反天皇制連絡会議・横浜新貨物線反対同盟その他の団体が参加した。集会スローガンは開港阻止・大鉄塔完全防衛！二五戸とともに二期工事を阻止するぞ！　でっちあげを粉砕し、裁判闘争に勝利するぞ！　沿線住民とともにジェット燃料貨車輸送を阻止するぞ！　一〇年のたたかいの成果を踏まえさらなる前進をかちとるぞ！　闘うアジア・朝鮮人民と連帯し三里塚空港を粉砕するぞ！　の六項目であった。集会は「三里塚の明暗を決するこの岩山鉄塔を権力の手にまかせることなく、今こそ三里塚闘争十年の歴史をふまえ、岩山鉄塔を防衛し、開港策動を全力をもって粉砕することをここに宣言します」との大会宣言を発した。終了後、全員が岩山大鉄塔までデモしたが、この際反対同盟青年行動隊員を含む五名が警察に逮捕された。この日、千葉県警は警視庁、神奈川・埼玉両県警の支援を受け約四〇〇〇名の警官を配置していた。

鉄塔撤去道路阻止闘争

空港公団にとって開港の最大の障害はいまや鉄塔であった。公団は鉄塔を除去するために「産土参道」といわれる農道を鉄塔破壊用道路として整備する工事計画をすすめた。反対同盟に結集する農民と学生は「産土参道」防衛のため、工事阻止闘争を展開した。

七六年二月一八日、同盟は「産土参道」に土留め壁を築き、同時に全国に檄をとばし二月二二日、旧岩山グランドで「三里塚空港粉

砕鉄塔撤去道路建設阻止緊急現地総決起集会」を開いた。集会には地元民を含め約五六〇〇人が結集、工事強行絶対阻止を確認したあと大鉄塔までデモをおこなった。

空港公団は二月二四日、「産土参道」の土留め壁撤去を告示、翌二五日早朝千葉県警機動隊に守られ道路工事を強行した。これにたいし反対同盟は告示されたその日ただちに空港公団・県・県警を相手に「妨害排除と工事中止を求める仮処分」を千葉地裁に申請した。工事当日一〇〇〇名にのぼる機動隊にたいし、同盟に結集する約三〇〇〇名の農民と学生は阻止行動を展開した。古タイヤを燃やし、サイレンを鳴らし、バリケード越しにいっせいに石や糞尿入りビニール袋を投げてたたかった。ある者は竹ザオで機動隊と激突し、多数の重軽傷者がでたほか、四八名が逮捕された。この撤去道路阻止闘争は七一年の第二次代執行反対闘争以来の大闘争となった。

空中田植え闘争

一〇年以上にわたる反対闘争の過程で脱落者も多数でた。七六年四月二七日、反対同盟はその所有地を同盟に無断で公団に売り渡した瀬利副委員長の背信行為が明らかになったとして同氏を除名した。しかし残る二四戸の農家を守る反対同盟の結束は堅く、ひきつづき鉄塔防衛をつづけている。公団側の不法耕作禁止勧告（一月二三日）、立入り禁止と鉄条網による封鎖（五月一一日）のなかで反対同盟は田植準備を開始（五月一〇日）、五月一六日、苗をバリケード越しに投げこみ田植えをおこなった。現地ではこれを「空中田植え」と称した。

また、支援学生は七月一日、二年ぶりに滑走路のアプローチエリアに予定されている反対同盟員所有地の真ん中に三一番目の団結小屋を構築した。

開港さらに延期

大塚国際空港公団総裁は七六年三月二五日、鉄塔除去の仮処分裁判の予測および燃料暫定輸送問題の合意が成立しないとの理由で「年内開港は困難」と表明した。その後、七月二二日、竹内県知事・大塚空港公団総裁と鹿島・神栖・波崎の三町役場が暫定燃料輸送問題で協定を結んだと伝えられた。しかしこれまで開港を推進してきた成田市議会が政府の対応いかんによっては「開港阻止決議も辞さない」と決議（六月二五日）したこと、空港施設が老朽化していること、動労千葉地本のジェット燃料輸送阻止闘争の継続、成田新幹線計画が沿線住民の反対により着工のメドがたっていないこと等々の障害があり、反対同盟の闘争がつづいているため開港のメドは立っていない。

(2)　軍事基地・公害反対その他のたたかい

日本原演習場反対闘争

岡山県勝田郡奈義の陸上自衛隊日本原演習場にたいする反対運動は一九七〇年以来、地元農民による着弾地付近立入り実弾演習阻止闘争として展開されてきた。七一年には入会権・耕作権などにたいする侵害、および自衛隊そのものの違憲性を問題にした「日本原訴訟」（岡山地裁）が提起された。一九七六年五月一六日、八一ミリ砲実弾演習にたいする抗議行動が展開され、地元農民・支援学生と自衛隊員が衝突し投石合戦がおこなわれ社会問題となった。これは同日、実弾演習のため午後三時から演習場立入り禁止にするとの有線放送にたいし、それ以前に農民が演習場にはいろうとした問題をめぐっておきたも

のである。翌一七日、日本原基地闘争実行委員会（社会党・岡山県評などで構成）は演習場の奈義町南側バリケードに三五〇人の地元農民・労働者・学生を集め「実弾演習反対集会」を開き、①自衛隊による暴行を徹底的に追及する、②東地区での実弾射撃を阻止する、ことを決議、当局に抗議した。なお、日本原演習場反対闘争はおもに日本原基地闘争実行委が主体となっており、四月八日にも「日本原基地撤去・東地区実射反対大集会」を開いた。

北富士演習場払下げ運動

七六年五月一七日、山梨県の北富士演習場地元協議会は地元入会組合員・支援労働者三〇〇人を動員、北富士演習場着弾地に隣接する立入り禁止区域にカラマツ苗木を植林する実力行使をおこなった。同協議会はこの三年間演習場内梨ケ原の国有地二一〇*ha*（すでに閣議で了承済み）の払下げ要求をしてきたが、国に誠意がないとして実力行使にでたものである。また、すでに演習場用地賃貸借契約更新を拒否しており、このため四月以降実弾演習もストップ状態にあった。これとは別に北富士では戦後早くから忍草入会組合が基地撤去闘争をつづけ、同じく梨ケ原地域の払下げ要求をもって運動をつづけている。

高浜入干拓反対闘争

茨城県の石岡市・玉造町・小川町・玉里村・出島村の一市二町二村に隣接する霞ケ浦の一部一四五三*ha*を干拓し一一七八*ha*の農地を造成する高浜入干拓計画は、一九七四年一月強行着工したものの、高浜入干拓反対同盟と玉造町干拓反対同盟に結集する漁民・農民・住民・学生大衆の反対闘争によりほとんど進捗していない。

反対闘争は王造町を中心に漁場を守る運動から住民闘争に進展、一時干拓推進に賛成していた玉造漁協のなかにも干拓延期・干拓中止に転換するものが出て、全漁民・全住民をまきこんだ闘争となっている。七五年一一月、竹内茨城県知事は安倍農相に現在の諸情勢からみて工事着手は困難と判断し、「一時休止」を求める公文書を提出した。反対同盟はなお、三里塚・芝山連合空港反対同盟と連帯したたかっている。

原子力船「むつ」母港化反対運動

政府は原子力船「むつ」の新母港を七五年四月までに決定することを青森県の関係団体（県漁連・県・むつ市）と約束し、長崎県の対馬、鹿児島県の甑島および種子島をその候補地と決め地元の意向を打診していたが、反対運動の高揚のためいずれも断念した。ところが反対運動が盛上りをみせていた七五年六月一八日、辻佐世保市長は「むつ」受入れを表明した。この時を境にして佐世保市で「むつ」県内入港阻止運動が急速に盛り上がった。

長崎県漁連の「抗議集会」、社会党・総評の「『むつ』反対三万人集会」が開かれ、さらに佐世保市の「市民の会」や「環境を守る会」が反対運動を展開した。長崎県議会は一〇月「むつ母港県内設置ならびに県内入港に反対する決議」請願を否決し、事実上入港受入れを認めたが、佐世保市議会は「むつ反対」、「原子力平和利用推進」の請願をいずれも継続審議とした。関係漁民団体は一一月二八日、「海上封鎖演習デモ」を実施し気勢をあげた。

しかし政府は七六年一月一六日、「むつ」の修理港を長崎県佐世保港とすることを決定、二月一日、県知事および市長に正式に受諾を要請した。県漁連および革新諸団体は知事と市長にたいし政府の要請を拒否するよう要求した。この間、当局のなしくずし懐柔策に

より市内漁協は賛否両論に分かれ分裂状態におちいった。条件賛成派は補償要求でゴネどくをねらった。他方相浦・黒島の二漁協は絶対反対の立場をつらぬき阻止闘争をつづけた。また同市東浜町の「漁民の会」は条件闘争を拒否、実力行動を決定した。

なお、長崎市議会は県漁業公害対策特別委（県内一六六漁協で構成）の「むつ受入れ反対決議」請願を採択、また佐世保重工労組の友愛会は絶対反対を確認している。

東北電力女川原発反対運動

宮城県牡鹿郡女川町の東北電力女川原子力発電所計画は当初、地元の女川町漁協や雄勝町雄勝湾漁協の反対運動により難航していたが、七五年九月の説明会（仙台市）を契機に急速に進展した。しかし、漁民の一部は絶対反対運動をつづけ、一一月二一日、第二回地元説明会場に乱入、漁協幹部に反対決議を要求、東北電力との交渉打切りを要求したため説明会は流会となった。

利根川沿岸漁協の水利補償運動

七六年五月一四日、千葉県銚子市の下利根漁協など利根川沿岸六漁協の漁民三〇〇人は七〇隻の漁船を動員し、千葉県香取郡東庄町の水資源開発公団管理事務所にむけて「水門解放」要求し、抗議デモをおこなった。この行動は七四年八月についで二回目のもので、水門閉鎖のため酸素欠乏と塩分濃度が高くなりシジミが死ぬという被害にたいする抗議行動であり、「水門閉鎖」のための被害補償を要求した。

漁業危機突破全国漁民大会

全国漁業協同組合連合会など漁業関係団体で組織している漁業経営安定対策中央本部は七五年一二月九日、全国から一万人の漁民を東京の日本武道館に集め「漁業危機突破全国漁民大会」を開催した。大会は漁業用燃油価格差補給措置の実現、抜本的漁価安定対策の確立などを内容とする、①漁業経営危機打開についての緊急施策の確立を求める決議と、②領海一二カイリの即時宣言を求める決議を採択した。大会後、外務・農林など関係各省庁および各政党に要請した。

6　農地増税反対運動

農民団体の農地課税反対運動

農地の宅地並み課税は一九七三年度から三大都市圏一八二市の市街化区域A・B農地を対象に実施されてきたが、七六年度から新たに他の地域も含めて検討されることになっており、しかも七六年度は三年ごとにおこなう固定資産税の評価替えの基準年にあたっているため農業・農民団体の動きはにわかに活発となった。以下、その主要な動きのみに限って記述する。

全日農と全農総連はこれまでも税金闘争のなかで共闘してきたが、一九七五年一〇月一四日、両団体は「宅地並み課税反対第一次中央集結集会」を東京で開き、①宅地並み課税の撤廃、②農地の固定資産税の据え置き、を基本とする諸要求を確認し、集会後国土庁・自治省および野党各党に要請した。また、第二波中央集結行動は税制調査会にむけて一二月一二日おこなわれた。ここでも、①都市農業を守り発展させるため、農地に対する宅地並み課税を撤廃すること、②三大都市圏の市街化区域内A・B農地にたいする宅地並み課税をただちに撤回するとともにその他の農地についても実施し

ない、②一般農地の固定資産税据え置きについての特別措置を継続すること、の三点を確認、目的達成のため全力を挙げてたたかうことを申し合わせた。

なお、これらの集会では地方自治体闘争の拡大などが決議されていたが、全日農大阪府連あるいは全日農福岡県連など三大都市圏の一部農民団体が積極的な反税闘争を展開したにすぎず、全国的な闘争に盛り上げるにはいたらなかった。

農業と農民生活を守る関東地方農業農民団体（関東農団連）は七五年一一月一七日、東京・芝のニッショーホールで「宅地並み課税撤廃、飼料値上げ反対・米の全量買い上げ諸要求実現関東地方農民集会」（参加農民七〇〇人）を開き、農地の宅地並み課税反対など九項目の要求事項を決議したあと要請行動を展開した。

農業団体の宅地並み課税軽減運動

全中と日本農業会議所は七五年九月三〇日、東京大手町の農協ビルで「農地の固定資産税対策農委・農協代表者集会」（五〇〇人）を開き、農地の宅地並み課税対策に関する要請事項を決議したのち、農林省・自治省・国土庁・各政党に農地課税軽減について要請した。その後、農業団体の要請行動は一二月一六日の第四次「農地固定資産対策全国代表者連絡集会」にいたるまで再三にわたっておこなわれた。地方では三大都市圏各地の要請運動は動員規模・行動力ともに強力なものであった。これは「地方税法改正」（七六年三月三一日）の成立後もひきつづき展開され、A・B農地の固定資産税宅地並み課税減額措置、実質農地並み課税要求運動として展開された。

全国農協青年組織協議会（全青協）は七五年八月八日、都市農業対策会議の幹事県会議を開き、三大都市圏の市街化区域内A・B農地の宅地並み課税撤廃その　を内容とする要請事項を決め全中に申し入れた。また自民党税調会や四野党にむけて要請活動をおこなった。

7　出稼農民と農村労働者の運動

出稼組合連合会の運動

出稼連（全国出稼組合連合会）は七五年九月から一〇月にかけ全国の四地区（青森県・徳島県・九州・宮崎県）でブロック会議を開き、組織化のためのオルグ活動を展開する一方、一〇月七日、長谷川労相にたいし雇用問題、賃金・労働条件、失業保険などを中心にした当面の緊急対策を要求して交渉した。

一二月九日、出稼連は「出稼組合全国代表者会議」を開き、当面する雇用問題と全国大会について協議し、つぎのような出稼組合の諸要求を確認したあと労働省に要請した。すなわち、①出稼ぎ者の求人を確保し、就労を保障する、②不況等による就労難を利用した賃金・労働条件の不当な抑制がおこらないようにする、③雇用契約途中の解雇は絶対におこらぬようにする、④行政の責任において出稼ぎを常態としている者が就労できぬ場合、失業手当を支給する、⑤雇用保険法の受給資格条件を緩和する、⑥雇用保険法の一時金（五〇日分）と一般（九〇日分）の選択権を当分の間延長する、こ

出稼連第六回定期大会は七六年二月七日、東京・三宅坂の社会文化会館で開かれ、①出稼ぎせずにすむ諸政策の確立、②出稼ぎ者問題の基本的政策、雇用安定と賃金労働条件の確立、③出稼者の組織化と出稼組合の強化、を重点課題とすることを決定した。このあと代表者は労働・農林・建設・文部・厚生の各省および東京都交渉をおこない、要求事項の実現について交渉した。

翌八日、出稼連は同じ社会文化会館に約一〇〇〇人の東北・北海道を中心とする出稼者を結集し「第十二回全国出稼者東日本大会」を開催した。大会は特別決議として「出稼者の雇用安定に関する件」を採択、同時に「出稼者要求に関する件」「日本の農業の発展と農民生活の向上をたたかいとる件」「建設業における不払い・労災事故一掃に関する件」を決議した。このあと、例年同様一日八時間労働最低賃金要求を内容とする「賃金宣言」を確認し閉会した。

また、二月二二日、大阪市立労働会館で「第十二回全国出稼者西日本大会」（二〇〇人余参加）を開き、東日本大会と同じ決議案を確認、さらに「神崎港運労災事故に対する企業の完全保障をかちとる件」「佐野安造船の殺人合理化を糾弾する件」（いずれも出稼者の死亡問題）を決議、そのうえ緊急決議として「工事元請け会社大林組の責任を追求する決議案」（二月二〇日、栃木県の橋脚工事で出稼者六名死亡の件）を全員一致で採択した。二三日には大阪労働基準局を中心に抗議・要求行動をおこなった。

農村労連の運動

各地の農村労働組合はそれぞれの立場で未払い賃金問題、雇用問題、労災問題を軸に自治体交渉をつづけてきたが、それはまた農村労連（農村労働組合連合会）の課題でもあった。七六年二月二日、「出稼ぎ者が力を合わせて要求を獲得する大集会」が同実行委員会主催、農村労連の協力により衆議院第一議員会館で開かれた。集会には約一二〇人が集まり、労働・農林省や東京都、全中など農業団体との交渉結果の報告をおこなった。その結果、農外就労対策の貧困化が明確にされ、今後、年一回の交渉にとどまらず定期的交渉、そしてまた就労先での交渉の必要性が確認された。農村労連の要求事項は——①仕事保障、解雇中の生活費、宿泊費、帰省旅費の援助、②賃金・労働条件の向上、③労働諸法の厳守、④賃金不払い・労災の保障、⑤雇用保険法の特別一時金（五〇日）の大幅増、⑥出稼ぎ収入の特別控除、⑦年金、健保の掛け金の大幅値上げ反対、⑧出稼者援護法の制定、⑨農協の出稼ぎ者対策等。農村労連は三月六・七日両日「第十二回定期大会」を開き、職業病闘争を強力に展開することを決定、全国組織である「全国職業病対策委員会」に加入することを決議した。

3　農民団体その他

(1)　全日本農民組合連合会（全日農）

【役員】　会長　足鹿覚、副会長　亀田得治、松沢俊昭、書記長　谷本たかし、財務委員長　栗原俊夫、統制委員長　鈴木吉次郎、中央常任委員　鈴木清、原田源次郎、阿部昭吾、新関亨、桑折智夫、山田元、八百板正、高橋勇、上原義信、加瀬包男、鶴巻辰次郎、石

塚光雄、末松隆、山中高吉、梅原昭、山本鶴男、野坂浩賢、湯山勇、高野啓吾

会計監査　新妻忠直、阿部助哉、萩原貞一

統制委員　斉木重一、山村慶次、中沢厳、佐藤末吉、米山繁男、早川定一、日下博、木村栄、宮尾重信、田中積

顧問　野溝勝、上林与市郎、清沢俊英、三宅正一、黒田寿男、日野吉夫、石田宥全（一九七五年六月一八・一九日、第一五回定期全国大会で選任）

【機関紙誌】『農民新聞』（月三回刊）『農民運動資料』（月刊）

(2)　全国農民総連盟（全農総連）

【役員】　中央委員長　小林慧文、副委員長　斎藤初四郎、小松世至人、永松重教、中村吉次郎、書記長　梶原壮監査委員　土田弘、遠藤傭一、福満寿雄（一九七六年六月三日、第一四回代議員総会にて選任）

【機関誌】『全農総連情報』（週刊）

(3)　全日本開拓者連盟（開拓連）

【役員】　委員長　小野栄太郎、副委員長　望月新一、常任委員・事務局長　原七郎（一九七六年五月一八日、第三一回通常総会にて選任）

【機関誌】『開拓情報』（月刊）

(4)　全国出稼組合連合会（出稼連）

【役員】　会長　栗林三郎、副会長　和田広弥、野坂浩賢、長谷部七郎、事務局長　坂口建夫（一九七六年二月七日、第六回定期大会で選任）

【機関紙】『出稼通信』

(5)　農村労働組合連合会（農村労連）

【役員】　中央執行委員長　丸山久明、戸本勝友、書記長　藤ノ木利富治、副中央執行委員長　丸山久回定期大会で選任（一九七六年三月六・七日、第一一

【機関紙】『農村労働者』

(6)　中央労農会議

【役員】　議長　鈴木和美、副議長　栗林三郎、佐藤惟恭、熱田早苗、福井尚、渡会俊誉、事務局長　高野啓吾

XII 人権擁護運動

概要□国民救援会――ビラ貼りの権利をまもる運動――埼玉県の場合／北九州市の場合／大阪の場合／大阪の屋外広告物条例改正の運動／京都の場合／再審事件――白鳥事件／加藤事件／松山事件／免田事件／再審事件交流会／思想による差別と迫害に反対する運動――中部電力事件／旭精機工業事件／芝信用金庫事件／その他の訴訟／討論集会・大企業の職場に民主主義を確立するために

概要

一、国民救援会は、創立四八周年、再建三〇周年を迎えて、その組織人員を増やしている。一九七五年一〇月現在で会員数一万二〇〇〇名という。一九七五年七月にひらかれた第三〇回全国大会では、ひきつづき弾圧犠牲者の救援運動をつよめるとともに、あらたに「集団暴力から民主主義を守るたたかい」にとりくむことを決めた。一九七五年から七六年にかけて、七五年に改正された公職選挙法と、これによる弾圧とたたかうために、自由法曹団と協力して、東京、青森、札幌、名古屋、京都、広島、福山など全国二九都道府県、三八カ所で学習会を開催し、一九七六年三月二〇日には福岡市で選挙弾圧全国交流集会を開催した。

一、ビラ貼りについては、屋外広告物条例によって逮捕・処罰される事例が多い。言論の自由をまもるたたかいとして、全国各地で裁判闘争がつづけられているが、かならずしも成功しているとはいえない。このなかで、大阪における府・市条例改正運動は革新大阪府政と結んで大きな成功をおさめ、条例改正に成功するとともに、裁判事件も免訴判決で終わる事例があいついだ。

一、再審事件については、多くの再審事件のたたかいが全国的にその経験を交流しあい、狭い再審の門をひらくために、刑事訴訟法

改正運動とむすびつきはじめていることが注目される。白鳥事件の再審請求は最高裁における敗訴で終わったが、この長年にわたる努力が他の事件にあたえた影響は大きい。加藤事件、松山事件などの事実調べがすすむ一方で、免田事件について請求棄却の決定がおこなわれた。

一、共産党員であることなどを理由とし、あるいは第一組合員であることなどを理由とする差別と迫害に泣きねいりすることなく、これらに反対して闘争する運動がひろがりをみせはじめた。これらの差別は年間給与で一〇〇万円をこえる例があり、さらに職制や第二組合員による暴力をともなう迫害や職場八分は、基本的人権の問題であるとともに、労働運動のあり方をめぐって重要な問題を提起している。これらの差別と迫害は、とくに大企業の職場において顕著である。裁判闘争に訴える事例が増加している。

1　国民救援会

再建三〇周年を迎えた国民救援会は、一九七五年七月二七日から三日間、神奈川県箱根で、第三〇回全国大会をひらいた。大会には中央役員および代議員、特別代議員一七〇名余が参加した。

大会では、運動方針のなかに、あらたに「集団暴力から民主主義を守るたたかい」という項目が加えられ、「えん罪裁判の支援」について「とりあげる方針や考え方の再確認」がおこなわれた。採択された運動方針は、つぎのとおりであった。

【第三〇回全国大会運動方針】

一、大会の任務

ことしは、日本国民救援会が戦後再建されてから三〇周年にあたります。また、創立されてから四七周年にあたります。

この記念する年に、日本国民救援会は第三〇回全国大会を開くことになりました。この三〇年間に、わたしたち日本国民救援会は、アメリカ占領軍の暴虐な弾圧から人権を守るためのたたかいをはじめ、三鷹、松川事件の犠牲者救援、さらには朝鮮戦争下における数多くの謀略と弾圧の犠牲者救援、そして一九六〇年の安保条約反対闘争以来つよまった弾圧と権利侵害、とくに、ビラはり弾圧や選挙弾圧をはねかえすたたかいなどに尽力してきました。とりわけ三鷹、松川事件をはじめ、青梅、鹿地、メーデー、辰野事件など数多くの裁判闘争の勝利をおさめ、権力の暴挙をうち破りましたが、これらの救援運動、裁判闘争の推進力の役目を担ったわが日本国救民援会は、「救援会があったればこそ勝つことができた」と関係者から深い感謝と尊敬の念をうけてきました。これもひとえに本会の事業に物心両面にわたるご支援をよせて下さった方がたのお力添えがあったからとふかく感謝します。同時に、本会の事業に生涯を捧げられた故難波会長をはじめ故細迫兼光、酒井定吉氏など有名無名の幹部・活動家の報いられることなき献身の結果であり、これら先輩諸氏の違業をうけついでいっそう尽力することを誓うものです。

ところで、各方面から大きな注目をよせられ、大会の成功を期待されている第三〇回全国大会の任務は、つぎのところにあります。

それは、創立以来、一貫していろいろのかたちの政治的、権力的な弾圧の犠牲者に対する救援活動を広範に組織してたたかってきた日本国民救援会の伝統を守り、七〇年代の新しい諸情勢のもとで、ひきつづきわが国の救援運動を発展させるために、国民救援会のいっそうの奮闘がのぞまれていることに正しくこたえることです。

ご承知のように、三大騒乱事件、権力犯罪追及の芦別事件そして公務員労働者の政治活動の自由を争う熊谷事件、さらには公務員労働者の争議権を争う名古屋中郵事件などが、いずれも最高裁でたたかわれています。また、朝鮮戦争反対闘争に加えられた弾圧の宮操事件は、きたる九月一一日に、これら諸事件の裁判闘争を勝利させるための判決を迎えます。本大会は、これが第一の任務です。

第二は、政治反動に反対し、人権と民主主義を守るたたかい、とくに集団暴力から民主主義を守るという新たな任務が提起されていることです。

田中前内閣をはじめ歴代の自民党内閣は、自民党の退潮傾向を、小選挙区制や憲法改悪など政治のファッショ化によって打開しようとしてきました。「清潔・公正」「野党との対話」「保守革新」を看板にした三木内閣の真の企図は、日本型ファシズムへの露払いという点で、田中内閣となんら変りない反動内閣であることを証明しました。こうした企みは、政治的緊張の激化とともに、新たな治安立法や反動的諸法案となって表面化してくるにちがいなく、それは国民の自由と権利を奪うものであり、新しいタイプのさまざまの政治的弾圧がひろがる危険性をもつことを直視し、警戒をつよめ、それを許さぬたたかいが重要となっているのです。また、こうした政治反動と結びついた司法の反動化に反対し、憲法に忠実な裁判と裁判所をもとめてたたかうことが、いっそう重要となっています。

ことに、わが国の反動的支配層は、右翼から「革マル」「中核」さらには部落解放同盟「暴力集団」に対し、いろいろなかたちで〝泳がせ〟政策をとって、これら暴力集団に労働組合や民主団体、さらに自治体に対してほしいままに暴力をふるわせ民主運動を破壊しようとしていることです。こうした集団暴力を糾弾し人権を守る大衆運動が、救援運動の緊急課題となってきています。

そして第三には、以上のさし迫った重大課題を成功的に達成させるためにも、このたたかいの推進力となる国民救援会をいっそう強大にしなければならないということです。三〇年間の救援会活動の教訓は、救援会が強力であれば弾圧犠牲者の苦痛を迅速にとりのぞくことができたが、救援会が弱体だったために犠牲者に耐えがたい屈辱を長期になめさせてしまったということです。この教訓をしっかりつかんで堅実に国民救援会を拡大、強化しなければなりません。

二、情勢の特徴と救援運動

インドシナ三国人民の英雄的闘争は、世界最強のアメリカ帝国主義にうちかち、ついに民族の独立をうちたてました。この勝利は、諸国人民を大きくはげまし、タイ、フイリッピンなどでの反米闘争を燃えあがらせています。しかし、アジアでの支配権をあくまでも維持しようとするアメリカ帝国主義は、「韓国」でのファショ的弾圧を強める一方、日米協調をいっそう重視し、日本独占に新たな役割を担なわせようとしています。

大資本奉仕の自民党田中内閣は、金権と腐敗をきびしく糾弾されついに退陣しました。そして「清潔・公正」を看板にした三木内閣が発足しましたが、大資本本位の自民党政治をいささかもかえないばかりか、選挙二法改悪強行にみられるように、国民の政治活動の自由を奪い、自民党政治の退潮をくい止めようとしています。これは、石油危機以来ますます深刻化する日本経済の危機を、日本国民の犠牲に転嫁することによって切抜けようと、政治の反動化を急速につよめているのです。

しかし、日本の民主勢力は、昨年の参議院選挙で、自民党を大きく後退させ、保革伯仲というところまで前進しました。また、さきの統一地方選挙でも、東京、大阪の革新知事を守り、新しく神奈川に革新県政をうちたてるなど、民主勢力は着実に前進しています。そしていま、「言論の自由を奪う公選法改悪反対」の広範なたたかいをまきおこし、ファッショ的三木内閣の打倒に立上っています。

さて、救援運動をめぐる情勢ですが、そのおもな特徴は、

第一、公選法、政治資金規正法の改悪などにみられる政治の反動化

民主勢力に対する不当な選挙弾圧とたたかってきた国民救援会にとって、こんどの公選法改悪は全く重大な問題といわねばなりません。政党機関紙の号外配布禁止、政治団体以外の一般紙・機関紙での選挙報道の禁止、さらに労組機関紙の組合員以外への配布禁止など、こんどの公選法改

悪は、全くファッショ的な言論抑圧です。しかも、政治団体か否か、あるいは通常の配布か否かなどの判断はすべて警察がおこなうわけですから、警察は系統的に情報収集活動をおこない、破防法による破壊容疑団体に対する調査活動よりも大規模なスパイ活動がおこなわれることになります。

そもそも選挙活動の自由化は、選挙活動に対する不当弾圧とのたたかいのなかで前進したのです。今から一三年前、参院選のとき東京に選挙弾圧が集中し、大量に逮捕されました。これはまったく計画的なもので、まず公示前の政策宣伝のためのビラはりを軽犯罪法違反という口実で逮捕したのです。さらに公示後は「戸別訪問」とか「法定外文書」という口実で、署名活動や機関紙拡大活動が弾圧されたのです。この大弾圧以来、選挙弾圧は逐次全国にひろがりました。労組機関紙の報道制限・配布制限の重大さは総理府統計局事件が、また、一般機関紙の報道制限の重大さは民青新聞事件にみることができます。このような計画的な選挙弾圧によって革新勢力の前進を阻もうとしたのです。

この公選法改悪が強行実施されるなら、言論の自由はファッショ的に奪われ、そして「公選法違反」として大量に逮捕されるという事態がおこってくるにちがいありません。それ故に、民主勢力は公選法改悪阻止の大闘争に立上ったのです。

「諸悪の根源は、現行憲法にある」との改憲集会に稲葉法相が出席したことは、憲法の規定に反すると、国会内外で迅速な糾弾がおこされ、ついに三木首相をして遺憾と陳謝させるにいたりました。ファッショ化の企みを一つ一つ粉砕するうえで、さきの刑法改悪阻止闘争とともに稲葉法相糾弾闘争は大きな教訓を示すものといわねばなりません。

第二は、司法の反動化が強まっていること

そのもっとも大きな事実は、昨年一一月六日の国公法三事件に対する最高裁大法廷判決です。一九四八年、マッカーサーの指示で、公務員労働者は争議権と政治活動の自由を奪われてしまったのです。これは憲法の「表現の自由」を公務員労働者から奪うものだとして、札幌高裁、東京高裁、高松高裁がそれぞれ無罪を言渡したものを、最高裁はことごとく破棄して「公務員の中立性維持」という一言で有罪を宣告しました。こうして百万公務員から政治活動の自由を奪ったのですが、さきの統一地方選挙で東京・中野郵便局と東京営林署の労働者は「国公法違反」として逮捕され、一三日間も拘留されるという弾圧がおこなっているのです。この大法廷判決に迎合した名古屋高裁は、さる六月二四日、豊橋郵便局熊谷事件に対し「本件においては、最高裁判決と異なる見解をとる特段の事情はない」と、無罪判決を破棄、「罰金五千円」を言渡しました。これは「裁判の独立」を投げすてた判決という外ありません。

また、五月二〇日の白鳥事件再審請求棄却に対する「特別抗告の棄却決定」に司法の反動化をみることができます。村上国治さんを白鳥警部射殺の首謀者とした物的証拠は、ただ一つ「弾丸」なのです。これがキメ手となって村上さんは、一八年間も投獄されたのです。ところが、弁護団や科学者さらには外国の科学者の支援によって「弾丸はねつ造された」ことが科学的に究明され、再審請求となったのです。この真実の前には最高裁も「証拠弾丸に関し第三者の作為ひいては不公正な捜査の介在する疑念が生じうることも否定しがたいといわなければならない」と認めざるを得なかったのです。つまり、転向して警察の手先となった高安、追平の自白をうらづけた弾丸は、実はねつ造されたものだということが判明した以上、「高安、佐藤らの供述はウソだ」ということにならざるを得ないはずです。ところが最高裁は、逆に「高安、佐藤らの証言など多数の間接事実」があるからと棄却してしまったのです。これではもはや裁判ではありません。

さらに、最高裁は全国の裁判官の任免、転任などの司法行政を通じて「最高裁が気にいる判決を書かなければ」という体制を作りあげ司法の反動化を促進しているのです。

第三は、集団暴力によって民主主義と人権が危機にさらされるという重大な事態

いわゆる東大闘争以来、反共暴力集団による集団リンチ事件に加えて、この四～五年来差別に対する「糾弾権」と称し、労働組合や民主団体さらには自治体に対する集団リンチ事件が続出し、民主主義と人権が危機にさらされるという重大な事態になっています。それは、「橋のない川」上映

阻止、矢田問題、羽曳野市長糾弾そして朝来事件から八鹿事件へとエスカレートしています。「差別者」とのラク印を押されれば、その暴力集団のいいなりになるまで暴力を加えるもので、これはながい間差別を強制されてきたことに対する「差別撤廃」闘争でもなければ、民主主義運動でもありません。

しかも重大なことは、暴力集団が、警察、検察、自治体から意識的に見逃され、あるいは一体となって暴力をふるっている事実です。つまり、これら暴力集団は、民主勢力を破壊する権力の別働隊となっているのです。暴力集団から人権と民主主義を守るという問題は、民主勢力を前進させるためにも重要な課題で、その責任追及と被害者の救援運動は国民救援会の新たな課題となっています。

三、運動の総括と今後の方針（項目のみ）

㈠　弾圧事件の裁判闘争
(1)大須事件、(2)村上国治の再審闘争、(3)国家公務員法三事件と熊谷事件、(4)きたる九月に判決される宮操事件、(5)権力犯罪を追及する芦別事件、(6)労働組合に対する弾圧とのたたかい、(7)地元事件の裁判闘争
㈡　弾圧対策と不起訴闘争
㈢　集団暴力から人権と民主主義を守るために
㈣　えん罪裁判の支援
(1)松山など再審事件の裁判支援、(2)再審でないえん罪事件の支援
㈤　刑法改悪など悪法を阻止するたたかい
㈥　年末救援統一カンパ運動の総括と今後の方針
㈦　三・一八運動の総括と今後の方針

四、組職拡大と強化（略）

役員には会長藤森成吉、副会長青柳盛雄、岡本光雄、渡辺信義（以上再）、斎藤喜作、村上国治（以上新）、事務局長金川三郎（新）が選ばれた。

一九七五年一〇月二四日、東京で「国民救援会再建三〇周年を祝うつどい」がひらかれた。戦前、戦後の弾圧事件の犠牲者、自由法曹団、労組など民主団体の代表、救援会の会員など一七〇名が集まった。席上、金川事務局長から、二七都道府県に本部が組織され、会員一万二〇〇〇名、救援新聞発行部数は一万八〇〇〇部に達することが報告された。

2　ビラ貼りの権利をまもる運動

埼玉県の場合

一九六五年四月、埼玉県蕨市役所の市職労組の役員にたいする首切り反対闘争中に、自治労埼玉県本部の名で「自治体を軍国主義の足場にするな」というビラ一枚を電柱に貼った、という理由で二名の労働者が軽犯罪法、埼玉県屋外広告物条例違反で起訴されていた「蕨ビラ事件」について、最高裁第一小法廷は、一九七五年六月一二日に被告側の上告を棄却した。これによって罰金一〇〇〇円、執行猶予一年の有罪判決が確定した。この事件では、被告の出身労組であった自治労県本部や全労働、国民救援会などを中心に、言論の自由にたいする弾圧事件として熱心な裁判闘争がつづけられ、一〇〇〇名をこえる「守る会」が組織されていた。

同じ埼玉県朝霞市で、一九六五年三月に二名が共産党演説会に関するビラを貼って起訴されていた「朝霞ビラ事件」について、一九七五年六月三〇日、東京高裁は被告の控訴を棄却して、罰金一〇〇〇円、執行猶予一年の有罪判決が確定した。

北九州市の場合　北九州市では一九七一年六月の参議院選挙の際に、市長の許可をうけずに三六枚のビラを貼ったことを理由に起訴されていた一名にたいし、小倉簡易裁判所は一九七六年四月一五日に罰金七〇〇〇円の有罪判決を言い渡した。これは、表現の自由を根拠として、北九州市屋外広告物条例を憲法二一条違反とする被告側の主張を排斥したものであった。

大阪の場合　大阪では、一九六六年三月に、合化労連日本酸素労組の組合員一名が、「ベトナム侵略戦争反対」、「佐藤内閣打倒」など九種類のビラを貼ったことを理由にして、大阪市屋外広告物条例違反で起訴されていた。この事件について大阪簡易裁判所は一九七五年六月一八日に、大阪市条例が改正されたことを理由に、無罪を言い渡した。この事件にたいして検察側が控訴したが、大阪高裁はこれをうけて一九七六年三月二六日に、一審無罪判決を破棄して、罰金三〇〇〇円、執行猶予一年の有罪判決をおこなった。

他方、同じ大阪高裁は一九六四年三月に「日韓会談反対」などのビラを貼った理由で起訴され、一審無罪の判決をうけていた二名の被告にたいして、一審無罪を破棄してあらためて免訴の判決を言い渡した。これは府条例に関する事件である。

ひきつづき、大阪高裁では、一九七六年一月二七日、立看板を掲示したことを理由にして起訴されていた事件について、被告の控訴を棄却して、一審の罰金二〇〇〇円、執行猶予一年の有罪判決を支持し、翌一月二八日にも二名にたいするビラ貼り事件について、一審無罪を破棄して、罰金二〇〇〇円、執行猶予一年の有罪判決をおこなった。

大阪府条例に関する事件の方は、府条例の改正によって九件一三名全員の免訴が確定したのであったが、市条例関係の分については三度にわたる条例改正によって七件一〇名については免訴が確定したものの、残りの一四件については改正後の市条例にあてはまらないという理由で論争がつづいていたものである。そして一部は有罪となり、一部は免訴となる、という不統一の結果を生んだ。このような結果を生んだことについては、つぎにみる大阪の条例改正運動の大きな成果にもかかわらず、なお残された問題があったことを示している。

大阪の屋外広告物条例改正の運動　大阪では一九六三年ごろから電柱などのポスター、立看板などにたいする取締りがはげしくなった。「全国一律最低賃金制を確立せよ」、「戦争の途、日韓会談反対」、「フォーク・ダンスに集まろう」などという各種の労働運動、政治運動、青年運動などのビラ貼りによって、ほとんどが現行犯逮捕されて、ときには六〇日間もながい間にわたって勾留されるという事件が続発するようになり、簡易裁判所に起訴されて裁判闘争がつづけられていた。これらの弾圧の根拠となったのが大阪府・市屋外広告物条例であったが、他方では、映画や不動産売買などのポスターなどは取り締まられることなく、ときには防犯協会のビラまで野放しになっていたので、これらの事件で逮捕・起訴された労組や民主団体関係者の納得はとうていえられなかったのである。

被告たちは大阪全体の規模で統一的な被告団と弁護団を結成し、各地の簡易裁判所で、言論の自由を旗じるしに裁判闘争を展開した。一九六四年から六七年の三年間に起訴されたのは、三〇件、四

五名に及んでいた。

これらの裁判闘争の結果、一九六七年夏以降は一件の起訴もみないようになり、裁判所もまた一九七〇年中に六件の無罪判決をおこなった。その理由はさまざまであるが、共通していたのは、ビラ貼りは憲法二一条の保障する言論の自由に属し、屋外広告物条例にいう広告物は営業上のものに限られる、というにあった。

屋外広告物条例は屋外広告物法にもとづくもので、美観維持と危害防止を立法目的としたが、なにが広告であるかについては具体的に定めていない。そこで各種の政治活動や労働運動のビラなども広告物として取締りの対象にされた。営業の自由にたいする制約は、言論の自由にまで及ぶか、という憲法論として各地の裁判所で論争がつづけられたのである。政府は一九七三年七一国会に屋外広告物法の改正案を国会に提出したが、これを機会に改悪反対の運動がまきおこった。ビラ貼り事件被告団を中心に国民救援会、自由法曹団などは国会にむけて反対運動をくりひろげた。大阪からはビラ貼り事件の被告が八回にわたって上京して、屋外広告物法が言論弾圧にもちいられている事実について、各党の建設委員に説明してまわった。このようにして政府は建設省が地方自治体にたいして示すモデル条例案のなかに電柱ポスターなどの禁止をもりこまない、その他の改善を約束するにいたった。法案は通過したが条例の改正要求の足がかりができたのである。

大阪では改正法にもとづく改正条例の審議にあたり、ビラ貼り被告団、自由法曹団大阪支部、国民救援会大阪府本部が中心になって、各政党、労働組合、民主団体によびかけ、法改正にともなう条例改悪に反対し、現行条例中の言論抑圧規定の廃止を含む積極的改正をおこなう、という方針のもとに運動を展開した。その結果、一九七四年三月に府と市の条例改正案が可決された。

府条例は電柱のビラ貼りなどの禁止を削除し、掲出期間三〇日をこえない一定のビラ貼りなど、または営利を目的としないものについては知事の許可はいらないことにし、改正前の行為にたいしても罰則の適用をしないことにした。

他方、市条例の方は、電柱を禁止からはずしたのは府と同じであったが、許可条項の適用除外規定として、こまかい制限規定を施行規則のなかに設け、加えて改正前の行為にたいしては従来どおり処罰することにしたのである。このために、府条例違反で起訴されていたものはすべて免訴になったが、市条例関係の被告は免訴とならず、さらに市条例改正の運動をつづけた結果、附則を改正して従来の行為を処罰しないこととし、さらに施行規則の内容を条例本文のなかにとりいれる改正をおこなった。このためさらに市条例関係の一部の人たちが免訴となり、他の一部の人はいぜんとして有罪となる余地を残すことになった。

しかし、この運動は、弾圧反対の裁判闘争が立法運動に発展し、一定の成果をかちとった運動として、ひろく注目されたのである。

京都の場合

京都府においても京都市屋外広告物条例の改正を要求する運動がおこり、自由法曹団京都支部では一九七五年八月五日に京都府にたいして改正の申入れをおこなった。この申入れには改正試案が添付されており、要旨つぎのとおりその理由を説明していた。「条例は本来、営業広告物の規制を目的としたものである。ところが警察当局はこの条例を弾圧の武器に利用し、弾圧、干渉を加えている。条例改正にあたっては、憲法の規定する

表現、言論の自由に対する侵害がおこなわれないように明文をもって規定する必要があり、政党、労組、民主団体の活動のために使用されるポスター、ビラ等は規制の対象とならないように明記すべきである」。

3 再審事件

白鳥事件

一九七五年五月二一日、最高裁は白鳥事件について、特別抗告を棄却する決定をおこない、二三年余におよぶ白鳥事件裁判闘争は終止符をうつことになった。一九七五年七月二六日、白鳥事件全国代表者会議が東京でひらかれ、闘争終結の方針がうち出され、この方針にもとづいて全国各地の救援組織は順次に解散することになった。しかし、白鳥事件の運動が、困難な条件のなかで長期にわたって多数の人々の支援をえて再審事件のたたかいに新しい道をきりひらいてきたことは、他の事件の関係者をつよくはげましてきた。とくに一九七五年五月二一日の最高裁の決定は、再審請求人村上国治の請求を排斥したものの、証拠物件となった弾丸について「第三者の作為、ひいては不公正な捜査の介在に対する疑念が生じうることも否定しがたい」と述べ、再審請求についても「疑わしきは被告人の利益に、という刑事裁判の鉄則が適用される」としたことは、従来の裁判例をめぐる論争にいちおうの決着をつけたものとして、他の再審請求事件の関係者につよい刺激をあたえたことは否定しがたかった。

加藤事件

一九一五年（大正四年）七月、山口県豊浦郡豊田町の太田嘉助が深夜に二三カ所も斬りつけられて殺された。警察は、その前夜に太田とけんかした岡崎太四郎を検挙し、やがて岡崎は「加藤新一といっしょに太田を殺した」ことを自白し、この自白によって加藤新一が逮捕され、否認のまま一、二審とも無期懲役の判決がくだされ、大審院でも上告を棄却されて服役した。加藤は一四年間服役して一九三〇年（昭和五年）に仮釈放された。加藤は逮捕されてから一度も自白することなく、無実を主張しつづけ、釈放後も四回にわたって再審請求をかさねたが容れられないまま、一九七六年現在、八四歳に達した。四度目の再審請求では、日本弁護士連合会人権擁護委員会や国民救援会の支援をえて、新しい証拠を発見する努力がつづけられた。その結果、まず殺害の凶器とされた押切り刀について、もし押切り刀のような重量のある凶器で打撃を加えれば、頭蓋を割って脳漿が流出することがさけがたいのに、頭部だけで九創もありながらこれらが致命傷とされていない、ということは押切り刀は凶器ではないことを示しており、凶器は頭部に打撃を加えても脳震とうをおこさない程度の軽量のものであり、しかも短時間に多数創を加えうるもの、すなわちあいくち、小刀の類いである、とする広島大学医学部の小林教授の鑑定がえられた。

ついで、東大の上野名誉教授のおこなった血液鑑定の方法に関する鑑定である。これは、加藤の父親の筒袖についていた血液痕を人血であるとする事件当時の開業医のおこなった鑑定方法について、

赤血球検査によって人血か動物血かを判別することは、鮮血についてさえも至難であり、まして鮮血でない場合に赤血球を復活させることは大正四年当時の方法では不可能であることを断定するものであった。

一九七六年一月二〇日、二一日には広島高裁による現場検証がおこなわれたが、裁判所による現場検証は一審以来六〇年間に、はじめてのことであった。また一九七六年二月二五日、二六日には東京で東工大宮城音弥名誉教授と東大上野正吉名誉教授の鑑定人尋問がおこなわれた。

一九七一年一月二七日には広島で「加藤新一翁を励ます会」が結成された。

松山事件

一九五五年一〇月、宮城県志田郡松山町の山原忠兵衛方で出火し、焼跡から夫婦と子供二人の死体が発見された。一二月二日になって、斎藤幸夫が傷害の別件で逮捕され、いったん自白したがその後は一貫して無実を主張したまま死刑が確定した。一九六九年六月第二回目の再審請求をおこなったが仙台地裁古川支部はこれを棄却し、即時抗告をうけた仙台高裁は即時抗告をみとめて仙台地裁に破棄差し戻した。「松山事件」とよばれる。この事件で、仙台地裁の勧告で検察側がそれまで提出していなかった証拠書類を弁護側に開示し、弁護側がこれらを点検したところ、重要な新証拠を発見したとして、一九七六年一月一七日に、弁護側からそれらの証拠の取調べ請求がおこなわれた。

新証拠とされた鑑定書の作成者平塚静夫は捜査にあたった当時の宮城県警鑑識課法医理化学主任で、この事件の重要な物証とされる掛布団の血液鑑定にあたった人である。斎藤幸夫が犯行後、被害者の血を浴びたのちに自宅にかえって就寝したために、掛布団のえりに八十余箇所の血痕が付着していた、ということが有罪のきめ手とされていたのである。この鑑定は当時の東北大学三木助教授のおこなったものであるが、三木助教授が鑑定をおこなったとされている期間中に、なぜか同一物件について、平塚主任にたいしても同一鑑定事項によって鑑定が命ぜられており、平塚鑑定によると、物件に血痕は付着していなかったのである。そこで布団には平塚鑑定の後に血液が付着した疑いが出てきた。

このような根拠にもとづいて一九七五年五月二四日、平塚静夫の尋問がおこなわれ、平塚鑑定人は、えり当てには血痕らしい付着があったが微量なので三木助教授にまわした布団のその他の部分には血痕の付着はなかった、という趣旨の証言をしたが、鑑定経過についてはいっそう疑惑を深めることになった。

なお平塚鑑定人は、斎藤幸夫が事件当事着用していたジャンパー、ズボンに血痕の付着はなかったという証言をおこなった。

六月七日には布団の写真撮影者鈴木隆、布団を運搬した石垣英雄の証人尋問がおこなわれた。

これらの新証拠にもとづいて、裁判所は広範な事実調の再開をおこなう方針とみられる。

一九七六年二月一五日には東京で松山事件活動者会議がひらかれ、二月一三日には仙台で松山事件の真相報告と再審運動強化宮城県集会がひらかれて、運動の強化によって、再審開始をかちとることが決められた。

一九七六年五月二三日、松山事件第三七回現地調査がおこなわれ、約二〇〇名が参加した。翌二四日には全員が仙台地裁前に集合

し、折柄おこなわれた証人尋問について弁護団を激励し、代表七名が二万三〇〇〇名と一〇二団体の署名を裁判所に提出して公正裁判を要請し、さらに一〇名の代表が仙台刑務所で斎藤幸夫に面会するとともに刑務所当局に処遇の改善などを要求した。

免田事件　二七年間、無実を主張して再審開始を求めている免田栄の六度目の再審請求について、一九七六年五月一五日、熊本地裁八代支部は、弁護側の証拠は新規性と明白性に欠ける、として請求棄却の決定をおこなった。この事件は一九四八年一二月二九日、熊本県人吉市の白福角蔵一家が襲われ、夫婦が殺害され、娘二人が重傷を負った事件について、免田栄が逮捕、起訴されて、一九五一年一二月に最高裁で死刑が確定していた。この間、一九五六年にはいったん熊本地裁八代支部で再審開始の決定がされたが、検察側の抗告によって取消しとなった経緯がある。

再審事件交流会　全国の再審事件の経験を交流しながら再審事件のたたかいの前進を期する再審事件交流会は、一九七五年六月一一日、「再審事件の将来を考える集い」をひらき、牟礼事件、白鳥事件、松山事件、島田事件などの関係者が集まって経験を交流するとともに、再審に関する刑事訴訟法の改正を求めて運動をすすめていくことを申し合わせた。

さらに、一九七二年一月二五、二六日、宮城県・松島で第四回再審事件全国交流会がひらかれ、日弁連における再審法制の改正運動の経過を聞くとともに、白鳥事件の経験をひろめ、各事件への支援、とりわけ松山事件の再審開始のために支援をつよめることなどを決めた。

4　思想による差別と迫害に反対する運動

日本共産党員や日本民主青年同盟員であることを実質的理由として、賃金や昇格、昇任のうえで差別し、あるいは仕事や配置転換のうえで差別することに反対する運動がしだいに全国的ひろがりをみせるようになった。また、労働組合が分裂して、第二組合が力をえるにしたがって、第一組合に残った少数派にたいして同様の差別をおこない、迫害を加える事例が増加してきた。これらの差別と迫害に反対する運動もさかんになってきた。これらの思想差別と組合間差別とは、たがいにあいおう場合が多く、しかも職場における迫害は往々にして長期に継続する暴力や「村八分」をともなった。経営側は、一部職制や第二組合とむすんで、「職場に憲法なし」と高言し、差別された労働者たちは、自分たちの基本的人権の回復と、労働運動の右傾化に反対して大衆的な運動や裁判闘争にとりくむようになった。

中部電力事件　中部電力では九〇名の労働者が一九七五年五月二六日、差別された賃金総額四七八五万九一〇八円、差別による精神的損害にたいする損害賠償金一億三八五〇万円の支払いと、社長名による謝罪文の広告を求めて、名古屋地裁に「中部電力人権侵害、思想差別撤廃等請求訴訟」を提起した。

この訴訟において労働者の主張する差別と迫害の実態は広範なもので、賃金、格付け差別、転向強要、不当配転、仕事の取上げ、始末書強要、処分の乱発、職場八分、スパイ、反共思想教育の押しつけなどにおよんでいる。賃金についていえば、たとえば原告後藤幸雄は、同年度入社、同学歴のものと比較して一九七四年度においては基準賃金月額で四万四一四五円、賞与を含めた年収にして七〇万九七七六円の賃金差別をうけているという。

この事件の訴状は、結語のなかでつぎのようにその主張を要約している。

【中部電力事件、訴状「結語」より】

原告らは、既にるる述べたとおり、高物価による生活苦のうえに、被告会社の非道な差別賃金、人権無視の迫害を今日まで耐えてきたが、現代における「踏絵」であり「キリシタン狩り」である思想差別が当然のこととして通用している状況をもはやこれ以上黙視することはできない。原告らの思想差別に反対するたたかいは、労働者の生活の具体的場であり「職場」に憲法上の自由を回復するたたかいであり、この自由は、原告らの耐えがたい苦痛をとりのぞき、労働者の団結をつよめ、労働組合を階級的、民主的に強化して労働者の生活を守るとともに、日本の平和と民主主義を守る労働者階級のたたかいの基礎的保障でもある。……原告らは法によって地域独占を許され、地域住民に等しく奉仕すべき被告会社が、膨大な費用をついやして思想差別の労務管理をくりひろげることを許しておくことができない。これとたたかうことは、公益事業である電気事業に働く労働者たちの地域住民に対する責務でもあると考える。

この訴訟で、原告たちは中部電力資本の差別意思の形成と展開、差別方針の定立と実行、労務管理体制の強化、思想教育と右翼的組合運動の育成、職場の専制支配のねらいと効果などについて、全般的な立証方針を決めており、これにもとづいて一九七六年六月一六日には立命館大学塩田庄兵衛教授を証人として、戦後の労働運動史のうえで電気産業労働者の果たした役割について証言をもとめた。

旭精機工業事件　愛知県尾張旭市の旭精機工業株式会社は、資本金七億五〇〇〇万円、従業員七二〇名を擁する小銃弾のメーカーである。この会社の六名の労働者は一九七三年三月七日、名古屋地裁に、思想差別、人権侵害による損害賠償請求訴訟を提起した。

この会社における差別は、賃金差別、仕事のとりあげ、職場八分などにあらわれている。原告ら六名は、一九六八年、六九年当時には、旭精機工業労組の委員長、副委員長などの役職にあったが、一九六九年一〇月に執行部が一変して以来、はげしい差別による迫害を加えられてきた。

原告城戸久夫の場合、一九七四年四月の賃金は基本賃金七万七六〇〇円、食事手当三〇〇〇円、会計税込み八万六〇〇円である。同期入社の八名の平均賃金は、平均基本賃金一〇万三三〇〇円、諸手当平均額五万九九六三円、合計支給総額一六万三二六三円であって、原告城戸との差額は八万二六六三円にのぼる。同期生八名のうち、最高給のものは、基本賃金一〇万四〇〇〇円、食事手当三〇〇〇円、時間外手当等諸手当を加えると支給総額は税込み二九万三五二四円であって、原告城戸との差額は、二一万二九二四円に達する。一九七六年三月現在の賃金によると、原告たちは同学歴、同期入社の者との比較において、年間一五〇万円から二〇〇万円に及ぶ差別をうけている。

仕事のうえでは、一年余りにわたり、六名全員がすべての仕事を

とりあげられて、ただ机の前に座っているだけという期間があった。ある原告の場合は、通算してほぼ五年にわたって机の前に座っているだけの生活を強いられた。原告城戸は、工場の一隅に壁とつい立てでしきられた一坪ほどのせまい場所に隔離されて、机の前に座りつづけるという日がつづいた。原告たちは、社内のすべての会合、行事、親睦会などへの参加が許されず、職場の同僚たちは原告とあいさつすることも立話しをすることも禁止され、完全な職場八分にされた。

一九六九年に会社は「あさひ会」という組織をつくり、従業員にたいしてこれへ加入することを慫慂した。当初は約二〇〇〇名余りの組合員はこれに入会することを拒否していたが、一九六九年一二月の一時金支給にあたって、「あさひ会」への加入の有無によって二〇におよぶ差別的査定をおこない、一九七〇年にはさらにこの差別を拡大し、同盟に加盟した組合との間に大幅な差別的査定の賃金協定を結んで、「あさひ会」に加わらない労働者にたいする賃金差別をおこなった。その結果、二〇〇〇名余の労働者は、しだいに職場を去るか、または「あさひ会」に加わるかして、ついに「あさひ会」に加わらない労働者は原告ら六名のみになったのである。原告らにたいする仕事のとりあげは、そのみせしめとしておこなわれたのであった。

これらの差別と迫害に反対して、原告らは一九七二年八月に労働基準局と名古屋法務局に労働基準法違反と人権侵害の救済申立をおこなったが、所期の結果がえられなかったので、前記のとおり提訴にふみきった。

芝信用金庫事件

芝信用金庫は東京都港区に本店をもち、店舗数一八、従業員数約一〇〇〇名、預金量約一三〇〇億円におよぶ。

一九五三年七月に芝信用金庫従業員組合が結成されたが、一九六八年九月に分裂して第二組合、芝信用金庫労働組合がつくられた。第二組合はしだいに組合員数を増やし、一九七六年六月現在、第一組合三九名、第二組合八五〇名になった。

第一組合にたいする差別と迫害は、まず頻発する暴行事件となってあらわれた。一九七三年一一月には、ほぼ全店舗にわたって第一組合員にたいする暴力的つるしあげがひろがった。各店舗に配置された一名か二名の第一組合員を、一〇人から二〇人の職制や第二組合員がとりかこみ、「ゴキブリ」、「寄生虫」などの悪罵をあびせ、「金庫をやめろ」、「旧労を脱退しろ」などといいながら、ける、つく、倒すなどの集団的暴行が加えられた。一九七三年一二月には本店で、二名の女子組合員を、約二〇〇名におよぶ第二組合員たちがとりかこんで脅迫するという事件が発生した。この種の集団的暴行はその後もつづけられ、第一組合員は、打撲、内出血、挫傷、裂傷などの生傷がたえない。さらに、女子第一組合員の外套の背中に「赤」、「バカ」などと落書し、一九七三年から七四年にかけては第二組合の委員長名義で第一組合員の家族にあて、二〇回におよんではがきが郵送され、これらには、「芝信を愛する一千人の目が『五〇匹の害虫』といわれる旧労をにらみつづけています」、「職場のゴキブリ」、「芝信のダニ」、「芝信の寄生虫」、「五〇匹のハイエナ」などという罵倒がつづけられて、芝信用金庫から辞めることを要求していた。

職場八分のやり方は徹底したもので、旅行やスポーツなどに参加させないばかりでなく、業務以外にいっさいの口をきかず、茶菓を配らず、冠婚葬祭の交際もしない。第一組合員の供えた香奠はのちに本人に返してくる。仕事のうえでは、集中的に長期にわたって雑用だけを命じ、執務する机も第一組合員に限って引き離し、事務室の隅に壁にむかって座らせる。賃金差別は、第二組合ができてから年々格差がひろがって、昇給時の査定はほとんど最低にランクされ、約七年間にわたって一名の昇格者もいないから、一九七六年五月現在で、年収六〇万円から二〇〇万円にも達する差別をうけている。このような差別と迫害に反対する行動は、処分の理由とされて、七四年一二月に四名、七五年二月、七五年一〇月に各一名、七六年五月に一名が解雇されている。

第一組合では、全信労芝従組支援共闘会議を結成してこれらの差別と迫害にたいする反対闘争を展開し、労働委員会、裁判所などはいくたびか救済の命令などを出しているが、実効がよわい。東京都労働委員会は、一九七六年一月二〇日に、一九七一年一二月の第一組合の申立にたいする救済命令を出したが、その主文はつぎのとおりである。

【東京都労働委員会の救済命令（主文）】

一、被申立人芝信用金庫は、金庫が発行する『しば』、および『労務ニュース』において、申立人芝信用金庫従業員組合を非難、中傷してはならない。二、被申立人は、申立人が発行する『芝従組ニュース』を回収したり、『ひなた』などの支部機関紙を配布禁止、回収したり、また、申立人組合の掲示板を移動して申立人の情宣活動を妨害してはならない。三、被申立人は申立人からの講堂その他金庫施設の利用、新入職員名簿の交付およびボーリング大会共催についての申入れに関して芝信用金庫労働組合と差別して取扱ってはならない。四、被申立人の組合員が参加することを拒否してはならず、かつ昭和四六年度職員慰安旅行についての補助金相当額（一人当り六千円）を申立人組合員全員に対して支払わなければならない。五、被申立人は、本命令受領の日から一週間以内に五五センチメートル×八〇センチメートル（新聞紙二頁大）の大きさの白紙に下記の内容を楷書で明瞭に墨書して、被申立人金庫本店および各支店の職員の見やすい場所に掲示しなければならない。その掲示期間は一〇日間とする。

（下記略）

その他の訴訟

一九七六年五月現在で、思想差別と迫害に反対する訴訟はつぎのように多数にのぼっている。日本鋼管京浜製鉄所（横浜地裁川崎支部、三六名）、三菱製紙中川工場（東京地裁、九名）、小田急電鉄（東京地裁、五名）、日産厚木自動車部品（横浜地裁小田原支部、六名）、松下電機（大阪地裁、八名）、三菱重工京都精機製作所（京都地裁、六名）、積水化学栗原工場（大津地裁、五名）、日立造船（大阪地裁、一名）、明治乳業（大阪地裁、四名）、関西電力（神戸地裁、四名）、三菱重工横浜造船所（横浜地裁、四八名）、旭精機（名古屋地裁六名）。

討論集会—大企業の職場に民主主義を確立するために

一九七五年一一月一六日、東京憲法会議、自由法曹団東京支部、「思想差別に反対し人権侵害を告発する全都連絡会議」のよびかけで、「大企業の職場に民主主義を確立するために」との討論集会が開かれた。討論集会が開かれたのは、全国でも初めてであり、集会には、呼びかけ三団体のほか一〇団体に加えて、東京、神奈川、千葉など首都圏の鉄鋼、造船、自動車、電機などの企業を中心とした七〇職場から一九六人が参加した。

集会では、大企業の職場における思想、信条を理由とする思想差別攻撃、〝職場八分〟攻撃、賃金差別攻撃、不況を利用した攻撃などの実態を明らかにし、また、大企業の職場だけではなく、中小企業の職場を含めて、その実態を明らかにし、たたかいの経験を交流した。そして、集会は、大企業をはじめとする職場やその他の分野での「人権侵害を告発し、たたかいの経験を交流し、職場に憲法を実現するため」に、こうしたたたかいをいっそう強化することを確認した。

XIII 政治的大衆行動と平和運動

概要□原水爆禁止運動──第二一回原水爆禁止世界大会／被爆三〇周年広島国際フォーラム／被爆三〇周年原水爆禁止世界大会／核兵器禁止をねがう科学者フォーラム／三・一ビキニデー／安保廃棄をめざす行動──10・21統一行動／安保告発第三次中央行動／護憲・反安保全国活動者会議／国民生活防衛闘争──春日違憲質問糾弾闘争──ロッキード疑獄事件糾弾闘争──沖縄における運動──B52飛来抗議行動／沖縄県知事選挙／「国際婦人年」の運動──チリ人民連帯活動──第四七回メーデー

概要

一、七五年における原水爆禁止世界大会を目前にして、社・共両党、総評、中立労連、日本科学者会議、日本被団協の七者による原水爆禁止運動の統一をめざす懇談会は、運動の理念、原則、あり方などの点で一致をみることができず、運動の統一は実現しなかった。しかし、核兵器をめぐる新たな段階のもとで、運動は、核兵器完全禁止国際協定締結を中心に、国内的に、あるいは国際的にも大きな前進をみた。が、原発問題を中心に大きな転機にたとうとしている。

一、10・21全国統一行動は、日・米・「韓」軍事一体化に反対し、安保条約廃棄、国民生活防衛をたかくかかげておこなわれ、国政革新のたたかいの強化へと進展しはじめた。

一、春日民社党委員長の衆院本会議における戦前の共産党のスパイ査問事件に関する質問とそれにたいする稲葉法相の答弁をめぐって、民主主義・政治反動のたたかいが組織されたが、大きく統一的には展開されなかった。

一、二月四日、米上院外交委多国籍企業問題小委員会公聴会で明るみに出されたロッキード社の大規模な疑獄問題は、わが国の政、財、官界の醜悪な実態を暴露し、これにたいする抗議行動がおこな

われたが、この運動もまた大きく統一的には展開されていない。

一、こうした課題にこたえた運動の一つが、沖縄県知事選における革新共闘会議の結成であり、その成果である。沖縄知事選挙は、県政革新共闘平良幸一統一候補が当選した。アメリカ占領下の琉球主席選挙から数えて、三回目の革新首長が誕生した。

一、国民生活防衛闘争は、経済不況のもとで展開され、国民諸階層の独自の要求と運動の前進のなかで組織された。ことに、本年は、地方財政の確立をめざす運動の展開と結合してすすめられたことに特徴があった。そして、いくつかの地方自治体において、その地域での住民の生活防衛と自治体の民主的建設をすすめるための共闘組織が結成されている。

一、国際婦人年にあたった今年は、国際的、国内的規模で、多くの分野で婦人、あるいは婦人労働者をめぐって論議がかわされ、それぞれの分野で独自の行動が組織された。

一、全体的に、政治的大衆行動、平和運動が、大きな転機を迎えつつあり、それぞれ、特徴を加えながら展開されてきた。なかでも、運動の先進的な部分が、革新統一戦線の結成をめざして、具体的なとりくみをつよめている。しかし、それぞれの運動を支える労働組合のこれらの分野における闘争については、なお、大きな問題を残しているとみられる。

1　原水爆禁止運動

第二一回原水爆禁止世界大会

被爆三〇年、ストックホルム・アピールから二〇年、第一回原水爆禁止運動から二〇年、第二五年、第一回世界大会は、国際的にはアメリカを起動力とする核兵器開発、核軍拡競争の拡大、アメリカの核兵器先制使用発言、国内的には日米軍事同盟の核軍事同盟化という情勢のもとで、その前日まで七者懇による統一への努力（本年鑑一九七六年版四一二～四一三ページ参照）のなかで開かれた。

日本原水協主催の第二一回原水爆禁止世界大会は、①核兵器の使用・実験・製造・貯蔵を完全に禁止する国際協定の締結、②真の集団安全保障体制の確立、③平和と核兵器完全禁止をめざす世界諸国人民との連帯の強化、④日米安保条約廃棄と日本の中立化、⑤原子力平和利用三原則の厳守、⑥統一三原則にたった組織と運動の国民的大統一の実現、を課題として開かれた。

大会は、七五年八月一日から二日間、二三カ国、一一国際組織、オブザーバー三団体八一名の海外代表、日本代表一三五名の参加のもと、国際予備会議を開き、核兵器全面禁止国際協定の締結を中心に、諸国人民の運動の路線と方向について討議をかさね、一日世界大会東京大会、五日から三日間、広島で世界大会本会議、九日長崎

大会、一七日沖縄大会を開いた。

内外代表一万名の参加のもとに開かれた本会議は、五日の開会総会で国連事務総長のメッセージが紹介され、六日には、六・九行動につづいて、三〇会場に分かれて分散会、「核兵器完全禁止・国際連帯行動」「核基地撤去・国際連帯行動」「平和教育と原水爆禁止運動」「被爆二世運動」「被爆者援護・連帯運動」「原子力開発問題」の六分科会、呉・岩国基地調査の「動く分散会」、「原水爆禁止少年少女のつどい」、「文化の夕」が開かれ、七日には被爆者市民訪問、連帯集会、階層別集会、慰霊碑・記念碑めぐりがおこなわれた。閉会総会では、分科会、分散会のまとめと報告をおこない、「一般決議」「ヒロシマ・アピール」を採択した。また、日本代表団は、「日本代表団の決意と訴え」「被爆者への援護・連帯の活動を強めよう」を採択した。採択された「ヒロシマ・アピール」の全文はつぎのとおりである。

【ヒロシマ・アピール】

広島・長崎にはじめて原子爆弾が投下されて三〇年、ビキニ被災をきっかけとして第一回の原水爆禁止世界大会が開かれてから二〇年、「広島・長崎をくりかえさせるな」の声は、全世界の平和をのぞむすべての人びとのあいだにますます強くこだましています。

しかし、わたしたちの核兵器完全禁止、核戦争阻止のせつなる願いをよそに、また広島・長崎の被爆者のいまなおつづく苦しみをよそに、核兵器開発、核軍拡競争はとどまるところを知りません。放射能汚染による環境破壊も、無視できない状態となっています。アメリカ政府首脳はインドシナでの敗北後、核兵器の先制使用も辞さずと公言し、核戦争の危険が新たにつくり出されています。

核兵器開発競争の悪循環に終止符をうち、核戦争の危険をとりのぞく唯一の確実な道が、核兵器全面禁止国際協定の締結にあることは、いまや広範な国際世論となりつつあります。また、今日、核兵器使用禁止のための諸措置を実現させることは、平和を望むすべての人びとの急務となっています。全世界の人民は、思想、信条のちがいをこえて団結してたちあがり、世論と行動をたかめることによって、現実に核兵器使用の手をおさえ、原水爆をなくすことができます。

広島・長崎と、その後三〇年は、核兵器の使用が人類にたいする許しがたい犯罪であることを立証しています。

核兵器を地球上から絶滅することは、人類が次の世代にたいしてはたさなければならない、崇高な責務となっています。

被爆三〇年にあたりわたしたちは、広島から心をこめて訴えます。

核兵器の使用を禁止し、核兵器の全面禁止国際協定を実現しましょう。

インドシナ人民の自由と独立の大義が人類の大義となったように、「ノーモア・ヒロシマ」の大義も人類の大義としなければなりません。

また、世界大会が採択した「一般決議」は、核兵器完全禁止協定締結のための国際世論をたかめるため、つぎの諸行動を諸国民に訴えている。

【一般決議（一部抜粋）】

核兵器使用禁止のための諸措置を緊急に実現するため、広範な世論と行動をもりあげることを全世界の人びとに訴える。

この目的を達成するために、大会はつぎの行動を勧告する。

――「ヒロシマ・アピール」を普及し、核兵器完全禁止、使用禁止を求める国際世論を高める。

――核保有国政府首脳に書簡を送り右の趣旨を訴える。

――米政府首脳の核兵器先制使用にかんする発言に抗議し、各国政府にこの政策への不同意を表明するよう要求し、国連に核兵器の使用を禁止する措置を採決するよう要請する。

――国連非政府組織との連携を強化し、国連総会に働きかけ、すべての国家と非政府組織の代表を含む世界軍縮会議の招集など目標達成に効果的

な提唱を支持する。

――本年八月に予定されている非同盟諸国外相会議および来年三月の非同盟首脳会議に働きかけるなど非同盟諸国との提携を密接にする。

――一九七六年三月ヨーク（イギリス）でひらかれる国際フォーラムなどの国際集会に参加し、国際世論を動かすために努力する。

大会後、日本原水協は、決議にもとづく「核兵器全面禁止国際協定締結、核兵器使用禁止の諸措置の実現を国連に要請する国民代表団」三五名を一一月二八日から一ヵ月間国連に派遣した。代表団は、原水爆禁止運動としてはじめて国連事務総長に面会して、各界代表七〇〇〇名の「広島アピール」署名を手わたし、真の核軍縮のための要請をおこなった。また、一一月二六日からジュネーブで開かれた国連非政府組織（NGO）軍縮特別委員会第二〇回会議にも日本原水協代表が出席して、「ヒロシマ・アピール」を提案、同会議では「NGOメンバーがこのアピールを検討し広く普及する」よう推奨するとの議事録が採択された。

被爆三〇周年広島国際フォーラム

江口朴郎、吉野源三郎、小野周氏ら著名な学者、宗教者、文化人によって、核兵器の蓄積と拡散、使用の危険がさしせまっている事態にたいして核兵器絶滅の道をともに探究したいとのよびかけで開かれた国際フォーラムは、七五年八月四日、ノーベル平和賞受賞者ノエル・ベーカー卿をはじめ、国際的にも著名な学者、政治家、宗教者など一七カ国六五人の海外代表、百数十人の日本代表が参加して開かれた。

フォーラムは、核軍拡・拡散の現状はいかなる危機と被害を人類にもたらしつつあるか、政府間交渉の問題点はなにか、核兵器完全禁止、廃絶にむかってなにをすべきであるか、広島からなにを訴えるか、などの四テーマの議題にもとづいて、それぞれ討論をおこない、「どのような核兵器をどのような状況で使用しても、それは国際法においても犯罪であり、人類にたいする犯罪でもある」との内容を含む核兵器の使用禁止国際協定の締結を求める特別決議を採択した。

被爆三〇周年原水爆禁止世界大会

原水爆禁止日本国民会議主催の被爆三〇周年原水爆禁止世界大会は、①いかなる国の核兵器にも反対、原水爆全面禁止の実現、②アジア太平洋の非核地帯化、③原発・再処理工場設置反対、④被爆者援護法の制定、⑤戦争告発、⑥原爆被爆者の実相を伝えよう、⑦第五福竜丸の保存、⑧共同行動の実現と運動の統一の実現、のスローガンをかかげて開かれた。

大会は、七五年六月一七日から三日間の沖縄大会を皮切りに、八月三、四の両日、一三カ国二国際団体二五人の海外代表も含めて、国際会議が開かれ、五日から三日間、広島で一一分科会に分かれて討議をかさね、八・九の両日長崎で、一五分散会と「原子力発電と再処理問題」「被爆者問題」の二分科会が開かれた。広島の世界大会開会総会では、「ヒロシマ・アピール」が採択され、九日の閉会総会では、「朝鮮半島における核使用阻止に関する決議」「原発再処理工場に反対し、原子力船『むつ』の佐世保母港化に反対する決議」「被爆者援護法即時制定の決議」「ソ連の核実験に抗議する決議」「原水禁運動の統一に関する決議」「大会宣言」が採択された。

「ヒロシマ・アピール」は、核実験全面禁止と核兵器完全禁止協定締結をめざし、運動の統一についてつぎのように述べている。

【ヒロシマ・アピール（一部省略）】

皆さん！

私たちの原水爆禁止運動は歴史的に大きな役割を果してきた。三〇年に及ぶベトナム戦争にも「核」を使用させなかったのです。しかし、今、ふたたび核兵器の開発と実験ははげしく競われ、また核拡散の危険も増大しています。米国と朴政権は朝鮮半島での核使用を公然とどう愒しています。核開発の多極化はそれだけ新しい核戦争の危険と放射能による汚染をつくりだしています。

世界のすべての皆さん！

原水爆と放射能の犠牲はもう「ヒロシマ」と「ナガサキ」だけでたくさんです。力の均衡を説く人々も、核自衛論を叫ぶ人々も広島と長崎の三〇年間を知っているのでしょうか。

「核」を捨て、「核」を絶対的に否定することによってこそ、世界の平和は守られ人類は生存しつづけることができるのです。

私たちは、「いかなる国の核兵器と核実験にも反対」します。私たちは今準備されているどんな核実験も直ちに中止することを要求します。どんな理由であろうと新しい核開発の停止を要求します。私たちは核実験の全面禁止と核兵器の完全禁止のため協定締結をここヒロシマから核保有国のすべての政府に要求します。

皆さん！　私たちはこの要求と被爆者援護法の即時判定をめざしてすべての国民の広い統一と結集を心から訴えます。この運動は「いかなる」核兵器にも反対するからこそ、「いかなる」人々もこの運動から排除しないのです。それはこの運動の二〇年の歴史がつくりあげてきた不変の原則です。

戦後から今日まで、幾十万、幾百万の人々によってつくられてきたこの運動こそ新しい戦争を阻止する国民的な力の源泉です。そうして今、この運動は原爆の告発から戦争の告発に進もうとしています。八月六日と九日は八月一五日と別なものではありません。この運動が被害者の運動であるとともに、どんな加害にも加担しない運動に発展することによってこそ、反核反戦の闘いは日本から世界へ向う人類の大きな力となるでしょう。

皆さん！

「核」の無い世界をめざして団結して闘いましょう。被爆者の完全援護をめざして今すぐ立ち上りましょう。世界の平和と人類の幸福のため闘いつづけましょう。

私たちは世界最初の被爆地「ヒロシマ」から日本と世界のすべての人々に訴えます。

核兵器禁止をねがう科学者フォーラム

飯島宗一広島大学長、具島兼三郎長崎大学長など一四〇人の提唱者が主催した核兵器禁止をねがう科学者フォーラムが、これまで九回つづいてきた原水爆禁止科学者会議にかわって、七月一二、一三の両日、一〇〇人の各分野の科学者が参加して開かれた。

フォーラムは、「核兵器をめぐる諸問題」「原子力開発をめぐる諸問題」をテーマに、それぞれ問題提起にもとづき、核兵器開発の現状、原子力開発と被爆者援護の問題点について討論をかさねた。フォーラムが採択した声明は、これらの検討にもとづき、核兵器全面禁止協定の締結が重要かつ緊急な課題であることをつぎのように指摘している。

【科学者フォーラムの声明（全文）】

一九四五年八月、広島・長崎に原子爆弾が投下されてからいまや満三〇年という年月が経過しようとしている。

しかるに、被爆者援護の全面的措置すらもいまだに実現せず他方、核兵器禁止の実現を求めるわれわれの願いと努力にもかかわらず、核兵器はこんにちにいたるも廃絶されるどころかますます増強の一途をたどってきた。現在その貯蔵量は全人類を何十回にもわたって殺戮できる規模に達している。この間、核兵器の実験は全世界の環境を死の灰で汚染した。また、世界的な核拡散の傾向や一部の核保有国による核第一撃の言辞も核をめぐる国際的情勢の不安定化をもたらすおそれが強く、憂慮にたえない。

このような事態のなかで、われわれ科学者は、核兵器をめぐる国際、国内の状況と、被爆者救援の問題点および原子力開発に関して提起されている諸問題をさまざまな側面から検討した。討議の過程のなかで、とりわけ人類が生きのこるためには核兵器全面禁止協定の締結のために力をつくすことこそが、とくに現在、なににもまして重要かつ緊急な課題であることが確認された。

われわれ科学者の社会的責任の重さをあらためて自覚し、核兵器の禁止のために全力を傾注することをここに表明するとともに、禁止をめざすすべての運動が一致協力してこの終局の目的のために邁進することをのぞむ。また、わが国の政府が非核三原則の立場からこの協定を実現するためにあらゆる措置をとるよう要求する。

核兵器の開発は科学者・技術者の協力なしには不可能である。いまや、わが国が世界で最有力な潜在核保有国と目されていることは周知の事実である。この重大な時期に直面しているわれわれは、核兵器の全面禁止をねがう立場から、核兵器の研究・開発・製造にはいっさいたずさわらないという決意を新たにするとともに、このことをわが国はもとより世界の科学者・技術者につよく訴えたい。

三・一ビキニデー

日本原水協が主催した七六年三・一ビキニデー全国行動中央集会は、核兵器全面禁止国際協定の締結、核兵器使用禁止、非核三原則の立法化、被爆者援護法の制定のための国民運動の前進のスローガンとともに、「核兵器とワイロで大もうけをはかるロッキードを告発しよう」「核兵器を是認し、死の商人と結託する自民党・反動政府を糾弾しよう」との緊急スローガンをかかげて開かれた。

中央集会は、二月二八日東京・夢の島での第五福竜丸集会をうけて、二九日と三月一日の二日間、全国都道府県から二三〇〇名が参加して開かれ、「三・一ビキニデー・アピール」「決議」「ロッキード事件を糾弾する決議」「第五福竜丸からの訴え」などを採択した。

「決議」は、現在の核軍拡・核軍備競争を禁止するために、核兵器完全禁止の課題を実現する以外に道がないことが広範な人々に理解されてきたこと、アメリカの核脅迫・核戦争政策にたいする諸国民の憤激が高まっていること、を明らかにし、日本原水協が「国民の世論と怒りをさらに結集し、運動と組織を統一的に前進させる」ことに重要な課題があるとしている。また、「三・一ビキニデー・アピール」は、第二一回原水爆禁止世界大会以後の「ヒロシマ・アピール」をめぐる原水爆禁止運動の国際連帯の前進について、つぎのように述べている。

【三・一ビキニデー・アピール（一部抜粋）】

原水爆禁止運動のたゆまぬ、正しい歩みは、第二一回原水爆禁止世界大会以後、ことに全世界の世論から、強い支持を得ており、国際連帯のいっそうの前進をしめしています。国連要請国民代表団の高い成果、国連非政府組織（ＭＧＯ）軍縮特別委員会のヒロシマ・アピール支持、国際ビューロ（ＩＰＢ）総会の七六年ビキニデー支持、第二二回原水爆禁止世界大会への参加表明、さらに非同盟諸国の核廃絶へむかっての動きなどが、そのあらわれであり、世界の良識が日本国民の原水爆禁止運動によせる、強い期待を物語るものであります。「軍縮と社会正義のためのアメリカ大陸横断平和行進」も、いま原水爆禁止運動への熱烈な連帯をこめて、力強く展開されています。

2　安保廃棄をめざす行動

10・21統一行動

ベトナム・インドシナ人民の完全勝利後の新しいアジア情勢のなかで開かれた七五年の10・21全国統一行動は、日・米「韓」軍事一体化反対、インドシナ人民支援連帯、安保条約廃棄、平和・中立の日本の実現、国民生活擁護、民主主義擁護、三木内閣打倒の課題をかかげ、全国二〇都府県で統一行動が組織され、八九万人（主催者発表）が参加した。

社・共両党、総評、中立労連、平和委員会、科学者会議など中央一七団体主催の「日・米・『韓』軍事一体化反対、インドシナ人民連帯支援、安保廃棄、国民生活防衛、スト権奪還、三木内閣打倒、一〇・二一全国統一行動中央集会」は、東京・明治公園で開かれ、五万人（主催者発表）が参加、総評の招待で来日中の南ベトナム解放労働組合連合会代表団も参加した。

集会は、「日米両国政府に抗議する決議」と「大会宣言」を採択、宣言は、共通課題のもとに、さらに統一と団結を強化し、国政革新の達成のために前進することをつぎのように述べている。

【大会宣言（一部省略）】

アメリカ帝国主義は、このインドシナ人民の画期的勝利のまえに、その世界侵略政策が深刻な打撃をうけたにもかかわらず、依然として「力の政策」をとりつづけ、とくにアジアにおいて日「韓」を拠点に露骨な核脅迫と侵略政策をおしすすめている。

三木内閣は、このアメリカ政府の侵略政策に積極的に協力し、日・米・「韓」の軍事一体化、日米共同作戦態勢の具体化に公然とのりだそうとしている。

同時に三木内閣は、戦後最悪といわれる不況とインフレの二重苦のなかで国民が苦しんでいるなかでも、依然として大企業中心の「高度成長」型の財政、金融、税制のしくみをそのまま維持し、反国民的な経済政策をすすめている。

今回の臨時国会で自民党と三木内閣は、議会制民主主義をふみにじり、値上げ三法案を強行し、さらに一連の公共料金の値上げをたくらみ、赤字国債の発行、付加価値税の新設など、国民収奪政策をおしすすめている。

さらに三木内閣は、官公労働者のスト権回復に反対する策動をつよめ、小選挙区制や憲法改悪をたくらみ、議会制民主主義のじゅうりん、軍国主義復活強化をはかる反民主主義的、反動政策を露骨におしすすめている。

本日、この集会に結集したわれわれは、緊迫した今日の重大な情勢のもとで、アメリカ帝国主義のあらたな侵略政策と、三木内閣の危険な外交路線、国民収奪政策をきびしく糾弾し、日米軍事同盟の廃棄、平和と民主主義、国民生活を守るためのたたかいをさらに全国的に発展させるために奮闘するものである。

われわれは、日・米・「韓」の軍事一体化による日米軍事同盟の侵略的強化に反対し、南朝鮮からの米軍撤退、朝鮮の自主的平和的統一支持、朝鮮民主主義人民共和国との国交樹立、政府の対朝鮮政策の抜本的転換を要求してたたかうものである。

さらにわれわれは、インドシナ人民への支援・連帯をひきつづき強化し、アメリカ軍のアジア全域からの撤退を要求し、たたかうアジア、アフリカ、ラテンアメリカ諸国人民との友好と連帯の強化のために奮闘するものである。

われわれは、三木自民党内閣の大資本本位の政治、国民収奪の政策を糾弾し、物価値上げ、公害、重税に反対し、独禁法改正案の成立、不況の打

開、雇用の安定、地方財政危機打開の緊急措置、国民生活防衛の諸要求の実現のために全力あげて奮闘する。また労働者のスト権奪還、首切り合理化反対を要求してたたかうものである。

同時に、自民党政府の民主主義破壊とたたかい、小選挙区制の策動や教育と司法の反動化、憲法改悪などを阻止し、民主主義を擁護するために奮闘する。

安保告発第三次中央行動

三木・フォード会談、坂田・シュレジンジャー会談、日「韓」閣僚会議など、七五年八月から九月に開かれた一連の日・米・「韓」の首脳会談を通じて、わが国が、ベトナム完全勝利後のアメリカのアジア戦略立てなおしに全面的に協力し、日米「韓」軍事体制強化、日米安保条約強化が明らかになった。すでに、わが国による各軍事基地を利用した大規模な演習や新たな〝線引き〟などがおこなわれ、また、「長沼ナイキ基地訴訟」をはじめとする基地闘争の発展をうけて、日本平和委員会は、一〇月三日、南の軍事拠点沖縄と北の軍事拠点北海道から「安保強化・亡国の日米会談路線の糾弾、アジアの侵略ゆるすな！　日本核安保列島を告発する日本平和委員会全国基地総合調査・告発・交流行動」を呼びかけた。

「全国基地総合調査・告発・交流行動」は、第三次の安保告発運動として、日本のすみずみにまで広がる反戦平和のエネルギーをくみつくし、日本国内外における戦争と平和の対決点を具体的に明らかにし、核兵器全面禁止、平和・中立の日本をめざす統一戦線の前進をめざすことを基調に、一〇月から二カ月間、全国各地でおこなわれた。

全国でおこなわれた基地調査活動にもとづいて、一一月九～一〇日に、「平和の要求を国政へ、安保告発第三次中央行動」が開かれた。中央行動第一日目は、全体会議につづいて、「日米会談路線と軍事基地」「原水爆禁止運動、被爆者援護・連帯行動」「平和教育・思想・文化・イデオロギー」「軍需産業、軍事輸送、職場の軍国主義化」の四分科会で討論をかさね、翌日、対政府抗議・要請行動がおこなわれた。

第三次中央行動は、「平和と正義のたたかい」の強化を訴えるつぎのような「アピール」を発表した

【アピール（一部抜粋）】

みなさん、三木内閣は、在日米軍基地の再編・強化に手を貸し、「基地防衛力の整備」に名を借りた十兆円にもおよぶ次期長期防衛計画の策定など、自衛隊の強化をはかり、一方では、「靖国神社」の参拝、天皇の訪米・記者会見を政治的に利用するなど、思想・文化・教育の分野まで、軍国主義とファシズム化への途へ歩み出しています。

また、不況と相まって産業の軍需化、労働者の権利の侵害、自衛隊への募集強化をすすめ、戦後三〇年をへた被爆者の切実な要求である被爆者援護法の制定をふみにじって、軍事予算を優先させ、高物価、重税によって国民生活を破壊してきています。

みなさん。戦後三〇年の時点にたって、私たちは再び戦争の惨禍を忘れず、いまこそ日米安保条約の廃棄、日本から全アジアから米軍を撤退させるたたかいをいっそう強めましょう。一二月一日の学徒動員の日、一二月八日の太平洋戦争ぼっ発の日などにむけて、戦争体験を新しい世代に引継ぎ平和を守る運動を盛りあげましょう。核兵器全面禁止国際協定の締結、被爆者援護法制定の運動を強めましょう。

ばく大な軍事予算に反対し、国民のいのちとくらしを守るたたかい、自衛隊の応募者をゼロにする運動、米軍の南朝鮮での演習に反対する運動などにとりくみましょう。

みなさん。いまこそ、広範な国民とともに、平和と正義のたたかいを全国の職場、地域、学園から広げるため、いっそう奮闘しましょう。

護憲・反安保全国活動者会議

憲法擁護国民連合、反安保全国実行委員会が共催して、七六年五月二一、二二の両日、護憲、反安保全国活動者会議が開かれた。会議は、第一日目に、①当面する情勢とわれわれの闘い、②当面する護憲反安保の活動について問題提起がおこなわれ、二日目に、問題提起と各地の活動報告にもとづき討論をおこない、当面の方針を決定した。事務局が会議に提案した討議資料「当面する情勢とわれわれの闘い」は、今後の方針について、つぎのように述べている。

【当面する情勢とわれわれの闘い（一部抜粋）】

従来の憲法第九条を中心にした反戦、反基地、反自衛隊の闘いをさらに発展させ、一三条（生命、自由、幸福追求権）、二五条（生存権）を中心とする外面的な住民要求に対応し、闘いの環を広げることが必要である。その意味では、長沼ナイキ訴訟にあらわれた、農民の保安林を守る闘いと反自衛隊運動との結合、小松基地訴訟におけるファントム基地騒音公害反対の闘いをいとぐちとした反自衛隊闘争は、今後の護憲、平和の闘いの方向を示唆して貴重である。

私達は七六春闘の中で、ともかく労働者の闘うエネルギーを「国民春闘」の実質化へ向って一歩すすめたことを高く評価する。これとともに護憲平和の運動を、労働者を中心として全国各地へ広げていく努力を一段と強めなければならない。各地護憲組織の実情に応じ、できることから、どんな些細な住民の権利要求をも見逃すことなく、これをとり上げ発展させることが必要である。そのためには護憲の中核組織をなす労働組合員の献身的な働きが必要である。職場における闘いを地域住民の要求と結びつけこれを発展させる労働者の闘いこそ、「自由国民連合」の策謀を打ち破り、ファシズムの芽をつみとる反独占統一戦線づくりの一環である。

3　国民生活防衛闘争

深刻な経済危機と国民生活の危機の深化するなかで、政府は、第七六臨時国会に酒、たばこ、郵便料金の値上げ三法案を提案、成立させ、第七七通常国会には、国鉄料金値上げ法案、財政特例法案、電報・電話料金値上げ法案など物価値上げ法案を提案した。

九月一八日、インフレ共闘は、全体会議を開き、①値上げ三法案の阻止、②製品原価の公開と独禁法の改正、③雇用安定のための法的措置、④大企業本位の財政・経済政策反対、⑤地方財政の危機打開、⑥付加価値税反対、⑦低所得者、生活困窮者などの対策の拡充、⑧中小商工業者の仕事と市場の確保、など緊急要求を決定した。

一〇月五日、インフレ共闘が主催する「インフレ・物価値上げ反対・くらしを守る国民大集会」が、四万五〇〇〇人（主催者発表）の参加のもとに開かれ、秋の国民生活防衛闘争の口火を切った。緊急の課題である酒、たばこ、郵便料金の値上げ三法案反対、独禁法の改正、大型赤字国債の発行反対、国民生活本位の補正予算を要求して、国民集会は、各階層の独自要求を掲げた行動とあいまって、一一・一五、一二・一〇と開かれた。一一・一五集会は、地方財政危機突破・地方財政確立をめざす地財共闘を中心とする地方財政危

機突破第三次行動のなかで開かれた。

七六年にはいって、国民生活防衛闘争は、第七七通常国会に提案された値上げ法案反対闘争とあいまって、ロッキード疑獄事件糾弾闘争とむすばれて組織された。

二月二九日、「反インフレ・国民総負担増反対・予算組替え要求国民大集会」が開かれ、中央集会には、七万五〇〇〇人（主催者発表）が参加、また、この集会に呼応して、全国二五八カ所に八六万人（主催者発表）が参加して、行動がおこなわれた。中央集会は、「全国の職場や地域からいまこそ力強く立ち上がり、要求実現をめざして国民的運動の輪を広げ、政治の転換をかちとろう」との宣言を採択した後デモをおこなった。二・二九国民大集会が、かかげたスローガンは、つぎのとおりである。

【スローガン】

一、インフレ・高物価を促進する国鉄運賃をはじめ電報電話料金などの公共料金の値上げをやめ、運賃法定主義を堅持せよ。

一、ロッキード汚職をめぐる真相を徹底的に糾明せよ。

一、健康保険制度の改悪反対、年金などの社会保障を充実せよ。

一、勤労者減税をおこない物価をつり上げる付加価値税の新設をやめ、税制を国民本位に転換せよ。

一、独禁法を改正、強化し、大企業製品の値上げを抑え、その原価を公開せよ。

一、インフレを促進する大型赤字国債の発行を中止せよ。

一、失業反対、雇用安定の法的制度的措置をとれ。

一、大幅賃上げ、全国一律最低賃金制の確立、労働時間の短縮、定年制の延長、スト権を完全回復せよ。

一、大企業本位の財政・経済政策反対、防衛費や不要、不急経費を削減して生活関連予算へまわせ。

一、地方自治体の超加負担の解決、地方財政危機打開の緊急措置をとれ。

一、中小商工業者に仕事を確保し、長期低利の融資を拡充せよ。

一、農漁業生産基盤を強化し、農水産物価格保障制度を確立せよ。

一、国民生活優先の予算を編成せよ。

4　春日違憲質問糾弾闘争

立花隆「日本共産党の研究」（『文芸春秋』一月号）の発表と機を一にして、一月二七日、春日民社党委員長が、衆院本会議の代表質問で戦前の共産党のスパイ査問事件をとりあげた。

春日質問、それはたいする法相答弁にたいする糾弾行動は、ロッキード疑獄糾弾と結びつき、革新統一戦線結成の要求をかかげて、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟をはじめ、労働組合、学者、文化人、法律家、歴史学者などによって組織され、各地域において民主主義擁護をかかげた行動がなされた。二月一八日、日本共産党、平和・国際友好団体、宗教者団体、労働組合、婦人・青年・市民団体、文化・法律・言論団体など七四団体による「侵略戦争反対、治安維持法・特高警察糾弾、ロッキード事件徹底追及、小林多喜二・野呂栄太郎・岩田義道をしのぶ大集会」が、一万一〇〇〇人の参加のもと開かれ、つぎのような行動を決議した。

【決議（一部抜粋）】

いまや金権・戦犯政治にたいする国民の憤りは、かつてないまでに燃えあがっている。いまこそ平和と民主主義、生活向上をのぞんでいるすべての国民が、治安維持法・特高警察糾弾、暗黒政治の再現阻止、金権・戦犯政治の一掃、ロッキード事件の徹底追及という目標のもとに、ともにたちあがることが急務となっている。

このため、今日、この大集会に結集したわれわれは、大集会実行委員会の活動をさらに継続発展させ、つぎの活動をすすめるものである。

一、治安維持法、特高警察の暴虐、戦争犯罪の実態を調査告発し、反共戦犯勢力による暗黒裁判のむしかえしを許さず、広範な抗議と糾弾の運動を発展させる。

一、金権・腐敗・戦犯政治とむすびついたロッキード事件の真相を徹底的に解明、追及するたたかいを、院内外呼応して発展させる。

一、中央、地方を通じ、暗黒政治の再現阻止、金権・戦犯政治一掃をめざす一大国民運動を展開する。

また、安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会は、三月二三、二四の両日、「ロッキード疑獄事件徹底追及・春日違憲質問糾弾・国民生活防衛・革新統一戦線実現全国大運動月間成功をめざす全国代表者会議」を開き、五つの緊急課題にもとづき、三月―五月にかけて全国大運動月間を組織することを決めた。会議が発表した「全国民へのアピール」は、五つの緊急課題についてつぎのように述べている。

【全国民へのアピール（一部抜粋）】

国民のみなさん

ロッキード事件の真相を全面的に糾明することと、金権・戦犯・売国の自民党政治からの脱却ということは、まさに国民的目標です。この目標を達成するために、わたしたちはつぎの五つの緊急課題へのとりくみが大事だと考えます。

①大企業本位の政治に反対し、国民本位の立場での不況の打開とインフレの克服

②多国籍企業とわが国大企業の売国的ゆ着、いっさいの金権政治の打破、日本経済の自主的発展

③議会制民主主義の擁護、小選挙区制と自民党中心の戦犯政治、強権政治による日本型ファシズム反対

④憲法改悪反対、その平和的民主的条項の完全実施

⑤日米軍事同盟に反対し、日本の中立化

そのためには政治の民主的転換をねがう広範な国民を大きくひとつの戦線に結集した、金権・戦犯・売国の政治に反対する革新統一戦線をつくりあげることです。危機にひんした自民党政治の立ち直りを許さず、自民党政治に終止符をうって、主権者会議」を開き、五つの緊急課題にもとづき、三月―五月にかけて全国大運動月間を組織することを決めた。会議が発表した「全国民へのアピール」は、五つの緊急課題についてつぎのように述べている。

5　ロッキード疑獄事件糾弾闘争

二月四日、米上院外交委多国籍企業問題小委員会公聴会で明るみにだされた、ロッキード社の大規模な疑獄事件は、わが国の政、財、官界の醜悪な実態を暴露し、アメリカ大企業と戦前からの戦犯右翼、政、財、官界の黒い結びつきによって、金権、腐敗をてこに重要な政策決定がおこなわれてきたこと、自衛隊強化・安保の実態がいかに日本の自主性と民主主義をふみにじったものであったかを

さらけだした。

二月一六、一七日の衆院予算委員会での証人喚問をはじめとする国会における事件究明とならんで、ロッキード事件の真相究明、金権政治糾弾の国民的追及の行動は、労働組合をはじめ、学者、文化人、青年婦人、民主的諸団体などによって組織された。

三月四日、「ロッキード事件徹底追及各界代表者集会」が、社・共両党をはじめ、九二団体代表二〇〇人が参加して開かれ、三・八集会の成功をめざすとともに、「わたしたちは、すべての民主的諸団体が、この大集会を成功させるとともに、全国の職場、地域、学園でたたかいの先頭に立ち、事件の真相究明と金権、腐敗の自民党政治糾弾の国民的大運動を発展させるために全力をあげる」ようよびかけた。

著名三三氏をよびかけ人に、社・共・公三党、総評、中立労連、新産別など中央諸団体を世話役団体とする事件追及統一行動が、民主的諸団体の独自行動とあいまって、三・八、三・二四、四・九と三次にわたって組織された。

三月八日、「ロッキード事件徹底追及、自民党の金権腐敗政治糾弾三・八国民大集会」が開かれ、三万八〇〇〇人が参加した。集会は、つぎのような「宣言」と「スローガン」を採択した後、国会へ向けてデモ行進をおこなった。

【大会宣言（一部省略）】

いうまでもなくこのロッキード大疑獄事件は、アメリカの軍需大企業と日本の戦犯右翼、政、財、官界の黒い結びつきによる金権、腐敗のきわめて醜悪の実態を白日のもとにさらけ出したものであり、また国民の民主的総意をふみにじり、この黒い結びつきによって国政が動かされていたこ
など、日本の自主性と民主主義をふみにじる空前の重大問題である。

ところが自民党三木内閣は、事実の糾明に最も重大な責任を負っておりながら、必要な証人喚問や「政府高官」名の発表などを極力あいまいにしようとし、自己の政権維持に汲々とする党略的態度をとっている。また喚問された証人も、真相の発覚を恐れ「知らぬ、存ぜぬ、記憶なし」と言いはり、真実を隠蔽するため頑固な抵抗をくり返している。

もし、このまま田中金脈事件のように、事態をうやむやにさせたならば、憲法に明記された国権の最高機関としての国会の権威を大きく傷つけ、わが国の民主主義の存立を危うくすることになるであろう。

政府は事件の徹底糾明を厳しく追及し、児玉、小佐野、田中前首相やコーチャンらをはじめ証人喚問をすみやかに行い、アメリカ政府、議会のすべての関係資料を提出させ、無条件で公表すべきである。また自民党はみずからの責任で、ロッキード金脈につながる「政府高官」をただちに明らかにすべきであり、「政府高官」当人もみずから国民の前に名のりでるべきである。

さらに、捜査当局は手をゆるめず、汚職、脱税、外国為替、外国貿易管理法違反を徹底的に追及しなければならない。

われわれは事態をあいまいにすることを絶対に許さず、日本全土にたかまっている真相糾明の世論と行動をいっそう強め、自民党の金権、腐敗政治を打破し、政治の根本的刷新をめざしてあくまで闘うことを決意している。

情勢はいま重大な局面を迎えている。

本日ここに集まったわれわれは、国民の期待にこたえ、事件の真相糾明と金権、腐敗の自民党政治糾弾の国民的大運動を発展させるため、全力をあげて奮闘するものである。

三月二四日、日米両国司法当局間によって「ロッキード・エアクラフト社問題に関する法執行についての相互援助のための手続」と題する取決めが調印された。この取決めは、資料提供を法執行の責任ある機関と限定し、公表にもきびしい条件が付されていた。この

日、中央一三団体、著名三三氏のよびかけによる「ロッキード事件徹底追及・日米両国政府のもみ消し策動粉砕・金権粉砕・金権腐敗の自民党政治糾弾3・24国民集会」が、開かれた。集会は政局の重大局面を訴え、「われわれは国民の期待にこたえ、事件の真相を徹底的に糾明し、日米両国政府のもみ消し策動粉砕、自民党の金権、腐敗政治糾弾の国民的大運動を発展させるために全力をあげて奮闘する」との宣言と日・米両国政府への抗議決議を採択したのち、参加者三万五〇〇〇人が、国会―アメリカ大使館と渋谷の二コースにわかれて抗議デモをおこなった。

衆院本会議での自民、民社両党による五一年度予算案の審議・採決の強行という事態のなかで、中央一三団体、各界著名人三三氏のよびかけによる四・九国民集会が開かれた。第三次中央統一行動となったこの集会には、関東近県、静岡、和歌山、大阪などから一万二〇〇〇人が参加し、首相官邸、国会への抗議デモをおこなった。

（国会におけるロッキード問題の追及については、本年鑑Ⅱ―XⅣ「政党」の「第七七通常国会」参照）

6　沖縄における運動

B52飛来抗議行動　一一月八日、一一月一八日、アメリカ空軍の「黒い殺し屋」とよばれているB52戦略爆撃機が、「グァム島に台風接近」を理由に、嘉手納基地に飛来してきた。

B52戦略爆戦機の嘉手納基地への飛来は、ベトナム侵略戦争敗北後、アメリカの対アジア戦略が朝鮮半島を主作戦方向として展開され、フォード大統領の朝鮮半島における「核兵器先制使用宣言」や「九日間作戦」、一四日から一六日まで実施された伊江島での戦術核兵器模擬爆弾を使っての原爆投下演習と沖縄の米軍基地を使ってのアメリカの朝鮮半島に照準を合わせた対アジア戦略の展開、さらに、八月六日の三木・フォード会談における「新韓国条項」の確認、沖縄「返還」を契機とする安保条約の新安保条約への変質と自衛隊の〝さみだれ式〟配備など、沖縄を軸とする日米「韓」軍共同作戦の具体的な確立を意味するものであった。

六五年七月の飛来以来、B52のベトナム爆撃は嘉手納基地からおこなわれた。七〇年一〇月から一一月初旬にかけて、沖縄県民の撤去運動の高まりのなかで、米軍は撤去を発表、八月には姿を消したが、七二年五月の施政権返還後と七五年にわたり、七回にわたって

飛来した。

一一月一九日、嘉手納村では、B52核戦略爆撃機飛来抗議の村民大会が開かれ、つぎのような抗議声明を採択した、また、七六年五月の沖縄県知事選挙告示の日にも、B52が飛来し、二一日には、これに抗議する「B52核戦略爆撃機飛来抗議・即時撤去要求県民総決起大会」が開かれた。

【村民大会・抗議決議（要旨）】

さる八日、B52戦略爆撃機が突如飛来し村民に強い恐怖と不安を与えた。その衝撃もおさまらない間にまた台風避難を理由に嘉手納基地に飛来した。

われわれ村民は基地あるが故に戦後三〇年間、航空機墜落事故、航空燃料流失、燃える井戸、毒ガス及び核貯蔵に対する恐怖と不安、昼夜を問わない爆音など基地被害を受けて来た。そのため村民の健康は著しく阻害され、生活を破壊し生命の安全は危険にさらされて来た。

奇しくも一一月一九日は昭和四三年のB52墜落爆発で村民に戦争さながらの恐怖と戦りつを与え、混乱に陥れた日から七年目にあたる。第二次大戦で悲惨な戦禍を身をもって体験し、連日基地からの被害に苦しめられているわれわれ村民は戦争に反対し平和を願う立場から嘉手納基地がB52の常駐化、発進基地化することによって再び人類殺りくの拠点となることを絶対に許すことはできない。

十数回に及ぶ嘉手納村議会の抗議決議を黙殺し飛来し続けることは、村民の心情を無視しているばかりでなく、明らかな挑戦であると断じざるを得ない。

よって、われわれ村民は、かかる暴挙に満身の怒りをこめて抗議すると同時にB52を即時撤去させ、いかなる理由があるにせよ、今後絶対に飛来しないよう強く要求する。

沖縄県知事選挙

六月一三日、沖縄県知事選挙は、県政革新共闘平良幸市統一候補が、自民・民社推せんの安里積千代候補をおさえて当選した。アメリカ占領下の琉球政府主席選挙から数えて、三回目の革新首長が誕生した。

今回の沖縄県知事選挙は、経済危機に加えて、沖縄県では、二七年間にわたるアメリカの全面占領の傷あと、「施政権」返還後において再編強化されている米軍基地や自衛隊基地、復帰後の急激な変動と海洋博など大型プロジェクトに重点をおく開発、失業の増大、殺人・傷害・密輸・麻薬など基地あるが故の犯罪の増加など深刻な情勢のなかでおこなわれ、しかも、革新共闘側には、沖縄県祖国復帰協議会の存続問題、沖縄県労協の組織問題など多くの問題をかかえていた。

三月二五日、社大、共産、社会、公明の四党に加えて、労働組合、民主団体百数十団体を網らして、「沖縄県政革新共闘会議」が結成され、「革新統一綱領」「スローガン」を決定、「われわれは今度の知事選挙が、『自民・民社連合』と『全革新勢力』との対決であることを鮮明にして、保守政治の進出を断じて許してはなりません。今度こそ、全県民が尊い犠牲によってかちとってきた沖縄の自主、平和、民主主義を破壊されないように断固として選挙に勝利しなければなりません」と県民にアピールした。他方、民社、自民党は、安里積千代氏を統一候補に、「新しい沖縄をつくる会」を結成、四月一日には総決起集会を開いた。

知事選をまえに、アメリカは諜報活動を強化していたが、告示の五月一九日には、B52爆撃機が飛来して、公開されるなど、知事選は、きびしい情勢のなかでたたかわれた。

三月二五日、沖縄県政革新共闘が知事選にあたって決定した「革新統一綱領」は、つぎのごとくである。

【革新統一綱領】

一、われわれは、人間尊重と県民福祉の基本理念に立って、政治の中央集権化に反対し、県民の不安を除き希望を与える真の地方自治を築きあげてゆく。

二、われわれは、平和憲法のもとで基本的人権の保障と反戦平和の立場を堅持して、日米安保条約を廃棄させ、軍事基地、自衛隊等いっさいの軍事政策や軍国主義復活に反対し、平和な住みよい沖縄県をつくっていく。

三、われわれは、大資本優先の経済政策と基地依存の経済体制から脱却し、公害のない第一次産業と、中小企業の振興を根幹とする県民主体の平和経済を開発し、県民大衆の生活と雇用を保障しうる社会を建設する。

四、われわれは、教育の自主性と郷土の文化遺産を守り、主任制度を含む中教審路線と教育の国家統制に反対し、真の平和民主教育を推進する。

五、われわれは、社会保障制度と福祉施設を拡充し、社会の健全性の回復と不公正の是正をはかる。

六、われわれは、利権と政治の私物化をはかる保守政治を断固排げきし、県民大衆に奉仕する清潔な明るい、県政をさらに発展させる。

七、われわれは、長年にわたるアメリカの軍事政策と、自民党政府の差別的措置を糾弾し、県民のいっさいの屈辱的犠牲にたいする戦後処理と復帰措置を正しく履行せしめ、県民の主体性を確立して、平和と民主主義をうちたてるため、統一と団結を固め県民と共に闘う。

7 「国際婦人年」の運動

一九七五年は、国連で国際婦人年と宣言され、一年を通じて「婦人の年」として、国際的に、国内においても、労働組合や婦人団体によって、運動が展開された。

七五年六月一九日から七月二日までメキシコ市で開かれた「国際婦人年世界会議」には、一三三カ国の政府代表が参加し、「女の平等およびその発展と平和への寄与に関する七五年メキシコ宣言」と二一九項目にわたる「世界行動計画」が採択された。この計画は、一九八五年までの一〇年間に国際婦人年の目的を達成するため、国内的、国際的な行動について勧告を与え、指針を示したものである。また、七六年六月四日から開かれたILO第六〇回総会では、婦人労働者の機会と待遇の均等を促進するための「活動計画」と「宣言」、職業と雇用における男女の平等の地位と機会の均等に関する「決議」が採択された（くわしくは本年鑑Ⅲ—Ⅶ「ILO」参照）。

国際民主婦人連盟をはじめ、民間婦人団体、労働組合婦人部、民主団体による「国際婦人年世界大会」が一〇月二〇日から二四日までベルリンで一四〇カ国、二〇〇〇人が参加して開かれ、日本から統一代表団三九人が参加した。大会は、平等・発展・平和のために、婦人の団結をよびかけた「ベルリン・アピール〝世界の婦人たちへ〟」と、「声明」を採択した。

日本においては、国連非政府組織（NGO）国内婦人委員会のよびかけにより、婦人組織四一団体の実行委員会が主催して、「国際婦人年日本大会」が一一月二二日に開かれた。「なくそう男女の差別・つよめよう婦人の力」のスローガンをかかげた大会は、一年間にわたって、男女差別や不平等について各分野で事実と問題点を総点検した作業にもとづき、「日本における男女平等」の問題提起をうけ、政治、教育、婦人労働、家庭、社会福祉の五分野について討

論をおこない、参加者の総意として、政府・自治体にたいする一一項目の要求、政党・企業・労働組合・その他の団体にたいしての四項目の要求からなる決議を採択した。

政府などへの要求は、世界行動計画の実現に努力すること、婦人公務員をふやし昇進の道をひらき、審議会等に婦人をふやすこと、教育内容を男女同一にすること、母性の保障、雇用・労働条件の差別をなくすこと、を含んでおり、政党、労働組合などへの要求はつぎのようになっている（政府による国際婦人年関係行事については、本年鑑Ⅲ—Ⅰ「政府の労働政策」参照）。

【要　求】

1　政党は各種議員等候補者公認にあたり、積極的に婦人を公認すること。また、政党内の要職に婦人を登用すること。

2　企業は婦人に対する雇用、労働条件における男女差別をなくすこと。また、責任ある地位に登用し、婦人の能力を企業に役立たせること。

3　労働組合は、その一員である婦人労働者に対する雇用・賃金における差別をなくすための活動を強化すること。また、組合の各級機関に婦人の役員を増やすこと。

4　婦人会員をもつ、医師会、弁護士会、税理士会などは、婦人を役員に加えること。

8　チリ人民連帯活動

チリ軍事政権を糾弾し、チリ政治囚の釈放を要求するチリ人民連帯国際会議の諸決議を実践する多彩な行動。

一一月一三日から一六日の四日間、アテネで八〇カ国以上、三〇〇以上の国際組織の代表約五〇〇人が参加して開かれ、わが国からもチリ人民連帯委員会代表が参加した。会議は、チリ軍事政権を政治的、経済的に孤立させるよう、世界のすべての国の人民によびかけた「世界人民への呼びかけ」「国連総会議長への呼びかけ」「チリ人民へのメッセージ」「チリ人民連帯運動促進計画」を採択した。

結成二周年を迎えたチリ人民連帯日本委員会（略称・チリ連）は、二月二一日に第三回総会を開き、金権・腐敗の反共主義・民主主義破壊の「日本型ファシズム」をすすめる政府・独占資本のたくらみに反対する民主勢力のたたかいと結合して、チリ人民への支援連帯の諸行動をさらに発展させることをめざし、つぎのような課題と活動方針を決めた。

①一九七四年一一月の国連総会と昨年の国連人権委員会が圧倒的多数で採択した「チリ政治囚釈放と人権回復」の諸決議の普及、この諸決議履行要求の諸行動。

②チリ連代表も参加した一九七五年三月メキシコでのチリ軍事政権犯罪調査国際委員会第三委員会総会、昨年一一月アテネでのチリ人民連帯国際会議の諸決議を実践する多彩な行動。

③とくに「チリ軍事政権糾弾、チリ共産党コルバラン書記長をはじめすべての政治囚の無条件釈放と人権回復」の要求を中心にすえた諸行動。

④日本政府にたいし、チリ軍事政権支持とり消しと援助中止要求の諸行動、チリへの資本進出によるチリ軍事政権援助をしている日本の独占企業にたいする抗議の諸行動。

⑤ファシズムに反対し、チリ人民の闘争を支援する各界、各労組、民主団体、個人の諸行動、文化的な広範・多彩な諸行動。

9　第四七回メーデー

第四七回メーデーは、悪天候のなかで東京の中央メーデーの二八万人をはじめ、全国一一二五会場に三五〇万人（中央メーデー実行委員会発表）が参加して開かれ、統一メーデーは一六都府県でおこなわれた。

「ロッキード疑獄糾明」「もうたくさん、値上げ・首切り」「長期スト闘争強化、春闘勝利を」「首切り撤回」「雇用保障」「いまこそ政治革新を」「三悪政治反対の統一戦線結成を」のプラカードやゼッケンに加えて、職場に自由と人権をと訴えるプラカードがめだった今年のメーデーは、ロッキード疑獄事件、三悪政治、議会制民主主義を形がい化する日本型ファシズムへの策謀、戦後最大の不況など、政治、経済、文化などすべての分野での危機の深刻化にたいする広範な労働者と国民各層の怒りと批判がたかまっている情勢のもとで開かれた。

中央メーデーでは、市川総評議長が「三木自民党内閣を打倒し総選挙に勝利し、独占本位の日本から、労働者・国民の生活を第一にした日本に変革するため、統一して闘い抜くことを、全世界の労働者へのあいさつとしようではないか」と開会のあいさつ、天池同盟会長が主催団体を代表して、「わが国政治の後進性・金権性をこの機会に払拭しなければならない」と訴えた。つづいて、成田日本社会党委員長、野坂日本共産党議長、二宮公明党副委員長、春日民社党委員長のあいさつがおこなわれ、メッセージ、祝電披露のあと、メーデー宣言を採択し、都内六コースにわかれてデモ行進がおこなわれた。

【第四七回メーデー宣言】

第四七回メーデーは、かつてないインフレ・不況の深まりのなかで、働くものすべてが生活と権利を守る闘いに起ち上り、一方では大がかりな金権・汚職にみられるように、積年の保守政治の腐敗が大きく傷口を拡げ、国民すべてがその真相究明上政治の革新を期待する情勢のなかで迎えた。

戦後最大といわれる深刻な不況のなかで、企業倒産は続出し、弱小企業は打ちのめされ、そのなかで潜在失業者を含め二百万を超える労働者が職を失い、悲惨な生活を強いられている。職場労働者のうえにも失業の脅威、生活の不安がきびしくのしかかっている。

こうした情勢のなかでも、政府は引き続き大企業優先政策をとり続け、福祉政策を後退させ、公共料金を中心に物価値上げ政策をとり、働く者の生活を一層圧迫しようとしている。特に金権・腐敗政治の一掃を表看板として誕生した三木内閣が、今回のロッキード汚職で行った日米共同の隠蔽作戦は、その本質を一層明らかにしたものといえよう。

われわれは、昨年に引き続き、今年も雇用問題で労働四団体共闘を実現したように、いまこそ力をあわせ、大幅賃上げ獲得、全国一律最賃制の法制化、首切り・労働条件改悪の合理化反対、失業対策拡充、雇用保障制度の確立、労働時間短縮、労働基本権回復など、労働組合本来の課題にむかって積極的に起ち上るときである。

また国民諸階層と幅広く提携し、インフレ・物価値上げ反対、大幅減税、大企業の横暴を規制する独禁法の強化、社会保障制度の大幅拡充などとともに地方財政危機突破、教育・文化の反動化阻止、報道・表現の自由確立、核兵器完全禁止、憲法改悪反対などの課題に対しても、その先頭に

立って精力的な活動を展開すべきときである。

特に今回表面化したロッキード汚職事件は決して偶発的なものではない。今日までの保守政治の体質そのものが生み出したものであり、この事件だけに止まるものではない。われわれは自民党政権の続く限り、その根絶は不可能であると考える。いまこそ労働運動、民主主義運動の前進を背景に、大企業本位の政治、金権汚職の構造を打破するため、三木内閣を打倒し、政治の革新をどうしてもかちとらなくてはならない。

すでに国会解散・総選挙は指呼の間に迫った。どのような困難があろうともロッキード事件の徹底究明・国民生活向上・民主主義擁護のために自民党政治打破をめざして、この総選挙をたたかい抜くことが必要である。またそのことこそ、いまわれわれに課せられた最大の使命であり、国民の期待に応える道であると信ずる。

これらのことは、全労働団体と民主団体の結集するメーデー実行委員会において満場一致決定した共通の課題であり、共通目標である。メーデーを単に一日だけの行動にすることなく、ここに結集したすべての勢力が、この目標にむかって努力することが大切である。

すべての労働者と働く国民の皆さん！

大企業に基盤を置く政権が必然的に腐敗政治を生み出し、大衆の指弾のなかで衰退の道を歩んできたことは、いかなる国の歴史をみても明白である。いまわれわれはその転機に立っている。今日ほどわれわれに新たな力強い運動の展開を求められているときはない、

われわれ働くものこそが、日本における政治の革新をなしとげる中心勢力であるとの自覚をもって、このメーデーを基点として、連帯の輪を一歩一歩拡大し、団結を強め、力強い前進を開始しよう。

【メーデー・スローガン】

働くものの団結で生活と権利、平和を守ろう。

（サブ・スローガン）

1 大幅賃上げ獲得、所得政策反対、最低賃金制の確立
2 労働時間短縮、週休二日制確立、首切り合理化反対
3 失業反対、雇用保障制度の確立、定年延長
4 年金・医療制度の大幅改善、社会保障・社会福祉の拡充
5 労働基本権の回復、スト規制法撤廃、働く婦人の地位向上・権利確立
6 インフレ・物価値上げ反対、大幅減税
7 独禁法の改正、公営住宅の大量建設
8 地方財政の確立、地域住民の健康と福祉の向上
9 核兵器の完全禁止、憲法改悪反対
10 ロッキード汚職の糾弾、三木内閣打倒、政治の革新

XIV 政党

概要□国会と各党の動向——第七六臨時国会／第七七通常国会／選挙共闘、統一戦線問題／新しい日本を考える会／選挙／**日本社会党**——概況／第三九回全国大会／全国書記長会議／その他の会合／政策・方針／その他の問題／派閥の現状／**日本共産党**——概況／中央委員会総会／その他の会合／政策／主要な活動／**民社党**——概況／第二〇回臨時全国大会／第一三回中央委員会／全国書記長会議／政策・方針／主要な活動

概要

一、七四年一一月に田中内閣から三木内閣への政権交替があり、また七六年末で衆議院議員の任期が切れることもあって、この一年間の政局は解散、総選挙ぶくみで終始した。各党は七五年末総選挙あるいは七六年春の総選挙を想定し、その準備に力を入れたが、結局解散はおこなわれなかった。

一、七五年七月に閉幕した第七五国会では、公職選挙法改正にたいする賛否をめぐって、自民・社会・民社三党対共産・公明両党の対立という、これまで例のない組み合わせが生まれた。

一、七五年九月に開かれた第七六臨時国会の焦点は、酒、たばこ、郵便の「値上げ三法案」であった。野党は社共、社公民の〝ブリッジ共闘〟を成立させてこの国会に臨んだが、審議拒否、スト権問題などをめぐって足並みが乱れた。政府・自民党は二度にわたって会期を延長し、「値上げ三法案」を成立させた。

一、第七七国会の焦点は、不況対策を重点とする予算案審議が主であるとみられていたが、七六年二月〝ロッキード汚職〟が表面化し、この真相究明が中心的な課題となった。事件発覚の契機となったアメリカ上院の公聴会記録の未公開資料の提供問題をめぐって与野党は対立し予算審議は空転した。自民党は民社党の協力を得て予

算案の成立をはかったが事態は紛糾し、最終的には両院議長の立ち合いのもとで五党の党首会談がおこなわれ、ようやく正常化した。

一、総選挙をひかえ、各党はその独自性を強くおしだし、互いに他党にたいする批判を強めた。とりわけ、共産党と公明党の間では「共創協定」や「憲法三原理」をめぐってはげしい論争がかわされ、また、共産党と民社党の関係も国会で民社党が「スパイ査問事件」をとりあげたこともあって、きわめて悪化した。

一、江田社会党副委員長、矢野公明党書記長、佐々木民社党副委員長らによって設立された〝新しい日本を考える会〟は、〝保革連合〟問題や〝新自由クラブ〟の結成とも関連して一般の注目を集めた。公明、民社両党はこの動きを積極的に支持したが、社会党左派や共産党は社公民路線の復活としてこれを攻撃した。

一、社会党は結党三〇周年を迎えた。社会主義協会の急速な進出に対抗して、江田派、新しい流れの会、佐々木派の一部が連合し、これにたいし新左派連合の三月会が結成されるなど派閥の再編がすすんでいる。この対立は千葉県本部では分裂にまでいたったが、総選挙を前に党内の不一致をさける動きも強く、再統一された。党勢は七三年、七四年と上向きであったが、七五年以降伸び悩んでいる。

一、共産党は七四年参院選、七五年の統一地方選で予想外に苦戦した。とくに統一地方選では公明党が大幅に議席をのばしただけに、次回総選挙では野党第二党の地位を奪われることも予想された。共産党は、この事態を打開するため、党勢拡大運動に全力をあげるとともに、これまで保守的であった層も含め広く国民の理解と支持を求める問題提起や政策提示をおこなった。

一、公明党は〝共創協定〟の発表で大きな衝撃をうけたが、創価学会から「共闘なき共存」協定であるとの説明をうけ、共産党を政権共闘の対象としない従来の路線を再確認した。共産党とは憲法三原理での論争をつづけるとともに、その新宗教政策についても批判を加えた。言論抑圧問題でうけた打撃をのりこえて党勢は上向きに転じ、統一地方選につづき、中間地方選でも好成績をあげ、野党第二党の座の回復をねらっている。

一、民社党は結党一五周年をむかえたが、党勢は低迷をつづけている。一時はつとめて社会、公明両党と歩調をそろえていたが、この二、三年は独自性を強く主張している。第七七国会では野党三党と別行動をとった。また、従来の「段階的解消論」から安保条約肯定、維持の方向をうちだして注目された。

1　国会と各党の動向

1　第七六臨時国会

野党院内共闘復活　七五年七月四日に閉幕した第七五国会では、公職選挙法改正案への賛否をめぐって、四野党は真二つにわかれ、自民・社会・民社三党対共産・公明両党とい

う、かつてない対立関係が生まれ、「野党共闘」のその後への影響が注目された（本年鑑一九七六年版四四四、四五七ページ参照）。

政府・自民党は、国会で廃案となった酒・たばこ・郵便の「値上げ三法案」などの成立をはかるため、第七六臨時国会を七五年九月一一日に召集し、臨時国会としては異例の七五日という長い会期を、野党の反対をおしきって議決した（これまでの臨時国会の最長記録は、七一年の「沖縄国会」の七三日であった）。

社会党は、この臨時国会の開会に先だって、前国会とはうって変わった対決方針を決め、院内野党共闘を修復するため、他党にはたらきかけた。その結果、八月二〇日には、社会・公明両党と社会・民社両党の国会対策委員長会談が個別に開かれ、つぎの六項目について、三党の合意が成立した。

【社会・公明・民社三党の合意事項】

一、臨時国会は当面する政治、経済、社会の全般に対する根本的改革と政策転換を含めた補正予算を編成し、これを最優先課題として審議することを要求する。

二、その際、不況克服に名を借りた大企業優先の公共事業の拡大は取りやめ、中小企業の救済と国民生活重点に転換し、地方財政の危機打開を図り、インフレを刺激する安易な赤字国債の発行に反対する。

三、公共料金の値上げ法案は提案すべきではない。税制、財政、金融の改善による財源措置を講ずべきである。

四、独禁法改正案を再提出し、これを成立させるため全力を尽くす。また、先の国会で与野党一致で参議院に送付した生活関連の諸法案、条約の再提出を要求する。

五、臨時国会では、日米首脳会談による日米安保体制の強化、朝鮮問題、日中平和友好条約、首相の靖国神社参拝にみられる三木内閣の政治、外交姿勢を徹底的に追及する。

六、反インフレ、不況の克服、国民生活防衛など共通する目標を中心に野党共闘を実現し、とくに、雇用、全国一律最賃制、年金、物価問題を重点に、できる限り早い機会に書記長会談を開催し、（その実効をあげるため全力をつくし、これらの事項を三木内閣が認めない場合には）内閣打倒を目ざし、国会解散、総選挙を要求し、これをかちとるため協議する。

なお、第六項については、民社党がただちに倒閣をうちだすことに難色をしめしたため、社会・民社両党の申合せ事項には（　）の部分がつけ加えられた。

八月二九日には、社会・公明、社会・民社の書記長会談が開かれ、この六項目の合意を再確認した。

翌八月三〇日、社会党は共産党にたいし、早急に両党の書記長・書記局長会談を開いて臨時国会に向けて共闘を組むよう正式に申し入れた。共産党はこれに応じ、九月二日に両党書記（局）長会談が開かれ、つぎの九項目について合意が成立した。

【社会・共産両党の合意事項】

一、酒、たばこ、郵便料金等の値上げ法案の再提出を内容とする臨時国会の召集に反対である。臨時国会は一連の値上げ法案を断念し、不況対策、国民生活問題を中心とした補正予算の審議と、日米会談など安保、外交問題の討議を主としたものとすべきである。

二、不況対策については、国民生活の困難を加重する大企業本位の財政、経済政策に反対し、インフレの克服と物価問題の解決、国民生活防衛と社会保障、年金の充実、中小企業の経営防衛と雇用・失業対策、自治体財政対策、公害対策などを中心とする危機打開策の確立をはかる。インフレを促進する赤字国債の発行に反対する。

三、さきに与野党で合意した独禁法改正案を再提出するよう政府に要求する。政府が提出しない場合には野党が一致して提出し、これの成立を期する。

四、さきの国会で与野党一致で参議院に送付した生活関連諸法案および

条約の再提出を要求する。なお、野党共同提出の全国一律最低賃金法案の実現を要求する。

五、安保条約廃棄の立場を一連の日米会談で明らかにされた三木内閣の日米安保体制強化路線を徹底的に追及する。非核三原則の法制化をめざす。

六、朝鮮問題では、新「韓国条項」の撤回と在韓米軍の撤退、在「韓」国連軍の解体を要求する。朝鮮の自主的平和統一を促進し、朝鮮民主主義人民共和国との国交樹立を求める。PLOをパレスチナ人民の唯一の代表として承認し、それにふさわしい形態でPLO東京事務所を開設することを要求する。

七、どんな形の小選挙区制の計画にも反対し、政府・自民党の策謀を粉砕する。公務員労働者、公共企業体労働者のストライキ権の回復を要求する。三木首相の靖国神社参拝問題など、憲法の政教分離の原則に反する政府姿勢を追及する。

八、以上の問題を中心に、両党は一致する政策課題で院内外で共闘し、三木内閣の打倒をめざす。他の野党とも一致できる問題については、共同のたたかいを推進する。

九、必要に応じ今後も書記長、書記局長会談をひらく。なお合意事項の具体化のため国対、政策、国民運動（大衆運動）担当者の間で必要な協議をおこなう。

各党の方針

臨時国会開会後の九月二二日、社・公・民三党と社・共両党は別箇に国対委員長会談を開き、①酒・たばこ・郵便の値上げ三法案の撤回提出を政府に迫る、③独禁法の再提出を要求する、②補正予算案の早期提出を要求する、などの点で合意し、社会党を軸にした「ブリッジ方式」による院内共闘を成立させた。

一方、政府・自民党は、あくまでも値上げ三法案の成立をはかるため、第七五国会で与野党内で合意していた独占禁止法改正案の再提出を見送り、衆院議運委、大蔵委、逓信委、参院大蔵委などで単独採決を強行、そのたびに国会審議は空転した。しかし、政府・自民党は二度にわたって会期を計三一日間も延長し、値上げ三法案を成立させた。

この間、野党共闘は、審議拒否問題、議長裁定問題、スト権問題などをめぐって足並みが乱れ、しばしば対立した。

この臨時国会にたいする野党各党の方針、および評価については、つぎを参照されたい。

〔社会党〕 ①第七六回臨時国会闘争方針ほか（『政策資料』第一一一号、七五年一〇月）、②平林剛「第七十六臨時国会の闘いと今後の課題」（『月刊社会党』七六年二月号）

〔共産党〕 ①第七十六臨時国会にのぞむ基本方針（『赤旗』七五年九月一〇日付、『理論政策』第九三号、七五年一二月）、②臨時国会終了で共産党国会議員団が声明（『赤旗』七五年一二月二六日付）

〔公明党〕 ①臨時国会に臨む国会対策方針（『公明新聞』七五年九月一〇日付）、②「国民の期待を裏切り、国民の不安と政治不信を増幅をさせた三木内閣を打倒し、解散総選挙で自民党政治を転換する」伏木国対委員長談話（『公明新聞』七五年一二月二六日付）

〔民社党〕 ①臨時国会にのぞむ民社党方針春日委員長談話（『週刊民社』七五年八月一日付）、同佐々木副委員長談話（『週刊民社』七五年九月一九日付）、②座談会「第76臨時国会報告」（『革新』七六年一月号）

2　第七七通常国会

ロッキード国会

第七七通常国会は、七五年一二月二七日、一〇六日間におよんだ臨時国会の閉会から中一日おいただけで召集された。この国会は会期中に解散・総選挙の可能性が強いと見られており、当初、論議の焦点となると予想されていたのは、不況対策を重点とする五一年度予算案、またその財源をまかなう赤字国債発行のための財政法特例法案、国鉄運賃や電報・電話料など公共料金の値上げなどであった。しかし、二月五日にアメリカの上院多国籍企業小委員会の公聴会（四日）で、ロッキード航空会社が二一億円にのぼる対日工作資金を右翼の児玉誉士夫に支払っていたことが明るみに出、さらにロッキード社が丸紅の役員を通じて「日本政府高官」に献金していたことなどが、領収書などとともに公表されたことをきっかけに、国会審議の焦点は完全に〝ロッキード事件〟の真相究明問題に移った。

各党はそれぞれアメリカに調査団を派遣して資料集収にあたるとともに野党側はそろって関係者を国会に証人として喚問することを要求した。第七二国会の〝物価集中審議〟（本年鑑一九七五年版一二九ページ参照）では「虚偽の証言」にたいしては〝偽証罪〟として刑事責任を問いうる証人喚問に強く反対し、参考人にとどめた自民党も、今回はこれを認めざるを得ず、二月一六、一七の両日、全日空の若狭社長、田中前首相の〝ふんけいの友〟小佐野国際興業社主ら七人の証人にたいする尋問が、三月一日には大庭全日空前社長ら五証人にたいする第二次証人喚問がおこなわれた。証人喚問は一一年ぶりのことであった。

また、二月二三日の衆参両院本会議では、全党一致で「ロッキード問題に関する決議」を採択した。決議の内容は、①真相の解明は徹底的かつ迅速に、②政府高官名を含む一切の未公開資料を提供するよう米国上院、政府に特段の配慮を要請、③日本政府は特使派遣などを含め本問題解明のため万全の措置を講ずべきだ——というものであった。この決議をうけて三木首相はフォード大統領に親書を送り、関係資料の公開を要請した。しかし、インガソル国務次官が「ロッキード事件の資料は極秘扱いにする」との方針を明らかにし、フォード返書も、資料は秘密扱いとし、日米法執行当局者が受授の取り決めをする、というものであったため、野党側はこれに反発、対米再交渉を要求し、この間、国会審議はストップした。

第137表　国会の勢力分野
（1975年2月27日現在）

区　分	衆院	参院
自民	275	130
社会	114	62
共産	39	20
公明	30	24
民社	20	10
二院クラブ	0	5
無所属	12	1
欠員	12	0
計	491	252

〔備考〕　衆院の「共産」は院内交渉団体「共産党・革新共同」の略。

このため、政府は五一年度予算の年度内成立を断念、暫定予算案を提出して局面の打開をはかった。野党は暫定予算の審議には応じ、三月三一日にはこれを成立させたものの、その後はふたたび、審議拒否をおこない、国会は〝開店休業〟状態がつづいた。

自民・民社両党で予算審議再開

四月五日、予算案の早期成立を急ぐ自民党のよびかけで、五党の幹事長・書記（局）長会談が開かれた。中曽根自民党幹事長は、調査特別委員会の設置による事件の究明、予算案などの審議再開などの収拾策を示したが、社・共・公三党は「資料提供につき政府が対米再交渉すべきだ」と要求、自民党はこれを拒否し会談は決裂した。このため、自民党は民社党に協力を求め、同日夜、自民・民社両党の幹事長・書記長会談を開いてつぎのような五項目で合意し、四月七日両党だけで予算審議を再開、九日には強行開会した衆院本会議で自民党の賛成で可決、参院に送付した。

【民社、自民の五項目にわたる合意事項（全文）】

一、ロッキード問題に関する院の決議に対する政府の努力は不十分であり、遺憾である。今後とも院の決議をふまえ、更に両国の事件究明に関する協力と連絡をはかり、真相の徹底的解明を期する。

二、そのため必要に応じ政府の使節、院よりの超党派代表団の派遣などを考慮する。

三、ロッキード問題に関する調査特別委員会を設置し、専門の調査スタッフを整え、国政調査権のもとに真相の徹底的究明をすすめる。

四、本事件の特殊性に鑑み、検察当局の捜査処理終結の時点で政治的、道義的責任の有無を明らかにするための国会調査について、政府は事実究明に必要な最善の協力をする。

五、この際、五十一年度予算案並びにこれに関連する当面緊要な法案の審議を速かに再開する。

（『政策と討論』七六年四月号）

自民・民社両党だけで予算審議再開

自民・民社両党だけで予算案審議には応じるという異常事態に対処するため、社会党は共産・公明両党に個別に党首会談を開くことを申し入れ、四月八日これが実現した。二つの党首会談のあと石橋書記長から別項のような合意事項が発表された。また、三党の委員長はそれぞれ記者会見をおこなって、会談の成功を認めたが、評価の重点にはくいちがいが見られた。すなわち、成田社会党委員長は、当面の国会闘争で三党の共同歩調がそろった点を高く評価したのにたいし、宮本共産党委員長は、統一戦線問題で社会党と継続協議の約束ができた点をもっとも重視し「日本の政治の将来にとって重大な影響をあたえる、歴史的な事件だ」と述べた。また竹入委員長は、「革新政権の樹立は、自由と民主主義を将来ともに堅持する勢力でなければ手を結ばない。従って共産党を含めることはできないと明確に主張した」点を強調した。

【三党首会談合意事項】

▽社共合意

一、現在の国会の事態の責任は、五党会談を提唱しながら、会談の中途で一方的にこれを打ち切って予算委員会の開会を強行した自民党と、これに追随協力した民社党にある。

二、いま、国民が国会に解決を求めているロッキード問題と不況インフレ問題とは、金権政治という同根から出たものであり、予算その他の国政審議とロッキード真相究明とは、本来、両立できる問題である。そのためには、政府と国会自身が院議尊重の立場に立って行動することが最小限のことであり、院議実現のための政府特使および国会の超党派代表団の派遣が当面の中心課題である。

三、以上の立場に立ってこんごとも統一した行動をとる。その具体策は、書記長書記局長会談、国対委員長会談その他で検討する。

四、国会内外での戦術および共闘問題は、引き続き協議する。
五、長期の展望に立った統一戦線問題は、こんご、委員長会談、書記長書記局長会談、政策レベルの会談などで引き続き協議する。

▽社公合意

一、現在の国会の事態の責任は、五党会談を提唱しながら、会談中途で一方的にこれを打ちきって予算委員会を開会し強行した自民党と、これに追随協力した民社党とにある。同時に、これまで国会決議を無視したのみならず、なんらの決意も行動もすることなく、いたずらに傍観し続けたばかりか、かかる強行開会の暴挙に手を貸した政府、なかんずく三木首相の責任が重大であることはいうまでもない。
二、（社共合意の二、と同文）
三、（社共合意の三、と同文）
四、三木内閣に院議実現のための前記の措置を実現する意思も能力もないことが確認された時点で、両党は、内閣総辞職と解散総選挙を要求する。
五、（社共合意の四、と同文）
六、保守政権の打倒、これに代わる政府樹立にいたるプログラム、その政権の政策、路線、構成勢力などについての合意が必要であるとの共通の認識に立ち、こんご両党で協議する。

▽三党合意

三党はロッキード事件の真相究明と国会事態収拾についての三木首相の決意と責任ある所信をただすため、三党首と首相の会談を提唱する。
（『社会新報』七六年四月一四日付）

五党首会談で国会正常化

その後、国会の正常化工作は、前尾衆院議長を中心にすすめられたが、選挙区向けの電話報告で「三月から民社党と話し合い、四月一〇日に予算を通すという盟約を結んでいた」と説明している事実が明るみに出るなどして、難航した。しかし、四月一七日に、両院議長が社、共、公の三党委員長と会談したのを契機に収拾工作は進展し、四月一九日の両院議長立ち会いのもとでの、三木首相と社・共・公三党委員長との会談を経て、二一日に五党の党首会談がおこなわれ、席上、両院議長からつぎのような「国会正常化に関する両院議長の裁定」が正式に提示され、各党ともこれを受諾した。

一、ロッキード問題に関する国会の決議の重要性にかんがみ、政府の措置は不十分であり、遺憾である。今後とも国会の決議を踏まえ真相の徹底的解明を期する。
二、ロッキード問題解明のため政府の特使、国会よりの超党派代表の派遣等をおこなう。
三、国会は、ロッキード問題にかんする調査特別委員会を設置する。
四、国会は、ロッキード問題にかんし、本件にかかわる政治的道義的責任の有無について調査するものとし、国会の国政調査権の行使に当たっては、政府は、事態の推移をみて、刑事訴訟法立法趣旨をもふまえた上で事件の解明に最善の協力をおこなうものとする。
五、予算並びに予算関係法案および国民生活関連法案、景気浮揚対策法案などの諸案件の審議を精力的進める。
六、これまでの異常な国会運営の実情にかんがみ国会は話し合いの場であることを確認し、必要に応じ党首会談等を開き、国会運営の円滑化に努める。

なお、この五党首会談で、社・共・公三党がとくに問題としたのは、訴訟書類の非公開を規定した「刑事訴訟法第四七条」の「ただし書き」、すなわち「公益上の必要その他の事由があって、相当と認められる場合は、この限りでない」とする部分を積極的に適用して、疑惑の「政府高官」の氏名公表を可能にすることであった。これについては、議長声明で「この会談において、とくに第四項目の『刑事訴訟法の立法趣旨』の点については、同法第四七条全文も当

然含まれることが確認されたと付言することで解決した。

この結果、四五日間という審議空白の記録をつくった第七七国会はようやく正常化し、五月八日、参院で五一年度予算が可決、成立したほか、議長裁定にもとづく政府特使や超党派議員団がアメリカに派遣され、「ロッキード問題調査特別委員会」も設置され、事件の追及が再開された。また、国会最終日の五月二四日、核拡散防止条約の批准が、調印以来六年ぶりに承認された。

国会最終盤で問題となったのは、内閣不信任案の提出問題であった。この問題について共産党は、「両院議長裁定にもとづき三木首相にロッキード事件の徹底究明を迫るべきで、今は不信任案提出の時期ではない」と主張し、三木内閣の総辞職、早期解散を主張する社・公・民三党とくいちがいを示した。しかし、自民党の椎名副総裁らが活発な三木退陣工作をおこない、これが〝ロッキード隠し〟として世論の強い批判を浴びるという状況があり、政府・自民党が、野党側が強く反対していて会期延長や財政特例法、国鉄運賃・電報電話料金の値上げ法案の成立を断念したこともあって、結局、不信任案は提出されなかった。通常国会が延長されなかったのは戦後四回目であったが、過去三回はいずれも参院選を直後に控えていたためであった。

なお、この国会の冒頭、春日民社党委員長が衆院本会議における代表質問で、共産党の宮本委員長が関係した「スパイ査問事件」をとりあげ波紋をよんだ。これについては別項（五〇九ページおよび五一二ページ）を参照されたい。

この国会に臨んだ各党の方針、国会後の総括については、つぎを参照されたい。

〔社会党〕①第77通常国会闘争方針（『社会新報』七六年一月二八日付）、②石田武「第七十七通常国会の焦点とわが党の成果」（『月刊社会党』七六年七月号）、③第77通常国会成立案にみる党の成果（『社会新報』七六年六月六日付）

〔共産党〕①第七十七通常国会にのぞむ基本方針（『赤旗』七六年一月二三日付（『理論政策』第九七号、七六年二月）、②国会議員団声明、通常国会終了にあたって（『赤旗』七六年五月二五日付、『理論政策』第一〇一号七六年六月）

〔公明党〕①坂井弘一「77国会と公明党の主張」（『公明』七六年三月号）、②伏木国対委員長談話「ロッキード事件の徹底究明を図るとともに、有言不実行の三木内閣の退陣を要求し、国民の審判をあおぎ、政治転換をめざす」（『公明新聞』七六年五月二五日付）

〔民社党〕①第七十七通常国会活動方針（『政策と討論』第一六一号、七六年二月）、②池田禎治「異常ずくめの国会、大活躍した民社党」（『革新』七六年七月号）

3　選挙共闘、統一戦線問題

社公選挙協力で合意

七五年八月一五日、公明党の矢野書記長は記者会見をおこない、臨時国会に向け公選法で対立した社会党との関係を修復するため、社会党が提唱している両党書記長会談に応ずる意向を示すとともに、書記長会談では選挙協力問題についても話し合いたいとして、つぎのように述べた。「社会、公明、民社で選挙協力の可能性を探ってみたらどうか、と

いうことだ。しかし、三党とも公認候補の大半をすでに決めており、どの候補者をおろすかとなると、むずかしい問題だ。公明党は約四十選挙区で候補者を立てないので、協力の余地はある」（『朝日新聞』八月一六日付）。

石橋社会党書記長は、ただちにこの提案を歓迎するとの態度を表明した（八月一九日）。そして八月二九日におこなわれた両党書記長会談では、七四年の参院選時の選挙・政策協定にもとづいて、両党間の協議を始めることで一致した。

〝成田発言〟とその波紋

第七七国会では、民社党が野党共闘から離脱し、自民党との合意にもとづいて予算審議に加わった一方、社・共・公三党は、社共、社公の二つの党首会談を経て三党の委員長が揃って両院議長、三木首相らと会談するなど国会正常化に向けて共同歩調をとった。こうした状況をふまえて、七六年四月二四日、社会党の成田委員長は松江における記者会見で、総選挙に向けて「最低限、革新候補間の選挙戦術上のトラブルを調整するための〝連絡調整委員会〟」の設置を提唱した（その全文は「当面の政局展望とわが党の態度」と題し『社会新報』七六年四月二八日付に掲載されている）。この〝成田発言〟は、民社党を事実上、〝全野党共闘〟の対象からはずし、社共公三党の共闘へふみ切ったものとして、党内外に大きな波紋をよんだ。〝成田発言〟でとくに注目されたのは、つぎの部分である。

> 民社党が野党戦線から離脱し自民党に追随協力した事例をもって、わが党の全野党共闘論が変更を余儀なくされているとの批判があるが、もともとわが党は、今日の日本の政治状況において、共闘のあり方は多角的・重層的にならざるをえないとの立場をとってきている。しかもわが党は革新結集にあたっては「排除の論理」をとらず、目標と行動の一致したすべての団体と個人に門戸を開放すべきであると考えている。
>
> したがって全野党共闘（より正確には全革新共闘）は、反自民の立場で、目標と行動の一致できる革新諸勢力の総結集をめざすものであるが、この目標と行動において一致しない野党勢力が、共闘に参加せず、あるいは共闘から脱落した際、全野党でなければ共闘はしないなどというバカげた主張をしたことは一度もない。したがって目標と行動で一致した諸勢力との間で共闘を進めていくことは当然のことである。

この〝成田発言〟にたいし、共産党はただちに（二四日夕）不破書記局長の談話を発表し、「統一戦線問題の前進にとって前向きのものだ」と評価し「公明党を含めて統一戦線問題で協議することを、われわれの側から拒否するつもりはない」と述べた。ついで、二六日には記者会見で、「統一戦線についての具体的な協議を始めたい。やり方は今後社会党と相談してゆきたい。選挙協力の問題も、統一戦線問題の前進のなかで、状況に応じて具体化していくだろう」と語った。

一方、公明党は、大野選挙担当中執の談話を発表し、「国政レベルの選挙協力は、政権構想に直接連動する共闘と判断するので、社公や社公民なら関心を持っているが、共産党を含む選挙協力はまったく考えていない」と述べた。

民社党も二六日に春日委員長が記者会見し「民社党は是々非々の独自路線を進むもので、他党の制約は受けない。脱落者呼ばわりは心外である」とこれに強く反発、〝成田発言〟をきびしく非難した。

〝成田発言〟にたいしては、社会党内でも批判や不満の声があがった。このため、五月七日には社会党は、①「全野党共闘」路線は変わらない　②民社党の反省があれば、いつでも共闘の再構築に応じるし、社会党側から共闘を呼びかける用意がある——との態度を

表明、五月一〇日には成田委員長が日本記者クラブにおける講演でこれを正式に表明するとともに、五月八日の竹入公明党委員長の提案（次項参照）にも積極的に応ずる態度を示した。

社公民選対責任者会談　七六年五月八日、公明党の竹入委員長は、札幌で記者会見して共産党との共闘はブリッジ方式でも拒否することを明確に表明すると同時に、つぎの総選挙に向けて社会・民社両党と選挙共闘について話し合うため三党の選挙対策責任者会議を早急に設置することを提案した。実際には、この提案に先だつ五月六日、社会党の大柴選対委員長、公明党の大野選挙担当中執、民社党の永末選対委員長は非公式に会談し、総選挙協力について意見を交換し「協力できるものは前向きに検討する」と申し合わせていた。また、社・公両党間では選対レベルの協議は七五年秋頃からすすめられていたという。

一方、民社党の春日委員長は五月一五日に倉敷で記者会見して、選挙協力につき「社公民三党で可能な限り実現するよう努力する」との見解を表明した。

社会党の大柴選対委員長が江田派の〝参謀〟格で、社公民路線の推進者であることもあって、その後も社・公・民三党の選対レベルの話し合いはつづけられ、六月二四日には、大柴、大野、永末の三党選挙担当責任者は国会内で会合し、総選挙と七七年参院選での選挙協力についての話し合いがおこなわれた。その結果、①この二つの選挙は保革逆転を実現し、自民党政権に終止符を打つ選挙である、②三党の選挙責任者はこのような共同の認識に立ち、反自民の立場から協力しうる選挙区を前向きに検討、この実現を図る、③協力選挙区の調整に当たっては各党の選挙共闘原則をふまえ、互いに自主性を尊重しつつ、今後それぞれのケースによって適宜話し合う――の三点で合意した。

統一戦線問題難航　七六年四月八日、第七七国会の正常化に先だって開かれた社会・共産両党の党首会談において合意事項の一つに、統一戦線問題があった。「長期の展望に立った統一戦線問題は、こんご委員長会談、書記長・書記局長会談、政策レベルの会談などで引続き協議する」とのこの合意を、共産党は「両党指導部間の正規の取り決めとして戦後初めてのもの」としてきわめて高く評価した。そして国会終盤の五月二〇日に開かれた社・共両党の書記長・書記局長会談で「両党の政策などについて互いにつめる作業を早急に始めたい」と提案したのを始め、具体的な協議を開始したい意向を再三表明した。

しかし、社会党側はこれに消極的で、六月九日には、石橋書記長が記者会見し、前々日に宮本共産党委員長が、この問題で社共両党の党首会談を呼びかけたことにたいし、強く反発し、「統一戦線問題は書記長・書記局長レベルで話し合うことになっているし、今はその時期でない」「書記（局）長会談を飛び越えて党首会談を呼びかけるのは私への不信感でもあろうし、信頼関係がないことになる」と述べ、当面会談に応ずる考えのないことを明らかにした。石橋書記長は、その理由として、①統一戦線は共闘の積み重ねがあり、信頼感ができてこそ実効があがるが、現在はその状態にない、②三木内閣に対する評価でくいちがいがある、などをあげた。

これにたいし、共産党は六月一一日に不破書記局長が記者会見して、つぎのように反論した。「①四月八日の社共党首会談で統一戦線の合意ができてから二カ月以上経過するが、社会党側は合意の具

体化に消極的だった、②石橋氏が〝不信頼〟の最大の理由としている三木内閣に対する態度の違いは四月八日の会談当時から明白になっていたもので理由にならない、③党首会談を提起することは書記長、書記局長への不信という問題とは無関係なのに、これを攻撃する態度は異常だ、④石橋氏は共産党の党首会談の提案を社会党への干渉か挑戦のように非難する一方で、民社党の社会党内への干渉的工作に寛容な沈黙を守っているのは奇怪だ。」

4　新しい日本を考える会

社公民トリオの再登場

形式的には、政党とは無関係であったが、「新しい日本を考える会」の発足は〝野党再編〟への一つの伏線として、大きな波紋をよんだ。それというのも、発起人に名を連ねたのが江田社会党副委員長、矢野公明党書記長、佐々木民社党副委員長であり、この三氏は、一九七〇年六月に民社党の西村委員長が〝野党再編構想〟をうちだしたときの社・公・民三党の書記長として トリオを組んで以来、〝社公民共闘路線〟の積極的な推進者であったからである。七〇年の社公民三党による〝野党再編構想〟は、同年暮の社会党大会で江田書記長が敗れ、翌七一年の地方選で〝社共共闘〟が目ざましい成果をあげ、さらに七三年暮の総選挙で共産党が大幅に進出したことによって後退を余儀なくされた。しかし、この間も、江田、矢野、佐々木の三氏は民労懇、民労協あるいは民間労組共同行動会議などの会合には揃ってまねかれてあいさつするなど、労働戦線統一の動きとも関連して、密接な関係を維持していた。

「新しい日本を考える会」は、七六年二月一八日、東京・霞ケ関ビルの東海クラブに、三氏のほか松前重義東海大総長、弁護士の伊達秋雄、評論家松田道雄、岐阜経済大教授の佐藤昇氏ら八人の発起人が集まって初会合を開いたのを皮切りに、三月二四日に第二回会合を、四月三〇日に第三回会合を開いて、会の性格、組織などについて協議を重ね、六月七日に東京・新橋に事務所を開設、七月一〇日に設立総会を開いて正式に発足したものであった。

「新しい日本を考える会」は、「現代日本の政治・経済および文化上の諸問題について意見交換をおこない、国民的コンセンサスをつくる政策集団」として出発することをうたい、役員につぎの各氏を選んだ。

会長＝松前重義、副会長＝松田道雄、事務局長＝伊達秋雄、運営委員長＝佐藤昇、事務局次長＝北沢方邦・藤牧新平、運営委員＝吉田忠雄・小谷野三郎・高屋定国・堀江湛・伊達秋雄・北沢方邦・藤牧新平、顧問＝江田三郎・矢野絢也・佐々木良作。

なお、この会にたいし、社会党内では批判的な空気が強い。その理由は、①共産党との共闘を否定しており全野党共闘という党の基本路線に反している、②関係者が〝保革連合〟を肯定する発言をしていることなどである。七六年六月二〇日に開かれた同党の全国書記長会議では江田副委員長の同会参加問題で激論がかわされた。その結果、江田氏が同会に出席する際は事前に「中執委など機関にはかって行うべきである」との〝座長集約〟が承認されたが、江田派はこ

れを「ねつ造」だとして強く抗議、七月一日の中執委で再検討され、「路線と政策での新しい行動を起こす時には機関の了承を得る」ことで決着がついた（四八八ページ）。

一方、公明党は七六年四月二八日の第二一回中央委員会において、「矢野氏の参加は個人的なものだが、矢野氏だけの判断ではなく、私も話し話合っており、十分承知している」、「会の方向は公明党が主張している〝中道国民戦線〟構想に決して反するものではなく、こうした運動の発展を期待している」と述べ、非公式ながら同会を支持する方向をうちだしている。

また、民社党は、三月一八日の第二〇回党大会後の記者会見で、春日委員長が、社公民路線による新しい政治勢力の結集についてふれ、「新しい勢力は、社公民プラス（自民党内の）天下同憂の士だ。しかし、自民党内にいることに甘んじている人に呼びかけることは、なお慎重にすべきだ。〝新しい日本を考える会〟は、だんだん固った段階で、自民党内の目覚めた人に呼びかけてよい。〝考える会〟はわが党の方向と接近し、密着し、合体するという三段階を経るのではないか」との見通しを述べている。

これにたいし、共産党は七六年七月の第一三回党大会決議案において、「民社党、公明党は、今日の危機にさいして、社会党江田派をくわえた〝江公民連合〟を結成し、〝新しい日本を考える会〟を利用した政権の〝受け皿〟づくりなるものを共同で策している。（中略）〝考える会〟が分派活動でわが党を追放された反党分子から〝健全な二大政党〟論をかかげる財界の一部にいたるつながりをもち、その政横構想が社会党からの江田派の分裂を予想していることなどにあきらかなように、〝江公民連合〟は、今日、反動勢力の期待にこたえて、共・社両党をふくむ革新統一戦線結成阻止の主要な道具となっている」と、きびしい批判を加えている。

5 選挙

(1) 中間選挙

知事選 七五年七月以降、七六年六月までの一年間におこなわれた知事選は和歌山、高知、福島、埼玉、沖縄の五県であった。和歌山は大橋正雄前知事の急死にともなうもので、あとはいずれも任期満了によるものであった。結果は第138表のとおりである。民社党は和歌山、福島、沖縄の三県で自民党と共闘を組んだ。

埼玉県では自民党はいったんは立候補者を決め党本部の公認まで取りつけたが、勝つ見通しが立たないため、告示寸前に公認候補を引っこめた。このため畑知事は一人で「革新知事」としては初めて、全国でも一一人目の無投票当選を決めた。

沖縄では屋良知事が三選出馬を固く辞退したため、沖縄社会大衆党現委員長の平良候補と同党の元委員長で民社党代議士であった安里候補の一騎打ちとなり、結局、「革新」の勝利となった（沖縄県知事選についてはXIII「政治的大衆行動と平和運動」の「6 沖縄における運動」を参照）。

第138表 知　事　選　結　果

県　名	施行日	候補者名(○印当選)	得票数	支　持　関　係
和歌山	75.11.23	○仮谷　志良(新)	346,634	無（自民，民社推薦）
		中谷　鉄也(新)	141,123	無（社会党支持）
		米田　　実(新)	35,743	共産党公認
高　知	11.23	○中内　　力(新)	221,913	自民党公認
		中島　陸馬(新)	107,523	無（社会，公明推薦，民社支持）
		上田　栄蔵(新)	38,731	共産党公認
福　島	76. 4.18	○木村守江(現)④	756,282	無（自民，民社推薦）
		佐藤　徳雄(新)	209,111	無（社会，共産推薦）
		高田　　巌(新)	11,020	無
埼　玉	6.10	畑　　和(現)②	無投票	無（社会，共産，民社推薦，公明支持）
沖　縄	6.13	○平良　幸市(新)	270,880	無(沖縄社会大衆党，社会，共産，公明推薦)
		安里積千代(新)	238,283	無（自民，民社推薦）

参議院補選　七五年七月以降の一年間におこなわれた国政レベルの選挙は、七五年九月の鹿児島地方区、七六年五月の秋田地方区の二地方区における参議院議員の補欠選挙だけであった。どちらも、自民、社会、共産の三党の公認候補の間であらそわれ、自民党の候補が当選した。

鹿児島地方区における補欠選挙は自民党の柴立芳文議員の死去にともなうもので、七五年九月二一日に投票がおこなわれた。開票結果はつぎのとおり。

当	三九万〇三〇三	佐多　宗二	自新
	一九万五二〇一	今村　勝美	社新
	四万〇一六二	中間浩一郎	共新

秋田地方区における補欠選挙は、自民党の山崎五郎議員の死去にともなうもので、ロッキード事件が表面化してから初めて実施される国政レベルの選挙として注目された。投票は七六年五月二三日におこなわれ、つぎのような結果となった。

当	二八万七一八七	佐々木　満	自新
	二一万〇二六二	穂積　惇	社新
	八万二六一二	小林　泰夫	共新

この結果、参院各派の勢力分野は、自民一二九、社会六二、公明二四、共産二〇、民社一〇、二院ク五、無所属二となり、無所属を除いた与野党の差は八となった。

市長選　七五年七月以降の一年間に実施された市長選は九〇であった。

政令指定都市は大阪市だけで、七五年一一月三〇日に投票がおこなわれた。この選挙は無所属で自民、社会、公明、民社の四党が推

第139表　道府県会議員選挙労組出身者の単産別，党派別当選調べ

	単産名	合計 立	合計 当	自民		社会		民社		共産		公明		諸派		無所属	
総評	全国金属	24	9 (2)			12	7 (2)			12	2						
	私鉄総連	26	12			23	12			3	0						
	鉄鋼労連	14	10			4	3	3	2	1	0	3	2			3	3
	合化労連	17	8 (1)			13	7 (1)			3	1					1	0
	全日通	11	8 (1)			10	7 (1)							1	1		
	その他	83	34 (4)			50	31 (4)			30	2					3	1
	（民間小計）	175	81 (2)			112	67 (2)	3	2	49	5	3	2	1	1	7	4
	国労	72	37 (1)			67	36 (1)			4	0					1	1
	電通共闘	41	24 (1)			35	23 (1)			4	0					2	1
	全逓	33	17			31	16			2	1						
	動力車	11	2 (2)			11	2 (1)				(1)						
	日教組	100	65 (5)			77	56 (5)			12	5					11	4
	自治労	61	41 (1)	2	2	53	37 (1)			3	0					3	2
	その他	27	15 (12)			25	13 (11)			2	2 (1)						
	（官公庁小計）	345	201 (16)	2	2	299	183 (15)			27	8 (1)					17	8
	計	520	282	2	2	411	250	3	2	76	13	3	2	1	1	24	12
同盟	ゼンセン	24	16					21	15							3	1
	造船重機	9	7					8	6							1	1
	電労連	20	9			2	0	11	7							7	2
	全金同盟	6	4					5	4							1	0
	自動車労連	4	3					4	3								
	鉄労	7	3					7	3								
	その他	12	8					10	7							2	1
	計	82	50			2	0	66	45							14	5
	新産別傘下	6	4			5	4									1	0
中立労連	電機労連	7	4 (5)			3	2 (4)	2	1		(1)					2	1
	その他	15	6 (1)			9	4 (1)	1	0	3	0					2	2
	合計	22	10 (6)			12	6 (5)	3	1	3	0 (1)					4	3
純中立	自動車総連	5	4			2	1	2	2							1	1
	その他	26	10			9	2	3	3	11	4					3	1
	計	31	14			11	3	5	5	11	4					4	2
	総計	661	360 (22)	2	2	441	263 (20)	77	53	90	17 (2)	3	2	1	1	47	22

〔備考〕 1） 労組出身とは，現に労組員であるものもしくはあったもので，所属労組（単産，単組，地域組織のいかんを問わず）の推せんをうけたものをいう。
2） （ ）内は茨城，東京，沖縄の現議員数で外数。　3） 労働省調べ。

第140表　8大市会議員選挙労組出身者の単産別，党派別当選調べ

	単産名	合計		社会		民社		共産		無所属	
		立	当								
総評	全国金属	7	4	6	3			1	1		
	鉄鋼労連	6	4	3	3			2	0	1	1
	その他	20	8	10	5			7	2	3	1
	(民間小計)	33	16	19	11			10	3	4	2
	国労	6	3	5	3			1	0		
	電通共闘	7	4	7	4						
	全逓	6	5	6	5						
	日教組	21	16	18	14			3	2		
	自治労	18	12	17	11			1	1		
	都市交	16	8	14	7			2	1		
	その他	7	5	7	5						
	(官公庁小計)	81	53	74	49			7	4		
	計	114	69	93	60			17	7	4	2
同盟	造船重機	11	8	3	2	7	6	1	0		
	自動車労連	4	4			3	3			1	1
	電労連	4	4			4	4				
	全金同盟	3	2			3	2				
	その他	7	3			7	3				
	計	29	21	3	2	24	18	1	0	1	1
中立労連	電機労連	4	3	2	1	1	1	1	1		
	その他	2	1	2	1						
	計	6	4	4	2	1	1	1	1		
	純中立組合	8	2	1	0	2	1	5	1		
合計		157	96	101	64	27	20	24	9	5	3

第141表　市（区）会議員選挙労組出身者の単産別，党派別当選調べ

	単産名	合計	自民	社会	民社	共産	公明	諸派	無所属
総評	全国金属	35		22		5			8
	私鉄総連	71		64		4			3
	鉄鋼労連	34		6	1	1			26
	合化労連	36		26		2			8
	炭労	34		33					1
	その他	182	1	115	1	37			28
	(民間小計)	392	1	266	2	49			71
	国労	196		171	3	9			13
	電通共闘	129		124		2	1		2
	全逓	27		27					
	動力車	35		34		1			
	日教組	73		47		18			8
	自治労	137		111	1	17			8
	都市交	18		15		2			1
	その他	33		30		2			1
	(官公庁小計)	648		559	4	51	1		33
	計	1,040	1	825	6	100	1		107
同盟	ゼンセン	70		1	64				5
	造船重機	37			25				12
	電労連	67		3	45				19
	全金同盟	34			21				13
	鉄労	26		1	13				12
	その他	61			42				19
	計	295		5	210				80
	新産別傘下	6		4					2
中立労連	電機労連	47		18	1	4	1		23
	その他	26		7	1	5			13
	計	73		25	2	9	1		36
純中立	自動車総連	19		2		1			16
	その他	98		34	5	19	1	1	38
	計	117		36	5	20	1	1	54
	合計	1,531	1	895	223	129	3	1	279

す現職の大島靖氏と共産党公認の緋田吉郎氏の対決となり、大島氏が六〇万九二五七票を獲得、二一万六八三一票の緋田氏に大差をつけ三選された。

その他で注目されたのは立川（東京）、岡谷（長野）、小諸（長野）などで、社共統一候補の現職が落選したことであった。

(2) 統一地方選における労働組合出身者の選挙結果

七五年四月に実施された統一地方選の結果についてはすでに本年鑑一九七六年版においてくわしくとりあげたが、同選挙における労働組合出身者の当選結果が判明したので、掲げておこう（第139表～第141表）。

2 日本社会党

1 概　況

結党三〇周年　一九七五年日本社会党は創立三〇周年を迎えた。社会党はこれを記念するため、同年一〇月一二日から創立記念日の一一月二日までを結党三〇周年記念月間と定め、一〇月一二日の故浅沼委員長墓前祭を皮切りに、全国活動家経験交流集会、記念レセプションなど多彩な記念行事を開いた。また、一〇月九日の中執委で「結党30周年に当たって」と題する国民へのアピールを発表（『社会新報』一〇月一五日付）、さらに一一月二日付『社会新報』は一面トップに「国民連合政府担える党へ　結党30年迎えた社会党の任務と展望」と題する主張を掲げた。このほか、結党三〇周年を記念して月刊社会党編集部の執筆で『日本社会党の三十年』と題する党史、全三巻が刊行され、記念写真集『日本社会党30年のあゆみ』も発行された。

『社会新報』一一月二日付の主張は、社会党の「三十年をふりかえって、第一にいえることは、社会党こそ平和憲法の精神を堅持

し、平和と民主主義を守るトリデとなってきた唯一の党だ」、「第二は労働者の生活と権利を守る労働組合運動をはじめ、国民の民主的な要求と運動の利益をいっかんして守ってきたことである」、「第三には、非武装中立の国際路線を堅持し、ソ連や中国をはじめとする世界のすべての社会主義国と連帯し、非同盟諸国とも友好関係を確立してきたことが、いまや世界の大勢となり、平和中立の日本の進路を先見的にきりひらいたことである」と、その歴史を評価した。

一方、「謙虚に反省すべき点」として、派閥の弊害、いまだに政権をとりえない非力さ、「そしてなによりも、圧倒的多数の労働者階級のなかでなお、数万の党員しか結集しえなかった組織的弱さを反省しなければならない」と述べていた。さらに、「わが党の当面する最大の任務」として「自民党政権を打倒し、反独占・反自民の統一戦線に支えられた国民連合政府を樹立すること」を掲げ、国民の反独占、民主主義の要求とたたかいを統一戦線に結集し、指導できるためには「社会党の主体的力量を強めねばならない。具体的には、近代的組織政党として党勢を飛躍的に拡大することである。また、科学的政党として『日本における社会主義への道』をはじめとする党の基本文書で全党の思想を統一し、科学的現状分析による先見的な政策をひろく国民のなかに提示しうる能力をもつことである」と主張していた。

主要な活動

社会党は、この数年来、「生活要求闘争」の強化を重視してきた。この一年間においても、その活動の重点を、インフレと不況から国民生活を防衛することにおき、予算要求闘争、公共料金値上げ反対闘争、地方財政危機突破運動などにとりくんだ。

また、七五年一一月解散、一二月総選挙を想定し、同年九月、全国書記長会議を開いて総選挙闘争方針を決め、三木内閣打倒の方針をうちだした。しかし、年内総選挙がおこなわれなかったため、延期していた党大会を七六年三月に開き、総選挙へ向けての態勢固めを図った。

七五年七月に終わった第七五国会では公選法の改正問題で、共産・公明両党と対立したが、臨時国会では野党共闘を修復するとの方針をうちだし、共産党と公明・民社両党との間でそれぞれ書記長会談、国対委員長会談などを開き、公共料金の引上げ反対などで合意し、ブリッジ方式による院内共闘を成立させた。また第七七国会でも、党首会談などを通じて共産・公明両党と歩調を合わせ、ロッキード事件の真相究明につとめた。

また、公労協のスト権ストでは、これを全面的に支援しただけでなく、政府交渉の前面にたってこれにとりくんだ。

国際活動では、一八年ぶりにアメリカに使節団を送り各方面に反響をよんだ。その他、これまでになく文化活動に積極的なとりくみをみせ、注目された。

党勢の現状

『社会新報』の七五年一〇月八日付は、「日本社会党30年の歩み」と題する特集を掲載したが、そのなかで社会党の現勢について次のように述べている。

社会党は現在国会では衆議院で百十五議席、参議院で六十二議席をもち、野党第一党として革新勢力の中核となり、国政で重要な役割と地位を占めています。

自治体では東京、埼玉、神奈川を中心に全国で十一都府県で社会党推せんの革新知事をもっており、社会党推せんの革新市長は全国で百四十を数

えています。現在、革新自治体のもとで生活している人は全国で五千万人、総人口の四割を越えています。

社会党の都道府県議会議員、市町村会議員は全国で、四千人に達し、ここでも社会党は他の革新政党を引きはなして文字どおり革新のカナメの役割りを果たしているのです。

しかし、社会党は国会や自治体で野党第一党でありながら、社会党の組織は労組依存型で議員党的体型をもち、日常活動が不足しているという弱点をもっていました。

社会党は一九六〇年の安保闘争のなかで党機関紙『社会新報』を有料制に切りかえ、その拡大につとめてきました。

現在『社会新報』は週二回刊で発行され、読者も約四十三万人に達しています。社会党はいま『社会新報』の日刊化を実現し、社会党と国民の間を結ぶパイプをさらに太く、強大なものにする計画を立てています。

党員数はここではふれられていないが公称五万人である。しかし実際には、これより若干少ないとみられる。党員数は七〇年一〇月現在で三万三八四六人と発表されたのを最後に、実数は明らかにされていない。しかし、大会ごとに報告されてきた増加率は、七一年中が三・五%、七二年中が四・七%、七三年中は八・八%、七三年一〇月から七四年六月までは五・二%であった。これを実数に直すと、七四年六月現在の党員数は四万二〇〇〇人前後と推定される（本年鑑一九七五年版四六六ページ、一九七六年版四四一ページ参照）。

これ以後については、増加率も発表されていないので正確なことはわからないが、ここ数年来の増加傾向がとまり、微増に終わったことは明らかである。その根拠は、第三九回大会で採択された「一九七六年度運動方針」の「党建設」の項である。つぎのように述べられている。「党の組織拡大運動は遅々としてすすまず前年に比べても入党傾向は低下し、逆に離党傾向が増大して、党員が微増に終ったことは極めて遺憾です。つまり、新入党者の七〇%をこえる離党者がでたことは、多額のカンパ負担や党費の改定などが直接の理由とされているものの真の原因はもっと深く、党の不団結にもとづく結集力の減退という点で重大な問題をなげかけています。」

『社会新報』の部数は四三万部と記されているが、この数字にも疑問がある。なぜなら『月刊社会党』七五年一〇月号に発表された山本機関紙局長の「党建設と新報日刊化の意義」や、『社会主義』七五年一一月号の「機関紙活動と党建設」によれば、『社会新報』の読者数は七五年九月末現在で、第三六回大会当時の二倍である。第三六回大会当時（七三年二月）の部数が一三万五〇〇〇部であったことはほぼ確実であるから（本年鑑一九七五年版四六六ページ参照）、約二七万部ということになる。

いずれにせよ、第三八回大会以後、『社会新報』は「伸び悩み」がつづいている。とりわけ、七五年四月の統一地方選以後、停滞状態がつづいていることは、第三九回大会の党務報告や、前掲の山本機関紙局長の論文などから明らかである。

こうした部数の伸び悩みもあって、懸案の『社会新報』の日刊化は見送られ、とりあえずは七七年三月ないし四月から「現在、日付日が、刷り出し日から数えて五日遅れとなっているのを、刷り出し日の翌日または翌々日にすること、活字を一般紙なみに改め、これによって実質的な増ページをはかることが計画されている」（『社会新報』七六年六月三〇日付）。

役　員　社会党の役員の任期は二年である。現在の役員は七四年一二月の第三八回大会で選出されたもので、つぎのとおりである。

▽委員長　成田知巳（四選）、▽副委員長　赤松勇（元・佐々木派）、飛鳥田一雄（新）、江田三郎（元・江田派）、▽書記長　石橋政嗣（三選・勝間田派）、▽総務局長　塚田庄平（新・佐々木派）、▽組織局長　森永栄悦（新・中立）、▽労働局長　笠原昭男（再・佐々木派）、▽農漁民局長　山口太郎（再・佐々木派）、▽中小企業局長　山本幸一（新・江田派）、▽地方政治局長　細谷治嘉（再・勝間田派）、▽青少年局長　盛山健治（再・社会主義協会）、▽婦人局長　渡辺道子（再・佐々木派）、▽国民運動局長　伊藤茂（再・勝間田派）、▽教宣局長　米田東吾（新・佐々木派）、▽国際局長　川崎寛治（再・勝間田派）、▽機関紙局長　山本政弘（再・社会主義協会）、▽国民生活局長　横山泰治（再・中立）、▽企画担当中執　北山愛郎（再・佐々木派）、川俣健二郎（新・江田派）、▽政審会長　堀昌雄（再・勝間田派）、▽財務委員長　鈴木力（再・佐々木派）、▽選対委員長　大柴滋夫（新・江田派）、▽国会対策委員長　平林剛（新・佐々木派）、以上中央執行委員。

▽統制委員長　中沢茂一（新・江田派）

なお、七五年一月一六日に開かれた中央執行委員会は、党大会の委任にもとづいて、つぎの一五人を党顧問として決めた。

加藤勘十、菊地養之輔、久保田鶴松、黒田寿男、河野密、向坂逸郎、中村高一、野溝勝、松前重義、三宅正一、山花秀雄（以上再）、日野吉夫、永井勝次郎、加藤シヅエ、藤原道子（以上新）

定期刊行物

社会党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。①中央機関紙『社会新報』（八ページ建、週二回刊）定価　一部四〇円、一カ月三〇〇円

②中央理論誌『月刊社会党』（月刊）定価　一部三五〇円

③『政策資料』（月刊）定価　一部二〇〇円

『政策資料』は、六二年一一月合併号（第一〇六号）を最後に休刊となり、その後は『月刊社会党』に「政策資料」欄が設けられていたのであるが、復刊の声がたかまり、七四年一月の第三七回大会で復刊が決定された。これを受けて、七四年五月に『政策資料』復刊第一号が「重点政策特集号」として数年間の主要政策を集めて出され、以後は季刊を予定していたが、実際には一年以上出されないままでいたものであった。これが七五年七月の復刊第二号（第一〇八号）からあらためて月刊として発行されることになったものである。

2　会　合

(1)　第三九回全国大会

大会の特徴と経過

日本社会党第三九回定期全国大会は、一九七六年三月六日、七日の二日間、東京・九段会館で開かれた。大会のスローガン「統一と団結、総選挙勝利、インフレ・不況の克服、金権腐敗政治打倒、国民連合政府の展望を切り開こう」が示すように、この大会はロッキード汚職が表面化したなかできたるべき総選挙にむけての総決起集会としての性格をもっていた。大会の会期が通例の三日間から二日間に短縮されたのも、総選挙を前に党内の不一致を印象づける路線論争をさけたいという執行部の意図によるものであったといわれる。全体としてみれば、こ

の執行部の希望は達せられ、党務報告や運動方針をめぐる論議では党内各派の間ではげしい応酬がくり返されたが、最終的には満場一致で可決された。なお、この大会で注目されたのは、大会代議員の八割が参加した運動方針小委員会の委員長選挙で、社会主義協会派の高沢寅男氏が反社会主義協会派から一致しておされた佐々木派の森下昭司氏を一七一票対一三七票の差で破ったことであった。反協会派は、この数字にあらわれたほど協会派が優位に立っているわけではないとして「森下氏落選の要因は八十名の代議員の欠席にあり、さらにその八十名のうちの六十名はわが同志とそれにつらなる代議員」（『社会主義レポート』第四巻第三号）であると分析しているが、この種の採決で協会派が反協会派を抑えたのは初めてといわれるだけに、「反協会派の憂色は隠し切れない」と報じられた（『読売新聞』七六年三月六日付）。

大会第一日は、午前中、成田委員長のあいさつをはさんで市川総評議長ら来賓一一人のあいさつがあった。午後からは、つぎの諸報告とこれにたいする質疑がおこなわれ、満場一致で承認された。①一九七五年度一般党務報告（石橋書記長）　②一九七五年度会計報告（鈴木財務委員長）　③一九七五年度会計監査報告（美濃会計監査）　④中央統制委員会報告（中沢統制委員長）。

つづいてつぎの四つの議案が一括して上程され、それぞれ簡単な提案説明があったのち、①および③については運動方針小委員会、②については財政小委員会、④については大会運営委員会に付託された。

①一九七六年度運動方針案（石橋書記長）、②一九七六年度財政方針並びに一九七六年度中央本部一般会計予算案（鈴木財務委員長）、③第三四回衆議院議員総選挙政策案および中期社会経済政策に関する革新政策企画委員会の中間報告（堀政審会長）、④党規約の一部改正に関する件。

以上で本会議を終え、夕方からは二つの小委員会にわかれて夜遅くまで審議がつづけられた。なお運動方針小委員会はそのまま九段会館でおこなわれたが、財政小委員会は党本部のある社会文化会館で開かれた。

大会第二日目は、午後一時過ぎまで前日にひきつづき運動方針小委員会で審議がおこなわれた。そのあと三時過ぎまで休憩し、その間に付託された案件のとりあつかいについて高沢運動方針小委員長と森下同副委員長の間で、また両氏と執行部との間で協議がおこなわれた。その結果、運動方針については、別項のような「小委員長集約」を示し、小委員会はこれを満場一致で承認した。

ひきつづいて本会議が開かれ、社会党籍をもつただ一人の知事である畑埼玉県知事の来賓あいさつののち、残されていた議案の「第十一回参議院議員通常選挙の候補者決定に関する件」が大柴選挙対策委員長から、「中央委員の選出に関する件」が塚田総務局長から提案され、大会はこれを承認した。

このあと、結党三〇周年記念党員の表彰と機関紙活動家の表彰がおこなわれ、つづいて財政小委員会報告が先崎財政小委員長から、運動方針小委員会報告が高沢運動方針小委員長からおこなわれ、ともに質疑、討論を省略し、拍手で満場一致可決された。

最後に、大会はつぎの五つの決議案と大会スローガン、大会宣言を採択し、大会警備団に対する感謝決議のあと〝団結がんばろう〟を三唱、午後四時四〇分閉会した。

【大会決議】

①ロッキード事件徹底追及・自民党腐敗政治糾弾に関する決議　②七六国民春闘を闘う決議（以上本部提案）　③八雲ナイキ基地化に反対する決議（北海道本部提案）　④原子力船「むつ」の佐世保修理・母港化に反対する決議（九州七県本部および沖縄県本部提案）　⑤志布志、むつ小川原等巨大開発地域の農民、住民の闘争を強化する決議（鹿児島および青森県本部提案）。

【大会スローガン】

。統一と団結　総選挙勝利　。インフレ・不況の克服、金権腐敗政治打倒
。国民連合政府の展望を切り開こう

主要な大会論議

党務報告にたいする質疑や運動方針などをめぐる討論で論議が集中したのは、①ロッキード汚職にたいする追及のたたかい方とこれに関連して成田委員長が提唱した選挙管理内閣構想について、②七五国会での公職選挙法改正問題について、③七五年五月に出された社会党と中日友好協会の共同声明や運動方針案の内外情勢の分析と関連して「米ソ両超大国」「覇権主義」といった用語の概念規定、あるいは北方領土「四島」返還問題について、④党建設、組織強化について、⑤江田副委員長の「新しい日本を考える会」への参加問題について――などであった。前回の第三八回大会と同様に、社会主義協会系の代議員が積極的に発言し、これにたいし反協会派の代議員が反論するといった傾向が目立った。

とくに対立の焦点となったのは、③の「米ソ両超大国」「覇権主義」の問題であった。協会系の代議員は、こうした表現は、アメリカ帝国主義と社会主義国とを同列において敵視するもので、党の基本路線からの逸脱であるとして削除を要求したのにたいし、佐々木派など反協会派の代議員は、日本近海におけるソビエト漁船の操業問題などをあげてソ連の「覇権主義」は明白であると主張した。これにたいし石橋書記長ら執行部は、①中ソ両国を帝国主義とも侵略主義とも規定したことはなく、「米ソ両超大国」とは「ずば抜けて核戦力を中心とする軍事力の強大な国という程度の意味」である、②覇権主義反対は特定の意図をもって使われていることは事実だが、執行部はそういう見方はとらない。「いかなる国の覇権主義」にも反対ということで普遍的なものとして意思統一している――と答弁した。

この論争は、最終的にはつぎのような運動方針小委員長の集約によって、問題を〝たな上げ〟する形で処理され、大会は運動方針案を原案どおり、満場一致で承認した。

【運動方針小委員長集約】

運動方針案の内外情勢の分析、特に米ソ両超大国等の理解については、多くの代議員から活発な意見が述べられました。もとより中ソ両国に対するわが党の基本的立場は、いずれを帝国主義とも、侵略主義とも規定したことはないという石橋書記長の答弁並びに「日本における社会主義への道」に示されたとおりであり、全党がこの観点を再確認できるところであります。

しかし、米ソ両超大国の概念規定は、賛否のいずれをとるにしても、国際情勢の認識の問題、社会主義の発展段階の認識、いわゆる第三世界諸国人民の状況など、わが党が理論的にも、実践的にもさらに探求すべき多くの問題点を包含しております。したがって、米ソ両超大国の用語については、社会主義理論委員会における理論的究明を初め、全党的に討議を継続することとし、この上に立って、運動方針案については全会一致の御承認をいただきたい。このように考える次第であります。

なお大会の詳細は『日本社会党第39回定期全国大会速記録』（あた

ご速記・印刷株式会社発行）を参照。また、委員長はじめ来賓あいさつ、党務報告、小委員会報告、諸決議等は『月刊社会党』第二三三号（七六年五月）、あるいは『社会新報』三月一〇日付および同一四日付にある。また、大会の〝台風の目〟であった社会主義協会の大会に向けての方針および大会後の総括は『社会主義』七六年三月号、同五月号、『進路』第一九五号～第一九七号を参照。一方、これにたいする江田派「現代社会主義研究会」の大会総括は『社会主義レポート』第四巻第三号（七六年三・四月合併号）にある。

(2) 全国書記長会議

総選挙準備で全国書記長会議

七五年九月一二、一三の両日、社会党は静岡県小山町の労働金庫研修所富士センターで全国書記長会議を開いた。この会議は、九月一一日開会の臨時国会で解散、総選挙があろうとの状況のもとで、総選挙闘争方針、総選挙政策をはじめ、三木内閣打倒を目標とした臨時国会対策などを検討するためのものであった。

この会議で石橋書記長は、〝インフレ・不況の打開をめざし、国民要求を実現して総選挙勝利をかちとろう〟と題する「書記長政治報告」をおこなった。報告の要旨はつぎのとおりである。

一、臨時国会では三木内閣の外交、内政の失政を追及し、国民要求を背景に生活防衛の緊急措置を実現させ、このたたかいを通じて社会党のイニシアチブで解散、総選挙をかちとる。

二、臨時国会を前に「一定の全野党共闘」を復元させた。しかし共産党は「頭打ちの打開をめざし、一方では極端な大衆迎合によるイメージアップをはかり、他方では社会党を故意に中傷して社会党との違いを強調し、国民要求の実現よりも党勢拡大を第一義的な目標としている」。公明党についても同様なことがいえる。こうした「野党間共闘の混迷分裂の主要な背景は各種選挙での社会党の政治的地位の相対的低下にある。きたるべき総選挙で前進することが革新共闘を実現する道である。」

三、総選挙勝利のためには、①挙党体制の実現、②周到な選挙準備と創意ある選対体制、③選挙情勢の科学的な分析と的確な政治目標の確立が重要である（全文は『社会新報』九月一七日付または『月刊社会党』七五年一一月号参照）。

会議では、臨時国会での争点である不況対策、とくに赤字国債問題に論議が集中した。これについて議案の一つである「第七六臨時国会闘争方針」が、「インフレを刺激する安易な赤字国債の発行に反対して…」と条件つき賛成ともとれる態度にたいし、①財政法四条にもとづく公共事業の国債積み残しを含め反対、②反対の「建前」と実質賛成の「本音」を使いわけるようなわかりにくい態度は避けるべきだ、などの強い反対意見が出された。また、「赤字国債に反対するなら大企業中心の税、財政をどう変えるかという具体案を示すべきだ」との意見もあった（『朝日新聞』九月一三日付）。これにたいし石橋書記長は「現時点では赤字国債反対の原則を確認するのは当然だ」として、「予算執行後数カ月で三兆五千億円もの歳入欠陥があるとすれば、まずこの見通しの誤りにたいする政府の政治責任を明確にすることを迫る。第二段階で歳入欠陥の実態を把握し、国会審議のはじまる第三段階で具体的な対案を用意する」「税財政構想の抜本的改革」がこの段階の軸になるとして「逆所得税構想」

などを提起した。

この会議の討論の状況、「国会闘争方針」、会議の「集約」については『社会新報』九月二一日付、総選挙政策、書記長報告、国会闘争方針などについては『政策資料』第一一一号（七五年一〇月）に掲載されている。

「考える会」で江田副委員長に批判集中

七六年六月二〇、二一の両日、社会党は第三九回大会後の党活動を総括し、総選挙に向けて党の態勢を固めるための全国書記長会議を開いた。会場は前回の全国書記長会議と同じ、労金研修所富士センターである。この会議では、共闘・統一戦線問題、プロレタリア独裁に関する勝間田社会主義理論委員長の共産党批判の意義、国会闘争や選挙闘争、大衆運動なども討議されたが、焦点となったのは江田副委員長の「新しい日本を考える会」参加問題で、江田副委員長に批判が集中した。

この会議の最後に座長の塚田総務局長が「座長集約」として「全国書記長会議のまとめ」を読み上げ、満場一致了承されたが、その〝江田問題〟に関する部分はつぎのとおりである。

一、中央の指導と機関尊重につき、主として「新しい日本を考える会」に参加している江田副委員長の言動について、発言が行なわれた。これにたいし、江田副委員長から、①「新しい日本を考える会」は政策探究の団体であって、新しい政党を考えているものではないこと、②共産党や民社党、自民党離党者などについてのべた見解は、一般論であって、党の「全野党共闘」の方針を否定したり、保革連合を肯定したものでないこと、③党の団結の中心は『道』であることは認めるが、その解釈には幅があり、また情勢が変化していること、④すでに四〇％に達する既成政党を支持しない層に働きかける必要があること――などの説明があった。

成田委員長から、①「綱領」や党の綱領的文書である『道』や「国民統一綱領」など党の方針に基づいて行動すること、②『道』、「統一綱領」など党の基本的路線については、これまで党内論議を通じて基本的に正しいことが確認されていること、③情勢の推移、運動の発展などによる方針上の問題点、見解の相違があれば、まず党内機関における徹底した論議を通じて補強、発展されるべきであること、④四〇％の政党不支持層への対策については、あらゆる機会を活用すべきであるが、党の政策行動を通じて党支持を獲得することを中心とすること、⑤その際、思想性をもたない政策行動はありえないこと、党の基本方針に確信をもてば具体的行動政策は柔軟でありうること、⑥行動については、事前に中執など機関ではかって行なうべきこと、⑦いささかも外部の悪意ある宣伝に利用され、党内に亀裂を生じないよう十分警戒し、慎重な行動をとるべきである――との見解がのべられた。

このうえに立って、中央執行委員会は十分論議し、党の統一と団結を固めるための措置を講じるとの方針が表明された（『社会新報』六月二七日付）ところで、この会議の翌日、江田派の大柴滋夫、川俣健二郎代議士らは、塚田総務局長が記者会見で発表した「まとめ」は、「事実を著しくわい曲、意識的にねつ造されたもので断じて容認できない」として石橋書記長に抗議し、訂正を求める申入書を手交した。この問題は七月一日の中執委で検討され、つぎのような成田委員長の集約で決着がついた。

一、党の機関中心の運営を確認する。疑義があれば、まず中執で議論する。

二、「まとめ」は、満場一致で認められたものである。

三、第六項の意味するところは、路線、重要政策に関連する新しい行動をおこす時、機関の了承を得る、ということである。

四、江田氏にかかわらず、中執の行動すべてについて、中執の了承がいるなどということをいったことはない。

五、第六項に「重要な党の路線、政策に関連して」を加えて理解すればよい（『社会新朝』七月七日付）。

なお、この書記長会議での、①委員長あいさつ、②書記長政治報告、③まとめ、④質疑討論の詳報は『社会新報』六月二七日付に、また、①②③は『月刊社会党』七六年八月号に掲載されている。なお、この問題にたいする江田派の見解は『社会主義レポート』第四巻第六号（七六年七月）にある。

(3)　その他の会合

自治体政策研究第一〇回全国集会

七五年八月二三、二四日の両日、横浜市において一〇回目の自治体政策研究全国集会が開かれた。二二日の党地方議員団全国会議にひきつづいて開かれたこの集会には、社会党所属の地方議員を中心に一三〇〇余人が参加した。集会の基本テーマは「財政危機を打開し、日本社会党の力で地方自治の確立を！」であった。集会第一日は、①地方財政　②革新自治体　③都市問題と自治　④地方議員と党建設　⑤選挙　⑥部落解放　⑦食料問題、の七つの分科会にわかれて討論がおこなわれた。第二日は神奈川県民ホールで総括集会が開かれ、長洲神奈川県知事、全国革新市長会を代表して飛鳥田横浜市長、成田委員長らのあいさつについて、分科会報告、細谷地方政治局長の基調報告のあと、「人間自治の創造をめざして——現代にとって革新とは？」をテーマにパネルディスカッションがおこなわれた。

この集会の基調報告、分科会報告などは『政策資料』第一一一号（七五年一〇月）に収録されている。集会の概況などについては『社会新報』八月三一日付参照。

全国活動家経験交流集会

七五年一〇月一二、一三日の両日、「浅沼記念・結党三十周年記念・全国活動家経験交流集会」が開かれた。全国活動家経験交流集会としては十数年ぶり、二度目の企てであった。全国から約三〇〇人の第一線活動家が参加し、第一日は一八人の代表が経験報告をおこない、二日目は五つの分散会にわかれ、参加者全員が発言した。第一日目の報告については『月刊社会党』七五年一二月号、第二日目については『社会新報』一〇月二二日付参照。

3　政策・方針

七六年度運動方針

第三九回大会で決定された一九七六年度運動方針は、第一部　基本方針、第二部　各局の活動方針の二部構成で、第一部は一、本大会の意義とたたかいの総括二、内外情勢の特徴　三、たたかいの目標　四、党建設、の四章から成り、第二部は執行部を構成する一二の各局別の活動方針であった。

この運動方針の特徴は、党内の不団結や亀裂が表面化し、これが党勢の停滞をもたらしていることを指摘し、何よりも「全党の統一と団結を回復」することを強調している点にある。同時に、この方針が総選挙を目前にひかえ、党内の対立をさらけだすことをおそれ、路線論争の火種となるような問題を避けた妥協の産物であること

も、党内外の一致した評価であった。

【一九七六年度運動方針（要旨）】

第一部　基本方針

一、本大会の意義とたたかいの総括

(1)　わが党は「反インフレ・反不況、国民生活防衛」の闘いで解散・総選挙をかちとることを基本目標に七七国会で三木内閣と対決している。次の総選挙は①深刻な経済危機を大企業中心の経済政策で打開するか、国民生活優先の経済・社会の民主的改革によって打開するのかという国民的選択の意義をもっている　②衆院でも保革伯仲の状況をきずき自民党一党独裁体制に終止符をうてるかどうかという歴史的意義をもつ　③七〇年代後半の政治変革の方向に明確な展望を開くことができるかどうかの画期的意義をもっている。これらを全党は自覚し、総選挙勝利のため、党の統一と団結を強化しなければならない。

(2)　前大会以降の闘争で、公選法改正闘争では全党的闘争体制の確立について執行部の対応に立ち遅れがあったことは反省せねばならぬ。改正公選法は力関係から最終的に党の方針が貫かれず、一部に問題点を残さざるを得ず、見通しに甘さがあった。

(3)　第六次訪中団と中日友好協会の共同声明は第五三中委で党の基本路線を変更するものでないとの了解の上で承認された。国際状勢の認識などは社会主義理論委で分析と検討を継続する。

(4)　統一地方選での党勢の退潮は著しい。その原因は①保革の争点を解明にしえず　②野党共闘が混乱し、革新に対する住民の期待感を失わせた③党の主体的力量と組織的体質の弱さにある。この現実から教訓を学び総選挙に生かさねばならない。

(5)　第三八回大会で確認した生活要求闘争の組織化では、予算要求、公共料金引上げ反対、地方財政危機突破などで成果をあげた。七五春闘では党をあげて院内外で取り組み、党への信頼を高めた。

(6)　国会では三木内閣の反動的、反国民的性格を暴露し、内閣打倒のたたかいを再開した。野党共闘を強め全国一律最賃法案、解雇制限法案、独禁法改正案などの成立を迫ったが、公選法での共産対公明、民社との論争が三木内閣追及に迫力を欠き国民的期待に応え得なかった。

二、内外情勢の特徴

(1)　七〇年代を通じ世界の流れを特徴づけるのは民族解放、反戦平和、反帝、反植民地主義諸勢力の前進であり、社会主義勢力の拡大と資本主義体制の後退である。「第三世界」の勢力は大きく前進し、政治的にも経済的にも先進国の行動を制約する力となっている。世界資本主義はスタグフレーションにおちこみ、存亡の危機にある。

(2)　社会主義の側では中ソ対立など多くの問題があるが、全体としては着実に発展している。中国では批林批孔運動の高揚のなかで全国人民代表大会が開かれ、新憲法採択など前進した。ソ連は全欧安保会議を成功させ、影響力を拡大した。

(3)　インドシナ三国の歴史的勝利、発展途上国の前進、先進資本主義の体制的危機、社会主義国の拡大は米ソの平和共存、緊張緩和の推進力となった。反面、米ソ両超大国の核兵器、海軍力などの増強など対立激化の側面も無視できない。特にアメリカはアジア太平洋地域で支配を強化する意図を宣言したが、その主要な柱は日米安保体制である。諸情勢は非武装、非同盟中立の立場に立ち帝国主義、植民地主義、いかなる国の覇権主義にも反対し、完全軍縮によって世界の平和を確立しようとするわが党の方針の正しさを一層明らかにしている。

(4)　国内ではインフレ、不況の経済危機と政府自民党の反動政治の下で、内閣を追いつめ解散総選挙をかちとり、政策の転換を実現しなければならない。この任務を達成するため、野党共闘の再構築にむけ、野党第一党としての指導性をより強化するため党勢を拡大しなければならない。

三、闘いの目標（略）

四、党建設

(1)　前年に比し、入党傾向の低下、離党傾向の増大で党員が微増に終わったことは遺憾だ。入党者の七〇%をこえる離党者が出たのは、カンパ負担、党費増が直接理由とされているが、真の原因は党の不団結に基づく結

集力の減退で、重大な問題である。

(2)七六年度の党建設の基本的任務は、①組織的団結の回復　②生活要求闘争を基礎にした党勢の拡大　③組織、機関紙、財政の一本化　④支持者組織の結集の四点におく。

(3)　千葉県本部分裂の教訓は、党の団結こそ何ものにもかえ難い貴重なものだという一点である。党内矛盾の背景には、党歴の長短、地域党員と労組党員、議員党員と活動家党員との違和感がある。徹底した対話で党運営を改善し、全党員の結合に大きな関心をはらう必要がある。

第二部　各局の活動方針（略）

総選挙政策　社会党は七五年九月の全国書記長会議で「総選挙政策大綱」を承認し、さらに七六年三月の第三九回大会で「第三四回衆議院議員総選挙政策」を決定した。「総選挙政策大綱」は、政策転換の方向として、①憲法を守り、民主政治を拡大発展させる、②国民生活優先の経済改革、③平和、自主、中立外交によるアジアの平和と繁栄の確立、の三つの柱をたて、ついで具体的な政策目標としてつぎの七つを掲げていた。①不安のない国民生活を保障する、②食料自給の向上、資源の有効利用をすすめる、③富と所得の不平等を是正する、④財政配分の適正化と地方自主財源の強化をはかる、⑤教育の民主化と機会均等の拡大をすすめる、⑥憲法を守り、国民の政治参加を拡大する、⑦非武装、積極中立外交をすすめ、アジアと世界の平和をはかる（全文は『政策資料』第一一一号参照）。

第三九回大会で採択された「総選挙政策」は、まず、総論として前文で「大企業優先の金権政治を、流した汗がむくわれる政治にかえよう」とよびかけたあと、つぎの三大目標を基本政策として提示していた。①インフレと不況を克服し、地方財政をたてなおし、福祉の充実、雇用不安の解消など国民生活の安定と向上をはかる経済に改革します、②財界と政治のゆ着を一掃し、憲法の保障する国民の諸権利を守り、ゆきとどいた教育、ゆたかな文化をつくります、③非武装をめざし、日米安保条約の廃棄、日中平和友好、日ソ平和条約の締結、日朝国交正常化を進め、平和、積極中立の平和外交を進めます。

各論では、二〇の分野について詳細な政策が述べられている。この総選挙政策は、若干省略された部分があるが『月刊社会党』七六年四月号に収録されている。全体の項目構成はつぎのとおりである。

総論
各論
1　経済
一、経済改革の目標
二、経済民主化と計画化
三、独占支配の制限
四、金融の民主的規制
五、企業活動の民主的規制
六、経済民主化基本法の制定
七、物価の安定
八、不況の克服
九、貿易構造の是正と経済協力
2　財政・金融・税制
一、財政の改革　①公平な税制改革による財源確保　②不要不急の経費削減　③国債発行の圧縮と管理政策の確立　④社会保障の充実と予算の重点配分　⑤生活環境整備中心の公共投資　⑥農林漁業の再建投資の拡充　⑦財政投融資の生活優先の運営　⑧地方財政危機の打開と財源の充実

二、金融の改革　①日本銀行の民主化　②金融機関の民主化　③政策金融の強化　④間接金融から直接金融への転換
三、税制改革　①税制改革の基本　②基本方針　③当面の税制改正
3　物　価
一、物価上昇の原因
二、具体的物価政策　①経済政策の根本的転換　②公債発行の制限　③独占価格規制　④公共料金抑制　⑤選別的需要抑制と物資の安定供給の確保　⑥流通の改善　⑦地価の抑制
4　社会保障
一、社会保障の現状
二、社会保障改革の基本目標
三、年金政策　①年金改革の基本目標　②当面の改革方針
四、医療政策　①医療改革の基本目標　②救急医療対策　③へき地医療対策　④保健所中心の予防体制　⑤民間医療機関対策　⑥難病対策　⑦老人医療対策　⑧医療従事者対策　⑨患者負担の軽減と医療保険対策　⑩医療被害者対策　⑪薬剤対策　⑫社会保険診療報酬の課税について
五、社会福祉政策　①社会福祉改革の基本目標　②社会福祉施設対策　③在宅障害者対策　④障害者の職業確保　⑤障害児教育の改革　⑥高齢者対策　⑦保育所対策
六、戦争犠牲者への国家保障　①民間戦災犠牲者対策　②原爆被爆者対策
5　住宅・土地・生活環境
一、住宅政策　①住宅の現状　②住宅政策の目標と供給体制の確立
二、国民のための国土利用　①国土利用の現状　②土地の公的利用の拡大　③土地の高度利用による農用地の拡大
三、生活環境の整備　①公園緑地の拡大　②上水道政策　③下水道政策　④廃棄物処理と清掃事業　⑤道路政策　⑥防災体制の確立
6　交　通
一、国民のための公共交通を整備するために
二、交通事故を絶滅させるために
三、交通公害から国民生活を守るために
四、総合的な交通政策を国民の立場から確立するために
五、当面の緊急対策
7　公害追放・環境保全
一、発生源規制の強化
二、公害の監視・規制体制の整備
三、公害防止事業の費用負担制度の確立
四、無過失責任制度の確立
五、環境影響審査制度の確立
8　情報・通信
一、生活に直結した情報政策の確立　①生活優先のコンピュータシステムの開発　②テレビ難視聴対策
二、公衆電気通信事業の民主化　①国民生活中心の電気通信事業　②事業経営の民主化　③不公正な料金・負担の是正
三、個人情報とプライバシー保護政策　①「個人情報処理基本法」の制定　②電子計算機の利用規制
9　資源・エネルギー
一、エネルギーを国民の手に　①エネルギー総需要量の伸びの抑制　②経済政策の転換　④必要な政策手段の確立
二、実施すべき主要政策　①エネルギー計画委員会の設置　②エネルギー政策　③徹底した公害防止策　④エネルギー産業の再編成　⑤新エネルギーの開発
三、エネルギー資源確保のための国際協定
10　教育・文化
一、教育政策　①すべての青年に安心して学べる高校教育の保障　②教育内容の改善と施設の充実　③大学の拡充と国民への開放　④私学助成の充実と父母負担の軽減　⑤社会教育施設の増加　⑥教育行政の民主化
二、文化政策
三、スポーツ・レクレーション政策
11　科学技術

一、科学技術政策　①基礎研究の民主化の充実　②生命を守る研究の促進
二、原子力政策　①最近の原子力問題　②当面の原子力政策
12　地方自治・沖縄
一、地方自治　①地方財政危機の三つの原因　②地方自治の危機　③革新地方自治確立の基本政策　④革新地方自治確立の六つの政策　⑤地方財政の七大改革の推進　⑥住民の税負担軽減と地方公営企業の財政強化
二、沖縄　①基地抜きで県民生活の向上へ五大政策　②五大政策実現のための具体策
13　労　働
一、奪われている生命と権利
二、当面する課題　①人間らしい生活のできる賃上げを実施します　②雇用を安定させ、失業者の生活を守ります　③労災・職業病を追放します　④婦人の労働条件を改善します　⑤中小零細企業労働者・未組織労働者の生活を守ります　⑥労働基本権を確立します
三、公務員のストライキ権について　①スト権はどのようにして奪われたか　②専門懇意見書の意味するもの　③経営形態とスト権　④三木内閣の対応
14　農業・林業
一、農業――農業の再建と食糧自給促進のために　①荒廃する農業の現状　②食糧自給促進と備蓄の基本方針　③土地の高度利用と農用地拡大　④農畜産物の価格保障　⑤生産規模の拡大と生産組合　⑥試験研究と技術の改革と教育　⑦財政投資と農村金融　⑧農村の生活環境の改革　⑨農民組合、農業団体
二、林　業　①森林、林業に対する基本政策　②具体的施策　③森林、林業政策の実現にむけて
15　漁　業
①食糧問題としての漁業の現状　②沿岸・沖合漁業の振興策　(1)生産基盤の確保と整備　(2)漁場の民主的管理の促進　(3)漁業経営安定対策の促進　(4)流通機構の改革と魚価安定対策　(5)漁業生産の共同化の促進　(6)生産手段の再検討と近代化　(7)資源管理体制の確立　(8)漁業協同組合の育成強化　③国際公海漁業対策
16　中小企業
一、中小企業の長期安定的な発展
二、大企業等からの圧迫・格差の解消
三、中小企業の育成
四、不況対策
五、中小企業の福祉対策
六、公害対策の推進
17　青年・婦人
一、青年　①青年の生活不安をなくす　②青年の権利を守り社会進歩に若い力を　③青年に明るい社会環境を　④教育の機会と創造的意欲と英知を伸ばす　⑤自主的組織育成と連帯を強める
二、婦人　女性の自立をめして　①母と子のために　②母と子のための位の向上へ　③権利の拡大と地
18　部落解放・アイヌ民族
一、部落解放政策　①差別と解放の現状　②当面の政策
二、アイヌ民族政策　①アイヌ民族問題の歴史と現状　②アイヌ民族問題に対する基本的視点　③アイヌ民族の解放をめざす具体的政策
19　外交・防衛
平和・繁栄・中立の日本をきずくために――非同盟・平和中立への道
一、日本をとりまく国際情勢の動き
二、非同盟・平和中立政策の当面の展開をめざして
三、核安保体制の強化に反対し、核軍縮を促進するために
四、日米安保条約の廃棄と非武装・平和中立の実現
五、非同盟・平和中立にたつ経済協力とその原則の確立
20　民主政治
一、議会制民主主義の発展
二、金権腐敗政治の一掃
三、選挙制度の改革

四、反動的非民主的な政府活動の禁止
五、基本的人権の保障と拡大
六、司法反動化の阻止
七、国際的な差別廃止・渡航自由の保障

春闘方針　社会党は七六年二月五日の中執委で「76春闘にのぞむ社会党の方針」を決めた（同方針案は『社会新報』二月四日付で発表）。この方針は、①春闘をとりまく情勢の特徴、②76春闘における労働者のたたかい、③76春闘の意義と党の任務、④76春闘の重点課題、⑤春闘にとりくむ具体的対策、からなっている。

このうち、「76春闘の意義と党の任務」では、①政府・独占が一体となってインフレ・不況の危機を全面的に国民の負担に転換しようとする攻撃と長期かつ全面的にたたかう春闘である、②反インフレ・反失業・生活防衛の国民春闘である、③総選挙と一体の関係でたたかわれる春闘である、と意義づけ、全党をあげて春闘をたたかい、「春闘と総選挙闘争との結合を大胆に訴え、反独占・反自民のたたかいを拡大していくことが重要です」と結んでいる。

また「具体的対策」では、①中央、県本部、総支部に「春闘対策特別委員会」を設置し、これを中心に労組に支援、激励行動をおこない、党独自の政治宣伝、政策宣伝を強化する、②政府交渉、自治体交渉を積極的に組織して党への信頼をかちとる、③国民春闘をつうじ強大な党建設をすすめる、ことを指示している。

なお、社会党は「七六春闘にのぞむ党の労働政策」をまとめ、『社会新報』二月一八日付で発表した。この春闘方針および労働政策の全文は『政策資料』第一一六号（七六年三月）に収録されている。

4　その他の問題

「スト権スト」支援闘争　社会党は、七六年一一月二六日から一二月三日にかけておこなわれた公労協の「スト権スト」にたいしては、これを全面的に支持し「党自身のたたかいとして」、これにとりくんだ。

社会党は「スト権全面付与」の立場をとり、七三年暮の第三七回党大会で設置した「労働基本権確立特別委員会」（委員長下平正一代議士）を中心に、公労協関係の国会議員などが主になって、公労協と緊密な連絡のもとに、国会対策や政府追及にあたった。とくに、スト突入一週間前の一一月一九日には、公労協からこの問題について、政府・自民党との折衝を一任され、同日、成田委員長が三木首相と会談して「スト権付与を表明せよ」と迫ったのをはじめ、労働基本権確立特別委員会は、同月二一日、二四日、二九日と政府交渉をおこなった。

「スト権スト」にたいする社会党のとりくみについては、『社会新報』七六年一一月二日付および一一月二六日～一二月二四日付に詳しい。また、この間に発表した党声明、委員長・書記長のあいさつ等は『政策資料』第一四号（七六年一月）に〝「スト権」問題に対する社会党の態度〟として特集されている。また、一二月一八日の社会党中央執行委は「公労協、地公労のスト権奪還闘争について」と題する労働基本権確立特別委員会の「中間総括」を承認し、一

月二四日付の『社会新報』が発表した（『月刊社会党』七六年二月号および『政策資料』第一一五号、七六年二月に再録）。

なお社会党は、この「スト権スト」にたいする共産党が とった「原則的支持」という態度をきびしく批判し、成田委員長は、一二月四日の社会党両院議員総会で「自分たちに戦術面での相談がなかったから『全面支持』ではなく『原則的支持』だという一部に見られる批判的発言は、政党の組合運動への介入、引き回し主義の体質を自ら暴露したものだといわなければなりません。こういうやり方は真の統一戦線結集を妨害するものであり、本当に統一戦線の結集をねがうならば、積極的にこんどの労働組合のたたかいを全面的に支持すべきであった」と述べて、注目された。

共産党は、これにたいし一二月四日、金子書記局次長の談話を発表し、つぎのように、これに反論した。

社会党の窓口一本化の政府、自民党折衝の結果が、いかなる結果をもたらしたか、国会での集中審議をさけ、国民の目からはなれたところでの政府折衝でなにをひきだしたか、「スト権解散論」などでどのような役割を果たしたか、いまや事実の経過と結果は、統一戦線に背をむけた社会党などの根拠のない甘い情勢分析とセクト的路線にこそ問題があったことを疑問の余地なく明らかにしている。

闘争の結果が社会党の意のままにならなかったからといって、それが、あたかも「全面支持」を表明しなかった共産党のせいであるかのように非難することは本末転倒もはなはだしい。しかも社会党は二十七年まえ、アメリカ占領軍の書簡を命令だとしてこれに屈服し、官公労働者のスト権を、国会にもはからずうばった芦田内閣の与党であったが、それについて今日まで一言も反省していない。

国際活動

日本社会党のこの一年間における国際活動で最も注目されたのは、七五年九月、一八年ぶりにアメリカに代表団を派遣し、政府・議会関係者などと意見を交換したことであった。また、朝鮮労働党の招待で数多くの代表団が訪朝したことも見落とせない。なお、ソ連共産党との関係は七五年五月、成田委員長を団長とする日本社会党訪中団が「米ソ両大国の覇権主義反対」を明記した共同声明を発表し、これをソ連共産党機関紙『プラウダ』がはげしく非難したことによって悪化していた。しかし、七六年六月にはソ連共産党が駐日ソ連大使館を通じて両党の中央委員会レベルの代表団の交流を打診するなど、関係改善への動きがあった。

この一年間に社会党が海外に派遣した主要な代表団はつぎのとおりである。

▽七五年七月六日～同一六日　日本社会党朝鮮問題特別委員会代表団（団長・楯兼次郎同委員長）

▽七五年七月一一日～同二五日　朝鮮民主主義人民共和国訪問。

▽七五年七月一一日～同二五日　訪豪代表団（団長・石橋書記長）オーストラリア労働党政府の招待でオーストラリア訪問（「月刊社会党」七五年一〇月号参照）。

▽七五年七月二七日～八月七日　日本社会党科学技術特別委員会代表団（団長・八木昇同委員長）ソビエト訪問（『月刊社会党』七六年一月号参照）。

▽七五年九月三日～同一四日　朝鮮民主主義人民共和国訪問（『月刊社会党』七五年一一月号機関紙局長）朝鮮民主主義人民共和国訪問（『月刊社会党』七五年一一月号参照）。

▽七五年九月一六日～一〇月九日　欧米・中東諸国訪問代表団（団長・江田副委員長）アメリカ、スウェーデン、イギリス、イラ

ク、レバノンの五カ国を訪問（『月刊社会党』七五年一二月号）および『社会新報』一〇月一五日付～一〇月二六日付参照）。

▽七五年一〇月九日～同一五日　朝鮮労働党三〇周年記念式典出席訪朝団（団長・赤松副委員長）朝鮮民主主義人民共和国訪問（『社会新報』一〇月一二日付、同一〇月二二日付参照）。

▽七六年一月一二日～同二三日　日本社会党日中特別委員会訪中団（団長・下平同委員長）中国訪問。

このほか、朝鮮民主主義人民共和国には日本社会党青年活動家代表団、漁業代表団などが招かれて訪問した。また、七六年六月には、江田副委員長らが中日友好協会の招待で訪問した。

他方、七五年一〇月にはイラクのアラブ・バース社会党、同一一月にはナミビアの南西アフリカ人民機構の代表団が日本社会党の招待で来日した。

文化活動の強化

共産党などにくらべ文化問題へのとりくみの弱さが指摘されてきた社会党であったが、第三八回大会後の七五年一月、新たに文化問題特別委員会を設置し、文化活動の強化をはかった。同特別委員長飛鳥田副委員長が就任し、①マスコミと言論問題、②芸術・芸能問題、③地域と職場の文化教育、④思想・信教、の四小委員会をおいて、活発な活動を開始した。とくに七三年二月の第三六回大会で機関紙局長と青少年局長の二つのポストを占めてから、党大会のたびに勢力をのばし、ついに、七六年三月の第三九回大会における運動方針小委員会の小委員長選挙で単独で反協会派連合の対立候補（佐々木派）を破って、他派に衝撃を与えた。なお社会主義協会の歴史については『社会主義協会の二五年』（七六年六月増刊）参照。

5　派閥の現状

協会派と佐々木派の対立

現在、社会党内における主な派閥あるいは政策・理論グループには、左から社会主義協会（向坂派）、社会主義研究会（佐々木派）、政策研究会（勝間田派）、新しい流れの会、現代革新研究会（江田派）の五つがある。

最左派の社会主義協会は、この四、五年来急速に勢力を伸ばし、党内の派閥再編の〝台風の眼〟となっている。所属国会議員としては、山本政弘、木原実、高沢寅男の三代議士だけであるが、月刊理論誌『社会主義』、旬刊の情報誌『進路』を有し、また、その直接の影響下にある労働大学の『まなぶ』（七五年一〇月現在一八万部）、『労働組合』などを通じて、第一線の活動家の間で大きな影響力をもっている。社会主義協会が創立されたのは一九五一年のことであるが、社会党内における一勢力として注目されるようになったのは、七〇年代にはいってからのことであった。とくに七三年二月の第三六回大会で機関紙局長と青少年局長の二つのポストを占めてからは、党大会のたびに勢力をのばし、ついに、七六年三月の第三九回大会における運動方針小委員長の講師が参加し、講師、聴講者の双方から好評を得た。このほか、社会文化会館で数回美術展を開いたり、七六年二月には「社会と作家精神を考える文芸講座」を東京で開いた。

社会主義研究会（佐々木派）は、かつては社会主義協会ときわめて密接な関係にあり、理論面では協会、実践面では佐々木派という分業関係にあると見られていた。しかし、その後社会主義研究会が中国寄りの姿勢を強めたことに協会は批判的で、ソ連、東独などと友好関係を保ち、国際路線をめぐって両派の間に亀裂が生じた。両派の対立が表面化したのは七四年一月の第三七回大会のことで、佐々木派が親中国的な立場から運動方針における国際情勢の分析に修正案を提出したのにたいし協会派は強く反対し、その後も日ソ共同声明、日中共同声明、覇権主義などをめぐって対立はつづいている。

さらに七四年暮の第三八回大会で佐々木派が右派の江田派の執行部入りを支持するなどして「反協会連合」に加わる動きをみせ、両派の関係は悪化しつつある。

政策研究会（勝間田派）は、前委員長の勝間田社会主義理論委員長を中心とした議員中心の「政策集団」である。成田・石橋体制のもとで、石橋書記長、堀政審会長などの重要ポストを含め五人の中執を擁する、いわば主流派であるだけに、機関中心主義を強調し、機関誌をもたない唯一の派閥である。

反協会派連合

一方、最右派の江田派は、七一年二月に、旧江田派、旧河上派、山本派などが合同して準備会を組織し、同年七月に正式に発足した議員集団の「現代革新研究会」と、七三年八月、活動家レベルを含めて組織した「現代社会主義研究会」（機関誌『社会主義レポート』）である。議員集団としては大きな力をもっているが、下部組織が弱体であるため、党大会の代議員数の面では低落傾向にある。しかし、「新しい流れの会」や佐々木派に働きかけて、反社会主義協会連合結成に活発に動いている。千葉県本部の分裂問題でも、「流れの会」や佐々木派の一部とともに、「社会主義協会について党中央の統一見解を問う」署名運動を積極的に展開した。この署名運動の趣旨は、「社会主義協会は独自の綱領、規約、指導機構をもち、会費も収入の一%を徴収するなど、それ自体が政党機能をもつもので、これでは社会党を解体にみちびくおそれもある。党内外の混乱と解党の危機を回避するため、党中央は社会主義協会に社会党、社青同、労働組合への支配介入を中止し、もとの理論研究団体にかえるよう勧告し、これを受け入れない場合は党員を同協会から脱会させる措置をとるべきだ」というにあった（署名の訴えの全文は『社会主義レポート』七六年一月号）。

江田派は、かつて佐々木派と対立していた時期には、佐々木派の親中国的傾向を強く批判していた。しかし、七六年五月には江田氏は中国を訪問し、「われわれは今回の訪問を通して、覇権主義に反対するあなたがたの態度がゆるぎないものであり、全く道理にかなったものであることを強く感じた」とあいさつして、注目された。このほか、この一年間に江田氏は、社会党訪米代表団の団長としてアメリカを訪問し、あるいは、新社公民路線とみられる「新しい日本を考える会」の設立を推進するなど、積極的な活動を展開した。

「新しい流れの会」は、七三年二月に安井吉典、楢崎弥之助、横路孝弘氏ら若手の国会議員によって結成された「政策集団」である。不定期で機関誌『新しい流れ』を発行している。江田派の若手議員なども参加し、七六年一月現在、同会に参加している国会議員は衆院二三人、参院二四人の計四七人と、この三年間でほぼ倍増した。七五年一二月、楢崎弥之助、田英夫、秦豊の同会の三氏が、「日米

安保条約廃棄に至る三段階構想試論」をまとめ、社会党の革新政策企画委員会に提出したことは、安全保障問題にたいする「現実的な立場からのひとつのアプローチ」として反響をよんだ。

新左派連合「三月会」結成の動き

この一年間の派閥の動向で注目されたのは、千葉県本部の分裂に見られるように協会派対反協会派の対立が激化したことである。一方、総選挙をひかえ、党内の派閥対立をなるべく表面化させまいとする力も強く働いた。このため、分裂した千葉県本部も第三九回大会直前に再統一され、運動方針や人事をめぐって協会派と反協会派の激突が予測された五六年五月の東京都本部の大会も協会派が大幅に譲歩する形で、対立を回避した。

しかし、反協会連合の動きや江田氏の「新しい日本を考える会」参加問題などにたいしては、社会主義協会だけでなく、佐々木派や勝間田派の一部にも、社会党の右傾化を憂うる声がある。七六年二月二一日には、こうした人々が湯河原に集まって、新左派連合「三月会」結成の動きを開始した。これは、協会派の高沢寅男、岩井前総評事務局長に近い岩垂寿喜男両代議士と参議院議員の志苦裕氏らを中心に地方活動家が結集したもので、六月二一日に結成準備会を開き、つぎのような基本路線を決定した。①保革連合構想など、保守勢力との連動を排し、党の綱領的文書である「日本における社会主義への道」や統一綱領をまじめに追求し、発展させる、②プロレタリア国際主義を堅持し、いかなる国の覇権主義にも反対して、平和五原則に基づく国際路線を進める、③党右傾化の策動を断ち、中央の統一指導体制を確立して、強大な党を作ることに当面の目標を置く。

千葉県本部の分裂と統一

社会党千葉県本部は七五年八月三〇日から定期大会を開く予定であった。しかし、次期衆院選の候補者選びをめぐって社会主義協会派と反社会主義協会派がはげしく対立、結局、少数派の反協会派は大会をボイコットして別箇の定期大会を開催、独自の執行部を選出して、社会党千葉県本部は完全に分裂した。この問題にたいし、党中央はただちに両派から事情を聴取し、つぎのような方針をうちだした。①組織原則からいって二つの県本部は認められない、②したがって自主的な双方の話し合いによって統一を回復すること、③話し合いの統一が困難な場合は中央本部が調停案を提示し、これに従ってもらう、④調停案による統一も困難な場合は党組織の解体によって中央直轄の再建をはかる。

その後、両派の「話し合いによる統一」はいっこうに進展せず、県議会や千葉市など五市の市議会で社会党議員団が両派に分裂あるいは両派と中間派に三分裂するなど事態は深刻化した。このため、一〇月二三日に石橋書記長は、①党機関の尊重、少数意見尊重、②党と組合の協力関係では組合民主主義の尊重と自主性を侵さないこと、③ただちに統一大会の準備にはいる、との調停案を提示した。これは両派によって受諾されたが、間もなくその理解をめぐって両派が対立、党中央は一一月二一日、第二次調停案を提示した。さらに一二月三日には、石橋書記長は「最後の手段として党組織の解体による中央本部直轄の再建方式しかない」として中央統制委員会に「千葉県の党組織の解体」を申請するにいたった。この圧力もあって、両派は七六年一月一一日に統一大会を開催するとの確認書に署名したが、結局この大会も流会となった。このため中執委は「党組

織の解体議決」を再申請、これをうけて中央統制委員会は一月二七日、一〇日間の猶予期間内に自主交渉による統一回復を勧告し、それが不可能な場合は解体議決もやむをえないとの態度を決定した。その結果、二月五日になって協会派の「木原執行部」が、「全電通支部の党員除名問題に関連して」、「早期にこれまでの活動姿勢をあらため、労組との関係改善に精力的にとりくむ」との確認書を県労連に手交、最大の対立点が解消し、二月二九日に統一大会が開かれた。

なお、第三九回大会の『資料集』には、『千葉県本の統一回復に関する経過報告』および調停案、確認書など七点の資料が収録されている。また、この「経過報告」と資料の一部は『月刊社会党』七六年五月号に収録されている。また、この問題に関する両派の見解その他については、『社会主義』一七九、一八一、一八三、一八五～一八八、一九二、一九四、一九七、二〇一号、『社会主義 レポート』七五年一〇月、一一月、一二月号、七六年二月、五月、六月号などのほか、両派がつぎのようなパンフレットを発行している。

①日本社会党千葉県本部教宣部（協会派）「社会党千葉県本部問題の真相—ボイコット派のいわれなき誹謗、中傷に反論する—」一九七五年一一月　別冊「労働者の立場に立つ党の統一と団結を—第二十九回大会の経過と背景—」、②日本社会党千葉県本部 教宣部（反協会派）「党乗っ取りを策す協会向坂派とは何か—日本社会党千葉県本部の実状—」一九七五年九月。

3　日本共産党

1　概　況

躍進にかげり　共産党は、この十数年来選挙のたびに躍進をつづけ、とくに七二年暮の総選挙ではいっきょに野党となった。しかし、この一、二年は他党の集中砲火をあび、各種選挙での伸びも一般の予想を下回ることが多く、躍進にかげりが見えている。その最初のきざしは七三年七月の都議選で、三〇台の議席獲得を目標に積極的な攻めの選挙をおこなったが結果は二四議席にとどまった。つぎは一年後の七四年七月の参院選で、議席数こそ九議席増の一三議席を獲得したが、得票は予想されたほど伸びず全国区二議席は欠員補充の三年議員でかろうじて全員当選を維持したのである。それでもこれらの選挙はいずれも議席増をはたしており、まだけっして〝低迷〟とはいえなかった。しかし、七五年四月の統一地方選では、つぎの総選挙で野党第二党の地位をかけて争う相手である公明党が大幅に躍進したのにたいし、共産党は各級議員選で予想外に苦戦し、とりわけ道

府県議選では一〇議席を減らし、議席〇の空白県も三県から七県になったのである。その後の中間地方選でも七六年六月の沖縄県議選で従来の六議席を四議席に減らすなど、これまでのような勢いは見られない。

総選挙をひかえ、各党とも他党にたいする批判、攻撃を強めているが、なかでも共産党は各党から主要な攻撃目標とされている。とくに、野党第二党をはげしく争うことになる公明党との関係は、「共・創協定」をめぐってかえって悪化した。また、共産党を宿敵としている民社党は、国会における代表質問で戦前、宮本共産党委員長が関係した「スパイ査問事件」をとりあげ、機関紙誌でも特集を組んで攻撃を加えた。もちろん、自民党もこれに劣らず共産党攻撃を強化し、七六年三月の都議会では、宮本共産党委員長のライフル所持問題をとりあげたのをはじめ、「スパイ査問事件」では党内に「共産党リンチ事件調査特別委員会」を設けて、民社党の動きに呼応した。

公選法改正をめぐって対立した社会党とは共闘関係を復活させ、統一戦線問題協議について合意を交すなど関係改善の反面、スト権問題、プロレタリア執権問題等をめぐっての論争などもあり、総選挙をひかえ共闘が前進するきざしはない。

主要な活動

共産党はこのような〝反共包囲陣〟をうち破って、つぎの総選挙で野党第二位の地位を確保し、さらに躍進することを当面の最大課題としている。この課題を実現するためにとられているのは、他からの攻撃にたいしてはそれを上回って反撃することであり、②これまで保守的であった層も含め広く一般国民の理解と支持を得るための積極的な問題提起と働きかけを強めることであり、③さらには、機関紙読者と党員の拡大に全力をあげることである。

①は、文春の「立花論文」や春日民社党委員長の代表質問、公明党や新しい日本を考える会などにたいする大々的な批判、反論のキャンペーンなどに見られ、②は、「救国と革新の国民的合意」の運動がそれである。新たな宗教政策、退廃文化にたいする批判、さらには「自由と民主主義の宣言」、綱領からプロレタリア執権の用語を除いたことなどもこの一環である。③については、四〇万党員、四〇〇万読者を目標に、この一年だけでも七五年八月二五日から一〇月末まで、七六年一月から四月一五日まで、さらに同六月から第一三回党大会の開かれる七月までと、三回の「月間」を設定し、全国都道府県委員長会議や中央委員会総会、さらには全国活動者会議などを開いて、その達成につとめた。その結果、七六年七月現在党員については三八万人とかなりの成果をあげたが、機関紙読者は大幅な拡大の一方で減紙も多く、『赤旗』日曜版、日刊紙をあわせて三〇〇万台にとどまっている。

国際活動で目だつのは、この数年来フランス、イタリアなど資本主義諸国で強力な党勢をほこる共産党との交流強化につとめていることである。この一年は、外国党代表団の来日が多く、とくに七六年三月にはスペイン共産党のカリリョ書記長、同四月にはフランス共産党のマルシェ書記長が日本共産党の招待で来日して注目された。

役員

共産党の役員のうち、党大会で選出されるのは中央委員および准中央委員だけである。中央委員会議長、中央委員会幹部会委員長、同副委員長、幹部会委員などは中央委員会

総会で選出され、幹部会が常任幹部会委員、書記局長はじめ中央委員会の機構、人事などを決定する。七六年七月末現在の中央委員は七三年一一月の第一二回党大会で選出されたものである。七六年一一月の第一三回党大会は臨時大会であり、中央委員の改選はおこなわれなかった。

七六年七月末、現在の中央委員会議長、同幹部会委員長、同副委員長などは、七三年一一月の第一二回大会第一回中央委員会総会で決定されたものを基本に、七六年七月三一日の第一一回中央委員会総会で補充されたものである。

【一中総決定】

▽中央委員会議長　野坂参三、▽幹部会委員長　宮本顕治、▽同副委員長　岡　正芳、瀬長亀次郎、袴田里見、▽書記局長　不破哲三、▽幹部会委員　市川正一、岩林虎之助、上田耕一郎、戒谷春松、岡正芳、金子満広、蔵原惟人、瀬長亀次郎、西沢富夫、袴田里見、不破哲三、松島治重、宮本顕治、村上弘（以上常任）、緋田吉郎、井田誠、茨木良和、内野竹千代、大淵正気、大村進次郎、岡本博之、春日正一、河田賢治、工藤晃、下司順吉、小島優、紺野与次郎、榊利夫、諏訪茂、砂間一良、高原晋一、竹内七郎、多田留治、浜武司、古堅実吉、安井真造、吉田資治、米原昶

【一一中総決定】

▽幹部会委員長代理　不破哲三、▽幹部会副委員長　上田耕一郎、西沢富夫、村上弘、▽幹部会委員　小林栄三、中島武敏、韮沢忠雄、星野力

なお一中総で幹部会委員に選任されていた藤原隆三氏は七五年七月の六中総で解任された。また、一一中総では、幹部会から岡本博之、諏訪茂、高原晋一の三氏が常任幹部会委員に選任されたことが報告された。

また、七五年七月の六中総で承認された書記局の人事はつぎのとおりである。

▽書記局長　不破哲三、▽書記局次長　市川正一、金子満広、▽書記局員　茨木良和、工藤晃、榊利夫、諏訪茂、荒堀広、聴濤弘、津金佑近、韮沢忠雄、藤井貞治、宮本忠人、宮本太郎、雪野勉、山口良行

さらに、七五年九月二五日、書記局から、六中総以降、幹部会が決定した党中央の機構と人事がまとめて、つぎのように発表された。

▽政策委員会責任者　上田耕一郎、経済政策委員会責任者　工藤晃、▽国際委員会責任者　西沢富夫、国際部長　聴濤弘、外交政策委員会責任者　松本善明、▽理論委員会責任者　榊利夫、▽大衆運動局長　荒堀広、労働組合部長荒堀広、農民・漁民部長　雪野勉、青年・学生部長　宮本忠人、婦人部長　山中郁子、市民・中小企業部長　松本三益、法規対策部長　青柳盛雄、基地対策委員会責任者　瀬長亀次郎、▽統一戦線局長　金子満広、統一戦線部長　津金佑近、スポーツ対策委員会責任者　西沢富夫、知識人・文化・教育委員会責任者　蔵原惟人、知識人委員会責任者　蔵原惟人、文化部長　山下文男、科学技術部長　浅見善吉、文教部長　加藤進、▽選挙対策局長　市川正一、自治体・住民局長　茨木良和、▽国会対策委員会責任者　村上弘、国会議員団事務局責任者　白石芳朗、▽宣伝局長　上田耕一郎、▽広報部長　宮本太郎、▷組織局長　諏訪茂、▽教育局長　岡本博之、▽財政経営委員会責任者高原晋一、財政部長　島川康助、経営

局長 高原晋一、▽出版企画委員会責任者 岡本博之、▽出版局長 紺野純一、▽部落対策委員会責任者 多田隈博之、▽人権防衛対策本部責任者 吉田資治、▽公害・災害対策委員会責任者 米原昶、▽訴願委員会責任者 砂間一良、▽資料室長 蔵原惟人、事務局長 石田精一長 岡本博之、▽社会科学研究所長 蔵原惟人、事務局長 石田精一

定期刊行物 共産党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。

①中央機関紙『赤旗(日刊)』(一六ページ建)一部四〇円 一カ月一一〇〇円

②同『赤旗日曜版』(週刊、二〇ページ)一部八〇円 一カ月三三〇円

③同『赤旗学習・教育版』(週刊、タブロイド判八ページ)一部三〇円 一カ月一〇〇円

④中央委員会理論政治誌『前衛』(月刊) 定価不定

⑤『理論政策』(月刊) 定価不定

⑥『議会と自治体』(月刊) 一部二七〇円

⑦『月刊学習』 一部一五〇円

⑧『世界政治資料』(月二回刊) 一部一五〇円

⑨『平和と社会主義の諸問題』(季刊)、一部六〇〇円

⑩『学生新聞』(週刊 四ページ) 一部四〇円 一カ月一三〇円

⑪『点字赤旗』(月刊) 一部二〇〇円

⑫『赤旗縮刷版』(月刊) 一部二二〇〇円

なお、一九六一年以来七六年四月まで『文化評論』(月刊、一部二八〇円)が出版局から刊行されていたが、第一八〇号の臨時増刊が七五万部以上発行されたのを機に、七六年五月号から大衆的な政治・社会・文化の総合雑誌に性格を改め、発行所も新日本出版社に移された。

また、③の『赤旗』学習・教育版は、七五年八月八日に創刊されたものである。

2 会 合

(1) 中央委員会総会

概 況 七五年七月から七六年六月までの一年間に開かれた共産党の中央委員会は、第六回から第九回までの四回であった。回数は七三年一一月の第一二回党大会以降の通算である。これらの総会はいずれも党本部で開かれ、第一二回大会で選出された中央委員、准中央委員のほか、中央役員でない県委員長も出席した。

六中総は七五年七月に開かれ、統一地方選の総括を主たる議題とするものであった。総会冒頭の宮本委員長のあいさつは、「公選法改悪」にたいして社会党がとった態度に関連し、「社会党のきわめて危険な変質過程が公然とはじまった」ときびしい批判を加え波紋を投げた。この総会については、すでに本年鑑第46集(一九七六年版)四五九～四六〇ページでふれた。

七中総は七五年一二月に開かれ、七六年中におこなわれる衆議院選へ向け、選挙政策を決定し、党勢拡大の大運動月間を設定するな

どを目的とするものであった。それと同時に「共・創協定」に関連し、創価学会を批判する決議案を採択したことも注目された。

八中総は七六年五月に開かれた。この総会は、はじめ都道府県委員長会議を予定していたものを緊急に中央委員会総会に切り替えたものであった。主要な議題は同年一一月開催予定の第一三回党大会が総選挙とぶつかるとの判断から、夏に臨時党大会を開き、総選挙への態勢固めをはかることを決めたことであった。

九中総は七六年六月に開かれ、第一三回臨時党大会に提案する「綱領・規約改正案」、「自由と民主主義の宣言案」、「党大会決議案」などが採択された。

各総会の開催日、議題と報告者、決議等の掲載紙誌はつぎのとおりである。なお、いずれの議題も全員一致で承認あるいは採択されている。

六中総（七五年七月六日～九日）

①第六回中央委員会総会への幹部会報告（不破書記局長）、②「中央委員会幹部会報告の採択についての決議」、③幹部会が決定した中央委員会の新機構と人事についての報告、④中央委員の補充、⑤藤原隆三幹部会委員の解任と中央委員からの罷免。

本総会での宮本委員長のあいさつ、および①は『赤旗』七月七日付、②は同一〇日付、総会の概況（中央委員会の新機構と人事をふくむ）は同一一日付で発表され、『理論政策』第九一号（七五年八月）に再録された。

七中総（七五年一二月二〇日～二三日）

①第七回中央委員総会への幹部会報告（不破書記局長）、②「国民生活防衛をはじめ救国と革新、あらゆる選挙での躍進と党建設三カ年計画の達成をめざす大運動月間」について、③宗教についての日本共産党の見解と態度、④共・創協定の一年間の経過にたって、⑤戦後政治の転換点と総選挙の意義（上田政策委員長）、⑥国政上の争点と日本共産党の基本政策（上田政策委員長）、⑦第一二回大会以後今日までに摘発されたスパイ、挑発者の実態と特徴についての報告（戒谷統制委員会責任者）、⑧中央委員の補充と統制委員、監査委員の任命。

本総会での宮本委員長のあいさつ、および③④は『赤旗』一二月二一日付、⑤⑥は同二四日付、①は同二五日付、②は同二七日付で発表され、『理論政策』第九六号（七六年一月）に再録された。③④⑤⑥については別項参照。

八中総（七六年五月一一日～一二日）

①第八回中央委員会総会への幹部会報告（不破書記局長）、②定期党大会を延期し、臨時党大会を七月下旬に開催すること。

本総会の概況および宮本委員長あいさつは『赤旗』五月一三日付、①および「結語」は同五月一八日付で発表され、『理論政策』第一〇一号（七六年六月）に再録された。

九中総（七六年六月一日～二日）

①第一三回臨時党大会に提案する(1)第一三回臨時党大会決議(案)「金権、戦犯・売国政治の根絶、国政の革新を――日本共産党綱領・規約の一部改定案、②第一三回臨時党大会の代議員選出について幹部会案を提案、(2)日本共産党綱領・規約の一部改定案、(3)「自由と民主主義の宣言」(案)について幹部会案を提案、②第一三回臨時党大会の代議員選出の方法と比率の決定、③第九回中央委員会総会決議案「臨時党大会をめざす緊急の任務と課題――大会記念の党勢拡大運動をよびかける」。

本総会における宮本委員長のあいさつおよび①の(1)(2)は『赤旗』六月二日付、①の(3)および③は同六月三日付で発表され、『理論政策』第一〇二号（七六年七月）に再録された。

(2) その他の会合

全国活動者会議　七六年二月二四日から二六日までの三日間、共産党は「金権・戦犯政治、治安維持法糾弾の大国民運動を」『大運動月間』の成功で総選挙の躍進を」のスローガンをかかげ、全国活動者会議を開いた。六〇年に第一回の会議が開かれてから、ちょうど一〇回目の全国活動者会議で、会場の東京・大田区民会館には全国から約一二〇〇人の活動家が参加した。『文春』の「立花論文」や、民社党の国会における「スパイ査問問題」での質問など共産党にたいする攻撃が激化し、一方「ロッキード汚職」が表面化したなかで開かれたこの会議は、「反共布陣」をうち破って党勢を拡大し、総選挙に向けて態勢を固めるためのものであった。この会議での委員長あいさつ、書記局長報告、参加者の発言は『前衛』第三九四号、四月臨時増刊に収録されている。

婦人議員全国集会　七六年二月八日、九日の二日間、共産党は初の婦人議員全国集会を東京中野区の大学生協会館で開いた。この会合には同党の衆参両院の婦人議員、同予定候補をはじめ、全国の地方自治体の婦人議員など二五八人が参加した。ちなみに、同党の婦人議員は七六年二月現在、衆参両党で七九につぎ、地方議会では二九一で全（うち革新共同一）で自民党の九婦人議員の三分の一強で他党をひきはなしている。

3 政策

総選挙政策　共産党は七五年一二月の七中総で、「国政上の争点と日本共産党の基本政策」と題する総選挙政策を決定した。この基本政策は、①国民生活をまもり、日本経済の民主的再建をすすめる、②小選挙区制、憲法改悪など自民党の独裁政治に反対し、議会制民主主義をまもり、「三つの自由」の全面的開花をめざす、③道徳的文化的危機を打開し、健全な民主的道徳、文化、教育、科学、スポーツを発展させる、④安保条約廃棄で日本の中立化を実現し、自主的・平和的発展をめざす、の四つの柱から成っている。

①では現在の経済危機を打開するための六項目の具体策を提示し、これは三年から五年の期間で「日本経済を破たんからたてなおす国民本位の道であり、現実的で、実現可能なもの」である、としている。②では、(1)生存の自由、(2)市民的政治的自由、(3)民族の自由の「三つの自由」の展開を強調しているほか、宗教問題にかなりの力点をおいている。また④では、とくに安保条約廃棄後の日米関係について、「日米不可侵条約」の締結をうたっていることなどが注目された。この基本政策の項目構成はつぎのとおりである。なお、この全文と、七中総で採択された「戦後政治の転換点と総選挙の意義」は、日本共産党の政策を集大成した「日本共産党の政策詳細」とともに『前衛』七六年二月号に収録されている。

【国政上の争点と日本共産党の基本政策（項目）】

一、国民生活をまもり、日本経済の民主的再建をすすめる　自民党三木内閣の政策と社公民三党の態度　日本共産党の主張　日本経済の民主的再建の可能性

〈民主的再建の具体策〉①物価の安定をとりもどす　②国民の生活不安の解消をはかり、購買力をたかめる　③投資の流れを変え、生活基盤整備などの公共投資を優先的にすすめる　④産業構造の転換をはかる　⑤税制、財政、金融の民主的改革をおこなう　⑥自主的な経済外交を確立する

二、小選挙区制、憲法改悪など自民党の独裁政治に反対し、議会制民主主義をまもり、「三つの自由」の全面的開花をめざす

①「日本型ファシズム」へのあらゆる策動に反対して、議会制民主主義と憲法の平和的民主的条項をまもり、発展させる　②暴力の横行、弾圧政治に反対し、国民の基本的人権をまもる　③行政の刷新、司法の民主化　④部落差別の根絶をめざし、公正で民主的な同和行政をおこない、朝田・松井派による不公正と暴行を一掃する　⑤アイヌ系住民の権利を保障し、差別を一掃する　⑥地方自治をまもり、発展させる　⑦信教の自由をまもる　⑧「三つの自由」をまもり開花させる

三、道徳的、文化的危機を打開し、健全な民主的道徳、文化、教育、科学、スポーツを発展させる

①民主的な道徳を確立するため国民の自主的運動を促進する　②文化の退廃化、反動化に反対し、芸術、文化の民主的で多面的な発展をめざす　③芸術表現の自由を擁護する　④憲法、教育基本法にもとづく民主教育を実現する（①基礎学力、体力、情操、市民道徳を豊かに育て、学力低下や非行化問題を解決する　(2)こどもの人格形成を助け、国民に直接責任を負う教師を民主化し、文教予算をふやす　(4)学歴差別社会をなくすために、学校と社会のそれぞれのゆがみをただす　⑤科学研究の自主的、民主的な国民本位の調和ある発展をはかる）⑥国民スポーツ基本法を制定し、国民みんなのスポーツ権を確立する　⑦レジャー対策を充実させ、自然をまもり、健全な観光を発展させる

四、安保条約廃棄で日本の中立化を実現し、自主的・平和発展をめざす

①米日「韓」軍事一体化に反対し、日米軍事同盟をなくす　②自衛隊増強と軍国主義復活に反対する　③中立日本の日米関係と真の安全保障〈安保廃棄後の対等平等の日米関係確立をめざす〉〈中立化による安全保障を確立する〉〈核兵器の完全禁止を実現する〉④自主・平和外交を推進する〈アジア平和外交をすすめる〉〈千島問題の正しい解決をはかる〉〈発展途上国との互恵関係を確立する〉〈世界各国と対等・平等の友好関係を確立する〉

宗教政策

この一年間における共産党の活動のなかで目立ったことの一つは、宗教問題にたいする積極的なとりくみであった。宮本委員長と創価学会の池田会長との対談や、創価学会との協定問題だけでなく、「救国と革新のための国民的合意」をめざす運動の重要な一環として各地で宗教者との対話をおこない、機関紙誌でも宗教問題を積極的にとりあげた。この間に、共産党の宗教にたいする見解は宮本委員長が個人名で『文芸春秋』七五年一〇月号に発表した「歴史の転換点に立って――科学的社会主義と宗教の接点」などで示され大きな反響をよんだが、党としての公式の見解をまとまった形で明らかにしたのは、七五年一二月の七中総で採択された決議「宗教についての日本共産党の見解と態度」であった。

この決議は、①わが国における宗教、②宗教者の社会的活動とその二つの方向、③地上の共通問題での相互理解と協調、④科学的社会主義と宗教、⑤宗教問題での日本共産党の基本的態度、の五章からなっている。そこで強調されているのは、①科学的社会主義は反宗教主義ではないこと、②共産党は世界観や哲学の問題で宗教者との接近、協調を求めているのではなく、「地上の問題」、現世の問題での協力をめざしていること、③信教の自由を無条件で擁護する、

政教分離、国家の宗教問題への介入に反対する、の三つが、現在だけでなく将来のいかなる社会においても貫かれる日本共産党の不変不動の原則である、などであった（決議全文の掲載紙誌は七中総の項参照）。

ポルノ批判

七五年七月三〇日の宮本委員長の「救国・革新の国民的合意」のよびかけのなかで、一般にもっとも大きな反響をよんだのは、テレビのポルノ番組についての批判の個所で、新聞、週刊誌等に賛否両論が数多くあらわれた。共産党は、これを受けて同年八月三日付の『赤旗』に上田政策委員長が「国民的合意と退廃文化の問題」と題する論文を発表したのをはじめ、同一月八日、九日付に無署名論文「退廃との思想闘争は民主的青年運動の重要課題」を発表した。また、『赤旗』、『前衛』などの機関紙誌には、この問題に関する連載、特集などが積極的にとりあげられた。

プロレタリア執権問題

共産党は七三年一一月の第一二回党大会で、綱領の一部を改正したなかで、これまで「プロレタリア独裁」に改めていた。さらに、記者会見で、この問題について「将来の綱領的問題としてこの言葉をいつまでも出すことが不可避かどうか」検討がすすめられており、「一三回大会では方向がでるだろう」と語って注目された。これをうけて『赤旗』七六年四月二七日～五月八日付には、不破書記局長の個人名で「科学的社会主義と執権問題」と題する研究論文が発表された。この論文は形は個人論文であったが、幹部会、常任幹部会の検討を経たうえで出されたもので、第一三回党大会で、綱領から「プロレタリア執権」の用語を除くよう提案することと、さらに、科学的社会主義を「マルクス・レーニン主義」といった用語を綱領で用いることについて、全党的な討論をすすめたうえで大会で検討し、結論を出すことを確認し、翌月の九中総では、正式に綱領および規約からこの二つの用語を除くことを内容とする「日本共産党綱領・規約の一部改正案」を採択した。

なお、この問題に関する宮本委員長の記者会見、不破論文、八中総での報告等は『赤旗』のほか、『前衛』七六年七月号にまとめて収録されている。

自由と民主主義の宣言（案）

七六年六月の九中総は、第一三回臨時党大会に提案する議案を採択したが、その一つが「自由と民主主義の宣言（案）」であった。この宣言案は、①生存の自由、②市民的政治的自由、③民族の自由の「三つの自由」を「日本国民の守りかちとらなければならない自由」としてあげ、日本共産党はこれを擁護し、発展させるために努力する、と宣言したものであった。

この宣言案は、①進行する自由と民主主義の危機、②日本の民主主義の過去と現在、③科学的社会主義と自由の問題、④自由と民主主義の確立と発展・開花をめざして――の四章から成り、①では、現在のわが国において三つの自由にたいする重大な抑圧と侵害がおしすすめられていることを指摘し、②では、日本における自由と民主主義の歴史と特徴が述べられている。③では科学的社会主義の学説と運動は国民主権と自由の全面的で徹底した擁護者であることを

強調する一方で、社会主義の勝利が、「完全な民主主義の実現」と結びつくとはいえず、チェコ事件に見られるように「社会主義」の名による民族主権の侵犯がおこなわれていることを指摘し、日本共産党はいかなる外国の経験もモデルとせず、高度に発達した資本主義国である日本の条件のもとで、社会主義の創造的な発展をはかる、と述べていた。④では、「三つの自由」の自由のそれぞれについての日本共産党の政策、見解が具体的に掲げられていた。そこでは、複数政党制、議院内閣制による政権交替の保証、三権分立の原則の発展的な継承などがうたわれている点などが注目された。

4　主要な活動

救国革新の国民的合意の運動

七五年七月三〇日、宮本共産党委員長は記者会見で「救国・革新の国民的合意への道を寛容と相互理解に立って――今日の政治的、経済的、道徳的危機から抜け出し、日本民族の進路を民主的に確立するために」を発表した（全文は『赤旗』七月三一日付）。これは「戦後史の国民的結論」として、日本の政治、経済、文化、道徳にまで危機がおよんでいるとして、かねて主張してきた革新三目標を土台に、「四つの国民的な緊急課題」を提起し、その実現のため広範な国民運動の展開をよびかけたものであった。

この「四つの国民的緊急課題」はつぎのとおりである。

(1)　社会的弱者や勤労国民に犠牲をしわよせさせる大資本本位の経済政策を国民本位に転換させ、経済危機から国民の生活と経営をまもり、住民生活と密着した地方財政の危機を打開する緊急措置の実行をはかる。独禁法改正を緊急に実現し、大資本の横暴をおさえ、物価を安定させるなど、経済民主主義を実現する。

(2)　アメリカの核先制使用政策を積極的に支持し、日米軍事同盟の侵略的強化をはかる三木内閣に抗議し、非核三原則の法制化、核使用禁止協定を実現させ、核兵器の全般的禁止をめざす。外国の干渉と結びついた過去の分裂を克服し、おおくの国民の悲願にこたえ、原水禁運動の原点にもとづく自主的、組織的統一を実現するため全力をつくす。

(3)　小選挙区制の導入をはかり、日本型ファシズムをめざすあらゆる策謀を阻止し、議会制民主主義と憲法にもとづく民主的制度を擁護し、発展させる。

(4)　暴力と破廉恥罪の横行、文化的退廃の進行を糾弾し、政治革新と民主主義に立脚する国民道徳、市民道徳の確立をめざし、健全な文化と教育を発展させる。

さらに同年八月二〇日には、中央委員会名で「戦後三十年の時点にたって全国民のみなさんに訴えます――ともに日本の前途を語り合い救国と革新の国民的合意へ」――と題する同趣旨の訴えを発表し、「過去のいきさつにとらわれず、ひろく各界、各分野の人びと、団体によびかけ、国民的合意のために、また緊急課題の実現をめざす国民運動のために、あらゆる努力をはらいたい」と述べていた。

この訴えにもとづいて、中央から支部段階まで、宗教団体、スポーツ団体、労働組合など各界の多数の団体に申入れがおこなわれ、懇談会や対話集会が開かれた。七中総での不破書記局長の報告によれば、七五年一二月までに申入れをおこなった団体の数は、中央で一〇八八、県段階で一万七七九二、地区段階で三万七二六六、支部段階までふくめた総数は五万八〇〇〇団体にのぼった。また、これ

にもとづいて開かれた懇談会は中央で三三、県段階で四〇八、地区、支部段階も含め総数は三三〇〇回である。なお、中央での懇談会には、総評や海員組合などの労働組合、日本学術会議、日本体育協会、全国農業協同組合中央会、全国漁業組合連合会なども含まれていた。

党勢拡大運動

機関紙『赤旗』の読者数は七三年一一月の第一二回党大会現在で日刊紙が六十数万部、日曜版が二〇〇万部で計二百八十数万部であった。その後減紙したが、七四年一〇月から一二月にかけ機関紙拡大を中心にした「大運動月間」を設定して拡大に努め、一二月二三日現在で、いままでの最高水準、すなわち日刊紙は六六万、日曜版は二四〇万、合計三〇六万部に達した。しかし、この「大運動月間」以後、統一地方選を間にはさんで『赤旗』の減紙がつづいた。このため、七五年七月二四日の常任幹部会は、八月、九月の二カ月間を「総選挙をめざす六中総決定の学習・実践運動」にとりくむようよびかけ、とくに党勢拡大をもっとも緊急の実践的課題として強調した。

さらに、八月一七日の常任幹部会は総選挙をひかえ「機関紙読者が減ればその二倍以上の得票が減り、このままでは後退が必至という危機的状態にある」と事態を重視し、八月二五日から九月末までを「総選挙での前進をめざす機関紙読者拡大月間」と決め、翌一八日には全国都道府県委員長会議を開いて、「党員一人あたり日刊紙二部、日曜版四部以上の拡大をめざす」という目標を示して、とりくみの強化をはかった。

この結果、九月の一カ月間だけで『赤旗』読者は四〇万人ふえたが、目標には達しなかったので、一〇月末まで「月間」は延長された。「月間」が終了後の一一月六日に開かれた全国都道府県委員長会議での不破書記局長の報告によれば、一一月五日現在で機関紙読者の拡大は六〇万に達し、第一二回大会時を三〇万部上回る党史上の最高水準に達したという。

さらに七五年一二月の七中総では、七六年一月から四月一五日までを、「国民生活防衛をはじめ救国と革新、あらゆる選挙での躍進と党建設三カ年計画の達成をめざす大運動月間」と決め、機関紙読者については「党員一人あたり日刊紙一部、日曜版二部以上」を、党員拡大については「すべての党員が一人以上の入党対象者をもち、できるだけ早い時期に党に迎えるよう」との目標を示し、第一三回大会までに「四〇万以上の党員と四〇〇万以上の機関紙読者」という第一二回大会で決定した計画の達成をめざした。

この「月間」の成果について、八中総で不破書記局長は、党員拡大は、一万人台であり、その結果党員総数は三七万人に達したが、機関紙は「数十万にのぼる新しい読者をむかえたが……相当な減紙が一方であるため、全体としては、これまでの水準を本格的に突破するような状況にはなっていない」と報告している。

さらに、七六年六月の九中総は、第一三回臨時党大会を記念する党勢拡大運動をよびかける決議を採択した。その結果、党員数は七月末現在で三八万人に達し、うち四万人は七六年に入ってからの入党者であることが明らかにされた。

共創協定をめぐり公明党と対立

七五年七月二七日、共産党と創価学会は両者の間で有効期間一〇年という長期の協定が、すでに前年の一二月二八日に調印されていた事実を公表した。両者が七月二八日付の『赤旗』および『聖教新聞』に発

表した合意に関する協定の全文と「経過について」はすでに本年鑑第46集（一九七六年版）四六五～四六六ページに収録したが、その主要点は、①両者は相互の自主性を尊重し、相互理解に最善の努力をする、②創価学会は共産党を敵視せず、共産党は布教の自由を含む信教の自由を無条件に擁護する、③双方は誹謗中傷はおこなわず、全ての問題は協議によって解決する、④民衆の福祉の向上、世界の平和、ファシズム阻止についてたがいの立場で努力しあう、というにあった。

しかし、その後、この協定をめぐって共産党と創価学会を母体として生まれた公明党との間で激しい対立が生じ、共産党と公明党との関係はかえって悪化した。

七五年一二月に開かれた共産党の第七回中央委員会総会（七中総）は、とくにこの問題をとりあげ、「共・創協定の一年間の経過にたって」と題する決議を採択した。この決議は、「今日おこっているもっとも重大な事態は、協定の精神に反する公明党の反共主義のもちこみによって、この協定の内容が実行されないばかりか、協定の合意事項とまったく相反する事態が進行している」と述べ、創価学会側がこの協定について発表した秋谷副会長の「共闘なき共存」という見解を、「協定とは相いれない解釈」として批判し、七五年一〇月の公明党第一三回大会の前後から、「公明党と創価学会の反共主義的〝政教一致〟の傾向が露骨になっている」と非難した。

『文春』立花論文と「春日質問」批判

共産党は、田中金脈問題をとりあげたことなどで大々的な批判、攻撃のキャンペーンを展開した。

また、民社党の春日委員長が、この「立花論文」に依拠しながら、第七七国会冒頭の代表質問で、宮本共産党委員長らが関係した一九三三年の「スパイ査問事件」をとりあげた問題についても、「法的に決着のついていることを、国会の場でむしかえすことは、不当、違憲の行為」であるとして、これをきびしく批難した。

この問題についての共産党の主要な反論は、『文化評論』臨時増刊（七六年四月）にまとめて収録されている。

国際活動

この一年間における共産党の国際活動で注目されたのは、フランス、イタリア、スペインなどで強大な勢力をもつ共産党の代表団を招き、会談を開いたことであった。とりわけフランスとはマルシェ書記長を団長とする代表団を含め、二つの代表団が来日して会議を開き共同声明をだしたほか、フランス共産党大会には日本共産党の代表が出席した。

社会主義国の共産党、労働党との関係では「自主独立」路線をとるベトナム、ルーマニア、ユーゴの党と友好的な関係を保っている。とくにベトナム労働党との関係は親密である。これにたいし、中国共産党とはいぜんとして断絶状態にあるが、一時のようなはげしい非難の応酬はなくなっている。ソ連共産党との関係は、ソ連側が七六年三月に開かれた同党大会に日本共産党を招待し、関係正常化のため両党会談が開かれるなど一歩前進のきざしを見せた。結局は「日本のこえ」問題で意見が一致せず、代表は派遣されなかった。しかし両党間の交渉は継続されることが合意され大会にはメッセージがおくられた。また、かつてきわめて親密であった朝鮮労働

党とは、この数年来不即不離といった関係にある。

外国党との交流　この一年間における日本共産党と各国共産党との交流では、代表団の派遣より、外国の共産党代表団の招待に注目すべきものがあった。とくにフランスからマルシェ書記長を団長とする代表団が、またスペイン党からもカリリョ書記長を団長とする代表団が訪日したことなど、国際共産主義運動内部での日本共産党の比重の増大をしめすものとみられた。

日本共産党の招待で来日した各国共産党の代表団はつぎのとおりである。

▽七五年九月三日～九月一二日　ルーマニア共産党代表団、ドミトル・ポペスク中央委員会政治執行委員・書記を団長とする一行四人。九月八日、不破書記局長を団長とする日本共産党代表団と公式会談（『赤旗』九月九日付）。

▽七五年九月二〇日～九月二八日　イタリア共産党、アルフレド・ライクリン指導部員、『リナシタ』編集長を団長とする一行三人。九月二二、二三、二七の三日間にわたり西沢富夫常任幹部会委員を団長とする日本共産党代表団と会談。九月二九日、共同コミュニケを発表（『赤旗』九月三〇日付、『理論政策』第九三号、七五年一〇月に再録）。

▽七五年一〇月一二日～一〇月一九日　フランス共産党代表団、ポール・ロラン政治局員・書記を団長とする一行四人。一〇月一三、一四、一八の三日間、西沢常任幹部会委員を団長とする日本共産党代表団と会談。一〇月二〇日、共同コミュニケを発表（『赤旗』一〇月二一日付、『理論政策』第九四号、七五年一一月に再録）。

▽七五年一〇月三一日～一一月七日　ユーゴスラビア共産主義者同盟代表団、スタネ・ドランツ中央委員会幹部会執行委員会書記を団長とする一行四人。不破書記局長を団長とする日本共産党代表団と公式会談。一一月七日、共同コミュニケを発表（『赤旗』一一月八日付、『理論政策』第九五号、七五年一二月に再録）。

▽七六年三月二七日～三月三一日　スペイン共産党代表団、サンチャゴ・カリリョ書記長を団長とする一行二人。三月二八、二九の両日、宮本委員長を団長とする日本共産党代表団と会談。三月三〇日には東京・青山の日本青年館で同代表団の歓迎集会が開かれ、宮本委員長、不破書記局長らが演説。三月三一日、共同声明を発表（『赤旗』四月一日付、『理論政策』第九九号、七六年四月）。

▽四月四日～四月一〇日　フランス共産党代表団、ジョルジュ・マルシェ書記長を団長とし、マルシェ夫人、カナパ政治局員、オービエ中央委員会対外政策委員、カレル・ユマニテ日曜版編集長の一行五人。四月五日、宮本委員長、不破書記局長らと八時間にわたって会談したほか、八日には川崎市体育館で八〇〇〇人の歓迎集会、九日には成田社会党委員長、市川総評議長らも出席して東京・京王プラザホテルで歓迎のレセプションが開かれた。一〇日には、宮本委員長、マルシェ書記長の共同記者会見が東京・代々木の共産党本部であり、席上で共同声明が発表された（『赤旗』四月一一日付、『理論政策』第一〇〇号、七六年五月に再録）。

▽六月二一日～二八日　キューバ共産党代表団、ホセ・ラモン・マチャド・ベントゥラ政治局員を団長とする一行三人。六月二二日に不破書記局長を団長とする日本共産党代表団と会談した。

一方、日本共産党が代表団を派遣したのは、ラオス、PLO、ベトナム民主共和国、キューバ、フランス、チェコスロバキアなどであった。

日程その他はつぎのとおりである。

▽七月一〇日～八月一二日　金子書記局次長を団長に、聴濤国際部長、松本善明中央委員、三浦一夫国際部員の日本共産党代表団は、ラオス愛国戦線、パレスチナ解放機構（ＰＬＯ）の招待でラオス、レバノンを訪問した。

ラオスでは七月一五日から二一日までムオン・ビエンサイに滞在し、ラオス愛国戦線中央委員会常任委員、カムタイ・シファンドン人民解放軍総司令官を団長とするラオス愛国戦線中央委員会の代表団と会談した。日本側代表団にはハノイ駐在の甲斐竹二中央委員も参加した。共同コミュニケは『赤旗』七月二三日付で発表、『理論政策』第九一号（七五年八月）に再録されている。

ＰＬＯ訪問は八月一日から一一日までおこなわれ、九日にはアラファトＰＬＯ議長と会見し、ファルク・カドゥミ政治局長らと会談した。共同コミュニケは八月一四日付の『赤旗』で発表され、『理論政策』第九二号（七五年九月）に再録されている。

なお、同代表団は七月二六日から四日間、解放後のサイゴン、ブンタウを訪問した。

▽八月三〇日～九月一二日　野坂議長を団長、西沢常任幹部会委員を副団長とする一行五人、ベトナム労働党の招待でベトナム訪問、ベトナム民主共和国創立三〇周年記念式典などに出席した。九月二日付の『朝日新聞』が日本電波ニュースによって報じたところでは、この記念行事には六十数カ国の党と政府代表団が参加したが、レ・ジュアン・ベトナム労働党第一書記が空港まで出迎えたのは日本共産党代表団だけであったという。また、この記念式典の際、野坂議長が中国共産党代表団の陳錫聯団長と握手したことが明らかにされ、日中両共産党の関係改善のきざしか、と一般の注目を集めたが、日本共産党は「儀礼的なもの」であると説明した。

以上のほか、七五年一二月のキューバ共産党大会に袴田副委員長らが、七六年二月のフランス共産党大会に松島常任幹部会委員が、七六年四月には、チェコスロバキア共産党大会へ石田精一中央委員が、それぞれ日本共産党を代表して出席した。

4　民社党

1　概　況

結党一五周年

民社党は七五年一月で結党一五周年を迎えた。一〇月二一日には、党本部主催で〝民社党結党15周年躍進パーティ〟が東京・ホテルニューオータニに各界の一三〇〇人を集めて開かれた。これを報じた『週刊民社』によれば、結党「当時の党勢は、国会議員五十七名（衆四十、参十七）、地方議員約七百名、機関紙『民社新聞』十万部（無料）。ちなみに最大の支持勢力、全労は百六万名であった」。それが現在は、「国会議員三十名

（衆二十、参十）、地方議員千四百名、党員四万名、機関紙『週刊民社』十五万部（有料）。同盟は二百五十万におよぶ」。

この数字が示すように、この一五年間に民社党は、その支持基盤である労働組合の組織勢力は倍増したにもかかわらず、党勢は、地方議員と機関紙以外は停滞というより、後退している。機関紙や議員にしても、この間、共産党が躍進し、それ以後結成された公明党が大幅に伸びていることを考えると、けっして楽観できる状態でないことはたしかである。党員数も機関誌読者数も、この公称数字よりはかなり下回り、党員数約三万人余、『週刊民社』読者数約一〇万と推定される。

総選挙準備に全力

民社党の後退を端的に示しているのは、国会、とりわけ衆議院における劣勢である。七二年暮の総選挙では、宿敵の共産党が野党第二党に進出したのに、民社党はついに五党中の最下位に落ちてしまったのである。それだけに、民社党は、総選挙ぶくみの情勢で推移したこの一年間、その活動を総選挙準備に集中した。すなわち、七五年六月二七日には同党としては初の全国書記長会議を開いて、「解散の時期は年内と断定」して総選挙対策の強化をはかったのにつづいて、同年九月二三日には第一三回中央委員会を開き、「いまや解散・総選挙は時間の問題となった。われわれは、総選挙を党の命運をかけた決戦の場とし全力をあげて闘いぬかねばならない」との宣言を採択し、結党時の四〇議席への回復をめざすことを決定した。ついで一〇月九日には、塚本書記長を本部長として総選挙対策本部を発足させた。

しかし、当初予想した年間解散がおこなわれなかったため、一二月一八日には、総選挙の勝利をめざす総決起大会として、第二〇回大会を開き、〝総選挙に勝利し、政治の転換をはかろう〟という「当面の重点活動方針」と「総選挙政策」を決定した。民社党が九カ月足らずの間に四回もの全国規模の集会を開いたのは、異例のことであった。これは、解散時期についての見通しが当たらなかったためでもあるが、民社党の次回総選挙にかける並みならぬ決意を示すものでもあった。

なお、衆議院議員の候補者は、すでに七五年二月の第一九回大会で第一次公認として四〇人が発表されていたが、第一三回中央委員会でさらに第二次公認として七人が追加されたほか数次の追加によって、七六年三月の第二〇回大会では五一人が公認候補として紹介された。

主要な活動

この一年間の民社党の活動では、第七七国会における予算審議で、野党四党のうち民社党だけが自民党と五項目の合意をとりきめて審議に参加したこと、あるいは「現行の安保条約の機能を認めつつ、その運用の改善をすすめることに重点をおく」という方針をうちだしたこと、スト権ストに反対して〝違法ストをやめさせる国民会議〟を組織したことなどが注目された。

また、共産党にたいする批判・攻撃はさまざまな形でおこなわれたが、なかでも宮本共産党委員長、袴田同副委員長が関係した、いわゆる「リンチ共産党事件」については、第七七国会冒頭の春日委員長の代表質問および塚本書記長の予算委員会における質疑で重点的にとりあげた。『革新』七六年三月号は「春日・塚本質問」をはじめ関連資料を収録した「〝リンチ共産党事件〟と民社党の立場」を

掲載しているが、それによれば「春日・塚本質問」のポイントは、つぎの三点であるという。

①〝リンチ事件〟はあったのか、なかったのか。そして小畑氏の死因は、古畑鑑定書がいうところの〝外傷性ショック死〟（つまりリンチによる死）であったのか、それとも共産党が主張するように〝特異体質によるショック死〟（つまり小畑氏の体質がもたらした死）なのか。

②　宮本、袴田の両氏は、何にもとづいて釈放されたのか。

③　宮本、袴田の両氏は、どのような経緯で何の理由によって公民権が回復されたのか。

なお、民社党の要求に応じて法務省が衆議院予算委員会に提出したこの問題に関する資料は『政策と討論』第一六四号（七六年五月）に収録されている。

役　員　現在の役員は七五年二月の第一九回大会で選出されたものである。任期は二年であるので第二〇回大会では改選はおこなわれなかった。春日委員長は、二代目の西村委員長死去のあとをうけ、七一年八月の第一五回臨時大会で選出されてから満五年になる。塚本書記長は七四年二月の第一八回大会で、佐々木書記長が病気のため辞任した後をうけて選出され、第一九回大会で再任されたものである。

▽中央執行委員長　春日一幸、▽副中央執行委員長　小平忠（衆議員候補者選考委員長）、佐々木良作、中村正雄。▽書記長塚本三郎、▽統制委員長　安里積千代、▽副書記長　永末英一（選挙対策委員長）、和田春生（機関紙局長）、▽中央執行委員　渡辺武三（総務局長）、大内啓伍（教宣局長）、河村勝（国際局長）、柄谷道一（組織局長）、竹本孫一（政策審議会長）、池田禎治（国会対策委員長）、田淵哲也（国民運動委員長）、小川泰（組織担当中執）、向井長年（選対担当中執）、青木清（選対担当中執）＝以上常任中執、小宮武喜（労働対策委員長）、稲富稜人（農林漁業対策委員長）、折小野良一（地方議会対策委員長）、中沢いと子（婦人対策委員長）、宮田早苗（青年学生対策委員長）、和田耕作（市民団体対策委員長）、赤木省三、小沢貞孝、寒川喜一、木島則夫（文化対策委員長）、栗林卓司、下田喜造、西田八郎、藤井恒男。

▽統制委員　加藤正蔵、神山好史、三治重信、津川直一、中村利次、西村章三、守本又男、山田勝、吉田之久、和田一仁。

▽会計監査　合沢栄、岡田助雄、棚田悠紀夫、玉置一徳（中小企業対策委員長）、渡辺寛一。

▽顧問　西尾末広、曽禰益、永江一夫、竹谷源太郎、滝田実、中地熊造、松下正寿、宮部一郎、村尾重雄、門司亮、山下栄二、吉田賢一、内海清、受田新吉、高山恒男、今澄勇。

定期刊行物　七六年一月現在、民社党が発行している定期刊行物はつぎの六種類である。

①月刊誌『革新』（理論誌委員会刊）　一部三五〇円・送料別。

②『週刊民社』（機関紙局刊）　一部四〇円　月二二五円・送料共

③『政策と討論』（政策審議会刊、月刊）　一部六〇円・送料共

④『民社党情報』（教宣局刊、旬刊）　月二〇〇円・送料共

⑤『自治レポート』（地方議会対策委員会刊、月刊）　一部一五〇円・送料共

⑥『改革の炎』（青年隊中央本部刊、月刊）　一部一〇〇円・送料別

『週刊民社』はタブロイド判八ページで七五年九月までは一部二五円、月送料共一三〇円であったが、一〇月一日から一部四〇円、月一八〇円となり、七六年二月から郵便料金の改訂にともなって、現行価格に改められたものである。発行部数は公称一五万部である

が、『週刊民社』七五年七月二五日付が機関紙・誌対策特別委・『週刊民社』全国支局長合同会議について報じた記事によれば、『『週刊民社』は十万読者を獲得し、一応の定着は見ているものの」と記され、一五万部に拡大することが目標にかかげられている。

2 会合

(1) 第二〇回臨時全国大会

総選挙勝利の決起大会　民社党第二〇回臨時全国大会は、七六年三月一八日、東京・九段会館で開かれた。この大会は「四月解散、五月総選挙」の見通しのうえに、総選挙の勝利をめざす総決起大会として開かれたものであった。このため会期は一日だけ、の臨時大会で、議題も、①当面の重点活動方針案、②総選挙闘争方針案、③総選挙政策案、など総選挙一色であった。

大会冒頭のあいさつで、春日委員長は、ロッキード事件の勃発で「国政は視界ゼロの中で鳴動をつづけている」と述べ、民社党に課せられた使命は「日本の新しい進路」を切り開き、これを推進することであると指摘した。そして、その「新しい進路」に向かう課題として、①目民党単独政権崩壊後の政治路線と政権の性格を決定すること、②世界的規模での安定成長時代に対処するため、民主的な経済秩序と福祉のあり方を新しく決定すること、③自由にして民主的な社会秩序を発展させるため政治モラルを確立すること、の三つの課題をあげ、党を強化して「日本の新しい進路」をきりひらくため直進しなければならないと述べた。

ついで、来年の参院選が、自民党政権崩壊の最終時点となるとの見通しを述べ、しかし自民党との安易な連合は許されないし、また政権をとるために、自由と民主主義を犠牲にすることを意味する容共路線のオール野党政権もわが党に許される道ではない。

唯一の道は民社党が総選挙で躍進し、新しい革新勢力結集の母体となり得るようにすることであるとして、結党時の四〇議席回復をめざして党員の決起をうながした。春日委員長は最後に、民社党が国会で問題にした「リンチ共産党事件」の真相究明問題にふれ、反共産の立場を強調した。

なお、大会のメイン・スローガンは「知性と勇気の政治　民社党の躍進で政治の転換」をであり、サブ・スローガンは「腐敗と暴力から民主政治を守ろう」、「不況とインフレを克服し国民生活を守ろう」、「党活動を充実し党体制を強化しよう」の三つであった。

大会経過　春日委員長のあいさつについで、同盟前川書記長、関民社研議長、市川中立労連副議長、石垣新産別委員長、森田中小企業団体中央会組織委員長の来賓あいさつがあり、社会主義インターアジア・大洋州社会主義者組織、ドイツ社民党、シンガポール人民行動党、ベトナム社会党の友党からのメッセージが紹介された。

ついで塚本書記長が党務報告に立ち、①統一地方選、②組織の拡大強化、③教育・宣伝、④国際活動、⑤党財政確立、⑥国会活動について報告した。この党務報告のなかで塚本書記長は、統一地方選の結果、県議会において第四党の地位を奪い返したことを指摘し、

「また党員構成は青年層が多くなり、党の若返りが進行している」と述べた。

大会はこのあと、①当面の重点活動方針案（塚本書記長提案）、②総選挙闘争方針案（永末選対委員長提案）、③総選挙政策案（竹本政審会長提案）、④予算案（渡辺総務局長提案）、⑤規約改正案（柄谷組織局長提案）、の五議題について審議をおこない、それぞれ原案どおり可決したあと、つぎの八つの決議を採択した。

①ロッキード事件真相解明決議　②リンチ共産党事件糾明に関する決議　③共産党黒い霧事件糾弾に関する決議　④所得税の一兆円減税を要求する決議　⑤雇用安定対策の即時実施を要求する決議　⑥乳価等畜産物適正価格要求運動の支持決議　⑦国民の利益を守り国会の正常化を要求する決議　⑧総選挙必勝決議

大会は最後に「明日の政治と経済に方向を与える知性と、腐敗と暴力に断固立ち向う勇気をもった政党は民社党である。いま国民が待望しているのは、清潔で自由のある政治、不況とインフレのないくらしである。われわれは日本の将来と党の命運を賭けて総選挙を断固勝ちぬこう」との宣言を発表して閉会した。この大会では、衆院選の公認候補五一人が全員そろい、一人ずつ紹介された。

この大会の議案のうち、当面の重点活動方針（案）、総選挙闘争方針（案）、総選挙政策（案）の一部は『革新』七六年四月号に、委員長あいさつ、来賓祝辞、諸決議、大会宣言の全文は『革新』七六年五月号に収録されている。また大会経過等は『週刊民社』第七九〇号（三月二六日付）参照。

規約改正

この大会で決定した規約改正は第八章の財政に関するもので、各級議員の分担金についての規定と、民社友の会の項が削除されたものであった。

政権構想で質疑

総選挙に向けての決起大会であり、会期も一日だけに限られていたこともあって、大会を通じての質問者はわずかに五人、しかも執行部に〝耳あたりのよい〟質問であった（『朝日新聞』、三月一九日付）。こうしたなかで質問は主として春日委員長が大会あいさつで強調した政権構想に集中し、①社会・公明両党との基本政策一致の可能性、②自民党離脱者との関係、③佐々木副委員長が、社会党の江田副委員長、公明党の矢野書記長らとすすめている「新しい日本を考える会」と党基本路線との関係について、執行部の見解や今後の見通しが問われた。

これにたいし春日委員長は、社会・公明両党と民社党との間では日米安保条約や自衛隊にたいする認識が異なることを認めながらも「両党の政策をよく吟味して読むと、結果的に大差はない。小異を残して大同につく心構えがなければ、大きな仕事はできない」と述べ、社公民三党の連合にとって重大な支障とはならないとの考えを表明した。また、自民党離脱者については「天下同憂の士と認める。わが党の政権構想への参加を希望すれば門戸開放する」と述べた。

また、佐々木副委員長は「新しい日本を考える会」について、「考える会」自体は「民社党の政権構想とどう結びつくかは、まだわからない」と述べながらも、①まず国民的合意を求めるための討議の場作りである、②今すぐに役立つ政策研究をし、時によっては提言もしていくという政策集団作りである、③できるものなら、新しい政治勢力結集の拠点にしたい——という三つのねらいが〝平和的に共存〟している状態である、と説明した。

政権構想のほかには、不況対策と関連して予算審議について意見があり、池田国会対策委員長は、「予算審議を急げというのは、国民の圧倒的な意見だ」として、審議拒否をしないことを再三強調した。

(2) 第一三回中央委員会

党費改定　民社党第一三回中央委員会は七五年九月二三日、東京・虎ノ門共済会館で開かれた。この中央委員会は同年二月に開かれた第一九回全国大会で中央委員会に付託された、①党費の改定②、党員分機関紙代について決定するとともに、総選挙に向けての態勢を固めるために開かれたものであった。

はじめに春日委員長があいさつに立ち、まず①「戦後最大の不況は自民党政治の所産で、三木内閣の政治責任は犯罪的である。近く出されるという第四次不況対策は産業基盤の拡大を優先し、庶民生活の向上と社会資本の充実はなおざりにされている」と政府の経済政策を非難し、その誤りを国会審議を通じて追及し、臨時国会を「不況克服の国会」として党の総力を結集するとの決意を表明した。

②ついで、第二の問題として「わが国の安全保障体制の在り方と世界の平和に対するわが国の責任体制を確立すること」をあげ、各国に派遣した調査団の成果をふまえて「安全保障シンポジウム」を開くなどして「平和と安全の問題に関する国民のコンセンサスを打ちたてる」ため努力することを訴えた。

③「国政の流れを変えるには、万難を排して、革新勢力の伸長と結集を成しとげることが必要だ。年内総選挙は避け難い。ここで一挙に結党時の四〇議席を回復しよう」とよびかけ、日本共産党の「異様な速度の伸長」でいまやわが国の自由と民主主義は脅威にさらされており、この局面を打開するには自民党政権にかわって政権担当能力を持つ健全なる革新勢力の結集にある、と当面の政治課題にたいする民社党の態度を表明した。

中央委はこのあと、①当面の政策活動方針、②党費改定ならびに党員分機関紙代の新設、③総選挙対策の推進、の三議題を審議し、いずれも原案通り可決した。このうち、党費の改定は、これまで本部納入党費三〇〇円のなかに含まれていた機関紙代を分離し、①本部納入党費は一カ月三〇〇円とする、②党員分機関紙代は一カ月一八〇円（従来一三〇円を一〇日より五〇円値上げ）とする。ただし本部納入は一カ月七〇円とし、還付金、奨励金は交付しない、③党員の機関紙購読は、党員の義務とする、というものであった。

中央委では、第二次衆議院議員公認候補七人が紹介され、最後に「庶民貯金目減り補償訴訟支援と庶民預貯金利息引き下げ反対に関する決議」と「中央委員会宣言」を可決し、閉会した。

この中央委の概況は『週刊民社』第七六六号（一〇月三日付）に、委員長あいさつと決議、宣言の全文は『革新』七五年一一月号に、議題の一つ「当面する政策活動方針について」は『政策と討論』第一五七号（七五年一〇月）にそれぞれ収録されている。

(3) 全国書記長会議

総選挙にむけ態勢固め　民社党は、七五年一二月二三日、東京・芝の友愛会館に全県連の書記長・選対責任者などを集めて全国書記長会議を開いた。この会議は、解散、総

選挙をめぐる情勢について協議、検討し、来たるべき衆議院選への闘争体制を確立することを目的としていた。冒頭、春日委員長は、解散、総選挙の見通しについて「五十一年度予算が成立した直後の四月中旬解散、五月総選挙をメドとしており、この見通しは動かないものと確信して準備を整えてほしい」と述べ、またこの総選挙の意義について「行き詰った政局を打開するため左翼暴力集団である共産党の進出を抑えつつ、自民党を打倒することにある。社公民を中心母体とした革新連合国民政権の構想が、このための唯一の路線であり、この路線をスタートさせられるかどうかに意義がある。わが党としては、この路線が国民に根付いたという実感を植え付けるためにも、何としても結党時の四十議席を回復しなければならない」と強調した（『読売新聞』一二月二三日付夕刊）。

『週刊民社』第七八〇号（七六年一月九日付）は、この会議で決定された「当面の重点活動について」の主要点の要旨をつぎのように報じている。

一、対策の強化＝①オルグによる票の確定化　②総動員体制の確立と専従強化　③団体対策の補強　④青婦行動組織の確立。

一、宣伝活動＝①遊説の実施　②カベ新聞、号外、パンフなど宣伝器財の作成　③器材作成についての指導、助言。

一、国民運動＝①ストのくりかえしに反対する国民会議をつくる　②選挙区の実態に応じた住民運動の展開　③活動家の養成。

一、政治資金規制施行について＝①各級組織（総支部以上）は五十一年一月政治団体の届出を完了する　②「友の会」については別途指示する　③党規約を改定する。

(4)　その他の会合

安保シンポジウム　七五年一一月七、八の両日、東京・全共連ビルで「民社党安全保障シンポジウム」が開かれた。このシンポジウムは、民社党が、日米安全保障条約にたいして、これまでの「段階的解消」論から、これを積極的に評価し、現状を肯定・維持する方向をうちだしたものとして注目された。

このシンポジウムは、インドシナ情勢の変化後の日本の安全保障政策を再検討するために開いたもので、民社党側から佐々木副委員長、塚本書記長、河村国際局長ら一四人が出席したほか、党外から関嘉彦、神谷不二、岸田純之助、久住忠男、篠原宏、田久保忠衛、林卓男、矢野暢、吉田忠男の九人の防衛問題の学者、専門家が出席した。民社党は、このシンポジウムに先だって各国へ調査団を派遣し、またあらかじめ専門家に「アジアの平和と日本の安全保障」についてのアンケート回答をもとめ、これらをもとに河村国際局長が試案をまとめていた。シンポジウムは、この河村試案をもとに二日間にわたって討議をおこない、最後に関嘉彦議長が会議の結論を「アジアの平和と日本の安全保障について」と題する「議長報告」の形でまとめた。議長報告は河村試案が「当面、現行安保条約を維持しなければならない」としていた点を「当面、現行安保条約の機能を認めつつ、その運用の改善を図らねばならない」と書き換えたが、日米安保条約の堅持を主張する論調はそのまま受けつがれた。

シンポジウムに先だって出されたアンケートにたいする回答を含め、この会議についての記録は『革新』七五年一二月号および七六

年一月号に収録されている。

3　政策・方針

当面の重点活動方針　民社党第二〇回大会は、総選挙直前を想定した臨時大会であったため、運動方針は選挙後の定期大会で決定することにし、かわって「当面の重点活動方針」が提案・可決された。この当面の重点活動方針は、①総選挙に勝利し、政治の転換をはかろう、②民主主義をまもり不況を克服するため国会（地方議会）活動を強化しよう、③党組織の飛躍的拡大を実現しよう、④平和と民主主義を守り、国民生活を安定させる国民運動を積極的に展開しよう――の四つの柱からなっており、社会、共産両党にたいするきびしい批判が注目された。

【当面の重点活動方針（要旨）】

一、総選挙に勝利し政治の転換をはかろう！

今日わが国の政治は、腐敗と混乱がその極に達し、危機的様相を深めている。ロッキード事件に示された自民党の金権政治、リンチ共産党事件が明らかにされた日本共産党の非民主的体質、社会党の思想と行動の混乱等、議会制民主主義の本質にかかわる重要な問題が山積している。また、不況とインフレの共存は国民の不安を深刻にし、社会的不公正の拡大、教育の自主性喪失、環境、エネルギー資源、食糧問題、硬直した外交方針等あらゆる分野で不安と混迷におちいり、明日の国づくりの目標と展望をもち得ないでいる。

いま、まさに民社党の出番はきた。

いま、民社党が果すべき当面の課題は、①わが国民主主義の発展擁護であり、②不況からの脱却である。

このため党は、同盟をはじめとする民主的な諸団体と協力して果敢な国民運動を展開し、党勢を拡大強化して総選挙を闘い、勝利して負託に応えなければならない。

二、民主主義をまもり不況を克服するため国会（地方議会）活動を強化しよう！

ロッキード事件、リンチ共産党事件の究明のため強力な国会活動を展開する。さらに不況克服等、当面の諸課題については、次の具体的闘争方針にもとづき積極的に活動する。①不況克服策の樹立　②税制の改革　③行政改革と経費節減の断行　④公共料金値上げ反対の闘い　⑤五十一年度予算に対する闘い　⑥財政再建の闘い　⑦雇用の安定　⑨社会保障制度の拡充　⑨独禁法改正と核防条約の批准　⑩中小企業対策の強化　⑪農林漁業対策の強化　⑫教育改革の推進　⑬参議院地方区の定数是正　⑭防衛委員会の設置と新しい国会運営方式の確立　⑮日中・日ソ平和条約の推進

三、党組織の飛躍的拡大を実現しよう！

第一九回党大会は、①一人の党員が二人の党員を獲得する　②一人の党員が五部の機関紙・誌の購読者を獲得する　③同盟との連携強化に全力をあげる、等の組織化の具体的方針を決定した。活動の結果、青年党員の飛躍的拡大、同盟党員の増加等の成果をあげたが、全般的には不充分である。ひきつづき第一九回大会決定を実践するとともに総選挙闘争と併行し、当面つぎの組織化対策をおしすすめよう。①入党運動の展開　②組織の整備　③青年隊の拡大　④機関紙・誌の拡大　⑤地方議員三千名計画の推進、とくに中間地方選挙への取り組み強化

四、平和と民主主義を守り、国民生活を安定させる国民運動を積極的に展開しよう

党は昨年来、平和と生活を守る国民運動を同盟、民中連、日婦などの友好組織と一体となって展開してきた。この運動は、不況と物価高から国民生活を守り、日本と世界の平和を守り、暴力に反対し民主主義と社会秩序を守ること等を目標に、諸運動を展開、とくに公労協の違法ストに反対す

る運動は民主主義を守る重要な柱であった。この国民運動を通じ、わが党の正しい政策と議会活動の成果が国民の中に拡がり、国民の不満、要求が掘りおこされ、党の活動力が向上し、党勢の拡大に通ずるなどの成果を確認した。

この確認の上に、ロッキード事件、リンチ共産党事件は国会の追及と併行し、国民運動を展開する。

さらに平和と生活を守るため、つぎの国民運動を活発に展開する。①不況克服　②違法ストを繰り返さない　③福祉を高める　④母性保障基本法制定要求

（全文は『革新』七六年四月号参照）

総選挙政策

民社党第二〇回大会は、七大主張と三六項目の「当面する緊急政策」を、民社党の「総選挙政策」として採択した。緊急政策においては、さきに「安保シンポジウム」の討論をもとに〝軌道修正〟していた「当面現行安保条約の機能を認めつつ、その運用の改善につとめる」との方針も盛りこまれていた。七大主張および三六政策の項目はつぎのとおり。なお、七大主張の全文は『革新』七六年四月号、「当面する緊急政策（三六政策）」の全文は『革新』七六年六月号にそれぞれ収録されている。

【七大主張】

①一兆円減税・公共料金抑制で、景気を回復し生活を守ろう　②雇用不安を解消し、中小企業と農林漁業を守ろう　③安定と発展をめざす長期計画で、愛情のこもった福祉社会をつくろう　④国民無視の違法ストをやめさせ、公共企業の経営をただそう　⑤連帯感・義務感・自主性を高め、世界に通ずる日本の教育を進めよう　⑥世界の平和と日本の安全を守る国民合意を確立しよう　⑦民社党の一大躍進で政治転換をかちとろう

【当面する緊急政策（36政策）】

①経済の抜本改革で物価の安定　②不況の克服と中小企業の経営基盤の確立　③経済安定・計画化基本法の制定で長期経済運営の確立　④大衆減税を実施し、税制不公平の解消　⑤小規模事業、商店の経営安定対策　⑥預貯金の目べりを防止しよう　⑦働く権利と生活を守る雇用保障対策の確立　⑧スト権の付与で健全な労使関係の確立　⑨労働者の経営参加と大企業の社会的責任の徹底　⑩人間尊重の労働・職場環境の創造　⑪真に勤労者のためになる財形制度の確立　⑫敬愛され安定した老後生活の確立　⑬母性保障法で婦人の不利益を是正　⑭男女格差をなくして女性の地位向上　⑮最善を保障する国民医療制度の確立　⑯生活の安定・向上を目指す社会福祉の確立　⑰国民の福祉向上を目指す土地制度の改革　⑱国民の住宅保障政策の展開　⑲生活環境の整備促進で生活の質的向上　⑳公害排除の徹底・人間環境の確保　㉑交通事故をなくし人命尊重の徹底　㉒「刑事災害被害者補償法」を設けて被害者の救済　㉓国民が安心できる食糧自給化政策の確立　㉔心配なく暮せる農漁村の環境整備　㉕新海洋法に対応する漁業新政策　㉖資源・エネルギー政策の転換と新たな方策　㉗民主社会にふさわしい人間教育の確立　㉘生活に密着した文化・スポーツの振興　㉙災害を防止し国土を保全　㉚住民要請にこたえる地方行政の改革　㉛地方財源を強化し自主性と行政サービスの向上　㉜憲法と民主主義を守り、議会政治の前進　㉝相互依存時代に対応する平和外交の推進　㉞国民合意の安全保障体制の確立　㉟朝鮮問題の平和的解決と緊張緩和の推進　㊱南北問題の解決につながる経済協力の推進

経済安定・計画化基本法案要綱

民社党は、七五年九月三日から六日間、神奈川県・奥湯河原温泉で第二一回政策研修会を開いた。この政策研修会は総合テーマを「新たな日本の進路を求めて」とし、経済、福祉、土地、住宅、労働、地方行政、中小企業の分科会を設けて政策を検討した。研修会では、国民経済の安定的発展を確保するため、「経済安定・計画化基本法」の制定が提唱され、その法案要綱が発表された。この法案は、①国民経済審議会を設け、五カ年の経済計画とこれを裏づける財政五カ年計画を策定し、これにもとづいて予算を編成する、②「景気調整基

金」制度を設け、好況時には余剰資金を吸収し、景気後退時にはこの資金をとり崩し景気回復をはかる――などを骨子とするものであった。この法案要綱は『政策と討論』第一五六号（七五年九月）に、政策研修会最終日の各分科会報告とともに収録されている。なお、民社党第二一回政策研修会編『新たな日本の進路を求めて』参照。

スト権問題にたいする基本方針

民社党は公共企業体職員のスト権問題を審議するため、七五年一〇月七日に「スト権問題対策委員会」（委員長・河村勝、事務局長・和田春生）を設け、支持団体の全官公、電労連とも協議した。その結果一〇月二九日の中執委で「スト権問題に対するわが党の基本方針」を確定した。この「基本方針」の特徴について『政策と討論』第一五八号（七五年一一月）はつぎのように述べている。

第一に公企体職員のスト権問題と権利として認められながらもスト行使を禁じられている電力事業労働者のスト規制法撤廃の問題とを密接不可分のものとして一括して扱っていることである。

自民党や他の三野党は電力労働者のスト規制法の問題について何らふれていない。しかし民営であり、しかも国労や動労など違法ストを行う労組とは異り、電労連は社会的責任の自覚をもちスト権を与えても何ら不安はないという状況にあり、スト規制法の撤廃こそとくに重視すべきである。

第二に、公企体職員については、スト権を「条件つきで認めること」とし、公労法の改正を行うこととしたことである。

第三に、条件つきの内容については、国鉄、郵政、電々公社と他の一公社四現業とは扱いを異にし、国民生活に与える影響の度合を考慮し前者については具体的な歯止め措置を講じ、後者については民間並みとすることとしたことである。尚、経営形態については現行通りを前提とした。この等が認める国際的な常識でもある。

第四は、スト規制法はただちに撤廃し、労組法・労調法を適用することとしたことである。

なお、第三の、国鉄、郵政、電電の二公社一現業についての「歯止め措置」の内容は、①十分な事前団交、②公労委による調整前置（おおむね一五日前後）、③争点の公表、④スト投票の義務づけ（労組法五条二項と同様のものとする）、⑤争議行為の予告制度（労調法三七条一項の規定に準ずる）、⑥保安業務（人命に対する危険および施設の保安を阻害する行為は禁止）、⑦使用者側にスト対抗手段としてロックアウトを認める、などである。また、「争議行為放縦化の危険に対する歯止めと違法行為の規制」として、①首相命令により争議を差し止め公労委の強制仲裁に付す、②違法ストは刑事上、民事上の免責を失う、などがあげられている（なお、全文は『政策と討論』第一五八号参照）。

安保条約にたいする党見解

民社党は七五年一二月一〇日の中央執行委員会で、「日米安保条約の位置づけについて」と題する党見解を確認した。これは一一月に開いた「安保シンポジウム」の議長報告をもとに、民社党安保問題特別委員会（委員長・佐々木党副委員長）がまとめたものであった。民社党はこれまで条約上の不平等や在日米軍基地のもたらす弊害を理由に「駐留なき安保ないしは段階的解消」を基本方針としてきたが、この党見解では、これを「ビジョン」として「現行の安保条約の機能を認めつつ、その運用の改善をすすめることに重点をおく」方向をうちだしたものであった。

党見解の要旨はつぎのとおり。なお、全文は『政策と討論』第一六〇号（七六年一月）参照。

【日米安保条約の位置づけについて（要旨）】

一、安保廃棄論の論拠は主として、①米軍基地の存在によりわが国が戦争にまきこまれはしないかという不安　②安保条約がソ連、中国を対象としていることによる対日感情の悪化と日本外交の自由の束縛、の二つである。

しかし米軍のベトナム撤退によって情勢は変化した。今後アジアに米軍が軍事介入する可能性は朝鮮だけである。これに対しては事前協議制などの運用で、わが国の意に反して機能することがないようすべきだ。また、米ソ協調、米中和解の反面、中ソ対立が激化している。もし安保条約を廃棄すれば米中ソの複雑なバランスをくずし、アジアの安定を阻害する。

一、以上のように安保廃棄論の主たる論点はほとんど解消した。したがって、これまでの「駐留なき安保」という長期目標はビジョンとして維持しつつも現行の安保条約の機能を認めつつ、その運用の改善をすすめることに重点をおくことが合理性と現実性を尊ぶ党路線にかなっている。

一、国内基地の弊害は残るだろうが、これは必要悪というべきもので、整理縮小を推進し、治安法権的特権を与えている地位協定の改正等の方策により、漸次マイナス面の解消をはかってゆくべきものと思う。

4　主要な活動

平和と生活を守る国民運動

民社党は、七五年八月九日の中央執行委員会で、同盟、民中連、日婦などの友好団体と一体となって「平和と生活を守る国民運動」を展開することを決め、佐々木副委員長を本部長とし、田淵国民運動委員長を事務局長とする「平和・民主主義・生活・福祉擁護国民運動本部」を設置した。この運動は、①深刻な不況と物価高から国民生活を防衛し、雇用を安定させる、②ベトナム戦争後の情勢に対処し、日本の平和と世界の平和を守る、③暴力に反対し、民主主義と社会秩序を守る、などを目標としたもので、七五年九月以降つぎのような運動を展開した。

- 九月一一日　渋谷駅頭で街頭演説
- 九月一五日　北方領土返還要求根室集会（一五〇人参加）
- 九月一五日～一〇月一四日　豊かな老後をつくる国民運動。九月二九日東京・日消ホールで中央集会（六〇〇人参加）
- 一〇月二四日　東京・明治公園で完全雇用・インフレ抑止・生活を守る中央総決起集会（一〇〇〇人参加）
- 一一月三日　憲法擁護の集会。午前中街頭宣伝。午後は東京・都道府県会館、横浜・勤労会館などで憲法公布記念祝賀会
- 一一月七～八日　安保シンポジウム（別項参照）
- 一二月三日および七六年四月一九日　違法ストをやめさせる国民会議（別項参照）

このほか、難病対策の推進については、ベーチェット病を扱った劇映画「太陽は泣かない」の上映運動をはじめ、七六年三月八日には難病対策を推進する集いを東京九段会館で開いた（参加一五団体五〇人）。また母性保障基本法制定を要求する署名運動をおこなった。

スト権スト反対運動

七五年一一月二六日から一二月三日にかけておこなわれた公労協のスト権ストにたいし、民社党は、これを違法な政治ストであるとして強く反対し、即

時中止を要求する声明を発表したほか、「違法ストをやめさせる国民会議」を組織して活発な反対運動を展開した。

スト期間中に民社党が発表した声明・申し入れ、談話はつぎのとおりで、全文はいずれも『政策と討論』一五九号（七五年一二月）に収録されている。

①スト権ストに対する声明（一一月二五日）　②専門懇の意見書に対する河村スト権対策委員長談話（一一月二六日）　③スト権スト問題に関する申入書（政府と関係当局に対する）（一一月二九日）　④政府基本方針に対する佐々木労働問題総合対策委員長談話（一二月一日）　⑤スト権スト中止に対する声明書（一二月三日）

違法ストをやめさせる国民会議

七五年一二月三日、民社党のよびかけで「違法ストをやめさせる国民会議」の第一回会合が東京・赤坂プリンスホテルで開かれ、同盟系の労働組合をはじめ、中小企業団体、宗教団体、医師会など五二団体の代表が参加し、「違法ストの繰返しを許さない共同アッピール」を採択した。「アッピール」は「国民生活とわが国の経済を破壊してかえりみない今回の違法ストは明らかに国民に対する挑戦である」とし、「われわれはここに国民諸階層の利益を代弁し、公労協に対して違法ストの即時中止とこのようなストを絶対くり返さないことを強く要求する」と述べていた（アッピールの全文は『週刊民社』第七七六号（一二月一二日付）。なお、参加五二団体は『革新』七六年三月号三〇ページによればつぎのとおりであるが、『週刊民社』第七七六号では鉄鋼労連はふくまれていない。

全日本労働総同盟（さん下各産別を一括）、全国民労協、鉄鋼労連、東京電話施設労組、日本医師会、日本歯科医師会、全国公私病院連盟、全国印刷工業組合連合会、民社法曹協会、生長の家、霊友会、世界救世教、全国サラリーマン同盟、民主社会主義研究会議、日本民主婦人の会、民主社会主義学生同盟、新しい日本をきずく青年委員会、日本公認会計士政治連盟、日本税理士会連合会、日本紡績協会、日本化学繊維協会、日本麻紡績協会、日本製糸協会、日本綿スフ織物工業組合連合会、日本人絹織物工業組合連合会、日本ニット工業組合連合会、日本エンプロイダリー・レース工業会、日本毛整理協会、日本靴下工業組合連合会、日本毛織工業協会、日本毛織物等工業組合連合会、日本染色協会、日本酒造組合中央会、日本観光旅館連盟、国際観光旅館連盟、日本鰹鮪漁連、函館公海漁業、全国粧業小売連盟、全国商店街振興組合連合会、日本織物中央卸商業組合連合会、全国食肉事業協同組合連合会、全国青果小売商組合連合会、全国小売酒販組合中央会、全鶏連、全国青色申告会総連合、全国中小企業生命傷害共済協組連合会、全国共済商工協組連合会、民社中小企業政治連合、東京楽器協会。

ついで、七六年四月一九日、公労協のストライキの前日には、東京・九段会館で二度目の会合を開き、各界代表の意見表明のあと、「このストは明らかに違法ストであり、法が保護する国民利益の侵害であるとともに、議会制民主主義に反するものである。彼らの行為は、いまや国民一般の利益と妥協を許さない決定的対立関係にたちいたった。国民はいま、はかり知れない犠牲と困難を強いられ、激しい怒りに燃え立っている。われわれはもうがまんの限界に達している」との共同アピールを採択、代表が公労協と内閣官房長官を訪ねてストの中止を申し入れた。

国際活動

民社党は七五年七月から九月にかけて、つぎの四つの調査団、使節団を海外八カ国に派遣し、ベトナム戦争終結後の安全保障問題を中心に調査し、各国の政府関係者などと懇談した。

一　第三回訪韓議員団

期　間　一九七五年七月四日～六日
訪問地　ソウル
団構成　小平忠（団長）、小宮武喜、三治重信、柄谷道一、藤村明
目　的　韓国新民党国会議員との定期懇談（日韓関係、朝鮮半島情勢及び東北アジアの安全保障について）

二　第五次東南アジア調査団
期　間　一九七五年七月二十日～三十一日
訪　問　フィリッピン、シンガポール、インドネシア、マレーシア及びタイ
団構成　春日一幸（団長）、竹本孫一、藤井恒男、大内啓伍
目　的　ポスト・インドシナの周辺諸国の政情を現地にて調査、ASEAN諸国の政府首脳と会見

三　訪ソ使節団
期　間　一九七五年八月十日～二十日
訪問地　モスクワ、レニングラード、ソチ
団構成　佐々木良作（団長）、河村勝、三治重信、木島則夫、田口幸子
目　的　東北アジアの安全保障、日ソ経済協力、シベリア・ヤクート開発協力などについて政府関係者と懇談

四　第四次訪米使節団
期　間　一九七五年八月三十一日～九月十日
訪問地　ロスアンゼルス、ワシトン、ニューヨーク、ホノルル
団構成　塚本三郎（団長）、永末英一、大内啓伍他二名
目　的　日米関係・安保問題・アジア情勢などについて、政府首脳、上下両院議員、学者及びマスコミ関係者等と懇談

（以上は第二〇回全国大会『党務報告（三）』による）

なお、一、民社党訪韓議員団と韓国新民党の「共同談話」の全文は『政策と討論』第一五四号または『世界』七五年九月号、要旨は『週刊民社』第七五号（七月一八日付）に、二、民社党東南アジア調査団については春日団長の「団長談話」が『革新』七五年九月号あるいは『政策と討論』第一五五号に、三、訪ソ使節団と四、訪米使節団の「団長談話」などは『革新』七五年一〇月号あるいは『政策と討論』第一五六号にある。

このほか、七五年八月一七日から同二一日にかけ、民社党の国会議員らと同盟役員の台湾訪問団（団長和田春生）が亜東関係協会の招待と中華全国総工会のよびかけで台湾を訪問した。

【参考資料】〈日本社会党関係〉(1)日本社会党中央本部機関紙局『社会新報』（週二回刊）、(2)同『月刊社会党』、(3)『日本社会党第三九回 定期全国大会報告議案集』、(4)「日本社会党第三九回定期大会速記録」
〈日本共産党〉(1)日本共産党中央委員会『赤旗』（日刊）、(2)同『理論政策』（月刊）、同(3)『前衛』（月刊）、(4)『議会と自治体』（月刊）
〈民社党〉(1)民社党本部『週刊民社』、(2)同『革新』（月刊）、(3)民社党政策審議会『政策と討論』（月刊）、(4)「民社党第二〇回臨時全国大会資料」、(5)民主社会主義研究会『改革者』（月刊）